

資料編

目次

資料編

第1 防災組織に関する資料

1-1	秋田市防災会議条例	1
1-2	秋田市防災会議運営規程	3
1-3	秋田市防災会議委員	4
1-4	秋田市災害対策本部条例	6
1-5	秋田市災害対策本部運営規程	7
1-6	秋田市災害対策基本条例	15
1-7	秋田市災害対策基本条例施行規則	21

第2 市の概況に関する資料

2-1	位置図	22
-----	-----	----

第3 過去における災害に関する資料

3-1	秋田県に被害をおよぼした主な地震	23
3-2	秋田市災害年表	26

第4 自主防災組織等の育成計画に関する資料

4-1	自主防災組織結成届出書	39
-----	-------------	----

第5 秋田市消防本部との業務協定等関係資料

5-1	秋田市消防本部との業務協定等関係資料	45
5-2	船舶火災の消火に関する秋田海上保安部と秋田市消防本部との業務協定	46
5-3	秋田県広域消防相互応援協定書	49
5-4	秋田県広域消防相互応援協定書の解釈・運用に係る確認書	54
5-5	秋田外環状道路消防相互応援協定書	56
5-6	秋田外環状道路消防相互応援協定に基づく覚書	58
5-7	秋田空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定	61
5-8	秋田自動車道消防相互応援協定書	63
5-9	秋田自動車道消防相互応援協定書の覚書	65
5-10	秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	68
5-11	日本海東北自動車道消防相互応援協定書	71
5-12	鉄道災害発生時における消防活動に関する協定書	74
5-13	鉄道災害発生時における消防活動に関する協定	78

5-14	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	82
5-15	日本海東北自動車道消防相互応援協定	89
5-16	防災資機材の管理運営の委託に関する協定	93

第6 国との協定に関する資料

6-1	国との協定に関する資料	96
6-2	災害時の情報交換に関する協定	97
6-3	大規模災害時における秋田市と秋田刑務所との相互協力に関する協定	99
6-4	雄物川下流における防災情報提供・放送及び テレビ会議システムの運用に関する協定	103

第7 自治体間の協定に関する資料

7-1	自治体間の協定に関する資料	109
7-2	災害時における相互援助に関する協定書	110
7-3	東北地区六都市災害時相互応援に関する協定	116
7-4	東北地区六都市災害時相互応援に関する協定実施細目	119
7-5	中核市災害相互応援協定	123
7-6	中核市災害相互応援協定実施細目	127
7-7	大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定	130
7-8	大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定細則	134
7-9	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	137
7-10	災害時における廃棄物の仮置場に関する協定書	140
7-11	災害時における相互応援に関する協定書	142
7-12	災害時における病院間の相互支援に関する協定	144
7-13	災害時における秋田県および市町村相互の応援に関する協定書	146
7-14	災害時における相互応援に関する協定書	156
7-15	水の相互融通に関する協定書	160
7-16	全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定	163

第8 民間団体等との協定に関する資料

8-1	民間団体等との協定に関する資料	169
8-2	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定 (秋田市民消費生活協同組合)	171
8-3	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定実施細目 (秋田市民消費生活協同組合)	173
8-4	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書 (イオンモール秋田・ジャスコ御所野店)	178
8-5	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	

	(マックスバリュ東北) ……………	182
8-6	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書 (ジャスコ土崎港店) ……………	185
8-7	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書 (ダイドードリンコ青森・秋田ダイドー) ……………	189
8-8	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書 (協同組合秋田卸センター) ……………	192
8-9	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書 (イオン秋田中央) ……………	198
8-10	災害時における物資の供給に関する協定書(王子コンテナ) ……………	201
8-11	災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書 (レンタルのニッケン) ……………	204
8-12	災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書(秋田北部清掃興業) ……	208
8-13	災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書(日野興業) ……………	212
8-14	災害等におけるし尿および浄化槽汚泥の収集運搬業務に関する協定書 (秋田北部清掃興業、五大産業、秋田衛生社、秋田環境システム、 千秋産業、河辺清掃社) ……	216
8-15	災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書(アクティオ) ……	221
8-16	災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター) ……………	228
8-17	災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書(サンデー) ……	233
8-18	災害時(非常時)における応援に関する協定書(仙北西部漁協) ……………	238
8-19	災害非常通信の協力に関する協定書(秋田市アマチュア無線) ……………	240
8-20	非常災害時における協力に関する協定書(高尾山アマチュア無線) ……	242
8-21	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書(松寿会) ……………	243
8-22	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定締結先一覧 ……………	247
8-23	災害時における応急対策活動に関する協定書(秋田県造園協会) ……………	249
8-24	災害時における応急対策活動に関する協定書(秋田市建設業協会) ……	255
8-25	災害時における応急対策活動に関する協定書 (秋田市測量建設コンサルタント協会) ……………	261
8-26	災害時における応急対策活動に関する協定書(秋田電気工事協同組合) ……	267
8-27	災害時における応急対策活動に関する協定書 (あきた安心リフォーム協議会) ……………	272
8-28	災害時応援協定書(秋田管工事業協同組合) ……………	277
8-29	災害時応援協定書(PUC) ……………	279
8-30	災害発生時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 (日本下水道管路管理業協会) ……………	281
8-31	災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書 (秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部) ……………	286

8-32	災害時におけるボランティア活動に関する協定書（秋田パドラーズ）	291
8-33	災害等における軽自動車輸送の協力に関する協定書 （赤帽秋田県軽自動車運送協同組合）	295
8-34	災害時における救援物資提供に関する協定書（伊藤園）	299
8-35	災害時における救援物資の供給に関する協定書 （みちのくコカ・コーラボトリング）	303
8-36	災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書 （コスモ工機）	306
8-37	災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書 （イトー鋳造）	308
8-38	災害時等の電力供給に関する協定書（秋田国見山風力発電株式会社）	310
8-39	災害時における家庭廃棄物の収集運搬に関する協定書 （秋田市廃棄物処理協会）	312
8-40	災害時における応急対策への協力に関する協定書 （秋田県建造物解体業協会）	315
8-41	秋田市の避難所等情報提供に関する協定書 （ファーストメディア株式会社）	319
8-42	災害時における支援協力に関する協定書（秋田県行政書士会）	321
8-43	災害時等における無人航空機による協力に関する協定書 （秋田ドローンコミュニティ）	324
8-44	災害時における仮設鋼材の供給に関する協定書 （ヒロセホールディングス）	329

第9 指定公共機関等との協力に関する資料

9-1	指定公共機関等との協力に関する資料	332
9-2	災害発生時の対応並びに日常の業務における高齢者等の見守り活動の相互 協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定（秋田市内郵便局）	333
9-3	秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する覚書 （東日本旅客鉄道株式会社秋田駅）	337
9-4	秋田駅での輸送混乱時のプラザ使用に関する実施要領	339
9-5	災害時の協力に関する協定（東北電力株式会社秋田営業所）	340
9-6	災害時の協力に関する協定（東日本電信電話株式会社秋田支店）	342
9-7	非常災害時における協力に関する協定（秋田椿台FM放送）	344
9-8	災害時における緊急輸送等に関する協定（秋田県トラック協会）	345
9-9	災害時における放送に関する協定（秋田県警察本部、エフエム秋田）	350
9-10	災害時における放送に関する協定（秋田県警察本部、秋田放送）	352
9-11	秋田市における災害協力に関する協定（秋田銀行）	354
9-12	秋田市における災害協力に関する協定（北都銀行）	356
9-13	災害時における石油製品等の供給に関する協定	

	(秋田県石油商業組合秋田支部) ……………	358
9-14	災害時における液化石油ガスおよび応急対策用資機材の調達に関する協定 (秋田県LPガス協会) ……………	363
9-15	災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定 (ヤマト運輸株式会社秋田主管支店) ……………	365
第10 公共機関その他事業者間との協定に関する資料		
10-1	公共機関その他事業者間との協定に関する資料 ……………	370
10-2	日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定 ……………	371
第11 医療機関との協定に関する資料		
11-1	医療機関との協定に関する資料 ……………	375
11-2	災害時における応急医療救護活動に関する協定 ……………	376
11-3	災害時における歯科医療救護活動に関する協定 ……………	382
第12 通信に関する資料		
12-1	防災行政無線の概要 ……………	388
12-2	災害時発信用優先電話設置場所一覧表 ……………	389
12-3	防災関係機関の電話連絡一覧表 ……………	391
第13 水防に関する資料		
13-1	秋田管内河川図 ……………	395
13-2	重要水防区域一覧表(国土交通省, 秋田県重要水防区域箇所) ……………	396
13-3	水位情報周知河川および避難判断水位 ……………	405
第14 災害危険箇所に関する資料		
14-1	地すべり危険箇所表 ……………	406
14-2	急傾斜地崩壊危険箇所表 ……………	407
14-3	土石流危険渓流箇所表 ……………	420
14-4	土砂災害警戒区域指定箇所表 ……………	429
14-5	砂防指定地 ……………	457
14-6	崩壊土砂流出危険箇所表 ……………	459
14-7	山腹崩壊危険箇所表 ……………	469
14-8	なだれ危険箇所表 ……………	476
14-9	火災危険区域表、火災危険区域図 ……………	482
14-10	防災重点ため池箇所表 ……………	483

第 1 5 災害危険地域の災害予防に関する資料

- 15-1 秋田市災害危険区域に関する条例 …………… 485

第 1 6 雪害予防に関する資料

- 16-1 雪害対策要領 …………… 486
16-2 雪害対策本部 …………… 487

第 1 7 危険物関係等に関する資料

- 17-1 石油類 …………… 488
17-2 高圧ガス …………… 489
17-3 都市ガス …………… 493
17-4 LPガス …………… 493
17-5 毒物・劇物 …………… 495
17-6 火薬類 …………… 496

第 1 8 文化財に関する資料

- 18-1 国、県、市指定文化財一覧表 …………… 497
18-2 被災した貴重な資料に関する保全（注意事項） …………… 505

第 1 9 派遣、応援に関する資料

- 19-1 秋田県緊急消防援助隊受援計画 …………… 506
19-2 災害による応援職員派遣要請に関する様式 …………… 513
19-3 職員派遣要請手続き等（職員の派遣要請事項） …………… 514
19-4 自衛隊の災害派遣要請に関する様式 …………… 515
19-5 自衛隊の撤収要請に関する様式 …………… 516

第 2 0 秋田県消防防災ヘリコプターの要請に関する資料

- 20-1 秋田県消防防災航空隊出動要請書 …………… 517
20-2 緊急活動速報 …………… 518
20-3 災害状況報告書 …………… 519

第 2 1 情報の伝達に関する資料

- 21-1 サイレン信号等 …………… 520

第 2 2 情報の収集および報告に関する資料

- 22-1 被害の認定基準 …………… 521

22-2	被害状況報告の様式	525
第23 救急医療に関する資料		
23-1	救急告示医療機関一覧表	530
23-2	病院一覧表	531
23-3	医薬衛生材料調達先一覧表	532
第24 交通輸送に関する資料		
24-1	通行の禁止又は制限についての標示	533
24-2	緊急輸送車両に関する様式	534
24-3	緊急輸送道路ネットワーク図	541
24-4	臨時ヘリポート設定基準	548
24-5	臨時ヘリポート設定場所	550
24-6	指定拠点施設一覧表	551
第25 避難に関する資料		
25-1	指定緊急避難場所一覧表	553
25-2	指定避難所一覧表	578
第26 衛生および清掃に関する資料		
26-1	ごみ処理施設一覧表	584
26-2	し尿処理施設一覧表	584
26-3	ごみ収集車（環境部）保有状況一覧表	584
26-4	ごみ収集車（委託）保有状況一覧表	585
26-5	し尿収集運搬許可業者名および保有状況一覧表	585
26-6	ごみ収集運搬許可業者名および保有状況一覧表	586
第27 福祉施設に関する資料		
27-1	福祉施設一覧	588
第28 給水に関する資料		
28-1	給水区域および施設配置図	626
28-2	浄水場・配水場一覧表	627
28-3	小規模水道一覧表	627
28-4	応急給水施設一覧表	628
28-5	給水資機（器）材一覧表	630

第 2 9 備蓄に関する資料

- 29-1 県と市町村の共同備蓄品目と数量631
- 29-2 市備蓄一覧表634

第 3 0 災害救助に関する資料

- 30-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準644

第 3 1 公用負担に関する資料

- 31-1 市長等の応急公用負担一覧表648

第 3 2 災害援護に関する資料

- 32-1 災害援護資金等の貸付け649
- 32-2 経営資金651
- 32-3 税の減免652
- 32-4 災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）654
- 32-5 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例656
- 32-6 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則661
- 32-7 秋田市災害見舞金給付要綱665
- 32-8 秋田市災害見舞金給付要領667
- 32-9 り災証明書の書式668

第 3 3 孤立集落に関する資料

- 33-1 孤立想定集落一覧表678

第 3 4 農用地等湛水危険箇所に関する資料

- 34-1 農用地等湛水危険箇所表679

第 3 5 要配慮者利用施設に関する資料

- 35-1 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設681
- 35-2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設692

第 3 6 地区防災計画

- 36-1 地区防災計画の指定694

第 1 防災組織に関する資料

資料 1 - 1 秋田市防災会議条例

	昭和38年 3 月 15 日	条例第 8 号
改正	昭和50年10月 3 日	条例第15号
	〃 昭和53年 3 月 29 日	条例第12号
	〃 平成 5 年 6 月 28 日	条例第25号
	〃 平成 8 年 3 月 25 日	条例第14号
	〃 平成 9 年12月18日	条例第42号
	〃 平成12年 3 月 27 日	条例第 6 号
	〃 平成16年 3 月 23 日	条例第 9 号
	〃 平成16年12月24日	条例第125号
	〃 平成24年10月 3 日	条例第48号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 5 項の規定に基づき秋田市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織および所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 秋田市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 全号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長および委員)

第 3 条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから当該機関の長の承認を得て市長が任命する者
 - (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長が指名する自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 秋田県知事の部内の職員のうちから知事の承認を得て市長が任命する者

- (4) 秋田県警察官のうちから、警察本部長の承認を得て市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 秋田市教育長
 - (7) 秋田市消防長および消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから当該機関の長の承認を得て市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、60人以内とする。
- 7 第5項第8号および第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 2 秋田市防災会議運営規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、秋田市防災会議条例(昭和38年秋田市条例第8号以下「条例」という。)
第 5 条の規定に基づき、秋田市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し、必
要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定により、会長の職務を代理する委員は、副市長をもって
充てる。

(防災会議の召集)

第 3 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係職員の出席)

第 4 条 防災会議は、必要により関係職員の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(書 記)

第 5 条 防災会議に書記若干人を置く。

- 2 書記は、市の職員の中から会長が任命する。
- 3 書記は、会長の命を受け、庶務に従事する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

資料 1 - 3 秋田市防災会議委員

平成31年 3 月現在 委員数53名

区分	機関名	職名
会長	秋田市	市長
1号委員	東北森林管理局秋田森林管理署	署長
〃	東北農政局秋田県拠点	総括農政推進官
〃	東北地方整備局秋田港湾事務所	沿岸防災対策官
〃	秋田地方気象台	次長
〃	秋田海上保安部	次長
〃	東北地方整備局秋田河川国道事務所	所長
2号委員	陸上自衛隊第 2 1 普通科連隊	第 1 中隊長
〃	陸上自衛隊秋田駐屯地業務隊	文書係
3号委員	秋田地域振興局	局長
〃	秋田地域振興局建設部	部長
〃	秋田地域振興局農林部	部長
4号委員	秋田中央警察署	署長
〃	秋田臨港警察署	署長
〃	秋田東警察署	署長
5号委員	秋田市	副市長
〃	秋田市	副市長
〃	秋田市	総務部長
〃	秋田市	危機管理監
〃	秋田市	企画財政部長
〃	秋田市	観光文化スポーツ部長
〃	秋田市	市民生活部長
〃	秋田市	福祉保健部長
〃	秋田市	保健所長
〃	秋田市	子ども未来部長
〃	秋田市	環境部長
〃	秋田市	産業振興部長
〃	秋田市	建設部長
〃	秋田市	都市整備部長
〃	秋田市	会計管理者
〃	秋田市	上下水道事業管理者
〃	秋田市	保健予防課長

区分	機関名	職名
6号委員	秋田市教育委員会	教育長
7号委員	秋田市消防本部	消防長
〃	秋田市消防団	消防団長
8号委員	日本郵便株式会社 秋田中央郵便局	局長
〃	東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社	安全企画室長
〃	東日本電信電話株式会社 秋田支店	支店長
〃	日本赤十字社 秋田県支部	参事
〃	日本放送協会 秋田放送局	放送部長
〃	東北電力株式会社 秋田電力センター	所長
〃	株式会社秋田放送	取締役経営推進局長
〃	秋田テレビ株式会社	総務局長
〃	秋田朝日放送株式会社	総務局長
〃	株式会社エフエム秋田	放送本部長
〃	一般社団法人秋田市医師会	会長
〃	東部瓦斯株式会社 秋田支社	取締役支社長
〃	一般社団法人秋田県L P ガス協会 秋田中央協議会	会長
〃	株式会社NTTドコモ東北支社 秋田支店	支店長
9号委員	秋田市自主防災組織連絡協議会	会長
〃	秋田市連合婦人会	副会長
〃	特定非営利活動法人子育て応援S e e d	理事長
〃	秋田大学地方創生センター	教授

資料 1 - 4 秋田市災害対策本部条例

昭和59年9月20日 条例第23号
改正 平成8年3月25日 条例第14号
” 平成24年10月3日 条例第47号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、秋田市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 5 秋田市災害対策本部運営規程

	昭和60年 4月12日
改正	昭和61年 4月15日
〃	平成 8年11月28日
〃	平成16年 3月 1日
〃	平成19年12月10日
〃	平成21年 3月 9日
〃	平成24年 3月16日
〃	平成26年 4月 1日
〃	平成29年 6月30日
〃	平成30年10月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市災害対策本部条例（昭和59年条例第23号）第5条の規定に基づき秋田市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、秋田市役所本庁舎に置く。

(副本部長および本部員)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表一に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部員会議)

第4条 本部員会議は、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）副本部長および本部員をもって構成する。

2 本部員会議は、災害応急対策について協議する。

3 本部員会議は、副本部長が必要に応じて招集する。

4 副本部長は、本部員会議の議長となる。

5 副本部長は、必要に応じて本部員以外の職員を本部員会議に出席させることができる。

(本部連絡員)

第5条 本部連絡員（以下「連絡員」という。）は、別表二に掲げる職にある者をもって充てる。

2 連絡員は、各部の災害に関する情報および応急対策の活動状況を副本部長に報告するとともに、副本部長からの連絡事項を各部の部長に伝達する。

(本部室)

第6条 本部が設置されたときは、直ちに本部室を開設する。

2 別表三に掲げる総務部部長は、本部室の事務を掌理する。

3 本部室は、別表三に掲げる各部の部長があらかじめ、指名した職員をもって構成する。

4 本部室は、本部員会議の庶務および次条第2項の規定により定める、各部の連絡調整にあたるものとする。

(部および班)

第7条 本部に、別表三に掲げる部および班を置くことができ、それぞれの分掌事務を行う。

2 本部長は必要に応じ、前項に規定する部および班以外の部、もしくは班を設け、または、これらの一部を置かないことができる。

3 班長は、部長の命を受け、班員は、班長の指示により、その任にあたる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はそのつど本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和60年4月12日から施行する。

この規程は、昭和61年4月15日から施行する。

この規程は、平成8年11月28日から施行する。

この規程は、平成16年3月1日から施行する。

この規程は、平成19年12月10日から施行する。

この規程は、平成21年3月9日から施行する。

この規程は、平成24年3月16日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月30日から施行する。

この規程は、平成30年10月30日から施行する。

別表一 災害対策本部員

総務部長	子ども未来部長	教育長
危機管理監	環境部長	消防長
企画財政部長	産業振興部長	
観光文化スポーツ部長	建設部長	
市民生活部長	都市整備部長	
福祉保健部長	会計管理者	
秋田市保健所長	上下水道事業管理者	

別表二 災害対策本部連絡員

総務部 総務課長	環境部 環境総務課長	消防本部 総務課長
企画調整部 企画調整課長	産業振興部 産業企画課長	
観光文化スポーツ部 観光振興課長	建設部 建設総務課長	
市民生活部 生活総務課長	都市整備部 都市総務課長	
福祉保健部 福祉総務課長	会計課長	
秋田市保健所 保健総務課長	上下水道局 総務課長	
子ども未来部 子ども総務課長	教育委員会事務局 総務課長	

別表三 事務分担表

部	班	業務内容
総務部 (総務部長)	総務班 ※(総務課長)	1 本部長および副本部長との連絡に関する事 2 市議会との連絡に関する事 3 各部ならびに協力関係機関との連絡調整に関する事 4 輸送車両の確保および配車に関する事 5 輸送協力機関への協力要請に関する事 6 避難者および負傷者の輸送に関する事 7 その他輸送全般に関する事 8 殉職者に対する慰霊措置に関する事 9 災害見舞者の応接に関する事 10 その他、他の部に属しない事項に関する事
	動員連絡班 ※(人事課長)	1 職員の動員に関する事 2 職員等の派遣要請およびあっせんに関する事 3 職員の被害調査に関する事 4 災害応急対策活動従事者(職員等)の公務災害補償に関する事
	防災対策班 ※(防災安全対策課長)	1 災害対策本部会議に関する事 2 気象予警報の受理、伝達に関する事 3 災害情報の収集総括に関する事 4 防災会議に関する事 5 災害の公示および災害報告に関する事 6 災害記録に関する事 7 応援協定締結都市等への応援要請に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 防災行政無線の確保に関する事 10 備蓄物資の供給に関する事 11 生活必需品の調達に関する事 12 他班に属さないり災証明に関する事 13 電気関係機関ならびに業者への協力要請に関する事
	契約班 ※(契約課長)	1 応急物資の購入、保管ならびに出納に関する事
	財産管理活用班 ※(財産管理活用課長)	1 市庁舎等の被害調査および応急対策に関する事 2 市有物件の損害調査および応急対策に関する事 3 車両の確保および配車に関する事
企画財政部 (企画財政部長)	企画班 ※(企画調整課長)	1 国会議員、各省庁関係者の応接に関する事 2 要望陳情に関する事 3 外国人被災者相談窓口の開設に関する事 4 海外からの見舞い等に関する事
	広報班 ※(広報広聴課長) (情報統計課長)	1 避難および避難所等の広報に関する事 2 災害状況の広報資料等の収集作成に関する事 3 災害記録の撮影に関する事 4 報道関係機関への連絡等に関する事 5 災害情報の提供に関する事 6 その他防災上必要な広報に関する事
	財政班 ※(財政課長) (市民税課長) (資産税課長) (納税課長) (特別滞納整理課長)	1 災害関係の予算に関する事 2 救援物資の受け、保管に関する事 3 義援金の受納に関する事 4 その他財政全般に関する事 5 税の減免措置に関する事 6 家屋の損壊等に係わり災証明に関する事 7 税の徴収猶予に関する事
観光文化スポーツ部 (観光文化スポーツ部長)	観光振興班 ※(観光振興課長)	1 観光振興課所管施設の被害調査および応急対策に関する事 2 入浴サービスの提供に関する事 3 その他観光振興関係全般に関する事
	拠点センター班 ※(秋田市民交流プラザ管)	1 鉄道利用者の待機場所に関する事 2 秋田拠点センターアルヴェ・秋田駅東西連絡自由通路の被害調

	理室長)	査および応急対策に関すること
	文化振興班 ※(文化振興課長) (秋田城跡歴史資料館事務長) (千秋美術館事務長) (赤れんか郷土館事務長) (民俗芸能伝承館事務長) (佐竹史料館副館長) (文化会館事務長)	1 文化財等の被害調査および保全対策に関すること 2 文化施設に係わる被害調査および応急対策に関すること
	スポーツ振興班 ※(スポーツ振興課長)	1 スポーツ施設に係わる被害調査および応急対策に関すること 2 その他スポーツ全般に関すること
	動物園班 ※(大森山動物園事務長)	1 大森山動物園所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 飼育動物に関すること 3 入園者の避難指導および救護に関すること
市民生活部 (市民生活部長)	市民生活班 ※(生活総務課長) (市民課長) (国保年金課長) (特定健診課長) (後期高齢医療課長) (西部市民サービスセンター一所长) (北部市民サービスセンター一所长) (河辺市民サービスセンター一所长) (雄和市民サービスセンター一所长) (南部市民サービスセンター一所长) (東部市民サービスセンター一所长) (中央市民サービスセンター一所长) (市民相談センター一所长) (駅東サービスセンター一所长)	1 市民生活部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 死体の収容および埋火葬ならびに慰霊に関すること 3 避難所の管理運営に関すること(施設所管部局に加え、必要に応じて全庁で対応) 4 避難者名簿の作成に関すること 5 市民からの問い合わせに関すること 6 7 災害相談所の開設に関すること 7 防犯に関すること 8 町内会等との連絡に関すること
福祉部 (福祉保健部長)	福祉班 ※(福祉総務課長) (障がい福祉課長) (長寿福祉課長) (保護第一課長) (保護第二課長) (介護保険課長) (監査指導室長) (地域福祉推進室長)	1 福祉保健部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 福祉施設(主に入所施設)に係わる被害調査に関すること 3 見舞金の給付に関すること 4 奉仕団体の派遣に関すること 5 炊き出しに関すること 6 生活必需品の供給に関すること 7 災害ボランティアの受け入れに関すること 8 災害時要援護者の避難支援に関すること 9 災害時要援護者の避難所生活に関すること 10 要援護世帯のり災支援に関すること 11 義援金等の配分に関すること 12 その他福祉全般に関すること
	食肉衛生検査班 ※(食肉衛生検査所長)	1 食肉衛生検査所所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 と畜場における食肉衛生に関すること
保健部 (保健所長)	保健衛生班 ※(保健総務課長) (保健予防課長) (健康管理課長) (衛生検査課長)	1 保健所所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 医療救護の応援要請に関すること 3 防疫、消毒に関すること 4 救護所の設置に関すること 5 防疫資機材ならびに薬品の調達に関すること 6 秋田市医師会等との連絡調整に関すること 7 避難者(避難所外避難者含む)の身体および心のケアに関するこ

		と (必要に応じて他部局の保健師・栄養士も対応) 8 その他保健衛生に関する事
子ども未来部 (子ども未来部長)	子ども班 ※(子ども総務課長) (子ども育成課長) (施設指導室長) (子ども健康課長) (子ども未来センター所長)	1 子ども未来部所管施設の被害調査および応急対策に関する事 2 児童福祉施設 (民間施設) の被害調査に関する事 3 子ども未来部所管施設内における児童生徒の避難および救護に関する事
環境部 (環境部長)	環境班 ※(環境総務課長) (環境都市推進課長) (環境保全課長) (廃棄物対策課長) (総合環境センター所長)	1 環境部所管施設の被害調査および応急対策に関する事 2 トイレ利用の確保に関する事 3 ごみ、し尿の処理処分に関する事 4 清掃用車両および作業員の確保に関する事 5 その他清掃全般に関する事
産業振興部 (産業振興部長)	産業企画班 ※(産業企画課長)	1 産業企画課所管施設の被害調査および応急対策に関する事 2 農・漁業に係わる被害調査に関する事 3 農水産業に係わり災証明に関する事
	商工貿易班 ※(商工貿易振興課長)	1 商工貿易振興課所管施設の被害調査および応急対策に関する事 2 秋田港本港地区周辺施設の被害調査に関する事 3 商業に係わる被害調査に関する事 4 震災中小企業者に対する金融措置に関する事 5 その他商業全般に関する事 6 工業に係わる被害調査に関する事 7 その他工業全般に関する事
	企業立地雇用班 ※(企業立地雇用課長)	1 出稼ぎ者からの留守家族安否情報等の問い合わせに関する事 2 震災失業者の相談に関する事
	農業農村振興班 ※(農業農村振興課長)	1 農作物の被害防止ならびに病虫害の防除に関する事 2 家畜伝染病の予防に関する事 3 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関する事 4 死亡獣畜処理の相談に関する事 5 農・漁業関係者に対する資金融資等に関する事 6 その他農・漁業全般に関する事
	農地森林整備班 ※(農地森林整備課長)	1 農地・農業用施設の被害調査ならびに応急対策に関する事 2 林業に係わる被害調査に関する事 3 林業施設等の被害調査ならびに応急対策に関する事 4 その他農地・農業用施設・林業全般に関する事
	園芸振興班 ※(園芸振興センター所長)	1 園芸作物の被害防止ならびに病虫害の防除に関する事 2 園芸作物の農薬、肥料の調達に関する事 3 園芸作物に係わる被害調査に関する事 4 園芸振興センターの被害調査および応急対策に関する事
	市場班 ※(市場管理室長)	1 卸売市場の被害調査および応急対策に関する事 2 食料品等の調達全般に関する事 3 救援物資(食料)の受付け、保管に関する事
建設部 (建設部長)	道路班 ※(建設総務課長) (道路建設課長) (道路維持課長)	1 道路、橋および堤防の被害調査および応急対策に関する事 2 道路などの障害物の除去に関する事 3 通行不能箇所の表示に関する事 4 河川の被害調査および復旧に関する事 5 河川の漂流物の除去に関する事 6 各道路管理者との連絡調整に関する事 7 その他土木全般に関する事
	建築班 ※(建築課長)	1 市有建築物ならびに施設、設備の応急対策に関する事 2 応急仮設住宅の建設工事に関する事 3 被災住宅の応急修理工事に関する事
	公園班 ※(公園課長)	1 公園施設に係わる被害調査および応急対策に関する事

都市整備部 (都市整備部長)	都市総務班 ※(都市総務課長)	1 部内の被害調査の集計および報告に関する事 2 被災住宅の応急修理に関する事 3 都市総務課の所管する事業に係わる被害調査および応急対策に関する事
	都市計画班 ※(都市計画課長)	1 都市計画課の事業に係わる被害調査に関する事
	交通班 ※(交通政策課長)	1 都市交通に係わる被害調査および応急対策に関する事 2 交通安全対策の連絡調整に関する事
	建築指導班 ※(建築指導課長)	1 建築物等の応急危険度判定に関する事 2 その他建築相談に関する事
	住宅整備班 ※(住宅整備課長)	1 応急仮設住宅の建設計画に関する事 2 建設資金のあっせん等による被災住宅の復旧対策に関する事 3 市営住宅等の被害調査および応急対策に関する事
	都市整備班 ※(駅東事務所長)	1 駅東事務所の所管する事業に係わる被害調査および応急対策に関する事
上下水道部 (上下水道事業 管理者)	上下水道総務班 ※(総務課長) (仁井田浄水場更新準備室長)	1 上下水道災害対策本部の設置および運営に関する事 2 情報の収集、記録、報告および広報に関する事 3 秋田市災害対策本部との連絡に関する事 4 関係機関への応援要請および受入に関する事 5 車両および無線の配備と統括に関する事 6 各課との連絡調整に関する事
	給水班 ※(お客様センター所長) (給排水課長)	1 断水の巡回広報に関する事 2 応急給水に関する事 3 災害による問い合わせに関する事
	復旧班 ※(水道維持課長) (水道建設課長) (下水道整備課長) (浄水課長) (下水道施設課長)	1 上水道施設の被害調査および復旧工事に関する事 2 水圧、流量等の配水調整に関する事 3 応急給水の水質検査および衛生管理に関する事 4 下水道施設の被害調査および復旧工事に関する事 5 処理場の排水機能の確保に関する事 6 農業集落排水施設の被害調査および復旧工事に関する事 7 個別排水施設の被害調査および復旧工事に関する事
教育部 (教育長)	学校教育班 ※(総務課長) (学事課長) (学校教育課長) (学校適正配置推進室長)	1 学校施設に係わる被害調査および応急対策に関する事 2 児童生徒の避難および救護に関する事 3 臨時校舎の開設に関する事 4 学校施設に対する集団避難の受入対策の支援に関する事 5 被災児童、生徒の教科書、学用品の調査に関する事 6 保健衛生および学校給食の保全措置に関する事 7 児童生徒の心のケアに関する事 8 その他学校教育全般に関する事
	生涯学習班 ※(生涯学習室長)	1 社会教育施設に係わる被害調査および応急対策に関する事 2 その他社会教育全般に関する事
消防部 (消防長) (消防団長)	消防総務・調査班 ※(総務課長) (予防課長)	1 部内の被害調査の集計および報告に関する事 2 火災原因ならびに損害調査に関する事 3 消防協力者の災害補償に関する事 4 火災証明に関する事 5 消防職員、団員の配食に関する事 6 その他警防調査全般に関する事
	指揮班 ※(警防課長) (救急課長)	1 消防職員の動員に関する事 2 消防部隊の指揮運用に関する事 3 災害現場の連絡調整に関する事 4 警防資機材の調査に関する事 5 消防応援要請に関する事 6 その他警防指揮全般に関する事
	防ぎょ班 ※(秋田消防署長) (土崎消防署長) (城東消防署長) (秋田南消防署長)	1 災害の防除ならびに警戒に関する事 2 避難者の誘導に関する事 3 人命救助ならびに行方不明者の捜索に関する事 4 警戒区域の設定に関する事 5 災害現場における被害調査および報告に関する事 6 その他警防活動全般に関する事
	情報収集班	1 消防通信および指令全般に関する事

	※(指令課長)	<ul style="list-style-type: none"> 2 災害情報および気象予・警報の収集、伝達に関する事 3 市民からの情報収集に関する事 4 関係機関との連絡に関する事 5 災害現場との連絡に関する事 6 災害活動状況の収集および報告に関する事
	協力班 ※(会計課長) 議会・選挙管理・農業・ 監査各委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 人員不足等各班への協力に関する事 2 物資、機材調達等会計処理に関する事 3 議員、各委員への報告等に関する事 4 その他

※は班長を表す

資料 1 - 6 秋田市災害対策基本条例

平成24年 3月26日 条例第 3号
改正 平成24年10月 3日 条例第47号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 自助(第 5 条・第 6 条)

第 3 章 共助(第 7 条—第 9 条)

第 4 章 公助

第 1 節 基本方針(第10条—第12条)

第 2 節 協働による災害対策の推進(第13条—第17条)

第 3 節 災害に強いまちづくりの推進(第18条—第25条)

第 5 章 雑則(第26条)

附則

平成23年 3月に発生した東日本大震災は、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、人々の暮らし、地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらしました。この未曾有の大災害は、私たちに、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさをまざまざと知らしめました。

人は、自然災害の発生を完全に抑えることはできません。だからこそ、私たちは、災害による被害を最小限に食い止めるため、力を尽くさなければなりません。

災害から市民の生命と暮らしを守るためには、市が安全なまちづくりを目指した施策を講じ、地域ぐるみの防災に関する施策を推進するとともに、市に関わる全ての者の責務と役割を明らかにし、相互に連携し、協力しあっていくことが必要不可欠です。

ここに、市と市民との適切な役割分担の下、自助・共助・公助がバランス良く融合された、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民、事業者、市その他市に関わるものの災害対策における責務および役割を明らかにするとともに、災害の予防、災害が発生した際の応急対策および災害の復旧に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第 2 条第 1 号に

規定する災害をいう。

(2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。

(3) 災害時要援護者 高齢者、障がい者その他の災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとることに関し支援を要する者をいう。

(4) 自主防災組織 法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。

(基本理念)

第3条 災害対策への取組は、次に掲げる理念を基本として、市民、事業者および市それぞれが連携を図りながら行われなければならない。

(1) 市民および事業者(以下「市民等」という。)が、自己の責任により自らを災害から守るという自助の理念

(2) 市民等が、地域において相互に助け合い、互いを災害から守るという共助の理念

(3) 市が、市民等を守るための施策を推進するという公助の理念

(地域防災計画への反映)

第4条 秋田市防災会議(法第16条第1項の規定により設置した防災会議をいう。)は、秋田市地域防災計画を作成するに当たっては、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

第2章 自助

(市民の自助)

第5条 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。

(1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。

(2) 家具の転倒および物品の落下の防止のための措置を講ずること。

(3) 出火の防止のための措置を講ずること。

(4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。

(5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に自らが必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。

(6) 避難場所および避難方法を確認すること。

(7) 災害時の連絡先および連絡方法を確認すること。

(8) 防災に関する情報を取得すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

(事業者の自助)

第6条 事業者は、従業員および顧客(以下「従業員等」という。)の安全の確保のため、次に掲げる事項について、災害に備えるよう努めなければならない。

(1) 事業活動で使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。

(2) 事業活動で使用する物品等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。

(3) 出火の防止のための措置を講ずること。

- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。
 - (5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に従業員等が必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。
 - (6) 避難経路、避難場所および避難方法についての確認および従業員等への周知を行うこと。
 - (7) 災害対策に関する知識および技術の従業員等への周知を行い、防災訓練を実施すること。
 - (8) 災害時における情報の取得および伝達の手段の確認および確保ならびに従業員等への周知を行うこと。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項
- 2 事業者は、災害時に事業を中断しないよう、又は中断した場合においてはできるだけ早期に事業を再開できるよう、体制の整備に努めなければならない。

第3章 共助

(市民の共助)

第7条 市民は、市が実施する災害対策に関する事業(以下「災害対策事業」という。)に協力しなければならない。

- 2 市民は、互いの生命、身体および財産を災害から守るため、自主防災組織を結成するよう努めなければならない。
- 3 市民は、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

(自主防災組織の責務)

第8条 自主防災組織は、地域住民、消防団、事業者等と協力し、地域における防災活動を実施するとともに、地域住民の安全確保に努めなければならない。

- 2 自主防災組織は、市が実施する災害対策事業に協力しなければならない。

(事業者の共助)

第9条 事業者は、市が実施する災害対策事業に協力しなければならない。

- 2 事業者は、自主防災組織が行う災害対策のための活動に協力するよう努めなければならない。

第4章 公助

第1節 基本方針

(市の責務)

第10条 市は、法第5条の規定に基づき、災害の予防、災害が発生した際の応急対策および災害の復旧に関する必要な対策を推進することにより、市民の生命、身体および財産を災害から守るとともに、安全を確保しなければならない。

(市の職員の責務)

第11条 市の職員は、市民の安全な生活を確保するため、防災に関する知識および技術を

習得するとともに、地域における安全なまちづくりのための活動に積極的に参加しなければならない。

(基本方針)

第12条 市は、次に掲げる事項を基本として、災害対策を推進するものとする。

- (1) 市民等との協働により、災害対策を推進すること。
- (2) 災害時の備えを中心とした災害に強いまちづくりを推進すること。

第2節 協働による災害対策の推進

(自主防災組織の育成および支援)

第13条 市は、自主防災組織の育成のため、必要な助成および研修の実施ならびに自主的な防災に係る意識の啓発に努めなければならない。

- 2 市は、自主防災組織の活動の促進を図るため、自主防災組織の行う災害対策のための活動において指導的役割を担う人材の育成その他必要な支援に努めなければならない。

(災害時要援護者への支援)

第14条 市は、災害時要援護者への情報の提供および避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めなければならない。

- 2 市は、前項に規定する体制の整備を行うため、災害時要援護者に係る秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第2条第2号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）のうち規則で定めるものについて、自主防災組織、民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員および地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体に対し提供し、必要な個人情報を共有させることができる。
- 3 前項に規定する個人情報の提供を受けたものは、当該情報を適正に管理しなければならない。

(知識の普及等)

第15条 市は、防災に関する知識の普及を積極的に推進するとともに、防災教育の充実を図り、市民の防災知識の向上および防災意識の高揚に努めなければならない。

- 2 市は、関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に実施するよう努めなければならない。

(情報の提供)

第16条 市は、危険箇所、避難場所、避難所その他災害対策に係る施設等を表示した地図を作成し、災害対策に関する情報を市民に提供しなければならない。

- 2 市は、災害時における地震情報、気象情報等を早急かつ正確に把握し、市民が、市民サービスセンターその他の市の施設において情報を入手できる体制を整備しなければならない。

(ボランティア活動への支援等)

第17条 市は、災害が発生した場合におけるボランティアによる被災者への支援活動の円滑な実施を確保するため、平常時から幅広い組織づくりを推進するとともに、活動拠点および物資の提供その他必要な支援ならびに連絡調整を行う体制の確立に努めなければならない。

第3節 災害に強いまちづくりの推進

(応急医療体制の整備)

第18条 市は、あらかじめ災害時における応急医療体制を整備するとともに、災害時には、市民等および医療機関と連携協力し、傷病者の救護に当たらなければならない。

(備蓄物資の整備)

第19条 市は、災害時に必要な備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。

(応急対策を行うための体制の確立)

第20条 市は、災害時には、直ちに法第23条の2第1項の規定により設置する災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を中心とする応急対策を行うための体制を確立しなければならない。

(避難所の開設等)

第21条 市は、災害時において被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設し、運営しなければならない。

(施設又は設備の復旧)

第22条 市は、災害により電気、ガス、通信、交通その他の市民の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備が被災したときは、各事業者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。

(復旧の推進)

第23条 市は、災害により市の区域内に甚大な被害が発生したときは、国、他の地方公共団体および関係機関と連携協力し、早期の復旧に努めなければならない。

2 市は、前項に規定する場合には、市民生活の円滑な再建を図り、都市機能の速やかな回復に資するため、早期に災害対策本部を中心とする復旧体制を確立しなければならない。

(防災に係る協定)

第24条 市は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体および事業者に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。

(他の地方公共団体への支援)

第25条 市は、前条の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生した地方公共団体に対し、応急対策に関する必要な支援を行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年10月3日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 7 秋田市災害対策基本条例施行規則

平成24年 3 月 26 日 条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市災害対策基本条例（平成24年秋田市条例第 3 号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害時要援護者に係る個人情報)

第 2 条 条例第14条第 2 項に規定する規則で定めるものは、市内に居住する災害時要援護者（原則として 1 年以上の期間継続して医療機関に入院している者および福祉施設に入所している者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものに係る氏名、住所、年齢および性別とする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第123号）に規定する要介護状態区分が要介護 3 から要介護 5 までのいずれかに該当する旨の認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する視覚障害の障害の程度が 1 級であるもの又は聴覚障害もしくは肢体不自由の下肢もしくは体幹の機能障害の障害の程度が 1 級もしくは 2 級であるもの

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

第2 市の概況に関する資料

資料2-1 位置図



第3 過去における災害に関する資料

資料3-1 秋田県に被害をおよぼした主な地震

番号	発生年月日	震央		地震の規模 マグニチュード	被害
		経度	緯度		
1	830年2月3日	140.1	39.8	7.0~7.5	天長地震 秋田城内家屋倒れる、圧死15、肢体折損100余名、地割れ多し
2	850年	139.7	39.0	7.0	出羽の国府の城柵傾類し、圧死者多数
3	857年4月4日	140.6	40.3	7.0	大館地方の松峰山伝寿院の堂舎倒壊
4	1423年11月23日	140.1	39.2	6.7	羽後国、人畜死傷し、建物倒壊
5	1644年10月18日	140.0	39.4	6.5	久保田大地震 本荘城郭大破、死者あり、石沢村に被害、院内で地裂け、水湧く
6	1678年10月2日	142.5	39.0	7.5	久保田地震
7	1694年6月19日	140.1	40.2	7.0	富根、駒形、桧山等能代以南地方を中心として死者394、倒潰・焼失家屋2,132、能代のみにて死者300あり
8	1704年5月27日	140.0	40.4	7.0	能代を中心として以北の地方に大地震、能代のみにて死者58、焼失家屋759、潰家435
9	1766年3月8日	140.5	40.7	7.25	弘前・青森方面大被害、秋田県の被害不明
10	1772年6月3日	141.9	39.35	6.75	沢内で山崩れ
11	1793年2月8日	139.95	40.85	6.9~7.1	鱒ヶ沢・深浦で被害大
12	1804年7月10日	139.95	39.05	7.0	象潟地震 象潟湖隆 起由利郡内のみにて死者183、潰家2,000、象潟のみにて潰家423、死者65
13	1810年9月25日	139.9	39.9	6.5	男鹿大地震 南秋田郡で死者59、潰家1,078、山本郡で潰家51
14	1833年12月7日	139.25	38.9	7.5	佐渡・羽前地震で象潟～鼠ヶ関の海岸に被害 全体で死124、全半潰約1,050、秋田県の被害少ない
15	1856年8月23日	142.5	41.0	7.5	八戸・青森で被害大
16	1894年10月22日	139.9	38.9	7.0	庄内地震 庄内平野を中心に被害 秋田県では本荘以南に被害
17	1896年8月31日	140.7	39.5	7.2	陸羽地震 県内にて死者205、負傷者736、潰住家4,738、仙北郡のみにて死者184、負傷者603、全潰住家3,295

番号	発生年月日	震央		地震の規模 マグニチュード	被害
		経度	緯度		
18	1901年 8 月 9 日	142.5	40.5	7.2	小坂・毛馬内・花輪などに被害、小坂鉦山の煉瓦煙突折れる
19	1906年10月12日	140.5	40.0	5.6	阿仁合村で小被害
20	1914年 3 月 15 日	140.4	39.5	7.1	強首地震 強首村を中心に、死者94名、負傷者324名、住家の全壊640戸
21	1914年 3 月 28 日	140.4	39.2	6.1	強首地震の余震 金沢西根村、藤木村で小被害
22	1939年 5 月 1 日	139.8	39.9	6.8	男鹿地震 男鹿半島を中心に、死者28名、負傷者127名、住家の全壊565棟、半壊1,089棟、焼失9棟
23	1955年10月19日	140.2	40.3	5.9	二ツ井地震 二ツ井町、響村を中心に負傷者4名、住家の半壊3棟、非住家の全壊1棟、半壊310棟などの被害
24	1957年 3 月 1 日	140.32	40.21	4.3	二ツ井付近で軽微な被害
25	1964年 5 月 7 日	138.7	40.4	6.9	男鹿市、琴浜村、八竜村、能代市などで、住家の全壊3棟、半壊2棟、一部被損49棟、床上浸水1棟、床下浸水26棟
26	1964年 6 月 16 日	139.2	38.4	7.5	新潟地震 秋田市、男鹿市、本荘市などの沿岸部で死者5名、負傷者30名、住家の全壊13棟、半壊147棟、一部破損4,196棟
27	1964年12月11日	139.0	40.43	6.3	男鹿半島沖を震源、八郎潟干拓地の堤防20cm沈下、秋田市、能代市を中心に停電、電話不通などの被害
28	1968年 5 月 16 日	143.6	40.7	7.9	十勝沖地震 秋田県内は、負傷者2名、住家の半壊1棟、一部破損3棟などの被害
29	1970年10月16日	140.8	39.2	6.2	東成瀬村や山内村を中心に、負傷者4名、住家の全壊19棟、半壊48棟、一部破壊216棟、沈下3棟などの被害
30	1978年 2 月 20 日	142.2	38.75	6.7	宮城県を中心に小被害
31	1978年 6 月 12 日	142.2	38.2	7.4	宮城県沖地震 秋田県内では、水道施設2箇所、農地農業用施設19箇所、土木関係3箇所などの被害
32	1983年 5 月 26 日	139.1	40.4	7.7	日本海中部地震 死者83名、負傷者265名、住家全壊1,132棟、半壊2,632棟、一部損壊2,875棟などの被害

番号	発生年月日	震央		地震の規模 マグニチュード	被害
		経度	緯度		
33	1994年12月28日	143.7	40.4	7.6	三陸はるか沖地震 鹿角市で1名軽傷、大館市で非住家2棟などの被害
34	1996年8月11日	140.63	38.91	6.1	雄勝町で住家の一部破損9棟、農地及び農業用施設3箇所、国道の法面崩落・路肩陥没29箇所などの被害
35	1999年2月26日	139.84	39.16	5.3	秋田県南部沿岸沖を震源 象潟町で住家の一部破損126棟などの被害
36	2003年5月26日	141.39	38.49	7.1	宮城県沖を震源 県内で4名重傷、4名軽傷、一部破損2棟などの被害
37	2008年6月14日	140.9	39.0	7.2	岩手・宮城内陸地震 秋田市では1名重傷、2名軽傷、非住家2棟、公共施設2棟などの被害
38	2011年3月11日	142.9	38	9.0	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） 秋田市では全域が停電、1名重傷、4名軽傷、建物被害10件、地盤沈下5箇所、水道断水および漏水被害13箇所などの被害
39	2011年4月7日	142.0	38.2	7.4	宮城県沖を震源 地震直後に秋田市全域で停電などの被害

参考：秋田県地震対策基礎調査報告書（昭和56年度）、秋田県災害年表（平成2年度）
発生年月日、震央、マグニチュードは、理科年表、気象庁震度データベースによる

資料 3 - 2 秋田市災害年表

西 暦	年 号	種 別	記 事
1927	昭和2年	火 災	4月3日土崎港下酒田町西裏俗称八軒町から出火、東風にあおられ永覚町・古川町・上酒田町のほか第1波止場、第2波止場に燃え広がり、住家83戸79棟、非住家46棟を全焼。被害額は33万円。
〃	〃	火 災	6月24日土崎港町愛宕町から出火、新城町・川反町・上酒田町・下酒田町に燃え広がり、住家203戸194棟、非住家45棟を全焼し、被害額は49万円。出火当時秋田では、7.5mの風が吹いており、湿度50%、晴天が7日も続いていたので、火災の発生しやすい状態となっていた。
〃	〃	火 災	12月7日土崎肴町より出火、住家49戸、非住家9棟全焼。
1928	昭和3年	異 常 乾 燥 火 災	7月18日から8月20日まで雨が全くなく、無降水継続日数が34日となり、観測開始以来の記録となった。18日秋田市常盤町飲食店喜楽から出火した火は、常盤町の遊郭のほか銃砲町・立花町の住家180戸164棟全焼、破損15戸、死者1名、傷者10名を出す大火となり、また18日から21日まで県内に6件の山林火災が発生した。
1930	昭和5年	異 常 乾 燥	4月12日から18日まで雨がなく17日日中は湿度が42%まで下がり、10mの西風が吹き大火の発生しやすい状況であった。
〃	〃	火 災	18日、牛島町で大火が発生し、住家97戸、非住家10棟焼失。
1931	昭和6年	火 災	5月15日秋田市牛島橋通りから出火、追廻・下浜・川口・川尻に燃え移り、住家311戸、345世帯、非住家87棟、半焼住家4戸、非住家3棟、破壊住家2戸をだし、翌16日ようやく刑務所付近で消し止められた。秋田市は11日以降5日間雨がなく、湿度は14日29%、15日38%まで下がり、出火当時は61%で異常乾燥の状態であった。
1937	昭和12年	洪 水	8月30日浸水家屋3,000戸。
1939	昭和14年	(地 震)	5月1日14時58分、男鹿半島を中心とする強い地震が発生した。震源の深さは約10kmで土崎では27cmの小津波も観測された。また有感の余震は1日28回、2日11回もあった。(男鹿地震)
1945	昭和20年	火 災	(1回目) 4月16日秋田市保戸野本町で住家14棟を全焼。 (2回目) 常盤町で住家96棟、死者2名。
〃	〃	空 襲	8月14日土崎港日石株式会社秋田製油所、B29延130機により空襲され、同製油所および社宅104棟全焼、半焼社宅6棟、全壊12棟、半壊13棟、死者70名、傷者80名。

西 曆	年 号	種 別	記 事
1945	昭和20年	火 災	8月17日高清水国民学校全焼。
〃	〃	〃	12月5日県立秋田中学校全焼。
1946	昭和21年	火 災	2月24日秋田国民学校全焼。
〃	〃	〃	3月25日土崎第二国民学校焼失。
〃	〃	〃	12月25日中通小学校焼失。
1947	昭和22年	火 災	4月27日県立秋田女子医学専門学校焼失。
〃	〃	〃	11月12日秋田刑務所で工場、舎房11棟焼失。
1950	昭和25年	火 災	3月29日秋田市保戸野八丁より出火、82棟86世帯を全焼。 損害5,633万円。
〃	〃	〃	5月15日外旭川小学校焼失。
1954	昭和29年	台 風	9月26日早朝、台風15号は14時から15時にかけて秋田県の西方200kmの海上を通過。12時ごろ15m以上の風が吹き始め、15時から20m以上の暴風となり、16時57分最大瞬間風速30.7m（観測開始以来第2位の記録）、17時最大瞬間風速42.7m（観測開始以来第1位の記録）を記録した。その後も20m以上の暴風が21時まで続いた。函館港に仮泊していた洞爺丸を含む青函連絡船5隻が遭難し、多数の人命が失われた。秋田市では、被害死者1名、重傷3名、軽傷2名、住家全壊8棟、半壊11棟、非住家全壊31棟、半壊55棟。（洞爺丸台風）
1955	昭和30年	洪 水	6月25日から26日にかけて、総雨量300mmに達する豪雨があり旭川、太平川が増水した。家屋全壊1棟、床上浸水1,139棟、床下浸水1,355棟のほか、農作物、公共施設に大きな被害を受けた。（災害救助法適用）
1956	昭和31年	火 災	1月25日敬愛高校男子部校舎全焼。
〃	〃	〃	2月12日日新中学校から出火、同校舎3棟1,396㎡を全焼。
〃	〃	〃	4月28日川反二丁目焼失家屋8棟1,239万円。
〃	〃	〃	5月2日田中字田中焼失家屋11棟1,156万円。
〃	〃	洪 水	8月5日から8日にかけて長雨があり、総雨量は186mmとなった。死傷者4名、床上浸水183棟、床下浸水592棟のほか、田畑に被害を受けた。
〃	〃	火 災	9月10日近火より土崎中学校類焼。（強風下）
〃	〃	放 射 能 雨	9月17日夜降った雨の中から、16.500cpm/tの観測開始以来最大の放射能雨となった。（秋田市）
1957	昭和32年	連 続 放 火	5月25日13件の放火事件。長野下新町南丁倉庫、事務室等462㎡全焼。翌26日12件の放火事件あり、犯人逮捕、6月2日犯行自供。

西 暦	年 号	種 別	記 事
1957	昭和32年	干 天	6月上旬より降雨がなく、6月の月間雨量は39.2mm。 これにより上水道の給水を制限し、また、500世帯にトラック給水を実施した。
〃	〃	火 災	8月12日秋田県庁庁舎全焼。損害1億6,710万円
1958	昭和33年	暴 風 雪	1月22日秋田市で瞬間最大風速31.7mの暴風雪となり各所で停電した。
〃	〃	火 災	5月23日樽山愛宕下住家8棟、半焼2棟（火災警報発令中）
1959	昭和34年	大 雨	7月10日県下全域に豪雨があり、市内で堤防決壊、橋の流出が29カ所、家屋半壊1等、床上浸水116棟、床下浸水322棟の被害を受けたほか、農地にも多数の被害を受けた。
〃	〃	竜 卷	9月12日秋田市に発生、築山小学較屋根2箇所吹き飛ばされた。
〃	〃	台 風	9月27日の台風で秋田市は全市停電し、列車・貨車の運休は20本に上った。（伊勢湾台風）
1961	昭和36年	大 雪	2月3日夕方から4日早朝にかけ秋田市を中心とする海岸部に大雪が降り、交通機関が大混乱し、列車は24本680両が運休した。
1963	昭和38年	火 災 (爆 発)	12月14日川尻川口境、東部ガス秋田事業所のガス機械室のガス圧入器が爆発し、ガスに引火したため、同社のガス供給は、約3日全面的にストップした。
〃	〃	竜 卷	1月31日2時半ごろ秋田市に発生。2戸が屋根を吹き飛ばされたうえ、建物の一部が壊された。
〃	〃	火 災	3月20日浜田滝ノ下から出火、住家8等、非住家6等が全焼、8世帯42人が焼け出された。
1964	昭和39年	(地 震)	6月16日13時2分7秒、新潟沖を震源とする強い地震があった。県内各地の損害は、死者5名、負傷者30名のほか、住家の全壊13戸、半壊147戸、一部破損4,196戸、床上浸水8戸、床下浸水129戸、非住家1,862棟等生活基盤施設をはじめ、各部門にわたり11億7,549万円余の被害が出た。（新潟地震）
〃	〃	集 中 豪 雨	8月12日午後から、13日にかけて、県中央部と県北の一部に集中豪雨があり、秋田市で1時間雨量72.4mmを観測し、このため傷者2名、住家全壊13戸、半壊14戸、床上浸水456戸、床下浸水2,998戸、非住家19棟のほか、水道、農業、林業、土地改良、土木など合わせて11億8,436万円余りの被害がでた。 （災害救助法適用）
1965	昭和40年	雪 害	1月9日秋田市大町の貸しガレージが倒壊、14台の乗用車が被害があった。
〃	〃	山 林 火 災	5月2日秋田市上北手猿田字寺ノ沢で山林火災が発生。約30haを焼いて消し止めた。この火事で死者1名を出した。

西 曆	年 号	種 別	記 事
1965	昭和40年	火 災	6月11日秋田市外旭川沖神田から出火、住家17棟17世帯非住家12棟全焼した。
1966	昭和41年	火 災	1月11日山王中学校校舎1棟を残し7棟を焼失(6,528㎡)被害9,108万円。
〃	〃	梅 雨 前 線 大 雨	7月15日早朝から18日にかけて県中央部と県北の一部を襲った。豪雨は、16日正午現在、藤琴186mm、太平山181mm、秋田市中央部115mmを記録した。このため旭川、岩見川等県中央部の中小河川が氾濫し、特に秋田市手形からみでん、泉地区では床上浸水184戸、床下浸水371戸。
〃	〃	台 風	9月10日秋田市で最大瞬間風速27.5mを記録。そのため、7,000戸が停電した。
1967	昭和42年	火 災	3月18日秋田市立高校教員室附近から出火し、同校舎4,801㎡を全焼した。損害は5,868万円。
〃	〃	火 災	4月19日秋田市旭南三丁目日本山商事菓子工場全焼、損害額1,259万円
〃	〃	火 災	10月28日秋田市太平山谷から出火。空気が乾燥していたのと折からの12~13mの強風にあおられ部落中心部の住家8棟、非住家15棟が全焼。また、太平農協山谷支所が全焼、保管中の米5,000俵が焼失した。
1968	昭和43年	火 災	9月10日秋田東中学校で1棟8教室1,257㎡焼失。損害は、1,600万円
1969	昭和44年	水 害	7月28日より8月5日まで大雨が続き、床上浸水15棟、床下浸水408棟、田畑冠水241ha。
〃	〃	〃	8月23日から27日にかけて台風9号の影響による大雨が続き、床上浸水2棟、床下浸水329棟。
〃	〃	〃	9月6日、この年3回目の大雨となり、家屋半壊1棟、床上浸水9棟、床下浸水456棟。
1970	昭和45年	暴 風 雨	台風なみに発達した低気圧により1月30日から風を伴う雨が降り、2月1日午前9時までの降水量は44mm、最大瞬間風速は33.8mを記録した。家屋一部破損6棟、床上浸水6棟、床下浸水55棟。
〃	〃	火 災	3月5日秋田駅前市場協同組合全焼。傷者3名。損害1億4,926万円。
〃	〃	〃	3月10日秋田母子寮と同保育所が全焼。死者2名、29世帯被災。損害1,007万円。
1971	昭和46年	火 災	5月12日秋田市南中学校校舎北側から出火。校舎2棟、住家7棟10世帯を焼失。損害3,503万円。

西 曆	年 号	種 別	記 事
1971	昭和46年	火 災	8月29日秋田市旭南三丁目から出火、アパート1棟を含む住家など15棟を全半焼し、19世帯被災。損害1,728万円。
1972	昭和47年	火 災	9月11日中通二丁目小野時計店から出火。焼損面積766㎡、損害9,344万円。
1973	昭和48年	火 災	4月13日千秋久保田町パチンコ店等火災。全焼2棟。損害6,075万円。
1974	昭和49年	豪 雪	1月30日秋田市茨島六丁目の住家から出火、住家1棟を半焼し、この火災で母子3名が一酸化炭素中毒により死亡。今年の降雪は、断続的に短期間集中的に降った里雪型の豪雪であったため、除・排雪に難渋し、屋根の降雪作業等による人身事故が数多く発生し、死者13名、傷者29名、家屋の倒壊、浸水等503棟のほか果樹を中心とした農業、造林木、造山施設の林業、土木公共施設など合せて158億5,161万円という甚大な被害となった。
〃	〃	豪 雪	1月25日豪雪。市内交通マヒ、奥羽本線不通、国道7号線寸断。
〃	〃	〃	2月9日積雪新記録、秋田市で117cm。(過去30年間の最高記録) 2月12日太平中学校の体育館、倒壊。
〃	〃	〃	4月23日南通亀の町日活映画劇場1,053㎡焼失、死者1名。
1975	昭和50年	火 災	1月21日秋田市土崎南二丁目、東北製鋼株式会社工場より出火。
1976	昭和51年	〃	工場3,016㎡全焼。
〃	〃	〃	2月5日秋田市茨島一丁目、株式会社秋田林産製材工場1棟 2,180㎡全焼。 (10月29日酒田市大火)
〃	〃	(火 災)	2月25日秋田市泉字道田の住家から出火、住家1棟を全焼。この火事により家族3名が一酸化炭素中毒により死亡した。原因は電気こたつ。
1977	昭和52年	火 災	
〃	〃	連 続 放 火 (内 訳)	11月23日連続放火犯逮捕される。 4月10日 住家46㎡、作業場23㎡全焼。(明田) 6月22日 秋大サークル棟1,448㎡全焼。(手形) 7月9日 勝平神社27㎡。(新屋・砂奴寄) 8月31日 住家100㎡。(太平・八田) 9月30日 稲荷神社49.5㎡。(新藤田) 10月4日 原木400本。(新屋・砂奴寄) 10月5日 熊野神社83㎡。(泉) 11月8日 墓石鞆堂3.3㎡。(手形)

西 暦	年 号	種 別	記 事
1979	昭和54年	大 雨	6月18日から19日にかけてオホーツク海低気圧から南西にのびる前線の活動により、県中央部を中心に大雨となり、18日秋田市における日降水量は88.0mmとなり、秋田地方気象台観測以来第4位の記録となった。このため秋田市で住家の全壊1戸、床下浸水58戸のほか水稻、農業用設および土木関係等合わせて7億3,040万円余の被害が出た。
〃	〃	大 雨	6月26日から28日にかけて、北上した梅雨前線の活動と、日本海を北東進した低気圧の影響により全県的に大雨となり、大雨洪水警報が発表された。26日の降水量は県内各地とも50mm以上となり、秋田市立下新城小学校では浸水等のため、27日から29日の間、臨時休校となった。
〃	〃	大 雨	7月8日樺太から日本海北部にのびる寒冷前線と日本海に発生した低気圧により大気が不安定となり、大雨洪水警報が発表され、山沿い地方で大雨となった。
〃	〃	大 雨	7月23日梅雨前線が東北地方に停滞し、また、日本海低気圧が東進して活動したため、県中央部と北部で大雨となり、8日の日降水量は太平山で141mm、秋田市でも120mm以上を記録し、市の中心部を流れる太平川は増水し、警戒水位を超えた。このため、秋田市を中心に住家の床上浸水55棟、床下浸水672棟のほか、農業用施設、林業、土木関係等を合わせて3億7,267万円余りの被害が出た。
1983	昭和58年	地 震	5月26日午後0時頃、能代沖を震源とするM7.7の地震が発生し、秋田市で震度5を記録した。 沿岸部には津波が押し寄せた。死者3名、重軽傷53名、住家全壊35棟、半壊270棟、一部破損691棟のほか、公共施設等に大きな被害を与えた。(日本海中部地震)(災害救助法適用)
1984	昭和59年	雪 害	3月1日秋田駅前繁華街、緑屋デパートのアーケードが積雪の重みで倒壊する。下敷者1名救助。
1985	昭和60年	火 災 (放 火)	8月20日秋田市旭南三丁目、田原木材株式会社から出火、住家6棟、非住家9棟が被災し、1,824㎡を焼失した。この火災により9世帯20人がり災し、1億561万円余りの被害がでた。
〃	〃	大 雨	9月10日夜半から明方にかけて、総雨量が所により150mmを超えるおそれがあるため、大雨洪水警報を発令された。降雨量は、秋田市で117mmを記録。住家床上浸水139棟、床下浸水289棟、ほかに田畑等にも被害がおよんだ。

西 暦	年 号	種 別	記 事
1987	昭和62年	大 雨	<p>8月16日夜半から明方にかけて、降雨量が150mmを超えるおそれがあるため、大雨洪水警報が発令された。夜明け前から床上浸水等の被害が出始め、被害が甚大となってきたため、17日12時秋田市集中豪雨災害対策本部を設置した。住家床上浸水186棟、床下浸水402棟、他に農林業、土木関係等合わせて18億5,944万円余りの被害が出た。</p> <p>8月16・17日降り始めからの総雨量（ピーク時） 市街地 128mm（8月17日 4:00～5:00 52mm） 仁 別 166mm（8月16日 21:00～22:00 48mm）</p>
1988	昭和63年	火 災	<p>8月23日秋田市大町六丁目（横町商店街）から出火、密集した飲食店、店舗併用住宅等4棟全焼のほか3棟を一部焼損。焼失面積1,214㎡、損害7,407万円余り。</p>
1991	平成 3年	台 風	<p>9月28日早朝、台風19号は4時頃秋田市の西約240kmの海上を通過。27日夜半過ぎから南よりの強風が吹き始め、28日午前5時頃から8時前にかけて県内の所々で20m以上の強風が吹き荒れ、秋田市では、最大風速25.6m、28日5時59分最大瞬間風速51.4m（観測開始以来第1位の記録）を記録、秋の収穫前の果樹等農作物や農業畑地設に大きな被害をもたらした。</p> <p>また、台風の接近に伴い27日夜半過ぎから28日朝にかけてフェーン現象となり、秋田市での気温は31.5℃となった。</p> <p>秋田市の被害は、死者1名、重傷者4名、軽傷者5名、住家全壊1棟、半壊3棟、一部破損1,309棟、非住家全焼40棟、半壊21棟、一部破損1,351棟、農業関係約5億円、林産関係約5.8億円、被害総額約22億円。</p>
1993	平成 5年	火 災	<p>1月22日秋田市飯島鼠田三丁目の住家から出火し、住家1棟を全焼した。この火災により家族3名が一酸化炭素中毒等により死亡した。</p>
1994	平成 6年	火 災	<p>12月18日から19日にかけての未明、秋田市川元小川町、富士製粉産業株式会社から出火、作業場兼倉庫1棟を全焼。焼失面積1,078㎡、損害額2億3,725万円。</p>
1996	平成 8年	火 災	<p>12月22日秋田港内を航行中の油タンカー（第2金洋丸 2,998トン）が落雷により爆発炎上し、行方不明者1名が発生した。損害額は8,232万円。</p>
1998	平成10年	大 雨	<p>6月26日夜半から明け方にかけて、総雨量が所により150mmを超えるおそれがあるため大雨洪水警報が発令された。降雨量は、秋田市で188mmを記録。住家床上浸水4棟、床下浸水72棟、ほかに農林業、土木関係等合わせて2億5,441万円余りの被害がでた。</p>

西 暦	年 号	種 別	記 事
2001	平成13年	大 雨	7月31日未明からの雨が昼頃にかけて強まり、総雨量が所により150mmを超えるおそれがあるため大雨洪水警報が発令された。住家床上浸水5棟、床下浸水19棟、ほかに農林業、土木関係等合わせて2億3,676万円余りの被害がでた。太平八田地区4世帯に避難勧告。 降り始めからの総雨量（ピーク時） 市街地 38mm（7月31日 4:00～5:00 12mm） 仁 別 131mm（7月31日 9:00～10:00 48mm）
2002	平成14年	薬 品 漏 出	6月28日午後6時過ぎ秋田製錬飯島製錬所より発煙硫酸が漏出。秋田市では午後8時50分秋田市災害警戒対策部を設置して対応。
〃	〃	大 雨	8月11日未明から12日にかけて、東北北部に停滞する前線が活発となり、総雨量が所により150mmを超えるおそれがあるため大雨洪水警報が発令された。朝方から床上浸水等の被害が出始め被害が甚大となってきたため、12日午後7時30分秋田市災害警戒対策部を設置した。住家床上浸水62棟、床下浸水397棟、ほかに農林業、土木関係等合わせて3億894万円余りの被害がでた。広面地区、檜山地区約120世帯に避難勧告。
〃	〃	火 災	9月9日秋田市土崎港中央一丁目の寺院から出火し、同寺院を半焼したほか2棟を一部焼損した。 焼失面積1,062㎡、損害額5,655万円。
2003	平成15年	薬 品 漏 出	8月5日午後2時過ぎ日本メッキ(株)の塩酸タンクが破裂し、塩酸が漏出。秋田市では午後3時に秋田市災害警戒対策部を設置して対応。
2004	平成16年	タ ン ク 爆 発	6月8日午前11時過ぎ(株)ジェムコのフッ素入りタンク（直径95cm高さ100cm）が爆発し、1名死亡、3名負傷。有機フッ素化合物製造施設の配管から希水フッ素が漏れ、改修作業中に爆発したもの。同日午後2時23分に消防本部より安全宣言。
〃	〃	台 風	8月19日夜半から20日にかけて、台風15号の接近と前線が東北地方に停滞したため、暴風・波浪警報、高潮警報が発表され、秋田市では最大風速23.2m、最大瞬間風速41.1mを記録。20日午後5時30分に秋田市災害警戒対策室を設置した。秋田市の被害は、軽傷者5名、住家一部破損89戸、非住家半壊以上10件、塀の倒壊7箇所、文教施設被害3箇所、病院施設被害1箇所、道路冠水2箇所、倒木等90箇所、電線スパーク18箇所、パイプハウス被害70棟、船舶被害2石、市内全戸のうち半数近くが停電した。

西 暦	年 号	種 別	記 事
2004	平成16年	台 風	8月30日夜半から31日にかけて大型台風16号が接近し、接近とともに風雨が強まり、暴風・波浪警報、大雨・洪水警報が発表され、秋田市では最大風速21.3m、最大瞬間風速37.2mを記録。31日午前8時55分に秋田市災害警戒対策室を設置した。秋田市の被害は、軽傷者1名、住家一部破損16戸、塀の倒壊5箇所、文教施設被害8箇所、道路冠水7箇所、倒木等17箇所、電線スパーク6箇所、パイプハウス被害2棟、看板落下・破損10箇所、市内で約26,900戸が停電した。
〃	〃	台 風	台風18号が北上し、9月8日早朝にかけて秋田県沖を通過するため、暴風、波浪警報が発表され、秋田市では最大風速19.9m、最大瞬間風速33.8mを記録。7日午後11時00分に秋田市災害警戒対策室を設置した。秋田市の被害は、住家一部破損8戸、塀の倒壊2箇所、文教施設被害1箇所、倒木等5箇所、パイプハウス被害10棟。新屋地区で約2,260戸が停電した。
〃	〃	台 風	9月29日昼頃から雨が降り始め、30日にかけて台風21号の接近にともない風雨が強まり、大雨・洪水・暴風警報が発表され、秋田市では最大風速15.0m、最大瞬間風速28.0mを記録。秋田市の被害は、住家一部破損2棟、非住家一部破損1棟、道路冠水12箇所、土砂崩落1箇所、倒木等4箇所、看板落下・破損2箇所。
2005	平成17年	火 災	3月14日午後1時5分頃に日本大昭和板紙東北(株)敷地内で、カッタタイヤの貯蔵庫から出火、3月25日午後2時00分に鎮火するまで、カッタタイヤ約180トンが焼損、消防職員延べ1,221名、消防車両延べ342台が出動した。
〃	〃	雪 害	平成18年豪雪12月上旬から1月上旬にかけて日本各地で低温となり、日本海側を中心に暴風を伴った大雪となった。秋田市では交通網の麻痺や除排雪に難渋し、降雪作業等による人身事故が数多く発生し、死亡5名、重軽傷55名、家屋等の損壊、倒木、農産関係被害等の被害は甚大であった。市職員による独居老人雪寄せ等 (延べ1,409人) 平成17年12月24日 秋田市雪害対策本部設置(10:00) 平成18年1月5日 秋田市災害対策本部設置(9:30) 1月9～11日 自衛隊災害派遣(除雪数111件) 1月31日 秋田市災害対策本部廃止(12:00) 秋田市雪害警戒対策部に切り替え 2月28日 秋田市雪害警戒対策部廃止(12:00)

西 暦	年 号	種 別	記 事
2006	平成18年	大 雨	7月2日朝方から断続的に強い雨が降り、総雨量が所により150mmを超えるおそれがあるため大雨洪水警報が発表された。3日朝方から床下浸水等の被害が発生したことから、3日午前11時秋田市災害警戒対策室を設置した。住家床上浸水1棟、床下浸水38棟、道路冠水38箇所、水田埋没・冠水357.4ha、畑冠水42haの被害が出た。仁別では3日の降水量が観測開始以来最大の216mmを記録した。
2006	平成18年	火 災	5月19日秋田市仁井田地内の住家から出火、住家1棟を全焼、家族4名が死亡した。また、11月28日秋田市雄和椿川地内の住家から出火した火災では家族2名が死亡した。秋田市における火災発生件数は過去最少の79件であったが、火災による死者数は過去最多の11人を記録した。
2007	平成19年	大 雨	9月17日未明、台風11号から変わった温帯低気圧から、暖かく湿った空気が東北北部に停滞する前線に流れ込み、広い範囲で大雨となり午前4時30分大雨洪水警報が発表された。朝方から床下浸水等の被害が発生したことから、午前7時50分秋田市災害警戒対策室を設置した。さらに、床上浸水、崖崩れ等被害が甚大となってきたため、午後4時10分秋田市災害警戒対策部に切り替えた。17日は秋田市で月最大24時間降水量135.5mmを観測し全年を通じて1位（統計開始：1971年）住家床上浸水21棟、床下浸水132棟、道路冠水78箇所、土砂崩れ26箇所、ほかに、農林業、土木関係等合わせて2億1500万円余りの被害が出た。下新城地区、雄和女米木地区約300世帯に避難勧告。
〃	〃	火 災	12月22日秋田市八橋地内の住宅から出火、住家1棟を全焼、住居者4名が死亡した。
2009	平成21年	飛 翔 体	3月12日国際海事機関（IMO）から、日本を含むIMO加盟国に対し、北朝鮮当局からIMOに対する「試験通信衛星」の打ち上げのための事前通知があった旨の連絡があった。北朝鮮は、4月4日から8日までの毎日11時から16時まで（日本時間）、日本海（秋田県沖）および太平洋の一部に危険区域を設定した。平成21年3月16日 秋田市飛翔体情報連絡室設置（9：00）平成21年3月31日 秋田市警戒対策部設置（15：30）
〃	〃	大 雨	7月9日から降り続いた大雨により新城川が増水したことから、10日午前6時20分秋田市災害警戒対策部を設置した。下新城地区165世帯に避難勧告を発令した。

西 暦	年 号	種 別	記 事
2009	平成21年	大 雨	7月18日朝から降り続いた大雨により市内各河川が増水し、18日午後8時55分秋田市災害警戒対策部を設置した。この大雨により、住家床上浸水4棟、床下浸水32棟、道路冠水21か所等の被害が発生した。下新城地区165世帯、金足片田字待入・深田地区62世帯に避難勧告を発令した。
〃	〃	台 風	大型の台風18号が強い勢力を維持しながら10月8日深夜から9日朝にかけて秋田県に最も接近するため、暴風・波浪警報が発表され、秋田市では8日午前10時30分秋田市災害警戒対策部を設置した。この台風により、市内の小中学校は一斉休校、美術短大附属高等学院と御所野学院高校は一校時終了後下校、商業高校は三校時終了後下校の対応をとった。
〃	〃	大 雨	11月4日夜から降り続いた大雨により、秋田市では5日午前10時30分秋田市災害警戒対策部を設置した。秋田市全域に土砂災害警戒情報が発表され、住家床上浸水1棟、床下浸水3棟、道路冠水13か所、道路法面崩れ2か所、土砂崩れ3か所の被害が発生した。太平地区の目長崎・中関・黒沢・寺庭の一部、下北手地区の寒川・宝川・通沢の一部、上北手大山田の一部、河辺地区の北野田高屋・和田・高岡・諸井の一部298世帯に避難勧告を発令した。
2010	平成22年	大 雨	7月29日から降り続いた雨により7月30日、午後12時40分に気象庁が秋田市河辺雄和地域に土砂災害警戒情報を発表。同時刻に秋田市災害警戒対策部を設置した。更に13時20分に秋田市全域に土砂災害警戒情報を発表した。 この大雨により床下浸水3棟、道路被害22箇所、土砂崩れ4箇所等の被害が発生した。
〃	〃	大 雨	8月14日から15日にかけて秋田市全域に大雨が発生。8月14日、14時に秋田市災害警戒対策部を設置。同日、15時25分に下新城5地区169世帯に対し、避難勧告を発令したほか、20時30分に雄和碓田地区47世帯に対し避難勧告を発令した。この大雨により床上浸水6棟、床下浸水56棟、道路被害92箇所、土砂崩れ49箇所、農業用施設99箇所等の被害が発生した。

西 暦	年 号	種 別	記 事
2011	平成23年	大 雨	6月23日から24日にかけての大雨により、6月24日5時30分に秋田市災害警戒対策部を設置。同日5時40分下新城地区164世帯に避難勧告を発令した。また、7時36分気象庁が河辺・雄和地域の全域に土砂災害警戒情報を発表。同日7時40分雄和碓田地区46世帯に避難勧告を発令したほか、17時30分下浜檜田上野地区33世帯、雄和地区女米木、下黒瀬、平沢の一部、石田、妙法の全部324世帯にも避難勧告を発令した。この大雨により床上浸水2棟、床下浸水13棟、土砂崩れ15箇所、農業用施設11箇所等の被害が出た。
2012	平成24年	暴 風	4月3日、低気圧が急速に発達しながら日本海を進み、4日未明には東北地方北部を通過した。秋田市では3日から4日にかけて暴風が続き、けが人5人(重傷2人、軽傷3人)、屋根剥離等の住家一部損壊402件、半壊以上の非住家32件、道路への倒木等70ヶ所、ビニールハウス倒壊など農業関係で約2億1,200万円余りの被害がでたほか、市内各所で最大35,491戸が停電した。また避難所1ヶ所を開設し最大4世帯4人が避難した。
2012	平成24年	火 災	飯島地区において放火の疑いのある火災が連続して発生した。 5月28日農業用機械を覆っていた樹脂製シートを焼損 6月1日工作物内に置かれた農業用機械を焼損 6月9日農業資材を収納した納屋を焼損(4㎡)
2012	平成24年	火 災	8月2日東北電力(株)秋田火力発電所の3号機ボイラー建屋から出火、ボイラー等を焼損した。被害額35,121千円
2012	平成24年	ガ ス 中 毒	7月10日午後4時半頃、秋田市総合環境センター内で溶融炉を点検作業中に一酸化炭素が発生し、作業員9人が中毒症状を発症し、救急車で搬送された。これに伴い17時40分、秋田市危機管理現地対策本部が設置された。
2013	平成25年	火 災	3月16日19時15分頃、秋田市向浜一丁目の県有雑種地に上架された船舶37艘のうち17艘が焼損した火災が発生した。被害額は8,532千円
2013	平成25年	竜 巻	11月7日午後5時頃、泉地区で竜巻が発生し、住家16箇所、非住家1箇所、事業所3箇所、工作物2箇所に物的被害が生じた。 平成25年度は災害対策部、本部設置なし 平成26年度は災害対策部、本部設置なし

西 暦	年 号	種 別	記 事
2015	平成27年	火 災	1月13日17時30分覚知、秋田市向浜二丁目秋田船川港秋田区向浜岸壁に停泊していた、カンボジア王国船籍貨物船（総重量4,999 t）船そう内の積荷2,800梱包のうち、過半を超える単板が焼損した火災が発生した。 1月22日17時00分鎮火被害総額104,297千円
2015	平成27年	火 災	5月23日19時07分覚知、秋田市外旭川字中谷地32番地1 MQリゾート外旭川店で火災が発生した。同日22時30分鎮火被害総額253,525千円
2016	平成28年	火 災	4月6日18時33分覚知、秋田市向浜一丁目の秋田プライウッド株式会社から出火、建物等を焼損した。 4月8日7時40分鎮火被害総額1,328,799千円
2016	平成28年	竜 巻	10月31日午後0時30分頃、八橋、泉中央地区および向浜地区において竜巻による被害が発生した。車両破損7台、建物被害は11棟、秋田市は災害警戒対策室を設置した。
2016	平成28年	竜 巻	11月8日13時30分頃、金足地区において竜巻による被害が発生した。建物被害は10棟、秋田市は災害警戒対策室を設置した。
2017	平成29年	大 雨	7月22日から23日にかけて降り続いた記録的な大雨を受け、22日15時25分に秋田市災害警戒対策部が設置された。 秋田市には土砂災害警戒情報が発表され、床上浸水154棟、床下浸水357棟、道路冠水128箇所、土砂崩れ213箇所の被害が発生し、農林関係の被害は20億円以上となった。 市長は下浜、浜田地区全域、豊岩地区の一部、雄和地区全域、河辺地区の一部、下新城地区の一部、大住、仁井田、牛島地区の一部、太平地区の一部、柳田地区全域、広面、檜山地区の一部合計17,412世帯39,304人に対して、避難勧告を発令した。
2018	平成30年	大 雨	5月18日の大雨を受け、18日16時30分に秋田市災害警戒対策部が設置された。秋田市には土砂災害警戒情報が発表され、床上浸水146棟、床下浸水232棟、道路冠水81箇所、土砂崩れ50箇所の被害が発生し、農林関係の被害は9億円以上となった。 市長は河辺地区および雄和地区の6,372世帯(14,883人)に避難準備・高齢者等避難開始を発令するとともに、下新城地区の一部、太平地区の一部、広面地区の一部、柳田地区、金足地区の一部、仁井田地区の一部、御野場地区の一部、大住地区の一部、牛島地区の一部、檜山地区の一部、横森地区の一部合計13,082世帯(28,941人)に対して、避難勧告を発令した。

第4 自主防災組織等の育成計画に関する資料

資料4-1 自主防災組織結成届出書

書式例1 (記入例)

自主防災組織結成届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市長

町内会名 〇〇町内会

住 所 秋田市山王一丁目1-1
代表者

氏 名 秋 田 太 郎 ⑩

電話番号 888-5434

下記のとおり、自主防災組織を結成したので届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名	〇〇自主防災会
組織結成世帯数	〇〇世帯
結成年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
学 区	〇〇小学校区
備 考	

2 添付資料

- ・組織規約 (町内会会則)
- ・年間活動計画 (総会資料等)
- ・組織図 (総会資料等)

自主防災組織規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本組織」という。）と称する。

(活動の拠点)

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は 町内会長宅 とする。
- (2) 災害時は 〇〇町内会館 とする。

(目的)

第3条 本組織は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するため、地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達および出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本組織は、〇〇町内会にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 若干名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどを

もってその職にあてるものとし、会長が指名した者とする。

- 3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員 of 責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。
- 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。
- 5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会および幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成および改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員および班長によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達および出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営および他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

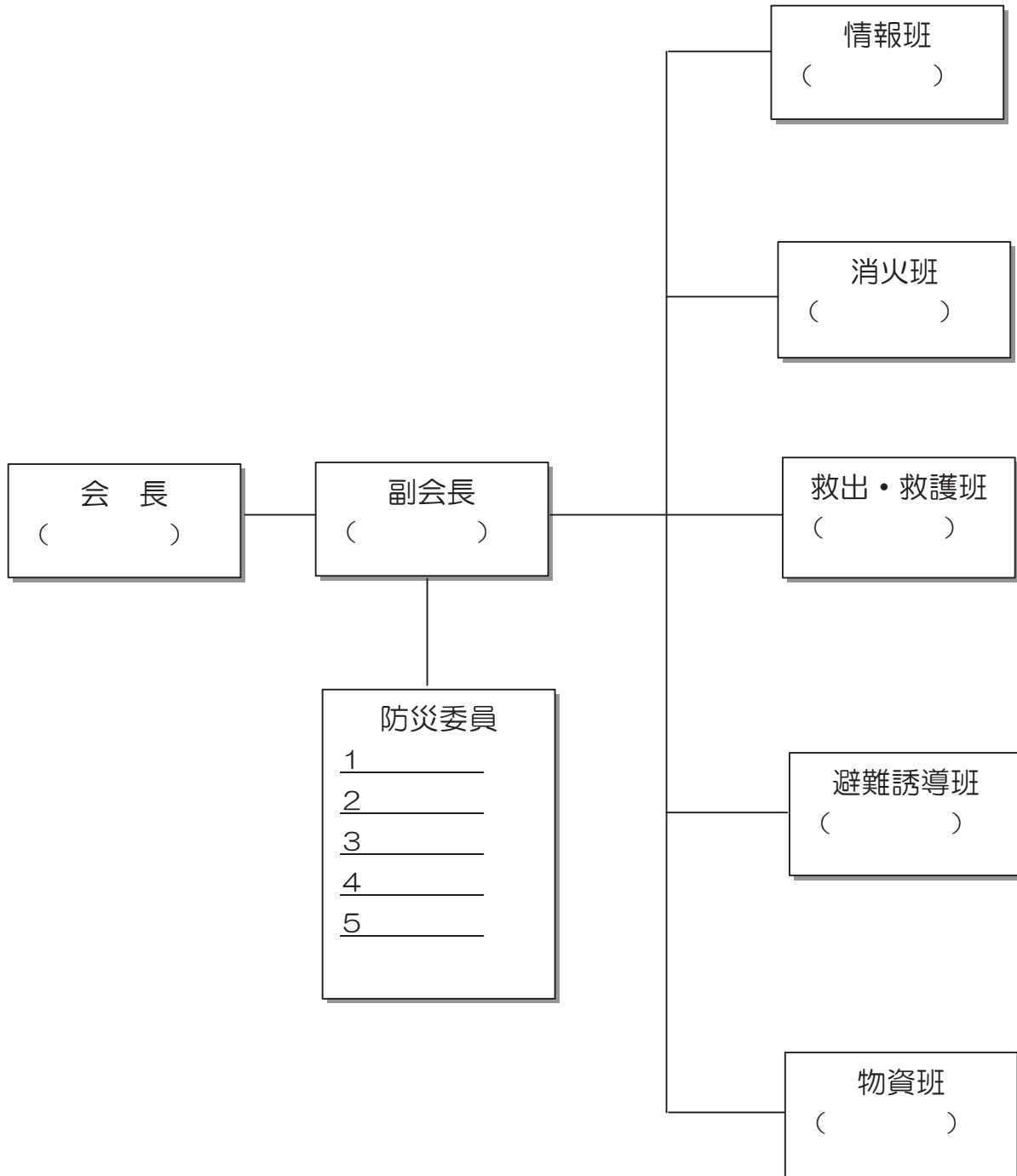
〇〇年度活動計画書

(自主防災組織の名称) 〇〇自主防災隊

(代表者氏名) 町内会長 〇〇 〇〇

月 別	事 業 内 容
4	町内総会
5	
6	防災学習会 (防災安全対策課職員に派遣依頼)
7	
8	
9	
10	防災訓練 (消防本部職員に派遣依頼)
11	
12	
1	
2	
3	

自主防災組織図



第5 消防関係機関との業務協定等関係資料

資料5-1 消防関係機関との業務協定等関係資料

名 称	締結年月日	協定市町村名等	応援内容
船舶火災の消火に関する秋田海上保安部と秋田市消防本部との業務協定	平成31年1月22日	秋田市消防本部 秋田海上保安部	船舶火災
秋田県広域消防相互応援協定書	平成29年3月27日	県内市町 消防の一部事務組合 消防を含む一部事務組合	大規模又は 特殊な災害
秋田広域消防相互応援協定書の解釈・運用に係る確認書	平成29年3月27日	秋田市 湖東地区行政一部事務組合	火 災 救 急 その他の災害
秋田外環状道路消防相互応援協定	平成9年11月5日	秋田市 湖東地区行政一部事務組合	火 災 救 急 その他の災害
秋田空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定	平成18年12月20日	秋田県 秋田市	空港および その周辺の 消火・救難
秋田自動車道消防相互応援協定	平成3年7月15日	秋田市 大曲仙北広域市町村圏組合 横手平鹿広域市町村圏組合 河辺雄和地区消防一部事務組合	火 災 救 急 その他の災害
秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	平成11年4月1日	秋田県・県内市町 消防の一部事務組合 消防を含む一部事務組合	火 災 救 急 その他の災害
日本海東北自動車道消防相互応援協定	平成14年10月24日	秋田市 大曲仙北広域市町村圏組合 本荘地区消防事務組合	火 災 救 急 その他の災害
鉄道災害発生時における消防活動に関する協定	平成20年9月17日	秋田県内消防本部 東日本旅客鉄道(株) 秋田支社・盛岡支社	鉄 道 災 害
鉄道災害発生時における消防活動に関する協定	平成20年12月12日	秋田市消防本部 秋田臨海鉄道(株)	鉄 道 災 害
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	平成23年7月12日	秋田市 石油基地自治体協議会	コンビナート 事故 その他の災害
日本海東北自動車道消防相互応援協定	平成13年6月22日	秋田市 大曲仙北広域市町村圏組合 河辺雄和地区消防一部事務組合	火 災 救 急 その他の災害
防災資機材の管理運営の委託に関する協定	平成22年2月17日	秋田県 秋田市	防災資機材の 管理運営

資料5-2 船舶火災の消火に関する秋田海上保安部と秋田市消防本部との業務協定

(目的)

第1条 この協定は、海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日締結）に基づき、秋田海上保安部（以下「甲」という。）と秋田市消防本部（以下「乙」という。）との間に業務協定を締結して、秋田船川港「秋田区」およびその付近海上における船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の消火活動を迅速に実施するため、甲と乙が相互に緊密に連絡協同して円滑に消火活動を行うことを目的とする。

(消火活動の担任区分)

第2条 次に掲げる船舶の消火活動は主として乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶および上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川における船舶

2 前項各号以外の船舶の消火活動は主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

(甲の協力事項)

第3条 乙の担任にかかる船舶の消火活動のため、乙から要請があった場合において、甲が協力する事項は次のとおりとする。

- (1) 巡視船艇による消火活動、海上輸送および警戒
- (2) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された甲の職員は、乙の上席職員と協議の上、有効な消火活動を行うものとする。

(乙の協力事項)

第4条 甲の担任にかかる船舶の消火活動のため、甲から要請があった場合において、乙が協力する事項は次のとおりとする。

- (1) 消火活動に必要な場合における甲の指定する場所への消防車両等の出動
- (2) 船舶又は流出油による火災に対して陸上からの消火活動が有効であると認められた場合における消防車両等の出動
- (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された乙の職員は、甲の上席職員と協議の上、有効な消火活動を行うものとする。

[火災原因および損害の調査]

第5条 船舶の火災原因ならびに火災および消火により受けた損害の調査は、甲と乙とが協議して行うものとする。

(情報等の交換)

第6条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料および情報については相互に交換するものとする。

(火災の相互通報)

第7条 甲又は乙が船舶火災を認知したときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(単独による消火)

第8条 甲又は乙が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第9条 船舶火災の活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者協議の上定めるものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第10条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲および乙は、地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報および資料の交換
- (2) 消火活動要領
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成およびその実施の推進

(その他)

第11条 この協定の遂行に万全を期するため、他の協力団体等については、相互に連絡調整を行うものとする。

- 2 本協定の一部又は全部を改訂しようとするときは、両者協議の上これを行うものとする。
- 3 この協定を証するため、正本2通を作成し、両者各1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成31年1月22日施行する。
- 2 昭和44年10月7日締結の秋田海上保安部と秋田市消防本部との船舶火災に関する業務協定は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成31年1月22日

秋田海上保安部長

真 崎 和 彦

秋田市消防長

佐 藤 好 幸

資料5-3 秋田県広域消防相互応援協定書

(目的等)

第1条 この協定書は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、大規模災害等に対処することを目的とする。

(大規模災害等)

第2条 この協定において「大規模災害等」とは、次の各号に掲げるもののうち応援活動を必要とするものをいう。

- (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (3) 航空機事故、列車事故のうち、大規模又は特殊な事故
- (4) 毒性物質、生物剤又は放射性物質に係る事故による災害
- (5) 前各号に掲げるもの以外の大規模若しくは特殊な災害又は事故

(地域ブロック区分)

第3条 秋田県内を次の地域に区分するものとする。

- (1) 県北地域ブロック

能代山本広域市町村圏組合消防本部管内、大館市消防本部管内、鹿角広域行政組合消防本部管内及び北秋田市消防本部管内

- (2) 中央地域ブロック

秋田市消防本部管内、男鹿地区消防一部事務組合消防本部管内、五城目町消防本部管内及び湖東地区消防本部管内

- (3) 県南地域ブロック

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部管内、横手市消防本部管内、由利本荘市消防本部管内、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部管内及びにかほ市消防本部管内

(代表消防機関の設置)

第4条 この協定による相互の応援活動を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）を設置する。

2 前項の代表消防機関及び代表消防機関代行は、緊急消防援助隊秋田県隊応援等実施計画第2によるものとし、代表消防機関等を次のとおり定める。この場合において、代表消防機関代行は、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できないときは、当該任務を代行するものとする。

- (1) 代表消防機関

秋田市消防本部

- (2) 代表消防機関代行

ア 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

イ 能代山本広域市町村圏組合消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

次のアからウまでに掲げる地域ブロックの区分に応じ、当該アからウまでに定める消防本部

ア 県北地域ブロック 能代山本広域市町村圏組合消防本部

イ 中央地域ブロック 秋田市消防本部

ウ 県南地域ブロック 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 市町等は、応援出動が可能な指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。

(代表消防機関等の任務)

第6条 代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 秋田県との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域ブロック代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 秋田県内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における秋田県内の応援可能な応援隊の調整に関すること。

2 地域ブロック代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な応援隊の調整に関すること。

(応援要請)

第7条 応援要請は、大規模災害等が発生した市町等（以下「要請側」という。）の長又は消防長が、次に掲げる区分により、他の市町等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行うものとする。ただし、代表消防機関等を通じて要請するいとまがない場合は、直接応援側へ要請できるものとする。この場合、当該要請後に代表消防機関等へ報告するものとする。

(1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町等に対する応援要請

2 前項の応援要請は、電話等により迅速に行うものとし、当該応援要請後においては、遅滞なくその内容を書面にするものとする。

3 応援要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
 - (2) 必要とする車両、人員及び資機材
 - (3) 集結場所及び活動内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 4 代表消防機関等は、第1項に規定する応援要請があった場合には、秋田県に対して必要な事項を報告するとともに、要請側の長又は消防長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認し、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動準備を行うものとする。

(応援隊の派遣等)

第9条 第7条第1項の規定により応援要請を受けた応援側の長又は消防長は、応援側の市町等の消防力に支障が生じる等特別な理由がある場合を除き、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣する場合は、属する地域ブロック代表消防機関を通じ、代表消防機関に対して出動隊数、出動隊員数、無線の呼称その他の必要な事項について報告するものとする。
- 3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに要請側の長又は消防長に対してその旨を連絡し、併せて秋田県に報告するものとする。
- 4 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣することができない場合は、速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条第1項の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮支援体制)

第11条 応援隊の指揮は、代表消防機関等の職員が行うものとし、原則として被災地消防本部において、要請側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

(応援の中断)

第12条 応援側の都合により応援隊を帰還させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議の上、応援活動を中断することができるものとする。

(経費の負担)

第13条 応援に要する経費の負担は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応援側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

ア 旅費及び出動手当等の人件費

イ 公務災害補償に要する経費

ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料に係る経費を除く。）

エ 車両及び機械器具の修理費

オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食糧費

ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。）

エ 化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用については、当該大規模災害等に関する市町等相互がその都度協議して定めるものとする。

（協議）

第14条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等相互が協議の上、決定するものとする。

（委任）

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して別に定めるものとする。

（効力の発生等）

第16条 この協定は、平成29年4月1日から効力を発生するものとし、秋田県広域消防相互応援協定（平成22年12月22日締結）は、平成29年4月1日をもって廃止する。

本協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、市町等において各1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

秋 田 市
市 長 穂 積 志

横 手 市
市 長 高 橋 大

大 館 市
市 長 福 原 淳 嗣

由 利 本 莊 市
市 長 長谷部 誠

北 秋 田 市
市 長 津 谷 永 光

に か ほ 市
市 長 横 山 忠 長

五 城 目 町
町 長 渡 邊 彦兵衛

湯沢雄勝広域市町村圏組合
管 理 者 齊 藤 光 喜

能代山本広域市町村圏組合
理事会代表理事 齊 藤 滋 宣

大曲仙北広域市町村圏組合
管 理 者 門 脇 光 浩

鹿角広域行政組合
管 理 者 児 玉 一

男鹿地区消防一部事務組合
管 理 者 渡 部 幸 男

湖東地区行政一部事務組合
管 理 者 畠 山 菊 夫

資料 5 - 4 秋田県広域消防相互応援協定書の解釈・運用に係る確認書

この確認書は、秋田県広域消防相互応援協定（平成29年3月27日締結。以下「協定」という。）第15条の規定に基づき、消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

- 1 協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第43条及び同法第44条に規定する「非常事態」においても適用する。
- 2 協定第5条に定める登録は、要請側が必要とする応援隊をあらかじめ把握することを目的としており、協定第7条に定める応援要請において、登録されていない応援隊の要請を妨げるものではない。
- 3 協定第13条に定める応援側の負担する経費のうち、要請側が特別地方交付税として交付を受けた額については、要請側の負担とする。
- 4 協定第13条(1)エに定める修理費は、破損の程度にかかわらず応援側の負担とする。
- 5 協定第13条(1)オに定める「移動中」とは、要請を受けて要請側指揮下に入るまで、又応援活動を終了して要請側指揮下を離れてからをいう。
- 6 協定第13条(2)ア及びウに定める「応援活動中」とは、要請側指揮下において応援活動を実施している間をいい、要請側指揮下内の移動も含むものとする。
- 7 協定第13条(2)ウに定める「賠償費等」のうち、交通事故に関する賠償費等については、その都度協議して定めるものとする。
- 8 この確認書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。
- 9 秋田県広域消防相互応援協定書の解釈・運用に係る確認書（平成22年12月22日締結）は、廃止する。

この確認書の成立を証するため、確認書13通を作成し、消防本部において各1通を保有するものとする。

平成29年 3 月 27 日

秋 田 市
消 防 長 佐 藤 好 幸

横 手 市
消 防 長 大 石 義 孝

大 館 市
消 防 長 佐 藤 久 仁

由利本荘市
消 防 長 畠 山 操

北 秋 田 市
消 防 長 中 嶋 誠

に か ほ 市
消 防 長 伊 藤 伸 司

五 城 目 町
消 防 長 伊 藤 豊

湯沢雄勝広域市町村圏組合
消 防 長 高 橋 禎 悦

能代山本広域市町村圏組合
消 防 長 泉 篤

大曲仙北広域市町村圏組合
消 防 長 森 川 正 明

鹿角広域行政組合
消 防 長 秋 元 英 俊

男鹿地区消防一部事務組合
消 防 長 浅 井 学

湖東地区行政一部事務組合
消 防 長 高 橋 敏 明

資料 5 - 5 秋田外環状道路消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、秋田市および湖東地区行政一部事務組合（以下「協定市等」という。）は、秋田外環状道路秋田北インターチェンジから昭和男鹿半島インターチェンジまでの区間（以下「相互応援区間」という。）における消防および救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市等が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第 2 条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出動消防隊等）

第 3 条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

（担当区間）

第 4 条 協定市等の担当区間は、別表のとおりとする。

（応援に要した経費等の負担）

第 5 条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。

- （1）応援のために要した経費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、前記以外の経費は、被応援側の負担とする。
- （2）応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）によるものとする。
- （3）応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を超えるものおよびその他の損害については、被応援側と協議の上決定するものとする。

（委任）

第 6 条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議の上定める。

（施行期日）

第 7 条 この協定は、相互応援区間供用開始の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印のうえ、各自 1 通を保

有する。

平成9年11月5日

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長 石川 錬 治 郎

南秋田郡井川町喜兵衛堰10の1
湖東地区行政一部事務組合
管理者 北 嶋 義 則

資料 5-6 秋田外環状道路消防相互応援協定に基づく覚書

平成 9 年 1 月 5 日付けをもって秋田市および湖東地区行政一部事務組合との間に締結した秋田外環状道路内の秋田北インターチェンジから昭和男鹿半島インターチェンジ間における秋田外環状道路消防相互応援協定に関する協定書（以下「協定書」という。）第 6 条に基づき、この覚書を交換する。

（消防および救急業務の適用範囲）

第 1 条 相互応援区間の次の部分において発生した災害に適用する。

- （1）車両通行路
- （2）インターチェンジ
- （3）車両通行路の築堤部分

（担当区域）

第 2 条 前条第 1 号および第 2 号に係る災害の担当区域は、協定書別表のとおりとする。
2 前条第 3 号に係る災害については、当該災害等発生地を管轄する消防長が担当するものとする。

（災害出動）

第 3 条 相互応援区間における災害の出動は、原則として次の各号による。

- （1）災害の通報を受けた協定市等の消防長は、直ちに所要の消防隊等を出動させるとともに、関係消防長に通報するものとする。
- （2）協定市等の消防長は、当該災害を自己の消防機関のみでは対処できない場合は、関係消防長に対し応援を要請するものとする。
- （3）前号の要請を受けた消防長は、遅滞なく通報又は内容に応じ所要の消防隊等を出動させるものとする。

（指揮）

第 4 条 応援のため出動した消防隊等は、被応援側の現場にある最高指揮者の指揮に従うものとする。

（現場活動の原則）

第 5 条 消防隊等の現場活動は、相互応援区間上の消防隊等が主体となって活動し、他の消防隊等は相互応援区間側道等を利用し、それを支援するものとする。

2 被救護者を搬送する場合は、原則として進行方向の直近インターチェンジ付近の救急告示医療機関およびその他の医療機関（以下「救急病院等」という。）に搬送するものとする。

（消防隊等の留意事項）

第6条 消防隊等は、現場活動に際しては次の事項に留意しなければならない。

- (1) 警察官の行う交通規制状況の確認
- (2) 隊員の危険防止
- (3) 警察官および日本道路公団職員との緊密な連絡

(救急病院等の状況)

第7条 協定市等の消防長は、消防隊等が出動した場合救急病院等の受入れ状況を確認し連絡するものとする。

(災害の事務処理)

第8条 災害の事務処理は、災害発生行政区域の協定市等の消防長が行うものとする。

- 2 前項の事務処理を行う場合において、協定市等の消防長は行政区域外の災害事務処理について調査協力するものとする。
- 3 火災以外の災害については、その災害を取り扱った協定市等が行うものとする。

(無線の運用)

第9条 無線の運用については、県内共通波とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、そのつど消防長が協議して定める。

(施行期日)

第11条 この覚書は、相互応援区間供用開始の日から実施する。

この覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年11月5日

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市消防長 高橋 弘

南秋田郡井川町喜兵衛堰10の1
湖東地区行政一部事務組合
消防長 菅原 靖朗

別表（第2条関係）

インターチェンジ 所在市、組合	担 当 区 間
秋 田 市	秋田北インターチェンジから昭和男鹿半島 インターチェンジまでの下り線
湖東地区行政（組）	昭和男鹿半島インターチェンジから秋田北 インターチェンジまでの上り線

資料5-7 秋田空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定

秋田県知事及び秋田市長は、秋田空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生の恐れのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、秋田空港管理事務所（以下「甲」という。）と秋田市消防機関（以下「乙」という。）は緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。
2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。
2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行うものとする。
（1）緊急事態の種類
（2）航空機の種類及び搭乗人員
（3）緊急事態発生の場所及び時刻
（4）消防隊及び救急隊の到着すべき場所
（5）その他必要な事項
3 通報に応じて出動した甲または乙は、現場に到着したときは速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消防救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（事故等の調査に対する協力）

第5条 甲及び乙は、消防救難業務を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第6条 甲又は乙が単独で消防救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

(訓練)

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的に実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に到着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

平成18年12月20日

秋 田 県 知 事 寺 田 典 城

秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

資料 5 - 8 秋田自動車道消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、秋田市、大曲仙北広域市町村圏組合、横手平鹿広域市町村圏組合および河辺雄和地区消防一部事務組合（以下「協定市等」という。）は、秋田自動車道秋田南インターチェンジから横手インターチェンジまでの区間（以下「相互応援区間」という。）における消防および救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市等が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応 援）

第 2 条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出動消防隊等）

第 3 条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

（担当区間）

第 4 条 協定市等の担当区間は、別表のとおりとする。

（応援に要した経費等の負担）

第 5 条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。

- 一 応援のために要した経費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、前記以外の経費は被応援側の負担とする。
- 二 応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）によるものとする。
- 三 応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を越えるものおよびその他の損害については、被応援側と協議のうえ決定するものとする。

（委 任）

第 6 条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議のうえ定める。

（施行期日）

第 7 条 この協定は、相互応援区間供用開始の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書4通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成3年7月15日

秋田市山王一丁目1番1号

秋 田 市

秋 田 市 長

石 川 錬 治 郎

大曲市花園町1番1号

大曲仙北広域市町村圏組合

管 理 者

高 橋

司

横手市前郷字下三枚橋163番地

横手平鹿広域市町村圏組合理事会代表理事

横 手 市 長

寺 田

典 城

河辺郡河辺町北野田高屋字黒沼下堤下20番地の14

河辺雄和地区消防一部事務組合

管 理 者

大 山

博 美

資料 5 - 9 秋田自動車道消防相互応援協定書の覚書

平成 3 年 7 月 1 5 日付けをもって秋田市、大曲仙北広域市町村圏組合、横手平鹿広域市町村圏組合および河辺雄和地区消防一部事務組合との間に締結した秋田自動車道路内の秋田南インターチェンジから横手インターチェンジ間における秋田自動車道消防相互応援協定に関する協定書（以下「協定書」という。）第 6 条に基づき、この覚書を交換する。

（消防および救急業務の適用範囲）

第 1 条 相互応援区間の次の部分において発生した災害に適用する。

- 一 車両通行路
- 二 インターチェンジ、パーキングエリアおよびサービスエリアの各地内
- 三 車両通行路の築堤部分

（担当区域）

第 2 条 前条第一号および第二号に係る災害の担当区域は、協定書別表のとおりとする。

- 2 前条第三号に係る災害については、当該災害等発生地を管轄する消防長が担当するものとする。

（災害出動）

第 3 条 相互応援区間における災害の出動は、原則として次の各号による。

- 一 災害の通報を受けた協定市等の消防長は、直ちに所要の消防隊等を出動させるとともに、関係消防長に通報するものとする。
- 二 協定市等の消防長は、当該災害を自己の消防機関のみでは対処できない場合は、関係消防長に対し応援を要請するものとする。
- 三 前号の要請を受けた消防長は、遅滞なく通報又は内容に応じ所要の消防隊等を出動させるものとする。

（指 揮）

第 4 条 応援のため出動した消防隊等は、被応援側の現場にある最高指揮者の指揮に従うものとする。

（現場活動の原則）

第 5 条 消防隊等の現場活動は、相互応援区間上の消防隊等が主体となって活動し、他の消防隊等は相互応援区間の側道等を利用し、それを支援するものとする。

- 2 被救護者を搬送する場合は、原則として進行方向の直近インターチェンジ付近の救急告示医療機関、その他の医療機関（以下「救急病院等」という。）に搬送するものとする。

(消防隊等の留意事項)

第6条 消防隊等は、現場活動に際しては次の事項に留意しなければならない。

- 一 警察官の行う交通規制状況の確認
- 二 隊員の危険防止
- 三 警察官および日本道路公団職員との緊密な連絡

(救急病院等の状況)

第7条 協定市等の消防長は、消防隊等が出動した場合救急病院等の受入れ状況を確認し連絡するものとする。

(災害の事務処理)

第8条 災害の事務処理は、災害発生行政区域の協定市等の消防長が行うものとする。

- 2 前項の事務処理を行う場合において、協定市等の消防長は行政区域外の災害事務処理について調査協力するものとする。
- 3 火災以外の災害については、その災害を取り扱った協定市等が行うものとする。

(無線の運用)

第9条 無線の運用については、県内共通波とする。

(協 議)

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、そのつど消防長が協議して定める。

(施行期日)

第11条 この覚書は、相互応援区間供用開始の日から実施する。

この覚書の成立を証するため、本覚書4通を作成し記名押印の上、各自1通を保有する。

平成3年7月15日

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市消防長 中山 富 治

大曲市栄町13番47号

大曲仙北広域市町村圏組合副管理者
消防長事務取扱 西 村 茂

横手市根岸町5番36号
横手平鹿広域市町村圏組合
消 防 長 高 橋 操

河辺郡河辺町北野田高屋字黒沼下堤下20番地の14
河辺雄和地区消防一部事務組合
消 防 長 大 山 博 美

別 表

インターチェンジ 所在市町(組)	担 当 区 間
秋 田 市	秋田南インターチェンジから協和インターチェンジまでの上り線
大曲仙北広域(組)	協和インターチェンジから横手インターチェンジまでの上り線
	大曲インターチェンジから秋田南インターチェンジまでの下り線
横手平鹿広域(組)	横手インターチェンジから大曲インターチェンジまでの下り線

資料5-10 秋田県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、秋田県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町等の長が、消防防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に秋田県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性 消防防災ヘリによる活動が最も有効であること。

第5条 応援要請は、秋田県消防防災航空隊（以下「消防防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種類

(2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

(3) 災害発生現場の気象状況

(4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法

(5) 飛行現場離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により消防防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき消防防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町等の長から消防防災航空隊の隊員を派遣している市町等の長に対し、秋田県消防相互応援協定書(平成6年12月1日締結。以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づき応援要請があったものとみなす。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、秋田県及び市町等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本18通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成11年4月1日から施行する。

平成11年4月1日

秋田県
知 事 寺 田 典 城

秋田市
市 長 石 川 錬 治 郎

五城目町
町 長 佐 藤 邦 夫

鹿角広域行政組合
管理者 杉 江 宗 祐

大館周辺広域市町村圏組合
管理者 小 畑 元

鷹巣阿仁広域市町村圏組合
管理者 松 橋 久 太 郎

二ツ井町藤里町消防一部事務組合
管理者 丸 岡 一 直

能代地区消防一部事務組合
管理者 宮 腰 洋 逸

山本郡南部地区消防一部事務組合
管理者 石 井 洋 佑

湖東地区行政一部事務組合
管理者 北 嶋 義 則

男鹿地区消防一部事務組合
管理者 佐 藤 一 誠

河辺雄和地区消防一部事務組合
管理者 大 山 博 美

本荘地区消防事務組合
管理者 柳 田 弘

仁賀保地区消防組合
管理者 巴 徳 雄

矢島地区消防組合
管理者 佐 藤 清 圓

大曲仙北広域市町村圏組合
管理者 高 橋 司

横手平鹿広域市町村圏組合
理事会代表理事
横手市長 五十嵐 忠 悦

湯沢雄勝広域市町村圏組合
理事会代表理事 二 坂 信 邦

資料 5 - 1 1 日本海東北自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、秋田市、本荘地区消防事務組合および河辺雄和地区消防一部事務組合（以下「協定市等」という。）は、日本海東北自動車道秋田空港インターチェンジから岩城インターチェンジまでの区間（以下「相互応援区間」という。）における消防および救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市等が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応 援）

第 2 条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出動消防隊等）

第 3 条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

（担当区間）

第 4 条 協定市等の担当区間は、別表のとおりとする。

（応援に要した経費等の負担）

第 5 条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。

（1）応援のために要した経費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。
ただし、前記以外の経費は、被応援側の負担とする。

（2）応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）によるものとする。

（3）応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を超えるものおよびその他の損害については、被応援側と協議のうえ決定するものとする。

（委 任）

第 6 条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議のうえ定める。

（施行期日）

第 7 条 この協定は、相互応援区間供用開始の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年10月24日

秋田市山王一丁目1番1号

秋 田 市

秋田市長

佐 竹 敬 久

本荘市出戸町字尾崎17番地

本荘地区消防事務組合

管 理 者

柳 田 弘

河辺郡河辺町北野田高屋字黒沼下堤下20番地の14

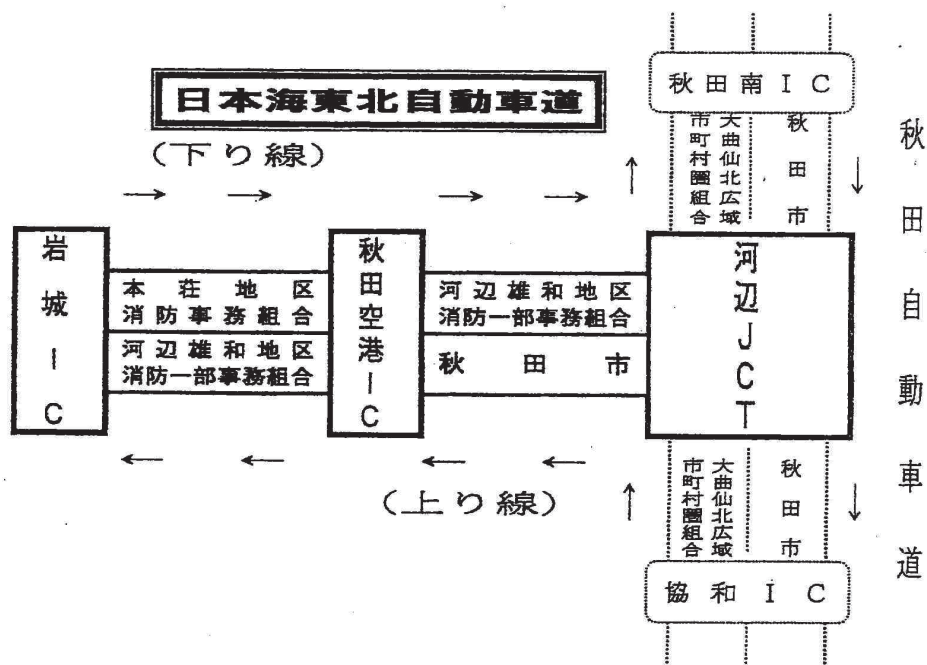
河辺雄和地区消防一部事務組合

管 理 者

大 山 博 美

別 表

実施機関	担当区間等
本荘地区 消防事務組合	岩城インターチェンジから秋田空港インターチェンジまでの下り線
河辺雄和地区 消防一部事務組合	秋田空港インターチェンジから岩城インターチェンジまでの上り線



資料5-12 鉄道災害発生時における消防活動に関する協定

秋田県内の消防機関（以下「甲」という。）および鉄道事業者（以下「乙」という。）は、秋田県内を運行する鉄道の駅構内および軌道敷内における災害ならびに鉄道沿線における火災（以下「鉄道災害」という。）への対応について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田県内において発生した鉄道災害に際し、甲と乙が、緊密な協力のもとに一貫した活動を実施し、安全かつ迅速な災害対応および公共交通機関の早期運転再開を図ることを目的とする。

（災害発生の通報）

第2条 甲および乙は、鉄道災害が発生し、または鉄道災害が発生するおそれがあると認める情報を覚知したときは、速やかに相互の緊急連絡先に通報するものとする。

2 乙は、前項の通報に際して、甲が消防活動を行うために必要な次の事項について、可能な限り甲に伝達するものとする。甲が災害発生場所に到着するまでの間に新たに判明した情報についても同様とする。

- （1）災害の種別および発生状況
- （2）発生場所および進入経路
- （3）乗客数、死傷者数および避難状況
- （4）列車の運行状況
- （5）活動危険および活動障害に関する情報
- （6）積載物の名称、性状および数量
- （7）現地責任者の氏名および連絡先
- （8）乙が実施済みの事項

3 甲は、鉄道災害の発生を覚知した場合に、当該災害の発生場所が管轄区域外におけるものであるときは、速やかに発生場所を管轄する消防機関に連絡するものとする。

4 甲および乙の緊急連絡先は、別に定める。

（情報の共有）

第3条 甲および乙は、現地責任者を明確にし、共通の認識のもとで災害対応を行うものとする。

2 甲および乙の現地責任者は、災害発生現場に到着した際、相互に把握している情報を伝達するものとする。

- 3 甲の現地責任者は、消防活動を実施するにあたり、活動方針を乙の現地責任者に説明し、必要に応じて消防活動に対する協力を要請するものとする。
- 4 乙の現地責任者は、必要に応じてアナウンス等により乗客に災害の状況を説明し、動揺を押さえるとともに、甲と協力して円滑な避難誘導に努めるものとする。
- 5 甲の現地責任者は、消防活動が終了した場合、速やかに乙の現地責任者に連絡するものとする。

(現場誘導)

第4条 甲が消防活動を実施するために駅構内および軌道敷内に立ち入る際、乙は安全確保のため必要な社員を同行させて甲を誘導するとともに、必要に応じて監視員を配置して列車の監視にあたるものとする。

- 2 高架、鉄橋、トンネル等、徒歩で進入することが危険かつ困難を伴う場所で鉄道災害が発生した場合、甲はこれらの場所への進入方法について乙と協議し、乙は安全が確保される範囲内において、可能な限り消防隊および必要な資機材を発生場所または発生場所付近まで搬送するための措置を講じるものとする。

(二次災害の防止)

第5条 乙は、災害の発生を覚知した場合、災害発生場所に社員を派遣し、必要に応じて、災害発生区間の列車の運行停止、電源遮断、監視員の配置、退避場所の確保等の安全措置を講じ、駅構内および軌道敷内における消防隊の安全確保について協力するものとする。

- 2 甲は、災害現場において消防活動を開始する前に、乙の現地責任者に列車の運行状況および乙が実施した安全措置の状況を確認し、活動隊員の安全を確保してから軌道敷内に進入するものとする。
- 3 乙は、甲の消防活動が終了した後、甲と協議し、活動隊員全員が軌道敷外に退避し、安全確認を行った後、運行を再開するものとする。

(消防活動に対する支援)

第6条 乙は、消防活動を安全かつ効率的に実施するため、乙の保有する資機材および技術者に関する情報を甲に提供するものとし、甲から資機材の提供および技術者の派遣について要請があった場合は、可能な限りこれに協力するものとする。

- 2 消防活動に際して、鉄道車両の破壊や挙上を行う場合、乙は甲に対して鉄道車両に関する技術的助言を行い、甲は乙の助言のもとに活動するものとする。

(応援要請)

第7条 甲は、出動した消防隊のみでは対応が困難と判断した場合には、速やかに応援要請等の措置を図るものとする。

2 前項の応援要請を行った場合、甲は乙に対して情報提供するとともに、応援部隊の受け入れについて協力を要請するものとする。

(訓練の実施)

第8条 甲および乙は、相互に定期的な合同訓練の実施に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、路線の状況、鉄道車両の構造、救助方法、資機材の整備状況等、鉄道災害発生時の対応に必要と認める事項について、平素から相互に情報交換を行うよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議のうえ定める。

(附 則)

この協定の締結を証するため、協定書15通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成20年 9月17日

消防機関 (甲)

秋田市山王1丁目1番1号
秋田市消防本部 消防長 石川 勝直

横手市前郷字下三枚橋269番地
横手市消防本部 消防長 川村 東吉

大館市根下戸新町1番1号
大館市消防本部 消防長 菅原 博昭

由利本荘市字尾崎17番地
由利本荘市消防本部 消防長 中村 晴二

北秋田市鷹巣字北中家下85
北秋田市消防本部 消防長 近藤 文廣

にかほ市金浦町金浦字館ヶ森 1 5 2

にかほ市消防本部 消防長 中津 博行

南秋田郡五城目町字石田六ヶ村堰添 1 1 3 - 6

五城目町消防本部 消防長 佐藤 眞悦

湯沢市材木町 2 丁目 1 番 3 号

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部 消防長 佐藤 博志

能代市緑町 2 番 2 2 号

能代山本広域市町村圏組合消防本部 消防長 日沼 一之

大仙市大曲栄町 1 3 番 4 7 号

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部 消防長 佐藤 富男

鹿角市花輪字高井田 6 4 番地 2

鹿角広域行政組合消防本部 消防長 田中 孝夫

男鹿市船川港船川字海岸通り 2 - 1 2 - 7

男鹿地区消防一部事務組合消防本部 消防長 近藤 利蔵

南秋田郡井川町浜井川字喜兵衛堰 1 0 番地 1

湖東地区行政一部事務組合消防本部 消防長 土橋 次男

鉄道事業者（乙）

秋田市中通 7 丁目 1 番 1 号

東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社 支社長 吉田 幸一

盛岡市盛岡駅前通 1 - 4 1

東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 支社長 早瀬 藤二

資料5-13 鉄道災害発生時における消防活動に関する協定

秋田市消防本部（以下「甲」という。）と秋田臨海鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙が秋田市内において運行する秋田臨海鉄道の駅構内および軌道敷内における災害ならびに鉄道沿線における災害（以下「鉄道災害」という。）への対応について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、鉄道災害に際し、甲と乙が、緊密な協力のもとに一貫した活動を実施し、安全かつ迅速な災害対応および秋田臨海鉄道の早期運転再開を図ることを目的とする。

（災害発生のお知らせ）

第2条 甲および乙は、鉄道災害が発生し、または鉄道災害が発生するおそれがあると認める情報を覚知したときは、速やかに相互の緊急連絡先に通報するものとする。

2 乙は、前項の通報に際して、甲が消防活動を行うために必要な次の事項について、可能な限り甲に伝達するものとする。甲が災害発生場所に到着するまでの間に新たに判明した情報についても同様とする。

- (1) 災害の種別および発生状況
- (2) 発生場所および進入経路
- (3) 乗員数、死傷者数および避難状況
- (4) 列車の運行状況
- (5) 活動危険および活動障害に関する情報
- (6) 積載物の名称、性状および数量
- (7) 現地責任者の氏名および連絡先
- (8) 乙が実施済みの事項

3 甲および乙の緊急連絡先は、別に定める。

（情報の共有）

第3条 甲および乙は、現地責任者を明確にし、共通の認識のもとで災害対応を行うものとする。

2 甲および乙の現地責任者は、災害発生現場に到着した際、相互に把握している情報を伝達するものとする。

3 甲の現地責任者は、消防活動を実施するにあたり、活動方針を乙の現地責任者に説明し、必要に応じて消防活動に対する協力を要請するものとする。

- 4 乙の現地責任者は、甲と協力して円滑な避難誘導に努めるものとする。
- 5 甲の現地責任者は、消防活動が終了した場合、速やかに乙の現地責任者に連絡するものとする。

(現場誘導)

第4条 甲が消防活動を実施するために駅構内および軌道敷内に立ち入る際、乙は安全確保のため必要な社員を同行させて甲を誘導するとともに、必要に応じて監視員を配置して列車の監視にあたるものとする。

- 2 徒歩で進入することが危険かつ困難を伴う場所で鉄道災害が発生した場合、甲はこれらの場所への進入方法について乙と協議し、乙は安全が確保される範囲内において、可能な限り消防隊および必要な資機材を発生場所または発生場所付近まで搬送するための措置を講じるものとする。

(二次災害の防止)

第5条 乙は、災害の発生を覚知した場合、災害発生場所に社員を派遣し、必要に応じて、災害発生区間の列車の運行停止、監視員の配置、退避場所の確保等の安全措置を講じ、駅構内および軌道敷内における消防隊の安全確保について協力するものとする。

- 2 甲は、災害現場において消防活動を開始する前に、乙の現地責任者に列車の運行状況および乙が実施した安全措置の状況を確認し、活動隊員の安全を確保してから軌道敷内に進入するものとする。
- 3 乙は、甲の消防活動が終了した後、甲と協議し、活動隊員全員が軌道敷外に退避し、安全確認を行った後、運行を再開するものとする。

(消防活動に対する支援)

第6条 乙は、消防活動を安全かつ効率的に実施するため、乙の保有する資機材および技術者に関する情報を甲に提供するものとし、甲から資機材の提供および技術者の派遣について要請があった場合は、可能な限りこれに協力するものとする。

- 2 消防活動に際して、鉄道車両の破壊や挙上を行う場合、乙は甲に対して鉄道車両に関する技術的助言を行い、甲は乙の助言のもとに活動するものとする。

(応援要請)

第7条 甲は、出動した消防隊のみでは対応が困難と判断した場合には、速やかに応援要請等の措置を図るものとする。

2 前項の応援要請を行った場合、甲は乙に対して情報提供するとともに、応援部隊の受け入れについて協力を要請するものとする。

(訓練の実施)

第8条 甲および乙は、相互に定期的な合同訓練の実施に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、路線の状況、鉄道車両の構造、救助方法、資機材の整備状況等、鉄道災害発生時の対応に必要と認める事項について、平素から相互に情報交換を行うよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議のうえ定める。

(附 則)

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成20年12月12日

消防機関 (甲)

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市消防本部
消 防 長 石 川 勝 直

鉄道事業者 (乙)

秋田市土崎港西一丁目12番6号
秋田臨海鉄道株式会社
代表取締役社長 永 田 浩 一

秋田市消防本部と秋田臨海鉄道株式会社は、平成20年12月12日付で締結した「鉄道災害発生時における消防活動に関する協定書」第2条第3項の規定に基づき、以下のとおり双方の緊急連絡先を定める。

秋田市消防本部	秋田臨海鉄道株式会社
<p>火災報知専用電話 119</p> <p>または</p> <p>消防本部指令課</p> <p>電 話 018-862-7950</p> <p>F A X 018-823-7214</p>	<p>【営業時間帯：8時20分～17時00分】</p> <p>秋田港総合事業所 当務駅長</p> <p>電 話 018-846-3619</p> <p>018-845-6568</p> <p>F A X 018-846-3601</p> <p>018-845-8957</p> <p>【営業時間外：上記時間帯以外】</p> <p>秋田港総合事業所長 竹下 廣二</p> <p>携帯電話 090-2979-0149</p> <p>運輸安全部技術課長 田中 恒弘</p> <p>携帯電話 090-4631-0417</p>

平成20年12月12日現在

資料5-14 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1)災害への対応に必要な物資の提供
- (2)災害への対応に必要な人員の派遣
- (3)負傷者等の医療機関への受入れ
- (4)被災者の一時的な受入れ
- (5)前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1)被災の状況
- (2)第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
- (3)第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
- (4)第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
- (5)第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
- (6)前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

- 2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。
- 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。

- 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
- 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
- 7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

- 2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

- 2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。
- 3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

- (1)第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災

団体が属するブロック幹事への通知

- (2)被災団体から要請のあった事項に係る調整
- (3)ブロック幹事が行う活動の支援
- (4)第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ
- (5)新たに加入する団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

- (1)第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知
- (2)第4条第4項に定める応援の要請
- (3)第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック

別表（第3条関係）

ブロック	都道府県	市町
①	北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
②	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨木市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市
③	新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。
この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室蘭市長
青山 剛

釧路市長
蝦名大也

苫小牧市長
岩倉博文

伊達市長
菊谷秀吉

石狩市長
田岡克介

北斗市長
高谷寿峰

青森市長
鹿内 博

八戸市長
小林 眞

秋田市長
穂積 志

男鹿市長
渡部幸男

久慈市長
山内隆文

酒田市長
阿部寿一

仙台市長
奥山恵美子

塩竈市長
佐藤 昭

多賀城市長
菊地健次郎

北茨城市長
長豊田稔

千葉市長
熊谷俊人

市川市長
大久保 博

船橋市長
藤代孝七

市原市長
佐久間隆義

袖ヶ浦市長
出口 清

横浜市長
林 文子

横須賀市長
吉田雄人

新潟市長
篠田 昭

富山市長
森 雅志

金沢市長
山野之義

半田市長
榊原純夫

碧南市長
禰亘田政信

東海市長
鈴木淳雄

知多市長
加藤 功

四日市市長
田中俊行

堺市長
竹山修身

泉大津市長
神谷 昇

松原市長
澤井宏文

高石市長
阪口伸六

海南市長
神出政巳

有田市長
望月良男

倉敷市長
伊東香織

玉野市長
黒田 晋

坂出市長
綾 宏

松山市長
野志克仁

大竹市長
入山欣郎

下関市長
中尾友昭

宇部市長
久保田后子

周南市長
木村健一郎

防府市長
松浦正人

岩国市長
福田良彦

山陽小野田市長
白井博文

和木町長
古木哲夫

北九州市長
北橋健治

中間市長
松下俊男

唐津市長
坂井俊之

大分市長
釘宮 磐

八代市長
福島和敏

鹿児島市長
森 博幸

うるま市長
島袋俊夫

資料 5 - 1 5 日本海東北自動車道消防相互応援協定

消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 2 1 条の規定に基づき、秋田市、大曲仙北広域市町村圏組合および河辺雄和地区消防一部事務組合（以下「協定市等」という。）は、日本海東北自動車道河辺ジャンクション（以下「JCT」という。）から秋田空港インターチェンジ（以下「IC」という。）までの区間（以下「相互応援区間」という。）における消防および救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市等が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第 2 条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出動消防隊等）

第 3 条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

（担当区間）

第 4 条 協定市等の担当区間は、別表のとおりとする。

（応援に要した経費等の負担）

第 5 条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。

- (1) 応援のために要した経費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。
ただし、前記以外の経費は、被応援側の負担とする。
- (2) 応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）によるものとする。
- (3) 応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を超えるものおよびその他の損害については、被応援側と協議のうえ決定するものとする。

（委任）

第 6 条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議のうえ定める。

（施行期日）

第 7 条 この協定は、相互応援区間供用開始の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、記名押印のうえ、各自 1 通を保

有する。

平成13年6月22日

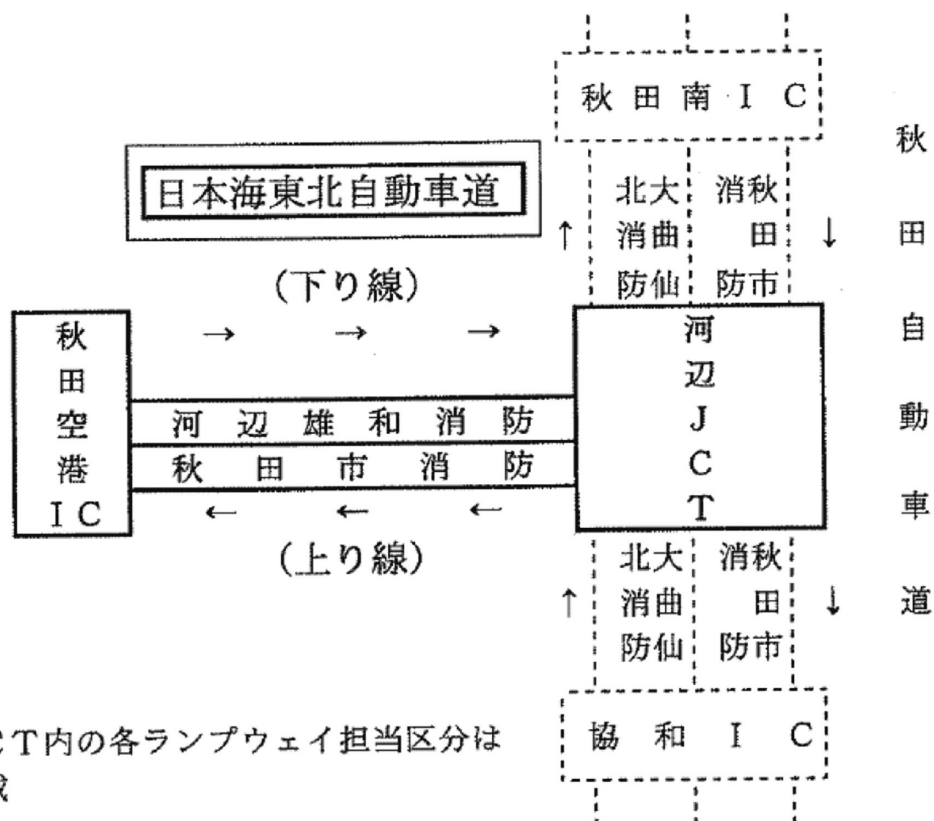
秋田市山王一丁目1番1号
秋 田 市
秋田市長職務代理者
秋田市助役 相 場 道 也

大曲市花園町1番1号
大曲仙北広域市町村圏組合
管 理 者 高 橋 司

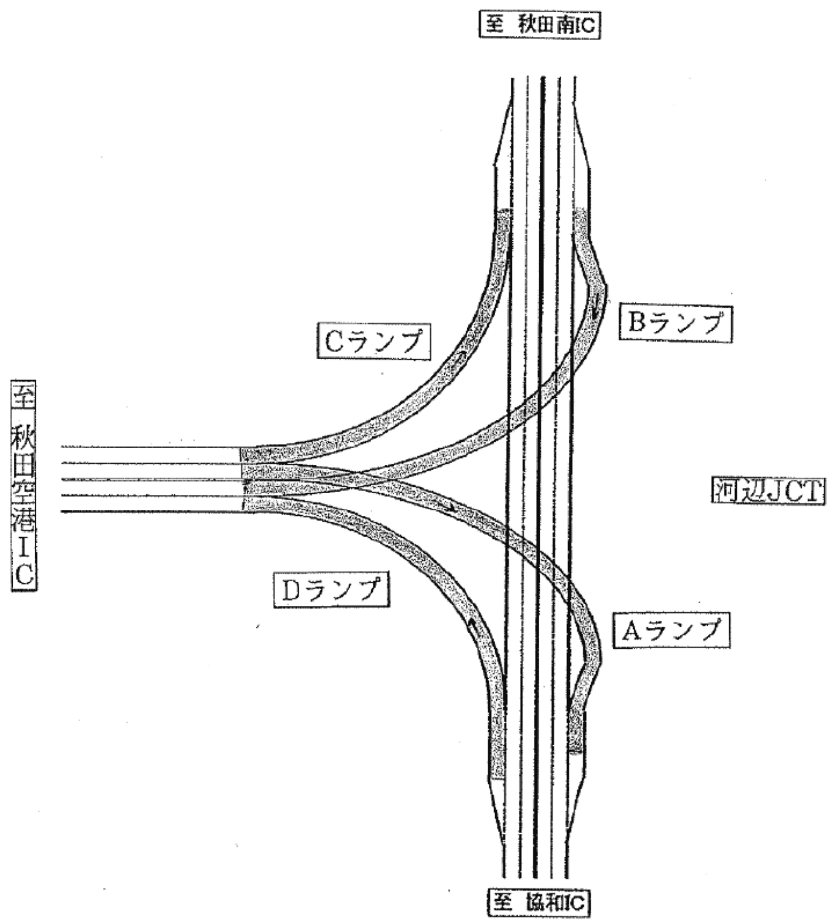
河辺郡河辺町北野田高屋字黒沼下堤下20番地の14
河辺雄和地区消防一部事務組合
管 理 者 大 山 博 美




別表

実施期間	担当区間等
秋田市	日本海東北自動車道河辺 J C T のうち B ランプウェイ部分および同線上り線のうち河辺 J C T から秋田空港 I C までの区間
大曲仙北 広域市町村圏組合	日本海東北自動車道河辺 J C T のうち D ランプウェイ部分 (B ランプウェイとの合流点まで)
河辺雄和地区 消防一部事務組合	日本海東北自動車道上り線のうち秋田空港 I C から河辺 J C T までの区間並びに同道河辺 J C T のうち A ランプウェイ (秋田自動車道との合流点まで) および C ランプウェイ部分 (秋田自動車道との合流点まで)



別図



-  秋田市
-  河辺雄和地区一部消防事務組合
-  大曲仙北広域市町村圏組合

資料 5 - 1 6 防災資機材の管理運営の委託に関する協定

石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の充実を図るため、秋田県が整備した泡原液貯蔵設備、泡放射砲（以下「資機材」という。）の管理運営の委託について、秋田県（以下「甲」という。）と秋田市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（資機材の管理運営の委託）

第 1 条 甲は、次に掲げる資機材の管理運営を乙に委託するものとする。

(1)泡原液貯蔵設備 2 基

横置円筒型、容量 4 0 キロリットル入れ高架タンク

横置円筒型、容量 3 0 キロリットル入れ高架タンク

(2)泡放射砲 2 基

（委託期間）

第 2 条 委託期間は、昭和 6 1 年 1 月 1 日から昭和 6 1 年 1 2 月 3 1 日までとする。

ただし、期間満了の日 1 月前までに甲、乙いずれか一方から解約の申し出のないときは、この協定は 1 年間更新されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（配置場所及び管理責任者）

第 3 条 資機材の配置場所及び管理責任者は、次のとおりとする。

配置場所	資機材の種類	数量	管理責任者
秋田市飯島字古道下川端 2 1 7 の 3 県有地	泡原液貯蔵設備 (40k1)	1 基	秋田市消防庁
秋田市土崎港穀保町 1 3 0 番地の 1 県有地	泡原液貯蔵設備 (30k1)	1 基	秋田市消防庁
土崎消防署	泡放射砲	2 基	秋田市消防庁

（管理の義務）

第 4 条 乙は、資機材の機能を永く維持するために、常に善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(資機材の件さ)

第5条 甲は、委託した資機材の管理運営の状況が必要に応じ検査することができる。

(帳票の備付)

第6条 乙は、機関日誌を備え付け、その使用状況を記録しておくものとする。

(運営方法)

第7条 乙は、資機材の運営に当たっては、別に甲が定める秋田県石油コンビナート等特別防災区域災害対策用資機材管理要綱により取り扱うものとする。

2 乙は、資機材の使用状況を毎年度末に甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 委託機関における資機材の維持管理に要する費用は、次の区分により負担するものとする。

(1)甲は、泡原液貯蔵設備修繕に要する費用を負担するものとする。

(2)乙は、前号以外の維持管理に要する費用を負担するものとする。

(事前承認)

第9条 乙は、資機材の形状及び機能を変更しようとするときは、事前に文書をもって甲の承認を受けるものとする。

(損害の賠償)

第10条 資機材の使用により第三者に損害を及ぼすおそれのある場合は、乙の責任において損害の発生を防止しなければならない。

2 乙は、前項に違反してその義務を怠ったために第三者に損害を及ぼしたときは、乙において賠償しなければならない。

(資機材の返還)

第11条 乙は、委託機関が満了したときは、乙の負担で資機材を甲の指定する期日までに原状に復して甲に返還しなければならない。

ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(賠償の請求)

第12条 乙は、善良なる管理者の注意を怠り、若しくは不当に使用し、又は甲が不可抗力と認める以外の理由で資機材を滅失し、若しくは損傷したときは、乙は原状の回復又は損害の賠償の責に任じ、これによって生じた費用はいかなる名目をもってするも甲に請求しないものとする。

2 委託期間が満了した後に、乙に損害が生じた場合においても乙は甲にその賠償を請求しないものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附則 昭和60年4月1日付けで、秋田県知事と秋田市長との間に締結された本協定は、昭和60年12月31日廃止する。

附則 この改定は、平成18年3月29日から効力を生ずるものとする。

附則 この改定は、平成21年12月17日から効力を生ずるものとする。

附則 この改定は、平成22年2月17日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成22年2月17日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市長 穂積志

第6 国との協定に関する資料

資料6-1 国との協定に関する資料

名 称	締 結 年 月 日	協 定 市 町 村 名
災害時の情報交換に関する協定	平成23年7月8日	国土交通省東北地方整備局
大規模災害時における秋田市と秋田刑務所との相互協力に関する協定	平成29年2月20日	秋田市 秋田刑務所
雄物川下流における防災情報提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関する協定	平成30年3月30日	秋田河川国道事務所 秋田市

資料6-2 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局（以下「甲」という。）と、秋田市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内において重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換等」という。）について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換等の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換等の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 秋田市内において重大な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 秋田市災害対策本部が設置されたとき。
- (3) その他甲及び乙が必要と認めたとき。

（情報交換等の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- (3) その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し、情報交換等を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にし、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ、情報交換等に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月8日

仙台市青葉区二日町9番15号
甲 国土交通省東北地方整備局
局長 徳山 日出男

秋田市山王一丁目1番1号
乙 秋田市
秋田市長 穂積 志

資料 6 - 3 大規模災害時における秋田市と秋田刑務所との相互協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と秋田刑務所（以下「乙」という。）は、災害時における乙の施設および敷地（以下「施設等」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における、甲の申請に基づく乙の施設等の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第 2 条 乙が使用を許可することのできる施設等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 鍛錬場
- (2) 鍛錬場・作業倉庫間駐車場
- (3) その他甲及び乙が必要と認めたとき。

（使用の申請）

第 3 条 甲は、秋田市内で大規模災害が発生した場合において、秋田市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所および支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として使用するため、乙に対し前条に掲げる施設等の使用を申請することができる。

2 甲の前項の申請は、国有財産使用許可申請書（別記第 1 号様式）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該申請書を提出するものとする。

（使用許可）

第 4 条 乙は、甲からの前条第 2 項の使用申請に基づき、施設等の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書（別記第 2 号様式）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第 19 条において準用する同法第 22 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の申請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（使用期間）

第 5 条 施設等の使用期間は、甲の被害状況等を考慮した上で、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（損壊の報告）

第 6 条 甲は、施設等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合には、乙に対し速やかに届け出るものとする。

（返還）

第7条 甲は、乙から使用を許可された施設等の使用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設等の使用を終了するときは、使用した施設等を現状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の現状に復した費用は、甲が負担するものとする。

(費用負担および物資の調達)

第8条 避難所等の運営経費は、その全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(管理者責任)

第9条 乙は、施設等に地域住民等が避難した際に発生した事故等に関する責任は一切負わないものとする。

2 余震、津波その他の二次的被害により、第2条に定める範囲の施設等に損壊等が生じ、受入れ地域住民等の生命および財産等に損害が生じた場合についても、前項と同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から協定解除又は変更する旨の文書による通知がないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月20日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市川尻新川町1番1号
乙 秋田刑務所
所 長 平 岡 聡

年 月 日

秋田刑務所長 殿

秋田市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

1 使用しようとする財産

- (1) 所在 秋田市川尻新川町1番1号
- (2) 区分 建物および土地
- (3) 数量 鍛錬場573平方メートル
鍛錬場・作業倉庫間駐車場966平方メートル

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所および支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 その他参考となるべき事項

年 月 日

(宛先) 秋田市長 殿

秋田刑務所長

国有財産使用許可書

年 月 日付けで依頼のありました避難所、物資集積場所および支援車両等の駐車場として、当所所管の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

1 使用場所

- (1) 所在 秋田市川尻新川町1番1号
- (2) 区分 建物および土地
- (3) 数量 鍛錬場573平方メートル
鍛錬場・作業倉庫間駐車場966平方メートル

2 使用内容

避難所、物資集積場所および支援車両等の駐車場

3 使用期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物を破損、損壊させないように注意して使用すること
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること

資料 6 - 4 雄物川下流における防災情報提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関する協定

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所長（以下「甲」という）秋田市長（以下「乙」という）は甲が保有する防災情報の提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関し、次のとおり協定する。

第 1 条 目的

この協定の目的は次のとおりとする。

(1) 防災情報の提供・放送

雄物川下流の流況・水位等の画像情報を甲が乙に提供し、乙が秋田市防災施設で放送することにより、雄物川下流の沿川住民に対する洪水被害等の予防、迅速な避難及び被害軽減対策に役立てるとともに、河川環境等に対する意識の高揚等を図ることを目的とする。

(2) テレビ会議システム

災害発生時又は災害が予期されるとき、甲と乙の間で、必要に応じて迅速にテレビ会議を行い、地域住民に対する災害の予防及び迅速な避難等に役立てるとともに、テレビ会議システム（テレビ会議装置及び接続ケーブルをいう。以下同じ。）の維持管理に関し、必要な費用分担等を定める。

第 2 条 防災情報の提供

防災情報の提供地点については、別紙 1 のとおりとする。

なお、災害時等に伴い緊急的に設営した画像情報等の提供については、甲乙調整するものとする。

2 協定締結後、新たにカメラの増設等により配信地点が増えた場合、又は地点を廃止する場合は、その旨を甲から乙に通知することとする。

また、提供する画像情報等を変更する場合は、甲乙協議するものとする。

3 防災情報の提供先は次のとおりとするが、本協定書の目的の範囲内において、乙は各行政施設及び避難所等に配信することができるものとする。

- 1) 秋田市山王一丁目 1 - 1 秋田市役所

第 3 条 防災情報に対する責任等

乙は防災情報の受信にあたり、次の事項に掲げる場合は、その責任を問わないものとする。

- (1) 天災、その他不可抗力に基づく機器の故障による情報送信停止
- (2) 機器等の保守、点検等による情報送信停止
- (3) その他、甲がやむを得ないと判断した場合の情報送信停止

なお、災害時において第 2 号に該当することが判明した場合には、甲は乙に対して遅滞なく通知するものとする。

第4条 情報提供と画像の操作

防災情報は常時提供とし、防災情報の提供のうち受信する画像の切替は乙が行うものとするが、カメラの方向、倍率等の変更については、乙からの要請により甲が行うものとする。

ただし、災害時の緊急時においては、乙からの要請に応えられない場合がある。

第5条 提供された画像の放送等

乙は甲から画像情報の提供を受けたときは、当該情報及び乙が得た情報とあわせ、必要に応じて放送を行うことができるものとし、放送の内容については、視聴者に対して十分理解させるよう配慮するものとする。

- 2 乙は放送に際して、プライバシー等に十分配慮するほか、適宜「国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所」からの画像提供である旨を表示するものとする。

第6条 画像情報の利用と利用の制限

乙は、提供された画像情報について録画による使用や、自ら利用すること以外に他の者へ提供してはならない。

第7条 費用負担

画像制御装置等、機器の維持管理に要する費用負担については、各々の設置者が行うものとし、別紙2のとおりとする。

- 2 乙の敷地内に設置する機器に重大な故障、更新及び改変の必要が生じた場合、甲乙協議の上、費用負担を定めるものとする。

第8条 連絡窓口

業務を円滑に実施するために、国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 防災課長と秋田市 総務部 防災安全対策課長を責任者とし、目的に資するための調整等を実施する。

- 2 分掌系統表（担当者名簿）は別紙3のとおりとし、変更がある場合にはその都度双方が通知するものとする。

第9条 操作訓練等

災害発生時等における緊急操作に資するため、テレビ会議システムの操作訓練を行うものとする。

- 2 甲乙各々は、常日頃から画像情報の伝達が確実に行われているか受信状態を確認し、異常等を発見した場合は、第8条第2項に示す責任者又は担当者に連絡し、復旧するものとする。

第10条 その他

この協定書に記載無き事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

する。

第11条 有効期限

この協定書の有効期限は、平成31年3月31日までとする。

ただし、甲乙いずれからもこの協定書の改廃について申し出が無いときには、更に1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

また、この協定の有効期限内に組織の改編や名称変更等があった場合でも、本協定は有効とする。

附則

本協定締結をもって、平成19年3月19日付け「雄物川における画像情報提供及び放送に関する協定は廃止する。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月30日

甲 秋田市山王一丁目10-29
国土交通省 東北地方整備局
秋田河川国道事務所

今野 敬二

乙 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市長

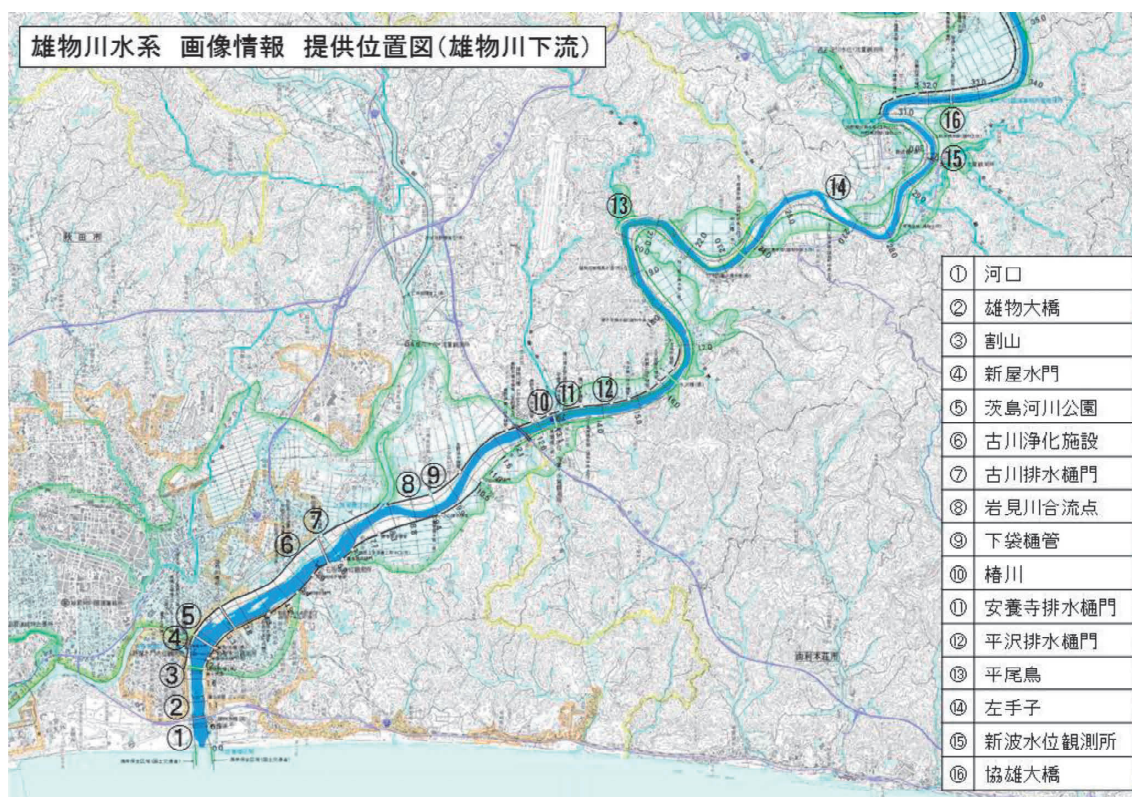
穂積 志

秋田河川国道事務所からの画像情報提供地点等一覧

1. 河川監視カメラ

平成30年3月現在

水系名	地点名	所在地	番号
雄物川	河口	秋田市新屋町字三ツ小屋	1
	雄物大橋	秋田市新屋南浜町	2
	割山	秋田市新屋勝平町	3
	新屋水門	秋田市茨島五丁目	4
	茨島河川公園	秋田市茨島七丁目	5
	古川浄化施設	秋田市仁井田字新中島	6
	古川排水樋門	秋田市仁井田字柳林	7
	岩見川合流点	秋田市四ツ小屋字御野場	8
	下袋樋管	秋田市雄和芝野新田字下袋	9
	椿川	秋田市雄和椿川字方福	10
	安養寺排水樋門	秋田市雄和椿川	11
	平沢排水樋門	秋田市雄和平沢字舟津田	12
	平尾鳥	秋田市雄和平尾鳥字西野	13
	左手子	秋田市雄和左手子	14
	新波水位観測所	秋田市雄和新波	15
	協雄大橋	秋田市雄和新波字清水木	16



2. 国土交通省東北地方整備局が所有するヘリコプターによる災害等に関する映像

国土交通省 東北地方整備局の管内の秋田県内で自然災害等が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は秋田市の要請により東北地方整備局が必要と認めたときに映像情報を提供する。

分掌系統表

所属	担当業務	役職	連絡先	備考
秋田河川国道 事務所 (甲)	総括責任者	所長	018-823-4167	代表 電話
	画像提供責任者	副所長 (河川)		
	連絡責任者	調査第一課長	018-864-2288	直通 電話
	連絡担当者	調査第一課 水防企画係長		
	障害対応責任者	防災課長	018-864-2294	直通 電話
	障害対応担当者	防災課 防災情報係長		
秋田市 (乙)	総括責任者	市長	018-888-5434	直通 電話
	連絡責任者	防災安全対策課長		
	障害対応責任者	防災安全対策課		

第7 自治体間の協定に関する資料

資料7-1 自治体間の協定に関する資料

名 称	締 結 年 月 日	協 定 市 町 村 名
災害時における相互援助に関する協定	平成18年4月26日	秋田県内13都市
東北地区六都市災害時相互応援に関する協定	平成8年5月17日	東北県庁所在都市6市
中核市災害相互応援協定	平成30年4月1日	中核市（全国）
大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定	平成22年5月27日	潟上市 大仙市 仙北市 雫石町 盛岡市 滝沢村 宮古市
全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	平成20年9月1日	全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市
災害時における廃棄物の仮置き場に関する協定	平成20年10月1日	秋田県
災害時における相互応援に関する協定	平成23年7月13日	徳島市
災害時における病院間の相互支援に関する協定	平成23年12月19日	仙台市（仙台市立病院） 山形市（山形市立病院済生館）
災害時における秋田県および市町村相互の応援に関する協定	平成24年1月20日	秋田県、県内全市町村 （12市、9町、3村）
災害時における相互応援に関する協定	平成24年9月8日	茨城県常陸太田市 仙北市
水の相互融通に関する協定	平成25年7月11日	潟上市
全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定	平成29年9月1日	全国公設地方卸売市場協議会

資料 7-2 災害時における相互援助に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）の規定の趣旨にのっとり、秋田県市長会を構成する各市（以下「各都市」という。）の市長の協議により、各都市の全部又は一部において大規模な災害が発生し、これにより被災した都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合に、都市間の相互援助又は協力（以下「援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(援助の種類)

第2条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧および生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材および物資の提供
- (2) 救援および救助に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災都市が特に必要があると認めるもの

(援助要請の手続)

第3条 援助を受けようとする被災都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等による要請を行い、後日速やかに別記様式第1号による文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所およびその経路
- (3) 援助を受ける期間
- (4) 前条第1号から第4号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、事務職、技術職、技能職の職種別および人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第4条 各都市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、当該被災都市のほかの市は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

(調整都市)

第5条 災害時における援助に係る事務を迅速かつ円滑に実施するため、第2条に規定する援助又は前条に規定する緊急援助活動（以下「援助業務」という。）を行う都市（以下「援助都市」という。）と被災都市との総合的な調整を行うための都市（以下「調整都市」という。）を置く。

2 前項の調整都市は、各被災都市に応じて、別紙に定めるとおりとする。

(経費の負担)

第6条 援助業務に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、関係都市が協議して決めるものとする。

(賠償責任)

第7条 援助業務に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは重度障害者となった場合においては、本人又はその家族が被った損害は、援助都市がその賠償の責めを負うものとする。

2 援助都市の職員が援助業務を実施している際に、第三者に傷害を与えた場合（その損害が被災都市と援助都市との往復途上に生じた場合を除く。）は、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制)

第8条 各都市は、別記様式第2号のとおり、この協定書に係る連絡担当課（室）を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取り合うものとする。

2 各都市は、この協定の実効性を高めるため、秋田県都市間災害時相互援助協定連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

3 会議は、必要に応じて大規模災害時における相互援助に関する対策を研究し、又は協議するものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定書は、平成18年4月26日から効力を発するものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書13通を作成し、各都市記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年4月26日

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長 佐竹敬久

能代市上町1番3号

能代市
能代市長 齊藤 滋 宣

横手市前郷字下三枚橋269番地

横手市
横手市長 五十嵐 忠 悦

大館市字中城20番地

大館市
大館市長 小 畑 元

由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市
由利本荘市長 柳 田 弘

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男鹿市
男鹿市長 佐藤 一 誠

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市
湯沢市長 鈴木 俊 夫

大仙市大曲花園町1番1号

大仙市
大仙市長 栗 林 次 美

鹿角市花輪字荒田4番地1

鹿角市
鹿角市長 児 玉 一

潟上市天王字上江川47番地100

潟上市
潟上市長 石 川 光 男

北秋田市花園町19番1号

北秋田市
北秋田市長 岸 部 陸

仙北市田沢湖生保内字宮の後30番地

仙北市
仙北市長 石 黒 直 次

にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

にかほ市
にかほ市長 横 山 忠 長

様

住所

氏名

災害発生による援助要請について

災害時における相互援助協定書第3条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
被害状況	
援助内容の種類	
援助を要する職種 別人員	
援助場所到達経路	
援助を受ける期間	
その他援助に必要な 事項	

災害時の連絡担当部課室

() 市)

連絡部課室			
連絡担当者	責任者	課・室長	
	補助者		
連絡先	勤務時間内	責任者	
		TEL	
		FAX	
		補助者	
		TEL	
		FAX	
	勤務時間外	責任者	
		TEL	
		FAX	
		補助者	
		TEL	
		FAX	
備考			

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

援助調整都市

被災した都市	援助調整都市名	
	正	副
秋 田 市	湯 沢 市	大 仙 市
能 代 市	北 秋 田 市	仙 北 市
横 手 市	秋 田 市	男 鹿 市
大 館 市	大 仙 市	横 手 市
由利本荘市	鹿 角 市	大 館 市
男 鹿 市	大 館 市	鹿 角 市
湯 沢 市	能 代 市	にかほ市
大 仙 市	男 鹿 市	秋 田 市
鹿 角 市	由利本荘市	湯 上 市
北 秋 田 市	にかほ市	由利本荘市
湯 上 市	仙 北 市	湯 沢 市
仙 北 市	湯 上 市	能 代 市
にかほ市	横 手 市	北 秋 田 市

資料 7-3 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定

県庁所在都市は、県の重要施設等が集中し、また、県における中核的役割を有していることから、被災によってその都市機能が長期的にまひすることは、社会的かつ経済的に極めて多大な影響を与える。そこで、東北各県の県庁所在都市である青森市、秋田市、盛岡市、山形市、仙台市および福島市（以下「六都市」という。）は、大規模な災害に備え、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、六都市のいずれかにおいて災害が発生し、被災した都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定のに基づき、被災都市の要請にこたえ、災害を受けてない都市が行う応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水および日用品など生活必需物資の提供
- （2）応急対策および復旧に必要な物資、資機材等の提供
- （3）応急対策および復旧に必要な職員の派遣および航空機、車両等の提供
- （4）前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（連絡担当部局の指定）

第3条 六都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、すみやかに情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 被災都市は、次の事項を明らかにし、連絡担当部局を通じて、応援を要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）提供を要請する物資、資機材等の品名、数量等
- （3）派遣を要請する職員の職種別および人員並びに提供を要請する車両等の種別、台数等
- （4）応援の場所および経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主応援）

第5条 被災都市以外の都市は、被災都市の被害が極めて甚大で、連絡が取れない場合又は被災都市が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要

な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなす。

(応援調整都市の指定)

第6条 六都市は、応援事務を迅速かつ円滑に遂行するため、被災都市と応援を行う都市(以下「応援都市」という。)との間の総合調整等を行う応援調整都市をあらかじめ定めておくものとする。

2 応援調整都市は、必要があると認めるときは、被災都市の災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。

2 被災都市が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援都市は、当該経費の一時繰替支弁をするものとする。

(情報の交換等)

第8条 六都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画および防災に関する各都市の情報等について相互に交換するとともに、必要に応じ連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第9条 応援に関しこの協定で定める事項について、この協定発効の際現に存する応援協定又は別途成立している応援に関する協議等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定の実施に関し必要な事項は、六都市が協議して定めるものとする。

第11条 この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、六各都市がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成8年5月17日から効力を生ずる。

平成8年5月17日

青森市
青森市長 佐々木 誠造

秋田市
秋田市長 石川 錬治郎

盛岡市
盛岡市長 桑島 博

山形市
山形市長 佐藤 幸次郎

仙台市
仙台市長 藤井 黎

福島市
福島市長 吉田 修一

資料 7-4 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、東北地区六都市災害時相互応援に関する協定（平成 8 年 5 月 1 7 日締結。以下「協定」という。）第 1 0 条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局の指定)

第 2 条 協定第 3 条に規定する連絡担当部局は、別表 1 のとおりとする。

(応援要請の方法)

第 3 条 協定第 4 条に規定する応援要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、文書により難しい場合は、電話、電信、又は連絡員等を通じて行うものとし、後に文書を応援都市に提出するものとする。

(応援調整都市の指定)

第 4 条 協定第 4 条に規定する応援調整都市は、別表 2 のとおりとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第 5 条 協定第 7 条に規定する経費のうち被災都市への応援職員および協定第 6 条第 2 項に規定する連絡員（以下「応援職員等」という。）の派遣に要する経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災都市が負担する経費の額は、応援都市が定める規定により算出した当該応援職員等の旅費の額および諸手当の額の範囲とする。
- (2) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときは被災都市が、被災都市への往復の途中において生じたときは応援都市が賠償するものとする。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災都市および応援都市が協議して定める。

(救援物資等の経費の支払方法)

第 6 条 応援都市は、協定第 7 条第 2 項の規定により応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次の各号により算出した額について被災都市に請求する。

- (1) 応援職員等の派遣に要する経費については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資および調達物資については、当該物資の購入費および輸送費
- (3) 車両、舟艇、航空機、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費および破損し、又は故障した場合の修理費
- (4) 施設の提供については、借上料
- (5) 前各号の定めにより難しい場合は、被災都市および応援都市が協議して定める。

2 前号の規定による請求は、応援都市の市長が連絡担当部局を経由して被災都市の市長に対して行う。

(応援都市の留意事項)

第7条 応援都市は、応援職員等に応援都市名を表示する腕章等の標識をつけさせ、その身分を明らかにするものとする。

2 応援都市は、災害の状況に応じて、応援職員等に必要な被服、当座の食糧等を携行させるものとする。

(被災都市の留意事項)

第8条 被災都市は、災害の状況に応じて、応援職員等に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与するものとする。

(防災訓練等)

第9条 六都市は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な訓練を適宜実施するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年5月17日から効力を生ずる。

平成8年5月17日

青森市
青森市長 佐々木 誠造

秋田市
秋田市長 石川 錬治郎

盛岡市
盛岡市長 桑島 博

山形市
山形市長 佐藤 幸次郎

仙台市
仙台市長 藤井 黎

福島市
福島市長 吉田 修一

別表 1 (「東北地区六都市災害時相互応援に関する協定実施細目」第 2 条関係)

連 絡 担 当 部 局

都市名	担当部局課名	電 話 番 号
		F A X 番 号
青森市	自治体経営局	T E L 017-734-5059
	総務部総務課危機管理室	F A X 017-734-5061
秋田市	総務部防災対策課	T E L 018-866-2021
		F A X 018-823-5099
盛岡市	総務部消防防災課	T E L 019-626-7404
		F A X 019-626-7404
山形市	総務部防災安全課	T E L 023-625-1177
		F A X 023-625-1177
仙台市	消防局防災安全部 防災安全課	T E L 022-234-1111 内線2331~2333
		F A X 022-234-1119
	仙台市政策調整局 危機管理室	T E L 022-214-8519 内線3020~3023
		F A X 022-214-8096
福島市	市民部防災室	T E L 024-525-3793
		F A X 024-536-4370

別表 2 (第 4 条関係)

応 援 調 整 都 市

被災都市	応 援 調 整 都 市 名	
	正	副
青 森 市	盛 岡 市	秋 田 市
秋 田 市	青 森 市	盛 岡 市
盛 岡 市	秋 田 市	青 森 市
山 形 市	仙 台 市	福 島 市
仙 台 市	福 島 市	山 形 市
福 島 市	山 形 市	仙 台 市

資料 7-5 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧及び災害空の復興に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成30年4月1日から効力を発生するものとする。

平成30年4月1日

福島市 福島市長 木幡 浩

川口市 川口市市長 奥ノ木 信夫

八尾市	八尾市長	田中誠太
明石市	明石市長	泉房穂
鳥取市	鳥取市長	深澤義彦
松江市	松江市長	松浦正敬

函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林眞
秋田市	秋田市長	穂積志
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋努
川越市	川越市長	川合善明
船橋市	船橋市長	松戸徹
横須賀市	横須賀市長	上地克明
柏市	柏市長	秋山浩保
前橋市	前橋市長	山本龍
高崎市	高崎市長	富岡賢治
八王子市	八王子市長	石森孝志
富山市	富山市長	森雅志
金沢市	金沢市長	山野之義
長野市	長野市長	加藤久雄
岐阜市	岐阜市長	柴橋正直
豊橋市	豊橋市長	佐原光一
岡崎市	岡崎市長	内田康宏
豊田市	豊田市長	太田稔彦
高槻市	高槻市長	濱田剛史
枚方市	枚方市長	伏見隆
東大阪市	東大阪市長	野田義和
姫路市	姫路市長	石見利勝
和歌山市	和歌山市長	尾花正啓
大津市	大津市長	越直美

豊中市
西宮市

奈良市
尼崎市
呉市
福山市
下関市
高松市
松山市
高知市
長崎市
佐世保市
大分市
宮崎県
鹿児島市
久留米市
那覇市

豊中市市長
西宮市長職務代理者
西宮市副市長
奈良市長
尼崎市長
呉市長
福山市市長
下関市長
高松市長
松山市市長
高知市長
長崎市長
佐世保市長
大分市長
宮崎市長
鹿児島市長
久留米市長
那覇市長

浅利敬一郎

松永博
仲川元庸
稲村和美
新原芳明
枝広直幹
前田晋太郎
大西秀人
野志克仁
岡崎誠也
田上富久
朝長則男
佐藤樹一郎
戸敷正幸
森博勉
大久保勉子
城間幹子

協定締結権者

倉敷市

倉敷市長

伊東香織

資料 7-6 中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 中核市災害相互応援協定（平成 30 年 4 月 1 日締結。以下「協定」という。）

第 1 1 条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第 2 条 協定第 1 条第 1 号から第 3 号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1) 協定第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2) 協定第 1 条第 3 号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第 1 条第 4 号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第 3 条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第 4 条 協定第 5 条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当

責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、平成30年4月1日から効力を発生するものとする。

平成30年4月1日

福島市	福島市長	木幡 浩
川口市	川口市長	奥ノ木 信夫
八尾市	八尾市長	田中 誠太
明石市	明石市長	泉 房穂
鳥取市	鳥取市長	深澤 義彦
松江市	松江市長	松浦 正敬
函館市	函館市長	工藤 壽樹
旭川市	旭川市長	西川 将人
青森市	青森市長	小野寺 晃彦
八戸市	八戸市長	小林 眞
秋田市	秋田市長	穂積 志
郡山市	郡山市長	品川 萬里
いわき市	いわき市長	清水 敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤 裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤 栄一
越谷市	越谷市長	高橋 努
川越市	川越市長	川合 善明
船橋市	船橋市長	松戸 徹
横須賀市	横須賀市長	上地 克明
柏市	柏市長	秋山 浩保

前橋市
高崎市
八王子市
富山市
金沢市
長野市
岐阜市
豊橋市
岡崎市
豊田市
高槻市
枚方市
東大阪市
姫路市
和歌山市
大津市
豊中市
西宮市

奈良市
尼崎市
呉市
福山市
下関市
高松市
松山市
高知市
長崎市
佐世保市
大分市
宮崎市
鹿児島市
久留米市
那覇市

前橋市長
高崎市長
八王子市長
富山市長
金沢市長
長野市長
岐阜市長
豊橋市長
岡崎市長
豊田市長
高槻市長
枚方市長
東大阪市長
姫路市長
和歌山市長
大津市長
豊中市長
西宮市長職務代理者
西宮市副市長
奈良市長
尼崎市長
呉市長
福山市長
下関市長
高松市長
松山市長
高知市長
長崎市長
佐世保市長
大分市長
宮崎市長
鹿児島市長
久留米市長
那覇市長

山本龍
富岡賢治
石森孝志
森雅志
山野之義
加藤久雄
柴橋正直
佐原光一
内田康宏
太田稔彦
濱田剛史
伏見隆
野田義和
石見利勝
尾花正啓
越直美
浅利敬一郎

松永博
仲川元庸
稲村和美
新原芳明
枝広直幹
前田晋太郎
大西秀人
野志克仁
岡崎誠也
田上富久
朝長則男
佐藤樹一郎
戸敷正
森博幸
大久保勉
城間幹子

協定締結権者

倉敷市

倉敷市長

伊東香織

資料 7-7 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、秋田・岩手地域連携軸推進協議会の構成自治体（以下「構成自治体」という。）の区域内に大規模災害が発生し、被災自治体のみでは十分な応急措置が実施できない場合において、その応急措置及び復旧に必要な自治体間の相互援助協力について必要な事項を定めるものとする。

(相互援助自治体)

第2条 相互援助を行う自治体は、この協定の趣旨に賛同した別表に掲げる構成自治体とする。

(援助の種類)

第3条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災自治体が特に必要があると認めるもの

(援助要請の手続)

第4条 援助を要請しようとする自治体は、次に掲げる事項を明らかにした電話等により援助の要請をするものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記入した文書の後日、速やかに相互援助自治体に送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所及びその経路
- (3) 援助を受ける期間
- (4) 前条第1号から第4号までに掲げる援助を要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は事務職、技術職及び技能職の種別並びに人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第5条 被災自治体以外の相互援助自治体は、被災自治体の被害が極めて甚大であることが明らかであり、かつ通信途絶等により被災自治体と連絡が取れない場合には、速やかに被害状況について自主的に情報収集を行い、被災自治体以外の構成自治体相互が連絡調整し、自主援助活動を実施するものとする。

- 2 緊急援助活動中に、被災自治体から第4条の規定に基づく援助申請を受けたときは、申請に基づく援助を実施するものとする。

(援助経費の負担)

第6条 援助に要した経費は、原則として援助を受けた自治体が負担する。ただし、被災状況等を勘案し、特別な事情が認められる場合は、相互援助自治体による協議において定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 援助活動に従事した職員がその活動により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したと認められる場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、援助自治体が負うものとする。

- 2 援助自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、被災自治体はその賠償の責めを負うものとする。ただし、被災自治体の指揮下に入る前又は解散命令を受けた後に与えた損害については、援助自治体が賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制等)

第8条 構成自治体は、相互援助に関する連絡担当部課等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

- 2 構成自治体は、この協定に基づく相互援助が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要に応じ相互援助に関する対策を研究し、協議し、及び情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

- 2 この協定は、秋田・岩手地域連携軸推進協議会における協議により、必要に応じて改定することができるものとする。

附則

この協定は、平成22年5月23日から施行する。

この協定の成立を証するため、各自治体記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成22年5月23日

潟上市
潟上市長

秋田市
秋田市長

大仙市
大仙市長

仙北市
仙北市長

雫石町
雫石町長

滝沢村
滝沢村長

盛岡市
盛岡市長

宮古市
宮古市長

別表

大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互
援助に関する協定(案) に賛同する自治体

平成 20年 5月 23日

秋 田 県	潟	上	市
	秋	田	市
	大	仙	市
	仙	北	市
岩 手 県	雫	石	町
	滝	沢	村
	盛	岡	市
	宮	古	市

資料 7-8 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定細則

(目的)

第 1 条 この細則は、秋田・岩手地域連携軸推進協議会の構成自治体（以下「構成自治体」という。）間で締結した大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定（以下「協定」という。）第 9 条の規定に基づき、協定を締結した構成自治体（以下「相互援助自治体」という。）の区域において大規模災害が発生した際の援助に係る事務を迅速かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

(災害発生時の対応)

第 2 条 協定第 4 条の規定に基づき、被災自治体が相互援助自治体に対し援助を要請する場合は、被災自治体は、秋田・岩手地域軸 連携推進協議会規約（以下「規約」という。）第 5 条に規定する協議会の事務局（以下「事務局」という。）に対し、別紙様式第 1 号により要請するものとする。

- 2 当該要請を受理した事務局は、速やかに被災自治体以外の相互援助自治体に対しその旨を報告するとともに、援助要請に対する具体的な対応について相互援助自治体と協議する等総合的な調整を行うこととする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、事務局の所在自治体が被災した場合は、規約第 6 条に規定する副会長の所在自治体がこの職務を代理するものとする。

(連絡調整)

第 3 条 相互援助自治体は、連絡担当部課所及び連絡担当者を定め、事務局に対し毎年度 4 月 10 日までに別紙様式第 2 号により連絡するものとする。また、連絡担当者に変更が生じた場合においても、同様式により速やかに事務局に対し連絡するものとする。

- 2 事務局は、前項に規定する連絡を受けた場合は、とりまとめの上、各相互援助自治体に対しその結果を報告するものとする。

(協議)

第 4 条 この細則に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

様

【援助要請自治体】

住 所

名 称

災害発生による援助要請について

秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり援助の要請をします。

項 目	内 容
被 害 の 状 況	
援助を受ける場所 及 び そ の 経 路	
援助を受ける期間	
援助内容の種類 (品名、規格、数量 等)	
援助を要する 種 類 別 人 員 (事務職、技能職等)	
そ の 他 援 助 に 必 要 な 事 項	

災害時の連絡担当部課所

協定自治体名称				
連絡担当部課所名				
連絡先担当者	責任者	課・室長		
	補助者			
連絡先電話番号等	勤務時間内	責任者	TEL	
			FAX	
		補助者	TEL	
			FAX	
	勤務時間外	責任者	TEL	
			FAX	
		補助者	TEL	
			FAX	
備 考				

※毎年度4/10まで事務局に対しご連絡願います。

また、年度内において事務担当者に変更が生じた場合も連絡願います。

資料 7-9 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- (3) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に関し特に要請のあったもの

(応援要請の手続)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第6条に定める連絡担当部局を通じ、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合には、その品名及び数量
- (2) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合には、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (3) 被災都市に開設されている中央卸売市場が複数にわたる場合、応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 人的応援を要請する場合には、宿泊施設の確保
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(協定の遵守)

第4条 乙は、信義誠実の原則に則り、速やかに要請に応じ、その応援の実現に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は無償とする。

(連絡担当部局)

第6条 この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局を別に定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

上記協定締結の証として本協定書47通を作成し、各中央卸売市場の開設者が記名押印の上、各々1通を保有する。

附 則

この協定は、平成20年9月1日から効力を生ずる。

平成20年9月1日

札幌市長	上 田 文 雄
青森市長	佐々木 誠造
八戸市長	小 林 眞
盛岡市長	谷 藤 裕 明
仙台市長	梅 原 克 彦
秋田市長	佐 竹 敬 久
山形市長	市 川 昭 男
福島市長	瀬 戸 孝 則
いわき市長	櫛 田 一 男
宇都宮市長	佐 藤 栄 一
さいたま市長	相 川 宗 一
千葉市長	鶴 岡 啓 一
船橋市長	藤 代 孝 七
東京都知事	石 原 慎 太 郎
横浜市長	中 田 宏
川崎市長	阿 部 孝 夫
甲府市長	宮 島 雅 展
静岡市長	小 嶋 善 吉
浜松市長	鈴 木 康 友
新潟市長	篠 田 昭
富山市長	森 雅 志
金沢市長	山 出 保

福井市長	東村新一
岐阜市長	細江茂光
名古屋市長	松原武久
京都市長	門川大作
大阪府知事	橋下徹
大阪市長	平松邦夫
神戸市長	矢田立郎
姫路市長	石見利勝
奈良県知事	荒井正吾
和歌山市長	大橋建一
岡山市長	高谷茂男
広島市長	秋葉忠利
宇部市長	藤田忠夫
徳島市長	原秀樹
高松市長	大西秀人
松山市長	中村時広
高知市長	岡崎誠也
北九州市長	北橋健治
福岡市長	吉田宏
久留米市長	江藤守國
長崎市長	田上富久
佐世保市長	朝長則男
宮崎市長	津村重光
鹿児島市長	森博幸
沖縄県知事	仲井眞弘多

資料 7-10 災害時における廃棄物の仮置場に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における廃棄物の仮置場の確保等に係る協力に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 乙は、災害が発生し、廃棄物を処理するために廃棄物の仮置場が必要となったときは、甲が所有する次の土地の使用について、協力を要請することができるものとする。この要請があった場合、甲は、可能な限り乙に協力するものとする。

- （1）秋田市新屋町字割山（旧空港跡地）
- （2）秋田市飯島字古道下川端（秋田湾産業新拠点）
- （3）秋田市御所野湯本六丁目（秋田新都市産業団地（湯本地区））
- （4）秋田市仁井田字小中島（旧農業試験場跡地）

（使用範囲）

第3条 前条に掲げる各土地の使用範囲については、甲の指示を受けるものとする。

（協力要請の手続き）

第4条 第2条の規定に基づく協力の要請は、文書により行うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、緊急を要するときは、口頭又は電話等により行うことができるものとする。この場合においては、速やかに文書を提出するものとする。

（原状回復）

第5条 乙は、第3条の土地の使用を終了したときは、乙の負担により速やかに原状に回復し、甲に引き渡すものとする。

（双方の協議等）

第6条 甲は、第2条に掲げる土地について、売り払いによる所有権の移転等の事由が発生したときは、乙に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、災害時の円滑な協力体制を維持するため、必要に応じて、担当者名簿や連絡体制の確認などの情報交換を行うものとする。
- 3 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成20年10月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月1日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県
秋田県知事 寺田 典城

乙 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長 佐竹 敬久

資料 7-1-1 災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項および同項第12号の規定に基づき、秋田市および徳島市のいずれかの市域において大規模な災害が発生し、被災市のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、被災市の要請に応じ、応急対策および復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水および生活必需品ならびにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救助および救援活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救助、医療、防疫および施設の応急対策等に必要な資機材および物資の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 救助、救援、医療および応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要があると認めるもの

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請しようとする市は、次に掲げる事項を明らかにして電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する場所およびその経路
- (3) 応援を要請する期間
- (4) 前条第1号から第4号までに掲げる応援を要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、要請する職員の職種および人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(緊急応援活動の実施)

第4条 前条の要請を受けた市は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。

2 前条の規定にかかわらず、同条の要請がないときであっても、一方の市において大規模な災害が発生したことが明らかな場合であって、応援を必要とするものと認められるときは、当該市から前条の要請があったものとみなして、他方の市の自主判断により緊急応援活動を実施することができる。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第2条第5号に規定する応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合における本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援活動を実施した市の負担とする。

2 応援を要請された市の職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市との往復途上に生じたものを除き、応援を要請した市がその賠償責任を負うものとする。

(連絡責任者)

第7条 第3条の規定による応援要請の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、両市に連絡責任者を置くものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定の実施に関し必要な事項は、両市がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成23年7月13日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年7月13日

秋田県秋田市山王一丁目1番1号

秋田市

秋田市長 穂積 志

徳島県徳島市幸町2丁目5番地

徳島市

徳島市長 原 秀 樹

資料 7-12 災害時における病院間の相互支援に関する協定

仙台市立病院（以下「甲」という。）、市立秋田総合病院（以下「乙」という。）及び山形市立病院済生館（以下「丙」という。）は、災害時における病院間の相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的及び趣旨）

第 1 条 本協定は、地震・台風等による災害が発生し、本協定を締結した被災病院（以下「協定被災病院」という。）のみでは、協定被災病院に係る患者の身体・生命の安全等の応急措置に十分に対応できない場合において、本協定を締結した他病院（以下「協定他病院」という。）から協定被災病院に対する支援を行うため、必要な事項について定めるものとする。

（支援の内容）

第 2 条 協定他病院が行う支援（以下「支援」という。）の内容は、災害の発生直後の初期対応を中心に次のとおりとする。

- （1）医療機器、薬品類、食料その他応急物資の援助措置
- （2）医師、看護師、コメディカルその他の人員の派遣措置
- （3）前 2 号に定めるもののほか、患者の移送等も含め協定被災病院から特に要請があった事項

（支援要請の手続）

第 3 条 協定被災病院は、協定他病院に対し、次の事項を明らかにして、電話等により支援の要請を行うものとし、事後において速やかにその内容を文書により協定他病院に通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条各号に掲げるものの品名、数量、職種別人員
- （3）支援の場所及び支援の場所への経路
- （4）支援の期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援に要する経費の負担）

第 4 条 支援に要する経費の負担は、甲乙丙別途協議のうえ決定するものとする。

（相互連絡窓口）

第 5 条 甲乙丙は、あらかじめ相互支援に関するそれぞれの連絡担当部署を定め、災害が発生した場合には、速やかに相互に連絡するものとする。

（連絡会議の開催）

第6条 甲乙丙は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、定期的に連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

2 本協定の実施に関し必要な事項は、第5条に定める甲乙丙の連絡担当部署が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲乙丙は記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年12月19日

甲 仙台市立病院
病院事業管理者 玉 井 信
院 長 亀 山 元 信

乙 市立秋田総合病院
開設者 秋田市長 穂 積 志
院 長 小 松 眞 史

丙 山形市立病院済生館
開設者 山形市長 市 川 昭 男
館 長 平 川 秀 紀

資料 7-13 災害時における秋田県および市町村相互の応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

(応援の要請)

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
 - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
 - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
 - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
 - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

(要請を受けた県及び市町村の役割)

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

- 4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

(自主応援)

- 第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。
- 2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

(要請等の手段)

- 第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

(経費の負担)

- 第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

(その他)

- 第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年 1月20日

秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市長 穂積 志

能代市上町1番3号
能代市長 齊藤 滋 宣

横手市条里一丁目1番1号
横手市長 五十嵐 忠 悦

大館市字中城20番地
大館市長 小畑 元

男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市長 渡部 幸 男

湯沢市佐竹町1番1号
湯沢市長 齊藤 光 喜

鹿角市花輪字荒田4番地1
鹿角市長 児玉 一

由利本荘市尾崎17番地
由利本荘市長 長谷部 誠

潟上市天王字上江川47番地100
潟上市市長 石川 光 男

大仙市大曲花園町1番1号
大仙市長 栗林 次 美

北秋田市花園町19番1号
北秋田市長 津谷 永 光

にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市長 横山 忠 長

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 3 0 番地
仙北市長 門 脇 光 浩

小坂町小坂鉦山字尾樽部 3 7 番地 2
小坂町長 細 越 満

上小阿仁村小沢田字向川原 1 1 8 番地
上小阿仁村長 中 田 吉 穂

藤里町藤琴字藤琴 8 番地
藤里町長 佐々木 文 明

三種町鶴川字岩谷子 8 番地
三種町長 三 浦 正 隆

八峰町峰浜目名瀧字目長田 1 1 8 番地
八峰町長 加 藤 和 夫

五城目町西磯ノ目 1 丁目 1 番地 1
五城目町長 渡 邊 彦兵衛

八郎瀧町字大道 8 0 番地
八郎瀧町長 畠 山 菊 夫

井川町北川尻字海老沢樋ノ口 7 8 番地 1
井川町長 齋 藤 正 寧

大瀧村字中央 1 番地 1
大瀧村長 高 橋 浩 人

美郷町土崎字上野乙 1 7 0 番地 1 0
美郷町長 松 田 知 己

羽後町西馬音内字中野 1 7 7 番地
羽後町長 大 江 尚 征

東成瀬村田子内字仙人下 3 0 番地 1
東成瀬村長 佐々木 哲 男

(様式第1号)

○ ○ - ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○
(又は市町村長)

(市町村長) ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の応援要請書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり
応援を要請します。

- 1 被害状況

- 2 要請内容

- 3 その他参考となる事項

(様式第2号)

○ ○ - ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

(市町村長) ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の直接応援要請報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり直接応援要請したので報告します。

- 1 被害状況

- 2 要請先市町村

- 3 要請内容
別紙のとおり

- 4 その他参考となる事項

(様式第3号)

○ ○ ー ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

(市町村長) ○ ○ ○ ○ 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の応援要請通知書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり
応援要請があったので通知します。

ついては、応援が可能な場合には、その内容を速やかに報告してください。

1 要請市町村

2 要請内容
別紙のとおり

3 その他参考となる事項

(様式第4号)

○ ○ - ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

(市町村長) ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の応援内容報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づく応援要請について、本市（町村）が可能な応援内容を次のとおり報告します。

- 1 要請市町村
- 2 本市（町村）が可能な応援内容
- 3 その他参考となる事項

(様式第5号)

○ ○ - ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

(市町村長) ○ ○ ○ ○ 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の応援（調整）通知書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり
応援することとした（調整した）ので通知します。

1 応援自治体

2 応援内容

3 その他参考となる事項

(様式第6号)

○ ○ - ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

(市町村長) ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の自主応援報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり自主応援したので報告します。

1 応援先市町村

2 応援内容

3 その他参考となる事項

資料7-14 災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定の趣旨にのっとり、常陸太田市、秋田市及び仙北市のいずれかの市域において大規模な災害が発生し、被災市のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救助及び救援活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 救助、救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要があると認めるもの

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請しようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等による要請を行い、後日速やかに文書（別記様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する場所及びその経路
- (3) 応援を要請する期間
- (4) 前条第1号から第4号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格及び数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、職員の職種及び人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急応援活動の実施)

第4条 応援を要請された市は、極力これに応ずるよう取り組むものとする。

2 前条の規定にかかわらず、いずれかの市において大規模な災害が発生したことが明らかかな場合は、各市が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。この場合においては、同条の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は各市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第2条第5号に定める応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、

若しくは疫病にかかった場合における本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援活動を実施した市の負担とする。

- 2 応援を要請された市の職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市との往復途上に生じたものを除き、応援を要請した市がその賠償責任を負うものとする。

(連絡体制等)

第7条 第3条の規定による応援要請の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、別記様式第2号に基づき、各市に連絡責任者を置くものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、各市がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成24年9月8日から適用する。

- 2 秋田市と常陸太田市の間で締結した、災害時における相互応援に関する協定書（平成9年7月20日締結）は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、当事者記名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年9月8日

茨城県常陸太田市金井町3690番地
常陸太田市
常陸太田市長 (大久保 太一)

秋田県秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長 (穂積 志)

秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地
仙北市
仙北市長 (門脇 光浩)

様

住 所
氏 名

災害発生による応援要請について

災害時における相互応援に関する協定書第3条に基づき、次のとおり応援の要請をいたします。

項 目		内 容
被害の状況		
応 援 要 請 内 容	場 所 及 び そ の 経 路	
	期 間	
	品名、規格 及 び 数 量	
	職種別人員	
その他必要な事項		

災害時の連絡担当部課について

連絡部課名				
連絡担当者		責任者		
		補助者		
連 絡	勤務時間内	責任者	TEL	
			FAX	
先	勤務時間外	補助者	TEL	
			FAX	
		責任者	TEL	
			FAX	
		補助者	TEL	
			FAX	

備考 連絡担当者等に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

資料 7-15 水の相互融通に関する協定書

秋田市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と潟上市水道事業管理者（以下「乙」という。）とは、連絡管による非常時の水の相互融通に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、震災時や大規模な水源水質事故等の非常時に、水を相互に融通し、給水の安定性の確保を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常時震災、水源水質事故又は施設事故により甲又は乙の安定給水が図られなくなるおそれがあるときをいう。
- (2) 連絡管甲および乙の配水管を連絡する管およびその付帯施設をいう。
- (3) 補修連絡管の現状維持のための取替えおよび修繕をいう。
- (4) 改良連絡管の機能又は価値を向上させる施設の増設および新設をいう。
- (5) 給水原価水道事業ガイドライン（公益社団法人日本水道協会発行）の業務指標（3015）をいう。

（連絡管の名称等）

第3条 連絡管の名称、設置箇所、口径ならびに所有および維持管理の区分は、次のとおりとする。

名称	設置箇所	口径	所有・維持管理区分
岩瀬連絡管	秋田市金足岩瀬字後田地内から潟上市昭和八丁目字家ノ後地内まで	150ミリメートル	甲乙の行政区域境（別図1）
牛坂連絡管	秋田市金足追分字海老穴地内から潟上市天王字追分地内まで	75ミリメートル	甲の配水管から分岐した第一バルブまでが甲、それ以外が乙（別図2）
追分連絡管	潟上市天王字追分地内	100ミリメートル	甲の配水管から分岐した第一バルブまでが甲、それ以外が乙（別図3）

（融通の要請）

第4条 甲および乙は、非常時に水の融通を要請する場合は、文書で行うものとする。ただし、やむを得ない事由により文書で行うことができない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(融通費用)

第5条 水の相互融通を行った場合の費用は、次に掲げる額の合算額とし、融通を受ける側が全額を負担することを基本とする。ただし、融通した側が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 水を融通した側の、融通を行った年度における1立方メートル当たりの給水原価に融通した水量を乗じて得た額
- (2) 水の融通に伴う出動および準備に要する費用その他必要と認められる費用
- (3) 前2号に掲げる額の合算額に対する消費税および地方消費税

(運用および運用訓練)

第6条 連絡管の運用および運用訓練については、必要に応じて甲乙協議する。

(補修又は改良)

第7条 連絡管を補修し、又は改良する必要がある場合は、甲乙協議のうえ行うものとする。

(別件工事による取扱い)

第8条 甲および乙は、水の相互融通以外の事由による工事等により、連絡管による水の相互融通が不能となるおそれがある場合は、相手方に対し、工事期間、断水期間等を速やかに通知するものとする。

2 前項の事由による断水期間においては、水の相互融通は行わないものとし、これにより生じる損害等に対し、原因者は責任を負わないものとする。

(損害賠償等)

第9条 甲および乙は、連絡管の維持管理の瑕疵等により、甲もしくは乙又は第三者に損害を与えた場合における損害賠償等については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年7月11日

秋田市川尻みよし町14番8号
甲 秋田市上下水道事業管理者
中野 鋼 一

潟上市天王字上江川47番地100
乙 潟上市水道事業管理者
潟上市長 石川 光 男

資料 7 - 1 6 全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定

全国公設地方卸売市場協議会各会員は、別紙 1 「全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書」に基づき、協定を締結する。

なお、この協定は、別紙 2 「災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧」に記載された会員間で実施するものとする。

この協定は、平成 2 9 年 9 月 1 日から施行する。

平成 2 9 年 9 月 1 日

全国公設地方卸売市場協議会会長
豊田市公設地方卸売市場
開設者 豊田市長 太 田 稔 彦

全国公設地方卸売市場協議会 災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 全国公設地方卸売市場協議会各会員（以下「会員」という。）は、いずれかの開設市の区域において、地震等による大規模な災害が発生し、被災した開設市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合において、災害を受けていない会員開設市が友愛的精神に基づき、救援協力し、緊急・応援措置として、被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災者に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- (3) 被災市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等の斡旋又は提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請の手続)

第 3 条 被災市は、応援の要請をしようとする場合、次に掲げる事項を明らかにして、全国公設地方卸売市場協議会会長（以下「会長」という。）に電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号に掲げる応援を要請するときは、その品名、数量
- (3) 前条第 2 号に掲げる応援を要請するときは、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第 3 号に掲げる応援を要請するときは、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 連絡窓口
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第 4 条 会長は、被災市から応援の要請を受けたときは、速やかに会員による応援体制を整えるものとする。

2 会長が、被災市となったときは、全国公設地方卸売市場協議会副会長が、代理を務める。

(応援の実施)

第 5 条 会長から要請された会員は、速やかにこれに応じ、可能な限り応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、被災市と応援を実施した会員間の協議によっては、この限りでない。

2 応援の要請をした被災市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災市からの要請があった場合は、応援を実施した会員は、一時、立替支弁するものとする。

3 応援を実施した会員が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第7条 会員は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、会員が協議して定めるものとする。

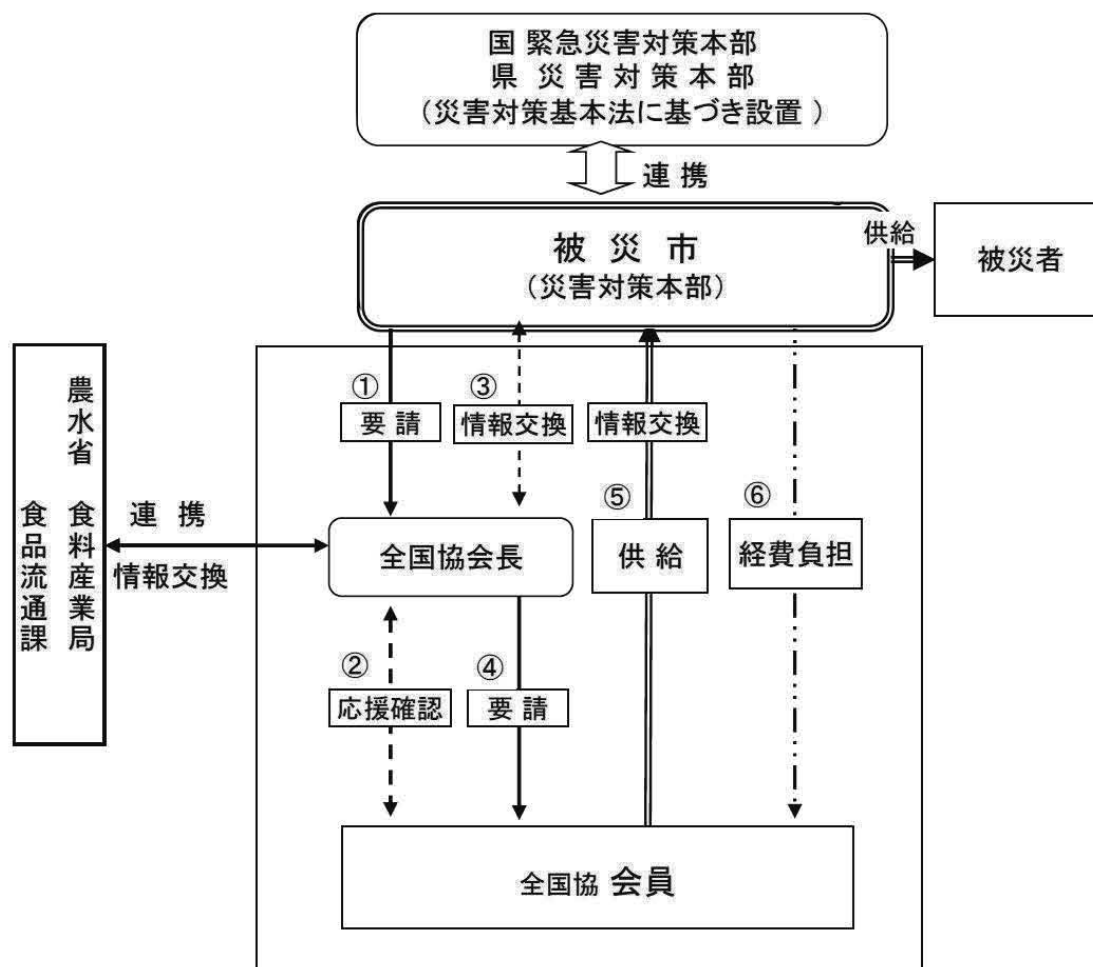
(協定の効力)

第9条 この協定は、全国公設地方卸売市場協議会に加盟する会員を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

附則

- 1 この協定の締結は、会長への同意書の提出をもって成立したものとみなす。
- 2 この協定は、平成29年9月1日から施行する。

大規模災害時における生鮮食料品の供給に係る市場間の応援系統図



【応援手順の概要】

要 請	①食料供給について、種類及び数量を明示して全国協会長に要請 被害の状況、搬送手段及び経路、供給場所、連絡窓口等の情報を提供
↓	
全国協会長	②被災市からの要請に応じて、全国協会員に対し応援の可否を確認 ③全国協会員の応援状況を収集し、被災市と要請する全国協会員及び供給方法等について調整
要 請	④被災市との調整後、正式に全国協会員へ要請
↓	
供 給	⑤要請を受けた全国協会員は、速やかに生鮮食料品を確保し、被災市へ供給
↓	
経費負担	⑥要請した被災市は、全国協会員の応援に要した経費を負担

災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧

平成 29 年 9 月 1 日

【東日本ブロック】

NO	市場名	開設者名	部類
1	千歳市公設地方卸売市場	千歳市長 山口 幸太郎	青果・水産
2	苫小牧市公設地方卸売市場	苫小牧市長 岩倉 博文	青果・水産・花き
3	函館市水産物地方卸売市場	函館市長 工藤 壽樹	水産
	函館市青果物地方卸売市場		青果
4	地方卸売市場八戸市第一魚市場	八戸市長 小林 眞	水産
	地方卸売市場八戸市第二魚市場		
	地方卸売市場八戸市第三魚市場		
5	秋田市公設地方卸売市場	秋田市長 穂積 志	青果・水産
6	公設庄内青果物地方卸売市場	庄内広域行政組合理事長 榎本 政規	青果
7	米沢市青果物地方卸売市場	米沢市長 中川 勝	青果
8	山形市公設地方卸売市場	山形市長 佐藤 孝弘	青果・水産
9	郡山市総合地方卸売市場	郡山市長 品川 萬里	青果・水産・花き
10	福島市公設地方卸売市場	福島市長 小林 香	青果・水産・花き
11	水戸市公設地方卸売市場	水戸市長 高橋 靖	青果・水産・花き
12	公設鹿島地方卸売市場	鹿島地方事務組合管理者 保立 一男	青果
13	黒磯那須公設地方卸売市場	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 組合長 君島 寛	青果・水産
14	鹿沼市公設地方卸売市場	鹿沼市長 佐藤 信	青果・水産
15	秩父市公設地方卸売市場	秩父市長 久喜 邦康	青果・水産
16	柏市公設総合地方卸売市場	柏市長 秋山 浩保	青果・水産・花き
17	成田市公設地方卸売市場	成田市長 小泉 一成	青果・水産
18	千葉市地方卸売市場	千葉市長 熊谷 俊人	青果・水産
19	船橋市地方卸売市場	船橋市長 松戸 徹	青果・水産
20	三浦市三崎水産物公設地方卸売市場	三浦市長 吉田 英男	水産
21	小田原市公設青果地方卸売市場	小田原市長 加藤 憲一	青果
	小田原市公設水産地方卸売市場		水産
22	川崎市地方卸売市場南部市場	川崎市長 福田 紀彦	青果・水産・花き
23	松本市公設地方卸売市場	松本市長 菅谷 昭	青果・水産 食肉・花き
24	諏訪市公設地方卸売市場	諏訪市長 金子 ゆかり	青果・水産
25	飯田市公設地方卸売市場	飯田市長 牧野 光朗	青果・水産
26	甲府市地方卸売市場	甲府市長 樋口 雄一	青果・水産

災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧

平成 29 年 9 月 1 日

【西日本ブロック】

NO	市場名	開設者名	部類
1	南加賀公設地方卸売市場	南加賀広域圏事務組合 管理者 和田 慎司	青果・水産
2	七尾市公設地方卸売市場	七尾市長 不嶋 豊和	青果・水産
3	高山市公設地方卸売市場	高山市長 國島 芳明	青果・水産
4	中濃公設地方卸売市場	関市長 尾関 健治	青果
5	豊田市公設地方卸売市場	豊田市長 太田 稔彦	青果・水産
6	富山市公設地方卸売市場	富山市長 森 雅志	青果・水産・花き
7	東近江市八日市公設地方卸売市場	東近江市長 小椋 正清	青果・水産・花き
8	大津市公設地方卸売市場	大津市長 越 直美	青果・水産
9	福知山市公設地方卸売市場	福知山市長 大橋 一夫	青果
10	新宮広域圏公設地方卸売市場	新宮周辺広域市町村圏事務組合 管理者 田岡 実千年	青果・水産
11	明石市公設地方卸売市場	明石市長 泉 房穂	青果・水産
12	尼崎市公設地方卸売市場	尼崎市長 稲村 和美	青果・水産
13	鳥取市公設地方卸売市場	鳥取市長 深澤 義彦	青果・水産・花き
14	岩国市公設地方卸売市場	岩国市長 福田 良彦	青果・水産
15	宇部市公設地方卸売市場	宇部市長 久保田 后子	水産
16	下関市地方卸売市場唐戸市場	下関市長 前田 晋太郎	水産
	下関市地方卸売市場南風泊市場		
	下関市地方卸売市場特牛市場		
	下関市地方卸売市場新下関市場		青果
17	北九州市公設地方卸売市場	北九州市長 北橋 健治	水産
18	飯塚市公設地方卸売市場	飯塚市長 片峯 誠	青果・水産・花き
19	大分市公設地方卸売市場	大分市長 佐藤 樹一郎	青果・水産
20	別府市公設地方卸売市場	別府市長 長野 恭紘	青果・水産・花き
21	佐伯市公設水産地方卸売市場	佐伯市長 田中 利明	水産
	佐伯市公設水産地方卸売市場		
22	都城市公設地方卸売市場	都城市長 池田 宜永	青果・水産・花き

第 8 民間団体等との協定に関する資料

資料 8 - 1 民間団体等との協定に関する資料

名 称	締 結 年 月 日	協 定 締 結 団 体 名
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	平成 9 年 6 月 6 日	秋田市民消費生活協同組合
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成18年 5 月 24 日	イオンモール(株)イオンモール秋田 イオン(株)ジャスコ御所野店
	平成18年 5 月 24 日	マックスバリュ東北(株)
	平成18年 7 月 31 日	イオン(株)ジャスコ土崎港店
	平成20年 8 月 28 日	ダイードリコ(株)青森支店 (株)秋田ダイドー
	平成22年10月13日	協同組合秋田卸センター
	平成28年 2 月 5 日	イオンテール(株)イオン秋田中央店
災害時における物資の供給に関する協定	平成28年 2 月 19 日	王子コンテナ(株) 青森工場 秋田事業所
災害時における仮設トイレの確保等に関する協定	平成20年 7 月 15 日	(株)レンタルのニッケン秋田営業所
	平成20年 7 月 15 日	企業組合秋田北部清掃興業
	平成20年 7 月 15 日	日野興業(株)
災害時におけるし尿くみ取り業務に関する協定	平成20年 7 月 15 日	(有)秋田衛生社 (有)河辺清掃社 秋田環境システム(株) 五大産業(株) (有)千秋産業 企業組合秋田北部清掃興業
災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定	平成21年 1 月 14 日	(株)アクティオ
	平成21年 1 月 14 日	NPO法人コメリ災害対策センター
	平成21年 1 月 14 日	(株)サンデー
災害時(非常時)における応援に関する協定	平成10年 6 月 8 日	仙北西部漁業協同組合
災害非常通信の協力に関する協定	昭和59年 3 月 17 日	秋田市役所アマチュア無線クラブ
非常災害時における協力に関する協定	平成 8 年12月17日	高尾山アマチュア無線中継局管理団体
災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	平成24年 3 月 30 日	松寿会

名 称	締 結 年 月 日	協 定 締 結 団 体 名
災害時における応急対策活動に関する協定	平成21年7月3日	社団法人秋田県造園協会秋田市支部
	平成21年1月14日	社団法人秋田市建設業協会
	平成24年12月28日	秋田市測量建設コンサルタント協会
	平成21年11月25日	秋田電気工事協同組合
	平成22年3月19日	協同組合あきた安心リフォーム協議会
災害時応援協定	平成26年3月31日	秋田管工事業協同組合
災害時応援協定	平成26年3月31日	(株)PUC
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	平成29年3月16日	日本下水道管路管理業協会
災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定	平成25年12月19日	秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
災害時等におけるボランティア活動に関する協定	平成23年2月7日	特定非営利活動法人秋田パドラーズ
災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定	平成25年10月28日	赤帽秋田県軽自動車運送協同組合
災害時における救援物資提供に関する協定	平成26年2月7日	(株)伊藤園
	平成26年9月17日	みちのくコカ・コーラボトリング(株)
災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定	平成26年2月5日	コスモ工機(株)
災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定	平成26年2月5日	(株)イトー鋳造
災害時等の電力供給に関する協定	平成27年2月25日	秋田国見山風力発電(株)
災害時における家庭廃棄物の収集運搬に関する協定	平成27年10月26日	秋田市廃棄物処理協会
災害時における応急対策への協力に関する協定	平成30年3月29日	秋田県建造物解体業協会
秋田市の避難所等情報提供に関する協定	平成28年1月21日	ファーストメディア(株)
災害時における支援協力に関する協定	平成28年10月27日	秋田県行政書士会
災害時等における無人航空機による協力に関する協定	平成29年3月13日	秋田ドローンコミュニティ
災害時における仮設鋼材の供給に関する協定	平成30年10月3日	ヒロセホールディングス株式会社

資料 8-2 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と、秋田市民消費生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合を言う。）に、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

（生活物資供給の協力要請）

第 2 条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができるものとする。

（生活物資供給の協力実施）

第 3 条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（生活物資供給の協力手続き）

第 4 条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資の運搬）

第 5 条 生活物資の運搬は、乙の指定するものが行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（費用）

第 6 条 乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

（ボランティア活動）

第 7 条 乙は、乙の組合員のボランティア活動を推進し、甲はこれに協力するものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定める事項を円滑に推進するために、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するための必要な細目は、別に定めるものとする。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証とするため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年6月6日

甲 秋田市山王1丁目1番1号
秋 田 市
市 長 石 川 錬 治 郎

乙 秋田市土崎港北六丁目1番30号
秋田市民消費生活協同組合
代 表 小 松 宇 右 衛 門

資料 8-3 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、災害時における、生活物資の供給協力等に関する協定（以下「協定」という。）第 9 条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(要請手続き)

第 2 条 協定第 4 条に定める甲の乙に対する要請文書は、生活物資供給要請書（様式 1）による。

- 2 甲および乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。
- 3 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、すみやかに相手方に通知するものとする。

(生活物資の確保)

第 3 条 乙は災害時に必要な生活物資として、おおむね別表 1 の物資を中心に確保に努めるものとする。

(生活物資の納入、引取り)

第 4 条 乙は甲指定の場所に生活物資を納入する場合、生活物資の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する秋田市職員、又は甲の指定する引き取り人に送付するものとする。

- 2 前項の納入書を受けた職員又は引き取り人は、生活物資の種類、数量等を確認し、適当と思われるときは受領書を発行するものとする。

(費用弁償)

第 5 条 協定第 6 条に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、商品の供給および運搬終了後、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

- 2 費用の請求および支払いは遅滞なく行うものとし、その時期および方法は、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第 6 条 協定第 8 条に定める協議は、最低年 1 回行うものとする。

- 2 協議は、別表 1 に示す災害時に必要な生活物資の品目等の見直しを中心に行うとともに、その他必要事項についても協議を行うものとする。

平成 9 年 6 月 6 日

甲 秋田市山王1丁目1番1号
秋 田 市
市 長 石 川 鍊 治 郎

乙 秋田市民消費生活協同組合
理 事 長 小 松 宇 右 衛 門

別表 1

災害時に必要な生活物資

品 目	品 目 名
食 料 品	水、飲料、パン、バター、ジャム、レトルト食品、粉ミルク、缶詰、インスタント食品、お茶、小麦粉、醤油、砂糖、食用油、ハム、米、肉、魚、野菜、果物、弁当類
炊 事 用 具	ナベ、ヤカン、カセットコンロ、カセットガスボンベ、ナイフ
食 器 類	ほ乳ビン、はし、紙コップ、紙皿、茶碗
衣 料 品	下着、靴下、セーター
光 熱 材 料	ろうそく、マッチ、ライター、灯油
寝 具 類	毛布、タオルケット
日 用 雑 貨	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、洗剤、石鹼、生理用品、洗面用具、マスク、医薬品
そ の 他	懐中電灯、乾電池、バケツ、軍手、ガムテープ、タオル、靴、ビニール袋、飲料用ポリタンク、ノート、ラップ、使い捨てカイロ、蚊取り線香

様式 1

第 号
平成 年 月 日

秋田市民消費生活協同組合
○ ○ ○ ○ 様

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 印

生活物資供給要請書

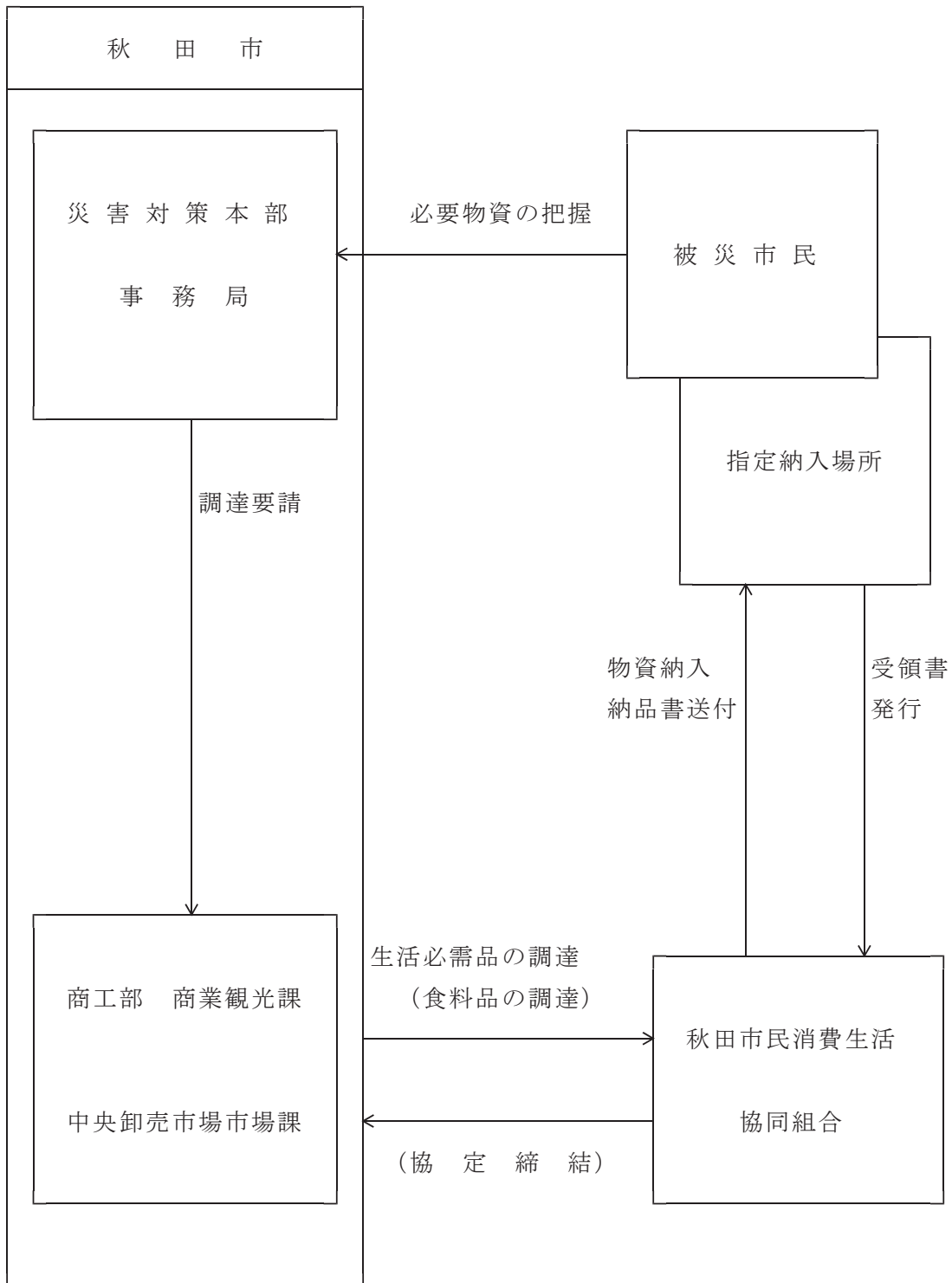
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり生活物資の供給を要請します。

納入場所

品 名	数 量	備 考

《資 料》

協定実施に関する要請フロー



資料 8-4 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社イオン秋田ショッピングセンター（以下「乙」という。）およびイオン株式会社ジャスコ御所野店（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙および丙との被災者に対する応急生活物資（以下「応急生活物資」という。）の供給その他災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、乙および丙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙および丙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙および丙の職員を派遣し、甲が行う災害応急活動に従事させること。
- (2) 乙および丙の所有する災害応急活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙および丙の店舗その他関係機関において保有する応急生活物資を供給すること。
- (4) 乙および丙の店舗（駐車場施設を含む。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供するとともに、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

2 甲、乙および丙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（応急生活物資）

第3条 前条第1項第3号の規定に基づき供給する応急生活物資は、別表に掲げる主な品目のうちから、被害の状況に応じて、甲と乙および丙との協議等により決定するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 第2条の規定に基づく甲、乙および丙相互における協力の要請（以下「協力要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合においては、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲、乙および丙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては秋田市総務部防災対策課長、乙にあつてはイオンモール株式会社イオン秋田ショッピングセンター管理課長、丙にあつてはイオン株式会社ジャスコ御所野店店長とする。
- 3 甲、乙および丙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲、乙および丙が協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第7条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ、災害応急活動に従事した者が災害応急活動に起因する事故等により死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲と乙および丙とは、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲、乙および丙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成18年5月24日から平成19年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙および丙が協議し異議のないときは、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙および丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月24日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 佐竹敬久

秋田市御所野地藏田一丁目1番1号

乙 イオンモール株式会社イオン秋田ショッピングセンター
ゼネラルマネージャー 佐々木真人

秋田市御所野地藏田一丁目1番1号

丙 イオン株式会社ジャスコ御所野店
店長 平光一

別 表

災害時における応急生活物資（供給想定品目）一覧

1 優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される物資）

品 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器入り水、飲料 ・ パン（菓子パン、調理パン、食パン） ・ 牛乳 ・ 果物（バナナ等） ・ レトルト食品 ・ 粉ミルク

2 状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品 名	品 名
缶詰（イージーオープン）	タオル類
ハム、ソーセージ	ポリバケツ
インスタントラーメン	カセット式ガスコンロ及びボンベ
バター、ジャム	紙コップ、紙皿
緑茶、コーヒー、紅茶	トイレットペーパー
米穀類（米飯含む）	洗剤、石けん
麺類	紙おむつ
調味料	生理用品
電池	濡れティッシュ
懐中電灯	ゴミ袋
ローソク	かとり線香（夏）
マッチ、簡易ライター	使い捨てカイロ（冬）
軍手	ラップ、ホイル、ビニール袋

3 上記以外の物資（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ定めた物資）

資料 8-5 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とマックスバリュ東北株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との被災者に対する応急生活物資（以下「応急生活物資」という。）の供給その他災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の職員を派遣し、甲が行う災害応急活動に従事させること。
- (2) 乙の所有する災害応急活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙の店舗その他関係機関において保有する応急生活物資を供給し、又は甲の指示した避難所等に応急生活物資を輸送すること。
- (4) 乙の店舗（駐車場施設を含む。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供するとともに、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

2 甲および乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（応急生活物資）

第 3 条 前条第 1 項第 3 号の規定に基づき供給する応急生活物資は、別表に掲げる主な品目のうちから、被害の状況に応じて、甲と乙との協議等により決定するものとする。

（協力要請の手続）

第 4 条 第 2 条の規定に基づく甲乙相互における協力の要請（以下「協力要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合においては、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第 5 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては秋田市総務部防災対策課長、乙にあってはマックスバリュ東北株式会社総務部長とする。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第7条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ、災害応急活動に従事した者が災害応急活動に起因する事故等により死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲と乙とは、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成18年5月24日から平成19年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲と乙とが協議し双方異議のないときは、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月24日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

秋田市土崎港北一丁目6番25号

乙 マックスバリュ東北株式会社

代表取締役社長 反 田 悦 生

別 表

災害時における応急生活物資（供給想定品目）一覧

1 優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される物資）

品 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器入り水、飲料 ・ パン（菓子パン、調理パン、食パン） ・ 牛乳 ・ 果物（バナナ等） ・ レトルト食品 ・ 粉ミルク

2 状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品 名	品 名
缶詰（イージーオープン）	タオル類
ハム、ソーセージ	ポリバケツ
インスタントラーメン	カセット式ガスコンロ及びボンベ
バター、ジャム	紙コップ、紙皿
緑茶、コーヒー、紅茶	トイレットペーパー
米穀類（米飯含む）	洗剤、石けん
麺類	紙おむつ
調味料	生理用品
電池	濡れティッシュ
懐中電灯	ゴミ袋
ローソク	かとり線香（夏）
マッチ、簡易ライター	使い捨てカイロ（冬）
軍手	ラップ、ホイル、ビニール袋

3 上記以外の物資（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ定めた物資）

資料 8-6 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ土崎港店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との被災者に対する応急生活物資（以下「応急生活物資」という。）の供給その他災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の職員を派遣し、甲が行う災害応急活動に従事させること。
- (2) 乙の所有する災害応急活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙の店舗その他関係機関において保有する応急生活物資を供給すること。
- (4) 乙の店舗において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供するとともに、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

2 甲および乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（応急生活物資の決定および引取）

第 3 条 前条第 1 項第 3 号の規定に基づき供給する応急生活物資は、別表に掲げる主な品目のうちから、被害の状況に応じて、甲と乙との協議等により決定するものとする。

2 前項により決定した乙が供給する応急生活物資は、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する引取人が種類、数量等を確認のうえ引取るものとする。

（協力要請の手続）

第 4 条 第 2 条の規定に基づく甲乙相互における協力の要請（以下「協力要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合においては、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第 5 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては秋田市総務部防災対策課長、乙にあっては店長とする。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要

な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第7条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ、災害応急活動に従事した者が災害応急活動に起因する事故等により死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲と乙とは、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成18年7月31日から平成19年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書にて更新しない旨の通知がない場合は、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年7月31日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 佐竹敬久

秋田市土崎港南二丁目3番41号

乙 イオン株式会社ジャスコ土崎港店

店長 伊藤智之

別 表

災害時における応急生活物資（供給想定品目）一覧

1 優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される物資）

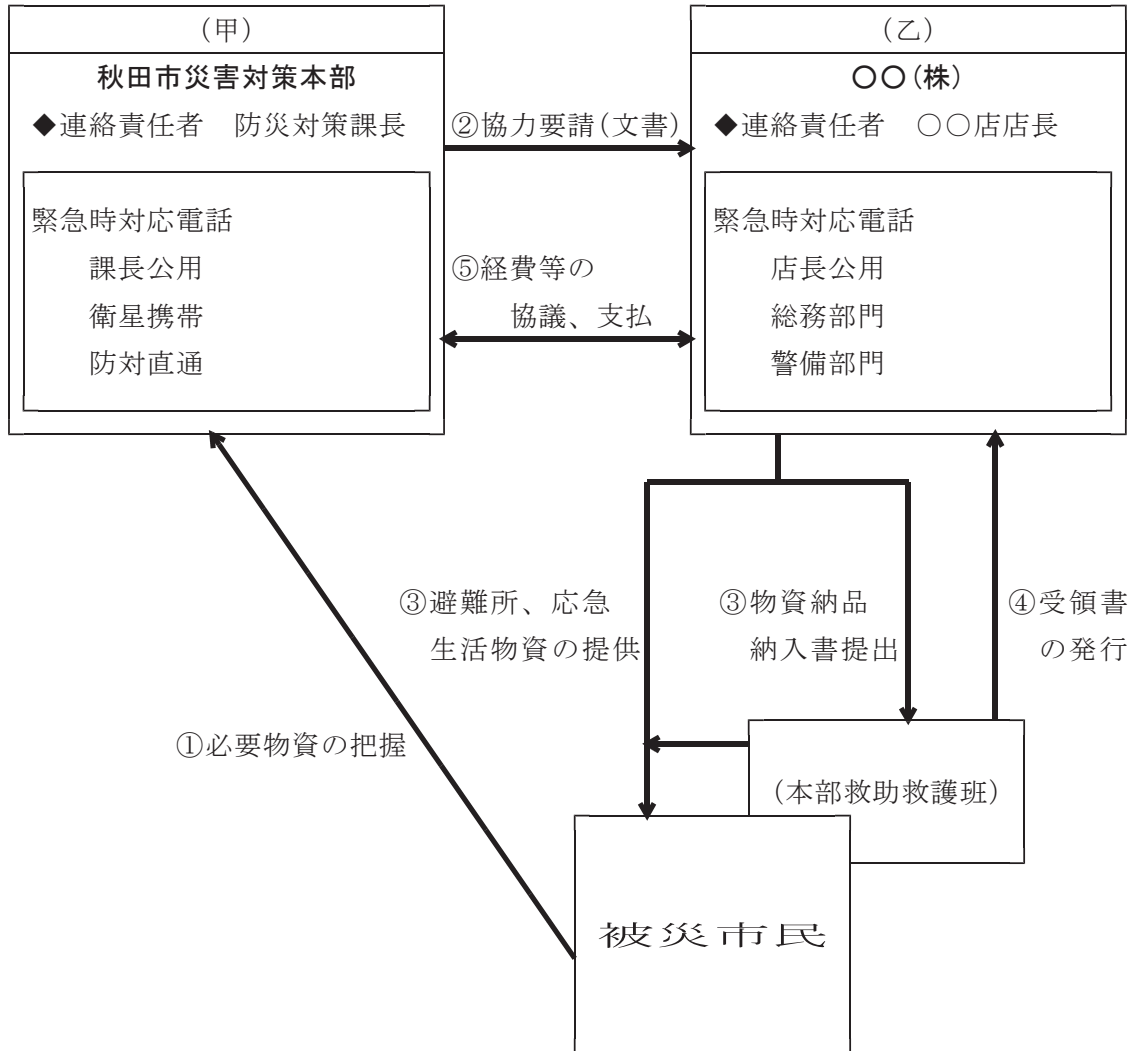
品 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器入り水、飲料 ・ パン（菓子パン、調理パン、食パン） ・ 牛乳 ・ 果物（バナナ等） ・ レトルト食品 ・ 粉ミルク

2 状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品 名	品 名
缶詰（イージーオープン）	タオル類
ハム、ソーセージ	ポリバケツ
インスタントラーメン	カセット式ガスコンロ及びボンベ
バター、ジャム	紙コップ、紙皿
緑茶、コーヒー、紅茶	トイレットペーパー
米穀類（米飯含む）	洗剤、石けん
麺類	紙おむつ
調味料	生理用品
電池	濡れティッシュ
懐中電灯	ゴミ袋
ローソク	かとり線香（夏）
マッチ、簡易ライター	使い捨てカイロ（冬）
軍手	ラップ、ホイル、ビニール袋

3 上記以外の物資（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ定めた物資）

協定の実施に関するフロー及び緊急連絡体制



資料 8-7 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）および株式会社秋田ダイドー（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙および丙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙および丙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙および丙の事業所において保有する飲料を供給すること。
 - (2) 乙および丙の事業所において保有する飲料を甲の指定する納入場所に搬送すること。
 - (3) 乙および丙の指定した拠点において飲料を提供すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。
- 2 乙および丙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず甲、乙および丙は、必要があると認めるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 第2条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、品目および数量、その他の必要事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 前項ただし書きの場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取）

第4条 第2条第1項第1号および第2号の規定により供給される飲料の品目、数量、もしくは納入場所等に関しては、被害の状況に応じて、乙および丙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 第2条第1項第1号の規定に基づく供給に当たっては、災害対策本部輸送班である甲の職員又は甲の指定する者が品目、数量等を確認のうえ引き取るものとする。また、同項第2号の規定による乙および丙が搬送する場合にあっては、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

（報告）

第5条 乙および丙は、第2条の規定による要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに品目、数量、日時、納入場所およびその他の必要事項について甲に報告しなければならない。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲、乙および丙が協議して決定するものとする。ただし、同条第1項第3号の規定による応急活動に要した経費は乙および丙の負担とする。

(連絡責任者)

第7条 甲、乙および丙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災対策課長、乙にあつては秋田営業所長、丙にあつては社長とする。

3 甲、乙および丙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲、乙および丙は、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲、乙および丙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必用な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成20年8月28日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙および丙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙および丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年8月28日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 佐竹敬久

青森市第二問屋町二丁目7番19号
乙 ダイードリンク株式会社 青森支店
支店長 中村政行

秋田市御野場二丁目1番7号
丙 株式会社 秋田ダイドー
代表取締役社長 松本 大

資料 8-8 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と協同組合秋田卸センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との被災者に対する応急生活物資の供給その他の災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の災害対策本部を設置し、乙に対し乙の組合員が所有する応急対策に要する生活物資および資機材（以下「生活物資等」という。）の確保および供給の協力を要請したときをもって発動するものとする。

（協力を要請できる事項）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 生活物資等を提供すること。
- (2) 生活物資等を甲の指定する納入場所に搬送すること。
- (3) 乙の組合員が所有する施設（駐車場を含む。）を避難時における地域住民の一時集合場所として乙の組合員の業務に支障のない範囲において使用させ、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（生活物資等の種類）

第4条 災害時において、甲が乙に対し協力を要請する際の生活物資等の種類については、別表に掲げる品目のうちから、被害の状況に応じ、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

（協力要請の手続）

第5条 第3条の規定による甲と乙との協力の要請は、生活物資等供給要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力の要請は、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、協力の要請をしたときは、事後速やかに文書を提出するものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲からの要請に応じて生活物資等の供給を行ったときは、速やかに生活物資等供給報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に定める連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては協同組合秋田卸センター事務局常務理事とする。

2 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(経費の負担)

第8条 第5条各項の規定による要請に応じて実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第9条 第5条各項の規定による要請に応じて災害応急活動に従事した者が、当該災害応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲および乙が誠意をもって協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲および乙が誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成22年10月13日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年10月13日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市卸町三丁目6番3号
乙 協同組合秋田卸センター
理事長 桑 原 功

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

協同組合秋田卸センター
理事長 様

秋田市長

生活物資等供給要請書

「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書」第5条の規定に基づき、次のとおり生活物資等の供給を要請します。

記

- 1 搬入場所
- 2 搬入日時 年 月 日 午前・午後 時
- 3 要請物資 下記のとおり

No.	生活物資等名称	規格	数量	納入場所(搬送先)	備考(納入希望日時等)

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

別表

生活物資の種類

(1) 生活必需品

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘、テーブル等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート、雨除け用フィルム、トイレクイッポン等
光熱材料	マッチ、ローソク、保温シート等（※灯油およびプロパンガスを除く。）

(2) 食料品

区分	供給食料
主食用	弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等（※米穀を除く。）
副食用	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ等 （※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものに限る。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
飲料	容器入り水、牛乳、緑茶、コーヒー、紅茶その他の飲料
菓子類	菓子および珍味

(3) 機材・役務

区分	供給機材・役務
機材	非常用トイレ、災害用品一式、鉄パイプ、土のう袋、車輛運搬具等
役務	交通誘導員の配置、労力、保管機能としての倉庫、広報等のチラシ作成等
その他	ぬいぐるみ系、絵本、ペットフード、飼料等

資料 8-9 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社イオン秋田中央店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との被災者に対する応急生活物資（以下「応急生活物資」という。）の供給その他災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の職員を派遣し、甲が行う災害応急活動に従事させること。
- (2) 乙の所有する災害応急活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙の店舗その他関係機関において保有する応急生活物資を供給すること。
- (4) 乙の店舗（駐車場施設を含む。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供するとともに、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

2 甲および乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（応急生活物資の決定および引取）

第3条 前条第1項第3号の規定に基づき供給する応急生活物資は、別表に掲げる主な品目のうちから、被害の状況に応じて、甲と乙との協議等により決定するものとする。

2 前項により決定した乙が供給する応急生活物資は、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する引取人が種類、数量等を確認のうえ引取るものとする。

（協力要請の手続）

第4条 第2条の規定に基づく甲乙相互における協力の要請（以下「協力要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合においては、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては秋田市総務部防災安全対策課長、乙にあっては店長とす

る。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じて実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第7条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ、災害応急活動に従事した者が災害応急活動に起因する事故等により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の補償については、甲と乙とは、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書で更新しない旨の通知がない場合は、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月5日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市檜山川口境5番11号

乙 イオンリテール株式会社イオン秋田中央店
店 長 井 上 智 雄

別 表

災害時における応急生活物資（供給想定品目）一覧

1 優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される物資）

品 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器入り水、飲料 ・ パン（菓子パン、調理パン、食パン） ・ 牛乳 ・ 果物（バナナ等） ・ レトルト食品 ・ 粉ミルク

2 状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品 名	品 名
缶詰（イージーオープン）	タオル類
ハム、ソーセージ	ポリバケツ
インスタントラーメン	カセット式ガスコンロ及びボンベ
バター、ジャム	紙コップ、紙皿
緑茶、コーヒー、紅茶	トイレットペーパー
米穀類（米飯含む）	洗剤、石けん
麺類	紙おむつ
調味料	生理用品
電池	濡れティッシュ
懐中電灯	ゴミ袋
ローソク	かとり線香（夏）
マッチ、簡易ライター	使い捨てカイロ（冬）
軍手	ラップ、ホイル、ビニール袋

3 上記以外の物資（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ定めた物資）

資料 8-10 災害時における物資の供給に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と、王子コンテナ株式会社青森工場秋田事業所（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、物資の供給に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資の供給が必要であると認めるときは、乙に対して、その調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる物資の調達について協力を要請できるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 段ボールシート
- (2) その他乙が取扱う商品

（協力実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲からの要請を受けたときは、特別な理由がない限り、優先して物資の供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前項の要請により物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（要請手続き）

第5条 甲が乙に対して行う前条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、原則乙又は乙の指定する者が行うものとする。

2 乙が供給する物資は、当該場所において、甲の職員又は甲の指定する引取人が種類、数量等を確認の上、引取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した物資の代金および運搬に要した費用については、甲が負担するもの

とする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格等を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 乙は、物資の納入が完了したときは、前条の費用について納品書および別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制および物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては秋田市総務部防災安全対策課長、乙にあつては事業所長とする。
- 3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2 月 1 9 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市御所野湯本六丁目 2 番34号

乙 王子コンテナ株式会社 青森工場 秋田事業所

事業所長 山 下 秀 寿

資料 8-11 災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン秋田営業所（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した際に、避難場所に設置を必要とする仮設トイレの確保等を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定書において「仮設トイレの確保等」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、乙が保有する仮設トイレを避難場所へ搬入し、設置しおよび搬出することをいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害が発生し仮設トイレが必要となった場合、乙に対し仮設トイレ確保要請書（様式第 1 号）により仮設トイレの確保等を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話又はインターネットメール等により乙に対し仮設トイレの確保等を要請し、事後において速やかに仮設トイレ確保要請書を乙に対し送付する。

2 乙は、前項の要請に対し可能な限り協力する。

（報告）

第 4 条 乙は、前条の要請を受けて仮設トイレを確保し避難場所に設置したときは、仮設トイレ確保報告書（様式第 2 号）を作成し甲に提出する。

（経費負担）

第 5 条 本協定書に基づき甲の協力要請に応じて乙が行った仮設トイレの確保等に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

2 前項に規定する経費の負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（情報の交換）

第 6 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は 1 年間とする。ただし、有効

期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第8条 この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月15日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 佐竹敬久

秋田市川尻町字大川反170番67号
乙 株式会社レンタルのニッケン秋田営業所
所長 釜谷万寿夫

<p>仮設トイレ確保要請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">秋田市環境部 向浜事業所 発信者</p> <p style="text-align: right;">電話 865-1107 FAX 865-3138</p> <p>災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき、次のとおり仮設トイレの確保等について協力を要請します。</p>	
仮設トイレの設置を必要とする避難場所の住所	秋田市
避難場所の施設等の名称	
必要とする仮設トイレの基数	
設置場所の地図	
向浜事業所確認欄（秋田市担当者が記入） 協力要請 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 （要請方法： 要請書手渡し ・ 口頭 ・ 電話 ・ メール ・ その他（ ）） 確保(設置)報告 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前・午後 時 分	

<h2 style="margin: 0;">仮設トイレ確保報告書</h2>	
平成 年 月 日	
（あて先） 秋 田 市 長	
会社名 （担当者氏名および電話番号）	
災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき平成 年 月 日 付けで秋田市から協力要請を受けた仮設トイレの確保等について、次のとおり報 告します。	
避難場所への仮設ト イレ設置完了日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
避難場所の施設等の 名称	
設置した仮設トイレ の基数・設置場所の 詳細	※ 設置場所の詳細については、略図を添付。
備 考	

設置状況の確認（秋田市担当者が記入）	
1 設置場所の区分 <input type="checkbox"/> 学校グラウンド <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 球場・競技場 <input type="checkbox"/> その他 ()	
2 設置の状況 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 設置数量の不足 <input type="checkbox"/> その他 ()	
特記事項	

所 長	参 事	副 参 事	担 当

資料 8-12 災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と企業組合秋田北部清掃興業（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した際に、避難場所に設置を必要とする仮設トイレの確保等を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定書において「仮設トイレの確保等」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、乙が保有する仮設トイレを避難場所へ搬入し、設置しおよび搬出することをいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害が発生し仮設トイレが必要となった場合、乙に対し仮設トイレ確保要請書（様式第 1 号）により仮設トイレの確保等を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話又はインターネットメール等により乙に対し仮設トイレの確保等を要請し、事後において速やかに仮設トイレ確保要請書を乙に対し送付する。

2 乙は、前項の要請に対し可能な限り協力する。

（報告）

第 4 条 乙は、前条の要請を受けて仮設トイレを確保し避難場所に設置したときは、仮設トイレ確保報告書（様式第 2 号）を作成し甲に提出する。

（経費負担）

第 5 条 本協定書に基づき甲の協力要請に応じて乙が行った仮設トイレの確保等に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

2 前項に規定する経費の負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（情報の交換）

第 6 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は 1 年間とする。ただし、有効

期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第8条 この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月15日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 佐竹敬久

秋田市土崎港西二丁目10番20号
乙 企業組合秋田北部清掃興業
理事長 長崎雄二

<p>仮設トイレ確保要請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">秋田市環境部 向浜事業所 発信者</p> <p style="text-align: right;">電話 865-1107 FAX 865-3138</p> <p>災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき、次のとおり仮設トイレの確保等について協力を要請します。</p>	
仮設トイレの設置を必要とする避難場所の住所	秋田市
避難場所の施設等の名称	
必要とする仮設トイレの基数	
設置場所の地図	
向浜事業所確認欄（秋田市担当者が記入） 協力要請 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 （要請方法： 要請書手渡し ・ 口頭 ・ 電話 ・ メール ・ その他（ ）） 確保(設置)報告 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前・午後 時 分	

<h2 style="margin: 0;">仮設トイレ確保報告書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">（あて先） 秋 田 市 長</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">会社名 （担当者氏名および電話番号）</p> <p style="margin: 10px 0;">災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき平成 年 月 日 付けで秋田市から協力要請を受けた仮設トイレの確保等について、次のとおり報 告します。</p>	
避難場所への仮設ト イレ設置完了日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
避難場所の施設等の 名称	
設置した仮設トイレ の基数・設置場所の 詳細	※ 設置場所の詳細については、略図を添付。
備 考	

設置状況の確認（秋田市担当者が記入）	
1 設置場所の区分	<input type="checkbox"/> 学校グラウンド <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 球場・競技場 <input type="checkbox"/> その他 ()
2 設置の状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 設置数量の不足 <input type="checkbox"/> その他 ()
特記事項	

所 長	参 事	副 参 事	担 当

資料 8-13 災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と日野興業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した際に、避難場所に設置を必要とする仮設トイレの確保等を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定書において「仮設トイレの確保等」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、乙が保有する仮設トイレを避難場所へ搬入し、設置しおよび搬出することをいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害が発生し仮設トイレが必要となった場合、乙に対し仮設トイレ確保要請書（様式第 1 号）により仮設トイレの確保等を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話又はインターネットメール等により乙に対し仮設トイレの確保等を要請し、事後において速やかに仮設トイレ確保要請書を乙に対し送付する。

2 乙は、前項の要請に対し可能な限り協力する。

（報告）

第 4 条 乙は、前条の要請を受けて仮設トイレを確保し避難場所に設置したときは、仮設トイレ確保報告書（様式第 2 号）を作成し甲に提出する。

（経費負担）

第 5 条 本協定書に基づき甲の協力要請に応じて乙が行った仮設トイレの確保等に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

2 前項に規定する経費の負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（情報の交換）

第 6 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は 1 年間とする。ただし、有効

期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第8条 この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月15日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 佐竹敬久

千葉県市川市原木2498番
乙 日野興業株式会社
取締役社長 積田喜一

<p>仮設トイレ確保要請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">秋田市環境部 向浜事業所 発信者</p> <p style="text-align: right;">電話 865-1107 FAX 865-3138</p> <p>災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき、次のとおり仮設トイレの確保等について協力を要請します。</p>	
仮設トイレの設置を必要とする避難場所の住所	秋田市
避難場所の施設等の名称	
必要とする仮設トイレの基数	
設置場所の地図	
向浜事業所確認欄 (秋田市担当者が記入)	
協力要請 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 (要請方法: 要請書手渡し ・ 口頭 ・ 電話 ・ メール ・ その他())	
確保(設置)報告 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前・午後 時 分	

<h2 style="margin: 0;">仮設トイレ確保報告書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">（あて先） 秋 田 市 長</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">会社名 （担当者氏名および電話番号）</p> <p style="margin: 10px 0;">災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき平成 年 月 日 付けで秋田市から協力要請を受けた仮設トイレの確保等について、次のとおり報 告します。</p>	
避難場所への仮設ト イレ設置完了日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
避難場所の施設等の 名称	
設置した仮設トイレ の基数・設置場所の 詳細	※ 設置場所の詳細については、略図を添付。
備 考	

設置状況の確認（秋田市担当者が記入）	
1	設置場所の区分 <input type="checkbox"/> 学校グラウンド <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 球場・競技場 <input type="checkbox"/> その他 ()
2	設置の状況 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 設置数量の不足 <input type="checkbox"/> その他 ()
特記事項	

所 長	参 事	副 参 事	担 当

資料 8-14 災害等におけるし尿および浄化槽汚泥の収集運搬業務に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と、企業組合秋田北部清掃興業、五大産業株式会社、有限会社秋田衛生社、秋田環境システム株式会社、有限会社千秋産業および株式会社河辺清掃社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害およびこれに類する緊急の事態（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した場合の、し尿および浄化槽汚泥の収集並びに運搬に関する協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書において「収集運搬業務」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、甲が指定する日時および場所において、乙が自ら保有する車両を用いて行うし尿および浄化槽汚泥の収集並びに運搬業務のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害等が発生し、収集運搬業務が必要となった場合、乙に対し、収集運搬業務要請書（様式第1号）により収集運搬業務を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話、電子メール等により要請し、事後において速やかに収集運搬業務要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請に対し可能な限り協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の要請を受けて収集運搬業務を行ったときは、収集運搬業務報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

（経費負担）

第5条 災害等が発生した日から起算して概ね7日を経過するまでの間（以下初期活動期間という。）に行った収集運搬業務に要する経費は、乙の負担とする。

2 初期活動期間が経過した後に行った収集運搬業務に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

3 乙は、前項に規定する経費の負担の額を、災害等の発生直前における適正な価格等の基準により算出して甲に請求し、甲は請求のあった日から30日以内に当該金額を乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、同一の内容をもって更新され、その後も同様とする。

(解約)

第8条 この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年8月6日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂積 志

秋田市土崎港西二丁目10番20号
乙 企業組合 秋田北部清掃興業
理事長 長崎 雄二

秋田市茨島一丁目2番8号
五大産業 株式会社
代表取締役 笹 令

秋田市檜山川口境18番11号
有限会社秋田衛生社
代表取締役 篠田 和夫

秋田市御所野湯本二丁目1番5号
秋田環境システム株式会社
代表取締役 鎌田 茂

秋田市牛島東二丁目1番10号
有限会社 千秋産業
代表取締役 鎌田 義弘

秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43
株式会社 河辺清掃社
代表取締役 戸井田 喜美雄

年 月 日

（あて先） 秋 田 市 長

会社名

（担当者名および電話番号）

収集運搬業務報告書

くみ取り日時	くみ取り施設等の名称	くみ取り量 (KL)	備 考
年 月 日 午前・午後 年 月 日			
合 計	—		—

<p>業務の確認（秋田市担当者が記入）</p> <p>1 くみ取り施設等の区分 <input type="checkbox"/>学校グラウンド <input type="checkbox"/>公園 <input type="checkbox"/>球場・競技場 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>2 くみ取り業務の状況 <input type="checkbox"/>良 好 <input type="checkbox"/>不 良 <input type="checkbox"/>そ の 他（ ）</p>
<p>特記事項</p>

資料 8-15 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の事業所および乙の関係事業所において保有する応急活動に要するレンタル機材を供給すること。
 - (2) 乙の事業所および乙の関係事業所において保有する応急活動に要するレンタル機材を甲の指定する納入場所に搬送すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。
- 3 甲および乙は、第 1 項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、機材供給要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

- 2 前項ただし書により協力要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取等）

第 4 条 第 2 条第 1 項第 1 号および第 2 号の規定により供給される機材の品目、数量等は別表に掲げるものから被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

- 2 前項により決定した機材の引取りは、第 2 条第 1 項第 1 号の規定により供給される場合にあつては、甲が機材の引取りのため派遣する甲の職員又は甲の指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとし、同項第 2 号の規定により乙が搬送する場合にあつては、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。
- 3 レンタル期間が終了した機材の返却については、前項に準じて甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定による協力要請に応じて応急活動に要する機材のレンタルを開始したときは機材納入報告書(別記様式第2号)、機材のレンタルが終了したときは機材レンタル終了報告書(別記第3号様式)を速やかに甲に提出しなければならない。

- 2 機材納入報告書および機材レンタル終了報告書の提出にあたっては、前条第2項および第3項に定める者が機材の引取又は返却を確認した旨の署名又は押印した書類もしくはその写し(以下「確認書類等」という。)を添付するものとし、確認書類等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める各報告書の機材供給内容の記載を省略することができるものとする。

(経費等の負担)

第6条 第2条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正なレンタル価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれに置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災対策課長、乙にあつては東北支店秋田ブロック長とする。
- 3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(損害の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動により、乙が、第三者に損害を生じさせた場合は、甲乙協議し処理、解決にあたるものとする。

(負傷等の補償)

第9条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとし、訓練に要する費用の負担は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成21年1月14日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年1月14日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋 田 市

秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

東京都中央区日本橋三丁目12番2号

乙 朝日ビルヂング7F

株式会社 アクティオ

代表取締役社長 小 沼 光 雄

別記 第1号様式

平成 年 月 日
時 分 株

株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長

様

秋田市災害対策本部長

秋田市長

印

機材供給要請書

「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第3条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

1 要請事項：機材のレンタル

2 レンタル期間：納入日より 日間

3 機材供給要請内容

No.	機材名称	規格	数量	搬送先	備考(納入希望日時等)

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災対策課
課長
電話 018-866-2021
FAX 018-823-5099

別記 第2号様式

平成 年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長

宛

株式会社アクティオ

東北支店秋田ブロック長

印

機材納入報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく機材の供給が完了したので、同第5条により報告します。

記

機材供給内容

No.	機材名称	規格	要請数量	供給数量	搬送先	備考(納入日時等)

連絡責任者 株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長

電 話

F A X

別記 第3号様式

平成 年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 宛

株式会社アクティオ

東北支店秋田ブロック長

印

機材レンタル終了報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第5条により報告します。

記

機材供給内容

No.	機材名称	規格	供給数量	搬送先	レンタル期間 年 月 日～ 年 月 日

連絡責任者 株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長

電 話

F A X

別 表

災害時における供給レンタル機材（供給想定品目）一覧

1 優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される機材）

品 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 投光機、エンジン搭載式投光器 ・ 発電機（小型、中型、大型） ・ 投光車 ・ 電源車 ・ ストープ類 ・ 移動式トイレ

2 状況に応じて供給が想定される機材

品 名	品 名
シャワーユニット	道路機械（道路カッター等）
空調機	道路メンテナンス（バリケード等）
クーラー	レンタカー
無線機	荷役機械（フォークリフト等）
衛星携帯電話	掃除機
掘削機械（バックホー等）	工具類（草刈機等）
運搬機械（ホイールローダ等）	水中ポンプ類
整地機械（ブルドーザ等）	

3 上記以外の機材（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ決定する機材）

資料 8-16 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の所有する応急対策に要する資機材および生活物資（以下「資機材等」という。）を供給すること。
 - (2) 乙の所有する資機材等を甲の指定する納入場所に搬送すること。
 - (3) 乙および乙の関係事業所に付随する空地等を避難時における地域住民の一時集合場所等として乙の業務に支障のない範囲において使用させ、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。
- 3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等供給要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

- 2 前項ただし書により協力要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取）

第4条 第2条第1項第1号および第2号の規定により供給される資機材等の品目、数量、もしくは納入場所等に関しては、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

- 2 前項により決定した資機材等の引取りは、第2条第1項第1号の規定により供給される場合にあつては、引取りのために甲が派遣する甲の職員又は甲が指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとし、同項第2号の規定により乙が搬送する場合にあつて

は、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定による要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに資機材等供給報告書(別記第2号様式)に前条第2項に定める者が資機材等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し等(以下「受領書等」という。)を添付し、甲に報告しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、同条第1項第3号の規定による応急活動に要した経費については乙の負担とする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては事務局責任者とする。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成21年1月14日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年1月14日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 佐竹敬久

新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 捧賢一

(別記 第1号様式)

防 対 第 号
平成 年 月 日
時 分 N

PO法人コメリ災害対策センター
理事長 様

秋田市災害対策本部長
秋田市長 印

資機材等供給要請書

「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第3条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

資機材等供給要請内容

No.	資機材等名称	規格	数量	納入場所(搬送先)	備考(納入希望日時等)

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(別記 第2号様式)

平成 年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長

宛

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長

印

資機材等供給報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が完了がしたので、同第5条に基づき報告します。

記

資機材等供給内容

No.	資機材等名称	規格	要請数量	供給数量	納入場所(搬送先)	備考(納入日時等)

連絡責任者 NPO法人コメリ災害対策センター
事務局責任者
電 話 025-371-4112
F A X 025-371-4151

資料 8 - 1 7 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社サンデー（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の所有する応急対策に要する資機材および生活物資（以下「資機材等」という。）を供給すること。
 - (2) 乙の所有する資機材等を甲の指定する納入場所に搬送すること。
 - (3) 乙の管理する事業所に付随する空地等を避難時における地域住民の一時集合場所等として乙の業務に支障のない範囲において使用させるとともに、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。
- 3 甲および乙は、第 1 項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等供給要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

- 2 前項ただし書により協力要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取）

第 4 条 第 2 条第 1 項第 1 号および第 2 号の規定により供給される資機材等の品目、数量、もしくは納入場所等に関しては、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

- 2 前項により決定した資機材等の引取りは、第 2 条第 1 項第 1 号の規定により供給される場合にあつては、甲が引取りのために派遣する甲の職員又は甲が指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとし、同項第 2 号の規定により乙が搬送する場合にあつて

は、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定による要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに資機材等供給報告書(別記第2号様式)に前条第2項に定める者が資機材等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し(以下「受領書等」という。)を添付し、甲に提出しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、同条第1項第3号の規定による応急活動に要した経費については乙の負担とする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては人事総務部長とする。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成21年1月14日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年1月14日

秋田県秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

青森県八戸市根城六丁目22番10号
乙 株式会社サンデー
代表取締役社長 和 田 正 徳

別記 第1号様式

防 対 第 号
平成 年 月 日
時 分

株式会社サンデー
役職名

様

秋田市災害対策本部長
秋田市長

印

資機材等供給要請書

「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

資機材等供給要請内容

No.	資機材等名称	規格	数量	納入場所(搬送先)	備考(納入希望日時等)

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災対策課
課長
電話 018-866-2021
FAX 018-823-5099

別記 第2号様式

平成 年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長

宛

株式会社サンデー

役職名

印

資機材等供給報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が完了したので、同第5条に基づき報告します。

記

資機材等供給内容

No.	資機材等名称	規格	要請数量	供給数量	納入場所(搬送先)	備考(納入日時等)

連絡責任者 株式会社サンデー

人事総務部長

電話 0178-47-8511

FAX 0178-47-8521

資料 8-18 災害時(非常時)における応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 雄和町(以下「甲」という。)と、仙北西部漁業協同組合(以下「乙」という。)は、雄和町及びその周辺で大規模災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、「甲」の要請により、「乙」は協力・応援を行い、もって人命救助、物資運搬等を緊急に実施できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡窓口)

第2条 「甲」と「乙」は、あらかじめ応援協定に関する連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互連絡するものとする。

(応援手続)

第3条 応援を要請する「甲」は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当者を通じて電話、ファクシミリ又は電信により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の概要と応援要請の事由
- (2) 応援を必要とする時間(期間)
- (3) 応援の場所及び活動内容
- (4) その他、応援活動上の参考事項

(応援の種類)

第4条 「乙」の救援活動の内容は、通常次のとおりとする。

- (1) 人員及び物資の緊急輸送
- (2) 人員及び物資の捜索
- (3) その他、特に要請のあった事項

(経費負担)

第5条 応援に要した経費は、「甲」の負担とする。

2 応援を要請した「甲」が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ「甲」から依頼があった場合には「乙」が当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(協定終了)

第6条 この協定を終了しようとするときは、その意志を通告することができ、この場合には通告のあった当該年度で協定は終了するものとする。ただし、いずれかに負担義務等がある場合は、その精算後に協定は終了するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、両者が、協議して決定する

ものとする。

附 則

この協定は、平成10年6月8日から効力を生ずる。

平成10年6月8日

甲 雄 和 町 長

乙 仙北西部漁業協同組合代表理事組合長

資料 8 - 1 9 災害非常通信の協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田市役所アマチュア無線クラブ会長千田明（以下「乙」という。）とは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号による非常通信の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、秋田市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害情報の収集および伝達について、防災担当課を通じて乙に協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、電波法および関係法令の範囲内において、災害情報の収集および伝達について甲に協力するものとする。

（無線機械の貸与等）

第2条 前条の通信業務を行うため、甲は、甲が市庁舎内に設置する無線機械を基地局として、乙に無償で貸与するものとする。

2 前項の無線機械の保守管理は、乙が行うものとする。

3 甲は、甲が必要と認める範囲内で、乙が第1項の無線機械を通信業務の訓練等に使用することを認めるものとする。

（経費負担等）

第3条 第1条の通信業務の実施に要した経費のなかで、甲が必要と認めた経費については、甲の負担とする。

2 第1条の通信業務の実施の際に、乙に所属する市職員およびその所有する無線機械、車両、その他物件に生じた乙の責めによらない損害については、甲が補償するものとする。

（名簿の提出）

第4条 第1条の通信業務を円滑に行うために、乙は、毎年4月1日現在に乙に所属する市職員の名簿を甲に提出することとする。

また、乙に所属する市職員の住所、電話番号等の記載事項に変更があった場合、乙は、甲に遅滞なく報告することとする。

（協定に定めのない事項）

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

昭和59年3月17日

秋田県秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 高田景次

青森県八戸市根城六丁目22番10号
乙 秋田市役所アマチュア無線クラブ
会 長 千田 明

資料 8-20 非常災害時における協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 雄和町(以下「甲」という。)と、高尾山アマチュア無線中継局管理団体(以下「乙」という。)は、雄和町及びその周辺で非常災害が発生し、又は災害発生のおそれのある場合、災害情報等を正確迅速に情報及び伝達するため、この協力協定を締結する。

(協力要請)

第2条 「甲」は非常災害時等、電話などによる通信連額が困難な場合、「乙」に協力を要請することができるものとする。

(協力体制)

第3条 「乙」は、電波法第52条第4号による「非常通信業務の範囲」において協力するものとする。

(守秘義務)

第4条 「乙」は、情報収集時において知り得た個人のプライバシー及び「甲」の業務上の事項については、「甲」の指示を受けるなど守秘義務を負い、遵守するものとする。

(経費負担)

第5条 この協定による通信業務に係る協力は、経費を伴わない範囲で実施されるものとする。

(付則)

第6条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて協議するものとする。

(協定の終了)

第7条 この協定を終了しようとするときは、その意志を通告することができ、その場合には通告のあった当該年度で協定は終了するものとする。

平成8年12月17日

甲 雄和町妙法字上大部48-1
雄 和 町 長

乙 雄和町相川字銅屋232-1
高尾山アマチュア無線中継局管理団体

資料 8-21 災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人松寿会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）の発生時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が管理する社会福祉施設等をあらかじめ福祉避難所（身体等の状況が社会福祉施設等への入所又は医療機関への入院に至らない程度の者であって、避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。以下同じ。）での生活において特別な配慮を要するもの（以下「特別な配慮を要する者」という。）のために特別な配慮がなされた避難所をいう。以下同じ。）として指定するとともに、その開設に関し基本的な事項を定めることにより、災害等の発生時における福祉避難所の迅速な開設および円滑な運営を図ることを目的とする。

（福祉避難所に指定する社会福祉施設等）

第2条 甲が災害等の発生時において開設する福祉避難所として乙が指定を受けることを承諾する乙の社会福祉施設等の名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム松涛園	秋田市浜田字陳ケ原35番地31
養護老人ホーム松寿園	秋田市浜田字陳ケ原15番地5
軽費老人ホーム（A型）だいせん	秋田市新屋大川町17番3号

（対象者）

第3条 福祉避難所における受入れの対象となる者（以下「対象者」という。）は、特別な配慮を要する者およびその介護者とする。

（受入れの要請および受諾）

第4条 甲は、必要と認めるときは、災害等により自宅に居住することが困難となった特別な配慮を要する者およびその介護者について、第2条に掲げる社会福祉施設等における受入れを乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（要請手続）

第5条 前条第1項の要請は、事前に福祉避難所における受入要請書（様式第1号）を乙に送付して行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により行うことができる。

2 甲は、前条第1項の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

る。

- (1) 当該要請に係る対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名および連絡先

(福祉避難所の開設)

第6条 甲は、乙が第4条第1項の要請を受諾したときは、当該要請に係る福祉避難所を開設するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により福祉避難所を開設しようとするときは、その旨を乙に通知するものとする。

(移送)

第7条 対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等が行うものとする。ただし、対象者の家族等による移送が困難な場合は、甲は、乙に当該対象者の移送を要請することができるものとする。

(物資の調達および介護支援者の確保)

第8条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食料、医薬品等の必要物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介護することができるよう、看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第9条 第6条の規定により開設した福祉避難所の管理運営に係る費用については、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第10条 甲が福祉避難所を開設する期間は、7日以内とする。ただし、乙が承諾した場合は、これを延長することができる。

(受入可能人員等)

第11条 甲および乙は、この協定の締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 乙は、福祉避難所において受け入れた対象者の個人情報の取扱いについては、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定に従い、当該対象者の権利利益を侵害することがないように適切に取り扱わなければならない。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。た

だし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し書面による別段の意思表示がなされない場合は、期間満了の日の翌日から1年間更新されたものとし、更新後についても、同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月30日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市浜田字陳ヶ原15番地5
乙 社会福祉法人松寿会
理事長 本 間 智

(様式第1号)

福 推 室 第 号
平成 年 月 日

(法人・団体代表者あて) 様

秋田市長 穂 積 志

福祉避難所における受入要請書

「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」第4条第1項に基づき、貴法人（団体）が管理する下記の福祉避難所における対象者の受入を要請いたします。

記

- 1 福祉避難所の名称 ○○
福祉避難所の所在地 (秋田市○○)
- 2 開設予定期間 平成 年 月 日まで
※開設期間の延長について協議させていただく場合があります。
- 3 開設準備および対象者の受入に関する連絡調整窓口

秋田市災害対策本部福祉班

(秋田市福祉総務課)

福祉避難所連絡員 ○○ 又は ○○

TEL 018-866-2090 FAX 018-866-2417

担 当 秋田市災害対策本部福祉班
(秋田市福祉総務課内)

○○

TEL 018(866)2090

FAX 018(866)2417

資料 8-22 災害時における福祉避難所の開設等に関する協定締結先一覧

(すべて平成24年3月30日締結、平成26年1月9日現在)

【社会福祉法人】

No.	協定書 (前文)		協定書 (第2条)		種別	地区
	法人名	名称	所在地			
1	社会福祉法人秋田聖徳会	秋田聖徳会養護老人ホーム	秋田市旭南一丁目5番6号	老	中央	
		秋田市旭南老人デイサービスセンター	秋田市旭南一丁目8番12号	老	中央	
		秋田聖徳会障がい福祉サポートセンター聖和	秋田市川元小川町1番8号	障	中央	
2	社会福祉法人秋田県厚生協会	特別養護老人ホーム高清水寿光園	秋田市寺内後城6番41号	老	北	
		特別養護老人ホーム南寿園	秋田市上北手猿田字後谷地108番地3	老	南	
		障害者支援施設雄高園	秋田市雄和戸賀沢字金山沢89番地29	障	南	
3	社会福祉法人えびす会	特別養護老人ホーム海松園	秋田市下新城中野字街道端西233番地47	老	北	
4	社会福祉法人晃和会	特別養護老人ホーム太平荘	秋田市太平八田字藤の崎231番地の3	老	東	
		太平荘ショートステイセンター	秋田市太平八田字藤の崎231番地の3	老	東	
		秋田市川口老人デイサービスセンター	秋田市楡山登町10番64号	老	中央	
		ひだまりデイサービスセンター	秋田市東通仲町4番1号	老	東	
		障害者支援施設ひだまり	秋田市東通仲町4番1号	障	東	
		本道の街ショートステイセンター	秋田市柳田字川崎138番地	老	東	
		本道の街デイサービスセンター	秋田市柳田字川崎138番地	老	東	
		デイサービス本道の街ゆったり館	秋田市柳田字川崎138番地	老	東	
5	社会福祉法人松寿会	松寿会特別養護老人ホーム松涛園	秋田市浜田字陳ヶ原35番地31	老	西	
		養護老人ホーム松寿園	秋田市浜田字陳ヶ原15番地5	老	西	
		軽費老人ホーム(A型) だいせん	秋田市新屋大川町17番3号	老	西	
6	社会福祉法人ともしび会	特別養護老人ホーム光峰苑	秋田市添川字鶴木台65番地3	老	東	
		光峰苑デイサービスセンター	秋田市添川字鶴木台65番地3	老	東	
		光峰苑ショートステイケアホテル鶴木台	秋田市添川字鶴木台65番地3	老	東	
		ショートステイケアホテルほどの	秋田市保戸野すね町78番24号	老	中央	
7	社会福祉法人幸楽会	特別養護老人ホーム幸楽園	秋田市上新城中字片野4番地	老	北	
		ショートステイ幸楽園	秋田市上新城中字片野4番地	老	北	
		秋田市外旭川老人デイサービスセンター	秋田市外旭川字鳥谷場136番地	老	北	
8	社会福祉法人秋田中央福祉会	特別養護老人ホーム金寿園	秋田市下新城笠岡字川向28番地	老	北	
9	社会福祉法人秋田けやき会	特別養護老人ホームやすらぎホームけやき	秋田市御所野下堤五丁目1番5号	老	南	
10	社会福祉法人新成会	特別養護老人ホーム新成園	秋田市浜田字元中村280番地の9	老	西	
		短期入所生活介護施設新成園	秋田市浜田字元中村280番地の9	老	西	
		通所介護施設新成園	秋田市浜田字元中村280番地の9	老	西	
		ケアハウス大地	秋田市浜田字元中村280番地の9	老	西	
11	社会福祉法人旭川やすらぎ会	特別養護老人ホーム魁聖園	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	老	東	
		魁聖園短期入所生活介護事業所	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	老	東	
		魁聖園デイサービスセンター	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	老	東	
		魁聖園ケアハウス	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	老	東	
12	社会福祉法人いづみ会	特別養護老人ホームリンデンバウムいづみ	秋田市泉菅野二丁目17番11号	老	中央	
		リンデンバウムいづみショートステイ	秋田市泉菅野二丁目17番11号	老	中央	
		リンデンバウムいづみデイサービスセンター	秋田市泉菅野二丁目17番11号	老	中央	
		ケアハウススプリングヒル	秋田市泉菅野二丁目17番11号	老	中央	
		ウェルビューいづみ老人デイサービスセンター	秋田市泉菅野二丁目17番27号	老	中央	
		ウェルビューいづみ障害福祉サービスセンター	秋田市泉菅野二丁目17番27号	障	中央	
		ウェルビューいづみ生活支援ハウス	秋田市泉菅野二丁目17番27号	老	中央	
13	社会福祉法人河辺ふくし会	特別養護老人ホーム河辺荘	秋田市河辺大張野字水口沢216番地	老	東	
14	社会福祉法人雄和福祉会	特別養護老人ホーム花の家	秋田市雄和石田字苗代沢18番地	老	南	
		デイサービスセンター緑水苑	秋田市雄和石田字苗代沢25番地1	老	南	

No.	協定書（前文）		協定書（第2条）		種別	地区
	法人名	名称	所在地			
15	社会福祉法人愛染会	介護老人保健施設あいぜん苑	秋田市上新城道川字愛染58番地	老	北	
		デイサービスセンターあいらんど	秋田市飯島新町一丁目3番15号	老	北	
		特別養護老人ホーム一つ森	秋田市上北手荒巻字鳥越229番地1	老	南	
16	社会福祉法人桜丘会	介護老人保健施設桜の園	秋田市下北手梨平字登館8番地	老	東	
		小規模多機能型居宅介護幸の家	秋田市南通亀の町12番22号	老	中央	
		特別養護老人ホーム八橋	秋田市八橋イサノ一丁目2番4号	老	中央	
17	社会福祉法人新秋会	特別養護老人ホームひなた	秋田市土崎港西三丁目11番5号	老	北	
		ショートステイひなた	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	老	北	
		デイサービスセンターひなた	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	老	北	
18	社会福祉法人北社	障害者支援施設ほくと	秋田市下新城中野字街道端西11番地の1	障	北	
		リフレッシュコア中通	秋田市中通四丁目3番23号	老	中央	
19	社会福祉法人はまなす会	ケアハウス土崎	秋田市土崎港中央三丁目4番40号	老	北	
		高齢者介護施設ぬくもり山王	秋田市川尻町字大川反233番地の59	老	中央	
		小規模多機能ホーム日吉坂	秋田市新屋比内町7番4号	老	西	
20	社会福祉法人秋田市社会福祉協議会	秋田市河辺老人デイサービスセンター	秋田市河辺三内字外川原34番地2	老	東	
		秋田市八橋老人デイサービスセンター	秋田市八橋南一丁目8番2号	老	中央	
		秋田市老人福祉センター	秋田市八橋南一丁目8番2号	老	中央	
21	社会福祉法人みその	みそのホームデイサービスセンター	秋田市寺内蛭根二丁目6番34号	老	北	
		マリアの家	秋田市寺内蛭根二丁目6番34号	老	北	
		みそのホームグループホーム	秋田市寺内蛭根二丁目6番34号	老	北	
22	社会福祉法人蹊仁会	ケアハウスファミリー園	秋田市桜一丁目4番21号	老	東	
		社会福祉法人蹊仁会ファミリー園デイサービスセンター	秋田市桜一丁目4番21号	老	東	
23	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団	秋田県高清水園	秋田市上北手猿田字苗代沢14番地の1	障	南	
		秋田県身体障害者更生訓練センター	秋田市新屋下川原町2番3号	障	西	
24	社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会	秋田ワークセンター	秋田市下北手柳館字前田面134番地	障	東	
25	社会福祉法人秋田育明会	ふきのとう	秋田市柳田字竹生168番地1	障	東	
		竹生寮ぱれっとハウス	秋田市柳田字竹生168番地	障	東	
		柳田新生寮	秋田市柳田字竹生197番地	障	東	

【医療法人】

No.	協定書（前文）		協定書（第2条）		種別	地区
	法人名	名称	所在地			
26	医療法人久幸会	介護老人保健施設ニコニコ苑	秋田市下新城中野字琵琶沼138番地1	老	北	
		げんきハウス金足	秋田市金足追分字海老穴222番地	障	北	
		げんきハウス下新城	秋田市金足追分字海老穴222番地	障	北	
27	医療法人久盛会	指定相談支援事業所クローバー	秋田市飯島道東二丁目13番20号	障	北	

【秋田県立特別支援学校】

No.	協定書（前文）		協定書（第2条）		種別	地区
	学校名	名称	所在地			
28	秋田県立盲学校	秋田県立盲学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番127	学	南	
29	秋田県立聾学校	秋田県立聾学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番127	学	南	
30	秋田県立秋田きらり支援学校	秋田県立秋田きらり支援学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番127	学	南	
31	秋田県立栗田養護学校	秋田県立栗田養護学校	秋田市新屋栗田町10番10号	学	西	

資料 8-23 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田県造園協会秋田支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の会員を構成員とする工作隊（以下「工作隊」という。）を組織し、車道および歩道上の倒木又は通行の障害となる樹木の撤去、その他の応急措置の業務に従事すること。
- (2) 工作隊を組織し、消防等が行う救助、搜索、その他の人的被害の拡大を防止する活動の支障となる障害物除去等の業務に従事すること。
- (3) 乙の会員を構成員とする工作隊を組織し、倒木や倒壊建物又はがれき等により閉じこめられた者の救助に関する業務に従事させること。
- (4) 乙の会員の所有する応急活動に必要な重機械および資機材を提供すること。
- (5) 被害状況の調査に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記大号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して前項の協力要請をするいとまがないと判断する場合は、直接乙の会員に対して口頭、電話等により協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第4条 前条の規定に基づく要請を受けて組織された工作隊又は乙の会員（次項において

「工作隊」という。)は、応急活動の実施に当たっては、現地における甲の職員又は甲が指定する者の指示に従うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第2項の規定により警察官又は海上保安官が市長の職権を行う場合ならびに同条第3項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、工作隊等は、これらの者の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の規定による要請に応じ応急活動を実施するときは、速やかに応急活動出勤報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとし、当該応急活動が終了したときは、応急活動終了報告書（別記第3号様式）により甲に報告しなければならない。ただし、各報告書様式の必要事項を全て満たす内容である場合は、乙が独自に作成したものであっても差し支えないものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、第2条第1項第4号の被害状況の調査に関しては甲から特別の指示があった場合を除き乙の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災対策課長とし、乙にあつては総務運営委員長とする。ただし、甲が災害の発生状況により業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請する必要があると認めるときは、次に定める者が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

(1) 第2条第1項第1号に規定する業務のうち車道および歩道上の倒木ならびに通行の障害となる樹木の撤去に関しては、建設部道路維持課長

(2) 第2条第1項第2号に規定する業務のうち救助等の消防が行う業務に関しては、消防本部警防課長

(3) 第2条第1項第1号に規定する業務のうちその他の応急措置の業務および同項第2号に規定する業務のうち消防が行うものを除く業務から第5号に規定する業務に関しては、当該業務を所管する部局等の連絡調整課長

- 3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（損害の補償）

第8条 この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合の補償については、甲乙協議し処理および解決に当たるものとする。

(負傷等の補償)

第9条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に従い補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成21年7月3日から平成22年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月3日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市山王五丁目7番6号

乙 社団法人 秋田県造園協会秋田支部

支部長 佐々木 吉 広

(別記 第1号様式)

〇〇 第 号
年 月 日

社団法人 秋田県造園協会秋田支部
支部長 〇 〇 〇 〇 様

秋田市長 〇 〇 〇 〇 印

応急活動要請書

「災害時における応急対策活動に関する協定」第3条の規定に基づき協力を
下記のとおり要請します。

記

1 日 時 平成 年 月 日 時 分 から

2 場 所

3 業務内容

4 人 員

5 資 機 材

6 その他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 〇〇班 〇〇部〇〇課 課 長 電 話 018-000-0000 F A X 018-000-0000
-------	--

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 宛

社団法人 秋田県造園協会秋田支部

支部長 ○ ○ ○ ○ 印

応急活動出動報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動を実施するため下記のとおり出動したので、同第5条に基づき報告します。

記

- 1 出動時刻 平成 年 月 日 時 分
- 2 場 所
- 3 業務内容
- 4 人 員
- 5 資 機 材
- 6 そ の 他

連絡責任者	社団法人 秋田県造園協会 秋田支部 総務運営委員長 () 電 話 018-866-8656 F A X 018-866-8657
-------	---

(別記 第3号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 宛

社団法人 秋田県造園協会秋田支部

支部長 ○ ○ ○ ○ 印

応急活動終了報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第5条に基づき報告します。

記

1 応急活動期間 平成 年 月 日 時 分 から
平成 年 月 日 時 分 迄

2 場 所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人 員

6 その他

連絡責任者	社団法人 秋田県造園協会 秋田支部 総務運営委員長 () 電 話 018-866-8656 F A X 018-866-8657
-------	---

資料 8-24 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田市建設業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の会員を構成員とする工作隊（以下「工作隊」という。）を組織し、道路上の障害物の除去、道路の破損箇所、その他の応急措置の業務に従事すること。
- (2) 工作隊を組織し、消防等が行う救助、捜索、その他人的被害の拡大を防止する活動の支障となる障害物除去等の業務に従事すること。
- (3) 乙の会員の所有する応急活動に必要な重機械および資機材を提供すること。
- (4) 被害状況の調査に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して乙により工作隊を組織するいとまがないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができる。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第4条 前条の規定に基づく要請を受けて組織された工作隊又は乙の会員（次項において「工作隊等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、現地における甲の職員もしくは消防職員又は甲が指定する者の指示に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律

第223号)第63条第2項および第3項ならびに同法第64条第7項および第8項の規定により警察官もしくは海上保安官又は自衛官が市長の職権を行う場合は、工作隊等は、これらの者の指示に従うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定による要請に応じ応急活動を実施するときは、速やかに応急活動出動報告書(別記第2号様式)により甲に報告するものとし、当該応急活動が終了したときは、応急活動終了報告書(別記第3号様式)により甲に報告しなければならない。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、第2条第1項第4号の被害状況の調査業務に関しては甲から特に要請又は指示がある場合を除き乙の負担による協力業務とする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長とし、乙にあっては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請する必要があると認めるときは、次に定める者が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

(1) 第2条第1項第1号に規定する道路上の障害物の除去および道路の破損箇所の応急措置に関しては、建設部道路維持課長。

(2) 前号に規定する業務を除く第2条第1項第1号に規定するその他の応急措置の業務および同項第3号から第5号に規定する業務のうち建設部の所管に属するものに関しては建設総務課長、都市整備部の所管に属するものに関しては都市総務課長および農林部の所管に属するものに関しては農林総務課長。

(3) 第2条第1項第2号に規定する業務に関しては、消防本部警防課長。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(損害の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合の補償については、甲乙協議し処理および解決に当たるものとする。

(負傷等の補償)

第9条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保

険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、平成21年1月14日から平成21年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年1月14日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 佐竹敬久

秋田市山王二丁目10番4号

乙 社団法人 秋田市建設業協会

会長 三浦伸一郎

(別記 第1号様式)

〇〇 第 号
年 月 日

社団法人 秋田市建設業協会
会 長 〇 〇 〇 〇 様

秋田市長 〇 〇 〇 〇 印

応 急 活 動 要 請 書

「災害時における応急対策活動に関する協定」第3条の規定に基づき協力を
下記のとおり要請します。

記

1 日 時 平成 年 月 日 時 分 から

2 場 所

3 業務内容

4 人 員

5 資 機 材

6 そ の 他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 〇〇班 〇〇部〇〇課 課 長 () 電 話 018-000-0000 F A X 018-000-0000
-------	--

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 宛

社団法人 秋田市建設業協会

会 長 ○ ○ ○ ○ 印

応急活動出動報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動を実施するため下記のとおり出動したので、同第5条に基づき報告します。

記

1 出動時刻 平成 年 月 日 時 分

2 場 所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人 員

6 その他

連絡責任者	社団法人 秋田市建設業協会
	事務局長 ()
	電 話 018-864-0220
	F A X 018-864-0316

(別記 第3号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 宛

社団法人 秋田市建設業協会

会 長 ○ ○ ○ ○ 印

応急活動終了報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第5条に基づき報告します。

記

- 1 応急活動期間 平成 年 月 日 時 分 から
 平成 年 月 日 時 分 迄
- 2 場 所
- 3 応急活動内容
- 4 現場責任者
- 5 人 員
- 6 その他

連絡責任者	社団法人 秋田市建設業協会
	事務局長 ()
	電 話 018-864-0220
	F A X 018-864-0316

資料 8-25 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田市測量建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 被災状況の測量調査に関すること。
- (2) 復旧工事のための設計に関すること。
- (3) 被災情報の収集および連絡に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認める事項

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、乙の会員からなる作業班（以下「作業班」という。）を組織し、応急活動に協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができないときは、口頭、電話等により行うことができるものとする。

2 甲は、事態が急迫して前項の規定による協力要請をするいとまがないときは、直接、乙の会員に対して口頭、電話等により協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において、速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第4条 協力要請を受けて組織された作業班又は乙の会員（次項において「作業班等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、甲の当該業務を所管する部局等の課長又は現地における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第2項の規定により警察官もしくは海上保安官が市長の職権を行う場合又は同条第3項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班等は、これらの者の指示に従うものとする。

(応急活動の報告)

第5条 乙は、協力要請に応じ応急活動を実施するため出動したときは応急活動出動報告書(別記第2号様式)により、当該応急活動が終了したときは応急活動終了報告書(別記第3号様式)により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、乙は、これらの報告書により報告すべき事項を記載した書面を作成した場合は、これらの報告書に代えて、当該書面により報告することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が協力要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、第2条第1項第3号に規定する応急活動に要した経費については、甲から特に指示がある場合を除き、乙の負担とするものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長とし、乙にあっては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により当該応急活動に係る業務を所管する部局等から直接、乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該業務を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

3 甲および乙は、連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項についてあらかじめ協議し、これを定めておくものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年12月28日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年12月28日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市山王中島町4番1号

乙 秋田市測量建設コンサルタント協会

会 長 石 川 武 清

別記第1号様式

第 号
年 月 日

秋田市測量建設コンサルタント協会
会長 様

秋田市長

応急活動要請書

災害時における応急対策活動に関する協定書第3条の規定に基づき、応急活動に係る協力を下記のとおり要請します。

記

1 日 時 年 月 日 時 分から

2 場 所

3 業務内容

4 その他

連絡責任者 秋田市災害対策本部 班
部 課
課 長
電 話
F A X

年 月 日

(宛先) 秋田市災害対策本部長
秋田市長

秋田市測量建設コンサルタント協会
会長

応急活動出動報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急活動を実施するため、下記のとおり出動したので、災害時における応急対策活動に関する協定書第5条の規定により報告します。

記

- 1 日 時 年 月 日 時 分
- 2 場 所
- 3 応急活動内容
- 4 現場責任者
- 5 人 員
- 6 その他

連絡責任者 秋田市測量建設コンサルタント協会
事務局長
() 内
電 話
F A X

年 月 日

(宛先) 秋田市災害対策本部長
秋田市長

秋田市測量建設コンサルタント協会
会長

応急活動終了報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急活動
が下記のとおり終了したので、災害時における応急対策活動に関する協定書第
5条の規定により報告します。

記

1 応急活動期間 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

2 場 所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人 員

6 そ の 他

連絡責任者 秋田市測量建設コンサルタント協会
事務局長
() 内
電 話
F A X

資料 8-26 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田電気工事協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合に災害対策上重要な施設等（以下「施設等」という。）における電気設備および電気機器等（以下「電気設備等」という。）に関して緊急の対応が必要であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 施設等の電気設備等に関する被害状況の調査
- (2) 施設等における漏電による火災等および感電による人的被害の防止等のための応急措置
- (3) 施設等における通電経路の確保のための応急措置
- (4) 被災情報の収集および連絡
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、乙の会員により構成された作業班（以下「作業班」という。）を組織し、応急活動に協力するものとする。

3 甲および乙は、第 1 項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して乙により作業班を組織するいとまがないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができる。

3 甲は、第 1 項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第 4 条 前条の規定に基づく要請を受けた作業班又は乙の会員（次項において「作業班等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、施設等を所管する部局等の課長又は、現地

における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第2項の規定により警察官又は海上保安官が市長の職権を行う場合ならびに同条第3項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班等は、これらの者の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の規定による要請に応じて実施した応急活動が終了したときは、応急活動報告書（別記第2号様式）により甲に報告しなければならない。ただし、乙が独自に作成した書面が、報告書の各必要事項を充たす場合は、報告書に代えて提出することは差し支えない。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、第2条第1項第4号の業務に関しては、甲から特別に指示がある場合を除き乙の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長とし、乙にあっては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により施設等を所管する部局等から直接乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該施設等を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。
- 3 甲および乙は、連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（負傷等の補償）

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換等）

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は、平成21年11月25日から平成22年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない

旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年11月25日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市外旭川字三千刈144番地1

乙 秋田電気工事協同組合

理事長 千葉 三四郎

(別記 第1号様式)

〇〇 第 号
年 月 日

秋田電気工事協同組合
理事長 千葉三四郎 様

秋田市長 穂積 志 印

応急活動要請書

「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条に規程する応急活動について、同第3条に基づき下記のとおり協力を要請します。

記

- 1 日 時 平成 年 月 日 時 分 から
- 2 場 所
- 3 業務内容
- 4 その他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 秋田市災害警戒対策部	〇〇班
	〇〇部〇〇課	
	課長 ()	
	電話 018-000-0000	
	F A X 018-000-0000	

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市長 穂 積 志 宛

秋田電気工事協同組合
理事長 千 葉 三 四 郎 印

応急活動報告書

平成 年 月 日付け〇〇第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第5条により報告します。

記

- 1 応急活動期間 平成 年 月 日 時 分 から
平成 年 月 日 時 分 迄
- 2 場 所
- 3 応急活動内容
- 4 現場責任者
- 5 人 員
- 6 その他

連絡責任者	秋田電気工事協同組合
	事務局長 ()
	電 話 018-862-0350
	F A X 018-862-0792

資料 8-27 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と協同組合あきた安心リフォーム協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請（以下「協力要請」という。）することができるものとする。

- (1) 応急活動および住民避難の支障となる道路上の障害物の除去および道路の破損等への応急措置に係る業務に従事すること。
- (2) 消防等が行う救助、捜索、その他人的被害の拡大を防止する活動の支障となる障害物の除去等の業務に従事すること。
- (3) 乙の会員の所有する応急活動に必要な資材および機材を提供すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から協力要請をうけたときは、可能な範囲において、乙の会員により構成された作業班（以下「作業班」という。）を組織し、応急活動に協力するものとする。

3 甲および乙は、第 1 項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（地域活動への協力）

第 3 条 乙は、地域の住民団体等が主体的に行う安全な住民避難のための活動を支援するよう努めるものとし、甲は乙と当該団体等との連携が図られるよう協力するものとする。

（協力要請の手続）

第 4 条 第 2 条の規定による協力要請は、協力の内容その他必要な事項を明らかにし、応急活動要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定により協力要請をした場合は、事後において速やかに乙に対して応急活動要請書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第 5 条 前条の規定に基づく協力要請を受けて組織された作業班は、応急活動の実施に当

たつては、当該業務を所管する部局等の課長又は、現地における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第2項の規定により警察官又は海上保安官が市長の職権を行う場合ならびに同条第3項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班は、これらの者の指示に従うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定による協力要請に応じて実施した応急活動が終了したときは、応急活動報告書（別記第2号様式）により甲に報告しなければならない。

（経費の負担）

第7条 乙が、第4条の規定による協力要請に応じて実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあっては防災対策課長とし、乙にあっては理事長とする。ただし甲が災害の発生状況により応急措置の業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該業務を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。
- 3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（損害の補償）

第9条 この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合は、甲乙協議し処理、解決に当たるものとする。

（負傷等の補償）

第10条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換等）

第11条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成22年3月19日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年3月19日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋 田 市
秋 田 市 長 穂 積 志

秋田市大町二丁目6番29号
乙 協同組合 あきた安心リフォーム協議会
理 事 長 中 村 瑞 樹

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

協同組合 あきた安心リフォーム協議会
理事長 中村 瑞樹 様

秋田市長 穂積 志 印
(秋田市災害対策本部本部長)

応急活動要請書

災害時における応急対策活動に関する協定第2条に規定する業務について第4条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

1 日 時 平成 年 月 日 時 分 から

2 場 所

3 業務内容

4 人 員

5 資 機 材

6 その他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 ○○班 ○○部○○課 課長 () 電話 018-000-0000 FAX 018-000-0000
-------	--

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市長 穂積 志 宛
(秋田市災害対策本部本部長)

協同組合 あきた安心リフォーム協議会
理事長 中村 瑞樹 印

応急活動報告書

平成 年 月 日付け〇〇第〇〇〇号により協力要請のあった、災害時における応急対策活動に関する協定第2条に規定する応急活動が終了したので、同第6条に基づき報告します。

記

- 1 応急活動期間 平成 年 月 日 時 分 から
 平成 年 月 日 時 分 迄
- 2 場 所
- 3 応急活動内容
- 4 現場責任者
- 5 人 員
- 6 その他

連絡責任者	協同組合あきた安心リフォーム協議会 理事長 () 電 話 000-000-0000 F A X 000-000-0000
-------	---

資料 8-28 災害時応援協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害および大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生し、水道施設が被害を受けた場合における応急復旧および応急給水活動等（以下「応急復旧活動等」という。）の応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである水道に関し、その事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害等の発生により、甲が乙の協力を得て行う応急復旧活動等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において実施する応急復旧活動等に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応急復旧活動等への応援を要請することができる。

2 甲は、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧活動等に際し、乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応急復旧活動等への応援を要請することができる。ただし、実施細目については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請手続）

第3条 前条に規定する要請は、災害の状況、応援場所、活動内容、必要とする人員、資機材その他の必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（応援活動及び指揮）

第4条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧活動等を行うための体制を確立の上、必要な人員、資機材等を出動させ、甲が行う応急復旧活動等に可能な限り協力するものとする。

2 前項の規定による応急復旧活動等への応援に係る現場指揮および連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、応援活動が終了したときは、その措置内容を口頭、電話等により甲に報告した後、速やかに文書で提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が応援活動を実施した場合に要する経費は、甲の定める基準により、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、乙が応援活動に参加した乙の組合員を集約の上、一括して請求事務を執り行うものとする。

(労災及び損害補償)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動において、乙の組合員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

2 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

(訓練)

第8条 甲および乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、両者はこれに積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月以前に甲又は乙から変更又は解除の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

(甲) 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市長 穂積 志

(乙) 秋田市山王臨海町3番18号
秋田管工事業協同組合
理事長 高橋 正 男

資料 8 - 2 9 災害時応援協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社 P U C（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害および大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生し、上下水道施設が被害を受けた場合における応急給水、電話等による市民からの問合せ対応および現場広報等（以下「応急給水等」という。）の応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、市民のライフラインである上下水道に関し、その事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害等の発生により、甲が乙の協力を得て行う応急給水等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害等の発生時において実施する応急給水等の活動に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応急給水等の活動への応援を要請することができる。

（要請手続）

第 3 条 前条に規定する要請は、災害の状況、応援場所、活動内容、必要とする人員、物資その他の必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（応援活動および指揮）

第 4 条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、速やかに応急給水等の活動を行うための体制を確立の上、必要な人員、物資等を提供し、甲が行う応急給水等の活動に可能な限り協力するものとする。

2 前項の規定による応急給水等の活動への応援に係る現場指揮および連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（活動報告）

第 5 条 乙は、応援活動が終了したときは、その措置内容を口頭、電話等により甲に報告した後、速やかに文書で提出するものとする。

（費用負担）

第 6 条 甲の要請に基づき、乙が応援活動を実施した場合に要する経費は、甲の定める基準により、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、乙が応援活動に参加した乙の業務従事者を集約の上、一括して請求事務を執り行うものとする。

(労災および損害補償)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動において、乙の業務従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の業務従事者の労災保険により補償するものとする。

2 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

(訓練)

第8条 甲および乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、両者はこれに積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月以前に甲又は乙から変更又は解除の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年2月19日

(甲) 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市長 穂積 志

(乙) 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社PUC
代表取締役社長 小山 隆

資料 8-30 災害時における下水道管路施設等の復旧支援協力に関する協定

秋田県（以下「甲1」という。）、秋田市（以下「甲2」という。）、能代市（以下「甲3」という。）、横手市（以下「甲4」という。）、大館市（以下「甲5」という。）、男鹿市（以下「甲6」という。）、湯沢市（以下「甲7」という。）、鹿角市（以下「甲8」という。）、由利本荘市（以下「甲9」という。）、潟上市（以下「甲10」という。）、大仙市（以下「甲11」という。）、北秋田市（以下「甲12」という。）、にかほ市（以下「甲13」という。）、仙北市（以下「甲14」という。）、小坂町（以下「甲15」という。）、上小阿仁村（以下「甲16」という。）、藤里町（以下「甲17」という。）、三種町（以下「甲18」という。）、八峰町（以下「甲19」という。）、五城目町（以下「甲20」という。）、八郎潟町（以下「甲21」という。）、井川町（以下「甲22」という。）、大潟村（以下「甲23」という。）、美郷町（以下「甲24」という。）及び羽後町（以下「甲25」という。）（以下甲1から甲25までを総称して「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに行う乙の復旧支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、津波、豪雨、洪水、その他の異常な自然現象による災害
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の内容）

第3条 乙が行う復旧支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧のために必要な業務
- (3) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の要請）

第4条 甲の乙に対する復旧支援の要請は、甲が自ら又は第10条に規定する甲の事務局を介して次条に定める方法により第10条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧支援を要請するときは、支援内容等を記した文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書による

ことができないときは、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において、速やかに同項本文に規定する文書を提出するものとする。

(復旧支援の実施)

第6条 乙は、第4条の規定による復旧支援の要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、復旧支援を行うものとする。

(個人情報等の保護)

第7条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(復旧支援の終了報告)

第8条 乙は、甲の要請により行った復旧支援の業務が終了したときは、速やかに甲及び第10条に規定する甲の事務局に対し文書をもって報告を行うものとする。

(広域被災)

第9条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合には、乙は、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第10条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、秋田県建設部下水道課とする。
- (2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部秋田県部会とする。

(復旧支援に要する費用)

第11条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、被災した甲1から甲25までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の1ヶ月前までに甲乙双方から変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 乙はこの協定の期間が更新された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲1から甲25までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲

と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。

- 2 甲又は乙がこの協定に違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本協定書26通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月16日

甲1 秋田県秋田市山王4-1-1
秋田県知事 佐竹敬久

甲2 秋田県秋田市川尻みよし町1-4-8
秋田市上下水道事業管理者
高橋洋樹

甲3 秋田県能代市上町1-3
能代市下水道事業
能代市長 齊藤滋宣

甲4 秋田県横手市中央町8-2
横手市長 高橋大

甲5 秋田県大館市字中城2-0
大館市長 福原淳嗣

甲6 秋田県男鹿市船川港船川字泉台6-6-1
男鹿市長 渡部幸男

甲7 秋田県湯沢市佐竹町1-1
湯沢市長 齊藤光喜

甲8 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1
鹿角市長 児玉一

甲9 秋田県由利本荘市尾崎1-7
由利本荘市長 長谷部誠

- 甲10 秋田県潟上市天王字棒沼台226-1
潟上市長 石川光男
- 甲11 秋田県大仙市大曲花園町1-1
大仙市長職務代理者
大仙市副市長 久米正雄
- 甲12 秋田県北秋田市花園町19-1
北秋田市長 津谷永光
- 甲13 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1
にかほ市長 横山忠長
- 甲14 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30
仙北市長 門脇光浩
- 甲15 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1
小坂町長 細越満
- 甲16 秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118
上小阿仁村長 小林悦次
- 甲17 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8
藤里町長 佐々木文明
- 甲18 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8
三種町長 三浦正隆
- 甲19 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118
八峰町長 加藤和夫
- 甲20 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1
五城目町長 渡邊彦兵衛
- 甲21 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80
八郎潟町長 畠山菊夫
- 甲22 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1
井川町長 齋藤多聞

- 甲23 秋田県南秋田郡大潟村字中央1-1
大潟村長 高橋 浩 人
- 甲24 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170-10
美郷町長 松 田 知 己
- 甲25 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野177
羽後町長 安 藤 豊
- 乙 東京都千代田区岩本町2-5-11
公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
会 長 長谷川 健 司

資料 8-31 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部（以下「乙」という。）とは、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において本市へ避難した被災者、又は避難所での避難生活が困難な者（以下「被災者等」という。）の一時的な避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（要請および協力）

第1条 甲は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設等の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で宿泊施設等の提供について協力するものとする。

（被災者等の範囲）

第2条 この協定において、被災者等とは、次に掲げる者とする。

(1) 被災地等から本市へ避難した被災者

(2) 秋田市災害時要援護者の避難支援プランに定める災害時要援護者のうち避難所での避難生活が困難な者

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 乙の組合員が所有する宿泊施設は、一般の宿泊施設であり、専門のスタッフ等が常駐していないことから、原則として専門的な介護・医療が必要な者については対象としないものとする。

（提供されるサービス）

第3条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴および食事とする。

（要請の方法等）

第4条 甲が乙に対して第1条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害支援要請書（第1号様式）により行うものとする。

(1) 受入れ要請の人数

(2) 給食要請数

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第1項の要請書（第1号様式）を提出するものとする。

4 乙は、甲から協力要請があった項目について、その時点で供給可能な数量を甲に伝えるものとする。

（受入対象期間）

第5条 宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入れ可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまで等、甲の指示する期間とする。

(報告)

第6条 乙は、第1条第2項の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に災害支援報告書(第2号様式)により、次の事項を報告するものとする。

(1) 受入れ人数

(2) 給食提供数

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。

3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(経費の支払)

第7条 乙の組合員が所有する宿泊施設の提供に要した経費(サービスの提供料金を含む。以下同じ。)は、乙からの適法な支払請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

(取消料)

第8条 乙は、甲が申込後に当該申込の取消を行った場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(負傷等の補償)

第9条 この協定に基づき実施した宿泊施設等の提供に従事した者が当該宿泊施設の提供に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任)

第10条 甲および乙は、宿泊施設等の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成25年12月19日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定の実施について協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲および乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その

1 通を保有する。

平成25年12月19日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市大町一丁目3番8号

乙 三井生命ビル 4階

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部

秋田支部長 松村 譲裕

(第1号様式)

第 号
年 月 日

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
秋田支部長 様

秋田市長

災害支援要請書

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書に基づき、次のとおり応援を要請します。

- 1 受入れ要請の人数

- 2 給食要請数

- 3 その他

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班

〇〇部 〇〇 課長

電 話 018-000-0000

F A X 018-000-0000

(第2号様式)

第 号
年 月 日

(宛先) 秋田市長

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
秋田支部長

災害支援報告書

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書に基づき、次のとおり宿泊施設等を提供しましたので報告します。

- 1 受入れ人数 (宿泊施設ごとの被災者等の内訳は、別紙のとおり)
- 2 給食提供数
- 3 その他

【連絡責任者】

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
秋田支部長
電 話 018-823-7775
F A X 018-823-7776

資料 8-32 災害時におけるボランティア活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人秋田パドラーズ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、雄物川水系において水害および水難事故等（以下「災害等」という。）が発生した場合の甲と乙との情報収集その他ボランティア活動（以下「活動」という。）に係る協力体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（活動区域）

第 2 条 この協定が適用される活動区域は、本市域内における雄物川水系の河川とする。

（協力を要請できる事項）

第 3 条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請できるものとし、乙は、この要請に対し自らの安全が確保されると判断した場合において協力するものとする。

- (1) 情報収集に関すること。
- (2) 人員および物資等の輸送に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、ボランティア活動として必要と認めること。

（協力要請の手続）

第 4 条 前条の規定による協力の要請は、活動等協力要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲による協力の要請は、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、協力の要請をしたときは、甲は、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、甲からの要請に応じて活動を行ったときは、速やかに活動等報告書（別記第 2 号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（防災訓練等への参加）

第 6 条 災害時における活動を迅速かつ的確に実施するため、甲は、乙に対し、甲が主催する防災訓練等へ参加させることができるものとする。

（連絡責任者）

第 7 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

- 2 この協定に定める連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては特定非営利活動法人秋田パドラーズ理事長とする。
- 3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(報酬)

第8条 第3条に定める活動は無報酬とする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づき実施した活動に要した経費ならびに乙および乙の会員が所有する資機材等の破損により生じた経費は乙の負担とする。

(負傷等の補償)

第10条 この協定に基づき実施した活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、乙または乙の会員が加入する保険により補償するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は平成23年2月7日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間について、同様とする。

(協議)

第12条 この協定の履行に当たり疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年2月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市大町一丁目2番7号

乙 特定非営利活動法人秋田パドラーズ

理事長 船 山 仁

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人秋田パドラーズ
理 事 長 様

秋田市長

活 動 等 協 力 要 請 書

「災害時等におけるボランティア活動に関する協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり協力活動を要請します。

記

- 1 活動内容
- 2 活動場所 雄物川水系 ○○川
- 3 活動日時 年 月 日 午前・午後 時
- 4 その他

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長
秋田市長 様

特定非営利活動法人秋田パドラーズ
理事長 印

活 動 等 報 告 書

平成 年 月 日付け 第 号により協力要請のあった「災害時等におけるボランティア活動に関する協定書」第3条の規定に基づく協力活動が完了したので報告します。

記

- 1 活動内容

- 2 活動場所 雄物川水系 ○○川

- 3 活動日時 年 月 日

- 4 活動人員 人

- 5 その他

連絡責任者 特定非営利活動法人秋田パドラーズ
理事長
電 話 018-863-1166
F A X 018-863-1166

資料 8-33 災害等における軽自動車輸送の協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と赤帽秋田県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における輸送活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、秋田市（以下「甲」という。）が赤帽秋田県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）に軽自動車による輸送や、輸送業務に関連した災害情報の提供および収集に係る協力に関し必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、秋田市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲は乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、緊急・救援物資等輸送要請書（第1号様式）により行うものとする。

- (1) 災害の状況および応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする車両数および人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間および活動内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他必要となる事項

2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第1項の要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に緊急・救援物資等輸送実施報告書（第2号様式）により、次の事項を報告するものとする。

- (1) 応援に従事した車両数および従事者名簿
- (2) 応援先、期間および走行距離
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他必要となる事項

2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。

3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 軽自動車輸送の協力に要した経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第6条 この協定に基づき実施した輸送活動に従事した者が当該輸送活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任)

第7条 甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(災害時の情報提供等)

第8条 乙は、輸送活動中に発見又は知り得た災害情報を甲に提供するとともに、情報収集に協力するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年10月28日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施について協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲および乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年10月28日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市寺内字三千刈24番地4

乙 赤帽秋田県軽自動車運送協同組合

代表理事 佐藤 敬一

(第1号様式)

第 号
年 月 日

赤帽秋田県軽自動車運送協同組合 代表理事 様

秋田市長

緊急・救援物資等輸送要請書

災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書に基づき、次のとおり応援を要請します。

1 災害の状況および応援を必要とする理由

2 応援を必要とする車両・輸送内容

- (1) 車両数 ()
- (2) 乗務員数 ()
- (3) 輸送期間 ()
- (4) 積込場所 ()
- (5) 輸送場所 ()
- (6) 活動内容 ()
- (7) その他必要な事項 ()

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(第2号様式)

第 号
年 月 日

(宛先) 秋田市長

赤帽秋田県軽自動車運送協同組合
代表理事

緊急・救援物資等輸送報告書

災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書に基づき、次のとおり緊急・救援物資等を輸送しましたので報告します。

1 緊急・救援物資等の輸送内容

- (1) 車両数 ()
- (2) 従事者数 ()
- (3) 応援先 ()
- (4) 輸送期間 ()
- (5) 走行距離 ()
- (6) その他必要な事項 ()

【連絡責任者】

赤帽秋田県軽自動車運送協同組合
理事長

電 話 018-863-8077

F A X 018-863-8470

資料 8-34 災害時における救援物資提供に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、必要な飲料の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙の設置した地域貢献型自販機（災害救援型）の機内在庫品の無償提供
- (2) 乙の営業拠点在庫飲料を甲の指定する納入場所への搬送
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定による協力の要請があった場合において、乙が可能と認める範囲内で対応するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「要請」という。）は、重要事項を記載した飲料提供要請書（第1号様式）をもって行うものとする。

2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第1項の要請書を提出するものとする。

（飲料の引渡し）

第4条 飲料の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が飲料を確認の上、乙から飲料の引渡しを受けるものとする。

2 飲料の引渡し場所までの運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。

3 甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

（報告）

第5条 乙は、要請に応じて飲料の提供を行ったときは、甲に対し、速やかに飲料提供実施報告書（第2号様式）を提出するものとする。

2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。

3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書を提出するものとする。

（連絡責任）

第6条 甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が第2条第1項第2号および第3号に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生または災害の発生する恐れのある直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の規定により発生した費用を算出し、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づく支援活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

東京都渋谷区本町三丁目47番10号

乙 株式会社伊藤園

総務部長 川本 正人

(第1号様式)

第 号
年 月 日

株式会社伊藤園 総務部長 様

秋田市長

飲料提供要請書

災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、次のとおり飲料の提供を要請します。

1 災害の状況等

2 提供を要請する飲料

要請期日	飲料の種類	数量	運搬先

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班

総務部防災安全対策課長

電 話 018-866-2021

F A X 018-823-5099

(第2号様式)

第 号
年 月 日

(宛先) 秋田市長

株式会社伊藤園 総務部長

飲料提供実施報告書

災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、次のとおり飲料を提供しましたので報告します。

1 提供内容

引渡日時	引渡場所	飲料の種類	数量	備考

【連絡責任者】

株式会社伊藤園

秋田支店長

電 話 018-828-9411

F A X 018-888-8989

資料 8-35 災害時における救援物資の供給に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、秋田市内における地震、風水害等の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めることを目的とする。

（飲料の確保）

第2条 甲は災害時等における応急対策のため、緊急に飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条第1項の要請をしようとする場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後において救援物資供給要請書を提出するものとする。

（飲料の運搬および引渡し）

第4条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所において、乙の提出する飲料受領書（様式第2号）により数量等を確認の上、飲料を引き取るものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料代金については、甲が負担するものとする。

2 飲料代金は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求および支払）

第6条 乙は、飲料の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書および別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

(負傷等の補償)

第7条 第4条に規定する業務に従事した者について、その者の責めに帰することができない理由により、死亡、負傷もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報交換および提供)

第8条 甲および乙とともに、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、秋田市の災害発生時における諸活動中に覚知した災害に関する情報についても、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者等)

第9条 甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(調査票の提出)

第10条 乙は、この協定締結の後、毎年4月1日現在の緊急連絡先および物資の保有数量等について調査票(様式第3号)を提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 9 月 1 7 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 1 地割279番地

乙 みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 谷 村 広 和

資料 8-36 災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）とコスモ工機株式会社（以下「乙」という。）とは、災害等における上水道用資材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市の給水区域内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）の発生により被害を受けた水道施設の迅速な復旧工事を行うため、上水道用資材を円滑に調達することを目的とする。

（上水道用資材の調達依頼と手配）

- 第 2 条 甲は、必要な上水道用資材の調達を依頼書（様式第 1 号）により乙に依頼するものとする。ただし、災害等の状況により依頼書をもって依頼することが困難な場合は、口頭、電話その他の情報手段により依頼し、後日、書面の送付を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定による依頼を受けたときは、直ちに調達請書（様式第 2 号）を提出するとともに、上水道用資材を手配し、甲が指定する場所へ運搬する。
- 3 甲が調達を要請する上水道用資材は、乙の製品全般とする。

（上水道用資材等の費用）

第 3 条 前条第 1 項の規定による依頼に基づいて調達した上水道用資材およびその運搬に係る費用のうち、甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 甲および乙は、災害等の発生時に上水道用資材を迅速に調達するため、連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとし、期間の満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によってこの協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、この協定は 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成26年 2 月 5 日

秋田市川尻みよし町 1 4 番 8 号
甲 秋田市上下水道局
秋田市上下水道事業管理者
中 野 鋼 一

東京都港区西新橋三丁目 9 番 5 号
乙 コスモ工機株式会社
代表取締役 加 藤 正 明

資料 8-37 災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）と株式会社イトー鋳造（以下「乙」という。）とは、災害等における上水道用資材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市の給水区域内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）の発生により被害を受けた水道施設の迅速な復旧工事を行うため、上水道用資材を円滑に調達することを目的とする。

（上水道用資材の調達依頼と手配）

- 第 2 条 甲は、必要な上水道用資材の調達を依頼書（様式第 1 号）により乙に依頼するものとする。ただし、災害等の状況により依頼書をもって依頼することが困難な場合は、口頭、電話その他の情報手段により依頼し、後日、書面の送付を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定による依頼を受けたときは、直ちに調達請書（様式第 2 号）を提出するとともに、上水道用資材を手配し、甲が指定する場所へ運搬する。
- 3 甲が調達を要請する上水道用資材は、乙の製品全般とする。

（上水道用資材等の費用）

第 3 条 前条第 1 項の規定による依頼に基づいて調達した上水道用資材およびその運搬に係る費用のうち、甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 甲および乙は、災害等の発生時に上水道用資材を迅速に調達するため、連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとし、期間の満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によってこの協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、この協定は 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成26年 2 月 5 日

秋田市川尻みよし町 1 4 番 8 号
甲 秋田市上下水道局
秋田市上下水道事業管理者
中 野 鋼 一

秋田市川尻町字大川反 1 7 0 番地の 7 3
乙 株式会社イトー鋳造
代表取締役社長 伊 藤 和 宏

資料 8-38 災害時等の電力供給に関する協定書

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）と秋田国見山風力発電株式会社（以下「乙」という。）は、次により災害時等の電力の供給に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、平成24年11月13日付けで締結した「秋田国見山風力発電株式会社 株主間協定書」第14条に規定する運用基準として、地震その他の災害等により甲の管理する豊岩浄水場への電力の供給が停止した場合における、乙の管理する秋田国見山第二風力発電設備およびその蓄電設備（以下「風力発電所」という。）から豊岩浄水場への電力の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、地震その他の災害等により東北電力株式会社（以下「電力会社」という。）から電力の供給を受けられない場合で、風力発電所の電力の受給が必要と判断したときは、乙に対し風力発電所の電力の供給を要請することができる。

（風力発電所の電力の供給）

第 3 条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、電力供給上の支障のある場合を除き、甲に風力発電所の電力を供給するものとする。ただし、乙にその供給義務は生じないものとする。

（供給の方法）

第 4 条 風力発電所の電力の供給は、次のとおり行うものとする。

- (1) 甲は、風力発電所から、直接電力の供給を受ける。
- (2) 供給時間および供給方法は、状況に応じて甲乙協議して決定する。
- (3) 甲は、電力の受給前に、豊岩浄水場の設備の安全性および健全性を甲の責任において確認する。
- (4) 乙は、電力の供給前に、風力発電所の安全性および健全性を乙の責任において確認する。
- (5) 前 2 号に掲げる手続により異常が認められた場合は、その原因が取り除かれるまで、乙は電力の供給を行わない。
- (6) 電力の供給は、双方の電気主任技術者が共同で行う。ただし、緊急事態又は乙の電気主任技術者が参加できない場合は、甲の責任において、甲単独で電力を受給することができる。
- (7) 電力を豊岩浄水場に受給するための設備の操作方法、運用方法等は、別途協議して決定する。

(費用負担)

第5条 甲は、風力発電所の電力の供給を無償で受けるものとする。

(設備の維持管理)

第6条 風力発電所の電力を受給するために必要となる甲の設備の維持管理は、甲の責任の下で行うものとする。

(免責事項)

第7条 乙は、第3条の規定による風力発電所の電力の供給ができなかった場合若しくはこれを供給した場合に生じた甲の損害等について、その責を負わないものとする。

(供給期間)

第8条 供給期間は、地震その他の災害時等に、電力会社から電力の供給が受けられない期間とし、電力会社からの電力の供給が再開された場合は、速やかに電力会社からの受給へ切り替えるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、第6条の設備による風力発電所の電力の受給が可能となった日から、風力発電所を廃止する日までとする。

(疑義等の調整)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月25日

(甲) 秋田県秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局
秋田市上下水道事業管理者 佐藤 佐太幸

(乙) 秋田県秋田市茨島六丁目12番1号
秋田国見山風力発電株式会社
代表取締役 前川 聡

資料 8-39 災害時における家庭廃棄物の収集運搬に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田市廃棄物処理協会（以下「乙」という。）とは、災害家庭廃棄物の収集運搬について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）に際し、甲および乙が協力し、迅速かつ的確に対応することにより、災害家庭廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第2条第2項に規定する家庭廃棄物をいう。
- (2) 災害家庭廃棄物 家庭廃棄物のうち、災害の発生に伴い指定避難所、臨時に設置するごみ集積所その他特に必要と認められる場所（以下「収集場所」という。）から緊急に収集運搬する必要があるものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、災害廃棄物の収集運搬に係る協力（以下「協力」という。）を要請することができるものとする。

- 2 乙は、甲から協力の要請があった場合は、地域貢献を基本的な精神とし、他の業務に優先して甲に協力する。
- 3 甲は、協力を要請するに当たり、乙が協力するために必要な情報を提供するものとする。

（協力の要請の手続）

第4条 甲は、乙に協力を要請するに当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した災害家庭廃棄物収集運搬協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行う。ただし、この要請書によりがたい場合は、口頭により要請することができるものとし、後に速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 廃棄物の収集場所および搬入先
- (2) その他必要な事項

（緊急対応活動）

第5条 乙は、甲から要請書の提出があったときは、当該要請書に基づく活動（以下「緊急対応活動」という。）を実施する。

- 2 甲は、緊急対応活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 緊急対応活動は、秋田市地域防災計画に基づき、秋田市環境部災害廃棄物対策本部の指示に従うものとする。

(緊急対応活動時の留意事項)

第6条 乙は、緊急対応活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 第三者に損害を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (2) 関係法令を遵守するとともに、ごみの分別および資源化に努めること。
- (3) 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。

(緊急対応活動の連絡等)

第7条 乙は、緊急対応活動を実施したときは、速やかに災害家庭廃棄物収集運搬協力報告書(様式第2号)により甲に報告しなければならない。

(費用負担)

第8条 乙の緊急対応活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 乙の緊急対応活動に要した費用は、当該緊急対応活動の内容に応じ、甲が定める積算基準等に従い算出した額を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

(事故の報告)

第9条 乙は、緊急対応活動中に事故が発生したときは、甲に対し、速やかに事故報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、緊急対応活動中の車両の運行(ごみの収集作業を含む。)に際し、乙の責めに帰する事由により、当該車両で従事する者および第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- 2 甲は、その責めに帰する事由により、緊急対応活動中に乙の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償するものとする。

(情報の交換および提供)

第11条 甲および乙は、この協定に基づく緊急対応活動を円滑に行うことができるよう、平常時から相互に情報交換を行うものとする。

- 2 甲および乙は、緊急対応活動中に災害に関する情報を覚知したときは、必要に応じ、相互に提供するものとする。

(連絡責任者等)

第12条 甲および乙は、緊急対応活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じたときは、相手方に対し、速やかに報告する

ものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の書面による通知がないときは、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月26日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市
秋田市長 穂積 志

秋田市旭北錦町1番14号

乙 一般社団法人秋田市廃棄物処理協会
会長 内村和人

資料 8-40 災害時における応急対策への協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県建造物解体業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策への協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策の内容）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力の要請（以下「協力要請」という。）をすることができるものとする。

- (1) 人命救助および被害の拡大防止のため、支障となる被災した建築物等の撤去に必要な建設機械等の提供
- (2) 建設機械等の操作および応急活動に必要な技術員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認める事項

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の規定による協力要請は、災害時応急対策協力要請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができるものとし、その後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（応急対策の指示）

第 4 条 乙は、甲の協力要請により応急活動を実施する場所に出動したときは、現地における甲の職員もしくは消防職員又は甲が指定する者の指示に従い協力するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 2 項および第 3 項ならびに同法第 64 条第 7 項および第 8 項の規定により警察官もしくは海上保安官又は自衛官が市長の職権を行う場合は、乙はこれらの者の指示に従うものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、第 2 条の規定による協力要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに災害時応急対策協力報告書（様式第 2 号）により甲に報告しなければならない。

(経費の負担)

第6条 乙が協力要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(負傷等の補償)

第7条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が、当該応急活動に従事したことにより負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互に情報交換を行うとともに、必要な連絡調整に努めるものとする。

(名簿等の提出)

第9条 甲は、この協定に基づく応急対策が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について報告を求めることができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。
2 前項の有効期限満了の日の1か月前までに、甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月29日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田県秋田市旭北栄町1番49号

松岡ビル3 4階C号

乙 一般社団法人秋田県建造物解体業協会

理事長 田村典美

一般社団法人秋田県建造物解体業協会
理事長 様

秋田市長

災害時応急対策協力要請書

「災害時における応急対策への協力に関する協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 実施日時 月 日 時 分から

2 実施場所

3 協力要請事項

- 人命救助および被害の拡大防止のため、支障となる被災した建築物等の撤去に必要な建設機械等の提供
- 建設機械等の操作および応急対策に必要な技術員の派遣
- その他（ ）

4 現場担当者

5 その他参考となるべき事項

年 月 日

秋 田 市 長 様

一般社団法人秋田県建造物解体業協会
理事長

災害時応急対策協力要請書

「災害時における応急対策への協力に関する協定」第5条の規定に基づき、協力応急対策を実施したので下記のとおり報告します。

記

1 活動日時 月 日 時 分から

2 活動場所

3 実施した事項

- 人命救助および被害の拡大防止のため、支障となる被災した建築物等の撤去に必要な建設機械等の提供
- 建設機械等の操作および応急対策に必要な技術員の派遣
- その他（ ）

4 応急対策に従事した会員名

5 その他参考となるべき事項

資料 8 - 4 1 秋田市の避難所等情報提供に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）とは、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市内において発生する災害に備え、秋田市民および秋田市に滞在する秋田市民以外の者に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（実施内容）

第 2 条 前条の目的を達成するため、甲は、その保有する秋田市内の避難所等の情報を乙に提供し、乙は、当該情報を自社サービス上に掲載するものとする。

（費用の負担）

第 3 条 前条の規定により甲乙それぞれが実施する作業については、原則として無償で行われるものとし、その作業に係る一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第 4 条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、自社サービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年 3 月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 1 か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に 1 年延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第 6 条 この協定について疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各 1 通を保有する。

平成28年 1 月 21 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋 田 市 長 穂 積 志

東京都千代田区神田神保町一丁目42番 4 号

乙 ファーストメディア株式会社

代表取締役社長 山 崎 佳 一

資料 8-42 災害時における支援協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内において地震、津波その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲が、災害時に秋田市災害対策本部を設置し、かつ秋田市内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙が実施する行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2および第1条の3に規定する業務とする。

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、災害時支援協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができるものとする。

- 2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請後速やかに災害時支援協力要請書を乙に提出しなければならない。
- 3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整に努めるものとする。

（相談者の負担）

第5条 第3条の行政書士業務について必要となる人件費は無償とする。ただし、印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者の負担とする。

（報告）

第6条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、随時、甲に書面により報告するものとする。ただし、その具体的範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、甲は負担を負わない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成28年10月27日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市山王四丁目4番14号

乙 秋田県行政書士会

会 長 千葉 一 明

別記（第4条関係）

防 安 第 号
平成 年 月 日

秋田県行政書士会会長 様

住 所

〇〇〇長 氏 名

災害時応急対策協力要請書

災害時における支援協力に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

要請担当者氏名・電話	職氏名	電話番号
要 請 日 時		
要 請 内 容		
場 所		
期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日	
備 考		

資料 8-43 災害時等における無人航空機による協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田ドローンコミュニティ（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市内において自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等の他、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第 2 条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第 2 条 協力要請の内容は、無人航空機を活用して、被災状況等の情報収集を行うこと（以下「協力活動」という。）とする。

（協力の要請手続）

第 3 条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、協力が可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 甲の前項の協力要請は、協力要請書（別記様式第 1 号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であつて、当該要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の現場協議）

第 4 条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、協力活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第 5 条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（活動報告等）

第 6 条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

2 災害時等における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

(著作権の譲渡)

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条に規定する著作権をいう。)を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権(著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。)を行使しないものとする。

(費用の負担)

第8条 協力要請に要した経費は、記録媒体のみ甲の負担とし、交通費等のその他費用については乙の負担とする。

(損害補償)

第9条 協力要請に伴い乙の構成員および無人航空機に生じた損害(第三者に対する損害を含む。)の補償の取扱は、次のとおりとする。

(1) 乙の構成員が協力活動中に死亡もしくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその損害を補償する。ただし、乙の構成員が協力活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(2) 乙の構成員が出勤時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(3) 乙は、協力活動にあたり、必要な保険(損害賠償等)に加入している無人航空機を使用するものとする。

(4) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意又は重大な過失によるものであることが明らかである場合は、この限りでない。

(5) 甲乙両者は、損害補償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

(平常時の準備)

第10条 乙が協力活動を円滑に行うための平常時行う準備の内容は、次のとおりとする。

(1) 乙は、災害応援に関する調査票(別記様式第2号)を毎年度初めおよび変更がある場合に甲へ提出すること。

(2) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。

(3) 災害時等に使用する無人航空機の準備および習熟に努めること。

(訓練の参加)

第11条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月13日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市
秋田市長 穂積 志

鳥取県西伯郡大山町加茂2037番地3

乙 秋田ドローンコミュニティ
代 表 宇佐美 孝 太

年 月 日

秋田ドローンコミュニティ

代表

様

秋田市長

協力要請書

下記のとおり、無人航空機による協力を要請します。

記

1 協力要請の理由

2 協力要請をする場所

3 協力要請をする期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 現場責任者の所属、職・氏名および連絡先

所属

職・氏名

連絡先

5 その他参考となるべき事項

年 月 日

災害応援に関する調査票

■基本情報

商号又は名称			
住 所	〒		
代表者氏名		F A X 番号	
電 話 番 号		e - m a i l	

■緊急連絡先

連絡責任者氏名		役 職	
昼間連絡先		夜間連絡先	

■事業所（活動拠点の所在地）

事業所名	
所在地	
位 置 図	
住宅地図その他、事業所の位置が明確に確認できるものを添付してください。	

資料 8-4-4 災害時における仮設鋼材の供給に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とヒロセホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における仮設橋等の仮設鋼材（以下「仮設鋼材という」）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、落橋、道路の陥没および流出等（以下「落橋等」という。）により、救援活動、市民生活等に支障が生じた場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、当該落橋等の応急対策に必要な仮設鋼材の供給を要請することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙又は乙の子会社もしくは関連会社（以下「乙等」という。）に対し、仮設鋼材の供給を要請することができる。
2 乙等は、前項の規定により甲から要請があったときは、できる限り協力するものとする。

（要請手続）

第 3 条 前条第 1 項の規定による要請は、仮設鋼材供給要請書（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出しなければならない。

（報告）

第 4 条 乙等は、甲の要請により仮設鋼材の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の運搬）

第 5 条 仮設鋼材の供給場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙等又は乙等の指定する者が行うものとする。

（使用期間）

第 6 条 仮設鋼材の使用期間は、災害による落橋等の復旧が完了するまでの期間とする。この場合において、前段の使用期間は、災害の状況を考慮し、その都度甲乙等協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第 7 条 乙等が仮設鋼材の供給の実施に要した費用（乙等が設置および撤去を行う場合に

あつては、その費用を含む。)は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生前において適正な方法により算出した金額とし、甲乙等協議の上、決定するものとする。

(情報交換)

第8条 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制等必要な情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、連絡責任者をそれぞれ置くものとする。

2 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年10月3日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市
秋田市長 穂積 志

東京都江東区東陽四丁目1番13号

乙 ヒロセホールディングス株式会社
代表取締役会長 廣瀬 太一

年 月 日

様

秋 田 市 長

仮設鋼材供給要請書

災害時における仮設鋼材の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり仮設鋼材の供給を要請します。

記

- 1 日時
年 月 日
- 2 要請する仮設鋼材
- 3 要請する理由
- 4 供給場所
- 5 その他参考となるべき事項

第9 指定公共機関等との協力に関する資料

資料9-1 指定公共機関等との協力に関する資料

名 称	締 結 年 月 日	協 定 等 締 結 者 名
災害発生時の対応並びに日常の業務における高齢者等の見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定	平成30年3月23日	秋田市内郵便局
秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する覚書	平成18年12月22日	東日本旅客鉄道株式会社
災害時の協力に関する協定	平成21年11月18日	東北電力株式会社秋田営業所
災害時の協力に関する協定	平成21年11月18日	東日本電信電話株式会社秋田支店
非常災害時における協力に関する協定	平成14年7月1日	秋田樺台エフエム放送(株)
災害時における緊急輸送等に関する協定	平成23年2月7日	社団法人秋田県トラック協会
災害時における放送に関する協定	平成23年4月27日	(株)秋田放送 (秋田県警察本部)
	平成23年4月27日	(株)FM秋田 (秋田県警察本部)
秋田市における災害協力に関する協定	平成25年5月7日	(株)秋田銀行
	平成25年5月7日	(株)北都銀行
災害時における石油製品等の供給に関する協定	平成23年6月24日	秋田県石油商業組合秋田支部
災害時における液化石油ガスおよび応急対策用資機材の調達に関する協定	平成28年2月8日	一般社団法人秋田県LPガス協会
災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定	平成25年7月18日	ヤマト運輸(株)秋田主管支店

資料 9-2 災害発生時の対応並びに日常の業務における高齢者等の見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と秋田市内郵便局（以下「乙」という。）は、秋田市内における災害発生時の対応並びに日常の業務における高齢者等の見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を定める。

（活動地域）

第1条 この協定による活動の対象地域は秋田市内とし、乙が日常的に業務を行う地域とする。

（災害時の協力事項）

第2条 甲及び乙は、秋田市内に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。以下同じ。）が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）緊急車両等としての乙の車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- （2）甲又は乙が収集した被災地の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- （3）郵便局ネットワークを活用した避難所等に関する情報の提供
- （4）災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （5）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。
- （6）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- （7）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち相互に協力できる事項

2 甲及び乙は、前項各号の規定により、要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲において協力するものとする。

3 第1項各号に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

4 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(高齢者等の見守り活動における協力事項)

第3条 乙は、秋田市内における日常の業務中、高齢者、障がい者等の何らかの異変に気付いた場合、業務に支障のない範囲で甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。）を提供する。ただし、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合、甲は、速やかに関係機関と連携して、対象者の安否確認等必要な措置を講ずるものとする。

3 甲は、この協定の趣旨を市民に周知する等、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

4 乙は、乙の社員に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に高齢者等の見守り活動が行われるように努めるものとする。

(道路の損傷等発見時の協力事項)

第4条 乙は、秋田市内における日常の業務中、次に掲げる事項を発見した場合、業務に支障のない範囲で甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。）を提供する。

(1) 秋田市が管理する道路の損傷、道路上への倒木等

(2) 秋田市が管理する道路上の動物の死体

(3) 不法投棄が疑われる廃棄物等

(4) 水道の漏水

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合、甲は、速やかに現地を確認し、必要な措置を講ずることとする。

(免責)

第5条 乙は、第3条及び第4条の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、責任を負わないものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、各種情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災会議及び防災訓練への参加)

第7条 乙は、業務に支障のない範囲で、甲が開催する防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(負傷等の補償)

第8条 甲及び乙は、第2条から第4条までに規定する協力事項を実施する場合において、当該業務従事中に発生した自己の所属職員の負傷等に係る補償については、自己の責任で行うものとする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める協力事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報及び個別の事実を、第三者に開示しないものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 この協定に定める協力事項に関する業務を所管している課長室長

乙 秋田中央郵便局総務部長

2 緊急時における甲及び乙の連絡先は、別表のとおり定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに、甲及び乙のいずれからも文書による申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月23日

甲 秋田市山王一丁目1-1
秋田市
秋田市長 穂積 志

乙 秋田市保戸野鉄砲町5番1号
秋田市内郵便局代表
秋田中央郵便局長 浅野 不二男

別表（第10条関係）

	内 容	担当課	電話番号
甲	災害時の対応	防災安全対策課	8 8 8 - 5 4 3 4
		警備員室（夜間休日）	8 8 8 - 5 4 4 3
	高齢者等の見守り活動	障がい福祉課	8 8 8 - 5 6 6 3
		長寿福祉課	8 8 8 - 5 6 6 8
		警備員室（夜間休日）	8 8 8 - 5 4 4 3
	秋田市が管理する道路の損傷、道路上への倒木等	道路維持課	8 8 8 - 5 7 5 1
		中央市民サービスセンター	8 8 8 - 5 6 4 3
		東部市民サービスセンター	8 5 3 - 1 0 6 3
		西部市民サービスセンター	8 2 6 - 9 0 0 3
		北部市民サービスセンター	8 9 3 - 5 9 6 7
南部市民サービスセンター		8 3 8 - 1 2 1 3	
河辺市民サービスセンター		8 8 2 - 5 1 6 1	
雄和市民サービスセンター		8 8 6 - 5 5 4 5	
警備員室（夜間休日）		8 8 8 - 5 4 4 3	
秋田市が管理する道路上の動物の死体	環境都市推進課警備員室（夜間休日）	8 8 8 - 5 7 0 9	
		8 8 8 - 5 4 4 3	
不法投棄が疑われる廃棄物等	廃棄物対策課	8 8 8 - 5 7 1 3	
	警備員室（夜間休日）	8 8 8 - 5 4 4 3	
水道の漏水	上下水道局お客様センター	8 2 3 - 8 4 3 1	
乙	秋田中央郵便局		8 2 3 - 0 9 1 1

資料 9-3 秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する覚書

秋田駅における輸送混乱時の秋田市民交流プラザ（以下「プラザ」という。）の使用について、秋田市民交流プラザ管理室（以下「甲」という）と東日本旅客鉄道株式会社秋田駅（以下「乙」という）は次のとおり覚書を締結する。

（目 的）

第 1 条 この覚書は、秋田駅において輸送混乱等が発生した場合、駅施設を正常に機能させ、鉄道利用者および公衆等の安全を確保するため、プラザを鉄道利用者の待機場所として使用することを目的とする。

（使用事由）

第 2 条 乙は、輸送混乱時等で乙の施設内に鉄道利用者が溢れた場合、および乙が鉄道利用者の救済措置としてバス代行を実施する場合の待機場所としてプラザを使用できるものとする。

（使用時の連絡）

第 3 条 乙は、プラザを鉄道利用者の待機場所として使用する時は、事前に甲に連絡して承認を得るものとする。

（使用時の条件）

第 4 条 乙は、前条の規定により承認を得た場合であっても、プラザの運営に支障を及ぼさないよう配慮するとともに、施設の使用については甲の指示に従うものとする。

（費用負担）

第 5 条 プラザの有料施設の使用料は原則として無料とする。ただし、使用が長期にわたる場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（使用終了時の連絡）

第 6 条 乙は、プラザの使用を終了した時は、甲に使用終了の連絡をするものとする。

（協議事項）

第 7 条 甲乙は、この覚書に定めのない事項または、この覚書に疑義を生じた事項については、相互に協議のうえ決定するものとする。

以上、覚書の証として、覚書 2 通を作成し、甲乙おのおの記名押印して各自その 1 通を保有する。

平成18年12月22日

秋田市東通仲町4番1号
甲 秋田市民交流プラザ管理室
室長 多田正明

秋田市中通7丁目1番2号
乙 東日本旅客鉄道株式会社
秋田駅長 佐藤竹彦

資料9-4 秋田駅での輸送混乱時のプラザ使用に関する実施要領

秋田駅での輸送混乱時のプラザ使用に関する実施要領

平成18年12月22日

市民交流プラザ管理室長決裁

秋田市民交流プラザ管理室とJR秋田駅との間で取り交わした「秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する覚書」の実施に関し、必要な事項を以下のとおり定める。

1. 開放場所

- ・原則として「きらめき広場」
- ・必要に応じ「多目的ホール」「和室」「洋室」「音楽交流室D」
- ※「必要に応じ」とは
 - ・「きらめき広場」が使用（仕込を含む）されている場合
 - ・「きらめき広場」に収容しきれない場合
 - ・体調不良等配慮が必要な方がいる場合（和室が適当）

2. 要請から実施までの流れ

①プラザ開館時

- 要請（JR）→受付・状況把握・判断（プラザ管理室）→実施（新都心ビル・防災センター・スタッフ）

②プラザ閉館時

- 要請（JR）→受付・状況把握・判断（防災センター）→実施（防災センター）→報告（プラザ管理室・新都心ビル）

※要請は電話等による

3. 実施業務

- ①「きらめき広場」の開放
- ②椅子、テーブル等の提供（必要に応じ）
- ③「多目的ホール」「和室」等の開放（必要に応じ）
- ④エレベーター、エスカレーターの運転
- ⑤冷暖房設備運転

4. 緊急連絡網

別紙1

5. JR輸送混乱時市民交流プラザ使用報告書

別紙2

資料9-5 災害時の協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社秋田営業所（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）により大規模な停電等が発生した場合における、甲と乙との被害の迅速かつ円滑な復旧のための活動に係る協力について必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲および乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合は、その影響を受けた地域、戸数、停電等の原因および発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部への人員派遣）

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、甲と連携の上、必要に応じて、当該災害対策本部に乙の社員（以下「災害対策連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 災害対策連絡員は、甲の災害対策本部において乙の窓口となり、災害情報の収集、伝達等を行うとともに、必要に応じて各種調整を図るものとする。

（電力設備の優先的復旧）

第4条 乙は、災害により大規模な停電等が発生した場合は、乙の供給管轄内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら公共機関等の災害対策上重要な施設、避難所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧に当たり、高圧、低圧応急用電源車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 甲は、災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障を来した場合は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 甲は、乙の電力復旧作業に必要な資材置場、作業車両等の駐車場、幕営地、ヘリポート等の確保に当たっては、乙の要請に応じて、確保に協力するものとする。

（準用）

第7条 乙は、災害時に電力設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため防災訓練を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては総務課長とする。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成21年11月18日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月18日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市中通二丁目1番11号

乙 東北電力株式会社秋田営業所
所 長 平澤 宏治

資料 9-6 災害時の協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社秋田支店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）により乙が管理運営している通信の大規模な途絶等が発生した場合における、甲と乙との被害の迅速かつ円滑な復旧のための活動に係る協力について必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲および乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、通信の大規模な途絶等が発生した場合は、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因および発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部への人員派遣）

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、甲と連携の上、必要に応じて、当該災害対策本部に乙の社員（以下「災害対策連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 災害対策連絡員は、甲の災害対策本部において乙の窓口となり、災害情報の収集、伝達等を行うとともに、必要に応じて各種調整を図るものとする。

（通信設備の優先的復旧）

第4条 乙は、災害により通信の大規模な途絶等が発生した場合は、乙のサービスエリア内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら公共機関等の災害対策上重要な施設に対する緊急通信の確保、避難所等への特設公衆電話の設置等を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の復旧に当たり、移動電源車、ポータブル衛星等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 甲は、災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障を来した場合は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 甲は、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、作業車両等の駐車場、幕営地、ヘリポート等の確保に当たっては、乙の要請に応じて、確保に協力するものとする。

（準用）

第7条 乙は、災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため防災訓練を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては設備部設備運営担当課長とする。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成21年11月18日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月18日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市中通四丁目4番4号

乙 東日本電信電話株式会社秋田支店

支店長 小野寺 仁

資料9-7 非常災害時における協力に関する協定

(趣旨)

第1条 雄和町(以下「甲」という。)と、秋田椿台エフエム放送局株式会社(以下「乙」という。)は、雄和町及びその周辺で非常災害が発生し、又は災害発生のおそれのある場合、被災情報等を正確迅速に収集、及び伝達するため、この協力協定を締結する。

(協力要請)

第2条 「甲」は非常災害時等、電話などによる通信連額が困難な場合、「乙」に協力を要請することができるものとする。

(協力体制)

第3条 「乙」は、電波法第52条第4号による「非常通信業務の範囲」において協力するものとする。

(守秘義務)

第4条 「乙」は、情報収集時において知り得た個人のプライバシー及び「甲」の業務上の事項については、「甲」の指示を受けるなど守秘義務を負い、遵守するものとする。

(経費負担)

第5条 この協定による通信業務に係る協力は、経費を伴わない範囲で実施されるものとする。

(協定解除)

第6条 この協定を終了しようとするときは、その意志を通告することができ、その場合には通告のあった当該年度で協定は解除するものとする。

(その他)

この協定に定めのない事項については、必要に応じて協議するものとする。

平成14年7月1日

甲 雄和町妙法字上大部48-1
雄和町長 伊藤 憲 一

乙 雄和町椿川字奥椿岱193-10
秋田椿台エフエム放送株式会社
代表取締役 五十嵐 喜 一

資料 9-8 災害時における緊急輸送等に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田県トラック協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との緊急輸送等（以下「緊急輸送等」という。）に係る協力体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙に加盟する会員が保有する車両（霊柩車を含む。）を供給して甲の指定する場所に緊急救援物資等を輸送すること。
- (2) 乙に加盟する会員が緊急輸送等の活動中において当該災害に関し知り得た情報を提供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緊急輸送等の活動として必要と認めること。

2 甲および乙は、前項各号に定めのない事項については協議し、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、緊急輸送等を実施する上で乙の応援が必要と認めるときは、緊急輸送等要請書（別記第1号様式）により要請するものとする

2 前項の規定にかかわらず、甲による協力の要請は、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、協力の要請をしたときは、甲は、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲からの要請に応じて緊急輸送等を行ったときは、速やかに緊急輸送等実施報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。この場合において、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（緊急通行車両の届出）

第5条 乙は、緊急輸送等を行う車両が決定したときは、甲に対し、当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、緊急通行車両の申請

を秋田県公安委員会に行うとともに、緊急通行車両証が発行された場合は、速やかに乙に引き渡すものとする。

(災害時相互応援協定都市等への輸送)

第6条 甲が締結した災害時相互応援協定都市等（東北6県庁所在市、県内13市、中核市、常陸太田市、秋田・岩手横軸連携市をいう。）の地域に災害が発生し、救援物資および資機材等の緊急輸送が必要となり、甲が要請を行った場合は、乙は、当該緊急輸送等に当たるものとする。

(経費の負担)

第7条 第2条の規定による協力の要請に応じて実施した緊急輸送等の費用については、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

(輸送の継続)

第8条 乙に加盟する会員の車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに車両を交換して緊急輸送を継続しなければならない。

2 乙は、供給した車両の運行に際し、事故等が発生した場合には、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(負傷等の補償)

第9条 第2条の規定による要請に応じて緊急輸送等に従事した者が、当該緊急輸送活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。この場合において、同法の適用がないときは、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

2 この協定に定める連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては社団法人秋田県トラック協会事務局長とする。

3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成23年2月7日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日の翌日からから1年間この協定を延長

するものとし、その後の期間についても、同様とする。

(協議)

第12条 この協定の履行に当たり疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年2月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市寺内蛭根一丁目15番20号

乙 社団法人秋田県トラック協会

会 長 嶋 田 康 子

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

社団法人秋田県トラック協会

会 長 様

秋田市長

緊急輸送等要請書

「災害時における緊急輸送等に関する協定書」第2条の規定に基づき、次のとおり緊急輸送を要請します。

緊急輸送等の要請内容	
要 請 理 由	
要請年月日(期間)	
輸 送 場 所	
輸 送 品 目	
数 量	
車 種 (形 状)	
要 請 台 数	
積 込 場 所	
備 考	

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班

総務部防災安全対策課長

電 話 018-866-2021

F A X 018-823-5099

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市長

様

社団法人秋田県トラック協会

会 長

緊急輸送等実施報告書

平成 年 月 日付け 第 号により協力要請のあった「災害時における緊急輸送等に関する協定書」第2条の規定に基づく緊急輸送が完了したので報告します。

緊急輸送等の要請内容	
要 請 理 由	
要請年月日(期間)	
輸 送 場 所	
輸 送 品 目	
数 量	
車種(形状)	
要 請 台 数	
積 込 場 所	
備 考	

【連絡責任者】

社団法人秋田県トラック協会

事務局長

電 話 018-863-5331

F A X 018-863-7354

資料 9-9 災害時における放送に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）、秋田県警察本部（以下「乙」という。）および株式会社エフエム秋田（以下「丙」という。）は、災害時の災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送について次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市およびその周辺地域で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、収集した災害情報を放送することにより市民の安全・安心な生活を確保することを目的とする。

（放送の要請）

第2条 甲は、秋田市地域防災計画に基づき秋田市災害対策本部を配置した場合は、甲および乙が収集した災害情報について、丙に放送を要請することができるものとする。

（災害情報の放送）

第3条 丙は、前条の規定による放送の要請があった場合は、通常放送している番組に優先して、災害情報を放送するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の規定により甲の要請する放送を実施した場合において、丙が要した費用の負担については、甲丙協議の上、決定するものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（効力の発生）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

平成23年4月27日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市山王四丁目1番5号

乙 秋田県警察本部

本部長 石 田 高 久

秋田市八橋本町三丁目7番10号

丙 株式会社エフエム秋田

代表取締役社長 高 田 二 郎

資料 9-10 災害時における放送に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）、秋田県警察本部（以下「乙」という。）および株式会社秋田放送（以下「丙」という。）は、災害時の災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送について次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市およびその周辺地域で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、収集した災害情報を放送することにより市民の安全・安心な生活を確保することを目的とする。

（放送の要請）

第2条 甲は、秋田市地域防災計画に基づき秋田市災害対策本部を配置した場合は、甲および乙が収集した災害情報について、丙に放送を要請することができるものとする。

（災害情報の放送）

第3条 丙は、前条の規定による放送の要請があった場合は、通常放送しているラジオ番組に優先して、災害情報を放送するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の規定により甲の要請する放送を実施した場合において、丙が要した費用の負担については、甲丙協議の上、決定するものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（効力の発生）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

平成23年4月27日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市山王四丁目1番5号
乙 秋田県警察本部
本部長 石 田 高 久

秋田市山王七丁目9番42号
丙 株式会社秋田放送
代表取締役社長 立 田 聡

資料9-11 秋田市における災害協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社秋田銀行（以下「乙」という。）とは、災害時および平常時における防災活動に関する相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、秋田市の市域に地震その他の災害が発生した場合において、甲および乙が必要と認めるときは、相互に協力し、災害への対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災意識の向上のための活動について連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 災害時の住民の安全・安心の確保ならびに復旧支援のための乙の店舗網等インフラおよび人的資源等の活用
- (2) 災害時に甲および乙が収集した被災市民の避難先および被災状況の情報の相互提供
- (3) 災害時、乙が所有し、又は管理する施設および用地の物資集積場所としての提供
- (4) 災害対策資金の融資の対応および災害発生後の復旧融資制度の検討
- (5) 甲が行う防災に関する啓発活動
- (6) 地域の安全・安心に関する各種情報の相互提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

（災害情報等の連絡体制の整備）

第3条 災害協力に関する連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 本協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲	秋田市総務部防災安全対策課長	TEL：018-866-2021
乙	秋田銀行秋田市役所支店長	TEL：018-862-3623

- (2) 本協定を円滑に遂行するため、毎年4月および連絡責任者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲および乙は、本協定により提供された情報については、第1条の目的のためだけに使用することとし、他の目的には使用しない。

2 前項に定める情報には、次に掲げる情報は含まないものとする。

- (1) 情報を提供し、又は開示する者（以下「開示者」という。）が当該提供又は開示をする以前に、情報を受領する者（以下「受領者」という。）が所有し、又は保持していた情報
- (2) 開示者が提供し、又は開示した時点で既に公知であった情報およびその後において受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (3) 開示者が提供し、又は開示した後において受領者が守秘義務を負担することなく第

三者から合法的に取得した情報

(4) 法令による開示を求められた情報

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間延長とし、その後においても同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲および乙が協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市山王三丁目2番1号

乙 株式会社 秋田銀行

取締役頭取 藤原 清悦

資料9-12 秋田市における災害協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社北都銀行（以下「乙」という。）とは、災害時および平常時における防災活動に関する相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、秋田市の市域に地震その他の災害が発生した場合において、甲および乙が必要と認めるときは、相互に協力し、災害への対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災意識の向上のための活動について連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 災害時の住民の安全・安心の確保ならびに復旧支援のための乙の店舗網等インフラおよび人的資源等の活用
- (2) 災害時に甲および乙が収集した被災市民の避難先および被災状況の情報の相互提供
- (3) 災害時、乙が所有し、又は管理する施設および用地の物資集積場所としての提供
- (4) 災害対策資金の融資の対応および災害発生後の復旧融資制度の検討
- (5) 甲が行う防災に関する啓発活動
- (6) 地域の安全・安心に関する各種情報の相互提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

（災害情報等の連絡体制の整備）

第3条 災害協力に関する連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 本協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲	秋田市総務部防災安全対策課長	TEL：018-866-2021
乙	北都銀行本店営業部長	TEL：018-833-4211

- (2) 本協定を円滑に遂行するため、毎年4月および連絡責任者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲および乙は、本協定により提供された情報については、第1条の目的のためだけに使用することとし、他の目的には使用しない。

2 前項に定める情報には、次に掲げる情報は含まないものとする。

- (1) 情報を提供し、又は開示する者（以下「開示者」という。）が当該提供又は開示をする以前に、情報を受領する者（以下「受領者」という。）が所有し、又は保持していた情報
- (2) 開示者が提供し、又は開示した時点で既に公知であった情報およびその後において受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (3) 開示者が提供し、又は開示した後において受領者が守秘義務を負担することなく第

三者から合法的に取得した情報

(4) 法令による開示を求められた情報

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間延長とし、その後においても同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲および乙が協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市中通三丁目1番41号

乙 株式会社 北都銀行

取締役頭取 斉藤 永吉

資料9-13 災害時における石油製品等の供給に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県石油商業組合秋田支部（以下「乙」という。）とは、市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における灯油、軽油、ガソリン、油脂類等の石油製品および災害応急活動上必要と認める資機材等（以下「石油製品等」という。）の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、当該要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

- (1) 乙の組合員が保有する石油製品等を供給すること。
- (2) 乙の組合員が所有する車両等を使用し、甲の指定する場所に石油製品等を搬入し、および給油すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、石油製品等の供給のため必要と認める事項

2 甲および乙は、前項各号に定めのない事項については別に協議し、必要があるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、石油製品等の供給が必要と認めるときは、石油製品等供給要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、前項ただし書の規定により、協力の要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲からの要請に応じて石油製品等の供給を行ったときは、速やかに石油製品等供給報告書（第2号様式）を提出するものとする。この場合において、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（市域外における給油）

第4条 乙は、甲が締結した災害時相互応援協定都市の地域において災害が発生し、甲が職員の派遣のため使用する車両（消防用の車両を含む。）に対し、甲が発行する給油伝票を使用し、市域外において給油ができるよう手配するものとする。ただし、高速道路における給油は除くものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、受入可能な給油所を手配し、乙に対し報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第1条および前条の規定による協力の要請に応じて実施した供給活動に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準とし、甲および乙が協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第6条 第1条の規定による協力の要請に応じ供給活動に従事した者が、当該供給活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定を適用するものとする。この場合において、同法の適用がないときは、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災安全対策課長、乙にあつては秋田県石油商業組合秋田支部長とする。

3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成23年6月24日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、同様とする。

(協議)

第9条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月24日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂積 志

秋田市山王三丁目7番21号
乙 秋田県石油商業組合秋田支部
支部長 佐藤 浩

第 号
年 月 日

秋田県石油商業組合

秋田支部長 様

秋田市長

石油製品等供給要請書

災害時における石油製品等の供給に関する協定書第1条の規定に基づき、次のとおり石油製品等の供給を要請します。

記

1 供給場所

2 供給日時 年 月 日 午前・午後 時

3 供給品目 下記のとおり

No.	供給品目名称	規格	数量	単位	供給場所（搬送先）	備考

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

年 月 日

秋田市長 様

秋田県石油商業組合
秋田支部長

石油製品等供給報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった災害時における石油製品等の供給に関する協定書第1条の規定に基づく石油製品等供給活動が完了したので報告します。

記

No.	供給品目名称	規格	数量	単位	供給場所（搬送先）	備考

連絡責任者 秋田県石油商業組合秋田支部
支部長
電 話 018-862-6981
F A X 018-862-2591

資料 9-14 災害時における液化石油ガスおよび応急対策用資機材の調達に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県LPガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガスおよび応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガスおよび応急対策用資機材（以下「液化石油ガス等」という。）の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、液化石油ガス等の調達の必要があると認めるときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

（手続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

(1) 要請の理由

(2) 液化石油ガス等の品名ならびにその数量

(3) 調達を必要とする日時および場所

(4) その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員（以下「乙等」という。）は、甲からの要請を受け、液化石油ガス等を調達した場合は、液化石油ガス等の保安に関し最大限留意する。

3 乙は、乙の会員から事前に液化石油ガス等の輸送に係る緊急通行車両を把握し、当該届出書を秋田県公安委員会に提出し、緊急通行車両等事前届出済証を取得しておくものとする。

（費用負担）

第4条 乙等が液化石油ガス等の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料および駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、平常時における適正な価格（運賃含む。）とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（調達状況報告）

第5条 乙等は、第2条の規定により液化石油ガス等の調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

(1) 調達を実施した液化石油ガス等の品名ならびにその数量

(2) 調達を実施した日時および場所

(3) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙等は、液化石油ガス等の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集等)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、液化石油ガス等の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供するものとする。

2 乙は甲が必要と認める情報収集および周知に可能な限り協力するものとする。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認める時は、乙に対して、乙等が保有する液化石油ガス等の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第8条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては秋田市総務部防災安全対策課長、乙にあっては、一般社団法人秋田県LPガス協会専務理事とする。

3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月8日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市三丁目1番7号

乙 一般社団法人秋田県LPガス協会

会長 木村 繁

資料 9-15 災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社秋田主管支店（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資の避難所等への配送（以下「緊急物資輸送」という。）ならびに救援物資の受入れ、仕分、保管、管理および出庫（以下「緊急物資拠点の運営等」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲と乙との緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等の協力に関し、その手続き等について定めることにより、災害応急対策および災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する備蓄拠点から避難所への防災用備蓄品の配送
- (2) 甲が管理する集積・配送拠点から避難所への救援物資の配送
- (3) 甲が管理する集積・配送拠点の運営等
- (4) 第1号または第2号に定める配送において、乙の管理する集積・配送拠点における救援物資の一時保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定による協力の要請があった場合において、乙が可能と認める範囲内で対応するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示して、緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を交付するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第1項の要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、要請に応じて緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等を行ったときは、速やかに緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等実施報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

- 2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。
- 3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書を提出するものとする。

(連絡責任)

第5条 甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生または災害の発生する恐れのある直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により発生した費用を算出し、甲に請求するものとする。
- 3 甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(負傷等の補償)

第7条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年7月18日から平成26年3月31日までとする。

- 2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲または乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 7 月18日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市御所野湯本二丁目 1 番 1 号
乙 ヤマト運輸株式会社秋田主管支店
支店長 末 次 龍 一

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店長 様

秋田市長

緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等要請書

災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定書に基づき、次のとおり緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等の協力を要請します。

1 支援内容

- 市が管理する防災用備蓄品の避難所への配送
- 市が管理する支援物資拠点から避難所への配送
- 市が管理する支援物資拠点の運営等
- 事業者が管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- その他 ()

2 要請内容

滑動場所	活動内容

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(別記 第2号様式)

第 号
年 月 日

(宛先) 秋田市長

ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店長

緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等実施報告書

災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定書に基づき、次のとおり実施したことを報告します。

1 市からの要請があった支援内容

- 市が管理する防災用備蓄品の避難所への配送
- 市が管理する支援物資拠点から避難所への配送
- 市が管理する支援物資拠点の運営等
- 事業者が管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- その他 ()

2 実施内容

滑動場所	活動内容

【連絡責任者】

ヤマト運輸株式会社
秋田主管支店 社会貢献課長
電 話 018-839-4045
F A X 018-839-0730

第10 公共機関その他事業者間との協定に関する資料

資料10-1 公共機関その他事業者間との協定に関する資料

名 称	締 結 年 月 日	対 象 団 体
日本水道協会東北地方支部災害 時相互応援に関する協定	平成18年3月23日	仙台市（東北地方支部長） 青森市（青森県支部長） 盛岡市（岩手県支部長） 山形市（山形県支部長） 石巻地方広域水道企業団（宮城県支部長） 郡山市（福島県支部長）

資料 10-2 日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定

日本水道協会東北地方支部内において、大規模な災害が発生した際、災害時の相互応援に関し、東北地方支部長、青森県支部長、秋田県支部長、岩手県支部長、山形県支部長、宮城県支部長及び福島県支部長は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等による水害災害において、日本水道協会東北地方支部（以下「地方支部」という。）内の被災事業者が速やかに給水能力を回復できるよう地方支部会員（以下「会員」という。）相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 地方支部内の日本水道協会に属する県支部（以下「県支部」という。）内で対応不可能な災害が発生した場合は、地方支部長の要請により、各県支部は被災事業者の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力するものとする。

(連絡担当部課)

第3条 地方支部長都市及び県支部長都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 県支部長は、県内の被災事業者から応援の要請があり、県内での対応が困難と認められたとき又は県支部長都市が被災し、応援を受ける必要があると認められたときは、地方支部長に対して他の県支部の会員からの応援の要請を行うものとする。

2 前項により応援の要請を受けた地方支部長は、必要に応じ、直ちに他の県支部長に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により地方支部長から応援の要請を受けた県支部長は、県支部内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに地方支部長に報告するものとする。

4 地方支部長は、各県支部長からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 地方支部長は、地方支部内での応援が困難と認められたときは、日本水道協会本部に対して応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

(1) 災害の状況

- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 地方支部長都市及び県支部長都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

- 2 情報連絡担当事業体は、隣接する県支部長都市があたるものとし、対象となる県支部長都市ごとに別に定める。
- 3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した県支部長都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

(地方支部現地救援本部の設置)

第7条 地方支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、東北地方支部現地救援本部（以下「地方支部現地救援本部」という。）を設置することができる。

- 2 地方支部現地救援本部は、地方支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた県支部長都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、厚生労働省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、地方支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

- 2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。

- 3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(情報の交換)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため協議会を設け、毎年定期的に情報の交換を行うものとする。

- 2 協議会は、地方支部長都市及び各県支部長都市の連絡担当責任者を含む必要な者で構成する。

(会員以外への協力)

第13条 会員は、会員以外の水道事業体が地震、異常湧水等により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(指針)

第14条 この協定の実施に関して必要な指針については、地方支部長が別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(その他)

第16条 この協定の成立を証するため、本協定書7通を作成し、地方支部長及び県支部長がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

(適用)

- 1 この協定は、平成9年5月1日から適用する。

(日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画の廃止)

- 2 日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画（平成3年9月1日改正計画）は、廃止する。

附 則（平成18年3月23日改定）

(適用)

この協定は、平成18年3月23日から適用する。

平成18年3月23日

日本水道協会東北地方支部長

仙台市長 梅原克彦

日本水道協会青森県支部長

青森市長 佐々木誠造

日本水道協会秋田県支部長

秋田市長 佐竹敬久

日本水道協会岩手県支部長

盛岡市長 谷藤裕明

日本水道協会山形県支部長

山形市長 市川昭男

日本水道協会宮城県支部長

石巻地方広域水道企業団企業長 土井喜美夫

日本水道協会福島県支部長

郡山市長 原正夫

第 1 1 医療機関との協定に関する資料

資料 1 1 - 1 医療機関との協定に関する資料

名 称	締 結 年 月 日	協 定 市 町 村 名
災害時における応急医療救護活動に関する協定	平成22年7月8日	一般社団法人秋田市医師会
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	平成27年3月27日	一般社団法人秋田市歯科医師会

資料 1 1 - 2 災害時における応急医療救護活動に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田市医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨等）

第1条 この協定は、秋田市内で地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との応急医療救護活動に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

2 災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令又は平成8年5月31日付けで秋田県と社団法人秋田県医師会との間で締結した災害医療救護活動に関する協定書が適用される災害については、当該関係法令等の定めるところによるものとする。

（協力を要請できる措置）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる措置について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の会員および乙の会員が帯同する看護師等（以下「医療従事者等」という。）が、甲が設置する救護所又は避難所その他応急医療救護が必要とされる場所（以下「救護所等」という。）において、傷病者のトリアージ、応急処置の実施等の必要な医療の提供その他応急医療救護活動（以下「応急医療救護活動」という。）に従事すること。

(2) 乙の会員の所有する応急医療救護活動に必要な医薬品等医療資器材を提供すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、応急医療救護活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急医療救護活動要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して前項の協力要請をする時間的余裕がないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し応急医療救護活動要請書を提出するものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の協力要請を受ける前に第2条第1項に規定する措置を講じた場合は、速やかに甲に報告する。この場合において、その取扱いについては、甲乙協議の上、判断するものとし、甲の承認を得た乙の措置は、甲の要請に基づくものとみなす。

(応急医療救護活動の実施)

第4条 医療従事者等は、自らの健康および安全が確認できる範囲において、応急医療救護活動を実施するものとする。

2 医療従事者等は、現地における甲の職員と連絡を密にし、応急医療救護活動を実施するものとする。

3 乙の会員は、応急医療救護活動を実施する上で必要な医薬品、食料品等の準備および救護所等への移動については、可能な範囲において自らこれを行うものとし、甲は必要な支援に努めるよう配慮するものとする。

(報告)

第5条 乙は、第3条の規定による協力要請に応じ応急医療救護活動を実施するときは、速やかに応急医療救護活動出動報告書(別記第2号様式)により甲に報告するものとし、当該応急医療救護活動が終了したときは、応急医療救護活動終了報告書(別記第3号様式)により甲に報告しなければならない。

(医療費等)

第6条 応急医療救護活動に係る医療費等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 救護所等における患者(被災者)の医療費および助産費は、原則として無料とする。

(2) 医療機関に転送収容された場合の医療費および助産費は、医療保険を適用することとする。

(費用弁償等)

第7条 応急医療救護活動に係る次の費用については、災害救助法および災害救助法施行細則(昭和39年秋田県規則第38号)の規定を準用する。

(1) 医療従事者等の日当

(2) 医療従事者等が使用した薬剤、治療材料および破損した医療器具の修繕等に係る費用

(3) 前2号のほか、この協定の実施のために要した費用

(負傷等の補償)

第8条 医療従事者等が、応急医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害救助法および同法施行細則の規定を準用し、甲が補償する。

(紛争の処理)

第9条 この協定に基づき実施した応急医療救護活動に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、甲乙協力して処理および解決に当たるものとする。

2 前項の場合において、医療従事者等が第三者から損害賠償の訴えを提起されたときは、甲は乙と協議しその解決に向けて協力するものとする。この場合において、甲が裁判の

判決等に基づき当該訴えに係る損害の賠償をしたときは、甲は、医療従事者等に故意又は重大な過失がない限り、乙又は当該医療従事者等に対して求償しないものとする。

(情報の交換等)

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月8日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂積 志

秋田市八橋南一丁目8番5号
乙 社団法人秋田市医師会
会 長 福 島 幸 隆

別記第1号様式

第 号
平成 年 月 日

社団法人 秋田市医師会長 様

秋田市長 印

応急医療救護活動要請書

災害時の応急医療救護活動に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

- 1 災害発生の日時 平成 年 月 日 時 分
- 2 災害発生の場所
- 3 災害の原因および被害の概況
- 4 出動を要する場所、人員（班）および器材
 - (1)場所
 - (2)人員（班）
 - (3)器材
- 5 出動の期間
- 6 その他必要な事項

別記第2号様式

平成 年 月 日

(あて先) 秋田市長

社団法人 秋田市医師会
会長

印

応急医療救護活動出動報告書

平成 年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急医療救護活動を実施するため下記のとおり出動したので、災害時における応急医療救護活動に関する協定書第5条に基づき報告します。

記

- 1 出動時刻 平成 年 月 日 時 分
- 2 出動場所
- 3 出動人員および器材
- 4 その他

平成 年 月 日

(あて先) 秋田市長

社団法人 秋田市医師会
会長

印

応急医療救護活動終了報告書

平成 年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急医療救護活動が終了したので、災害時における応急医療救護活動に関する協定書第5条に基づき報告します。

記

1 出動期間 平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで

2 出動場所

3 出動人員および器材

4 業務内容

5 その他

資料 1 1 - 3 災害時における歯科医療救護活動に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨等）

第1条 この協定は、秋田市の区域内で地震、津波等の自然災害又は大規模火災、爆発等の事故災害（以下「災害」という。）が発生し、秋田市地域防災計画に基づく応急医療救護が必要な場合における甲と乙との歯科医療救護活動に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

2 災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令が適用される災害については、当該関係法令等の定めるところによるものとする。

（協力を要請できる措置）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる措置について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の会員および乙の会員が帯同する歯科衛生士等（以下「医療従事者等」という。）

が、秋田市地域災害医療コーディネーターおよび秋田市地域災害医療連絡調整員と連携のもと、甲が設置する救護所、避難所その他歯科医療救護が必要とされる場所（以下「救護所等」という。）において、次の歯科医療救護活動に従事すること。

ア 歯科傷病者の医療優先度の選別

イ 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置および医療

ウ 歯科傷病者の後方医療施設への転送の要否および転送順位の決定

エ 避難者に対する歯科保健指導

オ 救護活動の記録

カ その他必要な歯科医療および保健指導に関すること。

(2) 乙の会員の所有する歯科医療救護活動に必要な医薬品等を提供すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、歯科医療救護活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条第1項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、歯科医療救護活動要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して前項の協力要請をする時間的余裕がないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し歯科医療救護活動要請書を提出するものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の協力要請を受ける前に第2条第1項に規定する措置を講じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。この場合において、その取扱いについては甲乙協議の上判断するものとし、甲の承認を得た乙の措置は甲の要請に基づくものとみなす。

(歯科医療救護活動の実施)

第4条 医療従事者等は、自らの健康および安全が確認できる範囲において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 医療従事者等は、現地における甲の職員と連絡を密にし、歯科医療救護活動を実施するものとする。

3 乙の会員は、歯科医療救護活動を実施する上で必要な医薬品等、食料品等の準備および救護所等への移動について、可能な範囲において自らこれを行うものとし、甲は必要な支援に努めるよう配慮するものとする。

(報告)

第5条 乙は、協力要請に応じ歯科医療救護活動を実施するときは、速やかに歯科医療救護活動出動報告書(様式第2号)により甲に報告するものとし、当該歯科医療救護活動が終了したときは、歯科医療救護活動終了報告書(様式第3号)により甲に報告しなければならない。

(医療費等)

第6条 歯科医療救護活動に係る医療費等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 救護所等における歯科傷病者の医療費は、原則として無料とする。

(2) 医療機関に転送収容された場合の医療費は、医療保険を適用する。

(費用弁償等)

第7条 歯科医療救護活動に係る次の費用については、災害救助法、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)、災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号)および災害救助法施行細則(昭和39年秋田県規則第38号)の規定を準用する。

(1) 医療従事者等の日当

(2) 医療従事者等が使用した医薬品等および破損した医療機器の修繕に係る費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、この協定による措置を実施するために要した費用

(負傷等の補償)

第8条 医療従事者等が、歯科医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、災害救助法、災害救助法施行令、災害救助法施行規則および災害救助法施行細則の規定を準用し、甲が補償する。

(連絡責任者)

第9条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては保健所保健総務課長とし、乙にあつては担当理事とする。ただし、甲が災害の発生状況により当該応急活動に係る業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請をすることが必要であると認めるときは、当該業務を所管する

部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

3 甲および乙は、連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項についてあらかじめ協議し、これを定めておくものとする。

(紛争の処理)

第10条 この協定に基づき実施した歯科医療救護活動に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、甲乙協力して処理および解決に当たるものとする。

2 前項の場合において、医療従事者等が第三者から損害賠償の訴えを提起されたときは、甲は乙と協議しその解決に向けて協力するものとする。この場合において、甲が裁判の判決等に基づき当該訴えに係る損害の賠償をしたときは、甲は、医療従事者等に故意又は重大な過失がない限り、乙又は当該医療従事者等に対して求償しないものとする。

(情報の交換等)

第11条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月27日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市川尻町字大川反170番地102

乙 一般社団法人秋田市歯科医師会

会長 石田 達郎

一般社団法人 秋田市歯科医師会長 様

秋田市長 印

歯科医療救護活動要請書

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

- 1 災害発生の日時 年 月 日 時 分

- 2 災害発生の場所

- 3 災害の原因および被害の概況

- 4 出動を要する場所、人員（班）および医薬品等
 - (1) 場所
 - (2) 人員（班）
 - (3) 医薬品等

- 5 出動の期間

- 6 その他必要な事項

年 月 日

（宛先）秋田市長

一般社団法人 秋田市歯科医師会
会長 印

歯科医療救護活動出動報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった歯科医療救護活動を実施するため下記のとおり出動したので、災害時における歯科医療救護活動に関する協定書第5条に基づき報告します。

記

1 出動時刻 年 月 日 時 分

2 出動場所

3 出動人員、医薬品等

4 その他

年 月 日

（宛先）秋田市長

一般社団法人 秋田市歯科医師会
会長 印

歯科医療救護活動終了報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった歯科医療救護活動が終了したので、災害時における歯科医療救護活動に関する協定書第5条に基づき報告します。

記

- 1 出動期間 年 月 日 時 分から
 年 月 日 時 分まで
- 2 出動場所
- 3 出動人員、医薬品等
- 4 業務内容
- 5 その他

第 1 2 通信に関する資料

資料 1 2 - 1 防災行政無線の概要

名 称	秋田市防災行政用無線局
免許年月日	平成 2 8 年 7 月 4 日
目 的	公 共 業 務 用
呼 出 名 称	ぼ う さ い あ き た し
使用周波数	260MHz 帯
無 線 局 数	半固定局 : 20 車載局 : 20 携帯局 : 80 サイレン局 : 10
概 要	1. 市役所、戸島、セリオンに基地局を設置 2. 下浜、新波、岩見に簡易中継局を設置 3. 個別通信およびグループ通信が可能 4. 災害時において、統制台から通信の統制および一斉呼出が可能

※設置箇所は秋田市防災行政用無線局管理運用要綱による。

資料 1 2 - 2 災害時発信用優先電話設置場所一覧表

※これらの電話は発信用であるので、番号は表示しません。

設置場所	
総務課	城東消防署
文書法制課 (FAX)	広面出張所
防災安全対策課	秋田南消防署
防災安全対策課 (FAX)	河辺消防署
財産管理活用課 (庁舎管理担当)	雄和分署
西部市民サービスセンター (FAX)	上下水道局 (総務課)
北部市民サービスセンター	上下水道局 (お客様センター)
河辺市民サービスセンター (市民生活班)	上下水道局 (水道維持課)
雄和市民サービスセンター (市民生活班)	上下水道局 (水道建設課)
南部市民サービスセンター	上下水道局 (金足浄化センター)
東部市民サービスセンター	上下水道局 (仁別浄化センター)
中央市民サービスセンター	上下水道局 (仁別浄水場)
岩見三内連絡所	上下水道局 (手形山配水場)
大正寺連絡所	上下水道局 (手形山ポンプ場)
寺内地区コミュニティセンター	上下水道局 (添川ポンプ場)
将軍野地区コミュニティセンター	上下水道局 (八橋下水道終末処理場)
太平地区コミュニティセンター	上下水道局 (仁井田浄水場)
外旭川地区コミュニティセンター	上下水道局 (金照寺山ポンプ場)
飯島地区コミュニティセンター	上下水道局 (川口ポンプ場)
豊岩地区コミュニティセンター	上下水道局 (桜ポンプ場)
保健総務課 (FAX)	上下水道局 (豊岩浄水場)
保健予防課 (FAX)	上下水道局 (下浜ポンプ場)
総合環境センター	上下水道局 (羽川浄化センター)
大森山動物園	上下水道局 (大平台浄化センター)
中央卸売市場	上下水道局 (宝川ポンプ場)
秋田市民交流プラザ (管理室)	上下水道局 (小山田ポンプ場)
(子ども未来センター)	上下水道局 (御所野配水場)
(自然科学学習館)	教育委員会総務課
(駅東サービスセンター)	市立体育館 (FAX)
消防本部総務課	八橋運動公園陸上競技場 (FAX)
秋田消防署	八橋運動公園球技場
新屋分署	八橋運動公園硬式野球場 (FAX)
新屋分署	茨島体育館 (FAX)
牛島出張所	光沼アリーナ
勝平出張所	河辺体育館
土崎消防署	雄和体育館
寺内出張所	雄和南体育館
将軍野出張所	文化会館 (FAX)
飯島出張所	保戸野小学校 (FAX)
外旭川出張所	明德小学校 (FAX)
城東消防署	築山小学校 (FAX)

設置場所	
旭北小学校 (F A X)	秋田西中学校 (F A X)
中通小学校 (F A X)	太平中学校 (F A X)
旭南小学校 (F A X)	外旭川中学校 (F A X)
牛島小学校 (F A X)	秋田北中学校 (F A X)
川尻小学校 (F A X)	豊岩中学校 (F A X)
旭川小学校 (F A X)	城南中学校 (F A X)
土崎小学校 (F A X)	下北手中学校 (F A X)
港北小学校 (F A X)	下浜中学校 (F A X)
土崎南小学校 (F A X)	城東中学校 (F A X)
高清水小学校 (F A X)	泉中学校 (F A X)
広面小学校 (F A X)	将軍野中学校 (F A X)
日新小学校 (F A X)	御野場中学校 (F A X)
勝平小学校 (F A X)	勝平中学校 (F A X)
太平小学校 (F A X)	飯島中学校 (F A X)
外旭川小学校 (F A X)	桜中学校 (F A X)
飯島小学校 (F A X)	御所野学院中学校 (F A X)
下新城小学校 (F A X)	岩見三内中学校 (F A X)
上新城小学校 (F A X)	河辺中学校 (F A X)
浜田小学校 (F A X)	雄和中学校 (F A X)
豊岩小学校 (F A X)	
仁井田小学校 (F A X)	
四ツ小屋小学校 (F A X)	
上北手小学校 (F A X)	
下北手小学校 (F A X)	
下浜小学校 (F A X)	
金足西小学校 (F A X)	
八橋小学校 (F A X)	
東小学校 (F A X)	
泉小学校 (F A X)	
大住小学校 (F A X)	
桜小学校 (F A X)	
飯島南小学校 (F A X)	
寺内小学校 (F A X)	
御所野小学校 (F A X)	
岩見三内小学校 (F A X)	
河辺小学校 (F A X)	
戸島小学校 (F A X)	
川添小学校 (F A X)	
種平小学校 (F A X)	
戸米川小学校 (F A X)	
大正寺小学校 (F A X)	
秋田東中学校 (F A X)	
秋田南中学校 (F A X)	
山王中学校 (F A X)	
土崎中学校 (F A X)	

資料 1 2 - 3 防災関係機関の電話連絡一覧表

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	災害担当課	電 話	住 所
東北財務局 秋田財務事務所	総務課	8 6 2 - 4 1 9 1 (FAX) 864-1765	010-0951 秋田市山王七丁目1-4
東北森林管理局	企画調整課	8 3 6 - 2 2 7 3 (FAX) 836-2031	010-8550 秋田市中通五丁目9-16
東北農政局 秋田地域センター	総務課	8 6 2 - 5 6 1 1 (FAX) 863-3281	010-0951 秋田市山王七丁目1-5
東北運輸局 (秋田運輸支局) (土崎港庁舎)	輸送課	8 6 3 - 5 8 1 1 (FAX) 862-9907 8 4 5 - 0 5 5 6 (FAX) 846-8983	010-0816 秋田市泉字登木74-3 011-0945 秋田市土崎港西一丁目7-35
東北地方整備局 秋田港湾事務所	保全課	8 4 7 - 2 5 1 3 (FAX) 880-1021	011-0945 秋田市土崎港西一丁目1-49
仙台管区气象台 秋田地方气象台		8 6 4 - 3 9 5 5 (FAX) 824-5938	010-0951 秋田市山王七丁目1-4
第2管区海上保安部 秋田海上保安部	警備救難課	8 4 5 - 1 6 2 2 (FAX) 846-0094	011-0945 秋田市土崎港西一丁目7-35
秋田労働局	安全衛生課	8 6 2 - 6 6 8 3 (FAX) 864-6370	010-0951 秋田市山王七丁目1-4
東北地方整備局 秋田河川国道事務所	工務第一課	8 6 4 - 2 2 8 6 (FAX) 864-5174	010-0951 秋田市山王一丁目10-29

(2) 自衛隊

陸上自衛隊 第21普通科連隊	第3科	8 4 5 - 0 1 2 5 (内線 235) (FAX) 845-0125	011-8611 秋田市寺内字將軍野1
航空自衛隊 秋田救難隊	総括班	8 8 6 - 3 3 2 0 (FAX) 886-3320	010-1211 秋田市雄和椿川字山籠23-26

(3) 指定公共機関

郵便事業株式会社 秋田支店	総務課	823-0911 (FAX) 865-5417	010-0913 秋田市保戸野鉄砲町5-1
郵便事業株式会社 土崎支店	総務課	845-1202 (FAX) 846-9102	011-0946 秋田市土崎港中央三丁目6-10
東日本旅客鉄道(株) 秋田支社	安全対策室	833-1254 (FAX) 833-1254	010-0001 秋田市中通七丁目1-1
東日本電信電話(株) 秋田支店	設備運営担当	836-8781 (FAX) 836-8830	010-0001 秋田市中通四丁目4-4
(株)NTTドコモ東北 秋田支店	技術サービス担当	864-3423 (FAX) 886-8241	010-0921 秋田市大町四丁目2-39
日本銀行秋田支店	総務課	824-7802 (FAX) 888-1070	010-0921 秋田市大町二丁目3-35
日本赤十字社 秋田県支部	事業推進課	864-2731 (FAX) 864-6852	010-0922 秋田市旭北栄町1-5
NHK秋田放送局	放送部	824-8102 (FAX) 824-1191	010-0951 秋田市山王一丁目1-2
日本通運(株) 秋田支店	業務課	863-3103 (FAX) 863-3049	010-0816 秋田市中通二丁目4-15
東北電力(株) 秋田営業所	総務課	834-3313 (FAX) 833-0150	010-8588 秋田市中通二丁目1-11
東日本高速道路(株)東北支社 秋田管理事務所		826-1700 (FAX) 826-1703	010-1404 秋田市上北手古野字大瀬30-2

(4) 指定地方公共機関

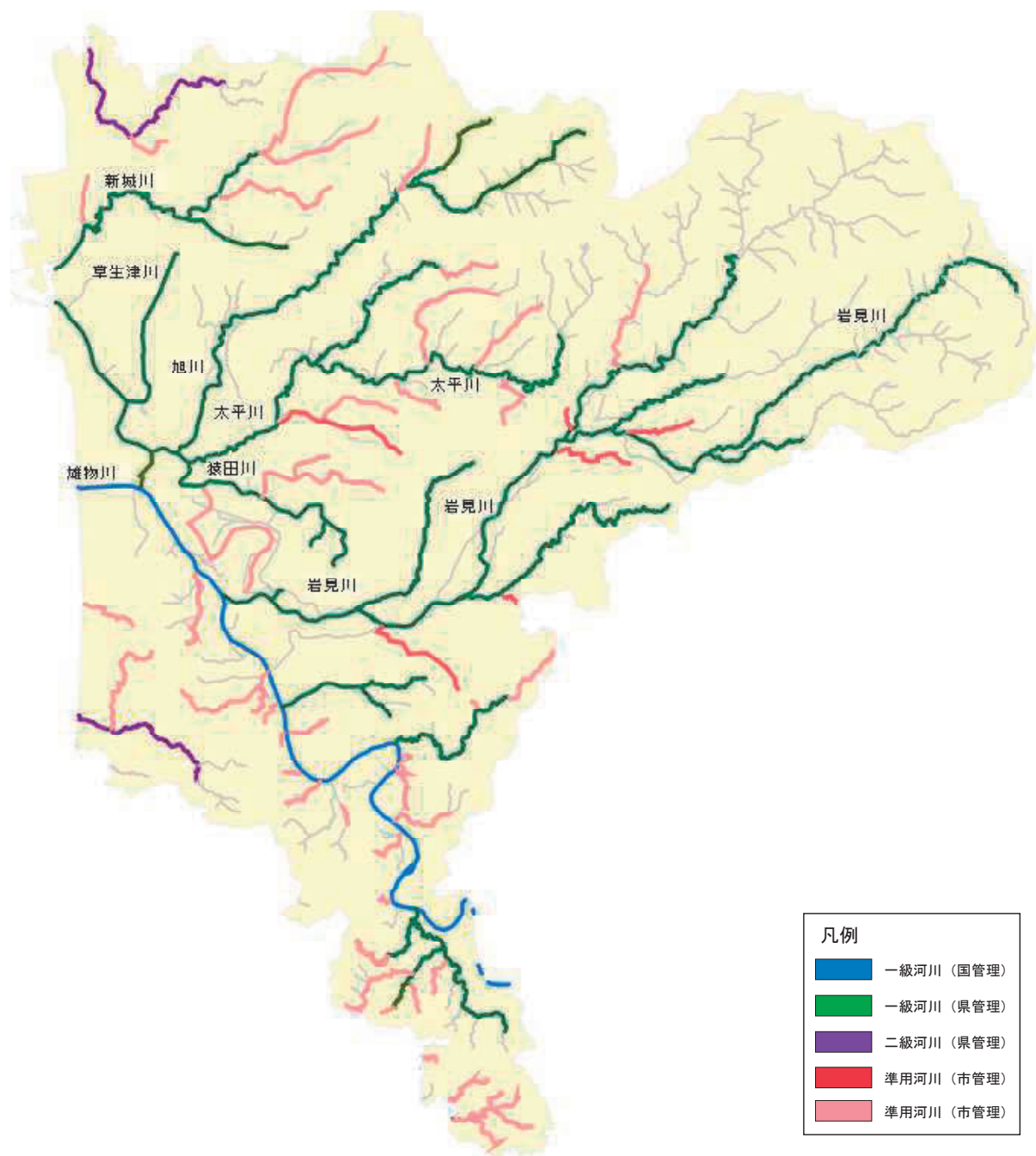
水土里ネット秋田	秋田県土地改良 事業団体連合会 総務課	888-2750 (FAX) 888-2834	010-0967 秋田市高陽幸町3-37
A B S 秋田放送	報道部	824-8520 (FAX) 824-8558	010-8611 秋田市山王七丁目9-42
A K T 秋田テレビ	報道部	866-6131 (FAX) 888-2252	010-8668 秋田市八橋本町三丁目2-14
東部ガス秋田支社	工務課	832-6595 (FAX) 832-2116	010-0029 秋田市櫛山川口境1-1
秋田中央交通(株)	管理部	823-4411	010-0931 秋田市川元山下町6-12
秋田市医師会	庶務課	865-0252 (FAX) 863-3982	010-0976 秋田市八橋南一丁目8-5
エフエム秋田	編成部	824-1155 (FAX) 824-7725	010-0973 秋田市八橋本町三丁目7-10
A A B 秋田朝日放送	報道制作部	866-5111 (FAX) 866-5115	010-0941 秋田市川尻町大川反233-209
(社) 秋田県L P ガス協会	業務部	862-4918 (FAX) 862-4469	010-0951 秋田市山王三丁目1-7 2F

※ 公共的団体およびその他防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	機 関 の 名 称
報 道 機 関	秋 田 市 商 工 会 議 所
社団法人 秋 田 市 歯 科 医 師 会	河 辺 雄 和 商 工 会
社団法人 秋 田 市 薬 剤 師 会	金 融 機 関
一 般 診 療 所 ・ 病 院	学 校 法 人
農 業 協 同 組 合 (J A 新 あ き た)	文 化 財 管 理 者
秋 田 中 央 森 林 組 合	社団法人 秋 田 県 高 圧 ガ ス 保 安 協 会
秋 田 漁 業 共 同 組 合	危 険 物 取 扱 所 等
社 会 福 祉 施 設	社団法人 秋 田 市 建 設 業 協 会
社会福祉法人 秋 田 市 社 会 福 祉 協 議 会	秋 田 市 町 内 会 お よ び 自 主 防 災 組 織 等

第 1 3 水防に関する資料

資料 1 3 - 1 秋田管内河川図



資料 1 3 - 2 重要水防区域一覽表 (国土交通省, 秋田県重要水防区域箇所)

(1) 国土交通省重要水防箇所別調査

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及 図面番号	平成30年度評定 工事物(箇所)		平成29年度評定 工事物(箇所)		変更理由等	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	出張所	
				堤防 (m)	水衝洗掘	堤防 (m)	水衝洗掘					
雄物川 下流 (左岸)	3. 4k+100	豊巻 (左)	水衝洗掘 1	A	1,870	A	1,870	木流し工 シート張り工		樺川		
	5. 2k+140			B	1,870	B	1,870					
	5. 9k	"	水衝洗掘 2	A	500	A	500	木流し工 シート張り工		"		
	6. 4k+70			B	500	B	500					
	6. 6k+10	小山 (左)	水衝洗掘 3	A	500	A	500	木流し工 シート張り工		"		
	7. 0k+80			B	500	B	500					
	10. 5k+208	"	堤防高 (無堤) 4	A	830	A	830	避難連絡		"		
	11. 6k			B	830	B	830					
	10. 5k+208	"	堤防断面 (無堤) 5	A	830	A	830	避難連絡		"		
	11. 6k			B	0	B	0					
	11. 6k	"	堤防高 (流下能力) 6	A	467	A	467	避難連絡		"	茨島 出張所	
	12. 1k			B	467	B	467					
	11. 6k	"	堤防断面 (流下能力) 7	A	467	A	467	避難連絡		"	"	
12. 1k	B			467	B	467						
12. 1k	黒瀬 (左)	堤防高 (暫定堤) 8	A	2,305	A	2,305	避難連絡		"	"		
13. 8k+424			B	2,305	B	2,305						
12. 1k	"	堤防断面 (暫定堤) 9	A	2,305	A	2,305	避難連絡		"	"		
13. 8k+424			B	2,305	B	2,305						
15. 8k+130	"	堤防高 (無堤) 10	A	176	A	176	避難連絡		"	"		
16. 2k			B	176	B	176						
15. 8k+130	"	堤防断面 (無堤) 11	A	176	A	176	避難連絡		"	"		
16. 2k			B	0	B	0						
16. 6k+279	"	堤防高 (無堤) 12	A	264	A	264	避難連絡		"	"		
16. 8k+193			B	264	B	264						
16. 6k+279	"	堤防断面 (無堤) 13	A	264	A	264	避難連絡		"	"		
16. 8k+193			B	0	B	0						
小計				5,312	5,642	5,312	5,642					
				4,042	5,642	4,042	5,642					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及 図面番号	平成30年度評定		平成29年度評定		対 水 工 法 名	策 防 變 更 理 由 等	關 連 計 画 等	水 防 警 報 對 象 觀 測 所	出張所	
				堤防(m)		堤防(m)							
				A	B	A	B						
雄物川 下 流 (左 岸)	16.8k+264	黒瀨 (左)	堤防高 (無堤) 14	2,898		2,898		避難連絡			樺川		
	19.6k			2,898		2,898							
	16.8k+264	"	堤防断面 (無堤) 15	2,898		2,898		避難連絡			"		
	19.6k			0		0							
	19.6k	"	堤防高 (暫定堤) 16	575		575		避難連絡			"		
	20.4k			575		575							
	19.6k	"	堤防断面 (暫定堤) 17	575		575		避難連絡			"		
	20.4k			575		575							
	20.4k	"	堤防断面 (無堤) 18	352		352		避難連絡			"		
	20.8k			352		352							
	20.4k	"	堤防断面 (無堤) 19	352		352		避難連絡			"		
	20.8k			0		0							
	16.8k+264	黒瀨・女木 (左)	堤防高 (暫定堤) 20	536		536		避難連絡				"	茨島 出張所
	19.6k			536		536							
	16.8k+264	"	堤防断面 (暫定堤) 21	536		536		避難連絡				"	
	19.6k			536		536							
	23.2k+255	女米木 (左)	堤防高 (無堤) 22	2,236		2,236		避難連絡				"	
	25.6k			2,236		2,236							
	23.2k+255	"	堤防断面 (無堤) 23	2,236		2,236		避難連絡				"	
	25.6k			0		0							
	25.6k	"	堤防高 (無堤) 24	290		290		避難連絡				"	
	26.0k			290		290							
	25.6k	"	堤防断面 (無堤) 25	290		290		避難連絡				"	
	26.0k			290		290							
	小計				12,373	1,401	12,373	1,401					
				6,887	1,401	6,887	1,401						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及 図面番号	平成30年度評定		平成29年度評定		対 水 工 法 名	策 防 等	関連 計画 等	水防警報 対 象 観測所	出張所
				堤防(m)		堤防(m)						
				A	B	A	B					
雄物川 下流 (左岸)	26.0k	女米木 (左)	堤防高 (無堤) 26	287				避難連絡			"	
	26.4k			287								"
	26.0k	"	堤防断面 (無堤) 27	287				避難連絡			"	
	26.4k			0							"	
	26.4k	"	堤防高 (無堤) 28		817		817	避難連絡			"	
	27.2k				817		817				"	
	26.4k	"	堤防断面 (無堤) 29	817				避難連絡			"	
	27.2k			817							"	
	27.2k	新波 (左)	堤防高 (暫定堤) 30		314		314	避難連絡			"	
	27.6k				314		314				"	
	27.2k	"	堤防断面 (無堤) 31	314				避難連絡			"	
	27.6k			314							"	
	27.6k	"	堤防高 (無堤) 32	3,439				避難連絡			"	
	30.4k			3,439					暫々堤整備中			"
27.6k	"	堤防断面 (無堤) 33	3,439				避難連絡			"		
30.4k			0					暫々堤整備中			"	
30.4k	"	堤防高 (暫定堤) 34		424			避難連絡			"		
30.81k				424				暫々堤整備中			"	
30.4k	"	堤防断面 (算定堤) 35	424				避難連絡			"		
30.81k			424					暫々堤整備中			"	
30.81k	"	堤防高 (無堤) 36	134				避難連絡			"		
31.0k			134					暫々堤整備中			"	
30.81k	"	堤防断面 (無堤) 37	134				避難連絡			"		
31.0k			0					暫々堤整備中			"	
小計				9,275	1,555		9,275					
				5,415	1,555		5,415					

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及 図面番号	平成30年度評定		平成29年度評定		対 水 工 法 名	策 防 等	変 更 理 由 等	関 連 計 画 等	水 防 警 報 対 象 所	出 張 所
				堤防(m)	工作物(箇所)	堤防(m)	工作物(箇所)						
				A	B	A	B	A	B				
雄物川 下流 (左岸)	31.0k	新波 (左)	堤防高 (無堤)38		154		154		154			〃	
	32.0k				154		154		154				
	31.0k	〃	堤防断面 (無堤)39	154		154		154		154		〃	
	32.0k			154		154		154		154			
	32.0k	〃	堤防高 (無堤)40	357		357		357		357		〃	
	32.2k			357		357		357		357			
	32.0k	〃	堤防断面 (無堤)41	357		357		357		357		〃	
	32.2k			0		0		0		0			
	32.2k	〃	堤防高 (暫定堤)42		230		230		230		230	〃	茨島 出張所
	32.2k+230				230		230		230		230		
	32.2k	〃	堤防断面 (算定堤)43	230		230		230		230		〃	
	32.2k+230			230		230		230		230			
	34.0k+130	〃	堤防高 (暫定堤)44		160		160		160		160	〃	
	34.0k+290				160		160		160		160		
34.0k+130	〃	堤防断面 (暫定堤)45	160		160		160		160		〃		
34.0k+290			160		160		160		160				
小計				1,258 901	544 544			1,258 901	544 544				
左岸計				26,970 16,344	8,598 8,598			26,970 16,344	8,598 8,598				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及 図面番号	平成30年度評定		平成29年度評定		変更理由等	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	出張所	
				堤防(m)	工作物(箇所)	堤防(m)	工作物(箇所)					
			A	B	A	B	A	B				
雄物川 下流 (右岸)	16.8k+317 17.0k	樺川 (右)	堤防高 (無堤) 46	31				31			樺川	
	16.8k+317 17.0k	"	堤防断面 (無堤) 47	31				31			"	
	17.0k 17.2k	"	堤防高 (無堤) 48		231				231		"	
	17.0k 17.2k	"	堤防断面 (無堤) 49	231				231			"	
	17.2k 17.2k+406	"	堤防高 (暫定堤) 50		406				406		"	
	17.2k 17.2k+406	"	堤防断面 (暫定堤) 51	406				406			"	
	20.0k+90 20.4k+130	種 沢 (右)	水衝洗掘 52		540				540		"	
	20.0k+136 20.4k+174	"	堤防高 (無堤) 53	540				540			"	
	20.0k+136 20.4k+174	"	堤防断面 (無堤) 54	540				540			"	
	20.8k+315 24.0k+476	"	堤防高 (無堤) 55	3,301				3,301			"	
	20.8k+315 24.0k+476	"	堤防断面 (無堤) 56	3,301				3,301			"	
	26.0k+231 27.6k	"	堤防高 (無堤) 57	1,051				1,051			"	
	26.0k+231 27.6k	"	堤防断面 (無堤) 58	1,051				1,051			"	
	小 計			10,483	1,177			10,483	1,177			
				5,560	684			5,560	684			

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複は除いた延長

(2) 国土交通省重要水防要注意区間調書

河川名	距離標	地区名 及 左右岸別	評定種別 及 図面番号	平成30年度評定			平成29年度評定			工事施工 (箇所)	対水 工法名	策防 理由等	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	出張所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸閘 (箇所)	工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸閘 (箇所)						
雄物川	2.0k+80	割山 (右)	旧川跡 38		260			260					樺川	茨島 出張所	
	2.2k+110				260			260							"
	2.2k+140	"	旧川跡 40		170			170					"		
	2.4k+90				170			170					"		
下流	6.4k+30	仁井田 (右)	旧川跡 41		330			330					"		
	6.6k+170				330			330					"		
	8.8k+90	芝野 (右)	旧川跡 42		750			750					"		
9.6k+90				750			750					"			
計				0	1,510	0	0	1,510	0	0					

(3) 秋田県重要水防区域一覧表 (秋田市管内)

番号	水系名	河川 海岸名	水防 分団 名	位置			重 要 水 防 区 域		特 に 警 戒 を 要 す る 延 長			危険数 (戸) 耕地(ha)	概要			
				市町村	大字	字	左 岸の別	右 岸の別	評定基準 種別	堤防(m)				延長 (m)	予想される 危険概要	対策水 防工法
										A	B					
1	馬場目川	馬踏川	金足	秋田市	金足	瀬	左岸	右岸	5,600	5,400	600	堤防法汎決壊	木流し工	広域河 川改修		
2	雄物川	旭川	旭川・保戸野・ 秋田旭・秋田中央	"	旭川		"	堤防高	7,000	7,000		冠水	土のう積			
3	"	岩見川	河辺第2	"	河辺	成	"	"	1,400			堤防法汎決壊	"			
4	"	"	河辺第3	"	河辺	東	"	"	2,000	2,000	700	"	"			
5	"	新波川	雄和第1	"	雄和	ヶ沢	"	"	2,300	2,300	600	河川断面狭小 のため冠水	"			
6	"	"	"	"	"	梵天野	"	"	3,000	2,500	700	"	"			
7	"	草生津川	外旭川	"	外旭川	外旭川	"	通水 断面	3,800	3,800	1,100	"	"	広域河 川改修		
8	下浜鮎川	下浜鮎川	下浜	"	下浜	田中	"	"	4,500	5,000	1,000	"	"			
9	"	"	下浜	"	"	羽川	"	"	800	800		"	"			
10	雄物川	太平川	下北手・秋田東・秋 田中央・牛島・城東	"	太平		"	"	8,000	8,000	1,000	"	"			
11	"	猿田川	仁井田	"	仁井田	福島	"	"	5,000	5,000	900	"	"			
12	"	八田川	太平	"	太平	八田	"	"	2,200	2,800	700	"	"	広域河 川改修		
13	"	梵字川	河辺第2	"	河辺	黒沼	"	"	2,150	2,150	1,000	"	"	広域河 川改修		
14	"	神内川	河辺第1	"	河辺	奥出	"	"	2,700	2,700	1,000	"	"			

番号	水系名	河川 海岸名	水防 分団 名	重 要 区 域				特 に 警 戒 を 要 す る 延 長			関連 計画 等	危険数 (戸) 耕地(ha)	摘要		
				位置		評定基準 種別	堤防(m)		延長 (m)	予想される 危険概要				対策水 防工法	
市町村	大字	字	左 岸の別	A	B										
15	雄物川	三内川	河辺第3	秋田市	河辺 三内	砂子淵	左岸 右岸	通水 断面		700 700		河川断面狭小 のため冠水	防工法 土のう積	2 5	
16	"	平尾鳥川	雄和第3	"	雄和 平尾鳥	竹ノ花	"	"		2,200 2,200	500	"	"	4	
17	"	新城川	下新城	"	下新城		"	"		5,000 5,000	2,000 2,000	"	"	358 350	広域河 川改修

資料 13-3 水位情報周知河川および避難判断水位

(1) 国土交通大臣が定める避難判断水位

水系名	河川名	警戒区域	観測所名	種類	管理区分	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	観測者名	電話	備考
雄物川	雄物川	湯沢市小野字芋ヶ沢1の42 ～ 日本海(左岸) 湯沢市小野字可成沢113 ～ 日本海(右岸)	椿川	テレ	国土交通省	5.6m	6.6m	①8.0m ②9.7m	①8.1m ②9.8m	—	—	

※①は無堤部区間の水位、②は有堤部区間の水位。

(2) 知事が定める避難判断水位

水系名	河川名	警戒区域	観測所名	種類	管理区分	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	観測者名	電話	備考
雄物川	太平川	秋田市太平皿見内地主橋	牛島	テレ	秋田県	2.00m	3.00m	3.30m	3.70m	秋田地域 振興局 建設部	(018) 860 3482	
"	旭川	秋田市添川橋 ～ 旭川合流点	中島	"	"	2.20m	2.73m	3.42m	3.60m	"	"	
"	草生津川	秋田市外旭川字一本木 ～ 旧雄物川合流点	寺内	"	"	1.80m	2.80m	3.00m	3.60m	"	"	
"	猿田川	秋田市仁井田福島 ～ 太平川合流点	仁井田	"	"	1.40m	2.30m	2.55m	2.70m	"	"	
"	新城川	秋田市上新城中字堂ノ前 ～ 旧雄物川合流点	笠岡	"	"	1.20m	1.40m	1.70m	2.30m	"	"	
"	岩見川	秋田市河辺萱森橋 ～ 雄物川合流点	坂本	"	"	1.20m	2.30m	3.50m	4.10m	"	"	

※避難判断水位の決定根拠として、はん濫危険水位から避難時間等に必要なる時間上昇水位を引いた水位としている。

第 1 4 災害危険箇所に関する資料

資料 1 4 - 1 地すべり危険箇所表

(1) 地すべり危険地区 (県 森林整備課)

(平成31年4月現在)

番号	位置		面積 (h a)	地区内保全対策		
	大字	字		人家等	公共施設	道 路
1	上新城	小又	50			市道
2	太平八田	二手の又	88		1	市道
3	河辺三内	丸舞川	101			市道
4	河辺三内	砂子渕	14			県道
5	河辺岩見	小出沢	79			市道
6	河辺岩見	小出沢	18	15		林道
7	河辺岩見	八慶	41			市道
8	雄和下黒瀬	黒瀬沢	8			市道
9	雄和女米木	白川	54	5		市道
10	雄和萱ヶ沢	萱ヶ沢	35			市道

(2) 地すべり災害危険箇所 (県 河川砂防課)

(平成31年4月現在)

番号	箇所名	位置	幹川名	溪流名	面積 (ha)	地すべり防止区域		
						指定 年月日	告示 番号	指定面積 (ha)
1	砂子渕	河辺山内	岩見川	三内川	50.60	H12.6.9	1509	31.68
2	岨谷峽	河辺岩見	岩見川	大又川	83.70			
3	水沢	雄和相川	雄物川		18.80			
4	仁別	仁別	旭川	旭川	44.50			
5	宮ノ下	上新城道川	新城川	道川	14.60			
6	手形山	手形	旭川	旭川	24.00			
7	北の丸	千秋北の丸	旭川	旭川	11.50	S37.12.10	3007	11.5
8	桜	桜	太平川	太平川	3.90	H1.3.31	850	3.88
9	横森	横森	旭川	太平川	6.80	H9.10.28	1851	7.56
10	豊岩居使	豊岩豊巻	雄物川	雄物川	4.50	S42.4.20	1467	5.02

資料 1 4 - 2 急傾斜地崩壊危険箇所表

1 県指定危険箇所

(1) ランク I

(平成31年 4 月現在)

番号	箇所名	位置		告示		面積 (ha)
		大字	小字	年月日	番号	
1	金足岩瀬	金足岩瀬	前山	S53. 3. 30	254	3. 4
2	金足堀内	金足堀内	堀内	S60. 2. 5	66	0. 37
3	下刈	金足下刈	館ノ越	S55. 12. 27	1046	0. 6
4	前田	金足下刈	前田			
5	稲荷林	金足高岡	稲荷林			
6	黒川	金足黒川	黒川			
7	深田	金足吉田	深田			
8	中坪	上新城小友	中坪			
9	白山	上新城白山	白山	S54. 3. 31	260	2. 3
10	上新城湯ノ里	上新城湯ノ里	雷電	S51. 3. 31	215	0. 94
11	上新城保多野	上新城保多野	山鼻	S51. 3. 31	215	1. 7
12	五十丁	上新城五十丁	小林	S54. 3. 31	260	4. 3
13	道川宮ノ下	上新城道川	宮ノ下	S59. 12. 21	773	3. 46
14	雷	上新城道川	雷	S63. 8. 26	550	0. 52
15	家ノ下	上新城道川	家ノ下	S58. 3. 26 S62. 3. 31	208 213	2. 16
16	深川	上新城道川	深川	H5. 3. 19	199	1. 62
17	太平	上新城五十丁	太平			
18	堂の前	上新城中	堂ノ前			
19	槻の木	下新城岩城	右馬之丞	S54. 12. 27	1035	2. 1
20	下谷地	下新城岩城	金光畑			
21	蒲沼	外旭川	蒲沼			
22	家ノ前	外旭川	家ノ前			
23	笹岡	外旭川	家ノ前	H4. 3. 31	241	1. 08
24	南沢	外旭川	南沢			
25	添川	添川	添川			
26	濁川	濁川	蟹子沢			
27	高野 1 号	寺内	高野			
28	将軍野南一丁目	将軍野南1丁目		H7. 3. 17	176	0. 23
29	大小路 1 号	寺内	後城	H23. 3. 25	159	0. 31
30	大小路 2 号	寺内	大小路	S62. 3. 31	213	2. 71
31	焼山	寺内	焼山			

番号	箇所名	位置		告示		面積 (ha)
		大字	小字	年月日	番号	
32	児桜1号	寺内	児桜	H3.3.26 H9.12.5	218 768	3.1
33	児桜	寺内	児桜			
34	寺内	寺内	神屋敷	S48.12.27	732	1.8
35	神屋敷3号	寺内	神屋敷	H11.1.26	35	0.76
36	神屋敷	寺内	神屋敷	S55.3.25	201	0.6
37	神屋敷1号	寺内	神屋敷	S55.3.25	201	0.7
38	蛭根1号	寺内	蛭根			
39	寺内蛭根	寺内	蛭根	S58.3.26	208	0.38
40	八橋	八橋	下八橋	S55.12.27	1046	0.4
41	水口	泉三獄根		S54.3.31	260	1.9
42	堀尾田	濁川	堀尾田	H4.3.31	241	2.28
43	新藤田東町	旭川新藤田東町		H13.9.4	535	1.36
44	三獄根御庵山	泉三獄根		S53.3.30	254	3.4
45	中台団地	手形	才ノ浜			
46	手形	手形	中台	S44.11.29	524	0.3
47	大沢	手形	大沢	S48.12.27	732	5.5
48	大沢3号	手形	大沢	H3.3.26 H6.3.26	218 195	1.33
49	千秋中島	千秋中島町		S48.12.27 S54.3.31	732 260	8.4
50	千秋北の丸	千秋北の丸		S58.3.26	208	0.45
51	矢留町	千秋矢留町		S49.3.12	135	3.7
52	千秋城下町	千秋城下町		S59.10.5	604	0.75
53	千秋公園	千秋公園		S54.3.31	260	0.3
54	千秋久保田	千秋久保田町		S53.3.30	254	0.21
55	下中城	千秋明德町		S44.11.29	524	0.57
56	大沢2号	手形	大沢	H1.3.28	183	0.94
57	大沢1号	手形	大沢	S55.3.25	201	1.2
58	広面推子蛇野	広面	推子	S53.3.30	254	1.43
59	赤沼	広面	赤沼			
60	手形山東町	手形山東町				
61	太平八田	太平八田	八田	S51.3.31 H4.3.31	215 241	3
62	目長崎	太平目長崎	本町	S55.3.25	201	3.5

番号	箇所名	位置		告示		面積 (ha)
		大字	小字	年月日	番号	
63	目長崎 1 号	太平目長崎	大根沢	S61. 4. 1	256	2. 1
64	上館	太平中関	上館			
65	賀川	下北手柳館	賀川	H3. 3. 26	218	2. 72
66	大杉沢	上北手大杉沢	藤根	S55. 12. 27	1046	2. 5
67	檜山明田	東通明田		S50. 2. 25	109	2. 9
68	下北手桜	横森2丁目		H5. 10. 29	715	0. 32
69	松原	檜山太田町				
70	檜山太田沢	檜山太田町		S53. 3. 30	254	1. 65
71	金照寺 1 号	檜山金照寺		H5. 10. 29	715	0. 62
72	金照寺	檜山金照寺		S47. 4. 27	245	0. 95
73	檜山城南	檜山城南町		S51. 3. 31	215	2. 1
74	城南 1 号	檜山城南町		S58. 3. 26	208	1. 53
75	百崎	上北手百崎	石川	S58. 3. 26	208	0. 23
76	荒巻	上北手荒巻	前田	S55. 12. 27	1046	1. 4
77	百崎 1 号	上北手百崎	二夕子沢	S62. 10. 30 H4. 3. 31	640 241	0. 83
78	猿田堤沢	上北手猿田	堤ノ沢	S55. 12. 27	1046	1. 1
79	脇ノ田	上北手古野	脇ノ田			
80	比内町	新屋比内町		S55. 12. 27	1046	0. 4
81	豊岩居使	豊岩豊巻	上野	S51. 3. 31	215	0. 62
82	内縄尻	豊岩豊巻	内縄尻			
83	豊岩杉ノ下	豊岩豊巻	杉ノ下	S60. 2. 5	66	0. 77
84	中沢	豊岩豊巻	杉ノ下			
85	豊岩前郷	豊岩豊巻	大日沢	S52. 3. 29	219	0. 63
86	狐森	豊岩小山	狐森	H23. 3. 25	159	0. 16
87	下浜八田	下浜八田	水無	S55. 12. 27	1046	0. 9
88	下浜深山	下浜名ヶ沢	入道沢	S58. 3. 26	208	0. 55
89	鶉ノ木	寺内	鶉ノ木	H6. 3. 25	195	0. 31
90	仁別	仁別	家ハツレ	H6. 3. 25 H12. 7. 7	195 468	2. 59
91	船場町	新屋船場町		H9. 3. 25	203	0. 59
92	山崎	金足片田	山崎			
93	沖ノ窪 1 号	下新城小友	沖ノ窪			
94	大槻前	上新城小又	大槻前			
95	落合 1 号	上新城小又	落合	H24. 11. 16	594	0. 63
96	片野 1 号	上新城中	片野	H25. 8. 6	364	0. 34

番号	箇所名	位置		告示		面積 (ha)
		大字	小字	年月日	番号	
97	右馬之丞	下新城岩城	右馬之丞			
98	下向 1 号	下新城岩城	下向			
99	下向 2 号	下新城岩城	下向			
100	笠岡 1 号	下新城笠岡	笠岡			
101	堀川	飯島	堀川			
102	長田	添川	長田			
103	湯沢 2 号	添川	湯沢			
104	湯沢 1 号	添川	湯沢			
105	神田	外旭川	神田			
106	児桜 2 号	寺内	児桜			
107	神屋敷 4 号	寺内	神屋敷			
108	山崎	外旭川	山崎			
109	井戸尻	濁川	井戸尻			
110	後田	濁川	後田			
111	堀尾田 1 号	濁川	堀尾田			
112	高梨台	新藤田	高梨台			
113	中山台	新藤田	中山台			
114	千秋公園 1 号	千秋公園				
115	手形山北町	手形山北町				
116	手形山東町 1 号	手形山東町				
117	鳥越	柳田	鳥越			
118	手形山中町	手形山中町				
119	蟹沢 1 号	広面	蟹沢			
120	蟹沢 2 号	広面	蟹沢			
121	堤敷	広面	堤敷			
122	堂ノ前 1 号	太平八田	堂ノ前			
123	木曾石 1 号	太平八田	木曾石	H14. 7. 23	508	1. 68
124	木曾石 2 号	太平八田	木曾石			
125	神田	太平目長崎	神田			
126	五関 3 号	下北手寒川	五関			
127	宮ヶ沢 1 号	下北手桜	宮ヶ沢			
128	宮ヶ沢 2 号	下北手桜	宮ヶ沢			
129	細谷沢	下北手柳館	細谷沢			
130	梨平 1 号	下北手梨平	梨平			
131	梨平 2 号	下北手梨平	梨平			
132	檜山太田町	檜山太田町				

番号	箇所名	位置		告示		面積 (ha)
		大字	小字	年月日	番号	
133	檜山金照町	檜山金照寺				
134	檜山城南1号	檜山城南町				
135	前田2号	上北手荒巻	前田			
136	荒巻1号	上北手荒巻	荒巻			
137	諏訪ノ沢2号	上北手百崎	諏訪ノ沢			
138	苗代沢	上北手猿田	苗代沢			
139	四ツ小屋	上北手猿田	四ツ小屋			
140	館ノ下1号	上北手猿田	館ノ下			
141	館ノ下2号	上北手猿田	館ノ下			
142	砂子沢1号	上北手猿田	砂子沢			
143	貝ノ沢	太平山谷	貝ノ沢			
144	日吉町	新屋日吉町				
145	上野	豊岩豊巻	上野			
146	山口	豊岩豊巻	山口			
147	境川	下浜桂根	境川			
148	神屋敷2号	寺内	蛭根			
149	千秋北の丸1号	千秋北の丸				
150	寺沢	雄和芝野新田	寺沢			
151	館ノ下	雄和椿川	館ノ下			
152	関田	雄和椿川	関田			
153	堤根	雄和椿川	堤根			
154	野中	雄和種沢	野中			
155	川崎	雄和女米木	川崎	S55.3.25	201	2.06
156	白川	雄和女米木	白川			
157	上田面	雄和繫	上田面			
158	クネソエ	雄和碓田	クネソエ			
159	大橋	雄和神ヶ村	大橋			
160	萱ヶ沢	雄和萱ヶ沢	萱ヶ沢	S61.4.1	341	2.15
161	萱ヶ沢1号	雄和萱ヶ沢	萱ヶ沢	S63.3.15	161	1.68
162	山崎山1号	雄和田草川	山崎山			
163	館ヶ沢	雄和種沢	館ヶ沢			
164	上繫	雄和繫	上繫			
165	陣笠	雄和神ヶ村	陣笠			
166	新波字竹の花	雄和新波	竹の花			
167	樋口1号	雄和新波	樋口			
168	樋口2号	雄和新波	樋口			

番号	箇所名	位置		告示		面積 (ha)
		大字	小字	年月日	番号	
169	碓田字宮ノ前	雄和碓田	宮ノ前			
170	萱ヶ沢2号	雄和萱ヶ沢	萱ヶ沢			
171	船ヶ沢	雄和萱ヶ沢	船ヶ沢			
172	又三郎沢	雄和萱ヶ沢	又三郎沢			
173	細田1号	雄和平尾島	細田			
174	砂小渕	河辺三内	砂小渕	S47.12.12	704	0.42
175	杉沢	河辺岩見	杉沢台			
176	野崎	河辺三内	野崎	S45.11.14	589	0.35
177	八慶	河辺岩見	八慶	S45.9.17 S54.3.31	470 260	1.22
178	畑	河辺北野田高屋	畑ノ沢	H3.3.26	218	1.66
179	黒沼	河辺北野田高屋	神田			
180	豊成	河辺豊成	虚空蔵、大台 滝			
181	下和田	河辺和田	和田	S45.1.10 S54.12.27	12 1035	1.04
182	中和田	河辺和田	和田	S53.3.20	254	1.2
183	和田	河辺和田	和田	S45.11.14	589	1.37
184	宮崎	河辺和田	宮崎	S45.9.17 H5.3.19	470 199	2.01
185	神内	河辺神内	太田面			
186	白熊	河辺戸島	白熊沢			
187	三内段1号	河辺三内	三内段			
188	東	河辺岩見	東			
189	繁沢前田表	河辺三内	繁沢前田表			
190	繁沢1号	河辺三内	繁沢			
191	山根	河辺高岡	山根			
192	上堂ヶ沢	北野田高屋	上堂ヶ沢			
193	雷谷地	河辺北野田高屋	雷谷地			
194	岡村	河辺和田	岡村			
195	白熊沢	戸島	白熊沢			
196	戸島字上野	河辺戸島	上野	H28.9.16	523	0.43
197	山手台	山手台	2丁目上野			

(2) ランクⅡ

(平成31年4月現在)

番号	箇所名	位置		告示		面積 (ha)
		大字	小字	年月日	番号	
1	内畑	金足黒川	内畑			
2	沖ノ窪2号	下新城小友	沖ノ窪			
3	家ノ前	下新城小友	家ノ前			
4	中坪1号	下新城小友	中坪			
5	猿田沢	下新城小友	猿田沢			
6	蚕沢	下新城小友	蚕沢			
7	熊野田2号	下新城長岡	熊野田			
8	堰根	下新城笠岡	堰根			
9	脇野田	上新城小又	脇野田			
10	落合2号	上新城小又	落合			
11	水上沢	上新城小又	水上沢			
12	行人沢	上新城小又	行人沢			
13	上新城石名坂	上新城石名坂	堂ノ前			
14	家ノ前	上新城湯ノ里	家ノ前			
15	館越	上新城五十丁	館越			
16	大沢	上新城中	大沢			
17	太平1号	上新城五十丁	太平			
18	堂ノ前1号	上新城中	堂ノ前			
19	道川	上新城道川	長田			
20	長田	上新城道川	長田			
21	入ヶ沢	上新城道川	入ヶ沢			
22	深田山根	上新城道川	深田山根			
23	深川1号	上新城道川	深川			
24	深川2号	上新城道川	深川			
25	田中1号	山田	田中			
26	蓬田1号	添川	蓬田			
27	矢坂	添川	矢坂			
28	堂ノ前2号	太平八田	堂ノ前			
29	大小路3号	寺内	大小路			
30	泉三獄根	泉三獄根				
31	五庵山1号	泉	五庵山			
32	五庵山2号	泉	五庵山			
33	推子	広面	推子			
34	谷地	太平目長崎	谷地			
35	目長崎2号	太平目長崎	目長崎			

番号	箇所名	位置		人家 (戸)	告示		面積 (ha)
		大字	小字		年月日	番号	
36	目長崎 3号	太平目長崎	目長崎	3			
37	平沢	太平黒沢	平沢	3			
38	太平黒沢 字砂子沢	太平黒沢	砂子沢	3			
39	屋敷前 1号	太平中関	屋敷前	1			
40	屋敷前 2号	太平中関	屋敷前	3			
41	雛沢	太平中関	雛沢	1			
42	五関 4号	下北手寒川	五関	2			
43	五関 2号	下北手寒川	五関	4			
44	五関 1号	下北手寒川	五関	3			
45	寒川	下北手寒川	寒川	3			
46	潤ヶ崎 1号	下北手宝川	潤ヶ崎	1			
47	潤ヶ崎 2号	下北手宝川	潤ヶ崎	2			
48	中前田	下北手通沢	中前田	3			
49	賀川潟下	下北手柳館	賀川潟下	1			
50	下前田	下北手通沢	下前田	4			
51	赤平	下北手柳館	赤平	2			
52	細谷沢 1号	下北手柳館	細谷沢	2			
53	細谷沢 2号	下北手柳館	細谷沢	1			
54	細谷沢 3号	下北手柳館	細谷沢	2			
55	向田	下北手梨平	向田	3			
56	梨平 3号	下北手梨平	梨平	3			
57	梨平 4号	下北手梨平	梨平	1			
58	梨平 5号	下北手梨平	梨平	2			
59	黒川 1号	下北手黒川	黒川	1			
60	黒川 2号	下北手黒川	黒川	2			
61	黒川 3号	下北手黒川	黒川	2			
62	駒込	上北手小山田	駒込	1			
63	桜田 1号	上北手小山田	桜田	2			
64	桜田 2号	上北手小山田	桜田	1			
65	桜田 3号	上北手小山田	桜田	1			
66	境田 1号	上北手百崎	境田	2			
67	境田 2号	上北手百崎	境田	3			
68	諏訪ノ沢 1号	上北手百崎	諏訪ノ沢	2			
69	石川	上北手百崎	石川	3			
70	前田 1号	上北手荒巻	前田	3			

番号	箇所名	位置		人家 (戸)	告示		面積 (ha)
		大字	小字		年月日	番号	
71	苗代沢 2 号	上北手猿田	苗代田	2			
72	四ツ小屋 1 号	上北手猿田	四ツ小屋	2			
73	四ツ小屋 2 号	上北手猿田	四ツ小屋	2			
74	底沢	上北手猿田	底沢	2			
75	砂子沢 2 号	上北手猿田	砂子沢	2			
76	砂子沢 3 号	上北手猿田	砂子沢	2			
77	弥生館 1 号	上北手猿田	弥生館	1			
78	弥生館 2 号	上北手猿田	弥生館	1			
79	弥生館 3 号	上北手猿田	弥生館	1			
80	猿田沢	上北手猿田	猿田沢	2			
81	中谷地	上北手猿田	中谷地	1			
82	二ツ寺 1 号	上北手猿田	二ツ寺	3			
83	二ツ寺 2 号	上北手猿田	二ツ寺	1			
84	寺村	上北手猿田	寺村	2			
85	豊口	上北手大山田	豊口	4			
86	縄手ノ上 1 号	上北手大山田	縄手ノ上	1			
87	縄手ノ上 2 号	上北手大山田	縄手ノ上	1			
88	太平沢 1 号	上北手大山田	太平沢	1			
89	太平沢 2 号	上北手大山田	太平沢	2			
90	大杉沢	四ツ小屋小阿地	大杉沢	4			
91	宮田沢	浜田	宮田沢	3			
92	鳥屋ヶ沢	豊岩石田坂	鳥屋ヶ沢	1			
93	居使	豊岩豊巻	居使	2			
94	内縄尻 1 号	豊岩豊巻	内縄尻	1			
95	下川原	下浜羽川	下川原	3			
96	小金山	下浜羽川	小金山	1			
97	大田	下浜羽川	大田	2			
98	砂子淵 1 号	河辺三内	砂小淵	1			
99	岩谷袋 1 号	河辺三内	岩谷袋	1			
100	岩谷袋 2 号	河辺三内	岩谷袋	2			
101	丸舞口	河辺三内	丸舞口	1			
102	三内段 2 号	河辺三内	三内段	3			
103	杉沢台	河辺岩見	杉沢台	1			
104	小平岱 1 号	河辺岩見	小平岱	4			
105	小平岱 2 号	河辺岩見	小平岱	4			
106	鍛冶屋敷	河辺岩見	鍛冶屋敷	4			

番号	箇所名	位置		人家 (戸)	告示		面積 (ha)
		大字	小字		年月日	番号	
107	鍛冶屋敷 1 号	河辺岩見	鍛冶屋敷	1			
108	繫沢 2 号	河辺三内	繫沢	3			
109	田尻上野田	河辺三内	田尻上野田	3			
110	田尻下野田	河辺三内	田尻下野田	1			
111	三内字上野	河辺三内	上野	1			
112	曾場台 1 号	河辺三内	曾場台	2			
113	曾場	河辺三内	曾場台	2			
114	曾場台 2 号	河辺三内	曾場台	3			
115	山根	河辺諸井	山根	1			
116	桃ノ木沢	河辺北野田高屋	桃ノ木沢	2			
117	竹ノ子沢	河辺北野田高屋	竹ノ子沢	1			
118	畑ノ沢	河辺北野田高屋	畑ノ沢	3			
119	神田	河辺北野田高屋	神田	2			
120	上盤昌 1 号	河辺北野田高屋	上盤昌	1			
121	高橋	河辺北野田高屋	高橋	3			
122	小高 1 号	河辺北野田高屋	小高	2			
123	小高 2 号	河辺北野田高屋	小高	2			
124	小高 3 号	河辺北野田高屋	小高	1			
125	前田	河辺北野田高屋	前田	4			
126	薬師沢	河辺北野田高屋	薬師沢	3			
127	式田 1 号	河辺和田	式田	2			
128	式田 2 号	河辺和田	式田	2			
129	式田 3 号	河辺和田	式田	2			
130	式田 4 号	河辺和田	式田	3			
131	太田面	河辺神内	太田面	2			
132	大仁加羅沢	河辺神内	大仁加羅沢	1			
133	妙見 1 号	河辺神内	妙見	2			
134	妙見 2 号	河辺神内	妙見	3			
135	萬事神 1 号	河辺神内	萬事神	1			
136	萬事神 2 号	河辺神内	萬事神	1			
137	山崎山 2 号	雄和田草川	山崎山	2			
138	館ノ下 1 号	雄和椿川	館ノ下	2			
139	地張山	雄和椿川	地張山	1			
140	椿川字中村	雄和椿川	中村	3			
141	関田 1 号	雄和椿川	関田	1			
142	安養寺	雄和椿川	安養寺	2			

番号	箇所名	位置		人家 (戸)	告示		面積 (ha)
		大字	小字		年月日	番号	
143	平脇 1 号	雄和椿川	平脇	2			
144	平脇 2 号	雄和椿川	平脇	4			
145	水沢 1 号	雄和平沢	水沢	2			
146	水沢 2 号	雄和平沢	水沢	3			
147	槐下 1 号	雄和妙法	槐下	2			
148	槐下 2	雄和妙法	槐下	3			
149	大巻	雄和平尾鳥	大巻	1			
150	平尾鳥字竹ノ花	雄和平尾鳥	竹ノ花	1			
151	平尾鳥字中田	雄和平尾鳥	中田	1			
152	石名沢 1 号	雄和平尾鳥	石名沢	3			
153	石名沢 2 号	雄和平尾鳥	石名沢	1			
154	石名沢 3 号	雄和平尾鳥	石名沢	1			
155	平尾鳥字中村	雄和平尾鳥	中村	1			
156	金井田	雄和平尾鳥	金井田	2			
157	細田 2 号	雄和平尾鳥	細田	2			
158	中山	雄和平尾鳥	中山	1			
159	築場 1 号	雄和平尾鳥	築場	2			
160	築場 2 号	雄和平尾鳥	築場	1			
161	善知鳥 1 号	雄和平尾鳥	善知鳥	3			
162	藤森 1 号	雄和平尾鳥	藤森	1			
163	藤森 2 号	雄和平尾鳥	藤森	3			
164	藤森 3 号	雄和平尾鳥	藤森	1			
165	種沢字宮ノ前	雄和種沢	宮ノ前	3			
166	種沢字中村	雄和種沢	中村	2			
167	太子前	雄和種沢	太子前	3			
168	御江田	雄和戸賀沢	御江田	2			
169	片田	雄和戸賀沢	片田	1			
170	高麓沢	雄和女米木	高麓沢	2			
171	宿	雄和繫	宿	2			
172	脇ノ沢	雄和繫	脇ノ沢	4			
173	曾根	雄和繫	曾根	1			
174	山崎	雄和新波	山崎	2			
175	上開	雄和神ヶ村	上開	3			
176	舟卸	雄和神ヶ村	舟卸	2			
177	杉腰	雄和神ヶ村	杉腰	1			
178	妙角	雄和神ヶ村	妙角	3			

番号	箇所名	位置		人家 (戸)	告示		面積 (ha)
		大字	小字		年月日	番号	
179	家ノ沢	雄和神ヶ村	家ノ沢	2			
180	窪1号	雄和神ヶ村	窪	2			
181	窪2号	雄和神ヶ村	窪	2			
182	西又	雄和神ヶ村	西又	4			
183	大金1号	雄和神ヶ村	大金	2			
184	大金2号	雄和神ヶ村	大金	3			
185	大金3号	雄和神ヶ村	大金	1			
186	大柳	雄和神ヶ村	大柳	1			
187	東又	雄和神ヶ村	東又	3			
188	西脇1号	雄和神ヶ村	西脇	4			
189	西脇2号	雄和神ヶ村	西脇	2			
190	梵天野1号	雄和碓田	梵天野	1			
191	梵天野2号	雄和碓田	梵天野	2			
192	段ノ前1号	雄和碓田	段ノ前	1			
193	段ノ前2号	雄和碓田	段ノ前	3			
194	段ノ前3号	雄和碓田	段ノ前	1			
195	段ノ前4号	雄和碓田	段ノ前	1			
196	シコウ沢	雄和碓田	シコウ沢	3			
197	祭田	雄和碓田	祭田	1			
198	碓田字中村1号	雄和碓田	中村	1			
199	碓田字中村2号	雄和碓田	中村	3			
200	碓田字宮ノ前	雄和碓田	宮ノ前	3			
201	トンテン1号	雄和萱ヶ沢	トンテン	1			
202	トンテン2号	雄和萱ヶ沢	トンテン	1			
203	館ノ腰1号	雄和萱ヶ沢	館ノ腰	2			
204	館ノ腰2号	雄和萱ヶ沢	館ノ腰	1			
205	館ノ腰3号	雄和萱ヶ沢	館ノ腰	1			
206	萱ヶ沢3号	雄和萱ヶ沢	萱ヶ沢	3			
207	二古沢	雄和萱ヶ沢	二古沢	2			
208	堤ヶ沢1号	雄和萱ヶ沢	堤ヶ沢	2			
209	堤ヶ沢2号	雄和萱ヶ沢	堤ヶ沢	1			
210	堤ヶ沢3号	雄和萱ヶ沢	堤ヶ沢	4			
211	萱ヶ沢字中田	雄和萱ヶ沢	中田	3			
212	杉菜沢1号	雄和萱ヶ沢	杉菜沢	3			
213	杉菜沢2号	雄和萱ヶ沢	杉菜沢	1			
214	杉菜沢3号	雄和萱ヶ沢	杉菜沢	2			

番号	箇所名	位置		人家 (戸)	告示		面積 (ha)
		大字	小字		年月日	番号	
215	杉菜沢4号	雄和萱ヶ沢	杉菜沢	1			
216	柳沢1号	雄和萱ヶ沢	柳沢	1			
217	柳沢2号	雄和萱ヶ沢	柳沢	1			
218	柳沢3号	雄和萱ヶ沢	柳沢	1			
219	土場1号	雄和萱ヶ沢	土場	1			
220	土場2号	雄和萱ヶ沢	土場	1			
221	二タノ沢1号	雄和萱ヶ沢	二タノ沢	2			
222	二タノ沢2号	雄和萱ヶ沢	二タノ沢	1			
223	二タノ沢3号	雄和萱ヶ沢	二タノ沢	1			
224	二タノ沢4号	雄和萱ヶ沢	二タノ沢	1			
225	又三郎沢1号	雄和萱ヶ沢	又三郎沢	1			
226	比丘尼屋敷1号	雄和萱ヶ沢	比丘尼屋敷	2			
227	比丘尼屋敷2号	雄和萱ヶ沢	比丘尼屋敷	2			
228	滝ノ沢1号	雄和萱ヶ沢	滝ノ沢	1			
229	滝ノ沢2号	雄和萱ヶ沢	滝ノ沢	1			
230	道ノ下	雄和萱ヶ沢	道ノ下	1			
231	中ノ沢	雄和萱ヶ沢	中ノ沢	3			
232	西風沢1号	雄和萱ヶ沢	西風沢	1			
233	西風沢2号	雄和萱ヶ沢	西風沢	1			
234	西風沢3号	雄和萱ヶ沢	西風沢	1			
235	和合1号	雄和萱ヶ沢	和合	1			
236	和合2号	雄和萱ヶ沢	和合	1			
237	和合3号	雄和萱ヶ沢	和合	1			
238	真木屋	雄和萱ヶ沢	真木屋	1			
239	大平沢	雄和萱ヶ沢	大平沢	2			

2 局所がけ崩れ対策事業対象箇所

番号	箇所名	位置		被害防止 対象施設	路線・河川名
		大字	小字		
1	山手台地区	山手台	二丁目	道路	市道山手台12号線 市道上北手百崎2号線

資料 1 4 - 3 土石流危険溪流箇所表

(1) ランク I

(平成31年 4 月現在)

番号	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (Km ²)	保全対象	砂防指定地の有無
					災害時要援護者 関連施設および 公共施設等	
1	雄物川	中山沢 1	豊岩小山	0.02	福祉施設1 道0.09km	
2	雄物川	中山沢 2	豊岩豊巻	0.02	福祉施設1 県道0.11km	
3	雄物川	杉ノ下沢 1	豊岩豊巻	0.04	県道0.07km	
4	雄物川	杉ノ下沢 2	豊岩豊巻	0.02	中学校 1 県道0.06km	
5	雄物川	縄尻沢	豊岩豊巻	0.01	小学校1 中学校1 県道0.11km	
6	大平川	貝ノ沢沢	太平山谷	0.01		
7	大平川	貝ノ沢	太平山谷	0.03	公民館1	
8	大平川	長坂沢	太平山谷	0.04	温泉1	
9	太平川	稲荷沢	太平寺庭	0.03		
10	大平川	宮沢	太平中関	0.01	寺1	
11	大平川	井関沢 1	太平中関	0.02	公民館1	
12	大平川	井関沢 2	太平中関	0.02	公民館1	
13	太平川	平形沢 1	太平中関	0.03	中学校1	
14	八田川	木曾石沢	太平八田	0.04	県道0.13km	
15	八田川	上八田沢 1	太平八田	0.04		
16	八田川	上八田沢 2	太平八田	0.05	公民館1 県道0.08km	
17	八田川	藤ノ沢	太平八田	0.06	ポンプ場1 県道0.08km	
18	八田川	藤ノ崎沢	太平八田	0.03	ポンプ場1 県道0.10km	
19	八田川	釜沢	太平八田	0.04		
20	太平川	鳥越沢 1	柳田	0.04	老人保健施設1	
21	大平川	鳥越沢 2	柳田	0.04	創和建设(株)1	
22	大平川	手形山北町沢	手形山北町	0.01		有
23	大平川	近藤沢	山東町	0.02		有
24	太平川	大沢田沢 2	下北手松崎	0.01		
25	太平川	大沢田沢 3	下北手松崎	0.01		
26	太平川	大沢田沢 4	下北手松崎	0.06		
27	太平川	大沢田沢 5	下北手松崎	0.01		
28	太平川	大沢田沢 6	下北手松崎	0.01	町内会館1	
29	大平川	大沢田沢	下北手松崎	0.01		
30	宝川	堂ヶ下沢	下北手宝川	0.01		
31	宝川	細谷沢 1	下北手柳館	0.01		
32	宝川	細谷沢 1	下北手柳館	0.01		
33	太平川	蛇野沢	手形	0.05	町内会館1	
34	太平川	大沢	手形	0.04	公民館1	
35	太平川	太田沢	檜山太田町	0.02		
36	太平川	横森沢	檜山太田町	0.02		
37	大戸川	猪ノ沢	上北手大杉沢	0.01	公民館1	
38	大戸川	大杉沢 2	上北手大杉沢	0.01	公民館1	
39	大戸川	梨平沢 2	上北手梨平	0.01	公民館1	
40	猿田川	登館沢	下北手梨平	0.04	老人保健施設1	

番号	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (Km ²)	保全対象	砂防指定地の有無
					災害時要援護者 関連施設および 公共施設等	
41	猿田川	苗代沢	上北手猿田	0.01	上北手地域センター1 郵便局1	
42	猿田川	苗代坂沢 2	上北手猿田	0.01	幼稚園1	
43	猿田川	太田町沢	檜山	0.02		
44	古川	井戸の沢	四ツ小屋小阿地	0.02		
45	仁別川	吉ヶ沢	仁別	0.04	森林事務所1 県道0.03km	有
46	仁別沢	大台沢	仁別	0.08	森林事務所1 県道0.08km	
47	仁別沢	イノ沢	仁別	0.06	県道0.15km	有
48	旭川	蛇馬目沢 1	仁別	0.84	リゾート公園1	
49	旭川	水沢 1	仁別	0.06	スキー場1	
50	旭川	水沢 2	仁別	0.05	スキー場1	
51	旭川	水沢 3	仁別	0.05	スキー場1	
52	旭川	藤倉沢	山内	0.22	県道0.09km	
53	旭川	ヤリ沢	山内	0.97	県道0.18km	
54	旭川	メゴダ沢	添川	0.04		有
55	旭川	乗福寺沢	添川	0.01	寺1	
56	旭川	井戸尻沢	濁川	0.01		
57	旭川	後田沢	濁川	0.01		
58	旭川	地ノ内沢	添川	0.09	県道0.12km	
59	旭川	堀尾田沢 3	濁川	0.01		
60	旭川	堀尾田沢 1	濁川	0.01		
61	旭川	堀尾田沢 2	濁川	0.02	公民館1	
62	草生津川	笹岡沢 1	外旭川	0.02		
63	草生津川	笹岡沢 2	外旭川	0.04		
64	草生津川	南沢	外旭川	0.01		
65	草生津川	山崎沢 1	外旭川	0.04	斎場1	
66	草生津川	山崎沢 2	外旭川	0.02	斎場1	
67	草生津川	水口沢	外旭川	0.05	公民館1 集会所1 教会1	
68	白山川	白山沢	上新城白山	0.02	公民館1	有
69	新城川	落合沢	上新城小又	0.04	公民館1	
70	新城川	行人沢	上新城小又	0.06	寺1	有
71	新城川	泉沢	上新城石名坂	0.08		
72	湯ノ里川	濁田の沢	上新城湯ノ里	0.04	公民館1	
73	湯ノ里川	家ノ前沢	上新城湯ノ里	0.01	公民館1	
74	新城川	五十丁沢 1	上新城五十丁	0.1	県道0.11km	
75	新城川	小林沢	上新城五十丁	0.04	地域センター1 土地改良区事務所1 県道0.08km	
76	道川	愛染沢	上新城道川	0.08	温泉1	有
77	道川	深田山根沢	上新城道川	0.02		有
78	道川	宮ノ下沢 1	上新城道川	0.01	公民館1 県道0.06km	有
79	道川	家ノ下沢	上新城道川	0.03		有
80	道川	深川沢	上新城道川	0.01		有
81	馬踏川	小草生津沢	金足黒川	0.02	中央鉱山(株)1	
82	馬踏川	コフラゲ沢	金足片田	0.03		

番号	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (Km ²)	保全対象	砂防指定地の有無
					災害時要援護者 関連施設および 公共施設等	
83	馬踏川	深田沢	金足片田	0.03	多目的研修センター1	
84	馬踏川	岩瀬沢	金足岩瀬	0.02	公民館1 寺1	
85	馬踏川	佐渡の沢	金足岩瀬	0.06		
86	下浜鮎川	じゅうじ沢	下浜名ヶ沢	0.05		有
87	下浜鮎川	名ヶ沢3	下浜名ヶ沢	0.03	公民館1	有
88	下浜鮎川	下川原沢1	下浜羽川	0.09		有
89	下浜鮎川	下川原沢2	下浜羽川	0.1		有
90	-	大森山公園沢	浜田	0.08		
91	-	中村沢1	浜田	0.08	小学校1	
92	-	サンタロ沢	浜田	0.04		
93	-	中村沢2	浜田	0.03		
94	-	コガ沢	浜田	0.11		
95	-	浜田沢	下浜桂根	0.04		
96	-	長浜沢	下浜長浜	0.04	寺1 鉄道0.09km	
97	-	長坂沢2	下浜長浜	0.09	鉄道0.10km	
98	-	長坂沢3	下浜長浜	0.02	鉄道0.06km 国道0.09km	
99	-	長坂沢4	下浜長浜	0.06	駐在所1 鉄道0.07km 国道0.09km	
100	-	下浜沢1	下浜長浜	0.1	鉄道0.11km 国道0.13km	
101	-	下浜沢2	下浜羽川	0.04	駅舎1 集会所1 旅館1 鉄道0.04km 国道0.07km	
102	大戸川	大杉沢1	上北手大杉沢	0.01		
103	旭川	蛇馬目沢2	仁別		リゾート公園1	
104	岩見杉沢川	杉沢	岩見	0.07	部落公民館1	
105	岩見川	岨谷尻沢	岩見	0.09	工場1	
106	岩見川	台沢	三内	0.04		
107	岩見川	鳥海沢	三内	0.02	部落公民館1	
108	岩見川	大沢川	大沢	0.08	公民館1	有
109	岩見川	仏沢	高岡	0.06		
110	岩見川	岡村沢	和田	0.02	小学校1	
111	岩見川	式田沢1	和田	0.02		
112	神内川	奥出沢2	神内	0.02		
113	神内川	奥出沢1	神内	0.15		有
114	神内川	四園沢	神内	0.04	駅舎1 鉄道0.05km	
115	梵字川	へダ沢	北野田高屋	0.04	公民館1	
116	梵字川	神田沢1	北野田高屋	0.07	工場1 県道0.09km	
117	梵字川	神田沢2	北野田高屋	0.02	県道0.10km	
118	梵字川	黒沼沢	北野田高屋	0.05	中学校1	
119	梵字川	前田沢1	北野田高屋	0.02		
120	三内川	尼沢沢	三内	0.05	農林漁業資料館1 県道0.18km	

番号	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (Km ²)	保全対象	砂防指定地の 有無
					災害時要援護者 関連施設および 公共施設等	
121	新波川	家の沢	萱ヶ沢	0.08		
122	新波川	寺の沢	萱ヶ沢	0.04	寺1	
123	神ヶ村川	大橋沢 1	神ヶ村	0.06	福祉施設1	
124	神ヶ村川	大橋沢 2	神ヶ村	0.01	福祉施設1	
125	神ヶ村川	大橋沢 3	神ヶ村	0.01	自治会館1 県道0.06km	
126	神ヶ村川	陣笠沢 1	新波	0.01		
127	新波川	陣笠沢	新波	0.02	神社1	
128	雄物川	高麓沢 沢	女米沢	0.62	健康センター1 温泉1 国道0.20km	
129	雄物川	川崎沢 3	女米沢	0.03	国道0.11km	
130	雄物川	宝生沢	女米沢	0.13	国道0.08km	
131	雄物川	寺の沢	女米沢	0.33	寺1 国道0.16km	有
132	雄物川	猫沢 沢 1	女米沢	0.04	国道0.07km	
133	雄物川	猫沢 沢 2	女米沢	0.02		
134	雄物川	猫沢 沢 3	女米沢	0.14		
135	雄物川	石川の沢	女米沢	1.05	国道0.50km 県道0.09km	
136	雄物川	長面沢	女米沢	0.03	寺1 県道0.07km	
137	雄物川	大巻沢	平尾鳥	0.13	浄水場1 県道0.06km	
138	雄物川	糠塚沢	妙法	0.03	県道0.08km	
139	雄物川	入水沢	石田	0.05		有
140	雄物川	上大部沢	石田	0.02	運動公園1 球場1 中学校1	
141	雄物川	本田沢	田草川	0.07	公民館1	
142	畑沢川	腰ヶ沢	種沢	0.04		
143	畑沢川	ヒョバ沢	種沢	0.06	部落会館1	
144	安養寺川	平脇沢	椿川	0.12		有
145	安養寺川	館ノ下沢 1	椿川	0.03	銀行寮1	
146	雄物川	長者屋敷沢	椿川	0.02		

(2) ランクⅡ

(平成31年4月現在)

番号	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (Km ²)	保全対象	砂防指定地の 有無
					災害時要援護者 関連施設および 公共施設等	
1	宝川	潤ヶ崎沢	下北手宝川	0.04	県道0.03km	
2	宝川	杉崎沢	下北手通沢	0.01		
3	宝川	元屋敷沢1	下北手通沢	0.01		
4	宝川	元屋敷沢2	下北手通沢	0.03		
5	宝川	賀川沢1	下北手通沢	0.01		
6	宝川	賀川沢2	下北手通沢	0.01		
7	宝川	賀川沢3	下北手通沢	0.01		
8	宝川	寒川沢	下北手寒川	0.02		
9	宝川	五関沢1	下北手寒川	0.02		
10	宝川	宮沢沢	下北手寒川	0.02		
11	宝川	五関沢2	下北手寒川	0.01		
12	宝川	五関沢3	下北手寒川	0.01		
13	宝川	五関沢4	下北手寒川	0.02		
14	宝川	和田沢	下北手柳館	0.04		
15	宝川	谷崎沢	下北手松崎	0.01		
16	宝川	細谷沢沢3	下北手柳館	0.01		
17	宝川	細谷沢沢2	下北手柳館	0.01		
18	宝川	細谷沢沢2	下北手柳館	0.01		
19	猿田川	脇ノ田沢	上北手吉野	0.01		
20	猿田川	太平沢沢2	上北手大山田	0.01		
21	猿田川	大平沢沢1	上北手大山田	0.01		
22	猿田川	太平沢沢3	上北手大山田	0.03		
23	猿田川	猿田沢	上北手猿田	0.02		
24	猿田川	砂子沢沢1	上北手猿田	0.01		
25	猿田川	砂子沢沢2	上北手猿田	0.02		
26	猿田川	砂子沢沢3	上北手猿田	0.01		
27	猿田川	砂子沢沢4	上北手猿田	0.01		
28	猿田川	中谷地沢	上北手猿田	0.01		
29	猿田川	二夕子沢沢1	上北手百崎	0.03		
30	猿田川	二夕子沢沢2	上北手百崎	0.01		
31	大戸川	黒川沢	下北手梨平	0.02		
32	大戸川	黒川沢1	下北手黒川	0.03		
33	大戸川	黒川沢2	下北手黒川	0.01		
34	大戸川	梨平沢1	上北手梨平	0.01		
35	大戸川	梨平沢	下北手梨平	0.01		
36	大戸川	駒込沢2	上北手小山田	0.02		
37	大戸川	桜田沢1	上北手小山田	0.01		
38	大戸川	駒込沢1	上北手小山田	0.01		
39	大戸川	桜田沢2	上北手小山田	0.02		
40	大戸川	駒込沢3	上北手小山田	0.01		
41	大戸川	桜田沢3	上北手小山田	0.01		
42	大戸川	桜田沢4	上北手小山田	0.01		
43	大戸川	桜田沢5	上北手小山田	0.01		
44	大戸川	藤根沢2	上北手大杉沢	0.01		
45	大戸川	境田沢	上北手百崎	0.01		
46	大戸川	境田沢1	上北手百崎	0.01		
47	大戸川	境田沢2	上北手百崎	0.01		
48	大戸川	境田沢3	上北手百崎	0.01		
49	猿田川	諏訪ノ沢沢	上北手百崎	0.03		

番号	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (Km ²)	保全対象	
					災害時要援護者 関連施設および 公共施設等	砂防指 定地の 有無
50	大戸川	一つ森公園沢 1	上北手百崎	0.02		
51	大戸川	一つ森公園沢 2	上北手百崎	0.01		
52	大戸川	荒巻沢 1	上北手荒巻	0.03		
53	大戸川	荒巻沢 2	上北手荒巻	0.02		
54	旭川	堂ノ下沢	仁別	0.35		
55	旭川	栗畑台沢	仁別	1.51	県道0.10km	
56	旭川	栗畑谷沢 2	仁別	0.19	県道0.03km	
57	旭川	宇平沢	山内	0.12		有
58	旭川	湯沢	添川	0.14		
59	旭川	添川沢	添川	0.07		
60	旭川	井戸尻沢	濁川	0.01		
61	旭川	後田沢 1	濁川	0.01		
62	旭川	後田沢 2	濁川	0.01		
63	旭川	堀尾田沢 4	濁川	0.01		
64	旭川	堀尾田沢 3	濁川	0.04		
65	旭川	五庵山沢	濁川	0.03		
66	八田川	館腰沢 1	下浜八田	0.01		
67	八田川	館腰沢 2	下浜八田	0.01		
68	八田川	館腰沢 3	下浜八田	0.02		
69	八田川	鳥屋沢 沢 1	下浜八田	0.01	県道0.06km	
70	八田川	鳥屋沢	下浜八田	0.01		
71	八田川	鳥屋沢 沢 2	下浜八田	0.06		
72	八田川	鳥屋沢 沢 3	下浜八田	0.01		
73	八田川	赤坂沢	下浜八田	0.01		
74	三内川	横道沢	太平山谷	0.04		
75	大平川	砂子沢 沢	太平黒沢	0.02		
76	大平川	館越沢 2	太平黒沢	0.03		
77	大平川	館越沢 1	太平黒沢	0.01		
78	大平川	館越沢 3	太平黒沢	0.01		
79	大平川	館越沢 4	太平黒沢	0.01		
80	大平川	平形沢 2	大平目長崎	0.01		
81	大平川	三上加	大平目長崎	0.01		
82	大平川	大根沢 沢 1	大平目長崎	0.01		
83	大平川	大根沢 沢 2	大平目長崎	0.01		
84	大平川	目長崎沢	大平目長崎	0.02		
85	大平川	金照町沢	檜山	0.03		
86	小又川	大槻前沢	上新城小又	0.16		有
87	小又川	上小又沢	上新城小又	0.02		有
88	新城川	大保沢	上新城保多野	0.04		
89	新城川	松木台沢 1	上新城五十丁	0.02	県道0.06km	
90	新城川	松木台沢 2	上新城五十丁	0.03		
91	道川	愛染沢	上新城道川	0.04		有
92	道川	エリゲ沢	上新城道川	0.04		有
93	道川	長田沢	上新城道川	0.01		有
94	道川	宮ノ下沢 2	上新城道川	0.03		有
95	新城川	太平沢	上新城五十丁	0.01		有
96	下浜鮎川	入道沢 沢	下浜名ヶ沢	0.01		
97	下浜鮎川	兵家敷沢	下浜名ヶ沢	0.01		有
98	下浜鮎川	ヨモキ田沢	下浜名ヶ沢	0.02		有
99	下浜鮎川	馬場沢	下浜名ヶ沢	0.02		有
100	下浜鮎川	浦田沢	下浜名ヶ沢	0.35		有

番号	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (Km ²)	保全対象	
					災害時要援護者 関連施設および 公共施設等	砂防指 定地の 有無
101	下浜鮎川	坂本沢 1	下浜名ヶ沢	0.01		有
102	下浜鮎川	坂本沢 2	下浜名ヶ沢	0.02		有
103	下浜鮎川	曲田沢	下浜名ヶ沢	0.01	県道0.07km	有
104	下浜鮎川	岩瀬沢	下浜羽川	0.02	県道0.05km	有
105	下浜鮎川	六朗沢沢	下浜羽川	0.01	県道0.06km	有
106	下浜鮎川	岩城沢	下浜羽川	0.03		有
107	草生津川	片野沢	上新城中	0.03		
108	馬踏川	山崎沢	金足片田	0.01		
109	雄物川	鳥屋ヶ沢沢	豊岩石名坂	0.01		
110	雄物川	宮田沢沢 1	浜田	0.06		
111	雄物川	宮田沢沢 2	浜田	0.04		
112	神内川	大仁加羅沢沢	神内	0.04		
113	神内川	六枚田沢	神内	0.05		
114	神内川	神内沢	神内	0.03		
115	岩見川	宮崎沢	和田	0.02	国道0.06km 鉄道0.07km	
116	岩見小又 川	鶴養沢	岩見	0.07		
117	岩見川	松沢沢 1	岩見	0.15		
118	岩見川	松沢沢 2	岩見	0.18		
119	岩見川	穴渕沢	岩見	0.04		
120	岩見川	小平岱沢	岩見	0.03		
121	岩見川	山根沢	大張野	0.03		
122	岩見川	大沢	大沢	0.02		
123	岩見川	式田沢 2	和田	0.02		
124	岩見川	式田沢 3	和田	0.03		
125	岩見川	ひだの沢	戸島	0.06		
126	梵字川	虚空蔵沢	豊成	0.01	県道0.05km	
127	三内川	岩谷袋沢	三内	0.18	県道0.08km	
128	三内川	丸舞口沢	三内	0.12	県道0.19km	
129	三内川	三内段沢	三内	0.05		
130	三内川	繫沢沢	三内	0.02	県道0.10km	
131	三内川	前田面沢	三内	0.05	県道0.05km	
132	三内川	繫沢	三内	0.03	県道0.06km	
133	梵字川	畑沢	北野田高屋	0.02		
134	梵字川	神田沢 3	北野田高屋	0.06	県道0.06km	
135	梵字川	小高沢	北野田高屋	0.01		
136	梵字川	前田沢 2	北野田高屋	0.01	国道0.08km	
137	梵字川	前田沢 3	北野田高屋	0.01	国道0.06km	
138	岩見杉沢 川	中畑野沢	岩見	0.17		
139	岩見川	山根沢	諸井	0.05		
140	神ヶ村川	大柳沢	神ヶ村	0.06		
141	神ヶ村川	大金沢 1	神ヶ村	0.07		
142	神ヶ村川	大金沢 2	神ヶ村	0.02	県道0.05km	
143	神ヶ村川	大金沢 3	神ヶ村	0.01	県道0.08km	
144	神ヶ村川	西脇沢 1	神ヶ村	0.06		
145	神ヶ村川	西脇沢 2	神ヶ村	0.05		
146	神ヶ村川	西脇沢 3	神ヶ村	0.03		
147	神ヶ村川	東又沢	神ヶ村	0.01		
148	神ヶ村川	窪沢	神ヶ村	0.02		
149	神ヶ村川	杉腰沢	神ヶ村	0.02		
150	神ヶ村川	舟御沢	神ヶ村	0.01		

番号	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (Km ²)	保全対象	砂防指定地の 有無
					災害時要援護者 関連施設および 公共施設等	
151	神ヶ村川	大橋沢 4	神ヶ村	0.02	県道0.08km	
152	神ヶ村川	テンザ沢	新波	0.03		
153	新波川	中田沢 1	萱ヶ沢	0.01		
154	新波川	中田沢 2	萱ヶ沢	0.02		
155	新波川	堤ヶ沢沢	萱ヶ沢	0.01		
156	新波川	船ヶ沢沢	萱ヶ沢	0.02		
157	新波川	萱ヶ沢沢 1	萱ヶ沢	0.02		
158	新波川	萱ヶ沢沢 2	萱ヶ沢	0.02		
159	新波川	萱ヶ沢沢 3	萱ヶ沢	0.01		
160	新波川	萱ヶ沢沢 4	萱ヶ沢	0.02		
161	新波川	萱ヶ沢沢 5	萱ヶ沢	0.01		
162	新波川	館野腰沢 1	萱ヶ沢	0.02		
163	新波川	館野腰沢 2	萱ヶ沢	0.02		
164	新波川	萱ヶ沢沢 6	萱ヶ沢	0.02		
165	新波川	館野腰沢 3	萱ヶ沢	0.01		
166	新波川	宮ノ前沢	碓田	0.03		
167	新波川	中村沢 1	碓田	0.02		
168	新波川	中村沢 2	碓田	0.01		
169	新波川	梵天野沢 1	碓田	0.01		
170	新波川	祭田沢	碓田	0.01		
171	新波川	シコウ沢沢	神ヶ村	0.03		
172	新波川	山田沢	神ヶ村	0.05		
173	新波川	梵天野沢 2	碓田	0.01		
174	繫川	古井内沢 1	繫	0.01		
175	繫川	古井内沢 2	繫	0.01		
176	雄物川	白川沢	女米沢	0.57	国道0.10km	
177	雄物川	川崎沢川	女米沢	0.39	国道0.14km	有
178	雄物川	川崎沢 2	女米沢	0.01	国道0.08km	
179	雄物川	猫沢沢 4	女米沢	0.06		
180	畑沢川	佐渡の沢	種沢	0.03		
181	雄物川	御江田沢	戸賀沢	0.01		
182	雄物川	野中沢	種沢	0.03	県道0.09km	
183	雄物川	槐下沢 1	妙法	0.05		
184	雄物川	槐下沢 2	妙法	0.02		
185	雄物川	水沢沢	石田	0.01		
186	雄物川	湯野目沢	下黒瀬	0.02		
187	雄物川	寺沢沢	芝野新田	0.02		
188	安養寺川	堤根の沢	椿川	0.03		
189	安養寺川	安養寺沢 1	椿川	0.09		
190	安養寺川	安養寺沢 2	椿川	0.03		
191	安養寺川	上の沢	椿川	0.08		
192	安養寺川	関田沢	椿川	0.02		
193	安養寺川	安養寺沢	椿川	0.03		
194	安養寺川	館ノ下沢	椿川	0.03		
195	安養寺川	館ノ下沢 2	椿川	0.02		
196	平尾鳥川	藤森沢 2	平尾鳥	0.01		
197	平尾鳥川	藤森沢 3	平尾鳥	0.25		
198	平尾鳥川	善知鳥沢	平尾鳥	0.03		
199	平尾鳥川	中山沢	平尾鳥	0.01		
200	平尾鳥川	中村沢	平尾鳥	0.03		
201	平尾鳥川	石名沢沢	平尾鳥	0.07		
202	岩見川	大又沢	田草川	0.01		
203	小関川	真木屋沢	萱ヶ沢	0.01		

番号	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (Km ²)	保全対象	砂防指定地の有無
					災害時要援護者 関連施設および 公共施設等	
204	小関川	和合沢 1	萱ヶ沢	0.02		
205	小関川	和合沢 2	萱ヶ沢	0.02		
206	小関川	和合沢 3	萱ヶ沢	0.02		
207	小関川	西風沢 1	萱ヶ沢	0.03		
208	小関川	西風沢 2	萱ヶ沢	0.03		
209	小関川	西風沢 3	萱ヶ沢	0.03		
210	小関川	中ノ沢	萱ヶ沢	0.03		
211	小関川	道ノ下沢 1	萱ヶ沢	0.05		
212	小関川	道ノ下沢 2	萱ヶ沢	0.01		
213	小関川	ニタノ沢 1	萱ヶ沢	0.06		
214	小関川	ニタノ沢 2	萱ヶ沢	0.04		
215	小関川	ニタノ沢 3	萱ヶ沢	0.02		
216	小関川	ニタノ沢 4	萱ヶ沢	0.02		
217	小関川	比丘尼屋敷沢 1	萱ヶ沢	0.01		
218	小関川	比丘尼屋敷沢 2	萱ヶ沢	0.01		
219	小関川	太平沢 1	萱ヶ沢	0.01		
220	小関川	太平沢 2	萱ヶ沢	0.15		
221	小関川	三福沢 1	萱ヶ沢	0.05		
222	小関川	三福沢 2	萱ヶ沢	0.01		
223	小関川	柳沢 1	萱ヶ沢	0.03		
224	小関川	柳沢 2	萱ヶ沢	0.05		
225	小関川	柳沢 3	萱ヶ沢	0.02		
226	小関川	土場沢 1	萱ヶ沢	0.02		
227	小関川	土場沢 2	萱ヶ沢	0.02		
228	新波川	宮前沢	碓田	0.04	県道0.12km	
229	雄物川	宝生口沢	女米沢	0.02	国道0.06km	

資料 1 4 - 4 土砂災害警戒区域指定箇所表

(1) 土砂災害特別警戒区域

(平成30年12月現在)

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
1	中台団地	秋田市手形字オノ浜及び中台並びに同市新藤田字次郎沢	急傾斜地	H23.11.22	493
2	手形	秋田市手形字オノ浜及び中台	急傾斜地	H23.11.22	493
3	百崎1号	秋田市上北手百崎字二夕子沢	急傾斜地	H23.11.22	493
4	落合1号	秋田市上新城小又字落合及び高野屋	急傾斜地	H23.11.22	493
5	片野1号	秋田市上新城中字片野	急傾斜地	H23.11.22	493
6	堀川	秋田市飯島字堀川	急傾斜地	H23.11.22	493
7	神田	秋田市外旭川字神田及び大堤	急傾斜地	H23.11.22	493
8	鳥越	秋田市柳田字鳥越	急傾斜地	H23.11.22	493
9	苗代沢1号	秋田市上北手猿田字苗代沢	急傾斜地	H23.11.22	493
10	石川	秋田市上北手百崎字石川及び同市上北手荒巻字荒巻	急傾斜地	H23.11.22	493
11	落合3号	秋田市上新城小又字落合	急傾斜地	H23.11.22	493
12	鳥越沢	秋田市柳田字鳥越	土石流	H23.11.22	493
13	苗代坂沢2	秋田市上北手猿田字苗代沢	土石流	H23.11.22	493
14	荒巻沢1	秋田市上北手荒巻字荒巻及び同市上北手百崎字石川	土石流	H23.11.22	493
15	千秋中島	秋田市千秋北の丸、同市千秋中島町及び同市千秋矢留町	急傾斜地	H27.5.29	248
16	千秋北の丸	秋田市千秋北の丸及び同市千秋公園	急傾斜地	H27.5.29	248
17	矢留町	秋田市千秋矢留町及び千秋公園	急傾斜地	H27.5.29	248
18	千秋公園	秋田市千秋公園及び同市千秋城下町	急傾斜地	H27.5.29	248
19	千秋久保田	秋田市千秋久保田町	急傾斜地	H27.5.29	248
20	下中城	秋田市千秋公園及び同市千秋明徳町	急傾斜地	H27.5.29	248
21	千秋公園1号	秋田市千秋公園及び同市千秋矢留町	急傾斜地	H27.5.29	248
22	千秋北の丸2号	秋田市千秋北の丸及び同市千秋城下町	急傾斜地	H27.5.29	248
23	千秋公園2号	秋田市千秋公園	急傾斜地	H27.5.29	248
24	千秋公園3号	秋田市千秋公園	急傾斜地	H27.5.29	248
25	谷崎	秋田市下北手松崎字谷崎	急傾斜地	H27.5.29	248

番号	区域名	区域	自然現象 の種類	指定月日	告示 番号
26	下北手桜	秋田市横森一丁目、同市横森二丁目及び 同市檜山太田町	急傾斜地	H27.5.29	248
27	松原	秋田市檜山太田町及び同市檜山字太田沢	急傾斜地	H27.5.29	248
28	檜山太田沢	秋田市檜山太田町及び同市檜山字太田沢	急傾斜地	H27.5.29	248
29	金照寺1号	秋田市檜山金照町	急傾斜地	H27.5.29	248
30	金照寺	秋田市檜山金照町及び同市檜山城南町	急傾斜地	H27.5.29	248
31	城南1号	秋田市檜山城南町	急傾斜地	H27.5.29	248
32	檜山太田町	秋田市檜山太田町及び同市檜山字太田沢	急傾斜地	H27.5.29	248
33	檜山金照町	秋田市檜山金照町	急傾斜地	H27.5.29	248
34	檜山城南1号	秋田市檜山城南町	急傾斜地	H27.5.29	248
35	檜山 太田沢2号	秋田市檜山太田町及び同市檜山字太田沢	急傾斜地	H27.5.29	248
36	下和田	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下並びに 同市河辺和田字和田、北城ヶ崎及び上中野	急傾斜地	H27.5.29	248
37	中和田	秋田市河辺和田字和田	急傾斜地	H27.5.29	248
38	和田	秋田市河辺和田字和田	急傾斜地	H27.5.29	248
39	雷谷地	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地	急傾斜地	H27.5.29	248
40	岡村	秋田市河辺和田字岡村	急傾斜地	H27.5.29	248
41	高橋	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地及び高橋	急傾斜地	H27.5.29	248
42	小高1号	秋田市河辺北野田高屋字小高	急傾斜地	H27.5.29	248
43	小高2号	秋田市河辺北野田高屋字務沢	急傾斜地	H27.5.29	248
44	小高3号	秋田市河辺北野田高屋字務沢	急傾斜地	H27.5.29	248
45	前田	秋田市河辺北野田高屋字前田及び榊表	急傾斜地	H27.5.29	248
46	前田2号	秋田市河辺北野田高屋字前田	急傾斜地	H27.5.29	248
47	太田沢	秋田市檜山太田町及び同市檜山字太田沢	土石流	H27.5.29	248
48	横森沢	秋田市檜山太田町及び同市檜山字太田沢	土石流	H27.5.29	248
49	太田町沢	秋田市檜山太田町並びに同市檜山石塚町 並びに同市檜山字太田沢及び石塚谷地	土石流	H27.5.29	248
50	金照町沢	秋田市檜山金照町	土石流	H27.5.29	248
51	岡村沢	秋田市河辺和田字岡村及び 同市河辺諸井字野田	土石流	H27.5.29	248
52	黒沼沢	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地	土石流	H27.5.29	248
53	前田沢1	秋田市河辺北野田高屋字前田	土石流	H27.5.29	248
54	小高沢	秋田市河辺北野田高屋字務沢及び字小高	土石流	H27.5.29	248
55	前田沢2	秋田市河辺北野田高屋字前田	土石流	H27.5.29	248

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
56	前田沢3	秋田市河辺北野田高屋字前田	土石流	H27.5.29	248
57	北野田 高屋沢1	秋田市河辺北野田高屋字前田	土石流	H27.5.29	248
58	雷谷地沢	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地	土石流	H27.5.29	248
59	白山	秋田市上新城白山字白山及び竹山	急傾斜地	H27.7.14	311
60	五十丁	秋田市上新城五十丁字小林及び 同市上新城中字松木台	急傾斜地	H27.7.14	311
61	新藤田東町	秋田市新藤田字高梨台、 同市旭川清澄町及び同市旭川新藤田東町	急傾斜地	H27.7.14	311
62	手形山東町	秋田市手形山東町、 同市手形山北町及び同市広面字近藤沢	急傾斜地	H27.7.14	311
63	上館	秋田市太平中関字上館及び平形	急傾斜地	H27.7.14	311
64	百崎	秋田市上北手百崎字石川	急傾斜地	H27.7.14	311
65	荒巻	秋田市上北手荒巻字前田	急傾斜地	H27.7.14	311
66	大槻前	秋田市上新城小又字山野根及び脇野田	急傾斜地	H27.7.14	311
67	高梨台	秋田市新藤田字高梨台、 同市添川字地ノ内及び同市旭川清澄町	急傾斜地	H27.7.14	311
68	中山台	秋田市新藤田字治郎沢	急傾斜地	H27.7.14	311
69	手形山北町	秋田市手形山北町及び同市広面字近藤沢	急傾斜地	H27.7.14	311
70	手形山 東町1号	秋田市柳田字鳥越及び古道並びに 同市手形山東町並びに同市広面字近藤沢	急傾斜地	H27.7.14	311
71	手形山中町	秋田市手形山中町	急傾斜地	H27.7.14	311
72	蟹沢1号	秋田市広面字蟹沢及び同市手形山中町	急傾斜地	H27.7.14	311
73	蟹沢2号	秋田市広面字蟹沢及び赤沼	急傾斜地	H27.7.14	311
74	堤敷	秋田市広面字堤敷並びに同市柳田字糠塚 及び推子	急傾斜地	H27.7.14	311
75	前田2号	秋田市上北手荒巻字前田	急傾斜地	H27.7.14	311
76	荒巻1号	秋田市上北手荒巻字荒巻	急傾斜地	H27.7.14	311
77	諏訪ノ沢2号	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢及び同市山手台	急傾斜地	H27.7.14	311
78	四ツ小屋	秋田市上北手猿田字四ツ小屋	急傾斜地	H27.7.14	311
79	館ノ下1号	秋田市上北手猿田字館ノ下	急傾斜地	H27.7.14	311
80	脇野田	秋田市上新城小又字脇野田及び落合	急傾斜地	H27.7.14	311
81	落合2号	秋田市上新城小又字落合	急傾斜地	H27.7.14	311
82	大沢	秋田市上新城中字大沢及び松木台	急傾斜地	H27.7.14	311
83	諏訪ノ沢1号	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢	急傾斜地	H27.7.14	311
84	前田1号	秋田市上北手荒巻字前田	急傾斜地	H27.7.14	311

番号	区域名	区域	自然現象 の種類	指定月日	告示 番号
85	苗代沢2号	秋田市上北手猿田字苗代沢	急傾斜地	H27.7.14	311
86	四ツ小屋1号	秋田市上北手猿田字四ツ小屋	急傾斜地	H27.7.14	311
87	四ツ小屋2号	秋田市上北手猿田字四ツ小屋	急傾斜地	H27.7.14	311
88	底沢	秋田市上北手猿田字底沢	急傾斜地	H27.7.14	311
89	鳥越1号	秋田市柳田字鳥越	急傾斜地	H27.7.14	311
90	鳥越2号	秋田市柳田字鳥越	急傾斜地	H27.7.14	311
91	内縄尻	秋田市豊岩豊巻字内縄尻及び諏訪	急傾斜地	H27.7.14	311
92	豊岩杉ノ下	秋田市豊岩豊巻字内縄尻及び杉ノ下	急傾斜地	H27.7.14	311
93	中沢	秋田市豊岩豊巻字杉ノ下及び中沢	急傾斜地	H27.7.14	311
94	豊岩前郷	秋田市豊岩豊巻字大日沢及び中沢	急傾斜地	H27.7.14	311
95	大橋	秋田市雄和神ヶ村字大橋及び舟卸	急傾斜地	H27.7.14	311
96	山口	秋田市豊岩豊巻字大日沢及び山口	急傾斜地	H27.7.14	311
97	樋口1号	秋田市雄和新波字寺沢及び 同市雄和碓田字梵天野	急傾斜地	H27.7.14	311
98	樋口2号	秋田市雄和碓田字梵天野	急傾斜地	H27.7.14	311
99	戸島字上野	秋田市河辺戸島字上野及び大提山	急傾斜地	H27.7.14	311
100	内縄尻1号	秋田市豊岩豊巻字内縄尻	急傾斜地	H27.7.14	311
101	舟卸	秋田市雄和神ヶ村字舟卸	急傾斜地	H27.7.14	311
102	杉腰	秋田市雄和神ヶ村字杉腰	急傾斜地	H27.7.14	311
103	妙角	秋田市雄和神ヶ村字脇坂及び妙角	急傾斜地	H27.7.14	311
104	家ノ沢	秋田市雄和神ヶ村字中村	急傾斜地	H27.7.14	311
105	窪1号	秋田市雄和神ヶ村字窪	急傾斜地	H27.7.14	311
106	窪2号	秋田市雄和神ヶ村字窪	急傾斜地	H27.7.14	311
107	平形沢1	秋田市太平中関字平形及び槻ノ浜	土石流	H27.7.14	311
108	鳥越沢2	秋田市柳田字鳥越及び古道	土石流	H27.7.14	311
109	手形山 北町沢	秋田市広面字近藤沢	土石流	H27.7.14	311
110	苗代沢	秋田市上北手猿田字四ツ小屋	土石流	H27.7.14	311
111	地ノ内沢	秋田市添川字地ノ内	土石流	H27.7.14	311
112	落合沢	秋田市上新城小又字落合	土石流	H27.7.14	311
113	五十丁沢1	秋田市上新城五十丁字小林	土石流	H27.7.14	311
114	小林沢	秋田市上新城五十丁字小林	土石流	H27.7.14	311
115	二夕子沢沢1	秋田市上北手百崎字二夕子沢	土石流	H27.7.14	311

番号	区域名	区域	自然現象 の種類	指定月日	告示 番号
116	諏訪ノ沢沢	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢	土石流	H27.7.14	311
117	一つ森公園 沢1	秋田市上北手百崎字石川	土石流	H27.7.14	311
118	一つ森公園 沢2	秋田市上北手百崎字石川	土石流	H27.7.14	311
119	大槻前沢	秋田市上新城小又字大槻前及び平ヶ沢	土石流	H27.7.14	311
120	上小又沢	秋田市上新城小又字脇野田	土石流	H27.7.14	311
121	松木台沢1	秋田市上新城中字松木台	土石流	H27.7.14	311
122	松木台沢2	秋田市上新城中字松木台	土石流	H27.7.14	311
123	上北手 荒巻沢	秋田市上北手荒巻字前田	土石流	H27.7.14	311
124	柳田沢6	秋田市柳田字鳥越及び古道	土石流	H27.7.14	311
125	杉ノ下沢1	秋田市豊岩豊巻字杉ノ下	土石流	H27.7.14	311
126	杉ノ下沢2	秋田市豊岩豊巻字内縄尻	土石流	H27.7.14	311
127	縄尻沢	秋田市豊岩豊巻字内縄尻	土石流	H27.7.14	311
128	大橋沢1	秋田市雄和神ヶ村字大橋及び舟卸	土石流	H27.7.14	311
129	大橋沢2	秋田市雄和神ヶ村字大橋	土石流	H27.7.14	311
130	大橋沢3	秋田市雄和神ヶ村字大橋	土石流	H27.7.14	311
131	上大部沢	秋田市雄和石田字蟹沢及び平治ヶ沢	土石流	H27.7.14	311
132	窪沢	秋田市雄和神ヶ村字窪	土石流	H27.7.14	311
133	杉腰沢	秋田市雄和神ヶ村字杉腰	土石流	H27.7.14	311
134	舟卸沢	秋田市雄和神ヶ村字舟卸	土石流	H27.7.14	311
135	大橋沢4	秋田市雄和神ヶ村字大橋	土石流	H27.7.14	311
136	豊岩豊巻沢2	秋田市豊岩豊巻字中山	土石流	H27.7.14	311
137	豊岩豊巻沢1	秋田市豊岩豊巻字中山及び小山境	土石流	H27.7.14	311
138	稲荷林	秋田市金足高岡字稲荷林	急傾斜地	H27.9.15	391
139	深田	秋田市金足吉田字深田	急傾斜地	H27.9.15	391
140	山崎	秋田市金足片田字山崎及び野尻	急傾斜地	H27.9.15	391
141	長田	秋田市添川字長田	急傾斜地	H27.9.15	391
142	堂ノ前1号	秋田市太平八田字堂ノ前	急傾斜地	H27.9.15	391
143	堂ノ前2号	秋田市太平八田字堂ノ前	急傾斜地	H27.9.15	391
144	木曾石1号	秋田市太平八田字木曾石	急傾斜地	H27.9.15	391
145	木曾石2号	秋田市太平八田字木曾石	急傾斜地	H27.9.15	391

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
146	田中1号	秋田市山内字田中	急傾斜地	H27.9.15	391
147	上八田	秋田市太平八田字上八田及び平ノ脇	急傾斜地	H27.9.15	391
148	コフラゲ沢	秋田市金足片田字コフラケ及び駒込	土石流	H27.9.15	391
149	深田沢	秋田市金足吉田字深田	土石流	H27.9.15	391
150	山崎沢	秋田市金足片田字野尻及び山崎	土石流	H27.9.15	391
151	金足片田沢2	秋田市金足片田字コフラケ及び駒込	土石流	H27.9.15	391
152	金足吉田沢	秋田市金足吉田字イカリ	土石流	H27.9.15	391
153	木曾石沢	秋田市太平八田字木曾石	土石流	H27.9.15	391
154	上八田沢1	秋田市太平八田字上八田	土石流	H27.9.15	391
155	上八田沢2	秋田市太平八田字上八田及び館ヶ沢	土石流	H27.9.15	391
156	藤倉沢	秋田市山内字小田及び藤倉	土石流	H27.9.15	391
157	ヤリ沢	秋田市山内字藤倉	土石流	H27.9.15	391
158	平沢	秋田市山内字田中	土石流	H27.9.15	391
159	太平八田沢1	秋田市太平八田字上八田及び平ノ脇	土石流	H27.9.15	391
160	太平八田沢3	秋田市太平八田字平ノ脇	土石流	H27.9.15	391
161	太平八田沢4	秋田市太平八田字平ノ脇	土石流	H27.9.15	391
162	山内沢1	秋田市山内字丸木橋	土石流	H27.9.15	391
163	山内沢2	秋田市山内字増沢	土石流	H27.9.15	391
164	山内沢3	秋田市山内字増沢	土石流	H27.9.15	391
165	山内沢4	秋田市山内字女夫石	土石流	H27.9.15	391
166	山内沢5	秋田市山内字増沢	土石流	H27.9.15	391
167	山内沢6	秋田市山内字田中	土石流	H27.9.15	391
168	山内沢7	秋田市山内字増沢	土石流	H27.9.15	391
169	高野1号	秋田市寺内高野及び同市寺内兎桜三丁目	急傾斜地	H27.10.2	412
170	将軍野 南1丁目	秋田市将軍野南一丁目及び同市寺内大畑	急傾斜地	H27.10.2	412
171	大小路1号	秋田市寺内字後城及び大小路並びに 同市寺内後城	急傾斜地	H27.10.2	412
172	大小路2号	秋田市寺内字大小路及び後城並びに 同市寺内大小路及び寺内後城	急傾斜地	H27.10.2	412
173	大小路3号	秋田市寺内字大小路,同市寺内後城及び 同市寺内神屋敷	急傾斜地	H27.10.2	412
174	焼山	秋田市寺内焼山	急傾斜地	H27.10.2	412
175	兎桜1号	秋田市寺内兎桜一丁目,二丁目及び三丁目	急傾斜地	H27.10.2	412

番号	区域名	区域	自然現象 の種類	指定月日	告示 番号
176	児桜2号	秋田市寺内児桜三丁目	急傾斜地	H27.10.2	412
177	児桜	秋田市寺内児桜一丁目及び二丁目	急傾斜地	H27.10.2	412
178	寺内	秋田市寺内神屋敷	急傾斜地	H27.10.2	412
179	神屋敷	秋田市寺内神屋敷及び同市寺内蛭根三丁目	急傾斜地	H27.10.2	412
180	神屋敷1号	秋田市寺内蛭根三丁目	急傾斜地	H27.10.2	412
181	神屋敷2号	秋田市寺内字蛭根及び同市寺内蛭根三丁目	急傾斜地	H27.10.2	412
182	神屋敷3号	秋田市寺内神屋敷	急傾斜地	H27.10.2	412
183	神屋敷4号	秋田市寺内神屋敷及び同市寺内堂ノ沢二丁目	急傾斜地	H27.10.2	412
184	神屋敷5号	秋田市寺内字大小路、 同市寺内後城及び同市寺内神屋敷	急傾斜地	H27.10.2	412
185	寺内蛭根	秋田市寺内蛭根一丁目及び二丁目	急傾斜地	H27.10.2	412
186	八橋	秋田市八橋大道東,同市八橋本町六丁目及び 同市寺内蛭根一丁目	急傾斜地	H27.10.2	412
187	堀尾田	秋田市濁川字堀尾田	急傾斜地	H27.10.2	412
188	大沢	秋田市手形字大沢及び大松沢	急傾斜地	H27.10.2	412
189	大沢1号	秋田市手形字大沢及び蛇野	急傾斜地	H27.10.2	412
190	大沢3号	秋田市手形字大沢及び大松沢	急傾斜地	H27.10.2	412
191	広面推子 蛇野	秋田市広面字推子及び同市蛇野	急傾斜地	H27.10.2	412
192	赤沼	秋田市広面字赤沼	急傾斜地	H27.10.2	412
193	太平八田	秋田市太平八田字八田及び藤ノ崎	急傾斜地	H27.10.2	412
194	鶺ノ木	秋田市寺内鶺ノ木及び同市寺内児桜二丁目	急傾斜地	H27.10.2	412
195	井戸尻	秋田市濁川字井戸尻	急傾斜地	H27.10.2	412
196	後田	秋田市濁川字後田及び堀尾田	急傾斜地	H27.10.2	412
197	堀尾田1号	秋田市濁川字後田及び堀尾田	急傾斜地	H27.10.2	412
198	五庵山1号	秋田市泉字五庵山	急傾斜地	H27.10.2	412
199	五庵山2号	秋田市泉字五庵山	急傾斜地	H27.10.2	412
200	推子	秋田市広面字推子及び赤沼	急傾斜地	H27.10.2	412
201	大沢田沢2	秋田市下北手松崎字大沢田	土石流	H27.10.2	412
202	大沢田沢3	秋田市下北手松崎字大沢田	土石流	H27.10.2	412
203	大沢田沢4	秋田市下北手松崎字大沢田	土石流	H27.10.2	412
204	大沢田沢5	秋田市下北手松崎字大沢田	土石流	H27.10.2	412
205	大沢田沢6	秋田市下北手松崎字大沢田	土石流	H27.10.2	412

番号	区域名	区域	自然現象 の種類	指定月日	告示 番号
206	大沢田沢	秋田市下北手松崎字大沢田	土石流	H27.10.2	412
207	堀尾田沢1	秋田市濁川字堀尾田及び草刈場	土石流	H27.10.2	412
208	堀尾田沢2	秋田市濁川字堀尾田及び草刈場	土石流	H27.10.2	412
209	堀尾田沢3	秋田市濁川字堀尾田及び草刈場	土石流	H27.10.2	412
210	堀尾田沢4	秋田市濁川字堀尾田及び草刈場	土石流	H27.10.2	412
211	後田沢2	秋田市濁川字後田及び堀尾田	土石流	H27.10.2	412
212	中坪	秋田市下新城小友字中坪	急傾斜地	H27.10.23	457
213	寺沢	秋田市雄和芝野新田字寺沢及び 同市雄和田草川字山崎山	急傾斜地	H27.10.23	457
214	館ノ下	秋田市雄和椿川字館ノ下	急傾斜地	H27.10.23	457
215	関田	秋田市雄和椿川字関田	急傾斜地	H27.10.23	457
216	堤根	秋田市雄和椿川字堤根及び平脇	急傾斜地	H27.10.23	457
217	沖ノ窪1号	秋田市下新城小友字沖ノ窪及び中坪	急傾斜地	H27.10.23	457
218	沖ノ窪2号	秋田市下新城小友字沖ノ窪	急傾斜地	H27.10.23	457
219	山崎山1号	秋田市雄和田草川字山崎山	急傾斜地	H27.10.23	457
220	山崎山2号	秋田市雄和田草川字山崎山及び大又	急傾斜地	H27.10.23	457
221	家ノ前	秋田市下新城小友字中坪及び家ノ前	急傾斜地	H27.10.23	457
222	中坪1号	秋田市下新城小友字中坪	急傾斜地	H27.10.23	457
223	猿田沢	秋田市下新城小友字猿田沢	急傾斜地	H27.10.23	457
224	館ノ下1号	秋田市雄和椿川字館ノ下	急傾斜地	H27.10.23	457
225	地張山	秋田市雄和椿川字地張山	急傾斜地	H27.10.23	457
226	椿川字中村	秋田市雄和椿川字中村	急傾斜地	H27.10.23	457
227	関田1号	秋田市雄和椿川字地張山及び関田	急傾斜地	H27.10.23	457
228	関田2号	秋田市雄和椿川字地張山	急傾斜地	H27.10.23	457
229	安養寺	秋田市雄和椿川字中村	急傾斜地	H27.10.23	457
230	平脇1号	秋田市雄和椿川字関田	急傾斜地	H27.10.23	457
231	平脇2号	秋田市雄和椿川字平脇、関田及び安養寺	急傾斜地	H27.10.23	457
232	平脇3号	秋田市雄和椿川字平脇及び安養寺	急傾斜地	H27.10.23	457
233	槐下1号	秋田市雄和妙法字槐下	急傾斜地	H27.10.23	457
234	槐下2号	秋田市雄和妙法字槐下	急傾斜地	H27.10.23	457
235	槐下3号	秋田市雄和妙法字槐下	急傾斜地	H27.10.23	457

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
236	糠塚沢	秋田市雄和妙法字糠塚	土石流	H27.10.23	457
237	本田沢	秋田市雄和田草川字山崎山及び山崎並びに同市雄和芝野新田字寺沢	土石流	H27.10.23	457
238	館ノ下沢1	秋田市雄和椿川字館ノ下	土石流	H27.10.23	457
239	館ノ下沢2	秋田市雄和椿川字館ノ下及び岡崎	土石流	H27.10.23	457
240	長者屋敷沢	秋田市雄和椿川字長者屋敷	土石流	H27.10.23	457
241	槐下沢2	秋田市雄和妙法字槐下及び火石下	土石流	H27.10.23	457
242	堤根の沢	秋田市雄和椿川字堤根及び安養寺	土石流	H27.10.23	457
243	安養寺沢1	秋田市雄和椿川字平脇、安養寺及び堤根	土石流	H27.10.23	457
244	安養寺沢2	秋田市雄和椿川字安養寺	土石流	H27.10.23	457
245	上の沢	秋田市雄和椿川字中村	土石流	H27.10.23	457
246	関田沢	秋田市雄和椿川字関田	土石流	H27.10.23	457
247	安養寺沢	秋田市雄和椿川字中村	土石流	H27.10.23	457
248	館ノ下沢	秋田市雄和椿川字館ノ下	土石流	H27.10.23	457
249	館ノ下2号	秋田市上北手猿田字館ノ下	急傾斜地	H27.11.10	486
250	賀川	秋田県秋田市下北手柳館字賀川	急傾斜地	H28.9.16	524
251	大杉沢	秋田県秋田市上北手大杉沢字藤根	急傾斜地	H28.9.16	524
252	宮ヶ沢2号	秋田県秋田市桜三丁目	急傾斜地	H28.9.16	524
253	細谷沢	秋田県秋田市下北手柳館字細谷沢	急傾斜地	H28.9.16	524
254	梨平1号	秋田県秋田市下北手梨平字梨平	急傾斜地	H28.9.16	524
255	梨平2号	秋田県秋田市下北手梨平字梨平	急傾斜地	H28.9.16	524
256	砂子沢1号	秋田県秋田市上北手猿田字砂子沢	急傾斜地	H28.9.16	524
257	潤ヶ崎1号	秋田県秋田市下北手宝川字潤ヶ崎	急傾斜地	H28.9.16	524
258	潤ヶ崎2号	秋田県秋田市下北手宝川字潤ヶ崎	急傾斜地	H28.9.16	524
259	中前田	秋田県秋田市下北手通沢字中前田及び前田	急傾斜地	H28.9.16	524
260	賀川瀉下	秋田県秋田市下北手柳館字賀川瀉下及び賀川	急傾斜地	H28.9.16	524
261	下前田	秋田県秋田市下北手通沢字下前田	急傾斜地	H28.9.16	524
262	赤平	秋田県秋田市下北手柳館字赤平	急傾斜地	H28.9.16	524
263	細谷沢1号	秋田県秋田市下北手柳館字細谷沢	急傾斜地	H28.9.16	524
264	細谷沢2号	秋田県秋田市下北手柳館字細谷沢	急傾斜地	H28.9.16	524
265	細谷沢3号	秋田県秋田市下北手柳館字細谷沢	急傾斜地	H28.9.16	524

番号	区域名	区域	自然現象 の種類	指定月日	告示 番号
266	向田	秋田県秋田市下北手梨平字向田	急傾斜地	H28.9.16	524
267	梨平3号	秋田県秋田市下北手梨平字梨平	急傾斜地	H28.9.16	524
268	梨平4号	秋田県秋田市下北手梨平字梨平	急傾斜地	H28.9.16	524
269	梨平5号	秋田県秋田市下北手梨平字梨平	急傾斜地	H28.9.16	524
270	黒川1号	秋田県秋田市下北手黒川字黒川	急傾斜地	H28.9.16	524
271	黒川2号	秋田県秋田市下北手黒川字黒川	急傾斜地	H28.9.16	524
272	黒川3号	秋田県秋田市下北手黒川字黒川	急傾斜地	H28.9.16	524
273	駒込	秋田県秋田市上北手小山田字駒込	急傾斜地	H28.9.16	524
274	桜田1号	秋田県秋田市上北手小山田字桜田	急傾斜地	H28.9.16	524
275	桜田2号	秋田県秋田市上北手小山田字桜田	急傾斜地	H28.9.16	524
276	桜田3号	秋田県秋田市上北手小山田字桜田	急傾斜地	H28.9.16	524
277	砂子沢2号	秋田県秋田市上北手猿田字砂子沢	急傾斜地	H28.9.16	524
278	砂子沢3号	秋田県秋田市上北手猿田字砂子沢	急傾斜地	H28.9.16	524
279	弥生館1号	秋田県秋田市上北手猿田字弥生館	急傾斜地	H28.9.16	524
280	弥生館2号	秋田県秋田市上北手猿田字弥生館	急傾斜地	H28.9.16	524
281	弥生館3号	秋田県秋田市上北手猿田字弥生館	急傾斜地	H28.9.16	524
282	猿田沢	秋田県秋田市上北手猿田字猿田沢	急傾斜地	H28.9.16	524
283	二ツ寺2号	秋田県秋田市上北手猿田字二ツ寺	急傾斜地	H28.9.16	524
284	寺村	秋田県秋田市上北手猿田字寺村	急傾斜地	H28.9.16	524
285	豊口	秋田県秋田市上北手大山田字豊口	急傾斜地	H28.9.16	524
286	縄手ノ上1号	秋田県秋田市上北手大山田字縄手ノ上	急傾斜地	H28.9.16	524
287	縄手ノ上2号	秋田県秋田市上北手大山田字縄手ノ上	急傾斜地	H28.9.16	524
288	大平沢1号	秋田県秋田市上北手大山田字大平沢及び 豊口	急傾斜地	H28.9.16	524
289	大平沢2号	秋田県秋田市上北手大山田字大平沢及び 縄手ノ上	急傾斜地	H28.9.16	524
290	細谷沢1	秋田県秋田市下北手柳館字細谷沢	土石流	H28.9.16	524
291	梨平沢2	秋田県秋田市下北手梨平字袖ヶ沢	土石流	H28.9.16	524
292	大杉沢1	秋田県秋田市上北手大杉沢字家ノ前及び湯田	土石流	H28.9.16	524
293	潤ヶ崎沢	秋田県秋田市下北手宝川字潤ヶ崎	土石流	H28.9.16	524
294	元屋敷沢2	秋田県秋田市下北手通沢字元屋敷	土石流	H28.9.16	524
295	賀川沢1	秋田県秋田市下北手柳館字賀川	土石流	H28.9.16	524

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
296	大平沢沢2	秋田県秋田市上北手大山田字大平沢及び縄手ノ上	土石流	H28.9.16	524
297	大平沢沢3	秋田県秋田市上北手大山田字大平沢及び豊口	土石流	H28.9.16	524
298	猿田沢	秋田県秋田市上北手猿田字猿田沢	土石流	H28.9.16	524
299	砂子沢沢1	秋田県秋田市上北手猿田字砂子沢	土石流	H28.9.16	524
300	砂子沢沢3	秋田県秋田市上北手猿田字砂子沢	土石流	H28.9.16	524
301	砂子沢沢4	秋田県秋田市上北手猿田字砂子沢	土石流	H28.9.16	524
302	黒川沢	秋田県秋田市下北手黒川字黒川	土石流	H28.9.16	524
303	黒川沢1	秋田県秋田市下北手黒川字黒川	土石流	H28.9.16	524
304	黒川沢2	秋田県秋田市下北手黒川字黒川	土石流	H28.9.16	524
305	梨平沢1	秋田県秋田市下北手梨平字梨平及び向田	土石流	H28.9.16	524
306	駒込沢2	秋田県秋田市上北手小山田字駒込	土石流	H28.9.16	524
307	桜田沢2	秋田県秋田市上北手小山田字桜田	土石流	H28.9.16	524
308	桜田沢3	秋田県秋田市上北手小山田字桜田及び駒込	土石流	H28.9.16	524
309	藤根沢2	秋田県秋田市上北手大杉沢字藤根及び湯田	土石流	H28.9.16	524
310	上北手 猿田沢7	秋田県秋田市上北手猿田字猿田沢	土石流	H28.9.16	524
311	上北手 猿田沢9	秋田県秋田市上北手猿田字底沢及び砂子沢	土石流	H28.9.16	524
312	上北手 猿田沢8	秋田県秋田市上北手猿田字砂子沢及び底沢	土石流	H28.9.16	524
313	上北手 小山田沢1	秋田県秋田市上北手小山田字駒込	土石流	H28.9.16	524
314	上北手 小山田沢2	秋田県秋田市上北手小山田字小山田及び駒込	土石流	H28.9.16	524
315	上北手 小山田沢3	秋田県秋田市上北手小山田字駒込	土石流	H28.9.16	524
316	上北手 小山田沢5	秋田県秋田市上北手小山田字駒込	土石流	H28.9.16	524
317	下北手 黒川沢3	秋田県秋田市下北手黒川字黒川	土石流	H28.9.16	524
318	下北手 梨平沢1	秋田県秋田市下北手梨平字袖ヶ沢	土石流	H28.9.16	524
319	下北手 梨平沢2	秋田県秋田市下北手梨平字袖ヶ沢	土石流	H28.9.16	524

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
320	下北手通沢	秋田県秋田市下北手通沢字滝ノ沢	土石流	H28.9.16	524
321	野中	秋田県秋田市雄和種沢字大沢及び種沢	急傾斜地	H28.9.20	530
322	畑	秋田県秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢及び竹ノ子沢	急傾斜地	H28.9.20	530
323	黒沼	秋田県秋田市河辺北野田高屋字神田	急傾斜地	H28.9.20	530
324	神内	秋田県秋田市河辺神内字神内及び太田面	急傾斜地	H28.9.20	530
325	白熊	秋田県秋田市河辺戸島字白熊沢及び七曲石坂台	急傾斜地	H28.9.20	530
326	館ヶ沢	秋田県秋田市雄和種沢字館ヶ沢及び中村	急傾斜地	H28.9.20	530
327	上堂ヶ沢	秋田県秋田市河辺北野田高屋字竹ノ子沢及び畑ノ沢	急傾斜地	H28.9.20	530
328	白熊沢	秋田県秋田市河辺戸島字白熊沢	急傾斜地	H28.9.20	530
329	細田1号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字田向及び平尾鳥	急傾斜地	H28.9.20	530
330	大巻	秋田県秋田市雄和平尾鳥字大巻	急傾斜地	H28.9.20	530
331	平尾鳥字 竹ノ花	秋田県秋田市雄和平尾鳥字竹ノ花	急傾斜地	H28.9.20	530
332	平尾鳥字 中田	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中田	急傾斜地	H28.9.20	530
333	石名沢1号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字西野	急傾斜地	H28.9.20	530
334	石名沢2号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字西野	急傾斜地	H28.9.20	530
335	石名沢3号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字石名沢	急傾斜地	H28.9.20	530
336	平尾鳥字 中村	秋田県秋田市雄和平尾鳥字白ヶ沢	急傾斜地	H28.9.20	530
337	金井田	秋田県秋田市雄和平尾鳥字田向	急傾斜地	H28.9.20	530
338	細田2号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字細田	急傾斜地	H28.9.20	530
339	中山	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中山	急傾斜地	H28.9.20	530
340	築場1号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字築場	急傾斜地	H28.9.20	530
341	築場2号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字築場、森ノ前及び中山	急傾斜地	H28.9.20	530
342	善知鳥1号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字善知鳥	急傾斜地	H28.9.20	530
343	藤森1号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	急傾斜地	H28.9.20	530
344	藤森2号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	急傾斜地	H28.9.20	530
345	藤森3号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	急傾斜地	H28.9.20	530

番号	区域名	区域	自然現象 の種類	指定月日	告示 番号
346	種沢字宮ノ前	秋田県秋田市雄和種沢字館ヶ沢	急傾斜地	H28.9.20	530
347	種沢字中村	秋田県秋田市雄和種沢字中村	急傾斜地	H28.9.20	530
348	太子前	秋田県秋田市雄和種沢字岩瀬	急傾斜地	H28.9.20	530
349	西又	秋田県秋田市雄和神ヶ村字西又、 稗鳥及び大金	急傾斜地	H28.9.20	530
350	大金1号	秋田県秋田市雄和神ヶ村字大金	急傾斜地	H28.9.20	530
351	大金2号	秋田県秋田市雄和神ヶ村字大金	急傾斜地	H28.9.20	530
352	大金3号	秋田県秋田市雄和神ヶ村字大金	急傾斜地	H28.9.20	530
353	大柳	秋田県秋田市雄和神ヶ村字大柳	急傾斜地	H28.9.20	530
354	東又	秋田県秋田市雄和神ヶ村字東又及び中崎	急傾斜地	H28.9.20	530
355	西脇1号	秋田県秋田市雄和神ヶ村字西脇及び中崎	急傾斜地	H28.9.20	530
356	西脇2号	秋田県秋田市雄和神ヶ村字西脇	急傾斜地	H28.9.20	530
357	段ノ前1号	秋田県秋田市雄和碓田字段ノ前	急傾斜地	H28.9.20	530
358	段ノ前2号	秋田県秋田市雄和碓田字段ノ前	急傾斜地	H28.9.20	530
359	段ノ前3号	秋田県秋田市雄和碓田字段ノ前	急傾斜地	H28.9.20	530
360	段ノ前4号	秋田県秋田市雄和碓田字祭田	急傾斜地	H28.9.20	530
361	シコウ沢	秋田県秋田市雄和碓田字シコウ沢及び祭田	急傾斜地	H28.9.20	530
362	祭田	秋田県秋田市雄和碓田字祭田	急傾斜地	H28.9.20	530
363	桃ノ木沢	秋田県秋田市河辺北野田高屋字桃ノ木沢	急傾斜地	H28.9.20	530
364	竹ノ子沢	秋田県秋田市河辺北野田高屋字竹ノ子沢	急傾斜地	H28.9.20	530
365	畑ノ沢	秋田県秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢	急傾斜地	H28.9.20	530
366	神田	秋田県秋田市河辺北野田高屋字神田	急傾斜地	H28.9.20	530
367	上盤昌1号	秋田県秋田市河辺北野田高屋字上盤昌	急傾斜地	H28.9.20	530
368	式田1号	秋田県秋田市河辺和田字式田	急傾斜地	H28.9.20	530
369	式田2号	秋田県秋田市河辺和田字式田、 式田下袋及び上野	急傾斜地	H28.9.20	530
370	式田3号	秋田県秋田市河辺和田字式田	急傾斜地	H28.9.20	530
371	式田4号	秋田県秋田市河辺和田字式田及び松沢	急傾斜地	H28.9.20	530
372	太田面	秋田県秋田市河辺神内字神内	急傾斜地	H28.9.20	530
373	戸草沢	秋田県秋田市雄和種沢字大沢及び戸草沢	急傾斜地	H28.9.20	530
374	築場3号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字森ノ前	急傾斜地	H28.9.20	530
375	善知鳥2号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字善知鳥及び森ノ前	急傾斜地	H28.9.20	530

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
376	善知鳥3号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字善知鳥及び藤森	急傾斜地	H28.9.20	530
377	善知鳥4号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字善知鳥及び藤森	急傾斜地	H28.9.20	530
378	藤森4号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	急傾斜地	H28.9.20	530
379	藤森5号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	急傾斜地	H28.9.20	530
380	藤森6号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	急傾斜地	H28.9.20	530
381	藤森7号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	急傾斜地	H28.9.20	530
382	藤森8号	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	急傾斜地	H28.9.20	530
383	上盤昌2号	秋田県秋田市河辺北野田高屋字神田	急傾斜地	H28.9.20	530
384	丸山	秋田県秋田市河辺畑谷字丸山及び 同市河辺戸島	急傾斜地	H28.9.20	530
385	北ノ沢駒坂台	秋田県秋田市河辺戸島字北ノ沢駒坂台及び 井戸尻下	急傾斜地	H28.9.20	530
386	式田沢1	秋田県秋田市河辺和田字式田及び上野	土石流	H28.9.20	530
387	へダ沢	秋田県秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢及び 上堂ヶ沢	土石流	H28.9.20	530
388	神田沢1	秋田県秋田市河辺北野田高屋字神田	土石流	H28.9.20	530
389	大巻沢	秋田県秋田市雄和平尾鳥字大巻及び小平	土石流	H28.9.20	530
390	ヒヨバ沢	秋田県秋田市雄和種沢字中村及び館ヶ沢	土石流	H28.9.20	530
391	神内沢	秋田県秋田市河辺神内字神内、船沢境及び 一本柳	土石流	H28.9.20	530
392	式田沢3	秋田県秋田市河辺和田字式田及び松沢	土石流	H28.9.20	530
393	ひだの沢	秋田県秋田市河辺戸島字白熊沢	土石流	H28.9.20	530
394	神田沢3	秋田県秋田市河辺北野田高屋字神田	土石流	H28.9.20	530
395	大柳沢	秋田県秋田市雄和神ヶ村字大柳	土石流	H28.9.20	530
396	大金沢3	秋田県秋田市雄和神ヶ村字大金	土石流	H28.9.20	530
397	西脇沢3	秋田県秋田市雄和神ヶ村字中崎	土石流	H28.9.20	530
398	祭田沢	秋田県秋田市雄和碓田字祭田	土石流	H28.9.20	530
399	山田沢	秋田県秋田市雄和碓田字段ノ前	土石流	H28.9.20	530
400	佐渡の沢	秋田県秋田市雄和種沢字太子前及び岩瀬	土石流	H28.9.20	530
401	野中沢	秋田県秋田市雄和種沢字大沢、野中及び種沢	土石流	H28.9.20	530
402	湯野目沢	秋田県秋田市雄和下黒瀬字湯野沢及び 岩野沢	土石流	H28.9.20	530
403	藤森沢3	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	土石流	H28.9.20	530
404	善知鳥沢	秋田県秋田市雄和平尾鳥字善知鳥	土石流	H28.9.20	530
405	中山沢	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中山及び野田	土石流	H28.9.20	530

番号	区域名	区域	自然現象 の種類	指定月日	告示 番号
406	中村沢	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中村	土石流	H28.9.20	530
407	平尾鳥沢3	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	土石流	H28.9.20	530
408	平尾鳥沢4	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	土石流	H28.9.20	530
409	平尾鳥沢7	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	土石流	H28.9.20	530
410	平尾鳥沢5	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森及び善知鳥	土石流	H28.9.20	530
411	平尾鳥沢6	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森及び善知鳥	土石流	H28.9.20	530
412	種沢2	秋田県秋田市雄和種沢字宮ノ前	土石流	H28.9.20	530
413	種沢3	秋田県秋田市雄和種沢字宮ノ前	土石流	H28.9.20	530
414	平尾鳥沢8	秋田県秋田市雄和平尾鳥字金井田	土石流	H28.9.20	530
415	平尾鳥沢9	秋田県秋田市雄和平尾鳥字細田、 中山及び築場	土石流	H28.9.20	530
416	平尾鳥沢18	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中山	土石流	H28.9.20	530
417	平尾鳥沢17	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中山	土石流	H28.9.20	530
418	平尾鳥沢11	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中山及び野田	土石流	H28.9.20	530
419	平尾鳥沢12	秋田県秋田市雄和平尾鳥字野田	土石流	H28.9.20	530
420	種沢6	秋田県秋田市雄和種沢字大沢及び戸草沢	土石流	H28.9.20	530
421	平尾鳥沢15	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中村	土石流	H28.9.20	530
422	平尾鳥沢16	秋田県秋田市雄和平尾鳥字大巻	土石流	H28.9.20	530
423	平尾鳥沢20	秋田県秋田市雄和平尾鳥字小平	土石流	H28.9.20	530
424	畑ノ沢沢	秋田県秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢及び 堂ノ前	土石流	H28.9.20	530
425	平沢	秋田県秋田市秋田市太平黒沢字平沢	急傾斜地	H28.10.18	561
426	砂子沢	秋田県秋田市太平黒沢字砂子沢	急傾斜地	H28.10.18	561
427	皿見内沢	秋田県秋田市太平山谷字皿見内沢	急傾斜地	H28.10.18	561
428	地主	秋田県秋田市太平山谷字地主	急傾斜地	H28.10.18	561
429	稲荷沢	秋田県秋田市太平寺庭字稲荷	土石流	H28.10.18	561
430	宮沢	秋田県秋田市太平中関字宮沢	土石流	H28.10.18	561
431	砂子沢沢	秋田県秋田市太平黒沢字砂子沢	土石流	H28.10.18	561
432	館越沢2	秋田県秋田市太平黒沢字館越	土石流	H28.10.18	561
433	館越沢1	秋田県秋田市太平黒沢字館越	土石流	H28.10.18	561
434	館越沢3	秋田県秋田市太平黒沢字館越	土石流	H28.10.18	561
435	館越沢4	秋田県秋田市太平黒沢字館越	土石流	H28.10.18	561

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
436	太平山谷沢1	秋田県秋田市太平山谷字一ノ関	土石流	H28.10.18	561
437	太平山谷沢2	秋田県秋田市太平黒沢字払川	土石流	H28.10.18	561
438	太平黒沢	秋田県秋田市太平黒沢字砂子沢	土石流	H28.10.18	561
439	太平寺庭沢2	秋田県秋田市太平寺庭字魚ノ森	土石流	H28.10.18	561
440	太平寺庭沢4	秋田県秋田市太平寺庭字小黒沢口	土石流	H28.10.18	561
441	太平寺庭沢1	秋田県秋田市太平寺庭字魚ノ森	土石流	H28.10.18	561
442	太平寺庭沢3	秋田県秋田市太平寺庭字寺庭	土石流	H28.10.18	561
443	金足岩瀬	秋田県秋田市金足岩瀬字前山、 佐戸沢及び小鹿瀬	急傾斜地	H29.3.24	154
444	金足堀内	秋田県秋田市金足堀内字堀内及び神田	急傾斜地	H29.3.24	154
445	下刈	秋田県秋田市金足下刈字館越及び前谷地	急傾斜地	H29.3.24	154
446	前田	秋田県秋田市金足下刈字前田及び深田	急傾斜地	H29.3.24	154
447	上新城湯ノ里	秋田県秋田市上新城湯ノ里字雷電及び家ノ前	急傾斜地	H29.3.24	154
448	上新城 保多野	秋田県秋田市上新城保多野字家合、 仲山及び山鼻	急傾斜地	H29.3.24	154
449	水上沢	秋田県秋田市上新城小又字水上沢及び啞市	急傾斜地	H29.3.24	154
450	行人沢	秋田県秋田市上新城小又字行人沢及び水上 沢並びに同市上新城保多野字大保	急傾斜地	H29.3.24	154
451	上新城 石名坂	秋田県秋田市上新城石名坂字堂ノ前、 比内沢及び泉沢	急傾斜地	H29.3.24	154
452	家ノ前	秋田県秋田市上新城湯ノ里字家ノ前、 同市上新城保多野字仲山及び 同市上新城小又字蛇野	急傾斜地	H29.3.24	154
453	館越	秋田県秋田市上新城五十丁字館越、 森越及び大木前	急傾斜地	H29.3.24	154
454	仲山	秋田県秋田市上新城保多野字恐淵、 仲山及び家合	急傾斜地	H29.3.24	154
455	行人沢	秋田県秋田市上新城小又字行人沢、 水上沢、寄合田及び啞市	土石流	H29.3.24	154
456	泉沢	秋田県秋田市上新城石名坂字堂ノ前、 泉沢、桂沢及び比内沢並びに 同市上新城保多野字大保	土石流	H29.3.24	154
457	濁田の沢	秋田県秋田市上新城湯ノ里字家ノ前及び雷電	土石流	H29.3.24	154
458	家ノ前沢	秋田県秋田市上新城湯ノ里字家ノ前及び雷電	土石流	H29.3.24	154

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
459	岩瀬沢	秋田県秋田市金足岩瀬字前山、北田及び大沢	土石流	H29.3.24	154
460	佐渡の沢	秋田県秋田市金足岩瀬字前山、佐戸沢、木ノ前及び小鹿瀬	土石流	H29.3.24	154
461	大保沢	秋田県秋田市上新城保多野字大保	土石流	H29.3.24	154
462	黒川	秋田県秋田市金足黒川字黒川、上ノ山及び後田	急傾斜地	H29.5.19	263
463	道川宮ノ下	秋田県秋田市上新城道川字宮ノ下及び入ヶ沢	急傾斜地	H29.5.19	263
464	雷	秋田県秋田市上新城道川字雷及び宮ノ下	急傾斜地	H29.5.19	263
465	家ノ下	秋田県秋田市上新城道川字家ノ下、脇ノ沢及び山ノ下	急傾斜地	H29.5.19	263
466	深川	秋田県秋田市上新城道川字深川、堂田及び五六沢	急傾斜地	H29.5.19	263
467	大平	秋田県秋田市上新城五十丁字大平及び男鹿田並びに同市上新城中字袖ヶ沢	急傾斜地	H29.5.19	263
468	堂ノ前	秋田県秋田市上新城中字堂ノ前	急傾斜地	H29.5.19	263
469	槻ノ木	秋田県秋田市下新城岩城字上川原及び右馬之丞	急傾斜地	H29.5.19	263
470	脇ノ田	秋田県秋田市上北手古野字脇ノ田	急傾斜地	H29.5.19	263
471	右馬之丞	秋田県秋田市下新城岩城字右馬之丞及び上向	急傾斜地	H29.5.19	263
472	笠岡1号	秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡	急傾斜地	H29.5.19	263
473	内畑	秋田県秋田市金足黒川字内畑、深田、後田及び田代沢	急傾斜地	H29.5.19	263
474	熊野田2号	秋田県秋田市下新城長岡字長岡及び熊野田	急傾斜地	H29.5.19	263
475	堰根	秋田県秋田市下新城笠岡字堰根及び同市下新城岩城字下向	急傾斜地	H29.5.19	263
476	大平1号	秋田県秋田市上新城五十丁字大平及び男鹿田	急傾斜地	H29.5.19	263
477	堂ノ前1号	秋田県秋田市上新城中字堂ノ前	急傾斜地	H29.5.19	263
478	道川	秋田県秋田市上新城道川字長田及び愛染	急傾斜地	H29.5.19	263
479	長田	秋田県秋田市上新城道川字長田及び入ヶ沢	急傾斜地	H29.5.19	263
480	深田山根	秋田県秋田市上新城道川字深田山根及び駒引沢	急傾斜地	H29.5.19	263
481	深川1号	秋田県秋田市上新城道川字深川	急傾斜地	H29.5.19	263
482	深川2号	秋田県秋田市上新城道川字深川	急傾斜地	H29.5.19	263

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
483	内畑1号	秋田県秋田市金足黒川字内畑	急傾斜地	H29.5.19	263
484	阿彦沢	秋田県秋田市金足黒川字小草生津	急傾斜地	H29.5.19	263
485	愛染沢1	秋田県秋田市上新城道川 字愛染、イブリ沢及び湯ノ沢	土石流	H29.5.19	263
486	深田山根沢	秋田県秋田市上新城道川字深田山根及び駒引沢	土石流	H29.5.19	263
487	宮ノ下沢1	秋田県秋田市上新城道川字宮ノ下	土石流	H29.5.19	263
488	家ノ下沢	秋田県秋田市上新城道川字家ノ下	土石流	H29.5.19	263
489	深川沢	秋田県秋田市上新城道川字深川	土石流	H29.5.19	263
490	脇ノ田沢	秋田県秋田市上北手古野字脇ノ田及び蛭田	土石流	H29.5.19	263
491	愛染沢2	秋田県秋田市上新城道川字愛染、長田、湯ノ沢及び深田山根	土石流	H29.5.19	263
492	長田沢	秋田県秋田市上新城道川字宮ノ下	土石流	H29.5.19	263
493	宮ノ下沢2	秋田県秋田市上新城道川字宮ノ下	土石流	H29.5.19	263
494	大平沢	秋田県秋田市上新城五十丁字大平及び男鹿田	土石流	H29.5.19	263
495	上新城道川沢1	秋田県秋田市上新城道川字深田山根及び長田	土石流	H29.5.19	263
496	上新城道川沢2	秋田県秋田市上新城道川字深川及び夏張	土石流	H29.5.19	263
497	上新城道川沢3	秋田県秋田市上新城道川字大豆田	土石流	H29.5.19	263
498	下新城岩城沢1	秋田県秋田市下新城岩城字右馬之丞及び鳥越	土石流	H29.5.19	263
499	金足黒川沢1	秋田県秋田市金足黒川字フシキ沢	土石流	H29.5.19	263
500	金足黒川沢2	秋田県秋田市金足黒川字小草生津及び阿彦沢	土石流	H29.5.19	263
501	金足黒川沢3	秋田県秋田市金足黒川字小草生津	土石流	H29.5.19	263
502	下谷地	秋田県秋田市下新城岩城字金光畑、源内沢及び大沢	急傾斜地	H30.7.13	358
503	蒲沼	秋田県秋田市外旭川字蒲沼、土手下及び家ノ前	急傾斜地	H30.7.13	358
504	家ノ前	秋田県秋田市外旭川字家ノ前	急傾斜地	H30.7.13	358
505	笹岡	秋田県秋田市外旭川字家ノ前及び南沢	急傾斜地	H30.7.13	358
506	南沢	秋田県秋田市外旭川字南沢	急傾斜地	H30.7.13	358

番号	区域名	区域	自然現象 の種類	指定月日	告示 番号
507	添川	秋田県秋田市添川字添川	急傾斜地	H30.7.13	358
508	濁川	秋田県秋田市濁川字蟹子沢	急傾斜地	H30.7.13	358
509	水口	秋田県秋田市泉三嶽根15、 同市泉字三嶽根及び同市外旭川字山崎	急傾斜地	H30.7.13	358
510	三嶽根 五庵山	秋田県秋田市泉三嶽根1、2、4及び5、 同市泉字五庵山並びに同市泉東町11	急傾斜地	H30.7.13	358
511	仁別	秋田県秋田市仁別字家ハツレ、大台、 吉ヶ沢及び中島	急傾斜地	H30.7.13	358
512	仁別1号	秋田県秋田市仁別字粟畑台	急傾斜地	H30.7.13	358
513	仁別2号	秋田県秋田市仁別字堂ノ下	急傾斜地	H30.7.13	358
514	仁別3号	秋田県秋田市仁別字粟畑台	急傾斜地	H30.7.13	358
515	下向1号	秋田県秋田市下新城岩城字下向	急傾斜地	H30.7.13	358
516	下向2号	秋田県秋田市下新城岩城字下向	急傾斜地	H30.7.13	358
517	湯沢2号	秋田県秋田市添川字湯沢	急傾斜地	H30.7.13	358
518	湯沢1号	秋田県秋田市添川字湯沢	急傾斜地	H30.7.13	358
519	山崎	秋田県秋田市外旭川字山崎	急傾斜地	H30.7.13	358
520	蚕沢	秋田県秋田市下新城小友字蚕沢及び箱館	急傾斜地	H30.7.13	358
521	入ヶ沢	秋田県秋田市上新城道川字入ヶ沢	急傾斜地	H30.7.13	358
522	蓬田1号	秋田県秋田市添川字蓬田	急傾斜地	H30.7.13	358
523	矢坂	秋田県秋田市添川字矢坂	急傾斜地	H30.7.13	358
524	泉三嶽根	秋田県秋田市泉三嶽根10及び14並びに 同市泉字五庵山	急傾斜地	H30.7.13	358
525	谷地	秋田県秋田市太平目長崎字谷地	急傾斜地	H30.7.13	358
526	目長崎2号	秋田県秋田市太平目長崎字目長崎及び谷地	急傾斜地	H30.7.13	358
527	一本木	秋田県秋田市外旭川字一本木	急傾斜地	H30.7.13	358
528	鳥屋坂	秋田県秋田市外旭川字鳥屋坂及び一本木	急傾斜地	H30.7.13	358
529	三ノ堰	秋田県秋田市外旭川字三ノ堰及び一ノ堰	急傾斜地	H30.7.13	358
530	鎌ノ沢	秋田県秋田市濁川字鎌ノ沢	急傾斜地	H30.7.13	358
531	谷地1号	秋田県秋田市太平目長崎字谷地並びに 同市太平八田字関口及び谷地	急傾斜地	H30.7.13	358
532	目長崎	秋田県秋田市太平目長崎字本町、 上目長崎及び舞鶴館	急傾斜地	H30.7.13	358
533	目長崎1号	秋田県秋田市太平目長崎字長橋、 大根沢及び神田	急傾斜地	H30.7.13	358
534	檜山明田	秋田県秋田市東通明田及び同市東通館ノ越	急傾斜地	H30.7.13	358

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
535	猿田堤沢	秋田県秋田市上北手猿田字堤ノ沢、 同市仁井田字横山及び 同市四ツ小屋小阿地字大杉沢	急傾斜地	H30.7.13	358
536	船場町	秋田県秋田市新屋船場町	急傾斜地	H30.7.13	358
537	神田	秋田県秋田市太平目長崎字本町及び神田	急傾斜地	H30.7.13	358
538	五関3号	秋田県秋田市下北手寒川字五関	急傾斜地	H30.7.13	358
539	貝ノ沢	秋田県秋田市太平山谷字貝ノ沢	急傾斜地	H30.7.13	358
540	日吉町	秋田県秋田市新屋日吉町	急傾斜地	H30.7.13	358
541	目長崎3号	秋田県秋田市太平目長崎字目長崎及び 大根沢	急傾斜地	H30.7.13	358
542	屋敷前1号	秋田県秋田市太平中関字屋敷前	急傾斜地	H30.7.13	358
543	屋敷前2号	秋田県秋田市太平中関字屋敷前及び雛沢	急傾斜地	H30.7.13	358
544	雛沢	秋田県秋田市太平中関字雛沢	急傾斜地	H30.7.13	358
545	五関4号	秋田県秋田市下北手寒川字五関及び寒川	急傾斜地	H30.7.13	358
546	五関2号	秋田県秋田市下北手寒川字五関	急傾斜地	H30.7.13	358
547	五関1号	秋田県秋田市下北手寒川字五関及び寒川	急傾斜地	H30.7.13	358
548	寒川	秋田県秋田市下北手寒川字平垣、 寒川及び宮沢	急傾斜地	H30.7.13	358
549	境田1号	秋田県秋田市上北手百崎字境田及び同市上 北手大杉沢字千刈田	急傾斜地	H30.7.13	358
550	境田2号	秋田県秋田市上北手百崎字境田	急傾斜地	H30.7.13	358
551	大杉沢	秋田県秋田市四ツ小屋小阿地字大杉沢及び 同市御所野下堤3丁目	急傾斜地	H30.7.13	358
552	宮田沢	秋田県秋田市浜田字宮田沢	急傾斜地	H30.7.13	358
553	宮沢	秋田県秋田市下北手寒川字平垣、 寒川及び宮沢	急傾斜地	H30.7.13	358
554	平垣	秋田県秋田市下北手寒川字平垣及び寒川	急傾斜地	H30.7.13	358
555	新屋比内町	秋田県秋田市新屋比内町	急傾斜地	H30.7.13	358
556	豊岩居使	秋田県秋田市豊岩豊巻字上野	急傾斜地	H30.7.13	358
557	狐森	秋田県秋田市豊岩小山字狐森及び袖ノ沢	急傾斜地	H30.7.13	358
558	下浜八田	秋田県秋田市下浜八田字水無、北ノ沢、 鳥屋沢及び館腰	急傾斜地	H30.7.13	358
559	下浜深山	秋田県秋田市下浜名ケ沢字入道沢、 浦田及び大田代	急傾斜地	H30.7.13	358
560	上野	秋田県秋田市豊岩豊巻字上野及び居使	急傾斜地	H30.7.13	358

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
561	境川	秋田県秋田市下浜桂根字境川及び小沢並びに同市浜田字境田	急傾斜地	H30.7.13	358
562	鳥屋ヶ沢	秋田県秋田市豊岩石田坂字鳥屋ヶ沢、高森及び碓	急傾斜地	H30.7.13	358
563	居使	秋田県秋田市豊岩豊巻字居使及び小友沢	急傾斜地	H30.7.13	358
564	下川原	秋田県秋田市下浜羽川字下川原	急傾斜地	H30.7.13	358
565	小金山	秋田県秋田市下浜羽川字小金山	急傾斜地	H30.7.13	358
566	大田	秋田県秋田市下浜羽川字小金山及び大田	急傾斜地	H30.7.13	358
567	藤ノ沢	秋田県秋田市太平八田字藤ノ崎	土石流	H30.7.13	358
568	藤ノ崎沢	秋田県秋田市太平八田字藤ノ崎	土石流	H30.7.13	358
569	釜沢	秋田県秋田市太平八田字八田及び藤ノ崎	土石流	H30.7.13	358
570	吉ヶ沢	秋田県秋田市仁別字吉ヶ沢及び大台	土石流	H30.7.13	358
571	大台沢	秋田県秋田市仁別字吉ヶ沢及び大台	土石流	H30.7.13	358
572	蛇馬目沢1	秋田県秋田市仁別字蛇馬目沢及び小水沢	土石流	H30.7.13	358
573	水沢1	秋田県秋田市仁別字水沢及び蛇馬目沢	土石流	H30.7.13	358
574	水沢2	秋田県秋田市仁別字水沢	土石流	H30.7.13	358
575	後田沢	秋田県秋田市濁川字後田、三升作、堀尾田及び菅場	土石流	H30.7.13	358
576	南沢	秋田県秋田市外旭川字南沢	土石流	H30.7.13	358
577	山崎沢2	秋田県秋田市外旭川字山崎	土石流	H30.7.13	358
578	蛇馬目沢2	秋田県秋田市仁別字小水沢、マンタラメ及び水沢	土石流	H30.7.13	358
579	堂ノ下沢	秋田県秋田市仁別字マンタラメ	土石流	H30.7.13	358
580	栗畑谷沢2	秋田県秋田市仁別字栗畑台及び堂ノ下	土石流	H30.7.13	358
581	湯沢	秋田県秋田市添川字湯沢	土石流	H30.7.13	358
582	添川沢	秋田県秋田市添川字太田及び古城廻	土石流	H30.7.13	358
583	井戸尻沢1	秋田県秋田市濁川字井戸尻、家ノ前及び後田	土石流	H30.7.13	358
584	堀尾田沢3	秋田県秋田市濁川字堀尾田及び同市泉字五庵山	土石流	H30.7.13	358
585	五庵山沢	秋田県秋田市泉字五庵山及び同市濁川字堀尾田	土石流	H30.7.13	358
586	外旭川沢1	秋田県秋田市外旭川字大堤及び一ノ堰	土石流	H30.7.13	358
587	外旭川沢5	秋田県秋田市外旭川字山崎	土石流	H30.7.13	358
588	貝ノ沢沢	秋田県秋田市太平山谷字貝ノ沢	土石流	H30.7.13	358
589	貝ノ沢	秋田県秋田市太平山谷字貝ノ沢及び長坂	土石流	H30.7.13	358
590	長坂沢	秋田県秋田市太平山谷字長坂	土石流	H30.7.13	358

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
591	井関沢沢1	秋田県秋田市太平中関字家ノ沢及び屋敷前	土石流	H30.7.13	358
592	井関沢沢2	秋田県秋田市太平中関字家ノ沢及び屋敷前	土石流	H30.7.13	358
593	蛇野沢	秋田県秋田市広面字推子、赤沼及び柳沢並びに同市蛇野	土石流	H30.7.13	358
594	大沢	秋田県秋田市手形字大沢及び蛇野並びに同市手形学園町	土石流	H30.7.13	358
595	井戸の沢	秋田県秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ上及び坂ノ下	土石流	H30.7.13	358
596	大森山公園沢	秋田県秋田市浜田字出小屋、西出小屋、自在山及び石山下	土石流	H30.7.13	358
597	中村沢1	秋田県秋田市浜田字西出小屋及び自在山	土石流	H30.7.13	358
598	中村沢2	秋田県秋田市浜田字自在山及び滝ノ元	土石流	H30.7.13	358
599	宮沢沢	秋田県秋田市下北手寒川字宮沢及び寒川	土石流	H30.7.13	358
600	五関沢2	秋田県秋田市下北手寒川字五関及び寒川	土石流	H30.7.13	358
601	五関沢3	秋田県秋田市下北手寒川字五関及び寒川	土石流	H30.7.13	358
602	境田沢	秋田県秋田市上北手百崎字境田	土石流	H30.7.13	358
603	境田沢1	秋田県秋田市上北手百崎字境田	土石流	H30.7.13	358
604	境田沢3	秋田県秋田市上北手百崎字境田	土石流	H30.7.13	358
605	横道沢	秋田県秋田市太平山谷字横道	土石流	H30.7.13	358
606	井関沢2	秋田県秋田市太平目長崎字井関	土石流	H30.7.13	358
607	大根沢沢1	秋田県秋田市太平目長崎字大根沢	土石流	H30.7.13	358
608	大根沢沢2	秋田県秋田市太平目長崎字大根沢	土石流	H30.7.13	358
609	目長崎沢	秋田県秋田市太平目長崎字目長崎	土石流	H30.7.13	358
610	宮田沢沢2	秋田県秋田市浜田字宮田沢及び館ノ丸	土石流	H30.7.13	358
611	上北手百崎沢1	秋田県秋田市上北手百崎字境田	土石流	H30.7.13	358
612	太平中関沢1	秋田県秋田市太平中関字屋敷前及び八幡台	土石流	H30.7.13	358
613	太平中関沢2	秋田県秋田市太平中関字家ノ沢、屋敷前及び八幡台	土石流	H30.7.13	358
614	太平中関沢3	秋田県秋田市太平中関字家ノ沢	土石流	H30.7.13	358
615	太平中関沢4	秋田県秋田市太平中関字井関沢、信田及び陳ノ川	土石流	H30.7.13	358

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
616	太平目 長崎沢1	秋田県秋田市太平目長崎字菅ノ沢、 下川原及び小山崎	土石流	H30.7.13	358
617	太平目 長崎沢2	秋田県秋田市太平目長崎字大根沢、 長橋及び目長崎	土石流	H30.7.13	358
618	柳田沢4	秋田県秋田市柳田字古道	土石流	H30.7.13	358
619	じゅうじ沢	秋田県秋田市下浜名ケ沢字浦田及びヨモキ田	土石流	H30.7.13	358
620	名ケ沢3	秋田県秋田市下浜名ケ沢字浦田、 坂本及びヨモキ田	土石流	H30.7.13	358
621	下川原沢1	秋田県秋田市下浜羽川字岩城	土石流	H30.7.13	358
622	下川原沢2	秋田県秋田市下浜羽川字下川原、舟ケ沢、 雨乞森及び岩城	土石流	H30.7.13	358
623	コガ沢	秋田県秋田市浜田字大森山、滝ノ元及び滝ノ 宮	土石流	H30.7.13	358
624	浜田沢	秋田県秋田市下浜桂根字上ノ山、浜添及び 浜田	土石流	H30.7.13	358
625	長浜沢	秋田県秋田市下浜長浜字芹沢道脇及び 柳沢道脇	土石流	H30.7.13	358
626	長坂沢2	秋田県秋田市下浜長浜字柳沢道脇及び 観音道脇	土石流	H30.7.13	358
627	長坂沢3	秋田県秋田市下浜長浜字長坂	土石流	H30.7.13	358
628	下浜沢1	秋田県秋田市下浜長浜字長坂並びに 同市下浜羽川字下野及び横長根	土石流	H30.7.13	358
629	館腰沢2	秋田県秋田市下浜八田字館腰	土石流	H30.7.13	358
630	館腰沢3	秋田県秋田市下浜八田字館腰及び山ノ沢	土石流	H30.7.13	358
631	鳥屋沢	秋田県秋田市下浜八田字鳥屋沢及び館腰	土石流	H30.7.13	358
632	鳥屋沢沢3	秋田県秋田市下浜八田字鳥屋沢、 北ノ沢及び館腰	土石流	H30.7.13	358
633	赤坂沢	秋田県秋田市下浜八田字赤坂及び上台	土石流	H30.7.13	358
634	入道沢沢	秋田県秋田市下浜名ケ沢字入道沢	土石流	H30.7.13	358
635	兵屋敷沢	秋田県秋田市下浜名ケ沢字ヨモキ田及び 兵屋敷	土石流	H30.7.13	358
636	ヨモキ田沢	秋田県秋田市下浜名ケ沢字ヨモキ田	土石流	H30.7.13	358
637	馬場沢	秋田県秋田市下浜名ケ沢字浦田及びヨモキ田	土石流	H30.7.13	358

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
638	浦田沢	秋田県秋田市下浜名ケ沢字浦田	土石流	H30.7.13	358
639	坂本沢2	秋田県秋田市下浜名ケ沢字浦田及び坂本	土石流	H30.7.13	358
640	曲田沢	秋田県秋田市下浜名ケ沢字曲田並びに同市下浜羽川字岩瀬及び大田	土石流	H30.7.13	358
641	岩瀬沢	秋田県秋田市下浜名ケ沢字曲田	土石流	H30.7.13	358
642	六郎沢沢	秋田県秋田市下浜羽川字六郎沢及び岩瀬	土石流	H30.7.13	358
643	岩城沢	秋田県秋田市下浜羽川字下川原、舟ケ沢及び岩城	土石流	H30.7.13	358
644	鳥屋ケ沢沢	秋田県秋田市豊岩石田坂字鳥屋ケ沢	土石流	H30.7.13	358
645	豊岩小山沢1	秋田県秋田市豊岩小山字大沢	土石流	H30.7.13	358
646	豊岩小山沢2	秋田県秋田市豊岩小山字大沢	土石流	H30.7.13	358
647	豊岩小山沢3	秋田県秋田市豊岩小山字大沢	土石流	H30.7.13	358
648	豊岩小山沢5	秋田県秋田市豊岩小山字苗代沢及び小山沢	土石流	H30.7.13	358
649	豊岩小山沢6	秋田県秋田市豊岩小山字苗代沢	土石流	H30.7.13	358
650	豊岩小山沢8	秋田県秋田市豊岩小山字小山沢	土石流	H30.7.13	358
651	下浜羽川沢1	秋田県秋田市下浜羽川字神田、堂ノ前及び雪車田	土石流	H30.7.13	358
652	下浜羽川沢2	秋田県秋田市下浜羽川字神田及び堂ノ前	土石流	H30.7.13	358
653	下浜羽川沢3	秋田県秋田市下浜羽川字中里、八幡前及び妙見前	土石流	H30.7.13	358
654	下浜羽川沢4	秋田県秋田市下浜羽川字家ノ腰、鶴形、八幡前及び苗代沢	土石流	H30.7.13	358
655	下浜長浜沢1	秋田県秋田市下浜長浜字保多田及び家ノ腰	土石流	H30.7.13	358
656	下浜長浜沢2	秋田県秋田市下浜長浜字柳沢	土石流	H30.7.13	358
657	下浜長浜沢3	秋田県秋田市下浜長浜字柳沢	土石流	H30.7.13	358
658	下浜長浜沢4	秋田県秋田市下浜長浜字ニウカ沢	土石流	H30.7.13	358
659	下浜長浜沢5	秋田県秋田市下浜長浜字深山沢及びニウカ沢	土石流	H30.7.13	358
660	下浜長浜沢6	秋田県秋田市下浜長浜字深山沢及びニウカ沢	土石流	H30.7.13	358
661	下浜羽川沢5	秋田県秋田市下浜羽川字上野及び下川原	土石流	H30.7.13	358
662	下浜長浜沢7	秋田県秋田市下浜長浜字兜森	土石流	H30.7.13	358
663	浜田沢1	秋田県秋田市浜田字滝ノ宮、長坂及び稗田沢	土石流	H30.7.13	358
664	浜田沢2	秋田県秋田市浜田字長坂及び稗田沢	土石流	H30.7.13	358
665	浜田沢3	秋田県秋田市浜田字長坂及び池ノ沢	土石流	H30.7.13	358
666	浜田沢4	秋田県秋田市浜田字境田及び同市下浜桂根字境川	土石流	H30.7.13	358

(2) 土砂災害警戒区域

(平成30年12月現在)

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
1	荒巻沢2	秋田市上北手荒巻字荒巻及び同市上北手百崎字石川	土石流	H23.11.22	494
2	千秋城下町	秋田市千秋北の丸及び同市千秋城下町	急傾斜地	H27.5.29	249
3	千秋北の丸1号	秋田市千秋北の丸	急傾斜地	H27.5.29	249
4	檜山城南	秋田市檜山城南町、同市檜山金照町および同市牛島東4丁目	急傾斜地	H27.5.29	249
5	谷崎沢	秋田市下北手松崎字谷崎	土石流	H27.5.29	249
6	下北手松崎沢	秋田市下北手松崎字谷崎	土石流	H27.5.29	249
7	近藤沢	秋田市手形山東町、同市広面字近藤沢および同市柳田字鳥越	土石流	H27.7.14	312
8	白山沢	秋田市上新城白山字白山	土石流	H27.7.14	312
9	二タ子沢沢2	秋田市上北手百崎字二タ子沢	土石流	H27.7.14	312
10	柳田沢5	秋田市柳田字鳥越及び古道	土石流	H27.7.14	312
11	中山沢1	秋田市豊岩豊巻字中山および同市豊岩小山字中山	土石流	H27.7.14	312
12	中山沢2	秋田市豊岩豊巻字中山	土石流	H27.7.14	312
13	金足片田沢1	秋田市金足片田字竹原	土石流	H27.9.15	392
14	金足片田沢3	秋田市金足片田字待入	土石流	H27.9.15	392
15	大沢2号	秋田市手形字大沢	急傾斜地	H27.10.2	413
16	平脇沢	秋田市雄和椿川字平脇、関田及び安養寺	土石流	H27.10.23	458
17	槐下沢1	秋田市雄和妙法字槐下	土石流	H27.10.23	458
18	寺沢沢	秋田市雄和田草川字山崎山および大沢口並びに同市雄和芝野新田字寺沢、寺沢家下及び上堰下	土石流	H27.10.23	458
19	大又沢	秋田市雄和田草川字山崎山	土石流	H27.10.23	458
20	堂ヶ下沢	秋田県秋田市下北手宝川字堂ヶ下	土石流	H28.9.16	525
21	細谷沢沢1	秋田県秋田市下北手柳館字細谷沢	土石流	H28.9.16	525
22	猪ノ沢	秋田県秋田市上北手大杉沢字藤根及び湯田	土石流	H28.9.16	525
23	大杉沢2	秋田県秋田市上北手大杉沢字藤根及び湯田	土石流	H28.9.16	525

番号	区域名	区域	自然現象 の種類	指定月日	告示 番号
24	杉崎沢	秋田県秋田市下北手通沢字杉崎	土石流	H28.9.16	525
25	元屋敷沢1	秋田県秋田市下北手通沢字元屋敷及び杉崎	土石流	H28.9.16	525
26	賀川沢2	秋田県秋田市下北手柳館字賀川および 同市下北手通沢字上前田	土石流	H28.9.16	525
27	賀川沢3	秋田県秋田市下北手柳館字賀川	土石流	H28.9.16	525
28	和田沢	秋田県秋田市下北手柳館字和田	土石流	H28.9.16	525
29	細谷沢沢3	秋田県秋田市下北手柳館字細谷沢	土石流	H28.9.16	525
30	細谷沢2	秋田県秋田市下北手柳館字細谷沢	土石流	H28.9.16	525
31	細谷沢沢2	秋田県秋田市下北手柳館字細谷沢	土石流	H28.9.16	525
32	大平沢沢1	秋田県秋田市上北手大山田字大平沢、 縄手ノ上および豊口	土石流	H28.9.16	525
33	砂子沢沢2	秋田県秋田市上北手猿田字砂子沢	土石流	H28.9.16	525
34	中谷地沢	秋田県秋田市上北手猿田字中谷地	土石流	H28.9.16	525
35	梨平沢	秋田県秋田市下北手梨平字梨平及び向田	土石流	H28.9.16	525
36	桜田沢1	秋田県秋田市上北手小山田字桜田	土石流	H28.9.16	525
37	駒込沢1	秋田県秋田市上北手小山田字駒込及び桜田	土石流	H28.9.16	525
38	駒込沢3	秋田県秋田市上北手小山田字駒込	土石流	H28.9.16	525
39	桜田沢4	秋田県秋田市上北手小山田字桜田	土石流	H28.9.16	525
40	桜田沢5	秋田県秋田市上北手小山田字桜田	土石流	H28.9.16	525
41	上北手 猿田沢2	秋田県秋田市上北手大山田字大平沢	土石流	H28.9.16	525
42	上北手 猿田沢10	秋田県秋田市上北手猿田字砂子沢及び底沢	土石流	H28.9.16	525
43	下北手 梨平沢5	秋田県秋田市下北手梨平字袖ヶ沢	土石流	H28.9.16	525
44	下北手 宝川沢5	秋田県秋田市下北手宝川字潤ヶ崎	土石流	H28.9.16	525
45	藤根沢3	秋田県秋田市上北手大杉沢字藤根及び湯田	土石流	H28.9.16	525
46	神田沢2	秋田県秋田市河辺北野田高屋字神田	土石流	H28.9.20	531
47	腰ヶ沢	秋田県秋田市雄和種沢字宮ノ前	土石流	H28.9.20	531
48	六枚田沢	秋田県秋田市河辺神内字六枚田	土石流	H28.9.20	531
49	畑沢	秋田県秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢	土石流	H28.9.20	531
50	大金沢1	秋田県秋田市雄和神ヶ村字大金	土石流	H28.9.20	531

番号	区域名	区域	自然現象の種類	指定月日	告示番号
51	大金沢2	秋田県秋田市雄和神ヶ村字大金及び大柳	土石流	H28.9.20	531
52	西脇沢1	秋田県秋田市雄和神ヶ村字西脇	土石流	H28.9.20	531
53	西脇沢2	秋田県秋田市雄和神ヶ村字中崎	土石流	H28.9.20	531
54	東又沢	秋田県秋田市雄和神ヶ村字東又及び中崎	土石流	H28.9.20	531
55	シコウ沢沢	秋田県秋田市雄和碓田字段ノ前	土石流	H28.9.20	531
56	藤森沢2	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	土石流	H28.9.20	531
57	石名沢沢	秋田県秋田市雄和平尾鳥字西野	土石流	H28.9.20	531
58	平尾鳥沢2	秋田県秋田市雄和平尾鳥字藤森	土石流	H28.9.20	531
59	種沢5	秋田県秋田市雄和種沢字中村	土石流	H28.9.20	531
60	平尾鳥沢14	秋田県秋田市雄和平尾鳥字細田	土石流	H28.9.20	531
61	平尾鳥沢13	秋田県秋田市雄和平尾鳥字田向及び野田	土石流	H28.9.20	531
62	平尾鳥沢19	秋田県秋田市雄和平尾鳥字西野	土石流	H28.9.20	531
63	小草生津沢	秋田県秋田市金足黒川 字小草生津	土石流	H29.5.19	264
64	エリゲ沢	秋田県秋田市上新城道川字入ヶ沢及び長田	土石流	H29.5.19	264
65	下新城 岩城沢2	秋田県秋田市下新城岩城字右馬之丞	土石流	H29.5.19	264
66	金足黒川沢4	秋田県秋田市金足黒川字内畑	土石流	H29.5.19	264
67	比内町	秋田県秋田市新屋比内町	急傾斜地	H30.7.13	359
68	イノ沢	秋田県秋田市仁別字大台及び家ハツレ	土石流	H30.7.13	359
69	水沢3	秋田県秋田市仁別字水沢	土石流	H30.7.13	359
70	メゴダ沢	秋田県秋田市添川字添川	土石流	H30.7.13	359
71	乗福寺沢	秋田県秋田市添川字添川及び太田	土石流	H30.7.13	359
72	井戸尻沢	秋田県秋田市濁川字井戸尻及び後田	土石流	H30.7.13	359
73	笹岡沢1	秋田県秋田市外旭川字家ノ前	土石流	H30.7.13	359
74	笹岡沢2	秋田県秋田市外旭川字家ノ前	土石流	H30.7.13	359
75	山崎沢1	秋田県秋田市外旭川字山崎	土石流	H30.7.13	359
76	水口沢	秋田県秋田市外旭川字山崎	土石流	H30.7.13	359
77	栗畑台沢	秋田県秋田市仁別字栗畑台及び家ハツレ	土石流	H30.7.13	359
78	後田沢1	秋田県秋田市濁川字後田、 三升作、堀尾田および菅場	土石流	H30.7.13	359
79	片野沢	秋田県秋田市上新城中字片野及び鼻コシリ	土石流	H30.7.13	359
80	柳田沢1	秋田県秋田市柳田字小友沢	土石流	H30.7.13	359

番号	区域名	区域	自然現象 の種類	指定月日	告示 番号
81	柳田沢2	秋田県秋田市柳田字小友沢	土石流	H30.7.13	359
82	柳田沢3	秋田県秋田市柳田字古道及び扇ノ沢	土石流	H30.7.13	359
83	外旭川沢2	秋田県秋田市外旭川字大堤	土石流	H30.7.13	359
84	外旭川沢3	秋田県秋田市外旭川字大堤	土石流	H30.7.13	359
85	外旭川沢4	秋田県秋田市外旭川字大堤	土石流	H30.7.13	359
86	サンタロ沢	秋田県秋田市浜田字自在山及び滝ノ元	土石流	H30.7.13	359
87	寒川沢	秋田県秋田市下北手寒川字寒川	土石流	H30.7.13	359
88	五関沢1	秋田県秋田市下北手寒川字五関及び寒川	土石流	H30.7.13	359
89	五関沢4	秋田県秋田市下北手寒川字五関及び寒川	土石流	H30.7.13	359
90	境田沢2	秋田県秋田市上北手百崎字境田	土石流	H30.7.13	359
91	井関沢1	秋田県秋田市太平目長崎字井関、 上井関および鍛冶屋敷	土石流	H30.7.13	359
92	宮田沢沢1	秋田県秋田市浜田字神坂及び宮田沢	土石流	H30.7.13	359
93	下北手 寒川沢	秋田県秋田市下北手寒川字鷗谷地	土石流	H30.7.13	359
94	太平八田沢2	秋田県秋田市太平八田字香炉沢	土石流	H30.7.13	359
95	長坂沢4	秋田県秋田市下浜長浜字長坂並びに同市下 浜羽川字下野及び横長根	土石流	H30.7.13	359
96	下浜沢2	秋田県秋田市下浜長浜字長坂並びに同市下 浜羽川字下野、下浜及び横長根	土石流	H30.7.13	359
97	館腰沢1	秋田県秋田市下浜八田字館腰	土石流	H30.7.13	359
98	鳥屋沢沢1	秋田県秋田市下浜八田字鳥屋沢、 館腰及び山ノ沢	土石流	H30.7.13	359
99	鳥屋沢沢2	秋田県秋田市下浜八田字鳥屋沢、 北ノ沢及び館腰	土石流	H30.7.13	359
100	坂本沢1	秋田県秋田市下浜名ヶ沢字浦田及び坂本	土石流	H30.7.13	359
101	豊岩小山沢4	秋田県秋田市豊岩小山字大沢及び稲荷田	土石流	H30.7.13	359
102	豊岩小山沢7	秋田県秋田市豊岩小山字小山沢	土石流	H30.7.13	359

資料 1 4 - 5 砂防指定地

(平成31年 4 月現在)

整理 番号	告 示		溪 流 名	所 在 地	指定面積 (ha)
	年月日	番号		大 字	
78	S29. 4. 12	386	山内川	河辺山内	7. 54
98	S29. 11. 8	1506	丸舞川	河辺山内	2. 02
109	S30. 11. 7	1260	旭川	仁別	0. 91
132	S32. 11. 25	1476	小黒沢川	太平寺庭	3. 74
144	S33. 7. 31	1292	杉沢川	河辺岩見	2. 32
163	S34. 10. 6	1946	小又川	上新城小又	1. 82
164	S34. 10. 6	1946	仁別川	山内仁別	1. 01
172	S36. 3. 7	317	碓沢川	仁別	2. 52
201	S37. 12. 10	3005	矢櫃沢川	八田	0. 77
348	S39. 9. 16	2685	寺内沢川	寺内	1. 78
352	S39. 9. 16	2685	小又川	上新城	14. 19
376	S40. 1. 12	14	旭川	藤倉	22. 73
377	S40. 1. 12	14	白山川	上新城	4. 30
378	S40. 1. 12	14	太平川	太平山谷	9. 20
478	S40. 11. 12	3214	平尾鳥川	雄和平尾鳥	14. 50
479	S40. 11. 12	3214	大沢川及び支川	雄和相川	11. 00
480	S40. 11. 12	3214	中津川	雄和相川	2. 50
481	S40. 11. 12	3214	中の沢川	雄和萱ヶ沢	3. 60
585	S41. 4. 22	1306	小出沢川	河辺岩見	5. 17
586	S41. 4. 22	1306	朝日又川	河辺岩見	3. 50
587	S41. 4. 22	1306	丸舞川	河辺山内	39. 83
588	S41. 4. 22	1306	小又川	河辺岩見	30. 35
589	S41. 4. 22	1306	杉沢川	河辺岩見	29. 67
681	S42. 11. 25	3926	萱ヶ沢川	雄和萱ヶ沢	0. 40
682	S42. 11. 25	3926	西又川	雄和神ヶ村	0. 70
683	S42. 11. 25	3926	折戸川	雄和神ヶ村	4. 20
684	S42. 11. 25	3926	上繫川	雄和繫	0. 76
780	S43. 2. 19	200	鮎川	下浜名ヶ沢	12. 64
781	S43. 2. 19	200	道川	上新城道川	7. 96
792	S43. 4. 22	1213	大沢川	河辺大沢	0. 54
948	S50. 4. 30	803	西ノ沢川	雄和平尾鳥	1. 62
987	S52. 1. 25	58	大又沢川 (烏帽子沢・駒坂沢)	雄和椿川	74. 20
1025	S54. 5. 19	998	小友沢川	雄和椿川	3. 32
1071	S56. 6. 20	1182	内沢川	雄和相川	1. 76

整理 番号	告 示		溪 流 名	所 在 地	指定面積 (ha)
	年月日	番号		大 字	
1072	S56. 6. 20	1182	小友沢川	雄和椿川	0. 89
1073	S56. 6. 20	1182	小出沢川	河辺岩見	1. 74
1109	S59. 3. 24	707	川崎沢川	雄和女米木	1. 04
1135	S60. 3. 25	653	白山川	上新城	6. 09
1203	S62. 3. 16	647	寺の沢川	雄和女米木	0. 99
1228	S63. 3. 8	627	奥出沢川	河辺神内	1. 12
1231	S63. 3. 8	627	中津川	雄和相川	1. 30
1295	H1. 10. 6	1692	平脇沢川及び同左右支川	雄和椿川	1. 35
1319	H2. 1. 29	101	小又川及び同右支川	上新城小又	5. 14
1384	H4. 2. 6	240	平脇沢川	雄和椿川	0. 17
1414	H5. 3. 2	493	下小又沢川	上新城小又	5. 40
1503	H8. 8. 13	1678	イノ沢	仁別	0. 63
1518	H9. 6. 3	1267	近藤沢	広面	49. 18
1551	H11. 3. 17	655	イノ沢	仁別	0. 08
1636	H16. 8. 12	934	入水沢	雄和平沢	0. 64
1641	H16. 12. 2	1489	入水沢	雄和平沢	0. 13
1732	H30. 8. 24	1057	白山川	上新城白山	1. 08

資料 1 4 - 6 崩壊土砂流出危険箇所表

(1) 崩壊土石流危険地区 (東北森林管理局)

(平成30年4月現在)

番号	位置		面積 (ha)	地区内保全対象	
	大字	地区名等		公共施設	道路
1	仁別	務沢国有林(1)	0.15	0	県道
2	仁別	務沢国有林(2)	3.78	1	林道
3	仁別	務沢国有林(3)	3.60	1	林道
4	仁別	務沢国有林(4)	3.00	1	林道
5	仁別	務沢国有林(5)	0.30	1	林道
6	仁別	務沢国有林(6)	0.09	0	林道
7	仁別	務沢国有林(7)	0.45	0	林道
8	仁別	務沢国有林(8)	0.18	0	林道
9	仁別	務沢国有林(9)	0.15	0	林道
10	仁別	務沢国有林(10)	0.09	0	林道
11	仁別	務沢国有林(11)	2.88	0	林道
12	仁別	仁別沢国有林(1)	0.15	0	林道
13	仁別	仁別沢国有林(2)	2.16	0	林道
14	仁別	仁別沢国有林(3)	1.47	0	県道
15	仁別	仁別沢国有林(4)	3.60	0	林道
16	河辺岩見	岩見山外3国有林(1)	0.15	0	林道
17	河辺岩見	岩見山外3国有林(2)	15.00	0	林道
18	河辺岩見	岩見山外3国有林(3)	4.95	0	県道
19	河辺岩見	岩見山外3国有林(4)	1.80	0	県道
20	河辺岩見	岩見山外3国有林(5)	0.96	0	県道
21	河辺岩見	岩見山外3国有林(6)	0.45	0	県道
22	河辺岩見	岩見山外3国有林(7)	1.68	0	県道
23	河辺岩見	岩見山外3国有林(8)	0.96	0	県道
24	河辺岩見	岩見山外3国有林(9)	0.45	0	県道
25	雄和折戸	滝ノ沢国有林	1.44	0	市道
26	上新城小又	小又沢国有林	3.60	0	林道
計	26		53.49	4	

(2) 崩壊土石流危険地区 (県 森林整備課)

(平成30年4月現在)

番号	位置			面積 (ha)	地区内保全対象	
	市町村	大字	字		公共施設	道路
1	秋田市	岩瀬	佐戸沢	0.12	0	市道
2	秋田市	岩瀬	北田	0.06	0	市道
3	秋田市	黒川	苗代沢	1.17	0	県道
4	秋田市	黒川	女夫沢	6.00	0	県道
5	秋田市	黒川	小敷沢	1.17	0	県道
6	秋田市	吉田	イカリ	0.54	0	県道
7	秋田市	小友	簾田	1.26	0	市道
8	秋田市	小友	猿田沢	0.81	0	市道
9	秋田市	石名坂	比内沢	1.35	0	市道
10	秋田市	小又	水上沢	0.18	0	市道
11	秋田市	小又	下陸市	0.54	1	市道
12	秋田市	白山	竹山	0.12	0	市道
13	秋田市	小又	沢尻ヶ沢	0.81	0	市道
14	秋田市	小又	山時沢	1.17	0	市道
15	秋田市	小又	羽黒沢	1.35	0	市道
16	秋田市	小又	落合	0.06	0	市道
17	秋田市	湯ノ里	雷電	0.81	0	市道
18	秋田市	湯ノ里	愛子山	9.72	0	市道
19	秋田市	湯ノ里	滝ノ下	0.21	0	農道
20	秋田市	五十丁	潤金	1.92	1	県道
21	秋田市	道川	柳沢	2.28	0	県道
22	秋田市	道川	入ヶ沢	1.26	0	県道
23	秋田市	道川	愛染	0.12	0	市道
24	秋田市	道川	愛染	6.45	1	県道
25	秋田市	濁川	東沢	1.26	0	市道
26	秋田市	添川	東台沢	0.99	0	県道
27	秋田市	添川	湯沢	0.24	2	県道
28	秋田市	山内	田中	0.99	0	県道
29	秋田市	山内	田中	0.54	0	県道
30	秋田市	山内	田中	1.08	0	県道

番号	位置			面積 (ha)	地区内保全対象	
	市町村	大字	字		公共施設	道路
31	秋田市	山内	市王寺	0.63	0	県道
32	秋田市	山内	藤倉	2.04	0	県道
33	秋田市	山内	小田	0.63	0	県道
34	秋田市	仁別	粟畑台	0.18	0	県道
35	秋田市	仁別	吉ヶ沢	0.24	0	県道
36	秋田市	仁別	吉ヶ沢	0.63	0	県道
37	秋田市	仁別	マンタラメ	0.24	1	市道
38	秋田市	仁別	小水沢	0.72	0	市道
39	秋田市	仁別	蛇馬目沢	0.81	1	市道
40	秋田市	山内	大畑	0.18	0	
41	秋田市	八田	滝ノ沢	1.35	1	県道
42	秋田市	八田	館ヶ沢	0.63	0	県道
43	秋田市	八田	一ノ沢	0.99	0	県道
44	秋田市	八田	上町内	3.24	0	県道
45	秋田市	八田	梅木台	0.81	0	県道
46	秋田市	八田	二手ノ又	3.00	0	県道
47	秋田市	八田	金山	1.17	0	県道
48	秋田市	八田	矢櫃	2.04	0	県道
49	秋田市	八田	月見沢	0.99	0	県道
50	秋田市	目長崎	斑目沢	0.90	0	
51	秋田市	中関	宮沢	0.90	0	県道
52	秋田市	寺庭	柿木坂	9.54	0	林道
53	秋田市	黒沢	稲荷	0.12	0	市道
54	秋田市	黒沢	矢櫃	4.95	0	県道
55	秋田市	黒沢	牛舞沢	3.12	0	県道
56	秋田市	山谷	皿見内沢	9.36	0	県道
57	秋田市	山谷	湯ノ沢	3.24	0	県道
58	秋田市	山谷	夏虫	0.54	0	市道
59	秋田市	山谷	谷山	10.08	0	市道
60	秋田市	山谷	貝ノ沢	1.26	0	市道

番号	位置			面積 (ha)	地区内保全対象	
	市町村	大字	字		公共施設	道路
61	秋田市	中関	家ノ沢	0.12	0	市道
62	秋田市	中関	鶉ノ巣沢	1.92	0	市道
63	秋田市	中関	屋敷前	0.90	0	市道
64	秋田市	宝川	繁昌田	0.18	0	県道
65	秋田市	宝川	姥ヶ沢	1.26	0	県道
66	秋田市	宝川	愛ノ沢	0.72	0	県道
67	秋田市	通沢	内山(乙)	0.30	0	市道
68	秋田市	黒川	新田	4.80	0	市道
69	秋田市	小山田	小山田	0.99	0	市道
70	秋田市	大山田	鼻古久利	0.99	0	市道
71	秋田市	古野	早坂	0.90	0	国道
72	秋田市	河辺 戸島	戸島館	0.24	200	
73	秋田市	河辺 北野田高屋	務沢	1.35	0	国道
74	秋田市	河辺 北野田高屋	大稗田沢	2.16	0	県道
75	秋田市	河辺 北野田高屋	獅子岱	0.63	0	県道
76	秋田市	河辺 北野田高屋	小高	0.06	0	市道
77	秋田市	河辺 北野田高屋	小高	0.06	0	市道
78	秋田市	河辺 北野田高屋	竹の子沢	0.90	0	県道
79	秋田市	河辺 北野田高屋	竹の子沢	0.18	0	市道
80	秋田市	河辺 北野田高屋	桃の木沢	1.17	0	県道
81	秋田市	河辺 北野田高屋	畑務沢	3.00	0	県道
82	秋田市	河辺 北野田高屋	下山井沢	1.17	0	県道
83	秋田市	河辺 高岡	萱ヶ沢	0.30	0	市道
84	秋田市	河辺 大沢	堂の下	0.12	0	市道
85	秋田市	河辺 三内	飛沢下段	0.12	2	
86	秋田市	河辺 三内	繋沢	0.12	0	県道
87	秋田市	河辺 三内	繋沢	0.81	0	県道
88	秋田市	河辺 三内	丸舞	0.54	0	県道
89	秋田市	河辺 三内	丸舞	1.08	0	林道
90	秋田市	河辺 三内	丸舞	0.81	0	林道

番号	位置			面積 (ha)	地区内保全対象	
	市町村	大字	字		公共施設	道路
91	秋田市	河辺 三内	岩谷袋	0.24	0	県道
92	秋田市	河辺 三内	砂子淵	2.76	0	県道
93	秋田市	河辺 三内	大石台	0.72	0	県道
94	秋田市	河辺 三内	砂子淵	0.18	0	県道
95	秋田市	河辺 三内	高畑	0.30	0	県道
96	秋田市	河辺 三内	高畑	0.30	0	県道
97	秋田市	河辺 三内	尼沢	1.17	0	県道
98	秋田市	河辺 岩見	中畑野	0.24	0	市道
99	秋田市	河辺 岩見	深沢	0.30	0	市道
100	秋田市	河辺 岩見	財の神	0.30	0	林道
101	秋田市	河辺 岩見	由小屋	0.18	0	林道
102	秋田市	河辺 岩見	由小屋	0.30	0	林道
103	秋田市	河辺 岩見	由小屋	1.35	0	林道
104	秋田市	河辺 岩見	後藤沢	0.54	0	市道
105	秋田市	河辺 岩見	滝の下	0.12	0	市道
106	秋田市	河辺 岩見	貝住沢	0.72	0	市道
107	秋田市	河辺 岩見	木滝沢	0.63	0	林道
108	秋田市	河辺 岩見	木滝沢	1.08	0	林道
109	秋田市	河辺 岩見	鳥谷沢	0.54	0	林道
110	秋田市	河辺 岩見	茗茄沢	0.63	0	県道
111	秋田市	河辺 岩見	松沢	0.24	0	市道
112	秋田市	河辺 岩見	松沢	0.99	0	市道
113	秋田市	河辺 岩見	上田面	0.30	0	林道
114	秋田市	河辺 岩見	上田面	0.54	0	林道
115	秋田市	河辺 岩見	新川上田面	0.30	0	林道
116	秋田市	河辺 岩見	俄沢	0.12	0	県道
117	秋田市	河辺 岩見	会沢	2.16	0	県道
118	秋田市	河辺 新波	寺沢	0.24	0	市道
119	秋田市	河辺 神内	馬坂	0.63	0	市道
120	秋田市	河辺 神内	小滝	2.64	0	林道

番号	位置			面積 (ha)	地区内保全対象	
	市町村	大字	字		公共施設	道路
121	秋田市	河辺 神内	新山沢	1.08	0	市道
122	秋田市	河辺 神内	奥出沢	0.06	1	
123	秋田市	河辺 神内	奥出沢	0.12	1	林道
124	秋田市	河辺 神内	奥出沢	0.12	1	
125	秋田市	河辺 神内	奥出沢	0.06	1	林道
126	秋田市	河辺 神内	奥出沢	0.18	1	
127	秋田市	河辺 神内	奥出沢	0.12	1	
128	秋田市	河辺 神内	大提	0.63	1	
129	秋田市	河辺 神内	滝の沢	0.24	1	
130	秋田市	河辺 神内	滝の沢	0.30	1	
131	秋田市	河辺 神内	大提	1.26	1	
132	秋田市	河辺 神内	大仁加羅沢	0.30	1	市道
133	秋田市	河辺 神内	樋沢	0.72	1	市道
134	秋田市	河辺 和田	堀切沢	1.26	1	市道
135	秋田市	河辺 和田	鶯沢	0.54	0	市道
136	秋田市	河辺 和田	松沢	1.08	0	市道
137	秋田市	雄和 椿川	関田	0.12	0	市道
138	秋田市	雄和 椿川	平脇	0.06	0	市道
139	秋田市	雄和 椿川	平脇	0.12	0	市道
140	秋田市	雄和 椿川	小友沢	1.17	0	県道
141	秋田市	雄和 椿川	安養寺	0.06	0	
142	秋田市	雄和 椿川	安養寺	0.12	0	市道
143	秋田市	雄和 椿川	中村	0.18	0	市道
144	秋田市	雄和 平沢	三替沢	0.63	0	県道
145	秋田市	雄和 石田	山田	0.30	0	市道
146	秋田市	雄和 妙法	杉田沢	0.30	0	県道
147	秋田市	雄和 平尾鳥	小平	0.12	0	県道
148	秋田市	雄和 平尾鳥	大巻	0.06	0	県道
149	秋田市	雄和 平尾鳥	竹の花	0.30	0	市道
150	秋田市	雄和 平尾鳥	中田	0.18	0	市道

番号	位置			面積 (ha)	地区内保全対象	
	市町村	大字	字		公共施設	道路
151	秋田市	雄和 平尾鳥	中村	0.30	0	県道
152	秋田市	雄和 平尾鳥	臼ヶ沢	0.24	0	市道
153	秋田市	雄和 平尾鳥	金井田	0.18	0	市道
154	秋田市	雄和 平尾鳥	広面	0.54	0	林道
155	秋田市	雄和 平尾鳥	広面	0.54	0	林道
156	秋田市	雄和 平尾鳥	中谷地	6.00	0	市道
157	秋田市	雄和 平尾鳥	藤森	0.63	0	市道
158	秋田市	雄和 平尾鳥	修羅沢	2.52	0	県道
159	秋田市	雄和 平尾鳥	古道沢	0.81	0	県道
160	秋田市	雄和 種沢	戸草沢	0.54	1	県道
161	秋田市	雄和 種沢	野中	0.24	0	県道
162	秋田市	雄和 種沢	岩瀬	0.18	0	県道
163	秋田市	雄和 種沢	宮前	0.54	0	市道
164	秋田市	雄和 種沢	釜ヶ沢	1.17	0	
165	秋田市	雄和 種沢	柳林	0.54	0	市道
166	秋田市	雄和 種沢	山口	0.81	0	市道
167	秋田市	雄和 萱ヶ沢	館の腰	0.06	0	県道
168	秋田市	雄和 萱ヶ沢	萱ヶ沢	0.12	0	県道
169	秋田市	雄和 萱ヶ沢	東ヶ沢	2.28	0	県道
170	秋田市	雄和 萱ヶ沢	中田	0.12	0	県道
171	秋田市	雄和 萱ヶ沢	萱ヶ沢	0.12	0	県道
172	秋田市	雄和 萱ヶ沢	舟ヶ沢	0.18	0	市道
173	秋田市	雄和 萱ヶ沢	中山沢	0.12	0	市道
174	秋田市	雄和 萱ヶ沢	柳尺	0.90	0	市道
175	秋田市	雄和 萱ヶ沢	杉菜沢	0.99	0	市道
176	秋田市	雄和 萱ヶ沢	八木山沢	0.30	0	市道
177	秋田市	雄和 碓田	鍋カラシ	0.90	0	県道
178	秋田市	雄和 碓田	シコウ沢	0.12	0	市道
179	秋田市	雄和 碓田	柴坂	0.81	0	市道
180	秋田市	雄和 碓田	段の前	0.06	0	市道

番号	位置			面積 (ha)	地区内保全対象	
	市町村	大字	字		公共施設	道路
181	秋田市	雄和 神ヶ村	中崎	0.06	0	市道
182	秋田市	雄和 神ヶ村	大弓	0.54	0	県道
183	秋田市	雄和 神ヶ村	中崎	0.06	0	市道
184	秋田市	雄和 神ヶ村	大金	0.24	0	県道
185	秋田市	雄和 神ヶ村	小山	0.30	0	県道
186	秋田市	雄和 神ヶ村	大柳	0.06	0	市道
187	秋田市	雄和 神ヶ村	杉腰	0.06	0	市道
188	秋田市	雄和 神ヶ村	妙角	0.12	0	市道
189	秋田市	雄和 神ヶ村	才東	0.54	0	市道
190	秋田市	雄和 神ヶ村	壺景	1.08	0	市道
191	秋田市	雄和 神ヶ村	西の沢	0.90	0	市道
192	秋田市	雄和 神ヶ村	家の沢	1.08	0	市道
193	秋田市	雄和 繫	土沢	2.64	0	市道
194	秋田市	雄和 繫	笠台	1.26	0	市道
195	秋田市	雄和 繫	大平	2.28	0	国道
196	秋田市	雄和 女米木	高麓沢	0.90	1	国道
197	秋田市	雄和 女米木	川崎	1.08	0	国道
198	秋田市	雄和 女米木	川崎	0.12	0	国道
199	秋田市	雄和 女米木	宝生口	0.12	0	市道
200	秋田市	雄和 女米木	宝生口	0.54	0	市道
201	秋田市	雄和 女米木	宝生口	0.18	0	市道
202	秋田市	雄和 女米木	猫沢	0.18	0	市道
203	秋田市	雄和 女米木	猫沢	0.30	0	市道
204	秋田市	雄和 女米木	猫沢	0.18	0	市道
205	秋田市	雄和 女米木	長面	0.99	0	市道
206	秋田市	雄和 戸賀沢	長面	0.54	0	市道
207	秋田市	雄和 戸賀沢	宮田沢	0.63	0	市道
208	秋田市	雄和 相川	滝沢	2.76	0	市道
209	秋田市	雄和 相川	会沢	3.24	0	市道
210	秋田市	雄和 相川	薊ヶ沢	0.99	0	県道

番号	位置			面積 (ha)	地区内保全対象	
	市町村	大字	字		公共施設	道路
211	秋田市	雄和 相川	向田表	0.24	0	県道
212	秋田市	雄和 平沢	野沢	0.24	0	県道
213	秋田市	雄和 平沢	水沢	0.81	0	市道
214	秋田市	雄和 下黒瀬	湯ノ沢	0.72	0	市道
215	秋田市	雄和 下黒瀬	岩の沢	0.63	0	市道
216	秋田市	八田	館腰	0.06	0	県道
217	秋田市	八田	鳥屋沢	0.06	0	市道
218	秋田市	小山	大沢	0.81	0	農道
219	秋田市	小山	苗代沢	1.17	0	県道
220	秋田市	豊巻	小堤沢	0.54	0	市道
221	秋田市	桂根	平ノ脇	2.40	0	市道
222	秋田市	長浜	平ノ台	2.04	0	県道
223	秋田市	羽川	権現沢	0.90	0	県道
224	秋田市	名ヶ沢	大繫	1.35	0	県道
225	秋田市	名ヶ沢	脇田	0.12	0	市道
226	秋田市	名ヶ沢	フクベラ沢	4.65	0	県道
227	秋田市	名ヶ沢	中ノ沢	2.16	0	市道
228	秋田市	名ヶ沢	牛ヶ沢	0.63	0	市道
229	秋田市	名ヶ沢	タツラ沢	0.72	0	市道
230	秋田市	名ヶ沢	草井沢	0.54	0	市道
231	秋田市	羽川	下ヶ沢	0.63	0	県道
232	秋田市	羽川	大西沢	0.72	0	市道
233	秋田市	羽川	串気沢	0.30	0	市道
234	秋田市	羽川	岩城	0.06	0	市道
235	秋田市	羽川	土橋	1.35	0	市道
236	秋田市	雄和 萱ヶ沢	七曲	0.99	0	市道
237	秋田市	雄和 萱ヶ沢	大刈沢	1.35	0	市道
238	秋田市	雄和 萱ヶ沢	滝の沢	0.18	0	市道
239	秋田市	雄和 萱ヶ沢	比丘尼屋敷	0.18	0	市道
240	秋田市	雄和 萱ヶ沢	又三郎沢	0.54	0	市道

番号	位置			面積 (ha)	地区内保全対象	
	市町村	大字	字		公共施設	道路
241	秋田市	雄和 萱ヶ沢	二の沢	1.35	0	市道
242	秋田市	雄和 萱ヶ沢	土橋	0.06	0	市道
243	秋田市	雄和 萱ヶ沢	中の沢頭	0.54	0	市道
244	秋田市	雄和 萱ヶ沢	西風沢頭	1.17	0	市道
245	秋田市	雄和 萱ヶ沢	戸川沢	0.12	0	市道
246	秋田市	雄和 萱ヶ沢	真木屋	0.12	0	市道
247	秋田市	雄和 萱ヶ沢	大平沢	0.12	0	市道
248	秋田市	雄和 萱ヶ沢	大平沢頭	0.63	0	市道
249	秋田市	雄和 萱ヶ沢	大平沢	0.18	0	市道
250	秋田市	雄和 萱ヶ沢	三福	0.06	0	市道
251	秋田市	雄和 萱ヶ沢	餅搗沢	0.72	0	

資料 1 4 - 7 山腹崩壊危険箇所表

(1) 山腹崩壊危険地区 (東北森林管理局)

番号	位置		面積 (ha)	地区内保全対象	
	大字	字		公共施設	道路
1		仁別務沢国有林	2	0	林道
2		財ノ上国有林	1	0	林道

(2) 山腹崩壊危険地区 (県 森林整備課)

番号	位置		面積 (ha)	地区内保全対象	
	大字	字		公共施設	道路
1		前田	1	0	市道
2	金足 岩瀬	佐戸沢	1	0	市道
3	金足 片田	待入	1	0	
4	金足 黒川	小敷沢	1	0	県道
5	金足 片田	コフラゲ	1	0	市道
6	金足 吉田	野尻	1	0	市道
7	下新城 小友	沖ノ窪	1	0	市道
8	下新城 小友	猿田沢	1	0	市道
9	上新城 小友	水上沢	1	1	市道
10	上新城 白山	白山	1	0	市道
11	上新城 小又	平ヶ沢	1	0	市道
12	上新城 小又	山野根	1	0	市道
13	上新城 保多野	仲山	1	0	市道
14	上新城 小又	家ノ前	3	0	市道
15	上新城 湯ノ里	滝ノ下	4	0	農道
16	上新城 五十丁	館越	1	0	市道
17	上新城 道川	家ノ下	1	0	市道
18	上新城 道川	入ヶ沢	1	1	県道
19	上新城 道川	駒引沢	1	0	市道
20	上新城 道川	深川	1	0	市道
21	上新城 中	堂ノ前	2	0	県道
22	下新城 岩城	右馬之丞	1	0	
23	下新城	岩城下向	1	0	市道
24	下新城 笠岡	堰根	1	0	市道
25	下新城 岩城	源内沢	1	0	市道
26	外旭川 笹岡	蒲沼	1	0	市道
27	外旭川 笹岡	家ノ前	1	0	市道
28	外旭川 水口	山崎	4	1	市道
29	外旭川 水口	山崎	3	0	市道
30	濁川	堀尾田	5	0	市道

番号	位置		面積 (ha)	地区内保全対象	
	大字	字		公共施設	道路
31	濁川	鎌ノ沢	1	0	市道
32	添川	添川	1	0	市道
33	添川	湯沢	2	0	市道
34	山内	松原	4	0	県道
35	山内	市王寺	1	0	市道
36	山内	上台	6	1	県道
37	仁別	栗畑台	5	0	県道
38	山内	増沢	1	0	県道
39	太平 八田	藤ノ崎	1	0	市道
40	太平 八田	堂ノ前	1	0	県道
41	太平 八田	木曾石	3	0	県道
42	太平 目長崎	谷地	3	0	県道
43	太平 目長崎	神田	1	0	県道
44	太平 中関	平形	2	1	市道
45	太平 寺庭	寺庭	1	0	
46	太平 黒沢	館越	1	0	市道
47	太平 山谷	貝ノ沢	1	0	市道
48	太平 中関	家ノ沢	1	0	市道
49	太平 中関	屋敷前	1	0	市道
50	下北手	寒川寒川	1	0	市道
51	下北手	通沢下前田	1	1	
52	下北手 通沢	中前田	1	0	
53	下北手 宝川	種ヶ崎	1	0	県道
54	下北手 宝川	大西ヶ沢	1	0	市道
55	下北手 宝川	潤ヶ崎	1	0	県道
56	下北手 宝川	潤ヶ崎	1	0	県道
57	下北手 通沢	杉崎	1	0	市道
58	下北手 柳館	賀川	1	0	市道
59	下北手 柳館	赤平	1	0	市道
60	上北手 荒巻	荒巻	3	0	市道
61	上北手 大戸	関上	1	0	市道
62	下北手 梨平	袖ヶ沢	2	0	
63	下北手 梨平	向田(乙)	1	0	
64	上北手 大杉沢	藤根	1	0	市道
65	上北手 小山田	桜田	1	0	市道

番号	位置		面積 (ha)	地区内保全対象	
	大字	字		公共施設	道路
66	上北手 小山田	桜田	1	0	市道
67	上北手 小山田	桜田	1	0	市道
68	上北手 小山田	小山田	1	0	市道
69	上北手 小山田	駒込	1	0	市道
70	上北手 百崎	境田	3	1	市道
71	上北手 猿田	館ヶ下	1	1	
72	上北手 猿田	底沢	1	0	
73	上北手 猿田	砂子沢	1	0	市道
74	上北手 大山田	大平沢	1	0	市道
75	上北手 大山田	豊口	1	0	市道
76	上北手 古野	脇ノ田	1	0	市道
77	上北手 猿田	寺ノ沢	1	0	
78	上北手 猿田	二ッ寺	2	0	市道
79	上北手 猿田	弥生館	1	0	
80	河辺 戸島	戸島館	3	1	
81	河辺 北野田高屋	薬師沢	1	0	
82	河辺 北野田高屋	務沢	3	0	国道
83	河辺 北野田高屋	小高	1	0	市道
84	河辺 北野田高屋	雷谷地	1	1	
85	河辺 北野田高屋	上盤昌	1	0	
86	河辺 北野田高屋	神田	1	0	県道
87	河辺 北野田高屋	小高	1	0	市道
88	河辺 北野田高屋	畑務沢	1	0	市道
89	河辺 和田	和田	1	1	市道
90	河辺 諸井	山根	1	0	市道
91	河辺 高岡	萱ヶ沢	4	0	市道
92	河辺 三内	鳥海	2	0	市道
93	河辺 三内	繋沢	1	0	県道
94	河辺 三内	内沢	11	0	
95	河辺 岩見	杉沢台	1	0	市道
96	河辺 岩見	貝住沢	1	0	市道
97	河辺 岩見	鳥谷沢	5	0	県道
98	河辺 岩見	穴渕	1	0	
99	河辺 岩見	岩見俄沢	6	0	県道
100	河辺 岩見	筒出	1	0	

番号	位置		面積 (ha)	地区内保全対象	
	大字	字		公共施設	道路
101	河辺 三内	田尻下野田	1	0	市道
102	河辺 神内	奥出沢	3	1	市道
103	河辺 神内	奥出沢	1	1	
104	河辺 神内	奥出沢	1	1	
105	河辺 神内	滝の沢	4	1	
106	河辺 神内	滝の沢	1	1	
107	河辺 神内	大提	1	1	
108	河辺 神内	奥出沢	3	1	
109	河辺 神内	大仁加羅沢	1	1	市道
110	河辺 神内	神内	1	0	市道
111	河辺 戸島	七曲石坂台	1	0	市道
112	雄和 椿川	館の下	1	0	市道
113	雄和 椿川	関田	1	0	市道
114	雄和 椿川	安養寺	2	0	市道
115	雄和 妙法	槐下	7	0	県道
116	雄和 平尾鳥	小平	1	0	県道
117	雄和 平尾鳥	金井田	1	0	
118	雄和 平尾鳥	細田	1	0	市道
119	雄和 平尾鳥	野田	1	0	市道
120	雄和 平尾鳥	築場	1	0	県道
121	雄和 平尾鳥	藤森	1	0	市道
122	雄和 平尾鳥	藤森	1	0	市道
123	雄和 平尾鳥	善知鳥	2	0	
124	雄和 平尾鳥	西ノ沢	1	0	県道
125	雄和 平尾鳥	森の前	2	0	県道
126	雄和 平尾鳥	西野	1	0	県道
127	雄和 種沢	大沢	1	0	県道
128	雄和 種沢	岩瀬	1	0	市道
129	雄和 種沢	宮前	1	0	市道
130	雄和 左手子	岩城沢	2	0	県道
131	雄和 萱ヶ沢	館坂	1	0	市道
132	雄和 碓田	クネソエ	1	0	県道
133	雄和 萱ヶ沢	萱ヶ沢	1	0	県道
134	雄和 萱ヶ沢	提ヶ沢	1	0	県道
135	雄和 萱ヶ沢	萱ヶ沢	1	0	

番号	位置		面積 (ha)	地区内保全対象	
	大字	字		公共施設	道路
136	雄和 萱ヶ沢	館の腰	1	0	県道
137	雄和 萱ヶ沢	トンテン	1	0	県道
138	雄和 碓田	宮の前	3	0	
139	雄和 碓田	段の前	1	0	市道
140	雄和 碓田	祭田	1	0	市道
141	雄和 碓田	梵尺野	1	0	
142	雄和 神ヶ村	窪	1	0	県道
143	雄和 神ヶ村	西脇	3	0	市道
144	雄和 神ヶ村	西脇	1	0	
145	雄和 神ヶ村	東又	1	0	
146	雄和 神ヶ村	大金	1	0	県道
147	雄和 神ヶ村	大柳	1	0	市道
148	雄和 神ヶ村	菅福	1	0	県道
149	雄和 神ヶ村	窪	2	0	
150	雄和 神ヶ村	大黒沢	1	0	市道
151	雄和 神ヶ村	大黒沢	1	0	
152	雄和 神ヶ村	大橋	1	0	県道
153	雄和 神ヶ村	助沢	1	0	県道
154	雄和 神ヶ村	上開	1	0	県道
155	雄和 神ヶ村	上開	1	0	県道
156	雄和 繫	北ノ俣	1	0	
157	雄和 繫	二の沢	1	0	市道
158	雄和 繫	上田面	1	0	市道
159	雄和 女米木	高麓沢	1	0	市道
160	雄和 女米木	川崎	2	0	国道
161	雄和 女米木	宝生口	1	0	市道
162	雄和 岩城	明通	3	0	市道
163	雄和 岩城	明通	1	0	国道
164	雄和 戸賀沢	御江田	1	1	市道
165	雄和 平沢	水沢	1	0	市道
166	雄和 平沢	白根館	9	0	市道
167	雄和 下黒瀬	湯ノ沢	1	0	
168	八田	餅田	1	0	県道
169	八田	山ノ沢	2	0	
170	八田	館腰	1	0	市道

番号	位置		面積 (ha)	地区内保全対象	
	大字	字		公共施設	道路
171	八田	赤坂	1	0	市道
172	豊巻	山口	1	0	
173	豊巻	羽根山	1	0	
174	豊巻	内縄尻	1	1	市道
175	浜田	大森山	1	1	国道
176	浜田	長坂	1	1	
177	浜田	榎木	1	0	市道
178	羽川	横長根	1	0	市道
179	名ヶ沢	内横長根	1	0	県道
180	名ヶ沢	ヨモギ田	1	0	市道
181	名ヶ沢	村杉	1	0	市道
182	名ヶ沢	入道沢	1	0	市道
183	名ヶ沢	石田沢	1	0	
184	名ヶ沢	角地田	1	0	市道
185	羽川	大西沢	1	0	市道
186	羽川	寺ノ下	1	0	
187	雄和 萱ヶ沢	大台	1	0	市道
188	雄和 萱ヶ沢	三枚田	2	0	林道
189	雄和 萱ヶ沢	土場	1	0	市道
190	雄和 萱ヶ沢	滝の沢	1	0	市道
191	雄和 萱ヶ沢	又三郎沢	1	0	市道
192	雄和 萱ヶ沢	二の沢	1	0	市道
193	雄和 萱ヶ沢	土橋	1	0	市道
194	雄和 萱ヶ沢	中の沢	1	0	市道
195	雄和 萱ヶ沢	西風沢	2	0	市道
196	雄和 萱ヶ沢	和合	1	0	市道
197	雄和 萱ヶ沢	和合	3	0	市道
198	雄和 萱ヶ沢	土橋	1	0	市道
199	雄和 萱ヶ沢	大平沢	1	0	市道
200	雄和 萱ヶ沢	三福	1	0	
201	雄和 芝野新田	寺沢	1	0	
202	下新城 小友	中坪	1	0	

資料 1 4 - 8 なだれ危険箇所表

(1) なだれ危険箇所表 (東北森林管理局)

番号	危険箇所名	所在地	備考
1	砥沢30林班	秋田市 仁別	
2	務沢26林班(1)	秋田市 仁別	
3	務沢26林班(2)	秋田市 仁別	
4	務沢25、26林班	秋田市 仁別	
5	務沢25林班(1)	秋田市 仁別	
6	務沢25林班(2)	秋田市 仁別	
7	務沢25林班(3)	秋田市 仁別	
8	務沢24、25林班	秋田市 仁別	
9	務沢24林班	秋田市 仁別	
10	務沢24林班	秋田市 仁別	

(2) なだれ危険箇所表 (県 森林整備課)

番号	地区名	所在地	備考
1	神内	秋田市 河辺大張野	
2	台	秋田市 河辺三内	
3	砂子渕	秋田市 河辺三内	

(3) なだれ危険箇所表 (県 河川砂防課)

番号	危険箇所名	位置	備考
1	堂の前	秋田市 上新城中・堂ノ前	
2	保多野	秋田市 上新城保多野・家合	
3	白山	秋田市 上新城白山・白山	
4	大槻前	秋田市 上新城小又・脇野田	
5	湯の里	秋田市 上新城湯ノ里・雷電	
6	栗畑台	秋田市 仁別・家ハツレ	
7	道川	秋田市 上新城道川・長田	
8	宮ノ下	秋田市 上新城道川・宮ノ下	
9	家の下	秋田市 上新城道川・家ノ下	
10	深川	秋田市 上新城道川・深川	
11	蒲沼	秋田市 外旭川・蒲沼	
12	水口	秋田市 外旭川・家ノ前	
13	家の前	秋田市 外旭川・家ノ前	
14	南沢	秋田市 外旭川・南沢	
15	長田	秋田市 添川・長田	
16	大沢	秋田市 手形・大沢	
17	神田	秋田市 太平目長崎・神田	
18	五関	秋田市 下北手寒川・五関	
19	下前田	秋田市 下北手通沢・下前田	
20	大杉沢	秋田市 上北手大杉沢・藤根	
21	太田沢	秋田市 檜山太田町	
22	城南	秋田市 檜山城南町	
23	石川	秋田市 上北手百崎・石川	
24	百崎	秋田市 上北手荒巻・前田	
25	下浜八田	秋田市 下浜八田・水無	
26	中坪1号	秋田市 下新城小友・中坪	
27	下向	秋田市 下新城岩城・下向	
28	右馬之丞1号	秋田市 下新城岩城・右馬之丞	
29	右馬之丞2号	秋田市 下新城岩城・右馬之丞	
30	太平2号	秋田市 上新城五十丁・太平	
31	上台	秋田市 山内・上台	
32	愛染	秋田市 上新城道川・愛染	
33	蓬田	秋田市 添川・蓬田	
34	添川	秋田市 添川・添川	
35	高野	秋田市 寺内・高野	
36	児桜1号	秋田市 寺内・児桜	

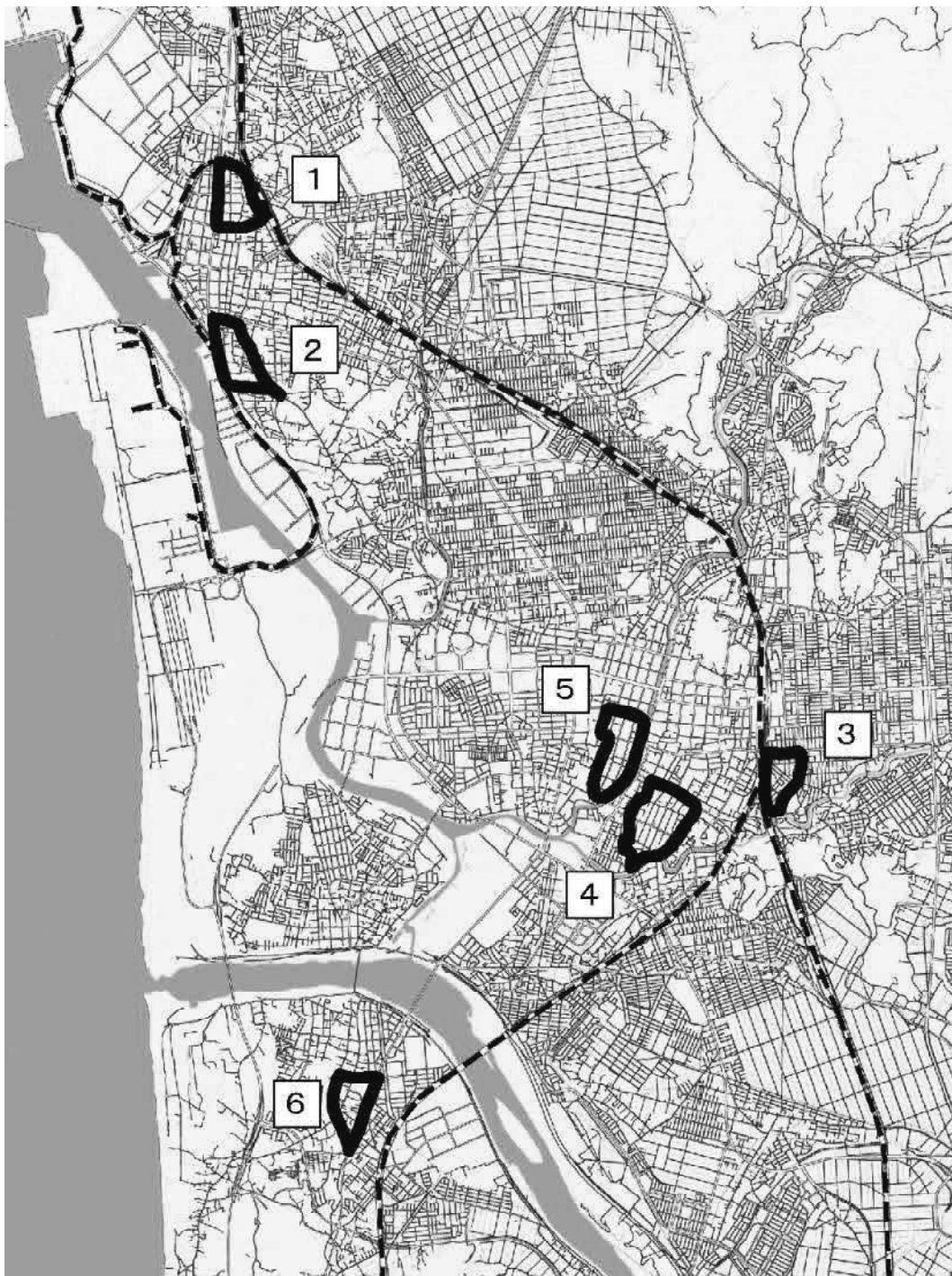
番号	危険箇所名	位置	備考
37	児桜 2 号	秋田市 寺内・児桜	
38	外旭川山崎 1 号	秋田市 外旭川・山崎	
39	井戸尻	秋田市 濁川・井戸尻	
40	後田	秋田市 濁川・後田	
41	堀尾田	秋田市 濁川・堀尾田	
42	泉三嶽根	秋田市 泉三嶽根	
43	千秋公園 1 号	秋田市 千秋公園	
44	千秋公園 2 号	秋田市 千秋公園	
45	千秋北の丸 1 号	秋田市 千秋北の丸	
46	千秋北の丸 2 号	秋田市 千秋北の丸	
47	高梨台 1 号	秋田市 新藤田・高梨台	
48	高梨台 2 号	秋田市 新藤田・高梨台	
49	中台	秋田市 手形・中台	
50	大沢 2 号	秋田市 手形・大沢	
51	蛇野 1 号	秋田市 手形・蛇野	
52	推子	秋田市 広面・推子	
53	赤沼 2 号	秋田市 広面・赤沼	
54	広面字蟹沢	秋田市 広面・蟹沢	
55	手形山中町	秋田市 手形山中町	
56	近藤沢	秋田市 広面・近藤沢	
57	柳田字鳥越 1 号	秋田市 柳田・鳥越	
58	太平八田字八田	秋田市 太平八田・八田	
59	木曾石	秋田市 太平八田・木曾石	
60	目長崎	秋田市 太平目長崎・目長崎	
61	舞鶴館	秋田市 太平目長崎・舞鶴館	
62	上館	秋田市 太平中関・上館	
63	谷崎	秋田市 下北手松崎・谷崎	
64	桜 3 丁目	秋田市 桜 3 丁目	
65	黒川 1 号	秋田市 下北手黒川・黒川	
66	檜山太田町	秋田市 檜山太田町	
67	檜山金照町	秋田市 檜山金照町	
68	檜山城南町 1 号	秋田市 檜山城南町	
69	荒巻	秋田市 上北手荒巻・荒巻	
70	二夕子沢	秋田市 上北手百崎・二夕子沢	
71	四ツ小屋 1 号	秋田市 上北手猿田・四ツ小屋	
72	砂子沢 1 号	秋田市 上北手猿田・砂子沢	
73	寺ノ沢	秋田市 上北手猿田・寺ノ沢	
74	脇ノ田 1 号	秋田市 上北手古野・脇ノ田	

番号	危険箇所名	位置	備考
75	杉ノ下 2 号	秋田市 豊岩豊巻・杉ノ下	
76	大日沢	秋田市 豊岩豊巻・大日沢	
77	ヨモキ田	秋田市 下浜名ヶ沢・ヨモキ田	
78	神屋敷 2 号	秋田市 寺内・神屋敷	
79	桜谷地 1 号	秋田市 下北手桜・桜谷地	
80	桜谷地 2 号	秋田市 下北手桜・桜谷地	
81	駒込 1 号	秋田市 上北手小山田・駒込	
82	檜山城南町 2 号	秋田市 檜山城南町	
83	関田	秋田市 雄和椿川・関田	
84	堤根	秋田市 雄和椿川・堤根	
85	妙法	秋田市 雄和妙法・槐下	
86	野中	秋田市 雄和種沢・野中	
87	宝生口	秋田市 雄和女米木・宝生口	
88	川崎	秋田市 雄和女米木・川崎	
89	白川	秋田市 雄和女米木・白川	
90	上田面	秋田市 雄和繫・上田面	
91	野開	秋田市 雄和神ヶ村・上開	
92	陳笠	秋田市 雄和神ヶ村・陣笠	
93	クネソエ	秋田市 雄和女碓田・クネソエ	
94	碓田字中村 3 号	秋田市 雄和女碓田・宮ノ前	
95	萱ヶ沢 1 号	秋田市 雄和萱ヶ沢・萱ヶ沢	
96	堤ヶ沢	秋田市 雄和萱ヶ沢・堤ヶ沢	
97	大又	秋田市 雄和田草川・大又	
98	山崎山	秋田市 雄和田草川・山崎山	
99	大沢口	秋田市 雄和田草川・大沢口	
100	館ノ下 2 号	秋田市 雄和椿川・館ノ下	
101	椿川字中村 1 号	秋田市 雄和椿川・中村	
102	平脇 2 号	秋田市 雄和椿川・平脇	
103	平沢字水沢 1 号	秋田市 雄和平沢・水沢	
104	善知鳥 4 号	秋田市 雄和平尾鳥・善知鳥	
105	藤森 3 号	秋田市 雄和平尾鳥・藤森	
106	館ヶ沢	秋田市 雄和種沢・館ヶ沢	
107	猫沢	秋田市 雄和女米木・猫沢	
108	上繫	秋田市 雄和繫・上繫	
109	樋口	秋田市 雄和新波・樋口	
110	大橋 2 号	秋田市 雄和神ヶ村・大橋	
111	西脇 1 号	秋田市 雄和女碓田・西脇	
112	碓田字中村 2 号	秋田市 雄和女碓田・中村	

番号	危険箇所名	位置	備考
113	萱ヶ沢 4 号	秋田市 雄和萱ヶ沢・萱ヶ沢	
114	萱ヶ沢 5 号	秋田市 雄和萱ヶ沢・萱ヶ沢	
115	船ヶ沢	秋田市 雄和萱ヶ沢・船ヶ沢	
116	又三郎沢 2 号	秋田市 雄和萱ヶ沢・又三郎沢	
117	砂子淵	秋田市 河辺町三内・砂子淵	
118	繫沢	秋田市 河辺町三内・繫沢下段	
119	畑	秋田市 河辺町北野田高屋・畑ノ沢	
120	太田面	秋田市 河辺町神内・太田面	
121	小平岱	秋田市 河辺町岩見・小平岱	
122	繫沢前田表	秋田市 河辺町三内・繫沢前田表	
123	竹ノ子沢	秋田市 河辺町北野田高屋・竹ノ子沢	
124	北野田高屋字神田 1 号	秋田市 河辺町北野田高屋・神田	
125	北野田高屋字神田 2 号	秋田市 河辺町北野田高屋・神田	
126	高橋	秋田市 河辺町北野田高屋・高橋	
127	雷谷地	秋田市 河辺町北野田高屋・雷谷地	
128	白熊沢 1 号	秋田市 河辺町戸島・白熊沢	
129	白熊沢 2 号	秋田市 河辺町戸島・白熊沢	
130	虚空蔵大台滝 1 号	秋田市 河辺町豊成・虚空蔵大台滝	
131	和田字和田 1 号	秋田市 河辺町和田・和田	
132	和田字和田 2 号	秋田市 河辺町和田・和田	
133	和田字和田 3 号	秋田市 河辺町和田・和田	
134	式田 1 号	秋田市 河辺町和田・式田	
135	高屋敷	秋田市 河辺町大張野・高屋敷	
136	東	秋田市 河辺町岩見・東	

資料 1 4 - 9 火災危険区域表、火災危険区域図

番号	危険区域名	面積(m ²)	危険理由
1	土崎港中央五丁目、七丁目	136,000	袋小路多し、道路狭し
2	土崎港南一丁目	145,000	道路事情一方性、道路狭し
3	東通観音前、東通館ノ越	121,000	道路事情一方性
4	檜山南中町、檜山本町、檜山共和町	268,000	住宅密集地
5	大町五丁目、六丁目、旭南二丁目	207,000	街区密集地
6	新屋表町	81,000	地形(傾斜地)



資料 14-10 防災重点ため池箇所表

名称	所在地	総貯水量(千 m^3)	かんがい受益面積(ha)
小栗堤	金足堀内	100	10
待入堤	金足高岡	160	40
男潟	金足小泉	375	200
吉田溜池	金足吉田	957	402
箒田溜池	下新城小友	341	317
堀田沢溜池	下新城小友	672	315
猿田沢溜池	下新城小友	946	317
大滝沢溜池	上新城道川	1695	450
比内沢溜池	上新城石名坂	291	116
東台沢溜池	添川	230	124
推子沢溜池	広面	128	2
松崎大堤	下北手松崎	160	47
黒川溜池	下北手黒川	150	57
大杉沢溜池	上北手大杉沢	120	60
宝竜崎1号溜池	上北手猿田	110	50
中谷地1号溜池	上北手猿田	15	37
滝の沢溜池	太平八田	188	102
塩曳潟	浜田	76	7
石田坂堤	豊岩石田坂	980	72
菅沢溜池	豊岩豊巻	583	53
中沢大堤	豊岩豊巻	197	50
笹山	豊岩豊巻	291	76
苗代沢溜池	豊岩小山	210	50
小山沢溜池	豊岩小山	110	44
杉沢	下浜八田	157	32
黒瀬沢第1	雄和黒瀬	188	30
内 沼	雄和相川	200	130
戸賀沢第1	雄和戸賀沢	41	24
茗ヶ沢	雄和女米木	12	20
折渡	雄和女米木	8	20
釜ヶ沢	雄和種沢	96	11
柳林	雄和種沢	160	130
上野第1	雄和左手子	120	60
上野第2	雄和左手子	90	60

名称	所在地	総貯水量(千 m ³)	かんがい受益面積(ha)
地蔵様	雄和新波	1	3
東ヶ沢	雄和萱ヶ沢	333	13
中里	雄和椿川	26	40
三替沢	雄和平沢	6	2
平沢大堤	雄和平沢	150	25
臼ヶ沢	雄和平尾鳥	8	7
寺沢第1	雄和新波	145	50

第 1 5 災害危険地域の災害予防に関する資料

資料 1 5 - 1 秋田市災害危険区域に関する条例

平成16年11月15日

条例第110号

〔趣 旨〕

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条第1項の規定による災害危険区域の指定および同条第2項の規定による建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

〔災害危険区域〕

第 2 条 法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、土石流その他の災害による危険が特に著しい区域として、秋田市河辺神内字振作の区域内で市長が指定する区域とする。

2. 市長は、前項の規定により災害危険区域を指定したときは、その区域を告示するものとする。

〔建築の制限〕

第 3 条 前条の災害危険区域においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。

〔委任〕

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

第 16 雪害予防に関する資料

資料 16-1 雪害対策要領

1 目的

この要領は、積雪および融雪期における消防業務の障害を克服するため、情報の収集および広報活動の徹底を図り、適切な事前対策の樹立と災害発生に際し、迅速、適確な部隊の運用を行い、安全な市民生活の確保と被害の極限防止に当たることを目的とする。

2 組織

別紙 1

3 予防対策

- (1) 消防署および各分団は、管轄区域内の積雪（融雪）状況を随時パトロールを行って把握し、消防車両の進入不能個所が生じた場合は、速やかに消防本部（以下「本部」という。）に報告するとともに署員、団員に徹底を図り、警防ならびに救急活動上の対策を樹立すること。

本部においては、災害対策本部または除雪対策本部や関係機関と密接な連絡をとり、障害の排除に当たるものとする。

- (2) 消防車両等の進入不能な地域については、小型動力ポンプおよび諸資器材の積載用そり、救急搬送用スノーボード等を活用し対処すること。
- (3) 随時管轄区域内を巡回し、消防水利施設の確保と車庫、器具置場の除排雪に当たること。
- (4) 立入検査を強化し、火災発生危険の排除に努めるとともに、関係団体に広く協力を呼びかけ、地域ぐるみの火災予防の徹底を図ること。
- (5) 広報、宣伝活動を活発に行い、火災ならびに雪害の未然防止の浸透を図ること。
- (6) 積雪深 70 センチメートル以上となったとき、または融雪等のため、なだれ、がけ崩れ、家屋浸水等の被害が予想される場合は、パトロール隊を編成して巡回を行う。危険建物の除排雪や避難対策の徹底に努めるとともに、なだれ、がけ崩れ、地すべり等危険地域（第 12 災害危険箇所に関する資料を参照）に浸水のおそれがある地域の重点的監視と被害の防除に当たること。

4 災害防ぎょ対策

- (1) 災害発生時は、「秋田市消防警防規程」第 8 条に基づき出動するものとする。
- (2) 雪害、あるいは、水害発生を受信した場合は、速やかに担当の署所から 1 隊を出動させ、災害状況を逐次本部へ報告するとともに状況により所要の部隊および地域分団が出動し活動に当たるものとする。
- (3) 本部においては、現場からの情報を的確に掌握し、対策本部および関係機関と連絡調整を行ない、災害に対処するものとする。

(市長)
雪害対策本部
(秋田市災害対策本部)

警 防 部											
消 防 長				団 長							
情報収集班 指令課長			調査班 総務課長 予防課長			防ぎよ班 消防署長 分消防署長			指揮班 警防課長 救急課長 副団長		
指令課員			総務課員 予防課員			消防署員 分消防署員			警防課員 救急課員 団本部員		
4 関係機関との連絡			3 警報の伝達			2 情報の収集			1 消防部隊の指揮、運用		
1 消防通信および指令に関する			2 状況の調査			1 被害調査および集計			2 関係機関との連絡調整		
3 公務災害補償の関係			2 被害調査および集計			1 状況の調査			3 防災資機材の調達		
6 その他の警防活動全般			5 被害調査および広報			4 警戒区域の設定			2 被害危険区域の避難誘導		
5 災害現場における情報の収集、			4 警戒区域の設定			3 人命救助、救急活動			1 被害の予防、警戒、防ぎよ		

関係団体（火災予防組合、町内会）
関係機関（国土交通省、県、气象台、警察）
除雪対策本部（建設部道路維持課）

第 17 危険物関係等に関する資料

資料 17-1 石油類

危険物の貯蔵・取扱量（平成28年4月1日現在）

事業所名		危険物					
		石油			石油以外の第4類危険物		
		貯蔵量 (KL)	取扱量 (KL)	計 (KL)	貯蔵量 (KL)	取扱量 (KL)	計 (KL)
出光興産(株)秋田油槽所	第1種	19,990	5,800	25,790			
JX日鉱日石エネルギー(株)秋田油槽所	第1種	71,417	4,271	75,688			
(株)昭友秋田共同油槽所	第1種	20,490	1,800	22,290			
東西オイルターミナル(株)秋田油槽所	第1種	8,835	9,340	18,175			
東北電力(株)秋田火力発電所	第1種	291,577	60,907	352,484			
秋田製錬(株)	第2種	300	85	385		57	57
マルハ産業(株)秋田営業所	第2種	1,311	206	1,517			
秋田ジンクリサイクリング株式会社	その他	607	358	965			
合計	第1種	412,309	82,118	494,427			
	第2種	1,611	291	1,902		57	57
	その他	607	358	965			

資料 17-2 高圧ガス

(1) 一般高圧ガス第一種製造事業所

(平成28年12月末現在)

番号	事業所名	電話番号	所在地	ガス種	貯蔵最大数量	貯蔵目的
1	(株) 東北フジクラ	018- 825-1123	御所野湯本 5-1-2	窒素	14t	電子部品製造
2	コスモ工機 (株) 秋田工場	018- 879-3111	下浜羽川字五郎池 126-2	炭酸ガス 酸素	4.7t 2.9t	溶接、溶断
3	マイクロン秋田 (株)	018- 886-2011	雄和石田字山田 89	窒素	38t	雰囲気ガス、冷却用
4	(株) 相場商店ガスセンター	018- 846-8000	飯島字砂田 26-7	窒素	12.2t, 14.6t	炉の雰囲気ガス
5	(株) 東北機械製作所マテックス事業部	018- 862-5271	川尻若葉町 6-1	酸素 炭酸ガス	17t 5t	酸素吹精、溶断、溶接
6	(株) 東北機械製作所茨島工場	018- 862-5541	茨島 1-2-3	酸素 炭酸ガス	2.9t 4.6t	酸素吹精、溶断、溶接
7	幸栄運輸 (株) 秋田営業所	018- 845-6854	飯島字砂田 26-7	酸素 窒素	ローリー3台 ローリー6台	チャージ
8	航空自衛隊秋田分屯地秋田救難隊	018- 886-3320	雄和町椿川字山籠 23-26	空気 窒素 ヘリウム	—	移動式圧縮機 (ボンベ充填)
9	秋田大学医学部附属病院	018- 889-2249	広面字蓮沼 44-2	酸素	10t	医療用
10	秋酸工業 (株) 秋田工場	018- 846-5360	飯島字砂田 26-7	酸素 窒素 アルゴン 炭酸ガス	12.6t 8.9t 12.5t 13.9t	充填販売
11	秋田液酸工業 (株)	018- 846-5027	飯島字古道下川端 217-9 (秋田製錬株飯島製錬構内)	酸素 窒素 アルゴン 水素	217.3t 407t 21t 5m ²	充填販売
12	秋田製錬 (株) 飯島製錬所	018- 846-1121	飯島字古道下川端 217-9	亜硫ガス アンモニア 窒素	239t 22t 12.1t	鉍石製錬残渣処理
13	千代田興業 (株) 第二工場	018- 864-6200	川尻町大川反 170-49	酸素 炭酸ガス	2.6t 9.3t	溶接、溶断

番号	事業所名	電話番号	所在地	ガス種	貯蔵最大数量	貯蔵目的
14	東横化学(株)秋田ガスセンター	018-839-7900	御所野下堤 3-1-1	窒素 酸素 アルゴン	118t 5t 6t	液晶基盤製造
15	東北エア・ウォーター(株)秋田ガスセンター	018-973-5743	金足大清水字大清水台13	酸素 炭酸ガス 窒素	10t 9t 4t	充填販売
16	日本新金属(株)秋田工場	018-865-7204	茨島 3-1-18	窒素 水素 炭酸ガス	7.1t 3.0t 9t	還元、置換酸化防止
17	日本精機(株)	018-863-1631	川尻町大川反 170-28	空気	—	移動式圧縮機
18	日本製紙(株)秋田工場	018-896-7181	向浜 2-1-1	酸素	41t	リニング除去
19	片倉コープアグリ(株)東北支店秋田工場	018-864-6001	茨島 3-1-6	アンモニア	30t×2	化学肥料の製造
20	陸上自衛隊秋田駐屯地第2 1 普通科連隊	018-845-0125	寺内將軍野 1	空気	—	移動式圧縮機(ボンベ充填)

(2) 高圧ガス第一種貯蔵所

(平成28年12月末現在)

番号	事業所名	所在地	貯蔵ガス種	貯蔵区分	貯蔵量
1	東横化学(株) 秋田ガスセンターNo.1	御所野下堤 3-1-1	窒素・アルゴン ヘリウム・炭酸ガス 酸素・水素・アンモニア メタン・塩化水素 ネオン・アセチレン その他混合ガス	容器	2,492m ³
2	東北電力(株)秋田火力 発電所	飯島字古道下川端 217-6	アンモニア	貯槽	20t
3	医療法人明和会中通総合 病院	南通みその町 3-15	液化酸素 笑気ガス 酸素ガス 窒素ガス	貯槽、容器	20.5t 0.06t 167 m ³ 57.5m ³
4	アルフレッサファインケ ミカル(株)秋田工場還元棟	向浜 1-10-1	水素 窒素	ローダー カードル容器	4,801.3m ³
5	コスモ工機(株) 秋田下浜工場	下浜羽川字五郎池 126-2	LPG	貯槽	15t
6	(株)北都銀行 北都銀行事務センター	旭北錦町 136	液化炭酸ガス	容器	4,800m ³
7	太平熔材(株) 秋田営業所 ガスセンター容器置場	土崎港 相染町字浜ナシ山 7-6	LPG・水素・窒素 アルゴン・ヘリウム フロン・アセチレン 亜酸化窒素・アンモニア 酸化エチレン 亜硫酸ガス	カードル容器	2,650m ³
8	太平熔材(株) 秋田営業所容器置場	土崎港 相染町字浜ナシ山 6-25	LPG・アセチレンガス 水素・メタン・空気 酸素・窒素・二酸化炭素 アルゴン・ヘリウム フロン・アンモニア 一酸化炭素 その他混合ガス	容器	2,494m ³
9	秋田赤十字病院	上北手猿田字苗代沢 -1	液化酸素・酸素ガス 窒素ガス・液化炭素ガス 液化亜酸化窒素	貯槽、容器	1,540.8m ³

番号	事業所名	所在地	貯蔵ガス種	貯蔵区分	貯蔵量
10	秋田県厚生農業協同組合 連合会秋田組合総合病院	飯島字西袋 273-1	液化酸素・酸素ガス 窒素ガス 液化亜酸化窒素	貯槽、容器	1, 228m3
11	(株) 相場商店 ガスセンター第1貯蔵所	飯島字砂田 26-7	LPG・ヘリウム・窒素 アルゴン・フロン 窒素エルフ 窒素カードル 水素・亜酸化窒素 塩素・その他混合ガス	容器	9, 027m3
12	(株) 相場商店 ガスセンター第2貯蔵所	土崎港 相染町字浜ナシ山 6-23	アルゴン・アンモニア 圧縮水素・酸素ガス アセチレン	容器	17, 512m3
13	(株) 相場商店 ガスセンター第3貯蔵所	土崎港 相染町字浜ナシ山 6-23	LPG、アセチレン	容器	2, 880m3
14	医療法人惇慧会外旭川病 院	外旭川字三後田 142	液化酸素・酸素ガス 液化亜酸化窒素	貯槽、容器	10t 56m3
15	(株) エネックス東北支 店秋田営業所	寺内字大小路 207-11	液化天然ガス	コンテナ	23. 2t
16	東北電力 5号ボンベ庫	飯島字古道下川端 217-6	水素窒素 液化炭酸ガス	容器	1, 709m3
17	秋田市立総合病院	川元松丘町 4-30	液化酸素 酸素ガス 窒素ガス	貯槽、容器	996 m3 140 m3 7m3
18	(株) ヨウコー御所野事 業所	御所野湯本 2-1-11	LPG	ローリー	24. 6t

資料 17-3 都市ガス

(平成27年3月現在)

番号	事業所名	所在地	電話番号	供給区域	供給戸数(戸)	普及率(%)
1	東部瓦斯(株)秋田支社	榎山川口境1-1	018-832-6595	秋田市	84,563	81.2

資料 17-4 LPガス

(1) 一般高圧ガス・LPG兼用第一種製造所

(平成28年12月末現在)

番号	製造所名	電話番号	所在地	ガス種	貯蔵能力(t)	製造目的
1	(株)ヨウコー 御所野営業所	018- 839-7667	御所野湯本2-1-11	酸素	9.7	チャージ
				窒素	8.8	
				LPG	7.5、7.7	
2	太平溶材(株)秋田営業所	018- 845-2101	土崎港相染町字浜か山6-25	酸素	10.1	充填販売
				窒素	6.0	
				アルゴン	12.5	
				炭酸ガス	14.0	
			LPG	30.0		

(2) LPG第一種製造所、オートスタンド専用

(平成28年12月末現在)

番号	製造所名	電話番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
1	秋田ハイタク事業協同組合 MGセンター	018- 862-7426	寺内蛭根一丁目15-34	20×1	オート

(3) LPG第一種製造所、消費プラント

(平成28年12月末現在)

番号	製造所名	電話番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
1	秋田いなふく米菓(株)	018- 863-1729	川尻町字大川反170	15×1	消費
2	(株)たけや製パン	018- 864-3117	川尻町字大川反233-60	10×1	消費

(4) LPG第一種製造所、充填所・輸送事業所

(平成28年12月末現在)

番号	製造所名	電話番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
1	タプロス(株) 秋田充てん所	018-845-6174	寺内字神屋敷295-48	20×2	充填
2	マルハ産業(株) 秋田営業所	018-845-2135	寺内字大小路207-6	30×1	充填
3	(株)エネックス ENEOSグロー ブガスターミナル 秋田ガス ターミナル	018-846-2035	土崎港相染町字浜江山9-2	800×2	充填
4	(株) ホームエネルギー東北 秋田センター	018-847-0345	寺内字後城322-2	20×2	充填 移動式
5	東部液化石油(株) 秋田工場	018-882-3556	河辺戸島字七曲台120-4	20×2	充填
6	日通商事(株)秋田支店 秋田充てん所	018-828-4220	新屋沖田町1-1	15×2 0.58×2	充填

(5) LPG第一種製造事業所、移動式製造施設

(平成28年12月末現在)

番号	製造所名	電話番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
1	カメイ物流サービス(株) 秋田営業所	018-847-0472	寺内字神屋敷295-55	3.4×1台	移動式
2	(株)エルピージーアキタ	018-845-1141	寺内字後城322-3	2.5×1台	移動式
3	太平熔材(株)秋田営業所 バルクローリー	018-845-2101	土崎港相染町字浜江山6-25	3.7×1台 2.6×1台 2.3×1台	移動式
4	東液サービス(株)秋田支店	018-882-3555	河辺七曲台120-4	2.5×2台 2.1×1台	移動式

(6) 特定供給設備

(平成28年12月末現在)

番号	名称	設備の所在地	ガス供給 販売事業者	販売事業者の住所	貯蔵能力
1	ふるさと村	横手市赤坂字富ヶ沢 62-46	タプロス(株)	秋田市寺内字後城322-3	17.8t×2
2	東京インテリア	秋田市御所野元町 3-3	(株)相場商店	秋田市檜山登町 1-20	2.9t×1
3	太平山リゾート用	秋田市仁別字 マンタラメ168-10	東部瓦斯(株)	秋田市檜山川口境 1-1	20t×1
4	オメガ	秋田市新屋豊町 396-5	(株)山二	秋田市中通 2-5-20	2.8t×1
5	ナイス土崎店	秋田市土崎港中央 4-1-1	タプロス(株)	秋田市寺内字後城322-3	990kg×2
6	特別養護老人ホーム 一つ森	秋田市上北手荒巻字鳥越	太平熔材(株)	秋田市土崎港 相染町浜ナシ山 6-25	2.8t×1

資料 17-5 毒物・劇物

(1) 製造業

(平成28年12月現在)

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	秋田製錬(株) 飯島製錬所	秋田市飯島字古道下川端217-9	018-846-8202
2	三菱マテリアル電子化成(株)	秋田市茨島3-1-6	018-864-6011
3	片倉コープアグリ(株)	秋田市茨島3-1-6	018-864-6004
4	秋田十條化成(株)	秋田市新屋烏木町1-1	018-828-3318
5	秋田住友パーク(株)	秋田市土崎港相染町字中島下27-4	018-845-1181
6	第一物産(株) 秋田支店	秋田市新屋烏木町1-117	018-828-0071

(2) 業務上取扱者

(平成28年12月現在)

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	太平化成工業(株)	秋田市土崎港相染町字浜ノ山6-1	018-845-0442
2	太平化成工業(株) 秋田事業所	秋田市土崎港相染町字沖谷地173-1	018-845-9707

※ 運送業者を除く

資料 17-6 火薬類

(1) 製造所

(平成28年12月現在)

番号	事業所名 事業所所在地	火 薬 庫				工 場	
		所 在 地	棟数	種 類	取扱量	所 在 地	備 考
1	(株)須藤火工 土崎港中央5-2-16	飯島字砂田33-2	3	煙火等	4,000kg	同左	危険工室 5 日乾場 1

(2) 1級、3級火薬庫

(平成28年12月現在)

番号	火薬庫所有者	事務所所在地	区分	火薬庫		火薬庫所在地
				種別	棟数	
1	秋田県警察本部	山王4-1-5	その他	3級	1	新屋勝平台9番2号
2	臨海採石(株)	仁井田字古川向365	採石	地上1級	2	大仙市協和磯岡字沢内811-1
			採石	地上1級	2	仙北市西木町小山田字鎌石325-22

(3) 火薬類販売店所有・占有火薬庫

(平成28年12月現在)

番号	火薬庫所有者	事務所所在地	区分	火薬庫		火薬庫所在地
				種別	棟数	
1	(株)三田商店秋田支店	大町3-3-11	販売	地上1級	2	山内字増沢12-3
2	秋田銃砲火薬(有)	八橋新川向7-29	販売	実包	1	由利本荘市岩城道川字中沢61-7

第 18 文化財に関する資料

資料 18-1 国、県、市指定文化財一覧表

国指定文化財一覧

No	種別	指定年月日	名称	員数	所在地	所有者又は管理者
1	建造物	昭40.5.29	旧奈良家住宅	1棟	金足小泉字上前8	秋田県
2	"	48.2.23	嵯峨家住宅	2棟	太平目長崎字上目長崎217	個人
3	"	平元.5.19	旧黒澤家住宅	5棟	楡山字石塚谷地297-99	秋田市
4	"	2.3.19	天徳寺	4棟	泉三嶽根10-1	天徳寺
5	"	2.3.19	佐竹家霊屋	1棟	泉三嶽根地内	個人
6	"	5.8.17	藤倉水源地水道施設	1構	山内字上台、大畑	秋田市
7	"	6.12.27	旧秋田銀行本店本館	1棟	大町三丁目3-21	秋田市
8	"	18.12.19	三浦家住宅 主屋	1棟	金足黒川字黒川1178	久光エージェンシー株式会社
			米蔵	1棟		
			文庫蔵	1棟		
			表門	1棟		
			鎮守社	1棟		
1	彫刻	昭48.6.6	銅造 阿彌陀如来坐像	1軀	八橋本町六丁目5-30	全良寺
1	書跡	昭34.6.27	紙本墨書 因幡権守重隆家歌合(巻頭)	1幅	中通四丁目	個人
1	考古資料	昭53.6.15	人面付環状注口土器	1口	金足嶺字後山52 秋田県立博物館	秋田県
2	"	63.6.6	磨製石斧	4箇	"	"
1	歴史資料	平3.6.21	菅江真澄遊覧記	77冊12巻	銀鱗後山52 秋田県立博物館(寄附)	個人
1	有民俗	昭39.5.29	大沼の箱形くりぶね(きつつ)	1隻	下北半蔵字守沢6-1 雪国民俗館	ノースアジア大学
2	"	41.6.11	作業用覆面コレクション	59点	"	"
1	無民俗	昭55.1.28	秋田の竿燈		秋田市	秋田市竿燈会
2	"	平9.12.15	土崎神明社祭の曳山行事		土崎港	土崎神明社奉賛会
3	"	21.3.11	秋田のイタヤ箕製作技術		太平黒沢	わがや箕製作技術保存会
1	史跡	昭9.5.1	平田篤胤墓		手形字大沢21-1	秋田市
2	"	14.9.7	秋田城跡		寺内地内ほか	"
3	"	平8.11.6	地藏田遺跡		御所野地蔵田三丁目1-18ほか	"
1	名勝	平19.2.6	旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園		旭川南町86-1ほか	個人
1	天然記念物	昭13.8.8	筑紫森岩脈		河辺三内字柳台	秋田市

県指定文化財一覧

No	種別	指定年月日	名称	員数	所在地	所有者又は管理者
1	建造物	昭28.10.5	彌高神社	2棟	千秋公園1-16	彌高神社
2	"	61.3.25	日吉八幡神社	4棟12基	八橋本町一丁目4-1	日吉八幡神社
3	"	平29.3.24	旧松倉家住宅	3棟	旭南二丁目7番29号	秋田市
1	絵画	昭28.3.10	十六羅漢像	16幅	泉三嶽根10-1	天徳寺
2	"	29.3.16	紙本着色 秋田風俗絵巻	1巻	金足嶺字後山52 秋田県立博物館	秋田県
3	"	46.4.20	紙本墨画 寒山拾得	対幅	旭北寺町4-50	大悲寺
4	"	46.12.18	絹本着色 十六善神	1幅	"	"
5	"	平14.3.19	釈迦三尊像図	1幅	旭北茶町4-42	當福寺
6	"	25.3.22	佐竹曙山 写生帖	3冊	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
7	"	"	佐竹曙山 筆湖山風景図	1幅	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
8	"	"	佐竹曙山 筆竹に文鳥図	1幅	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
9	"	"	佐竹曙山 筆燕子花にナイフ図	1幅	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
10	"	"	佐竹曙山 筆紅蓮図	1幅	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市

No	種別	指定年月日	名称	員数	所在地	所有者又は管理者
11	絵画	平27. 3. 20	小田野直武筆笛こ白兎図	1幅	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
12	"	"	小田野直武筆児童愛犬図	1幅	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
1	彫刻	昭27. 11. 1	木造 聖徳太子立像	1軀	豊岩豊巻字内縄尻124	豊平神社
2	"	"	木造 大日如来坐像	1 "	泉三嶽根1-48	泉福院
3	"	"	木造 愛染明王坐像	1 "	上新城道川字愛染55-2	道川神社
4	"	"	木造 金剛夜叉明王坐像	1 "	"	"
5	"	"	木造 不動明王立像	1 "	"	"
6	"	"	木造 毘沙門天立像	1 "	"	"
7	"	30. 1. 24	木造 聖観音	1 "	旭北寺町4-39	歓喜寺
8	"	32. 2. 14	銅造 阿弥如来立像	1 "	保戸野鉄砲町3-50	来迎寺
9	"	34. 1. 7	銅造 十一面観音立像	1 "	旭北寺町4-50	大悲寺
10	"	46. 1. 9	木造 十一面観音菩薩立像	1 "	"	"
1	工芸	昭27. 11. 1	涅槃図	1幅	寺内神屋敷11-6	西来院
2	"	"	梵鐘	1口	旭北栄町7-34	西善寺
3	"	"	太刀 銘正恒	1 "	新屋表町	個人
4	"	"	太刀 銘栗田口	1 "	金足嶺字山52 秋田県立博物館(寄附)	"
5	"	30. 1. 24	上絵牡丹文秋田万古急須	1	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
6	"	31. 5. 21	道三作 上絵五彩水注	1	旭北栄町	個人
7	"	"	長庚亭道三作 染付壺	1	櫛山南中町	"
8	"	"	緑園作 秋田万古蓮急須	1	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
9	"	"	緑園作 秋田万古緑釉蓮湯ざまし	1	"	"
10	"	38. 2. 5	鐺 壇溪図	1口	金足嶺字後山52 秋田県立博物館	秋田県
11	"	"	刀 銘天野河内助藤原高真花押	1枚	牛島東五丁目	個人
12	"	"	刀 銘出羽秋田住正忠造		東通仲町	"
13	"	"	刀 銘出羽住忠秀刻印	1口	金足嶺字後山52 秋田県立博物館	秋田県
14	"	39. 4. 16	赤銅金象眼鐺 蔵透之図 銘出羽秋田住正阿弥重恒	1枚	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
15	"	41. 3. 22	刀 無銘 伝長光	1口	牛島東五丁目	個人
16	"	"	刀 無銘 伝志津	1 "	土崎港南三丁目	"
17	"	43. 3. 19	鐺 銘出羽秋田住正阿弥伝兵衛	1枚	南通築地	"
18	"	44. 8. 9	太刀 銘備州長船兼光	1口	将軍野南三丁目	"
19	"	"	短刀 銘天野藤原高真作 元治元年吉日	1 "	金足嶺字後山52 秋田県立博物館	秋田県
20	"	46. 1. 9	初期伊万里 草花紋花瓶	1	旭北寺町4-50	大悲寺
21	"	48. 6. 16	刀 銘天野河内助藤原高真 慶応二丙寅八月吉日成三森光茂需作之	1口	金足嶺字山52 秋田県立博物館(寄附)	個人
22	"	50. 4. 10	馬具	一括	河辺松洲	"
23	"	53. 2. 14	魚藻文沈金手箱	1合	金足嶺字後山52 秋田県立博物館	秋田県
24	"	平3. 3. 19	鐺 あやめ図透彫銘出羽住秋田住正阿弥二代作享保十八年三月日	1枚	"	"
25	"	4. 4. 10	刀 銘羽州住兼廣作 安政四年二月吉日	1口	"	"
26	"	11. 3. 12	秋田家資料(刀剣類ほか)	一括	"	"
27	"	30. 3. 16	白韋威十二間阿古陀形筋兜	一頭	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
1	書跡	昭27. 11. 1	出羽一匡御絵図	1幅	山王新町14-31 秋田県公文書館	秋田県
2	"	28. 3. 10	佐竹侯累代の肖像	12 "	泉三嶽根10-1	天徳寺
3	"	39. 11. 17	平田篤胤竹画讃	1 "	金足嶺字山52 秋田県立博物館(寄附)	個人
4	"	"	平田篤胤書簡	1巻	"	"
5	"	"	平田篤胤和魂漢才	1幅	"	"
6	"	41. 3. 22	政景日記	24冊	山王新町14-31 秋田県公文書館	秋田県
7	"	42. 9. 26	佐竹北家日記	765 "	"	"
8	"	46. 7. 17	即非の書	1幅	旭北寺町4-50	大悲寺
9	"	"	亀年禪師書字号	1 "	"	"
10	"	60. 3. 15	季吟・桂葉両吟百韻	1巻	金足嶺字山52 秋田県立博物館(寄附)	個人
11	"	平7. 3. 17	国典類抄	471冊	山王新町14-31 秋田県公文書館	秋田県
12	"	15. 3. 25	羽陽北秋水士録	11 "	"	"
13	"	19. 3. 20	日本六十余州国々切絵図	69枚	"	"
14	"	23. 3. 22	御曹子島渡り	1巻	山王新町14-31 秋田県立図書館	"
13	"	25. 3. 22	秋田藩家蔵文書	61冊	山王新町14-31 秋田県公文書館	"
14	"	26. 3. 25	根本通明文庫	冊子本 2,530冊 折本15帖	山王新町14-31 秋田県立図書館	"

No	種別	指定年月日	名称	員数	所在地	所有者又は管理者
15	書籍	平30. 3. 16	手柄所持(朋誠堂喜三二)自筆作品 並びに関係資料	22点	秋田県立古文書館(3点) 秋田県立図書館(15点) 秋田県立博物館(1点) 大館市立栗盛記念図書館(3点)	秋田市、大館市
1	考古資料	昭27. 11. 1	須恵式陶壺	1個	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
2	"	57. 1. 12	勾玉及び玉類(枯草坂古墳出土)	52点	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県
3	"	"	鉢形土器(沢田遺跡出土)	1 "	"	"
4	"	58. 2. 12	穀丁遺跡出土品(青磁碗他)	一括	"	"
5	"	60. 3. 15	古鏡(武藤一郎コレクション)	33面	豊岩豊巻字杉ノ下	個人
6	"	63. 3. 15	秋田城跡SE406井戸跡出土品	一括	寺内焼山9-6 秋田城跡調査事務所	秋田市
7	"	平16. 3. 19	地藏田遺跡出土品	"	藤和法字上大部48-1 埋蔵文化財収蔵施設	"
8	"	17. 3. 22	戸平川遺跡出土品	21点	鉦鱒字52 秋田県立博物館	秋田県
9	"	18. 3. 20	洲崎遺跡出土人魚木簡	1点	鉦鱒字52 秋田県立博物館	秋田県
10	"	22. 3. 12	秋田城跡出土と同開珎銀銭	1枚	寺内焼山9-6 秋田城跡調査事務所	秋田市
11	"	"	大湯環状列石出土品	7点	鉦鱒字52 秋田県立博物館	鹿角市
12	"	23. 3. 22	中杉沢A遺跡出土土偶	1 "	"	秋田県
13	"	"	坂ノ上F遺跡出土土偶	1 "	藤和法字上大部48-1 埋蔵文化財収蔵施設	秋田市
14	"	"	虫内I遺跡出土土偶	2 "	鉦鱒字52 秋田県立博物館	秋田県
15	"	"	鏡田遺跡出土土偶	2 "	"	湯沢市
16	"	24. 3. 23	戸平川遺跡出土土面	2 "	"	秋田県
17	"	"	地方遺跡出土土面	1 "	藤和法字上大部48-1 埋蔵文化財収蔵施設	秋田市
18	"	25. 3. 22	伊勢堂岱遺跡出土品	39 "	鉦鱒字52 秋田県立博物館	北秋田市
19	"	28. 3. 30	湯ノ沢F移籍出土品	117 "	藤和法字上大部48-1 埋蔵文化財収蔵施設	秋田市
1	歴史資料	昭61. 3. 25	秋田街道絵巻	3巻	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
2	"	63. 3. 15	秋田鎮給人町絵図	7鋪	山王新町14-31 秋田県立図書館	秋田県
3	"	平元. 3. 17	久保田城下絵図	1鋪2幅	鉦鱒字52 秋田県立博物館	"
4	"	3. 3. 19	紙本金地着色男鹿図屏風	6曲1双	鉦鱒字52 秋田県立博物館	"
5	"	"	久保田城下絵図	1鋪2幅	山王新町14-31 秋田県立図書館	"
6	"	16. 3. 19	検地区絵及び下絵	2巻	鉦鱒字52 秋田県立博物館(寄附)	玄福寺
7	"	22. 3. 12	秋田県行政文書	20,748点	山王新町14-31 秋田県公文書館	秋田県
8	"	23. 3. 23	藤倉神社石製狛犬	1対	山内字藤倉8	藤倉神社
9	"	"	金刀比羅神社石製狛犬	1 "	土崎港中央六丁目1-2	金刀比羅神社
1	有民俗	昭29. 3. 7	検地竿	1口	鉦鱒字52 秋田県立博物館(寄附)	個人
2	"	平4. 4. 10	県内木造船資料	13点	"	秋田県
3	"	5. 4. 9	秋田杉子造材之画	1 "	"	"
4	"	29. 3. 24	山谷番楽面	15面	太平山谷字野田	個人
1	無民俗	昭49. 10. 12	秋田万歳		飯島西袋三丁目5-21	北條貞次郎 北條豪繁
2	"	平20. 3. 21	太平と角館のイタヤ細工製作技術		太平黒沢地区	太平箕工藝組合
1	史跡	昭27. 11. 1	如斯亭		旭川南町86-11ほか	秋田市、個人
2	"	28. 10. 5	上代築跡		上新城五十丁字小林地内 下新城岩城末沢地内	個人
3	"	30. 1. 24	万固山天徳寺		泉三嶽根10-1	天徳寺
4	"	平11. 3. 12	豊島館跡		河辺戸島字戸島館 北野田高屋字築跡沢	秋田市 融和会
5	"	26. 3. 25	菅江真澄墓		金足小泉字女湯1	秋田市
1	天然記念物	昭62. 3. 17	女瀧温泉植物群落		金足小泉字女湯1	秋田県

市指定文化財一覧

No	種別	指定年月日	名称	員数	所在地	所有者又は管理者
1	建造物	昭37.4.9	石造り五重塔	1基	八橋本町六丁目10-18	寶塔寺
2	"	63.9.6	新波神社本殿の腰組み細工基礎建築	1式	雄和新波字樋口16	新波神社
3	"	平2.4.10	御物頭御番所	1棟	千秋公園1-7	秋田市
4	"	"	秋田聖救主教会聖堂	1 "	保戸野中町6-36	秋田聖救主教会
5	"	6.3.4	補陀寺山門	1棟	山内字田中26	補陀寺
6	"	9.10.22	旧金子家住宅	住宅1棟 土蔵1棟	大町一丁目3-31	秋田市
7	"	13.3.2	補陀寺本堂	1棟	山内字田中26	補陀寺
8	"	23.3.3	藤倉神社宮殿	1 "	山内字藤倉8	藤倉神社
1	絵画	昭38.2.26	阿彌陀二十五菩薩来迎図	1幅	保戸野鉄砲町3-50	来迎寺
2	"	39.4.3	十三仏絵	1 "	泉三嶽根10-1	天徳寺
3	"	40.4.12	来迎阿彌陀如来図	1 "	旭南二丁目5-28	誓願寺
4	"	43.3.26	聖観世音菩薩像 佐竹義和筆	1 "	泉三嶽根10-1	天徳寺
5	"	45.3.31	絹本着色 涅槃図 狩野定信筆	1 "	檜山金照町1-31	萬雄寺
6	"	"	絹本着色 涅槃図 狩野定信筆	1 "	旭南二丁目6-17	應供寺
7	"	"	紙本淡彩 寒山拾得	対幅	泉三嶽根10-1	天徳寺
8	"	46.4.4	佐竹義和筆「水墨山水」	1幅	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
9	"	47.1.5	紙本水墨 達磨像 佐竹義教筆	1 "	泉三嶽根10-1	天徳寺
10	"	47.4.26	佐竹義文筆「双鹿」と「鷹と鷺」	2 "	雄和相川	個人
11	"	48.3.14	武蔵野屏風	6曲1双	泉三嶽根10-1	天徳寺
12	"	"	古代物語屏風	6曲1双	"	"
13	"	15.3.18	絹本着色 花鳥図 佐々木原善筆	1 "	"	"
14	"	20.3.25	親鸞聖人絵伝	4 "	大町五丁目7-2	敬相寺
15	"	21.2.21	絹本着色 獵夫 平福百穂筆	1 "	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
16	"	24.3.1	絹本着色 岩に秋海棠と蛙図 小田野直武筆	1 "	"	"
1	彫刻	昭37.4.9	銅造 阿彌陀如来立像	1軀	新屋栗田町27-8	忠専寺
2	"	"	能・狂言面	13面	太平山谷字野田	個人
3	"	38.2.26	木造 文殊菩薩坐像	1軀	大町五丁目	"
4	"	42.3.30	銅造 十一面観音立像	1 "	手形字蛇野89	てん信寺
5	"	45.3.31	木造 釈迦如来座像	1 "	旭南一丁目6-17	應供寺
6	"	"	木造 阿難尊者立像	1 "	"	"
7	"	"	木造 迦葉尊者立像	1 "	"	"
8	"	46.3.17	木造 虚空蔵菩薩座像	1 "	下新城岩城字下向190	福城寺
9	"	"	木造 不動明王座像	1 "	大町四丁目5-37	普傳寺
10	"	"	木造 弘法大師座像	1軀	大町四丁目5-37	普傳寺
11	"	"	木造 弘法大師座像	1 "	川元松丘町5-16	一乗院
12	"	46.4.4	北辰妙見像	1体	雄和新波字樋口16	新波神社
13	"	"	僧形八幡	1 "	雄和平沢字水澤99	八幡神社
14	"	47.1.5	木造 観音菩薩座像	1軀	檜山南新町上丁	個人
15	"	50.9.25	新波神社の力士	8体	雄和新波字樋口16	新波神社
16	"	"	新波神社の竜	2 "	"	"
17	"	平10.3.20	天徳寺仁王像	1尊(2軀)	泉三嶽根10-1	天徳寺
18	"	16.3.26	不動明王三尊立像	1尊(3軀)	泉三嶽根1-48	泉福信仰教会
1	工芸	昭37.4.9	釣燈籠	1個	檜山南中町	個人
2	"	38.2.26	甲冑	1領	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
3	"	39.4.3	駕籠乗物	各1丁	泉三嶽根10-1	天徳寺
4	"	"	調度文房具	1式	"	"
5	"	42.3.30	平造短刀 銘佐竹源義富作	1口	土崎港東一丁目	個人
6	"	45.3.31	経机	1脚	旭南一丁目6-17	應供寺
7	"	"	黒塗紺糸絨具足	1領	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
8	"	"	人色皮包仏胴黒糸絨具足	1 "	"	"
9	"	"	金象嵌歌入之御筒	1挺	"	"
10	"	46.3.17	木地囃子之鞍 銀象眼花菱内鉄菊水之鏡	1通	"	"
11	"	"	青貝猿猴壽絵鞍・鏡	1 "	"	"
12	"	"	黒塗草花金物付鞍 黒塗無地片笑鏡	1 "	"	"

No	種別	指定年月日	名称	員数	所在地	所有者又は管理者
13	工芸	昭46.3.17	黒塗放駒蒔絵鞍	1背	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
14	"	47.1.5	染付土風炉 道三作	1基	榎山南新町上丁	個人
15	"	平3.7.18	紫糸素懸緋黒羅紗包二枚胴具足	1領	千秋公園1-4 佐竹史料館(寄託)	"
16	"	"	本小札紺糸緋二枚胴具足	1"	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
17	"	6.3.4	紫糸素懸緋五枚胴具足	1"	千秋公園1-8	八幡秋田神社
18	"	7.2.27	伊予札黒糸素懸緋二枚胴具足	1"	"	"
19	"	15.3.8	石造宮殿	1基	土崎港中央六丁目1-38	實城院
20	"	23.3.3	黒漆塗本小札萌黄糸威肩白胴丸具足	1領	泉三嶽根	個人
1	書跡	昭39.4.3	黄檗宗隠元木庵即非三禪師法語	1幅	泉三嶽根10-1	天徳寺
2	"	"	佐竹義処写経 妙法蓮華経	8巻	"	"
3	"	41.3.30	新居の垂語	1幅	大町四丁目	個人
4	"	46.4.4	石井露月筆桐襖の俳句	4枚3句	雄和椿川	"
5	"	48.3.14	写経 紺紙金泥妙法蓮華経	8巻	泉三嶽根10-1	天徳寺
6	"	58.2.23	紙本墨書 千載集切(俊成書)	1巻	河辺岩見	個人
7	"	平3.7.9	石井露月直筆草稿	7冊	雄和女米木	"
8	"	16.9.21	石井露月交友書簡	2,831点	"	"
1	古文書	昭40.4.12	久保田町記録	1冊	大町三丁目	個人
2	"	41.3.30	米沢町記録	123点	山王新町14-31 秋田県公文書館	秋田県
3	"	"	牛島村肝煎日記	2冊	茨島六丁目	個人
4	"	"	湊町古絵図	1枚	土崎港中央五丁目	"
5	"	"	大町三丁目丁代日記	1冊	仁井田字潟中島	"
6	"	"	鍛冶門文書	8"	千秋明徳町4-4 中央図書館明徳館	秋田市
7	"	54.10.9	新屋肝煎文書	18"	"	"
8	"	63.9.6	菅野家文書	2点	雄和神ヶ村	個人
9	"	63.12.1	黒印御定書	1巻	河辺三内字尻沢5-5 農林漁業資料館	秋田市
10	"	平元.4.10	川口町丁代文書	3冊	山王新町14-31 秋田県公文書館	秋田県
11	"	平21.2.26	黒澤家日記	148"	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
12	"	24.3.1	渋江和光日記	98"	山王新町14-31 秋田県公文書館	秋田県
13	"	26.3.27	旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書	168点	千秋公園1-4 佐竹史料館	個人
14	"	28.3.30	上北手嶋峨家文書	552"	上北手大山田字太平沢	個人
15	"	29.3.27	上肴町記録	38冊 (34点)	手形山中町	個人
1	考古資料	昭39.4.3	須恵器つぼ	1個	八橋本町三丁目	個人
2	"	43.3.26	上新城地区出土品	46点	上郷正字小林190-1 旧上新城中学校	秋田市
3	"	44.12.9	須恵器(湯野目出土)	1"	雄和下黒瀬	個人
4	"	"	須恵器(山崎山出土)	1"	雄和新破字寺沢32-8 旧雄和ふるさとセンター	秋田市
5	"	"	風字二面硯	1"	雄和新破字沢32-8 旧雄和ふるさとセンター(蔵)	個人
6	"	47.4.26	須恵器(長者屋敷出土)	1"	雄和新破字寺沢32-8 旧雄和ふるさとセンター	秋田市
7	"	60.3.1	瓊宮功德水の石造八角井戸側	1組	寺内字麓山9-6 秋田城跡調査事務所	"
8	"	63.12.1	須恵器系甕	1個	河辺三内	個人
9	"	平8.3.1	水車発電機	1台	河辺三内字尻沢5-5 河辺農林漁業資料館	秋田市
10	"	25.3.27	秋田城跡出土胞衣壺	一括	寺内字麓山9-6 秋田城跡調査事務所	"
11	"	26.3.27	秋田城跡出土非鉄製小札甲	一括	寺内字麓山9-6 秋田城跡調査事務所	"
12	"	27.3.25	秋田城跡SG463沼地跡出土祭祀遺物	一括	寺内字麓山9-6 秋田城跡調査事務所	"
13	"	29.3.24	秋田城跡出土戸籍関係漆紙文書 (SK1555土坑出土)	一括 (116点)	寺内字麓山9-6 秋田城跡調査事務所	"
1	歴史資料	昭39.4.3	佐竹藩主夫人像	3幅	泉三嶽根10-1	天徳寺
2	"	42.3.30	佐竹義篤、佐竹義昭の書状	1"	"	"
3	"	45.3.31	絹本着色 八幡太郎義家肖像	1"	"	"
4	"	"	絹本着色 新羅三郎義光肖像	1"	"	"
5	"	"	森川文庫 附余染庵		新屋日吉町11か	秋田市
6	"	46.3.17	福城寺古過去帳	2冊	下新城岩城字下向190	福城寺
7	"	46.4.4	制札	3枚	雄和平沢	個人
8	"	47.1.5	佐竹義和の書跡	一括	泉三嶽根10-1	天徳寺

No	種別	指定年月日	名称	員数	所在地	所有者又は管理者
9	歴史資料	昭54.10.9	五明文庫	〃	千秋明徳町4-4 秋田市立中央図書館(蔵書)	個人
10	〃	63.12.1	札山南札	1枚	河辺大沢	〃
11	〃	〃	札山南札	1〃	河辺和田	〃
12	〃	平元.4.10	外町屋敷間敷絵図	1幅	山田新町4-31 秋田県立図書館	秋田県
13	〃	5.4.15	御城下絵図	1〃	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
14	〃	〃	御城中略図	1〃	〃	〃
15	〃	8.3.11	御城下絵図	1〃	〃	〃
16	〃	11.3.12	破魔矢棟札	1対	河辺北野田高屋	個人
17	〃	〃	破魔矢	1本	河辺岩見	〃
18	〃	17.3.29	伝久保田城杉戸	4枚	泉三嶽根10-1	天徳寺
19	〃	25.3.27	聲体寺亀趺碑	1基	保戸野鉄砲町3-44	聲体寺
20	〃	30.3.20	土崎神名社棟札	31点	土崎港中央三丁目9-37	宗教法人神明社
1	無形	平8.3.11	秋田銀線細工		秋田市	秋田銀線細工技術伝承保存会
2	〃	12.3.2	オエダラ箕		太平黒沢地区	太平箕工芸組合
1	有形民俗	昭47.1.5	紙本着色 空素沼請雨法壇荘厳図	1幅	泉三嶽根10-1	天徳寺
2	〃	48.3.14	倉稻魂神碑	1基	川尻上野町4 珍宝神社	毘沙門町町内会
3	〃	平8.4.24	蝦夷錦赤地牡丹紋様七条袷姿	1領	雄和下黒瀬字野中8	正覺寺
4	〃	10.3.20	倉稻魂神碑	1〃	檜山登町10-1	鹿嶋神社
5	〃	11.2.26	筆塚	7〃	八橋本町四丁目4-3	菅原神社
6	〃	20.3.25	熊野觀心十界曼陀羅図	1幅	寺内神屋敷11-6	西来院
7	〃	22.3.2	熊野觀心十界曼陀羅図	1〃	大町五丁目7-57	寶性寺
1	無形民俗	昭42.3.30	黒川番楽		金足黒川	黒川番楽保存会
2	〃	〃	山谷番楽		太平山谷	山谷番楽保存会
3	〃	53.2.17	女米木ぼやし	1件	雄和女米木	女米木文芸協会
4	〃	〃	萱ヶ沢番楽	1〃	雄和萱ヶ沢	萱ヶ沢番楽保存会
5	〃	54.10.9	羽川劍ぼやし		下浜羽川	羽川劍ぼやし保存会
6	〃	平10.6.26	寺沢の悪魔はらい	1件	雄和芝野新田字寺沢	寺沢ヤマハゲ保存会
7	〃	14.3.27	川尻の鹿嶋祭		川尻地区	川尻の鹿嶋祭保存会
8	〃	〃	檜山の鹿嶋祭		檜山地区	鹿嶋神社総代会
9	〃	17.3.29	日吉神社山王祭		新屋地区	日吉神社
10	〃	28.3.30	新屋の鹿島祭		新屋地内	新屋鹿島祭保存会
1	史跡	昭41.3.30	全良寺官修墓地		八橋本町六丁目5-30	全良寺
2	〃	43.3.26	栗田神社		新屋栗田町1-28	栗田神社
3	〃	〃	黒川ロータリー一式5号井	1基	金足黒川字小草生津	中央鉱業株式会社
4	〃	44.10.14	街道の松	3本	雄和相川字銅屋地内	秋田市
5	〃	46.4.4	総墓	1基	雄和平沢字水沢	個人
6	〃	54.5.10	大張野行在所跡		河辺大張野字道ノ下341-1	秋田市
7	〃	平16.9.21	露月山廬書齋	一式	雄和女米木	個人
8	〃	18.3.28	柳沢遺跡		手形山南町29-82、広留字柳沢29-2	秋田市
1	名勝	昭51.12.24	新波神社の境内	一式	雄和新波字樋口16	新波神社
2	〃	平20.3.25	千秋公園 (久保田城跡)		千秋公園4-19ほか	秋田市 八幡神社、財務省
1	天然記念物	昭44.10.14	高尾神社里宮の大杉	1本	雄和女米木字猫沢77-1	高尾神社
2	〃	48.3.14	旭さし木 (けやき)	1〃	寺内大小路1-20	個人
3	〃	〃	柳田のけやき	1〃	柳田字佐渡端165 火結神社境内	柳田町内会
4	〃	〃	川口のいちよう	1〃	川元小川町1-30	秋田市
5	〃	〃	八田の親杉	1〃	下浜八田字上台133	八田部落会
6	〃	52.12.12	つつじ	1〃	河辺岩見	個人
7	〃	〃	いちい	3〃	河辺岩見	〃
8	〃	56.2.5	もみの木	1〃	河辺岩見	〃
9	〃	平4.4.23	竹の花の一本杉	1〃	雄和新波字寺沢32-8	秋田市
10	〃	14.3.27	白幡の森		下浜名ヶ沢字曲田地内	名ヶ沢部落会
11	〃	27.3.25	待入堤の水草群落	51,735㎡	金足高岡字井内沢57	秋田市

登録有形文化財

No	種別	登録年月日	名称	員数	所在地	所有者又は管理者
1	建造物	平12. 9. 26	秋田公立美術工芸短期大学 実習棟一号棟	1棟	新屋大川町12-3	公立大学法人 秋田公立美術大学
2	"	"	秋田公立美術工芸短期大学 実習棟二号棟	1 "	"	"
3	"	"	秋田公立美術工芸短期大学 実習棟三号棟	1 "	"	"
4	"	"	秋田公立美術工芸短期大学 大学開放センター工芸体験棟	1 "	"	"
5	"	"	秋田公立美術工芸短期大学 大学開放センターギャラリー棟	1 "	"	"
6	"	"	秋田公立美術工芸短期大学 大学開放センター地域交流棟	1 "	"	"
7	"	"	秋田公立美術工芸短期大学 創作工房棟	1 "	"	秋田市
8	"	"	秋田市立新屋図書館 倉庫棟	1 "	新屋大川町12-26	"
9	"	"	高砂堂店舗	1 "	保戸野通町	個人
10	"	"	旧大島商会店舗	1 "	大町六丁目	"
11	"	平15. 7. 1	秋田県ゆとり生活創造センター昭和館 (旧佐藤家住宅) 主屋	1 "	上北手荒巻字塚切24-2	秋田県
12	"	"	秋田県ゆとり生活創造センター昭和館 (旧佐藤家住宅) 土蔵	1 "	上北手荒巻字塚切24-3	"
13	"	16. 3. 29	里の家(旧大宮家住宅) 主屋	1 "	雄和妙法字糠塚21	秋田市
14	"	16. 11. 8	新波神社	1 "	雄和新波字樋口16	新波神社
15	"	17. 11. 10	國萬歳酒造主屋	1 "	新屋元町23-9	秋田酒造株式会社
16	"	"	國萬歳酒造※場 (※酒へんに元で「もと」)	1 "	"	"
17	"	"	國萬歳酒造室	1 "	"	"
18	"	"	國萬歳酒造南仕込蔵	1 "	"	"
19	"	"	國萬歳酒造北仕込蔵	1 "	"	"
20	"	"	國萬歳酒造作業場	1 "	"	"
21	"	"	國萬歳酒造洋館	1 "	"	"
22	"	18. 3. 2	奈良家住宅味噌蔵	1 "	金足小泉字上前8	秋田県
23	"	"	奈良家住宅文庫蔵	1 "	"	"
24	"	"	奈良家住宅座敷蔵	1 "	"	"
25	"	"	奈良家住宅新住居	1 "	"	"
26	"	"	奈良家住宅南米蔵	1 "	"	"
27	"	"	奈良家住宅北米蔵	1 "	"	"
28	"	"	奈良家住宅北野小休所	1 "	"	"
29	"	18. 8. 3	森九商店主屋	1 "	新屋表町	個人
30	"	"	森九商店仕込蔵	1 "	"	"
31	"	"	森九商店工場	1 "	"	"
32	"	22. 4. 28	ひろ建築工房事務所兼主屋及び土蔵 (旧高彦製麺所店舗兼主屋及び土蔵)	1 "	新屋元町	"
33	"	26. 4. 25	那波紙店店舗兼主屋	1 "	大町四丁目	"
34	"	26. 4. 25	那波紙店文庫蔵	1 "	大町四丁目	"
35	"	26. 4. 25	那波紙店商品蔵	1 "	大町四丁目	"
36	"	26. 4. 25	那波紙店向かい蔵	1 "	大町五丁目	"
37	"	26. 4. 25	那波紙店五号倉庫	1 "	大町五丁目	"
38	"	26. 4. 25	新政酒造今醸蔵	1 "	大町六丁目	"
39	"	26. 4. 25	新政酒造明醸蔵	1 "	大町六丁目	"
40	"	26. 4. 25	新政酒造受醸蔵	1 "	大町六丁目	"
41	"	26. 4. 25	新政酒造旧感恩講東麹蔵及び米蔵	1 "	大町六丁目71	新政酒造株式会社
42	"	26. 4. 25	新政酒造旧感恩講西麹蔵	1 "	大町六丁目71	"

登録記念物

No	種 別	登録年月日	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は管理者
1	動物記念物	平20. 7. 28	田沢湖のクニマス (標本)	1 件	鉾田52 秋田県立博物館	秋田県

秋 田 市 教 育 委 員 会
(平成30年4月1日現在)

資料18-2 被災した貴重な資料に関する保全（注意事項）

- 1 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。
- 2 湿気を防げる場所か容器に保管すること。
- 3 雨や水に濡れたものは、そのまま陰干しすること。吸湿性の高い紙（キッチンペーパーなど）を挟むとよい。本の場合は体積の5分の1以下の紙を挟み、湿ったら取り替えるとよい。

48時間以内に乾燥できない場合は、ラップでくるむか、頑丈な容器に入れ冷凍の上、凍結真空乾燥により水分を取り除く方法が有効である。ただし、古文書・絵図等については修復の専門家に相談する必要がある。

 - (1) 無理な水洗いをしないこと。
 - (2) 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。
- 4 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。

第 19 派遣、応援に関する資料

資料 19-1 秋田県緊急消防援助隊受援計画

第 1 章 総則

(目的)

第 1 この計画は、緊急消防援助隊運用要綱(平成 16 年 3 月 26 日付け消防震第 19 号。以下「運用要綱」という。)第 25 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 代表消防機関は、秋田市消防本部とする。

2 代表消防機関代行は、次のとおりとする。

適用順序	消防機関名
1	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
2	能代山本広域市町村圏組合消防本部

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第 1 のとおりとする。

第 2 章 応援要請

(応援要請の手続き)

第 3 緊急消防援助隊の応援要請は、別紙第 1 のとおり行うものとする。

2 被災地の市町村長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町村を管轄する消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、秋田県知事(以下「知事」という。)に対して運用要綱別記様式 1-2 により応援要請を行うものとする。なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官(以下「長官」という。)に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

3 知事は、被災地の市町村長から応援要請を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式 1-1 により応援要請を行うものとする。

4 知事は、被災地の市町村長から応援要請がない場合であっても、代表消防機関(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行)と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式 1-1 により応援要請を行うものとする。

5 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長)及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

(緊急消防援助隊の応援決定通知)

第4 知事は、長官から運用要綱別記様式2-3により応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長)及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

(被害情報等の報告)

第5 被災地の市町村長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (3) 緊急消防援助隊の任務
- (4) その他必要な事項

2 知事は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかにその旨を長官に対して報告するものとする。

(連絡体制)

第6 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には県内共通波、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)を設置するものとする。なお、被災地が一つの場合であっても知事が必要と認める場合は、調整本部を設置するものとする。

2 調整本部は、県庁第2庁舎4階 災害対策本部室に設置するものとする。ただし、必要に応じて被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。

3 調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、知事(又はその委任を受けた者)をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、秋田県総務部総合防災課長及び秋田県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 秋田県総務部総合防災課の職員
- (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員

(4) 消防防災航空隊の職員

- 6 調整本部は、「秋田県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員等について長官に対し、連絡するものとする。
- 8 調整本部は、消防庁、秋田県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）と連携し、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 現地消防本部の活動、県内の消防相互応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (3) 各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察等の関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) その他必要な事項に関すること。
- 9 県は、代表消防機関と協力し、調整本部の設置に必要な資機材等を整備するものとする。
- 10 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。
- 11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者の会議への出席の必要を認めその要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

(現地消防本部の対応)

- 第8 現地消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 2 現地消防本部の消防長は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第9 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、秋田県内で活動する指揮支援部隊を統括し、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県隊の活動を指揮するものとする。
- 4 緊急消防援助隊の連絡体制は、運用要綱別記様式5を活用し体制整備を図る。

(通信運用体制)

- 第10 秋田県内の無線通信運用体制は、別表第3のとおりとする。
- 2 各消防本部の使用無線周波数は、別表第4のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(迅速出動時の部隊の受入れ)

- 第11 秋田県は、迅速出動要綱に規定する災害が発生した場合は早期に調整本部を設置するとともに、被害情報等の収集を行うものとする。
- 2 指揮者は、迅速出動が適応になった場合は早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部に対して報告するとともに、緊急消防援助隊の受入れ体制を整えるものとする。
- 3 調整本部は、早期に秋田県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

(進出拠点)

- 第12 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び現地消防本部と協議するものとする。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。
- (1) 陸上部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。
- (2) 航空部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。
- 2 調整本部は、決定した進出拠点について進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 連絡員等は、到着した応援都道府県隊名及び部隊規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県隊長に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

(任務付与)

- 第13 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県隊長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。
- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 使用無線系統
- (5) 地水利状況
- (6) その他必要な事項

(資機材の貸出し)

- 第14 指揮者は、応援都道府県隊長に対して無線機、スピンドルドライバー、消火栓鍵及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- 2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第7のとおりとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

- 第15 ヘリコプター離着陸場所は、別表第8のとおりとする。

(ドクターヘリランデブーポイント)

第16 ドクターヘリランデブーポイントは、別表第9のとおりとする

(宿営場所)

第17 調整本部は、現地消防本部と協議して別表第10のうちから宿営場所を決定し、消防庁に対して報告するものとする。

2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。

(燃料補給場所)

第18 陸上部隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

(燃料調達要請)

第19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における石油類燃料の供給に関する協定に基づき要請するものとする。

(重機派遣要請)

第20 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定に基づき要請するものとする。

(物資等調達要請)

第21 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、関係団体に要請するものとする。

(部隊移動)

第22 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第23 知事は、長官から運用要綱別記様式4-1により意見を求められた場合は、指揮者に対して意見を求めるものとする。

2 指揮者は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して運用要綱別記様式4-2により回答するものとする。

3 知事は、指揮者の意見を付して、長官に対して運用要綱別記様式4-3により回答するものとする。

4 知事は、長官から運用要綱別記様式4-6により連絡を受けた場合は、指揮者に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第24 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、指揮者の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援部隊長及び指揮支援本部長を経由して都道府県隊長に対し、運用要綱別記様式4-7により指示を行うものとする。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して運用要綱別記様式4-8により通知するものとする。
- 5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第25 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して部隊規模、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の処置を要求するものとする。

(活動報告)

第26 指揮支援本部は、都道府県隊長から運用要綱別記様式6-2により活動日報の報告を受けた場合は、各都道府県隊長の報告を取りまとめ、調整本部に報告するものとする。

- 2 調整本部は、各指揮支援本部からの報告を取りまとめ、消防庁へ報告するものとする。

第6章 活動終了

(活動終了)

第27 指揮者は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。

- 2 調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第7章 その他

(情報提供)

第28 調整本部、指揮支援本部及び現地消防本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

(地理情報)

第29 県及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所

- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第30 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(受援計画の策定)

第31 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を作成するよう努めるものとする。

2 各消防本部の消防長は、当該計画を作成した場合は、知事に対して報告するものとする。

附 則

1 この計画は、平成25年12月24日から施行する。

2 秋田県緊急消防援助隊受援計画（平成19年3月31日制定）は廃止する。

資料 19-2 災害による応援職員派遣要請に関する様式

様式 号

第 号
年 月 日

様

秋 田 市 長

災害による応援職員派遣要請について

災害による応援復旧等のため職員を次により応援派遣下さるようお願いいたします。

記

- (1) 災害の状況
- (2) 派遣を必要とする理由
- (3) 職員の職種別人員数
- (4) 派遣を必要とする期間
- (5) 活動内容
- (6) 集結場所
- (7) 担当責任者
- (8) その他

資料 19-3 職員派遣要請手続き等（職員の派遣要請事項）

1 派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

市長は、その権限に属する事務の管理および執行のため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長および知事に対し、当該市町村および県の職員の派遣を求めることができる。

2 派遣要請手続

派遣要請は文書をもって行う。

3 派遣要請の内容

- (1) 派遣要請の理由
- (2) 派遣要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする時間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

4 身分取扱い等

- (1) 派遣先に分属され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
- (3) 給料・諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは派遣先で負担する。

資料 19-4 自衛隊の災害派遣要請に関する様式

	文書番号
	年 月 日
秋田県知事 様	
	秋田市長 印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	
このことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。	
1. 災害の状況および派遣要請の理由	
(1) 災害の種類	
(2) 災害発生時日時	年 月 日 時 分
(3) 災害発生場所	
(4) 派遣要請の事由	
2. 要請の日時	
	年 月 日 時 分
3. 派遣を希望とする期間	
	年 月 日 時 分から、救出活動に必要とする時間
4. 派遣を希望する区域および活動内容	
(1) 派遣希望区域	
(2) 派遣内容	
5. その他参考事項（判明している事項でよい）	
(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況	
(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況	
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法	
	・連絡責任者 機関名 職・氏名 電話／FAX番号
	・現地対策本部 機関名 職・氏名 電話／FAX番号
(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）	
（注）要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。	

資料 19-5 自衛隊の撤収要請に関する様式

文書番号

年 月 日

秋田県知事 様

秋田市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

秋田県秋田市の捜索・救助活動に当たっていた災害派遣部隊は、
時 分をもって撤収するようお願いします。

年 月 日

第20 秋田県消防防災ヘリコプターの要請に関する資料

資料20-1 秋田県消防防災航空隊出動要請書

様式第1号（第5関係）

秋田県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話

航空隊受信時間	時 分	F A X
1 要請機関名	☎	発信者
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他()	
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他()	
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	市・町・村 番地 ----- 年 月 日 午前・午後 時 分頃 -----	
5 気象条件 (現場)	視程 m 天候 雲量 (高 m)風向 風速 m/s 気温 ℃ (警報・注意報)	
6 現場指揮者	所属・職名・氏名	
7 通信手段 (現場)	無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) 現場指揮本部(車)呼出名(コールサイン)	
8 傷病者等	氏名	年齢 歳 性別 男・女
9 傷病名・症状		
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及び 目標 (病院名)	搬送先 所在地 及び 目標 (病院名)
11 要請日時	年 月 日 (曜日) 時 分	
12 他の航空機の活動要請	(有・無) 機関名 機数 機	

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) コールサイン
2 到着予定時間	年 月 日 (曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資機材	
※ その他の特記事項	
航空隊担当者	

資料 20-2 緊急活動速報

様式第 2 号 (第 8 関係)

緊 急 活 動 速 報

年 月 日現在

要請活動種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他()		
要 請 者			
発 生 場 所			
発 生 日 時 (要請日時)	年 月 日 ()	:	天候 ()
	(年 月 日 ()	:	天候 ()
事 故 概 要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	名
	計 名	うち重症	名
	行方不明 名	中等症	名
		軽 症	名
要 救 護 者 数 (見込み)	名	救助人員	名
活 動 の 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			
報 告 者 氏 名		活 動 従 事 者 名	

資料 20-3 災害状況報告書

様式第 3 号 (第 8 関係)

災 害 状 況 報 告 書

年 月 日

災 害 種 別		(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他()			
要 請 者					
発 生 場 所					
日 時 等	発 生 (要 請)	月 日 : (月 日 :)	発 生 時 気 象	天 候	
	収 束	月 日 :		気 温 ℃ 風 速 m/s その他 ()	
災 害 の 概 要		(到着時の状況)			
		(収束時の状況・・・死傷者数、焼損程度等)			
活 動 の 概 要 (数日に亘る場合 日毎の内容)					
その他特異事項等					
報 告 者 氏 名				連 絡 先	

第 2 1 情報の伝達に関する資料

資料 2 1 - 1 サイレン信号等

災害に関する信号は次による。

区分	方法	種 別	サイレン	警 鐘	摘 要
消 防	火 災 信 号	近火信号	3秒 3秒 3秒 ●— ●— ●— 2秒 2秒	連 点 ●—●—●—●—	消防屯所から800m 以内のとき
		出場信号	5秒 5秒 5秒 ●— ●— ●— 6秒 6秒	3点 ●—●—●— ●—●—●—	署所団出場区域内の とき
		応援信号	6秒 6秒	2点 ●—●— ●—●— ●—●—	署所団特命応援出場の とき
		報知信号		1点 ● ● ● ●	出場区域外の火災を認 知したとき
		鎮火信号		1点と2点との斑打 ● ●—●— ● ●—●—	
法	山 林 火 災 信 号	出場信号	10秒 10秒 ●— ●— 2秒	3点と2点との斑打 ●—●—●— ●—●—	署所団出場区域内の とき
		応援信号	同 上	同 上	署所団特命応援出場の とき
	火 災 警 報 信 号	火災警報 発令信号	30秒 30秒 ●— ●— 6秒	1点と4点との斑打 ● ●—●—●—●—	
		火災警報 解除信号	10秒 10秒 ●— ●— 3秒	1点 1点 2点 ● ● ●—●—	
	演 習 召集信号	15秒 15秒 ●— ●— 6秒	1点と3点との斑打 ● ●—●—●—	消防職員、 団員の演習召集	
水 防 法	水 防 信 号	避難信号	3秒 3秒 3秒 ●— ●— ●— 2秒 2秒	連 点 ●—●—●—●—	住民の避難
		出場信号	5秒 5秒 5秒 ●— ●— ●— 6秒 6秒	3点 ●—●—●— ●—●—●—	本部員、消防職員、 団員、その他の従事者 の避難召集
		警戒信号	30秒 30秒 ●— ●— 6秒	1点と4点との斑打 ● ●—●—●—●—	災害警戒

第 2 2 情報の収集および報告に関する資料

資料 2 2 - 1 被害の認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。	
	負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
		軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治癒できる見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊、全焼 又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものとする。	
	大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住することが困難であると認められるもの。 1 損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの。 2 住宅の主要な構成要素経済的損失が、住宅全体の40%以上50%未満のもの。	
	半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものである。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。	
	床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	

分類	用語	被害程度の判定基準	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、市立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	被害の程度	非住家被害は全壊または半壊の被害を受けたものとする。	
その他の被害	田	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項および第6項に規定する施設とする。	
	砂防	砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する施設とする。		
地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。		

分類	用語	被害程度の判定基準
その他の被害	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	鉄道の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、および流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電話	通信施設の被害によって、電話が不通になった回線数とする。
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。
	電気	電気施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
報告上の注意	ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
	報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあっては最も多く発生した時点における数値を記入する。
り災世帯・り災者	り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
火災	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

分類	用語	被害程度の判定基準
被害金額	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料 2 2 - 2 被害状況報告の様式

1号様式

() 受信者氏名 _____	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村	
	報告者名	

災害名 _____ (第 報)

災害の状況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死亡者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載し報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

市 町 村			区 分				被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		第 報 (月 日 時現在)	田	流 失 ・ 埋 没	ha		
					冠 水	ha		
					畑	流 失 ・ 埋 没	ha	
						冠 水	ha	
			そ の 他	文 教 施 設		箇所		
				病 院		箇所		
				道 路		箇所		
				橋 り よ う		箇所		
				河 川		箇所		
				港 湾		箇所		
				砂 防		箇所		
				清 掃 施 設		箇所		
				崖 く ず れ		箇所		
				鉄 道 不 通		箇所		
				被 害 船 舶		隻		
				水 道		戸		
				電 話		回線		
				電 気		戸		
			ガ ス		戸			
			ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所			
			農 地 ・ 農 業 用 施 設		箇所			
			り 災 世 帯 数		世帯			
			り 災 者 数		人			
			火災 発生	建 物		件		
				危 険 物		件		
				そ の 他		件		
非住 家	公共建物		棟					
	そ の 他		棟					

区 分		被 害	備 考	
公立文教施設	千円		1. 災害発生場所	
農林水産業施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円			
小 計		千円	2. 災害発生年月日	
そ の 他	農産被害	千円	3. 災害の種類概況	
	林産被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円		
	住家被害	千円		
	非住家被害	千円		
			4. 消防機関の活動状況	
	その他被害	千円	5. 避難の勧告、指示の状況	
被害総額		千円		
市 町 村 災 害 対 策 本 部	名称			
	設置			年 月 日 時 分
	解散			年 月 日 時 分
消防職員出動延人数			6. その他	
消防団員出動延人数				

(注) 即報にあつては被害額を省略することができる。

市町村名

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死亡者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没		ha					
		冠水		ha					
	畑	流失・埋没		ha					
		冠水		ha					
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	水道		箇所						
	清掃施設		箇所						

市町村名

区 分		災 害 名								計	
		発 生 年 月 日									
そ の 他	崖 ぐ ず れ	箇所									
	鉄 道 不 通	箇所									
	船 舶 被 害	隻									
	水 道 被 害	戸									
	通 信 被 害	回線									
	電 気 被 害	戸									
	ガ ス 被 害	戸									
	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所									
り 災 世 帯 数	帯										
り 災 者 数	人										
公 立 文 教 施 設	千円										
農 林 水 産 施 設	千円										
公 共 土 木 施 設	千円										
そ の 他 の 公 共 施 設	千円										
	小 計	千円									
	公共施設被害市町村数	団体									
そ の 他	農 産 被 害	千円									
	林 産 被 害	千円									
	畜 産 被 害	千円									
	水 産 被 害	千円									
	商 工 被 害	千円									
	住 家 被 害	千円									
	非 住 家 被 害	千円									
そ の 他	千円										
被 害 総 額		千円									
市町村災害対策本部		設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
		解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
消 防 職 員 出 動 延 人 数											
消 防 団 員 出 動 延 人 数											

第 2 3 救急医療に関する資料

資料 2 3 - 1 救急告示医療機関一覧表

(平成 2 8 年 7 月 1 日現在)

NO.	施設名	所在地(住所)	電話番号	一般病床	救急病床
1	秋田大学医学部附属病院	広面字蓮沼44番2	018-834-1111	577	4
2	秋田県立脳血管研究センター	千秋久保田町6番10号	018-833-0115	184	20
3	市立秋田総合病院	川元松丘町4番30号	018-823-4171	376	14
4	秋田赤十字病院	上北手猿田字苗代沢222番地1	018-829-5000	496	50
5	秋田厚生医療センター	飯島字西袋一丁目1番1号	018-880-3000	477	24
6	中通総合病院	南通みその町3番15号	018-833-1122	450	8

資料 23-2 病院一覧表

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

NO.	病 院 名	所在地	電話番号	一般病床	備考
1	秋田大学医学部附属病院	広面字蓮沼44番2	018-834-1111	613	災害拠点病院
2	秋田県立脳血管研究センター	千秋久保田町6番10号	018-833-0115	184	災害拠点病院
3	秋田県立医療療育センター	上北手百崎字諏訪ノ沢3番128号	018-826-2401	100	
4	市立秋田総合病院	川元松丘町4番30号	018-823-4171	456	
5	秋田厚生医療センター	飯島西袋1丁目1番1号	018-880-3000	479	災害拠点病院
6	秋田赤十字病院	上北手猿田字苗代沢222番地1	018-829-5000	496	災害拠点病院
7	中通総合病院	南通みその町3番15号	018-833-1122	450	
8	中通リハビリテーション病院	中通6丁目1番58号	018-833-1131	220	
9	土崎病院	土崎港中央4丁目4番26号	018-845-4121	110	
10	秋田回生会病院	牛島西1丁目7番5号	018-832-3203	402	※精神病床のみ
11	五十嵐記念病院	土崎港中央1丁目17番23号	018-845-0251	60	災害拠点病院
12	秋田緑ヶ丘病院	飯島字堀川84番地	018-845-2161	388	※精神病床のみ
13	笠松病院	浜田字藍の原52番地	018-828-2258	192	※精神病床のみ
14	外旭川病院	外旭川字三後田142	018-868-5511	241	
15	御野場病院	御野場2丁目14番1号	018-839-6141	152	
16	細谷病院	南通宮田3番10号	018-833-3455	107	
17	白根病院	旭北栄町5番29号	018-862-1330	53	
18	今村病院	下新城中野字琵琶沼124番地1	018-873-3011	223	※精神病床のみ

NO.	病 院 名	所在地	電話番号	一般病床	備考
19	秋田東病院	山内字丸木橋 167番地3	018-827-2331	140	※精神病 床のみ
20	清和病院	柳田字石神59番地	018-832-7667	133	※精神病 床のみ
21	小泉病院	中通4丁目1番28号	018-833-6371	70	
22	飯川病院	中通6丁目1番21号	018-833-2535	40	
23	加藤病院	河辺戸島字上野 4番地3	018-882-3701	160	※精神病 床のみ

資料 2 3 - 3 医薬衛生材料調達先一覧表

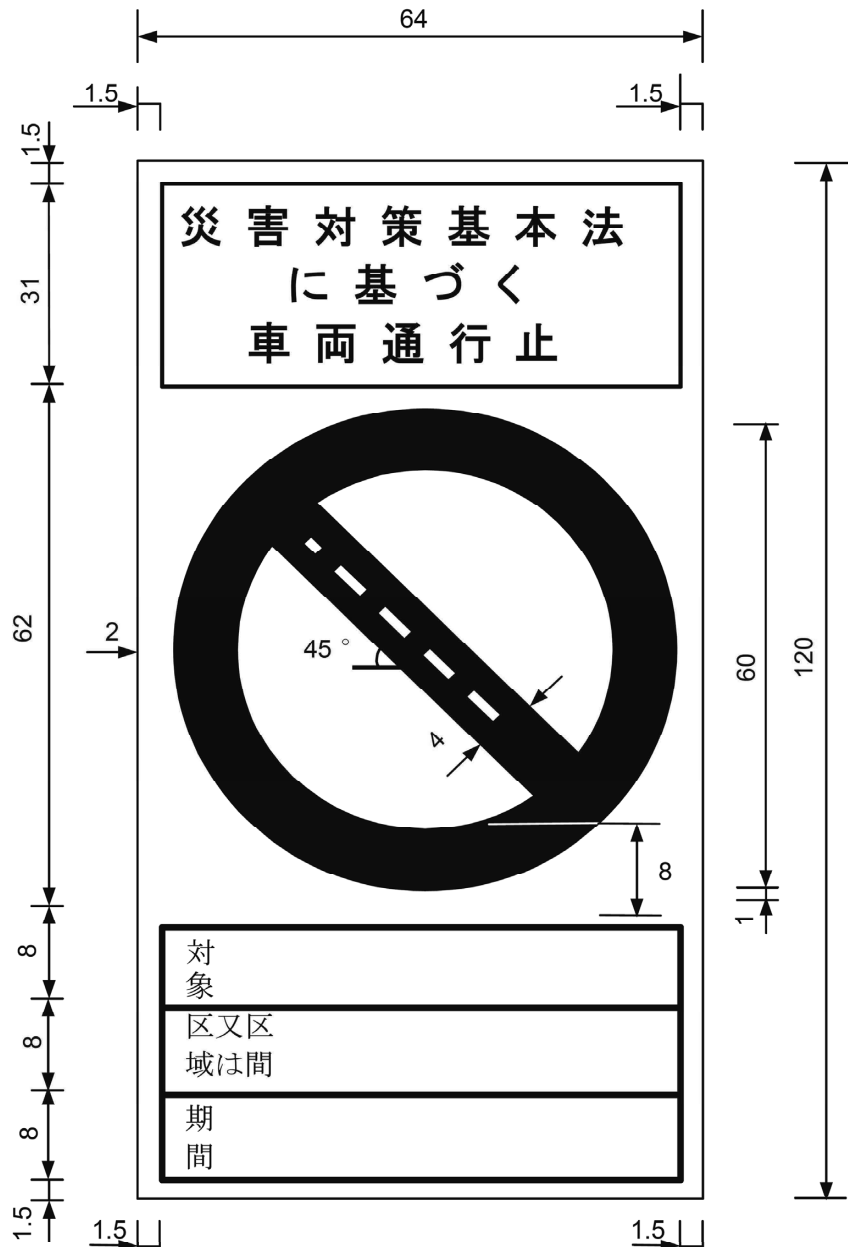
(平成 2 8 年 1 2 月現在)

名 称	所 在 地	電話番号
株式会社メディセオ秋田支店	秋田市卸町4-9-5	018-865-0111
株式会社バイタルネット秋田支店	秋田市泉字登木221-1	018-824-3416
株式会社小田島秋田支店	秋田市卸町3-4-3	018-862-6666
株式会社マルタケ秋田支店	秋田市卸町1-9-18	018-866-6310
東邦薬品株式会社秋田営業所	秋田市川尻町字大川反233-130	018-823-2366
株式会社恒和薬品秋田営業所	秋田市新屋豊町3-21	018-866-7717
株式会社スズケン秋田支店	秋田市山王沼田町6-5	018-867-8815

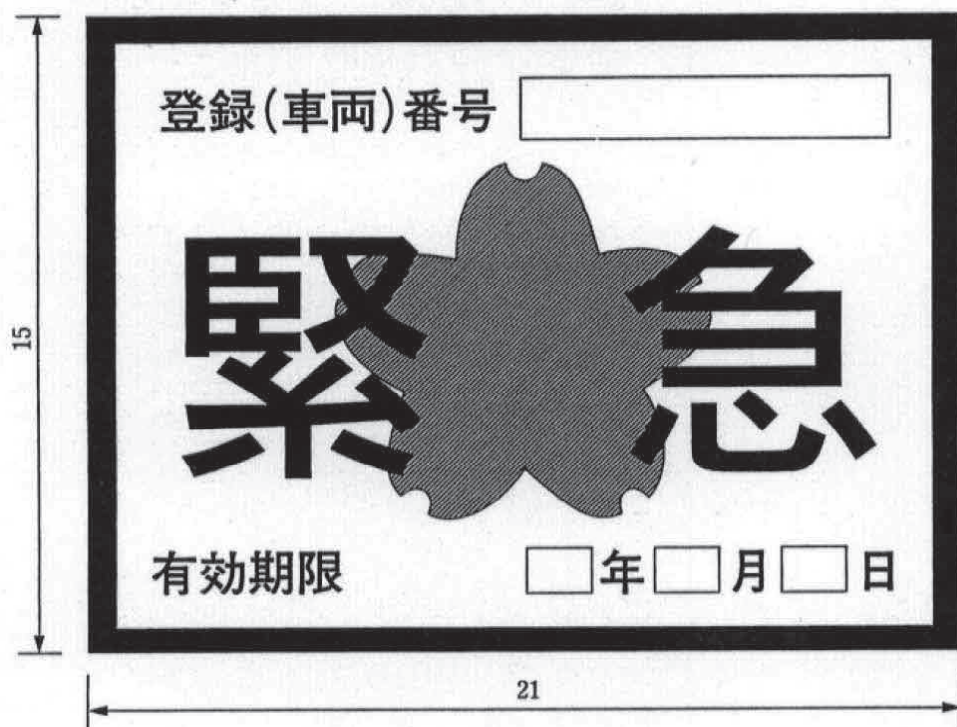
第 2 4 交通輸送に関する資料

資料 2 4 - 1 通行の禁止又は制限についての標示

様式 1



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
秋 田 県 公安委員会 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）

受付(交付) 番 号	番号標に標示 されている番号	使 用 者 氏 名	交付年月日	備 考
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書	災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証
秋田県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名	年 月 日 左記のとおり事前届出を受けたことを証する
番号標に表示されている 番号	秋田県 公安委員会 ㊟
車両の用途(緊急輸送を 行う車両)にあつては、輸 送人員又は品名)	(注)1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制 が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に 提出して所要の手続きを受けてください。 2 届け出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合 には、警察署を経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を交換してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となった時 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
使 用 者 住 所 () 局 番	
氏 名	
出 発 地	(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う 業務の内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証 の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警 察署に提出してください。
備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。	

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両等事前届出書	災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両等事前届出済証
秋田県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名	年 月 日 左記のとおり事前届出を受けたことを証する
番号標に表示されている 番号	秋田県 公安委員会 ㊟
車両の用途(緊急輸送を 行う車両)にあつては、輸 送人員又は品名)	(注)1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制 が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に 提出して所要の手続きを受けてください。 2 届け出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合 には、警察署を経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を交換してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となった時 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
使 用 者	
住 所 () 局 番 氏 名	
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う 業務の内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証 の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警 察署に提出してください。	

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

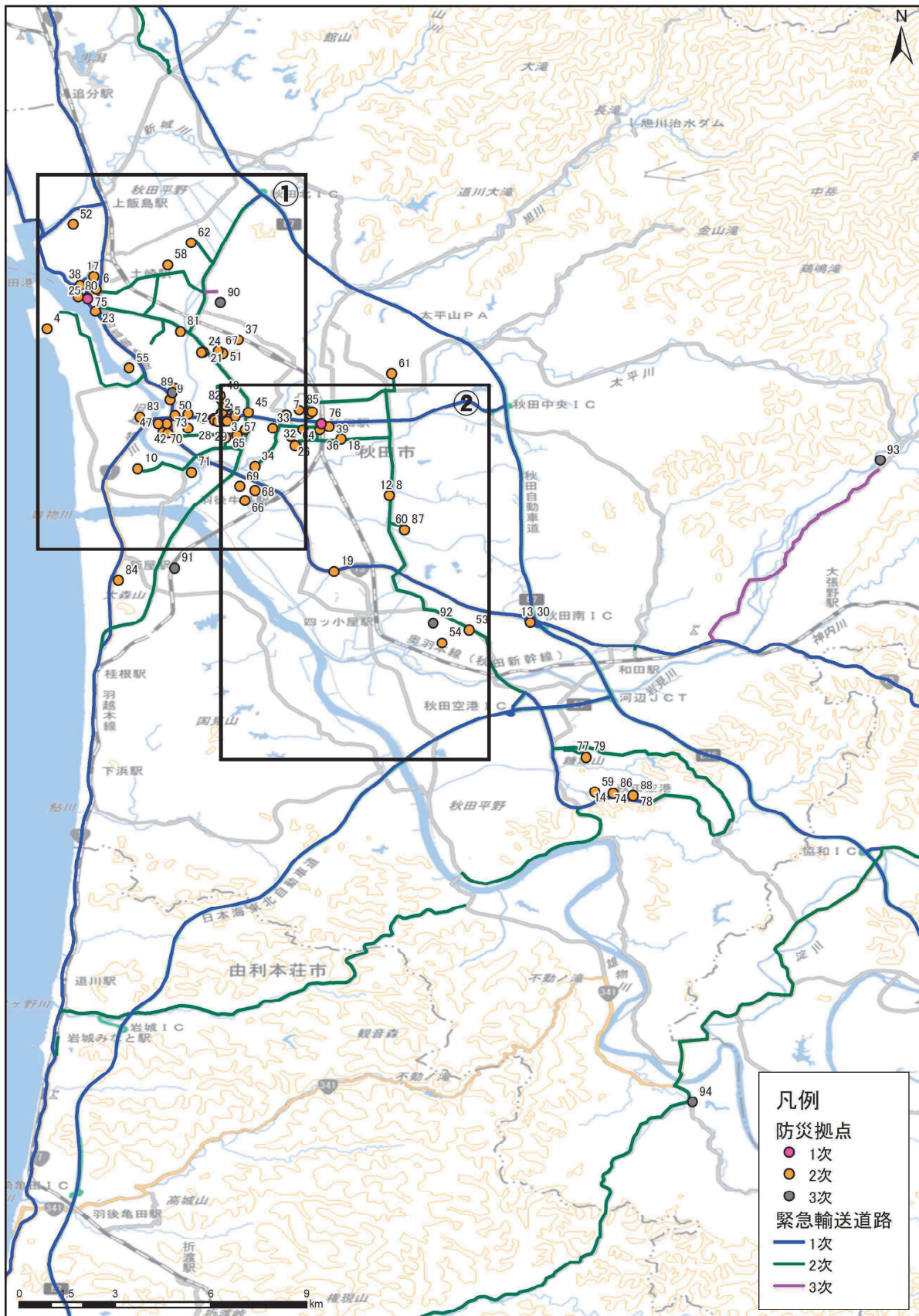
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号		年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書			
秋 田 県 公 安 委 員 会 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地
備 考			

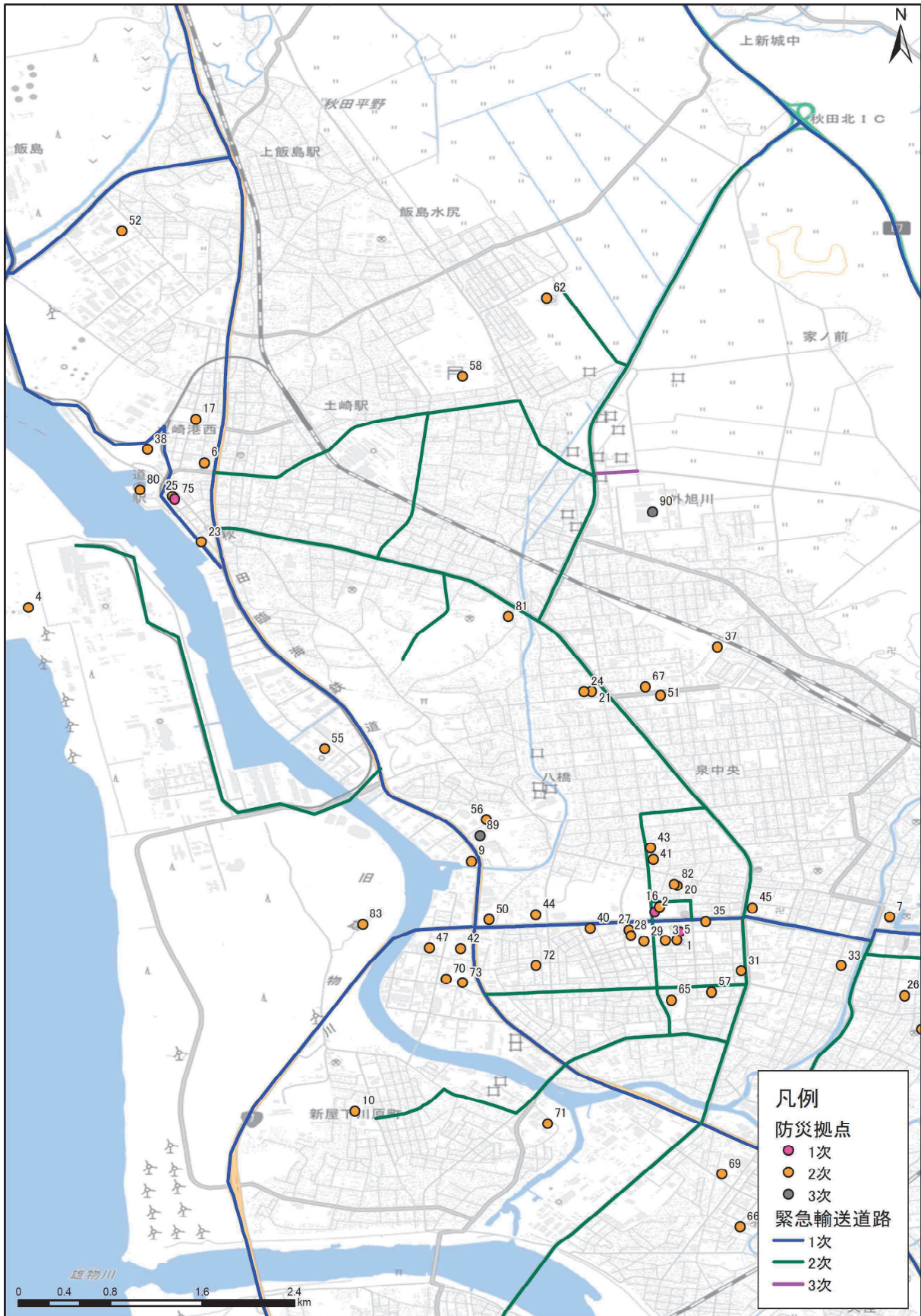
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

資料 2 4 - 3 緊急輸送道路ネットワーク図

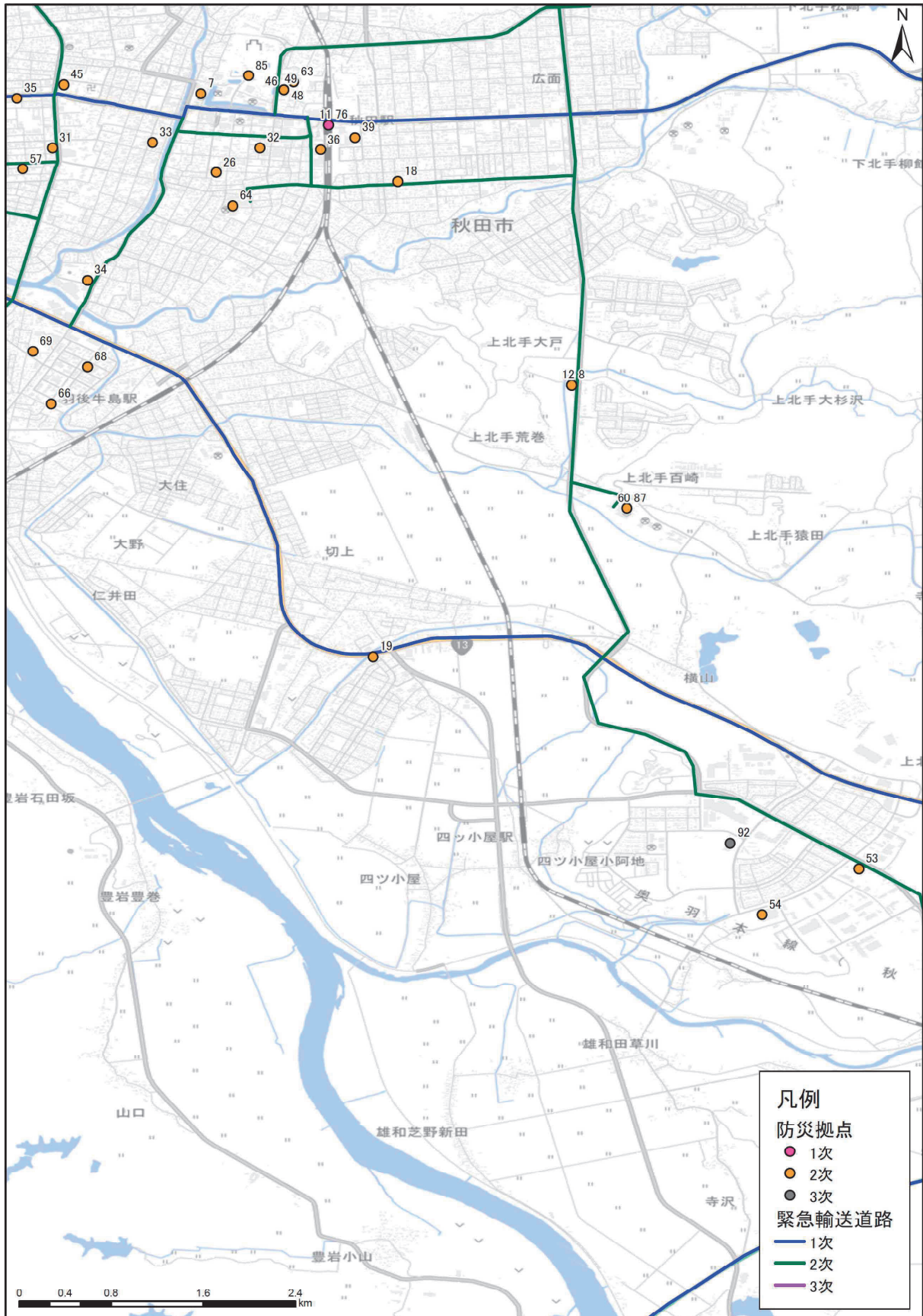
・秋田地域振興局管内



・秋田地域振興局管内（エリア①）



・秋田地域振興局管内（エリア②）



・秋田地域振興局管内 防災拠点一覧表

No	拠点種類	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点		
					1次	2次	3次
1	地方公共団体	県庁	秋田県庁（議会棟含）	秋田市山王4-1-1	●		
2	地方公共団体	市役所	秋田市役所	秋田市山王1丁目1	●		
3	地方公共団体	地域振興局	秋田地域振興局	秋田市山王4丁目1-2		●	
4	地方公共団体	下水処理センター	秋田臨海処理センター	秋田市向浜2丁目3-1		●	
5	警察機関	警察本部	秋田県警察本部	秋田市山王4丁目1-5		●	
6	警察機関	警察署	秋田臨港警察署	秋田市土崎港西3丁目1-8		●	
7	警察機関	警察署	秋田中央警察署	秋田市千秋明德町1-9		●	
8	警察機関	警察署	秋田東警察署	秋田市上北手百崎内山60-2		●	
9	警察機関	各隊	交通機動隊	秋田市八橋下八橋191		●	
10	警察機関	各隊	機動隊	秋田市新屋勝平台9		●	
11	警察機関	各隊	鉄道警察隊	秋田市中通7丁目1-2		●	
12	警察機関	各隊	機動捜査隊	秋田市上北手百崎内山60-2		●	
13	警察機関	各隊	高速道路交通警察隊	秋田市上北手古野大繋沢30-2		●	
14	警察機関	各隊	航空隊	秋田市雄和椿川山籠40-1		●	
15	消防機関	消防本部	秋田市消防本部	秋田市山王1丁目1-1		●	
16	消防機関	消防署	秋田消防署	秋田市山王1丁目1-1		●	
17	消防機関	消防署	土崎消防署	秋田市土崎港西4丁目2-10		●	
18	消防機関	消防署	城東消防署	秋田市東通6丁目16-16		●	
19	消防機関	消防署	秋田南消防署	秋田市御野場2丁目15-5		●	
20	指定行政機関等	国土交通省	秋田河川国道事務所	秋田市山王1丁目10-29		●	
21	指定行政機関等	国土交通省	秋田国道維持出張所	秋田市泉字登木73-3		●	
22	指定行政機関等	国土交通省	秋田空港・航空路監視レ ーダー事務所	秋田市雄和椿川山籠49		●	
23	指定行政機関等	国土交通省	東北地方整備局秋田港湾 事務所	秋田市土崎港西1丁目1		●	
24	指定行政機関等	国土交通省	秋田運輸支局	秋田市泉登木74-3		●	
25	指定行政機関等	国土交通省	秋田海上保安部	秋田市土崎港西1丁目7-35		●	
26	指定行政機関等	農林水産省	東北森林管理局	秋田市中通5丁目9-16		●	
27	指定行政機関等	農林水産省	東北農政局秋田県拠点	秋田市山王7-1-5		●	
28	指定行政機関等	財務省	秋田財務事務所	秋田市山王7丁目1-4		●	
29	指定行政機関等	厚生労働省	秋田労働局	秋田市山王7丁目1-3		●	
30	指定公共機関	NEXCO東日本	NEXCO東日本 秋田管理事 務所	秋田市上北手古野大繋沢30-2		●	

No	拠点種類	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点		
					1次	2次	3次
31	指定公共機関	東北電力	東北電力（株）秋田支店	秋田市山王5丁目15-6		●	
32	指定公共機関	NTT東日本	東日本電信電話（株）秋田支店	秋田市中通4丁目4-4		●	
33	指定公共機関	NTTドコモ	（株）NTTドコモ東北支社秋田支店	秋田市大町4丁目2-39		●	
34	指定公共機関	ガス	東部瓦斯（株）秋田支社	秋田市檜山川口境1-1		●	
35	指定公共機関	ガス	（一社）秋田県LPガス協会	秋田市山王3丁目1-7東カピタルディング7F		●	
36	指定公共機関	鉄道会社	東日本旅客鉄道（株）秋田支社	秋田市中通7丁目1-1		●	
37	指定公共機関	鉄道会社	日本貨物鉄道株式会社（東北支社秋田総合鉄道部）	秋田市泉菅野1丁目19-1		●	
38	指定公共機関	鉄道会社	秋田臨海鉄道株式会社	秋田市土崎港西一丁目12番6号		●	
39	指定公共機関	放送機関	日本放送協会秋田放送局	秋田市東通仲町4-2		●	
40	指定公共機関	放送機関	（株）秋田放送	秋田市山王7丁目9-42		●	
41	指定公共機関	放送機関	秋田テレビ（株）	秋田市八橋本町3丁目2-14		●	
42	指定公共機関	放送機関	秋田朝日放送（株）	秋田市川尻町大川反233-209		●	
43	指定公共機関	放送機関	（株）エフエム秋田	秋田市八橋本町3丁目7-10		●	
44	指定公共機関	放送機関	株式会社秋田ケーブルテレビ	秋田市 八橋南一丁目1-3		●	
45	指定公共機関	日本赤十字支部	日本赤十字社秋田県支部	秋田市旭北栄町1-5		●	
46	指定公共機関	秋田県医師会等	（一社）秋田県医師会	秋田市千秋久保田町6-6		●	
47	指定公共機関	秋田県医師会等	（一社）秋田県歯科医師会	秋田市川尻町大川反170-102		●	
48	指定公共機関	秋田県医師会等	（一社）秋田県薬剤師会	秋田市千秋久保田町6-6		●	
49	指定公共機関	秋田県医師会等	（公社）秋田県看護協会	秋田市千秋久保田町6-6		●	
50	指定公共機関	秋田県医師会等	秋田県厚生農業協同組合連合会	秋田市八橋南2丁目10-16		●	
51	指定公共機関	運送業	日本通運（株）秋田支店	秋田市泉北1丁目7-21		●	
52	指定公共機関	運送業	佐川急便株式会社（北東北支店秋田営業所）	秋田市飯島穀丁大谷地250		●	
53	指定公共機関	運送業	ヤマト運輸株式会社（秋田主管支店）	秋田市御所野湯本2丁目1-1		●	
54	指定公共機関	運送業	福山通運株式会社（秋田支店）	秋田市御所野湯本6丁目1-1		●	
55	指定公共機関	運送業	西濃運輸株式会社（秋田支店）	秋田市寺内神屋敷295-71		●	

No	拠点種類	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点		
					1次	2次	3次
56	指定公共機関	運送業	(公社) 秋田県トラック協会	秋田市寺内蛭根1丁目15-20		●	
57	指定公共機関	バス	秋田中央交通(株)	秋田市川元山下町6-12		●	
58	自衛隊	自衛隊	陸上自衛隊第21普通科連隊 秋田駐屯地	秋田市寺内將軍野1		●	
59	自衛隊	自衛隊	航空自衛隊秋田救難隊	秋田市雄和椿川山籠23-26		●	
60	災害医療施設	医療施設	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢22 2-1		●	
61	災害医療施設	医療施設	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面蓮沼44-2		●	
62	災害医療施設	医療施設	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋1丁目1-1		●	
63	災害医療施設	医療施設	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6-10		●	
64	災害医療施設	医療施設	中通総合病院	秋田市南通みその町3-15		●	
65	災害医療施設	医療施設	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4-30		●	
66	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	株式会社メディセオ秋田	秋田市卸町4-9-5		●	
67	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	株式会社バイタルネット秋田 支店	秋田市泉登木221-1		●	
68	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	株式会社小田島秋田支店	秋田市卸町3丁目4-3		●	
69	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	株式会社マルタケ秋田支店	秋田市卸町1丁目9-18		●	
70	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	東邦薬品株式会社秋田営業所	秋田市川尻町大川反233-130		●	
71	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	株式会社恒和薬品秋田営業所	秋田市新屋豊町3-21		●	
72	災害医療施設	支援医薬品集積 センター	株式会社スズケン秋田支店	秋田市山王沼田町6-5		●	
73	災害医療施設	赤十字血液セン ター	赤十字血液センター	秋田市川尻町大川反233-186		●	
74	備蓄集積拠点	空港	秋田空港管理事務所	秋田市雄和椿川山籠49	●		
75	備蓄集積拠点	重要港	秋田県秋田港湾事務所	秋田市土崎港西1丁目7	●		
76	備蓄集積拠点	秋田駅	秋田駅	秋田市中通7丁目1-2	●		
77	備蓄集積拠点	広域防災拠点(一 次物資集積拠点)	県立中央公園スカイドーム	秋田市雄和椿川駒坂台4-1		●	

No	拠点種類	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点		
					1次	2次	3次
78	備蓄集積拠点	広域防災拠点（航空搬送拠点臨時医療施設）	秋田空港	秋田市雄和椿川字山籠49		●	
79	備蓄集積拠点	広域防災拠点（集結場所・ベースキャンプ）	県立中央公園運動広場	秋田市雄和椿川駒坂台4-1		●	
80	備蓄集積拠点	道の駅	道の駅 あきた港	秋田市土崎港西1丁目9-1		●	
81	備蓄集積拠点	広域避難地	高清水公園	秋田市寺内字高野		●	
82	備蓄集積拠点	広域避難地	八橋運動公園	秋田市		●	
83	備蓄集積拠点	広域避難地	秋田カントリークラブ	秋田市新屋町砂奴寄5-1		●	
84	備蓄集積拠点	広域避難地	大森山公園	秋田市浜田		●	
85	備蓄集積拠点	広域避難地	千秋公園	秋田市千秋公園		●	
86	備蓄集積拠点	備蓄倉庫	中央地区防災備蓄倉庫	秋田市雄和椿川山籠40-1		●	
87	ヘリポート	ヘリコプター常駐場	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢22-1		●	
88	ヘリポート	ヘリコプター常駐場	秋田空港	秋田市雄和椿川字山籠49		●	
89	二次物資集積拠点		秋田市立体育館	秋田市八橋本町六丁目12番20号			●
90	二次物資集積拠点		秋田市中央卸売市場	秋田市外旭川字待合28番地			●
91	二次物資集積拠点		西部体育館	秋田市新屋鳥木町2番55号			●
92	二次物資集積拠点		秋田テルサ	秋田市御所野地藏田三丁目1番1号			●
93	指定避難所		秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34-1			●
94	指定避難所		秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62-2			●

資料 24-4 臨時ヘリポート設定基準

(1) ヘリポート設定基準

ア 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積

	標 準	応 急
小 型 (OH-6)		
中 型 (BK-117c-1) (UH-1) (UH-60J)		
(大 型) CH-47		

(注1) 発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点

(2) 無障害地帯とは、離着に障害とならない地域

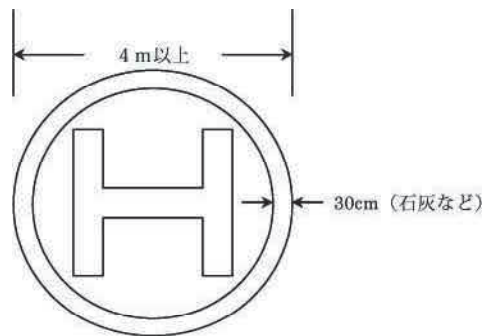
(3) 夜間については、発着場に簡易な照明必要

〈地表面〉

- (ア) 舗装された場所が最も望ましい。
- (イ) グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。)
- (ウ) 草地の場合は硬質低草地であること。

イ. 着陸点

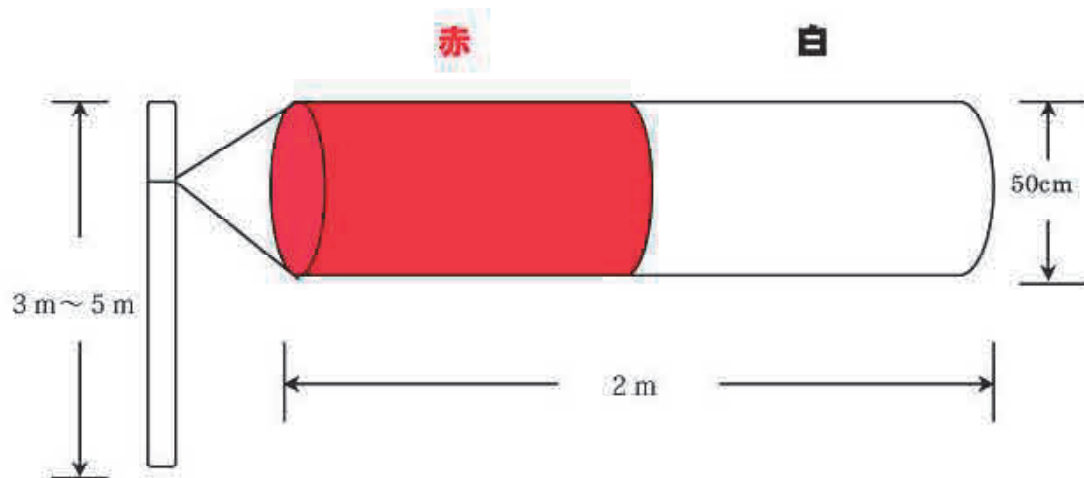
着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の正円を描き、中央にH記号を風と平行方向に向けて標示する。



ウ. 着陸帯付近

着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所に吹き流し、又は旗を立てる。

- (ア) 布製
- (イ) 風速25m/秒程度に耐えられる強度
- (ウ) 吹き流しが無い場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚
- (エ) 救急車など、車両の出入りの便がよい場所であること。
- (オ) 電話など、通信手段の利用が可能であること。



資料 2 4 - 5 臨時ヘリポート設定場所

(県消防防災航空隊)

番号	臨時離発着場名称	住所	緯度・経度 (世界測地系)
1	秋田赤十字病院ヘリポート	上北手猿田苗代沢222-1	N39度41分14秒 E140度09分04秒
2	旧秋田空港	新屋町字下川原地内	N39度42分18秒 E140度03分47秒
3	秋田大学病院グラウンド	本道一丁目1-1	N39度43分58秒 E140度09分04秒
4	さきがけ八橋球場	八橋運動公園1-7	N39度43分12秒 E140度05分49秒
5	県立大学秋田キャンパス 陸上競技場、野球場	下新城中野字街道端西 241-438	N39度47分55秒 E140度02分51秒
6	秋田厚生医療センターヘリポート	飯島西袋1-1-1	N39度45分59秒 E140度05分34秒
7	秋田大学野球場	手形学園町地内	N39度43分48秒 E140度07分59秒
8	太平山スキー場オーパス駐車場	仁別字蛇馬目沢地内	N39度47分15秒 E140度13分10秒
9	岩見三内中グラウンド	河辺三内字外川原39	N39度42分30秒 E140度17分15秒
10	河辺小グラウンド	河辺和田字岡村164	N39度39分29秒 E140度13分59秒
11	戸島小グラウンド	河辺戸島字本町123	N39度38分30秒 E140度11分52秒
12	秋田県健康増進交流センター緑地広場	河辺三内字丸舞1-1	N39度44分20秒 E140度19分03秒
13	旧大正寺小グラウンド	雄和新波字赤沢32-8	N39度31分35秒 E140度14分06秒
14	雄和中グラウンド	雄和石田字蟹沢40	N39度35分34秒 E140度10分18秒
15	旧産業会館跡地	中通一丁目43	N39度43分03秒 E140度07分07秒

資料 2 4 - 6 指定拠点施設一覧表

市域における緊急輸送道路ネットワーク計画の「指定拠点」は、以下のとおりである。

1 指定地方行政機関等

国土交通省	秋田河川国道事務所、秋田国道維持出張所、秋田空港・航空路監視レーダー事務所、秋田港湾事務所、秋田運輸支局、秋田海上保安部
財務省	秋田財務事務所
農林水産省	東北森林管理局、東北農政局秋田県拠点
厚生労働省	秋田労働局
防衛省	陸上自衛隊第21普通科連隊秋田駐屯地、航空自衛隊秋田救難隊
文部科学省	秋田大学医学部附属病院

2 指定公共機関、指定地方公共機関等

道路	東日本高速道路秋田管理事務所
電力	東北電力秋田支店、各営業所
電話	NTT東日本 秋田支店、NTTドコモ東北支社秋田支店
都市ガス	東部瓦斯 秋田支社
LPガス	秋田県LPガス協会
鉄道	JR東日本秋田支社、日本貨物鉄道(東北支社秋田総合鉄道部)、秋田臨海鉄道
放送局	NHK秋田放送局、ABS 秋田放送、AKT 秋田テレビ、AAB 秋田朝日放送、エフエム秋田、秋田ケーブルテレビ
医療	日本赤十字社秋田県支部、秋田県医師会、秋田県歯科医師会、秋田県薬剤師会、秋田県看護協会、秋田県厚生農業協同組合連合会
運輸	日本通運秋田支店、佐川急便 北東北支店秋田営業所、ヤマト運輸 秋田主管支店、福山通運 秋田支店、西濃運輸 秋田支店、秋田県トラック協会、秋田中央交通
郵便	日本郵便(株)
金融	日本銀行秋田支店
土地改良	秋田県土地改良事業団体連合会
農業	秋田県厚生農業共同組合連合会

3 地方公共団体

県の施設	県庁（議会棟含）、地方総合庁舎（地域振興局）、港湾事務所、消防学校、空港管理事務所
警察	警察本部、警察学校、警察署、運転免許センター、交通機動隊、機動隊、鉄道警察隊、機動捜査隊、高速道路交通警察隊、航空隊、交番
市町村役場	秋田市役所
消防	消防本部、消防署、分署・出張所

4 救援物資等備蓄・集積場所

区分	所在地	施設数	名称	所管事務所等
港湾	秋田市	1	秋田港	秋田県秋田港湾事務所
空港	秋田市	1	秋田空港	秋田空港管理事務所
駅前広場	秋田市	1	秋田駅	

5 広域避難場所

区分	所在地	施設数	名称
広域避難地	秋田市	5	高清水公園、八橋運動公園、秋田カントリークラブ、大森山公園、千秋公園

6 医療機関等

区分	所在地	施設数	名称
総合救急	秋田市	6	秋田赤十字病院、秋田大学医学部附属病院、秋田厚生医療センター、県立脳血管研究センター、中通総合病院、市立秋田総合病院
その他	病院、医院、診療所、整骨等医療施設		

7 臨時ヘリポート

- (1) グラウンド（小学校、中学校、高等学校）
- (2) 公営陸上競技場
- (3) 野球場
- (4) 広場
- (5) その他

8 一次避難地

- (1) グラウンド（小学校、中学校、高等学校）
- (2) 公園
- (3) 競技場
- (4) 野球場
- (5) 広場
- (6) その他

第 2 5 避難に関する資料

資料 2 5 - 1 指定緊急避難場所一覧表

令和 4 年 4 月 1 日現在

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	グリーンステージ飯島 (1号棟から2号棟まで〔2階から4階までの廊下と階段および踊り場〕)	飯島緑丘町11-1					○				540人
2	ビレッジハウス土崎 (1号棟から3号棟まで〔3階から5階までの階段と踊り場〕)	土崎港西 2-12-48					○				90人
3	社会福祉法人はまなすケアハウス土崎 (3階から8階までのホール、屋外階段と踊り場)	土崎港中央 3-4-40					○				500人
4	医療法人正和会五十嵐記念病院在宅総合ケアセンター (病院屋上、ケアセンター屋上)	土崎港中央 1-17-23					○				500人
5	土崎聖書キリスト教会グローリアチャペル (3階ホールと和室)	土崎港中央 6-16-34					○				150人
6	土崎マンション (3階から4階までの通路)	土崎港中央 6-16-17					○				130人
7	医療法人運忠会土崎病院介護老人保健施設なごさ (病院外来棟屋上、介護老人保健施設屋上・6階ベランダ)	土崎港中央 4-4-26					○				580人
8	秋田県JAビル (3階から10階までの廊下、3階から9階までのエレベーターホールおよび屋上)	八橋南2-10-16					○				1,500人
9	秋田県赤十字血液センター (3階会議室)	川尻町字大川反 233-186					○				120人
10	株式会社ユアテック秋田支社 (3階から5階までの通路と室内階段および踊り場)	川尻町字大川反 233-9					○				260人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
11	株式会社さわやか倶楽部介護付有料老人ホームさわやか桜式番館 (3階から4階までの通路と食堂)	卸町1-10-3					○					600人
12	天然温泉グランspaホテルこまち立体駐車場(3階、屋上)	卸町1-2-3					○					1,150人
13	ドジャース食品館屋上駐車場 (屋上駐車場)	川尻大川町8-25					○					1,100人
14	フォレストヒルズ山王 (3階から4階までの共用通路)	山王沼田町10-33					○					140人
15	株式会社 ジーンズエムシーディ物流棟・工場棟(屋上)	土崎港相染町字浜ナシ山 17-3					○					1,000人
16	秋田県児童会館 (2階から3階までのホールと各室)	山王中島町1-2					○					681人
17	秋田県職員港北新町公舎 (2階から3階までの階段と踊り場)	港北新町10-1					○					100人
18	山王プレスビル(2階から屋上までの屋外施設および踊り場)	山王6-1-13					○					248人
19	秋田県営土崎港住宅 (3階から4階までの階段と踊り場)	土崎港相染町字中谷地 47-2ほか					○					199人
20	ホテルルートイン秋田土崎 (4階から8階までの通路)	土崎港西 2-12-30					○					850人
21	医療法人久盛会秋田緑ヶ丘病院 第二、第三駐車場	飯島字堀川地内					○					2,000人
22	宗教法人雲祥院霊園および山林	飯島穀丁地内					○					1,700人
23	イオン東北株式会社 イオン土崎港店敷地	土崎港南2地内					○					10,480人
24	秋田県青少年交流センター 駐車場	寺内神屋敷地内					○					3,120人
25	秋田カントリークラブコース内、クラブ前駐車場	新屋字砂奴寄地内					○					110,350人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
26	向浜運動広場内旧運転練習場	新屋字砂奴寄地内ほか					○				10,000人
27	国土交通省秋田防災ステーション敷地	新屋町字天稗野地内					○				9,400人
28	秋田県立栗田支援学校 グラウンド	新屋栗田町地内					○				1,540人
29	もしもしピット秋田市はまなす広場	浜田字滝ノ元地内					○				1,800人
30	医療法人緑陽会笠松病院敷地	浜田字藍ノ原地内					○				3,200人
31	長浜地区運動公園	下浜長浜字 藤木台・兜森地内					○				3,500人
32	下浜旧ゲートボール場	下浜羽川字横長根地内					○				3,830人
33	羽川岩城地区周辺山林	下浜羽川字岩城地内					○				1,000人
34	秋田県立新屋高等学校 グラウンド（野球場・陸上競技場）	豊岩石田坂字鎌塚地内	○	○		○	○				津波 21,538人 津波以外 10,769人
35	桂根グラウンドゴルフ場	下浜桂根字大台地内					○				14,000人
36	珠林寺 墓地駐車場	下浜羽川字寺ノ下地内					○				750人
37	八幡神社境内	下浜羽川字家ノ腰地内					○				900人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
38	秋田工業高等専門学校 グラウンド	飯島文京町地内	○	○		○	○					津波 30,400人 津波以外 15,200人
39	コスモ工機株式会社 秋田工場敷地	下浜羽川字五郎池地内					○					3,900人
40	旧チャレンジオフィスあきた (3階〔大小多目的室、通路〕、屋上)	土崎港西3-9-15					○					970人
41	ユナイテッド計画株式会社 (2階屋上部分)	寺内蛭根3-24-3					○					690人
42	川尻市営住宅 (1号棟から7号棟まで〔2階から5階までの階段および踊り場〕)	川尻上野町1					○					480人
43	牛島清水町市営住宅 (1号棟から3号棟まで〔3階から4階までの廊下と階段および踊り場〕)	牛島西4-29					○					240人
44	大森山公園	浜田地内					○					100,300人
45	高清水公園	寺内大畑地内					○					105,000人
46	飯島老人いこいの家敷地	飯島字堀川地内					○					970人
47	港北小学校 (校舎3階教室と廊下)	土崎港北4-6-1					○					2,160人
48	土崎中学校 (校舎2階から3階までの教室と廊下)	土崎港北1-3-1					○					1,140人
49	土崎小学校 (校舎3階教室と廊下および屋上)	土崎港中央 3-1-78					○					2,680人
50	川尻小学校 (校舎3階教室と廊下)	川尻みよし町8-31					○					920人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
51	大住小学校 (校舎3階教室と廊下)	仁井田字西潟敷33					○				1,820人
52	秋田西中学校 (校舎3階教室と廊下、塔屋1階部分)	新屋大川町19-75					○				1,810人
53	八橋小学校(校舎2階〔普通教室、学習室、多目的ホールおよび廊下〕、3階〔普通教室、多目的ホールおよび廊下〕)	八橋大沼町7-1					○				2,558人
54	飯島小学校 校庭・グラウンド	飯島鼠田2-2-1					○				19,970人
55	土崎南小学校 グラウンド	土崎港東1-6-39	○	○		○	○				津波 5,470人 津波以外 2,735人
56	将軍野中学校 グラウンド	将軍野南1-12-1	○	○		○	○				津波 12,920人 津波以外 6,460人
57	高清水小学校 グラウンド	将軍野南1-2-16	○	○		○	○				津波 13,700人 津波以外 6,850人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
58	寺内小学校 グラウンド	寺内堂ノ沢 2-14-1	○	○		○	○					津波 8,490人 津波以外 4,245人
59	秋田商業高等学校 グラウンド(サッカー場、硬式野球場、陸上競技場)	新屋勝平台1-1	○	○		○	○					津波 37,060人 津波以外 18,530人
60	勝平小学校 グラウンド	新屋松美ガ丘北町 14-1	○	○		○	○					津波 9,970人 津波以外 4,985人
61	勝平中学校 グラウンド	新屋北浜町13-1	○	○		○	○					津波 10,810人 津波以外 5,405人
62	日新小学校 グラウンド	新屋栗田町24-1	○	○		○	○					津波 6,710人 津波以外 3,355人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
63	浜田小学校 グラウンド	浜田字自在山47-2	○			○	○					津波 8,500人 津波以外 4,252人
64	下浜小・中学校 グラウンド	下浜羽川字水垂92	○	○		○	○					津波 5,180人 津波以外 2,590人
65	保戸野小学校 体育館	保戸野すわ町9-60	○	○		○					○	419人
66	明德小学校 体育館	千秋公園1-13	○			○					○	341人
67	築山小学校 2階体育館	檜山古川新町55-1	○	○		○					○	346人
68	旭北小学校体育館 (洪水時は校舎2階以上を含む)	山王3-1-35	○	○		○					○	364人
69	中通小学校体育館 (洪水時は校舎2階以上を含む)	中通5-8-22	○	○		○					○	300人
70	旭南小学校体育館 (洪水時は校舎2階以上を含む)	旭南1-15-1	○	○		○					○	409人
71	牛島小学校体育館 (洪水時は校舎2階以上を含む)	牛島東6-6-1	○	○		○					○	417人
72	川尻小学校 体育館	川尻みよし町8-31	○	○		○					○	337人
73	旭川小学校 体育館	手形字才ノ浜63	○			○					○	338人
74	土崎小学校 体育館	土崎港中央 3-1-78	○	○		○					○	319人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
75	港北小学校 体育館	土崎港北4-6-1	○	○	○					○	412人
76	土崎南小学校 体育館	土崎港東1-6-39	○	○	○					○	326人
77	高清水小学校 体育館	将軍野南1-2-16	○	○	○					○	416人
78	広面小学校体育館 (洪水時は校舎2階以上を含む)	広面字蟹沢29	○	○	○					○	347人
79	日新小学校 体育館	新屋栗田町24-1	○	○	○					○	289人
80	勝平小学校 体育館	新屋松美ガ丘北町 14-1	○	○	○					○	514人
81	太平小学校 体育館	太平目長崎字上目長崎 144		○	○					○	172人
82	外旭川小学校 体育館	外旭川字梶ノ目 262-2	○	○	○					○	357人
83	飯島小学校 体育館	飯島鼠田2-2-1	○	○	○					○	359人
84	下新城小学校 体育館	下新城笠岡字佐戸反10	○	○	○					○	304人
85	旧上新城小学校 体育館	上新城五十丁字大村屋敷 22		○	○					○	225人
86	仁井田小学校体育館 (洪水時は校舎2階以上を含む)	仁井田本町4-7-1	○	○	○					○	337人
87	四ツ小屋小学校体育館 (洪水時は校舎2階以上を含む)	四ツ小屋字街道東 256-1	○	○	○					○	326人
88	上北手小学校 体育館	上北手猿田字館ノ下38			○					○	274人
89	下北手小学校 体育館	下北手松崎字谷崎 202-1	○		○					○	260人
90	下浜小学校 体育館	下浜羽川字水垂92	○	○	○					○	252人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
91	金足西小学校 体育館	金足大清水字大清水台1	○	○	○					○	264人
92	八橋小学校 体育館	八橋大沼町7-1	○	○	○					○	309人
93	東小学校 2階体育館	東通2-11-1	○	○	○					○	329人
94	泉小学校 体育館	泉中央6-2-1	○	○	○					○	333人
95	大住小学校 2階体育館	仁井田字西潟敷33	○	○	○					○	329人
96	桜小学校 体育館	桜4-12-1	○	○	○					○	320人
97	飯島南小学校 体育館	飯島西袋1-1-2	○	○	○					○	328人
98	寺内小学校 体育館	寺内堂/沢2-14-1	○	○	○					○	364人
99	御所野小学校 体育館	御所野元町5-1-1	○	○	○					○	419人
100	旧川添小学校 体育館	雄和椿川字長者屋敷 36-1	○	○	○					○	237人
101	旧大正寺小学校 体育館	雄和新波字寺沢 32-8	○		○					○	288人
102	戸島小学校体育館 (洪水時は校舎2階を含む)	河辺戸島字本町123	○	○	○					○	292人
103	河辺小学校 体育館	河辺和田字岡村 164-1	○		○					○	341人
104	岩見三内小学校 体育館	河辺三内字外川原39		○	○					○	110人
105	秋田東中学校 2階体育館	手形休下町10-51	○	○	○					○	591人
106	秋田南中学校 2階体育館	南通宮田15-1	○	○	○					○	654人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
107	山王中学校体育館 (洪水時は校舎2階以上を含む)	山王3-1-24	○	○	○					○	653人
108	土崎中学校 体育館	土崎港北1-3-1	○	○	○					○	611人
109	秋田西中学校 体育館	新屋大川町19-75	○	○	○					○	603人
110	外旭川中学校 体育館	外旭川字梶ノ目50	○	○	○					○	336人
111	秋田北中学校 体育館	下新城中野字街道端西 241-90	○	○	○					○	553人
112	豊岩中学校 体育館	豊岩豊巻字内縄尻 90-2			○					○	218人
113	城南中学校 体育館	檜山城南町4-1	○	○	○					○	611人
114	下北手中中学校 体育館	下北手松崎字走り崎14	○	○	○					○	282人
115	下浜中学校 体育館	下浜羽川字水垂92	○	○	○					○	235人
116	城東中学校 2階体育館	広面字鍋沼17	○	○	○					○	677人
117	泉中学校 体育館	泉北2-6-1	○	○	○					○	591人
118	将軍野中学校 体育館	将軍野南1-12-1	○	○	○					○	601人
119	御野場中学校 体育館	仁井田字中新田223	○	○	○					○	597人
120	勝平中学校 体育館	新屋北浜町13-1	○	○	○					○	561人
121	飯島中学校 体育館	飯島字田尻堰越48	○	○	○					○	611人
122	桜中学校 体育館	桜台1-1-1	○	○	○					○	560人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
123	御所野学院中学校 体育館	御所野地藏田 4-1-1	○	○	○					○	477人
124	雄和中学校 体育館	雄和石田字蟹沢40	○	○	○					○	470人
125	河辺中学校 体育館	河辺北野田高屋字雷谷地 84	○		○					○	562人
126	岩見三内中学校 体育館	河辺三内字外川原39		○	○					○	348人
127	秋田商業高等学校	新屋勝平台1-1	○	○	○					○	1,250人
128	御所野学院高等学校 体育館	御所野地藏田 4-1-1	○	○	○					○	396人
129	秋田公立美術大学附属高等学院 体育館	新屋大川町12-3	○	○	○					○	284人
130	旧金足東小学校 体育館	金足片田字待入109	○		○					○	239人
131	旧山谷小学校 体育館	太平山谷字中山谷143	○	○	○					○	186人
132	旧赤平小学校 体育館	河辺赤平字小曾根80	○	○	○					○	197人
133	金足西小学校 グラウンド	金足清水字大清水台1	○	○	○						6,925人
134	下新城小学校 グラウンド	下新城笠岡字佐戸反10	○	○	○						12,110人
135	旧上新城小学校 グラウンド	上新城五十丁字大村屋敷 22		○	○						4,555人
136	飯島小学校 グラウンド	飯島鼠田2-2-1	○	○	○						8,669人
137	港北小学校 グラウンド	土崎港北4-6-1	○	○	○						7,913人
138	土崎小学校 グラウンド	土崎港中央 3-1-78	○	○	○						2,104人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
139	外旭川小学校 グラウンド	外旭川字梶ノ目 262-2	○	○	○						5,350人
140	泉小学校 グラウンド	泉中央6-2-1		○	○						4,555人
141	旭川小学校 グラウンド	手形字オノ浜63	○		○						2,715人
142	広面小学校 グラウンド	広面字蟹沢29			○						5,715人
143	保戸野小学校 グラウンド	保戸野すわ町9-60		○	○						3,670人
144	八橋小学校 グラウンド	八橋大沼町7-1		○	○						5,215人
145	旭北小学校 グラウンド	山王3-1-35		○	○						3,200人
146	川尻小学校 グラウンド	川尻みよし町8-31	○	○	○						3,665人
147	旭南小学校 グラウンド	旭南1-15-1		○	○						4,590人
148	中通小学校 グラウンド	中通5-8-22		○	○						2,720人
149	築山小学校 グラウンド	檜山古川新町55-1		○	○						3,085人
150	東小学校 グラウンド	東通2-11-1		○	○						4,590人
151	下北手小学校 グラウンド	下北手松崎字谷崎 202-1	○		○						5,550人
152	太平小学校 グラウンド	太平目長崎字上目長崎 144		○	○						3,245人
153	牛島小学校 グラウンド	牛島東6-6-1		○	○						4,975人
154	大住小学校 グラウンド	仁井田字西潟敷33		○	○						5,510人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
155	仁井田小学校 グラウンド	仁井田本町4-7-1	○		○							6,520人
156	四ツ小屋小学校 グラウンド	四ツ小屋字街道東 256-1		○	○							6,435人
157	上北手小学校 グラウンド	上北手猿田字館ノ下38				○						3,105人
158	豊岩小学校 グラウンド	豊岩豊巻字内縄尻90				○						2,125人
159	桜小学校 グラウンド	桜4-12-1	○	○		○						3,560人
160	飯島南小学校 グラウンド	飯島西袋1-1-2	○	○		○						4,780人
161	御所野小学校 グラウンド	御所野元町5-1-1	○	○		○						5,595人
162	明德小学校 グラウンド	千秋公園1-13	○			○						5,890人
163	旧川添小学校 グラウンド	雄和椿川字長者屋敷 36-1	○	○		○						9,055人
164	旧戸米川小学校 グラウンド	雄和戸賀沢字金山沢20	○	○		○						9,745人
165	旧大正寺小学校 グラウンド	雄和新波字寺沢 32-8	○			○						10,200人
166	戸島小学校 グラウンド	河辺戸島字本町123		○		○						7,085人
167	河辺小学校 グラウンド	河辺和田字岡村 164-1	○			○						8,330人
168	秋田北中学校 グラウンド	下新城中野字街道端西 241-90	○	○		○						4,855人
169	土崎中学校 グラウンド	土崎港北1-3-1	○	○		○						5,365人
170	泉中学校 グラウンド	泉北2-6-1	○	○		○						5,055人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
171	秋田東中学校 グラウンド	手形休下町10-51	○	○							4,120人
172	山王中学校 グラウンド	山王3-1-24	○	○							4,545人
173	秋田南中学校 グラウンド	南通宮田15-1	○	○							5,355人
174	城東中学校 グラウンド	広面字鍋沼17	○	○							6,195人
175	城南中学校 グラウンド	檜山城南町4-1	○	○	○						4,280人
176	秋田西中学校 グラウンド	新屋大川町19-75	○	○							10,260人
177	御野場中学校 グラウンド	仁井田字中新田223	○	○							6,275人
178	飯島中学校 グラウンド	飯島字田尻堰越48	○	○	○						4,890人
179	外旭川中学校 グラウンド	外旭川字梶ノ目50	○	○	○						11,475人
180	下北手中学校 グラウンド	下北手松崎字走り崎14	○	○	○						5,500人
181	桜中学校 グラウンド	桜台1-1-1	○	○	○						6,395人
182	河辺中学校 グラウンド	河辺北野田高屋字雷谷地 84	○		○						24,080人
183	岩見三内中学校 グラウンド	河辺三内字外川原39		○	○						6,260人
184	御所野学院中学校・高等学校 グラウンド	御所野地蔵田4-31	○	○	○						12,315人
185	旧金足東小学校 グラウンド	金足片田字待入109	○		○						3,175人
186	旧山谷小学校 グラウンド	太平山谷字中山谷143	○	○	○						2,805人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
187	旧赤平小学校 グラウンド	河辺赤平字小曾根 8 0	○	○	○						6,115人
188	旧岩見三内小学校 グラウンド	河辺岩見字鍛冶屋敷 1 4		○	○						7,270人
189	秋田市立体育館（メインアリーナ固定観覧席および2階上部ジョギングコースほか、2階サブアリーナ固定観覧席）	八橋本町 6-12-20					○				5,000人
190	茨島体育館	茨島 1-4-71	○	○	○					○	425人
191	雄和体育館	雄和妙法字上大部 95-1		○	○					○	364人
192	雄和南体育館	雄和神ヶ村字陳笠 259		○	○					○	263人
193	河辺体育館	河辺和田字上中野 186	○	○	○					○	336人
194	市立体育館 第2駐車場	八橋本町6地内		○	○						575人
195	外旭川地域運動広場 (旧外旭川中学校グラウンド)	外旭川八幡田 1-18	○	○	○						5,085人
196	八橋運動公園	八橋運動公園地内	○	○	○	○	○				津波 117,000人 津波以外 58,500人
197	八橋陸上競技場	八橋運動公園 1-10		○	○						14,725人
198	八橋球技場	八橋運動公園地内		○	○						8,130人
199	八橋硬式野球場	八橋運動公園 1-7		○	○						8,815人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
200	八橋第2球技場・健康広場	八橋運動公園地内	○		○						4,970人
201	下浜八田地域運動広場 (旧八田小学校グラウンド)	下浜八田字餅田42	○	○	○						2,030人
202	横森地域運動広場	横森3-3	○	○	○						4,170人
203	勝平市民グラウンド	新屋豊町153-1	○		○						11,770人
204	茨島多目的運動広場	茨島1-12-12	○		○						2,000人
205	雄和花の森野球場	雄和石田字蟹沢39	○		○						6,920人
206	雄和新波野球場	雄和新波字寺沢 31-1	○	○	○						5,755人
207	河辺体育館駐車場	河辺和田字上中野186	○	○	○						2,620人
208	飯島西部街区公園	飯島川端3地内	○	○	○	○					津波 2,500人 津波以外 1,250人
209	飯島穀丁第四児童遊園地(松風団地)	飯島穀丁地内	○	○	○	○					津波 250人 津波以外 125人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
210	飯島神社街区公園	飯島松根西町地内	○	○		○	○					津波 4,600人 津波以外 2,300人
211	琴平第二街区公園	土崎港中央4地内	○	○		○	○					津波 1,800人 津波以外 900人
212	総社神社街区公園	川尻総社町地内	○	○		○	○					津波 8,200人 津波以外 4,100人
213	松美ヶ丘第三街区公園	新屋松美ガ丘南町地内	○	○		○	○					津波 3,000人 津波以外 1,500人
214	新屋松美町緑道 (勝平日吉神社隣接広場)	新屋松美町地内	○	○		○	○					津波 6,300人 津波以外 3,150人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
215	下浜工業団地緑地	下浜羽川字下山地内	○	○	○	○					津波 830人 津波以外 415人
216	飯島道東一丁目第一児童遊園地	飯島道東1地内	○	○	○	○					津波 500人 津波以外 250人
217	一つ森公園コミュニティ体育館	下北手桜字蛭沢 141-7	○	○	○					○	456人
218	八橋墓地公園	八橋本町6地内		○	○						300人
219	前谷地近隣公園	外旭川字前谷地地内		○	○						10,000人
220	山王第一街区公園	山王3地内		○	○						3,500人
221	檜山緑地（檜山公園）	檜山南中町1-9		○	○						3,000人
222	拠点第一街区公園	東通仲町16		○	○						3,750人
223	桜台中央公園	桜台2-5	○	○	○						3,000人
224	牛島運動公園	牛島東1-5		○	○						2,780人
225	光沼近隣公園	土崎港相染町字沼端77	○	○	○						14,450人
226	土崎駅東第三街区公園	土崎港北2-18	○	○	○						1,750人 (2㎡あたり1人)

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
227	桜ガ丘第二街区公園	桜ガ丘 3-4	○	○	○						2,195人 (2㎡あたり1人)
228	大平台もみの木公園	大平台 1-14	○	○	○						3,220人
229	竹の花公園	雄和新波字清水木 233	○	○	○						2,500人
230	古川町街区公園 (土崎市民グラウンド)	土崎港西 4-3-1	○	○	○						4,700人
231	千秋公園	千秋公園 1	○		○		○				51,000人
232	八橋地区コミュニティセンター (2階和室、会議室および談話コーナー)	八橋本町 5-2-27	○				○				160人
233	八橋地区コミュニティセンター (多目的ホール)	八橋本町 5-2-27	○	○	○					○	122人
234	檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町 1-9		○	○					○	209人
235	泉地区コミュニティセンター	泉北 1-20-27	○	○	○					○	120人
236	旭北地区コミュニティセンター	大町 4-4-15	○	○	○					○	111人
237	保戸野地区コミュニティセンター	保戸野中町 6-12	○	○	○					○	111人
238	川尻地区コミュニティセンター	川尻みよし町 8-16	○	○	○					○	120人
239	旭南地区コミュニティセンター	旭南 1-15-5	○	○	○					○	59人
240	茨島地区コミュニティセンター	茨島 1-4-71	○	○	○					○	87人
241	平和公園	泉字五庵山 135	○		○						30,000人
242	西部市民サービスセンター (3階各室と廊下およびホール)	新屋扇町 13-34					○				590人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
243	西部市民サービスセンター (多目的ホール)	新屋扇町13-34	○	○	○					○	183人
244	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町 10-10	○	○	○					○	124人
245	豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻 224-1		○	○					○	48人
246	下浜地区コミュニティセンター	下浜羽川字下野 1-76	○	○	○					○	66人
247	北部市民サービスセンター (立体駐車場3階、庁舎3階〔フロア、 バルコニー〕および屋上)	土崎港西5-3-1					○				4,830人
248	北部市民サービスセンター (体育館)	土崎港西5-3-1	○	○	○					○	405人
249	飯島地区コミュニティセンター敷地	飯島松根東町地内	○	○	○	○					津波 1,300人 津波以外 650人
250	寺内地区コミュニティセンター敷地	寺内神屋敷地内	○	○	○	○					津波 1,700人 津波以外 850人
251	上新城地区コミュニティセンター	上新城五十丁字小林 88-5			○					○	42人
252	金足地区コミュニティセンター	金足小泉字上前55	○	○	○					○	92人
253	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5-22	○	○	○					○	128人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
254	寺内地区コミュニティセンター	寺内神屋敷13-23	○	○	○					○	80人
255	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76	○	○	○					○	122人
256	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南4-8-8	○	○	○					○	80人
257	下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場 193-4	○	○	○					○	48人
258	港北地区コミュニティセンター	土崎港北3-7-9	○	○	○					○	111人
259	南部市民サービスセンター	御野場1-5-1	○	○	○					○	127人
260	上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋 29-1	○		○					○	42人
261	大住地区コミュニティセンター	大住南2-7-24	○	○	○					○	115人
262	長者やま荘 (雄和地区北部コミュニティ施設)	雄和椿川字長者屋敷 38-1	○	○	○					○	59人
263	雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部 48-1	○	○	○					○	280人
264	雄和基幹集落センター (大正寺連絡所)	雄和新波字樋口 62-2		○	○					○	63人
265	河辺市民サービスセンター	河辺和田字北条ヶ崎 38-2	○	○	○					○	186人
266	河辺岩見三内地区 コミュニティセンター	河辺三内字外川原 34-1		○	○					○	94人
267	和田駅前駐車場	河辺和田字上中野129	○	○	○						2,140人
268	下北手地区コミュニティセンター	下北手柳館字前田面 133-1	○	○	○					○	63人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
269	太平地区コミュニティセンター	太平目長崎字沼田42			○					○	93人
270	旭川地区コミュニティセンター	手形字オノ浜51-2	○		○					○	122人
271	東地区コミュニティセンター	広面字鬼頭38	○	○	○					○	122人
272	明德地区コミュニティセンター	手形住吉町2-27	○	○	○					○	102人
273	東部市民サービスセンター	広面字釣瓶町13-3	○	○	○					○	150人
274	秋田市民交流プラザ	東通仲町4-1	○	○	○					○	612人
275	雄和サイクリングターミナル	雄和椿川字奥椿岱 145-2	○	○	○					○	55人
276	秋田公立美術大学 (講義棟2階の各室と通路)	新屋大川町12-3				○					850人
277	秋田公立美術大学 (体育館)	新屋大川町12-3	○	○	○					○	399人
278	秋田公立美術大学 グラウンド	新屋大川町12-3	○	○	○						3,450人
279	大森山老人と子どもの家	浜田字出小屋 333-1	○							○	250人
280	秋田市河辺高齢者健康づくりセンター (ユフォーレ体育館)	河辺三内字丸舞1-1	○	○	○					○	178人
281	雄和ふれあいプラザ敷地(一部)	雄和妙法字上大部 46、47-2		○	○						1,269人
282	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田 表66-1	○	○	○					○	703人
283	河辺総合福祉交流センター 駐車場	河辺北野田高屋字上前田 表66-1	○	○	○						7,350人
284	下新城交流センター	下新城野字前谷地 263	○	○						○	229人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
285	中央市民サービスセンター	山王1-1-1	○	○	○					○	125人
286	桜地区コミュニティセンター (多目的ホール)	桜台1-1-4	○	○	○					○	117人
287	雄和小学校 体育館	雄和石田字蟹沢40	○	○	○					○	128人
288	秋操近隣公園	泉中央6-3	○	○	○						9,500人
289	秋田県立秋田高等学校 陸上競技場	手形字中台1	○		○						7,500人
290	秋田県立金足農業高等学校 野球場・ラグビー場	金足追分字海老穴 102-4	○	○	○						6,840人
291	秋田県立秋田南高等学校 陸上競技場	仁井田緑町4-1		○	○	○					津波 10,200人 津波以外 5,100人
292	秋田県立秋田北高等学校 グラウンド	千秋中島町8-1	○	○	○						4,000人
293	秋田県立秋田中央高等学校 野球場・ラグビー場	土崎港南3-2-78	○	○	○	○					津波 15,540人 津波以外 7,770人
294	秋田県立秋田工業高等学校 多目的グラウンド	保戸野金砂町3-1	○	○	○						5,475人
295	学校法人日本赤十字学園 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字 秋田短期大学グラウンド	上北手猿田字苗代沢 17-3	○	○	○						4,700人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
296	秋田県中央地区老人福祉総合エリア 駐車場	御所野下堤 5-1-1	○	○	○							12,160人
297	秋田県健康増進交流センター 駐車場	河辺三内字丸舞 1-1	○	○	○							375人
298	秋田県農業試験場 駐車場第1駐車場	雄和相川字源八沢 34-1	○	○	○							1,120人
299	秋田県立秋田きらり支援学校 グラウンド	南ヶ丘 1-1-1	○	○	○							4,565人
300	国立大学法人秋田大学 陸上競技場	手形住吉町 6	○	○	○							14,150人
301	国立大学法人秋田大学 野球場	手形学園町 1	○	○	○							10,185人
302	国立大学法人秋田大学附属中学校 屋外運動場	保戸野原の町 7-75	○	○	○							4,275人
303	飯島南地区コミュニティセンター (多目的ホール)	飯島字南場掛 318-2	○	○	○					○		100人
304	南部市民サービスセンター別館	牛島東 6-4-5	○	○	○					○		121人
305	秋田県立中央公園	雄和椿川字駒坂台 4-1	○	○	○							38,500人
306	聖霊女子短期大学付属高等学校 グラウンド	南通みその町 4-82		○	○							2,500人
307	秋田モータースクール 自動車教習場	茨島 4-3-36		○	○							9,419人
308	社会福祉法人感恩講児童保育院 グラウンド	寺内神屋敷 2-1	○		○	○						津波 5,000人 津波以外 2,500人

番号	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			火山現象
309	秋田なまはげ農業協同組合 雄和支店駐車場	雄和石田字中大部 3	○		○							2,890人
310	秋田なまはげ農業協同組合 大正寺資材倉庫駐車場	雄和新波字本屋敷 1-1	○		○							1,000人
311	秋田県立大学 陸上競技場	下新城野字街道端西 241-7	○	○		○						11,173人
312	下浜羽川遊園地	下浜羽川字二十町 41-2	○	○		○						480人
313	ノースアジア大学明桜高等学校 グラウンド	下北手桜字守沢 8-1	○	○		○						16,000人
314	ノースアジア大学 グラウンド	下北手桜字守沢 46-1	○	○		○						8,000人
315	下浜長浜公民館敷地	下浜長浜字荒郷屋 70					○	○				津波 1,181人 津波以外 590人

資料 25-2 指定避難所一覧表（令和 4 年 4 月 日更新）

令和 4 年 4 月 日現在

番号	施設名	住 所	指定緊急避難場所 との重複	想 定 容人数
1	保戸野小学校体育館	保戸野すわ町 9-60	○	419人
2	明德小学校体育館	千秋公園 1-13	○	341人
3	築山小学校体育館	檜山古川新町 55-1	○	346人
4	旭北小学校体育館	山王 3-1-35	○	364人
5	中通小学校体育館	中通 5-8-22	○	300人
6	旭南小学校体育館	旭南 1-15-1	○	409人
7	牛島小学校体育館	牛島東 6-6-1	○	417人
8	川尻小学校体育館	川尻みよし町 8-31	○	337人
9	旭川小学校体育館	手形字才ノ浜 63	○	338人
10	土崎小学校体育館	土崎港中央 3-1-78	○	319人
11	港北小学校体育館	土崎港北 4-6-1	○	412人
12	土崎南小学校体育館	土崎港東 1-6-39	○	326人
13	高清水小学校体育館	将軍野南 1-2-16	○	416人
14	広面小学校体育館	広面字蟹沢 29	○	347人
15	日新小学校体育館	新屋栗田町 24-1	○	289人
16	勝平小学校体育館	新屋松美ガ丘北町 14-1	○	514人
17	太平小学校体育館	太平目長崎字上目長崎 144	○	172人
18	外旭川小学校体育館	外旭川字梶ノ目 262-2	○	357人
19	飯島小学校体育館	飯島鼠田 2-2-1	○	359人
20	下新城小学校体育館	下新城笠岡字佐戸反 10	○	304人
21	旧上新城小学校体育館	上新城五十丁字大村屋敷 22	○	225人
22	仁井田小学校体育館	仁井田本町 4-7-1	○	337人
23	四ツ小屋小学校体育館	四ツ小屋字街道東 256-1	○	326人
24	上北手小学校体育館	上北手猿田字館ノ下 38	○	274人
25	下北手小学校体育館	下北手松崎字谷崎 202-1	○	260人
26	下浜小学校体育館	下浜羽川字水垂 92	○	252人
27	金足西小学校体育館	金足大清水字大清水台 1	○	264人
28	八橋小学校体育館	八橋大沼町 7-1	○	309人
29	東小学校体育館	東通 2-11-1	○	329人
30	泉小学校体育館	泉中央 6-2-1	○	333人
31	大住小学校体育館	仁井田字西潟敷 33	○	329人
32	桜小学校体育館	桜 4-12-1	○	320人
33	飯島南小学校体育館	飯島西袋 1-1-2	○	328人
34	秋田大学附属小学校	保戸野原の町 13-1		479人
35	寺内小学校体育館	寺内堂ノ沢 2-14-1	○	364人

番号	施設名	住 所	指定緊急避難場所 との重複	想 定 容人数
36	御所野小学校体育館	御所野元町 5-1-1	○	419人
37	旧川添小学校体育館	雄和椿川字長者屋敷 3 6-1	○	237人
38	旧大正寺小学校体育館	雄和新波字寺沢 3 2-8	○	288人
39	戸島小学校体育館	河辺戸島字本町 1 2 3	○	292人
40	河辺小学校体育館	河辺和田字岡村 1 6 4	○	341人
41	岩見三内小学校体育館	河辺三内字外川原 3 9	○	110人
42	秋田東中学校体育館	手形休下町 1 0-5 1	○	591人
43	秋田南中学校体育館	南通宮田 1 5-1	○	654人
44	山王中学校体育館	山王 3-1-2 4	○	653人
45	土崎中学校体育館	土崎港北 1-3-1	○	611人
46	秋田西中学校体育館	新屋大川町 1 9-7 5	○	603人
47	外旭川中学校体育館	外旭川字梶ノ目 5 0	○	336人
48	秋田北中学校体育館	下新城中野字街道端西 241-90	○	553人
49	豊岩中学校体育館	豊岩豊巻字内縄尻 9 0-2	○	218人
50	城南中学校体育館	檜山城南町 4-1	○	611人
51	下北手中学校体育館	下北手松崎字走り崎 1 4	○	282人
52	下浜中学校体育館	下浜羽川字水垂 9 2	○	235人
53	城東中学校体育館	広面字鍋沼 1 7	○	677人
54	泉中学校体育館	泉北 2-6-1	○	591人
55	将軍野中学校体育館	将軍野南 1-1 2-1	○	601人
56	御野場中学校体育館	仁井田字中新田 2 2 3	○	597人
57	勝平中学校体育館	新屋北浜町 1 3-1	○	561人
58	飯島中学校体育館	飯島字田尻堰越 4 8	○	611人
59	秋田大学附属中学校 第 1・2 体育館	保戸野原の町 7-7 5		595人
60	桜中学校体育館	桜台 1-1-1	○	560人
61	御所野学院中学校体育館	御所野地藏田 4-1-1	○	477人
62	雄和中学校体育館	雄和石田字蟹沢 4 0	○	470人
63	河辺中学校体育館	河辺北野田高屋字雷谷地 8 4	○	562人
64	岩見三内中学校体育館	河辺三内字外川原 3 9	○	348人

番号	施設名	住 所	指定緊急避難場所 との重複	想 定 収容人数
65	秋田北高等学校第一体育館	千秋中島町 8 - 1		597人
66	秋田工業高等学校体育館	保戸野金砂町 3 - 1		575人
67	秋田高等学校大体育館	手形字中台 1		624人
68	秋田中央高等学校体育館棟	土崎港南 3 - 2 - 7 8		1,331人
69	秋田南高等学校第 1・2 体育館	仁井田緑町 4 - 1		1,106人
70	秋田商業高等学校	新屋勝平台 1 - 1	○	1,250人
71	金足農業高等学校第一体育館	金足追分字海老穴102-4		533人
72	明桜高等学校体育館	下北手桜字守沢 8 - 1		1,616人
73	秋田令和高等学校体育館	千秋矢留町 4 - 1 7		428人
74	新屋高等学校体育館	豊岩石田坂字鎌塚77-3		632人
75	御所野学院高等学校体育館	御所野地藏田 4 - 1 - 1	○	396人
76	秋田工業高等専門学校 第 1・2 体育館	飯島文京町 1 - 1		366人
77	秋田大学体育館	手形住吉町 6		863人
78	聖園学園短期大学	保戸野すわ町 1 - 5 8		350人
79	聖霊女子短期大学	寺内高野 1 0 - 3 3		166人
80	秋田公立美術大学附属 高等学院体育館	新屋大川町 1 2 - 3	○	284人
81	栗田支援学校	新屋栗田町 1 0 - 1 0		250人
82	秋田公立美術大学（体育館）	新屋大川町 1 2 - 3	○	399人
83	日赤秋田看護・短期大学 大体育館	上北手猿田字苗代沢 1 7 - 3		427人
84	秋田県立秋田きらり支援学校 体育館	南ヶ丘 1 - 1 - 1		208人
85	旧金足東小学校体育館	金足片田字待入 1 0 9	○	239人
86	旧山谷小学校体育館	太平山谷字中山谷 1 4 3	○	186人
87	旧赤平小学校体育館	河辺赤平字小曾根 8 0	○	197人

番号	施設名	住 所	指定緊急避難場所 との重複	想 定 収容人数
88	北部市民サービスセンター体育館	土崎港西5-3-1	○	405人
89	西部市民サービスセンター (多目的ホール)	新屋扇町13-34	○	183人
90	南部市民サービスセンター	御野場1-5-1	○	127人
91	下新城交流センター	下新城下中野字前谷地263	○	229人
92	太平地区コミュニティセンター	太平目長崎字沼田42	○	93人
93	上新城地区コミュニティセンター	上新城五十丁字小林 88-5	○	42人
94	上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋 29-1	○	42人
95	下北手地区コミュニティセンター	下北手柳館字前田面 133-1	○	63人
96	金足地区コミュニティセンター	金足小泉字上前55	○	92人
97	旭川地区コミュニティセンター	手形字才ノ浜51-2	○	122人
98	東地区コミュニティセンター	広面字鬼頭38	○	122人
99	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10-10	○	124人
100	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5-22	○	128人
101	寺内地区コミュニティセンター	寺内神屋敷13-23	○	80人
102	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76	○	122人
103	檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町1-9	○	209人
104	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南4-8-8	○	80人
105	泉地区コミュニティセンター	泉北1-20-27	○	120人
106	明德地区コミュニティセンター	手形住吉町2-27	○	102人
107	大住地区コミュニティセンター	大住南2-7-24	○	115人
108	八橋地区コミュニティセンター (多目的ホール)	八橋本町5-2-27	○	122人
109	旭北地区コミュニティセンター	大町4-4-15	○	111人
110	保戸野地区コミュニティセンター	保戸野中町6-12	○	111人
111	下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193-4	○	48人
112	豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224-1	○	48人
113	下浜地区コミュニティセンター	下浜羽川字下野1-76	○	66人
114	川尻地区コミュニティセンター	川尻みよし町8-16	○	120人
115	港北地区コミュニティセンター	土崎港北3-7-9	○	111人
116	旭南地区コミュニティセンター	旭南1-15-5	○	59人
117	秋田市民交流プラザ	東通仲町4-1	○	612人
118	県立体育館	八橋運動公園1-12		750人
119	茨島体育館	茨島1-4-71	○	425人

番号	施設名	住 所	指定緊急避難場所 との重複	想 定 収容人数
120	一つ森公園コミュニティ体育館	下北手桜字蛭沢141-7	○	456人
121	大森山老人と子どもの家	浜田字出小屋333-1	○	250人
122	秋田県スポーツ科学センター	八橋運動公園1-5		650人
123	秋田県児童会館	山王中島町1-2		744人
124	秋田県青少年交流センター	寺内神屋敷3-1		163人
125	秋田県ゆとり生活創造センター (遊学舎)	上北手荒巻字堺切 24-2		90人
126	秋田県中央地区老人福祉総合エ リア屋内運動広場ほか17部屋	御所野下堤5-1-1		611人
127	長者やま荘 (雄和地区北部コミュニティ施設)	雄和椿川字長者屋敷 38-1	○	113人
128	雄和サイクリングターミナル	雄和椿川字奥椿岱145-2	○	151人
129	雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48-1	○	280人
130	雄和体育館	雄和妙法字上大部95-1	○	364人
131	秋田県健康増進交流センター (エフォーレ宿泊棟)	河辺三内字丸舞1-1		334人
132	雄和基幹集落センター (大正寺連絡所)	雄和新波字樋口62-2	○	154人
133	雄和南体育館	雄和神ヶ村字陳笠259	○	263人
134	河辺体育館	河辺和田字上中野186	○	336人
135	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字 上前田表66-1	○	703人
136	河辺市民サービスセンター	河辺和田字北条ヶ崎 38-2	○	186人
137	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34-1	○	94人
138	秋田市河辺高齢者健康づくり センター(エフォーレ体育館)	河辺三内字丸舞1-1	○	178人
139	上三内農村集落センター	河辺三内字三内段91		62人
140	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内63		68人
141	東生活改善センター	河辺岩見字東49-50		65人
142	茨島地区コミュニティセンター	茨島1-4-71	○	87人
143	東部市民サービスセンター	広面字釣瓶町13-3	○	157人
144	中央市民サービスセンター	山王1-1-1	○	125人
145	桜地区コミュニティセンター (多目的ホール)	桜台1-1-4	○	117人
146	雄和小学校体育館	雄和石田字蟹沢40	○	128人

番号	施設名	住 所	指定緊急避難場所 との重複	想 定 収容人数
147	秋田県農業試験場 講堂・職員会館	雄和相川字源八沢 3 4 - 1		248人
148	飯島南地区コミュニティセンター (多目的ホール)	飯島字南場掛 3 1 8 - 2	○	100人
149	南部市民サービスセンター別館	牛島東 6 - 4 - 5	○	121人
150	秋田市にぎわい交流館AU (1階オープンスペースおよび交流ス ペース)	中通 1 - 4 - 1		66人
151	仁井田地区コミュニティセンター (多目的ホール)	仁井田本町 4 - 5 - 2 0		99人

第 2 6 衛生および清掃に関する資料

資料 2 6 - 1 ごみ処理施設一覧表

施設名	所在地	電話番号	処理能力
総合環境センター	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1	839-4816	
溶融施設			460t/日
リサイクルプラザ			びん：36t/5h 缶：28t/5h ペットボトル：10t/5h
第2リサイクルプラザ			32t/5h
最終処分場			排水処理施設： 2,000m ³ /日

資料 2 6 - 2 し尿処理施設一覧表

施設名	所在地	電話番号	処理能力
汚泥再生処理センター	秋田市向浜一丁目 1 3 番 1 号	839-4816	175 kl/日

※連絡先（電話番号）は総合環境センター

資料 2 6 - 3 ごみ収集車（環境部）保有状況一覧表

特殊車	台数	総積載量
中型	1	2.50 t
小型	1	2.00 t
計	2	4.50 t

資料 26-4 ごみ収集車（委託）保有状況一覧表

業者名	所在地	電話番号	台数	総積載量
秋田協同清掃（株）	新屋豊町4-30	864-7300	11	27.00t
大洋ビル管理（株）	旭北錦町1-14	865-0601	9	20.55t
（有）協伸産業	新屋島木町3-1	828-6629	9	21.85t
秋田清掃事業協同組合	茨島一丁目2-6	826-2070	10	24.40t
協業組合秋田クリーン	寺内字イサノ76-1	865-5385	9	19.90t
（株）河辺清掃社	河辺岩見字萱森留見瀬43	883-2227	3	8.00t
		計	51	121.7t

資料 26-5 し尿収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

業者名	所在地	電話番号	台数	総積載量
五大産業（株）	茨島一丁目2-6	862-4309	7	25.65kl
（企）秋田北部清掃興業	土崎港西二丁目10-20	845-4405	11	51.05kl
秋田環境システム（株）	御所野湯本二丁目1-5	826-1525	5	20.60kl
（有）秋田衛生社	檜山川口境18-11	833-3125	6	21.00kl
（有）千秋産業	牛島東二丁目1-10	833-4207	3	7.20kl
（株）河辺清掃社	河辺岩見字萱森留見瀬43	883-2227	3	10.45kl
		計	35	135.95kl

資料 26-6 ごみ収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

業 者 名	所 在 地	電話番号	特殊車 台 数	ダンプ 台 数	総積載量 t
秋田協同清掃 (株)	新屋豊町4-30	864-7300	22	5	68.40
(有) 丸ノ内サービス	港北松野町2-15	845-7099	6	4	22.95
オークス (株)	土崎港相染町字浜ノ山 17-13	857-2323	8	2	23.75
大洋ビル管理 (株)	旭北錦町1-14	865-0601	5	2	21.00
(有) 田口清掃	新屋高美町8-25	828-1677	5	1	12.25
(株) 東産商	外旭川字三千刈133-3	838-2881	1	3	13.70
(有) 太平	濁川字後田36-3	868-6838	4	1	11.40
(有) 佐藤清掃社	飯島緑丘町16-2	857-0544	3	1	9.00
(有) 秋田衛生社	櫛山川口境18-11	833-3125	1	1	3.40
(株) エイビック	東通仲町20-16	833-3957	3	1	8.05
(有) 武藤清掃サービス	上北手百崎字境田143	839-0523	3	1	8.40
(福) 秋田県母子寡婦福祉 連合会	手形住吉町4-26	833-4249	1	2	8.80
(有) 秋田第一清掃	外旭川字神田280-18	868-0015	3		6.70
(有) エスエス環境	仁井田新田二丁目8-23	839-6605	1		2.00
(株) 東北ビュッセル・システムズ	大町三丁目3-36	862-3251	2		4.65

業 者 名	所 在 地	電話番号	特殊車 台 数	ダンプ 台 数	総積載量 t	
長谷部清掃	横森三丁目4-25	835-3785	2		4.60	
工藤清掃	下新城野字琵琶沼218-2	873-5480	1	1	0.7	
安田興業（有）	豊岩石田坂字坂ノ下64	828-1133	1	1	5.85	
（企）秋田北部清掃興業	土崎港西二丁目10-20	845-4405	1		2.00	
（株）河辺清掃社	河辺岩見字萱森留見瀬43	883-2227	2	2	8.75	
			計	75	28	246.35

第 2 7 福祉施設に関する資料

資料 2 7 - 1 福祉施設一覧

平成30年 4 月 1 日現在

■認可保育所

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	寺内保育所	秋田市	S50. 5. 1	寺内油田二丁目5-1	863-6253	863-6309	120
2	岩見三内保育所	秋田市	S52. 4. 1	河辺三内字外川原115	883-2555	兼用	45
3	新波保育所	秋田市	S47. 4. 1	雄和神ヶ村字陳笠262	887-2014	887-2043	45
4	川添保育所	秋田市	S55. 4. 1	雄和椿川字長者屋敷33	886-2139	886-2518	110
5	雄和中央保育所	秋田市	S62. 4. 1	雄和種沢字戸草沢105	886-2595	886-2668	70
6	河辺保育所	秋田市	H22. 4. 1	河辺北野田高屋字上前田表68-1	882-3056	853-0866	150
7	第一ルンビニ園	(福)秋田聖徳会	S5. 2. 22	旭南一丁目5-10	862-3857	862-1900	150
8	第二ルンビニ園	(福)秋田聖徳会	S11. 10. 1	川元小川町1-53	862-3858	862-3859	150
9	城南園	(福)秋田婦人ホーム	S10. 2. 11	檜山古川新町41-2	832-3512	832-3610	60
10	日新保育園	(福)新屋厚生会	S8. 7. 28	新屋町字関町後77-3	828-3211	828-4700	150
11	勝平保育園	(福)新屋厚生会	S11. 6. 1	新屋松美ガ丘南町16-13	823-4520	823-3668	150
12	秋田保育所ひまわり 保育園	(財)鉄道弘済会	S30. 4. 1	手形休下町3-4	832-6812	884-7538	70
13	あきた保育園	(福)秋田県母子寡婦 福祉連合会	S39. 4. 1	南通築地2-6	833-4614	889-3432	90
14	はねかわ保育所	(福)協和会	S45. 4. 1	下浜羽川字下山48-105	879-2139	879-2162	50
15	白百合保育園	(福)白百合保育園	S46. 10. 1	八橋鯨沼町5-6	823-5361	823-5364	210
16	檜山保育園	(福)檜山保育園	S48. 7. 1	南通宮田16-30	832-5008	832-5007	90
17	こばと保育園	(福)こばと保育園	S52. 4. 1	広面字釣瓶町71-4	834-3429	836-3424	110
18	みつば保育園	(福)こばと保育園	H27. 4. 1	保戸野八丁2-20	874-9881	兼用	40
19	大野保育園	(福)大野保育園	S52. 4. 1	仁井田字西潟敷11	834-9200	833-9211	140
20	かんば保育園	(福)濤標会	S53. 4. 1	牛島西一丁目7-42	832-9645	833-0168	130
21	北保育園	(福)新光会	S54. 4. 1	下新城中野字街道端西79	873-5248	873-6990	45
22	やまばと保育園	(福)友睦会	S54. 4. 1	新屋寿町8-69	865-0633	824-8310	70
23	ひがし保育園	(福)秋田東福祉会	S55. 4. 1	手形字扇田18-1	835-6730	835-6732	70
24	みどり保育園	(福)秋田南福祉会	S55. 4. 1	檜山南中町1-32	835-9298	835-8119	70
25	あおぞら乳児園	(福)雄仁会	S59. 4. 1	御野場六丁目12-8	839-7979	829-1574	45

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
26	さくら保育園	(福)太東会	H11. 1. 1	桜二丁目13-27	884-7377	884-7378	100
27	グリーンローズ保育園	(福)グリーンローズ	H11. 4. 1	新屋表町8-19	828-3049	828-3061	50
28	こひつじ保育園	(福)こひつじ会	H12. 4. 1	広面字近藤堰添46-4	835-1227	835-1270	72
29	ごしょの保育園	(福)山王平成会	H13. 1. 1	御所野地藏田二丁目9-6	892-7555	892-7226	180
30	ふじ保育園	(福)翼友会	H14. 4. 1	飯島飯田一丁目12-40	816-0550	816-0551	120
31	こどものくに保育園	(福)こどものくに	H14. 4. 1	東通二丁目10-22	834-9548	827-6777	60
32	あさひ保育園	(福)太東会	H16. 4. 1	手形字山崎92-18	832-8833	836-1036	90
33	上北手保育園	(福)大空会	H18. 4. 1	上北手猿田字苗代沢87-6	839-3595	853-5010	100
34	わかこま第一保育園	(福)若駒会	H22. 4. 1	山王二丁目1-21	862-0266	兼用	100
35	秋田駅東保育園	(福)さわらび会	H22. 12. 1	東通三丁目6-8	837-4152	837-1154	69
36	南通りすこやか保育園	(福)はなづな	H23. 1. 1	中通五丁目10-14	874-8102	874-8103	60
37	こどものいえ保育園	(福)はなづな	H23. 1. 1	外旭川字三後田172	893-4340	893-4341	28
38	こぐま保育園	(福)はなづな	H23. 1. 1	泉菅野二丁目9-11	866-7767	兼用	30
39	ナーサリーふじ	(福)翼友会	H23. 4. 1	飯島西袋一丁目1-3	893-5880	893-5881	120
40	かわしり保育園	(福)山王平成会	H23. 4. 1	山王臨海町4-15	823-3254	874-9751	60
41	ほどの保育園	(福)太東会	H26. 4. 1	保戸野鉄砲町5-60	823-6928	874-9569	72
42	グリーンローズてがた保育園	(福)グリーンローズ	H26. 4. 1	手形休下町1-33	834-0766	834-0793	70
43	牛島ルンビニ園	(福)秋田聖徳会	H26. 4. 1	牛島東四丁目7-48	832-3045	874-9729	70
44	かわぐち保育園	(福)秋田県母子寡婦福祉連合会	H28. 4. 1	檜山登町10-50	832-4582	874-9761	60
45	ナーサリー土崎	(福)翼友会	H28. 4. 1	土崎港中央六丁目10-6	845-1571	874-9626	120
46	白百合いずみ保育園	(福)白百合保育園	H28. 4. 1	泉中央五丁目6-1	823-1626	874-9644	120
47	キッズステーションしょうぐんの	(学)加賀谷学園	H28. 4. 1	将軍野青山町9-17	816-0760	816-0761	39
48	くれよんハウス	(有)くれよんハウスコーポレーション	H28. 4. 1	保戸野千代田町10-41	865-5029	865-9048	60
49	みそのベビー保育園	(学)聖園学園	H28. 4. 1	保戸野すわ町1-58	862-1004	862-1064	70
50	愛美保育園	(株)LBK	H29. 4. 1	東通七丁目4-11	834-8122	827-3307	54
51	ニチイキッズ秋田ひろおもて保育園	(株)ニチイ学館	H29. 7. 1	広面字堤敷73-1	825-9533	825-9534	40
52	やどめ保育園	一般社団法人千秋矢留会	H29. 10. 1	千秋矢留町2-8	884-7474	兼用	80
53	わかこま第二保育園	(福)若駒会	H30. 4. 1	山王六丁目7-26	865-1033	853-7110	90

■認定こども園

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	のびのびこども園	(学)ノースアジア大 学	H27. 4. 1	茨島四丁目1-20	823-4540	863-4918	135
2	幼保連携型にいだこ ども園	(学)仁井田幼稚園	H27. 4. 1	仁井田本町三丁目5-48	839-2048	839-2171	176
3	こまどり幼稚園・保 育園	(学)見真学園	H27. 4. 1	横森五丁目1-29	834-0968	兼用	140
4	認定こども園四ツ小 屋	(学)四ツ小屋幼稚園	H27. 4. 1	四ツ小屋字城下当場2-4	839-2734	兼用	80
5	外旭川わんわんこど も園	(学)外旭川学園	H27. 4. 1	外旭川字梶ノ目534	868-3400	868-6110	105
6	聖園幼稚園	(学)聖園学園	H27. 4. 1	保戸野すわ町1-58	823-2695	862-1064	70
7	認定こども園 聖霊幼稚園・保育園	(学)聖霊学園	H27. 4. 1	南通みその町5-3	835-5692	兼用	46
8	認定こども園土崎幼 稚園	(学)加藤学園	H27. 4. 1	土崎港中央四丁目5-42	845-1297	兼用	10
9	土崎カトリックこど も園	(学)秋田カトリック 学園	H27. 4. 1	土崎港南三丁目13-35	845-1786	845-2080	75
10	山王幼稚園・保育園	(学)山王学園	H27. 4. 1	山王中園町4-15	862-2223	兼用	146
11	秋田太陽幼稚園ベビ ー園	(学)峰本学園	H27. 4. 1	大住三丁目3-41	839-0311	839-0313	87
12	認定こども園 けやき平こども園	(学)伊東学園	H27. 4. 1	飯島字前田表248	845-7985	兼用	50
13	勝平幼稚園ひよこ保 育園	(学)和洋学園	H27. 4. 1	新屋松美ガ丘東町9-23	863-6227	863-6886	93
14	あさひかわこども園	(学)秋田市旭川幼稚 園	H27. 4. 1	泉東町8-56	868-3700	868-3718	78
15	あおぞら幼保連携型 認定こども園	(福)雄仁会	H27. 4. 1	仁井田字仲谷地284	839-5375	839-5323	120
16	港北幼稚園	(学)港北学園	H28. 4. 1	土崎港北三丁目1-20	845-0342	845-0391	6
17	ひかり幼稚園	(学)バプテスト学園	H28. 4. 1	泉中央三丁目2-1	863-4228	862-5456	30
18	ルーテル愛児幼稚園	(学)児童福音学園	H28. 4. 1	新屋表町8-19	828-3038	828-8185	60
19	ウェルビューいずみ こども園	(福)いずみ会	H29. 4. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	90
20	御所野幼稚園	(学)山王学園	H29. 4. 1	御所野元町五丁目1-2	826-1005	826-1023	52

※定員は2号、3号認定子どもの定員

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
21	あきた中央こども園	(福) 秋田中央福祉会	H30. 4. 1	保戸野千代田町1-10	896-0121	896-0119	110
22	こども園あきた風の遊育舎	(福) 風の遊育舎	H30. 4. 1	土崎港西三丁目8-28	846-6731	846-6751	190
23	こども園こうほく風の遊育舎	(福) 風の遊育舎	H30. 4. 1	土崎港北六丁目1-33	845-7166	845-7176	140
24	サンパティオこども園	(福) 山栄会	H30. 4. 1	大町一丁目2-8	827-3864	874-7424	86

※定員は2号、3号認定子どもの定員

■小規模保育事業

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	カナリヤベビー園	有限会社	H27. 4. 1	千秋北の丸5-64	825-0103	835-7376	19
2	大町子供の家	有限会社	H27. 4. 1	大町五丁目7-38	823-4859	823-7554	18
3	めばえ保育園	個人	H27. 4. 1	八橋本町六丁目11-13	863-2571	兼用	19
4	エンジェルハウスかつひら	個人	H27. 4. 1	新屋松美ガ丘北町16-28	867-0556	兼用	15
5	ナーサリースクール小鳥の木	有限会社	H27. 4. 1	山王三丁目4-1	824-7377	824-7378	12
6	秋田みなと園	個人	H27. 4. 1	土崎港西三丁目8-14	846-0415	兼用	19
7	ぱんだ保育園	個人	H27. 4. 1	泉中央四丁目1-1	893-5858	893-5859	19
8	Kid'sPatio! あきたルーム	株式会社	H27. 4. 1	御所野地藏田一丁目1-1	874-8789	兼用	16
9	さくらんぼ保育園	個人	H27. 11. 1	外旭川字前谷地53-1	827-3916	827-3934	19
10	豆の木保育園	個人	H28. 4. 1	外旭川字三後田111-2	868-5257	868-3525	19
11	きらきら保育園	株式会社	H28. 4. 1	中通四丁目17-15	827-5157	827-5154	19
12	わかばベビー保育園	学校法人	H29. 4. 1	山王三丁目1-24	863-8632	863-3949	14
13	シエルアンジュ園	株式会社	H30. 4. 1	土崎港中央五丁目4-8	853-1725	853-1726	18
14	広面みなと園	個人	H30. 4. 1	広面字土手下2-4	848-2110	848-2120	19
15	もりのらくえん	個人	H30. 4. 1	桜三丁目9-3	807-2118	811-0531	14

■事業所内保育事業

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	オレンジリー	㈱プレゼンジ・インターナショナル	H27. 4. 1	新屋島木町1-172	888-9310	0570-051 -999	7
2	ほっくんキッズハウス	秋田不動産サービス(株)	H27. 4. 1	中通五丁目 1 -39	874-8653	874-8654	7
3	すまいるほいくえん	(医)正観会	H27. 4. 1	御野場四丁目3-4	892-7400	892-7400	5
4	し～な保育園	(株)TEAMCNALIFE	H28. 4. 1	八橋南一丁目1-3	803-0170	803-0180	9
5	きらら保育園かんと う通り	(株)きららホールディン グス	H28. 4. 1	大町二丁目5-1	895-7267	895-7268	16

※定員は地域枠

■幼稚園

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	太平幼稚園	秋田市	S49. 4. 1	太平目長崎字上目長崎144	838-2040	兼用	40
2	金足西幼稚園	秋田市	S49. 4. 1	金足大清水字大清水台1-4	873-2152	兼用	40
3	上新城幼稚園	秋田市	S49. 4. 1	上新城五十丁字大村屋敷22	870-2645	兼用	40

■認可外保育施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	愛護保育センター	個人	S54. 10. 1	広面字樋ノ沖44-2	832-7208	兼用	20
2	保育園すいとまむ	個人	H18. 6. 1	飯島道東二丁目1-10	846-6423	兼用	60
3	24時間保育施設えるむ	株式会社	H19. 6. 1	大町一丁目5-9	853-7676	兼用	25
4	ちびっこランドにいだ園	個人	H20. 11. 28	仁井田二ツ屋一丁目3-47	835-7885	兼用	24
5	カナリヤ保育園	有限会社	S52. 4. 10	千秋北の丸5-64	835-8312	835-7376	45
6	大町子供の家	有限会社	S49. 10. 1	大町五丁目7-38	823-4859	823-7554	21
7	ちびっこランド秋田みなと園	個人	H17. 7. 7	土崎港西三丁目8-14	846-0415	兼用	30
8	どんぐりホーム	個人	H5. 8. 20	山王二丁目11-15	863-3606	兼用	20
9	ニチイキッズ秋田 はすぬま保育園	株式会社	H29. 4. 1	広面蓮沼104-1クリーン セラミックマンション1階	825-8128	825-8127	18
10	ぼっぼランドこまち	株式会社	H29. 12. 1	中通七丁目2-5	832-6727	兼用	10
11	あさひかわベビー園	学校法人	H29. 12. 1	泉東町8-56	838-6313	兼用	12
12	さんのうベビー園	学校法人	H30. 4. 1	川元開和町13-34	838-6722	838-6723	12
13	ゆめの樹保育園	株式会社	H30. 4. 2	山王四丁目4-14	827-6810	827-6811	18

■事業所内保育施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	千秋保育園	(財)丁酉会	S39. 5. 1	広面字蓮沼44-2	834-1111	834-5050	50
2	久幸会院内保育所	(医)久幸会	H1. 5. 1	下新城中野字琵琶沼124-1	873-3011	873-3609	20
3	あおぞら保育園	(医)運忠会	H8. 9. 1	土崎港中央一丁目21-30	845-4151	845-4140	20
4	明和会院内こども園	(医)明和会	H19. 10. 25	南通みその町3-15	836-7417	835-7467	24
5	市立秋田総合病院院内 保育園こどもの国	(地独)市立秋田 総合病院	H26. 4. 1	川元山下町7-10	883-0807	883-1521	20
6	秋田ヤクルト 泉センター託児所	秋田ヤクルト 販売(株)	H13. 4. 1	泉中央一丁目4-7	862-8827		12
7	秋田ヤクルト 東通センター託児所	秋田ヤクル ト販売(株)	H15. 4. 1	東通観音前13-39	831-2085		12
8	ちえの和	秋田赤十字病院	H29. 1. 10	上北手猿田字猪苗代沢222-1	829-5000	829-5255	30

■児童館・児童センター・児童室

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話
1	中通児童館	秋田市	H24. 4. 1	南通亀の町12-17	834-9834
2	将軍野児童館	秋田市	S49. 12. 7	将軍野東一丁目7-52	834-9835
3	保戸野児童館	秋田市	H23. 4. 1	保戸野すわ町9-76	865-6404
4	旭南児童館	秋田市	H21. 6. 1	旭南一丁目15-5	865-6403
5	八橋児童館	秋田市	H29. 4. 1	八橋大沼町7-2	865-6402
6	旭北児童館	秋田市	S52. 9. 17	山王三丁目1-35	865-6401
7	仁井田児童館	秋田市	S54. 10. 18	仁井田本町四丁目7-2	839-0648
8	広面児童館	秋田市	S55. 10. 13	広面字蟹沢29	832-9667
9	土崎児童館	秋田市	S55. 11. 4	土崎港中央三丁目7-11	845-9023
10	大住児童館	秋田市	S57. 11. 1	仁井田字西潟敷33	839-3090
11	日新児童館	秋田市	S60. 1. 12	新屋栗田町28-34	828-2767
12	旭川児童館	秋田市	S61. 2. 6	手形字才ノ浜63	832-9567
13	浜田児童館	秋田市	S46. 2. 16	浜田字自在山47-3	828-0320
14	金足西児童館	秋田市	H16. 4. 1	金足大清水字大清水台1	873-6583
15	上北手児童館	秋田市	H26. 4. 1	上北手猿田字猪苗代沢139-12	839-7681
16	築山児童センター	秋田市	H14. 4. 1	檜山南新町上丁3	835-1576
17	川尻児童センター	秋田市	H19. 4. 1	川尻みよし町8-16	862-9870
18	勝平児童センター	秋田市	H24. 10. 29	新屋松ガ丘東町10-10	865-6405
19	牛島児童センター	秋田市	H25. 4. 1	牛島東四丁目7-47	832-9612
20	泉児童センター	秋田市	S63. 1. 20	泉中央六丁目2-2	823-6430

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話
21	土崎南児童センター	秋田市	H1. 12. 1	土崎港東一丁目6-39	846-5233
22	港北児童センター	秋田市	H3. 3. 20	土崎港北四丁目6-1	845-3205
23	四ツ小屋児童センター	秋田市	H4. 2. 1	四ツ小屋字街道西15-1	839-8488
24	飯島南児童センター	秋田市	H5. 1. 4	飯島西袋二丁目22-1	846-3299
25	明德児童センター	秋田市	H6. 1. 4	千秋北の丸5-70	832-0568
26	寺内児童センター	秋田市	H7. 1. 4	寺内堂ノ沢二丁目10-17	846-1205
27	東児童センター	秋田市	H8. 4. 1	東通二丁目11-2	831-2725
28	飯島児童センター	秋田市	H9. 1. 6	飯島鼠田二丁目2-2	857-0470
29	外旭川児童センター	秋田市	H10. 4. 1	外旭川字梶ノ目304	868-4151
30	高清水児童センター	秋田市	H11. 4. 1	将軍野南一丁目2-21	857-1035
31	下北手児童センター	秋田市	H12. 4. 1	下北手松崎字谷崎219	837-8200
32	桜児童センター	秋田市	H15. 4. 1	桜台一丁目1-3	834-5037
33	御所野児童センター	秋田市	H27. 5. 1	御所野地蔵田三丁目1-3	839-9190
34	下新城児童室	秋田市	H14. 4. 24	下新城笠岡字佐戸反10(下新城小学校内)	873-6797
35	河辺児童室	秋田市	H17. 1. 11	河辺和田字岡村164-1(河辺小学校内)	882-3636
36	戸島児童室	秋田市	H20. 5. 20	河辺戸島字本町123(戸島小学校内)	882-4701
37	岩見三内児童室	秋田市	H23. 3. 17	河辺三内字外川原39(岩見三内小学校内)	883-2181
38	上新城児童室	秋田市	H23. 5. 16	上新城五十丁字大村屋敷22(上新城小学校内)	870-2320
39	太平児童室	秋田市	H24. 4. 25	太平目長崎字目長崎144(太平小学校内)	838-2270
40	豊岩児童室	秋田市	H24. 5. 11	豊岩豊巻字内縄尻90(豊岩小学校内)	828-0053
41	下浜児童室	秋田市	H26. 5. 1	下浜羽川字水垂92(下浜小学校内)	879-2002
42	雄和児童センター	秋田市	H28. 4. 1	雄和妙法字上大部48-1	886-4401

■放課後児童クラブ

NO	名称	経営主体	所在地	電話	定員
1	さくら学童保育クラブ	父母の会	桜台一丁目1-3	853-6201	43
2	こばと学童保育クラブ	父母の会	広面字樋ノ下13-4	832-1124	29
3	たんぼぼ学童保育クラブ	父母の会	新藤田字中山台54-29	832-9713	52
4	勝平学童保育所	父母の会	新屋松美ガ丘北町12-1	863-3360	46
5	つくしんぼ学童保育クラブ	父母の会	新屋栗田町15-19	828-2855	68
6	白百合学童保育クラブ	個人	八橋鯉沼町5-5	865-3316	80
7	かんば学童教室	社会福祉法人	牛島西三丁目1-10	832-9919	40
8	カナリヤ保育園学童保育	個人	千秋北の丸5-64	835-8312	70
9	ひばりクラブ	社会福祉法人	檜山南新町上丁3	080-1801-5759	40
10	あおぞら児童クラブ	社会福祉法人	仁井田字仲谷地285	829-1880	90

NO	名称	経営主体	所在地	電話	定員
11	東児童クラブ	父母の会	東通二丁目11-2	070-2037-3917	26
12	飯島児童クラブ	父母の会	飯島鼠田二丁目2-2	080-1808-4971	33
13	外旭川児童クラブ	父母の会	外旭川字梶ノ目304	090-2992-4356	30
14	下北手児童クラブ	父母の会	下北手松崎字谷崎219	090-7799-4261	40
15	こどものくに学童クラブ	父母の会	広面字鍋沼80-3	090-9635-7017	30
16	若駒学童クラブ	個人	山王六丁目8-2	862-0377	70
17	エンジェルハウスかつひら	個人	新屋松美ガ丘北町7-23	867-0556	33
18	大町学童クラブ	有限会社	大町五丁目7-38	823-4859	15
19	学童保育クラブさくらシャインキッズ	父母の会	桜台二丁目13-2	837-2100	50
20	やどめ学童クラブ	一般社団法人	保戸野原の町7-40	884-7474	82
21	くれよんハウス学童クラブ	有限会社	保戸野千代田町10-41	865-5029	45
22	つばさ学童クラブ	個人	八橋大畑一丁目8-22	862-9283	50
23	放課後児童クラブ・るーてる	学校法人	新屋表町8-19	828-3038	72
24	さくら冒険王学童保育クラブ	父母の会	桜二丁目15-26	836-5680	45
25	ならやま放課後児童クラブ	社会福祉法人	南通宮田16-30	832-5008	36
26	あおぞら児童クラブ牛島教室	社会福祉法人	牛島東五丁目9-6	831-0189	43
27	泉学童クラブ（わんぱくクラブ）	個人	泉中央六丁目9-5	893-5725	33
28	泉学童クラブ（ひまわりクラブ）	個人	泉中央四丁目3-15	893-4786	34
29	第二やどめ学童クラブ	一般社団法人	千秋矢留町2-8	884-7474	51
30	きらら学童クラブかんとう通り	株式会社	大町二丁目5-1	895-7233	90
31	広面子育ステーション	企業組合	広面字二階堤20-1	893-5422	26
32	学童保育あきた風の遊育舎	社会福祉法人	土崎港西三丁目7-18	893-5611	29
33	あらやチャレンジクラブ	学校法人	新屋扇町6-38	811-0780	45
34	さんさん倶楽部	学校法人	山王中園町4-15	862-2223	64
35	アフタースクールfuji	社会福祉法人	飯島飯田一丁目1-11	838-1305	29
36	あすか学童クラブあきた中央	社会福祉法人	保戸野千代田町1-10	853-9208	43
37	金足ふきのとう学童クラブ	企業組合	金足小泉字潟向86-1	827-5619	17
38	大野学童クラブ	個人	仁井田字西潟敷11	834-9200	45
39	あきた学童さくら教室	個人	桜三丁目1-41	853-8865	31
40	あさひかわ学童保育クラブ	学校法人	泉馬場13-31	838-6313	41
41	にじっこ学童クラブ	個人	広面字樋口44-69	811-2521	35
42	キッズクラブ・フレンドリー	個人	広面字谷内佐渡270	831-0933	12
43	学童スクールキャンパス21	個人	泉南一丁目2-2	827-6867	31

■母子生活支援施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田婦人ホーム	(福)秋田婦人ホーム	S8. 11. 25	檜山古川新町41-2	831-1467	831-1482	20
2	秋田わかばハイム	(福)秋田県母子寡婦 福祉連合会	S16. 4. 1	南通築地2-6	832-3624	832-5777	20
3	秋田聖徳会若草ハイム	(福)秋田聖徳会	S11. 10. 1	川元小川町1-4	823-1208	823-1215	20

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	高清水寿光園	(福)秋田県厚生協会	S45. 4. 1	寺内後城6-41	880-1050	846-7801	110
2	海松園	(福)えびす会	S49. 6. 20	下新城中野字街道端西23 3-47	873-3505	873-5079	54
3	河辺荘	(福)河辺ふくし会	S52. 4. 1	河辺大張野字水口沢216	882-3516	882-4544	50
4	大平荘	(福)晃和会	S53. 4. 1	太平八田字藤ノ崎231-3	838-2338	838-2360	60
5	松涛園	(福)松寿会	S54. 2. 1	浜田字陳ケ原35-31	828-7856	828-7863	80
6	光峰苑	(福)ともしび会	S54. 4. 1	添川字鶴木台65-3	868-1188	868-1189	90
7	幸楽園	(福)幸楽会	S57. 4. 1	上新城中字片野4	870-2224	870-2225	60
8	金寿園	(福)秋田中央福祉会	H1. 4. 1	下新城笠岡字川向28	857-3811	857-3810	50
9	南寿園	(福)秋田県厚生協会	H6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108- 3	829-0700	829-0666	50
10	やすらぎホームけや き	(福)秋田けやき会	H9. 4. 1	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	826-0652	100
11	新成園	(福)新成会	H10. 11. 1	浜田字元中村280-9	828-0022	828-0029	50
12	花の家	(福)雄和福祉会	H11. 4. 1	雄和石田字苗代沢18	886-2626	886-3669	50
13	魁聖園	(福)旭川やすらぎ会	H11. 10. 25	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	836-1661	50
14	リンデンバウムいず み	(福)いずみ会	H12. 11. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5880	896-5852	50
15	一つ森	(福)愛染会	H19. 9. 1	上北手荒巻字鳥越229-1	892-7776	839-8338	50
16	八橋	(福)桜丘会	H21. 9. 1	八橋イサノ一丁目2-4	896-0377	863-0229	50
17	ひなた	(福)新秋会	H23. 9. 1	土崎港西三丁目11-5	816-0377	816-0823	50
18	中通	(福)北杜	H26. 4. 1	中通四丁目3-23	874-8277	884-0505	70
19	ほどの	(福)ともしび会	H26. 4. 1	保戸野すわ町8-24	893-6341	893-6342	45
20	ぬくもり山王	(福)はまなす会	H26. 4. 15	川尻町字大川反233-59	824-7000	862-1713	50
21	飯島	(福)友遊会	H27. 4. 1	飯島道東一丁目5-1	853-8930	845-6778	70

■地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	うぐいす城東	(福)賛成福祉会	H26. 6. 1	広面字宮田32-1	831-1010	831-1011	29
2	中通アネックス	(福)北杜	H26. 6. 15	中通五丁目8-15	853-1090	853-1098	29
3	ケアコンプレックス寺内	(福)正和会	H29. 5. 1	寺内字三千刈47-2	827-6100	867-0202	29

■短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）							
NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	河辺荘	(福)河辺ふくし会	S52. 4. 1	河辺大張野字水口沢216	882-3516	882-4544	10
2	松涛園	(福)松寿会	S60. 10. 1	浜田字陳ケ原35-31	828-7856	828-7863	7
3	金寿園	(福)秋田中央福祉会	H1. 4. 1	下新城笠岡字川向28	857-4342	兼用	22
4	高清水寿光園	(福)秋田県厚生協会	H2. 4. 1	寺内後城6-41	880-1050	846-7801	10
5	大平荘	(福)晃和会	H3. 4. 1	太平八田字藤ノ崎231-3	838-2332	838-2400	40
6	南寿園	(福)秋田県厚生協会	H6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	829-0666	20
7	やすらぎホームけやき	(福)秋田けやき会	H9. 4. 1	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	826-0652	20
8	新成園	(福)新成会	H10. 11. 1	浜田字元中村280-9	828-0022	828-0029	20
9	花の家	(福)雄和福祉会	H11. 4. 1	雄和石田字苗代沢18	886-2626	886-3669	15
10	魁聖園	(福)旭川やすらぎ会	H11. 10. 25	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	836-1661	20
11	光峰苑	(福)ともしび会	H12. 4. 1	添川字鶴木台65-3	868-3211	868-2168	36
12	リンデンバウムいずみ	(福)いずみ会	H12. 11. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5880	896-5852	22
13	幸楽園	(福)幸楽会	H12. 4. 1	上新城中字片野 4	870-2227	870-2225	20
14	一つ森	(福)愛染会	H19. 9. 1	上北手荒巻字鳥越229-1	892-7776	839-8338	10
15	八橋	(福)桜丘会	H21. 9. 1	八橋イサノ一丁目2-4	896-0377	896-0229	10
16	ひなた	(福)新秋会	H23. 9. 1	土崎港西三丁目11-5	816-0377	816-0823	10
17	リフレッシュコア中通	(福)北杜	H21. 3. 1	中通四丁目3-23	874-8277	884-0505	30
18	ケアホテルほどの	(福)ともしび会	H23. 9. 1	保戸野すわ町8-24	893-6341	893-6342	5
19	ぬくもり山王	(福)はまなす会	H18. 11. 1	川尻町字大川反233-59	824-7000	862-1713	8
20	飯島	(福)友遊会	H27. 7. 1	飯島道東一丁目5-1	853-8930	845-6778	10
介護老人保健施設							
NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	なぎさ	(医)運忠会	H15. 4. 1	土崎港中央四丁目4-23	845-3526	845-3560	18

単独施設							
NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	ショートステイひなた	(福)新秋会	H16. 8. 1	土崎港中央三丁目4-39	880-5670	880-5680	20
2	ケアセンターきらら	(株)きららホールディングス	H17. 2. 1	太平山谷字中山谷317-1	889-7272	889-7273	51
3	ショートステイこころ	(有)ケアマネジメン ト	H17. 5. 1	添川字地ノ内5-3	869-9081	869-9083	30
4	ショートステイ色えんぴつ	(有)夢紡	H17. 8. 1	茨島四丁目5-10	863-2766	896-0037	28
5	ショートステイ陽福苑	(有)有明商店	H17. 9. 7	下北手松崎字上崎47-1	833-4029	833-4033	29
6	やすらぎの郷	(株)虹の街	H18. 6. 1	泉中央五丁目1-16	838-4500	883-0370	28
7	シルバーステイ福寿	(有)福寿の会	H18. 8. 16	飯島飯田二丁目9-28	880-5557	880-5558	34
8	ケアホテルのぞみ	(株)みちのくサガ	H18. 10. 15	上北手荒巻字堺切48	839-8503	839-9901	22
9	ショートステイあい	(有)アイ・サポート	H18. 10. 15	仁井田字中新田68	826-1611	826-1622	30
10	ショートステイ「美しき郷」	来楽(株)	H19. 1. 1	金足小泉字潟向39-1	873-7213	873-7278	30
11	医療法人正和会 五十嵐記念病院 短期入所生活介護 施設在宅総合ケアセンター	(医)正和会	H21. 12. 1	土崎港中央一丁目17-23	845-8105	845-8103	60
12	ショートステイななかまどの街	(有)ケアサポート秋田	H19. 2. 1	御所野下堤二丁目1-7-1	892-7880	892-7881	40
13	ショートステイもみの樹	(株)アーバンライフサポート	H19. 4. 1	茨島二丁目15-70	866-1061	866-1064	20
14	ショートステイゆうわの里	(有)ゆうわ	H19. 4. 1	雄和芝野新田字寺沢2-1	881-3711	881-3712	24
15	仁井田福祉センター	エーピー福祉(株)	H19. 4. 15	仁井田字切上240-1	829-5892	829-3117	20
16	ハートフルケア秋田ショートステイ	(有)クリーンマジック	H19. 5. 1	牛島東五丁目2-52	884-7857	884-0870	20
17	ショートステイあゆみの里	(有)ライフイン国見ノ里	H19. 8. 1	豊岩小山字前田表150	888-8858	888-8874	20
18	ショートステイあらや	(株)ももさだ	H20. 3. 15	新屋沖田町7-2	828-0008	828-0006	39
19	ショートステイであい	(有)生保内福祉会	H21. 5. 1	中通六丁目4-12	884-0272	884-0273	20

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
20	ショートステイあい・ひかり	(有)アイ・サポート	H21. 10. 15	仁井田新田二丁目4-6	829-6130	829-6133	30
21	ショートステイ和楽	(有)恵の里	H22. 1. 15	飯島川端一丁目3-6	874-8611	874-8612	20
22	ショートステイゆず	(株)プリング	H22. 6. 1	外旭川八柳三丁目6-41	874-8007	874-8008	20
23	ショートステイさるびあ(家族愛)	(株)ファミリーウェルフェア	H22. 11. 15	御所野元町一丁目1-16	892-7702	892-7715	32
24	きらら短期入所生活介護事業所竿燈通り	(株)きららホーディング ガス	H22. 12. 1	大町二丁目5-1 きらら アパマンバース4～7F	895-7272	895-7273	78
25	ショートステイ花さくら	(株)うめの木園	H22. 12. 1	添川字添川170-7	893-4102	893-4103	30
26	短期入所生活介護御所野の森	(株)和敬園	H22. 12. 1	四ツ小屋末戸松本字地藏 田266	892-6717	892-6716	32
27	ショートステイ自由が丘	(有)せきれい	H23. 1. 15	下新城中野字街道端西32 1	893-4401	872-4530	33
28	ショートステイおぐら	(株)和倉	H23. 1. 15	河辺和田字坂本北470-3	893-4546	893-4547	45
29	ショートステイ東通	(株)ケアハウスShin	H23. 2. 15	東通観音前1-2	874-9080	884-3055	21
30	ショートステイいちご	(株)A・S・F	H23. 2. 15	牛島東七丁目8-37	893-3003	893-3004	21
31	ショートステイひろおもて	(有)すずめだて	H23. 6. 1	広面字樋ノ下1	874-7733	874-7773	20
32	大学病院前ショートステイ(ユニット型)	(企)秋田福祉サービス	H23. 6. 1	広面字二階堤20-1	893-5422	893-5410	32
33	ショートステイあいの森	(有)アイ・サポート	H23. 6. 15	御所野元町一丁目1-8	829-1188	829-1190	48
34	ショートステイラ・ボア・ラクテ	(福)横手福寿会	H23. 6. 15	手形字西谷地1-2	893-3221	893-5778	63
35	ショートステイ牛島	(株)りんどうの里	H23. 8. 15	牛島東六丁目5-17	893-5360	893-5361	44
36	アースワン御所野ショートステイ	(株)アースワン	H23. 10. 15	御所野堤台二丁目2-19	829-0123	829-3700	40
37	本道の街ショートステイセンター	(福)晃和会	H23. 11. 1	柳田字川崎138	884-7725	834-2670	30
38	ショートステイほほえみ館	(株)ほほえみ館	H23. 11. 1	土崎港相染町字大谷地35 -1	893-6825	893-6826	30

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
39	ショートステイ杏	(医) 杏仁会	H24. 3. 15	桜二丁目17-23	874-8880	874-8886	39
40	ショートステイ千乃 恵	(有) コリウス	H24. 4. 15	四ツ小屋字城下当场253- 4	853-1556	853-1558	30
41	ショートステイヴィ レージュ	(株) ヴィレージュ	H24. 7. 15	牛島西一丁目6-28	884-7750	836-7717	3
42	ショートステイよこ もりの丘	(株) りんどうの里	H26. 3. 15	横森三丁目11-59	838-0588	834-4666	36
43	ショートステイ笑	(株) プリング	H26. 5. 1	広面字鬼頭105	838-0657	838-0658	31
44	ショートステイ夢見 草	(株) たいよう	H26. 8. 15	旭南三丁目10-10	827-3027	827-3028	21
45	ショートステイやま ゆり	(福) 幸泉会	H27. 3. 1	飯島川端一丁目2-5	893-3715	893-3145	40
46	ショートステイあき た中央	(福) 秋田中央福祉会	H27. 4. 1	外旭川字三千刈114-1	803-9011	883-0078	60
47	ショートステイみさ ご	(福) 翼友会	H28. 5. 1	飯島美砂町5-71	857-5335	857-5336	30
48	ショートステイとま と	(株) トワ・フル	H28. 10. 1	八橋イサノー丁目13-17	866-4445	866-4446	20
49	ショートステイミニ とまと	(株) トワ・フル	H28. 10. 1	寺内字イサノ121	893-6260	893-6261	27
50	ショートステイだん だん	リネシス (株)	H29. 6. 1	土崎港西五丁目12-17	893-6377	893-6378	60
51	ショートステイむす びの郷	(株) あきた福祉会	H30. 4. 2	雄和田草川字本田241-58	886-3000	886-3008	41

■通所介護（デイサービス）

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	本道の街デイサービ スセンター	(福) 晃和会	H1. 11. 1	柳田字川崎138	884-7726	834-2670	20
2	八橋デイサービスセンター	(福) 秋田市 社会福祉協議会	H3. 4. 10	八橋南一丁目8-2	866-1343	866-1368	32
3	河辺荘通所介護 事業所	(福) 河辺ふくし会	H3. 12. 18	河辺大張野字水口沢216	882-3584	881-1218	30
4	松寿会指定通所 介護事業所	(福) 松寿会	H5. 2. 1	浜田字陳ケ原35-13	828-6678	828-7284	25
5	光峰苑デイサービスセンター	(福) ともしび会	H6. 1. 20	添川字鶴木台65-3	868-7400	868-7401	25

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
6	南寿園デイサービスセンター	(福)秋田県厚生協会	H6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	829-0666	33
7	秋田聖徳会旭南デイサービスセンター	(福)秋田聖徳会	H7. 4. 1	旭南一丁目8-12	823-8119	823-8227	20
8	川口デイサービスセンター	(福)晃和会	H7. 10. 1	檜山登町10-64	832-3966	836-7720	25
9	デイサービスセンター緑水苑	(福)雄和福祉会	H8. 2. 1	雄和石田字苗代沢25-1	886-5110	886-5557	30
10	河辺デイサービスセンター	(福)秋田市社会福祉協議会	H9. 1. 20	河辺三内字外川原34-2	883-2770	883-2771	30
11	秋田けやき会デイサービスセンター	(福)秋田けやき会	H9. 4. 1	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	826-0652	40
12	通所介護施設新成園	(福)新成会	H10. 11. 1	浜田字元中村280-9	828-0022	828-0029	35
13	みそのホームデイサービスセンター	(福)みその	H11. 4. 1	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341	823-5757	28
14	旭川デイサービスセンター	(有)ケアマネジメント	H12. 6. 2	添川字地ノ内143-5	884-1897	884-1886	30
15	リテンパウムいずみデイサービスセンター	(福)いずみ会	H12. 11. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5887	896-5852	30
16	ファミリー園デイサービスセンター	(福)蹊仁会	H12. 11. 20	桜一丁目4-21	887-3066	887-3065	25
17	ニチイケアセンター秋田	(株)ニチイ学館	H13. 5. 1	卸町五丁目1-33	895-7521	895-7524	30
18	外旭川デイサービスセンター幸	(福)幸楽会	H14. 4. 1	外旭川字鳥谷場136	868-5415	868-5416	37
19	ウェルビュ-いずみ老人デイサービスセンター	(福)いずみ会	H14. 11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	30
20	デイサービスひなたぼっこの家	(有)夢紡	H15. 12. 15	茨島四丁目5-10	896-0071	896-0037	45
21	まごころデイサービスセンター	(株)虹の街	H16. 2. 1	牛島西一丁目10-16	884-1151	836-1055	29
22	ひだまりデイサービスセンター	(福)晃和会	H16. 7. 1	東通仲町4-1秋田拠点センタービル5F	884-1400	884-3456	30
23	飯島デイサービスセンター	(有)福寿の会	H16. 7. 15	飯島字長山下18	847-2910	847-2912	25
24	さとみ温泉りらくす倶楽部	(株)秋田温泉さとみ	H16. 10. 1	添川字境内川原142-1	893-5547	834-8225	50
25	ツクイ秋田川尻	(株)ツクイ	H16. 12. 1	川尻御休町5-12	896-5442	896-5443	30
26	ケアセンターきらら	(株)きららホールディングス	H17. 2. 1	太平山谷字中山谷317-1	889-7272	889-7273	35

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
27	JA秋田なまはげ デイサービス センター悠楽館	秋田なまはげ農業協 同組合	H17. 2. 1	外旭川字梶ノ目357-1	869-9700	869-9722	20
28	ツクイ秋田茨島	(株)ツクイ	H17. 3. 15	茨島二丁目11-65	867-8801	867-8802	34
29	秋田ひまわりの家デ イサービス	(株)秋田介護支援セ ンター	H17. 4. 1	下北手桜字新桜谷地85	887-5221	887-5225	35
30	ケアポートかたりべ ・くらぶ	(有)ケアポート秋田	H17. 4. 15	山王沼田町2-41	883-1572	883-1573	20
31	デイサービスコリウ ス	(有)コリウス	H17. 7. 15	仁井田字大野174-3	839-4600	839-4639	20
32	スマイル輝	(有)スマイル薬局	H17. 9. 1	将軍野東一丁目4-38	846-6868	846-6869	35
33	ニチイケアセンター 御所野	(株)ニチイ学館	H17. 9. 15	御所野元町三丁目3-3	889-8411	889-8415	35
34	デイサービスセンターあいら んど	(福)愛染会	H17. 10. 1	飯島新町一丁目3-15	880-6688	846-6122	25
35	ツクイ秋田土崎	(株)ツクイ	H17. 10. 1	土崎港相染町字中谷地18 2-1	816-0161	816-0162	41
36	御野場病院デ イサービス センター	(医)正観会	H17. 11. 1	御野場四丁目3-4	829-3410	829-3534	50
37	秋田市北部デ イサービス センターゆりかご	(有)ゆりかご	H18. 3. 1	飯島字寄進田94-1	816-0065	816-0075	19
38	やすらぎの郷	(株)虹の街	H18. 6. 1	泉中央五丁目1-16	838-4500	883-0370	25
39	仁井田デ イサービス センター ふきむすめ	(有)アンフィニ	H18. 10. 1	仁井田字仲谷地282	892-6333	892-6335	30
40	さとみ温泉ゆったり 倶楽部	(株)秋田温泉さとみ	H19. 1. 4	添川字境内川原142-1	884-0602	884-0603	45
41	鹿嶋医院デ イサービス センター悠々くらぶ	(医)土崎鹿嶋医院	H19. 5. 15	土崎港東四丁目2-43	816-0520	816-0521	27
42	みらいデ イサービス センター	(株)みらい	H19. 10. 1	川尻上野町1-19	896-0707	896-6420	23
43	デイサービス 赤とんぼ	(株)グリーンリーフ	H20. 3. 15	雄和女米木字高麓沢45	886-4126	886-5005	30
44	デイサービスおぐら	(株)和倉	H23. 1. 15	河辺和田字坂本北470-4	893-4546	893-4547	20
45	ジョイリハ秋田寺内	(株)ヤマ興産	H24. 4. 1	寺内字イサノ60-2	896-4154	896-4155	20

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
46	レック倶楽部秋田八橋	(株)エシંગグループ	H24. 10. 1	八橋本町六丁目9-10	883-0507	883-0508	24
47	ジョイリハ秋田仁井田	(株)ヤマ興産	H25. 4. 1	仁井田二ツ屋一丁目3-49	893-3011	893-3012	25
48	デイサービスきたえ るーむ秋田泉	(株)プライムハウス	H26. 6. 1	泉中央四丁目18-15	893-6313	893-6314	25
49	きらら通所介護事業 所竿燈通り	(株)きららホーテイング ガス	H28. 3. 1	大町二丁目5-1 きららアパソハルス3F	895-7272	895-7273	30
50	森のテラス	(株)和敬園	H28. 4. 1	四ツ小屋末戸松本字地藏 田266	893-3161	893-3162	20
51	デイサービスきたえ るーむ秋田広面	(株)プライムハウス	H29. 7. 1	広面字家ノ下91-3	838-7460	838-7465	25
52	デイサービスきたえ るーむ秋田山王	(株)プライムハウス	H30. 4. 1	山王六丁目2-16アバンテ 山王1F	893-4677	893-4680	20

■認知症対応型通所介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	ケアセンター港北	(株)総合医療福祉サ ービス	H18. 4. 1	土崎港北七丁目1-17	816-0557	816-0558	12
2	デイサービス本道の街ゆ ったり館	(福)晃和会	H23. 11. 1	柳田字川崎138	884-7727	834-2670	10
3	大学病院前認知症デ イサービス	(企)秋田福祉サ ービス	H24. 12. 1	広面字二階堤20-1	893-5422	893-5410	10
4	認知症対応型デイサ ービスひなた	(福)新秋会	H29. 5. 1	土崎港中央四丁目4-16	816-0577	816-0578	3

■地域密着型通所介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	魁聖園デイサービスセンター	(福)旭川やすらぎ会	H11. 11. 1	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	836-1661	10
2	デイサービスほくと	(福)北杜	H13. 9. 1	下新城中野字街道端西11 -1	873-7803	873-7805	18
3	デイサービスだまこ亭	(有)夢介護	H14. 1. 8	土崎港南一丁目9-28	880-2236	880-2191	15
4	イープラス	(有)優介護	H15. 6. 1	横森一丁目20-20	884-6784	兼用	10
5	デイサービスゆうわの里	(有)ゆうわ	H15. 7. 1	雄和芝野新田字寺沢2-1	881-0880	881-0881	10

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
6	手形デイサービスセンターふるさと	(有)介護センターふるさと	H16. 4. 1	手形字オノ浜27-6	884-0350	884-0351	18
7	特定非営利活動法人希望の家	(特非)希望の家	H16. 6. 15	土崎港相染町字浜ナシ山2-282	816-0380	816-0387	8
8	ア・ラ・ヤでデイ	(有)tobe	H16. 8. 15	新屋比内町13-1	828-8170	888-8166	18
9	さくらデイサービス下北手店	(有)優介護	H17. 2. 7	下北手通沢字前田144	838-3124	兼用	10
10	リフレッシュコア茨島	(福)北杜	H17. 4. 1	茨島四丁目12-43	867-7211	867-7233	18
11	グリーンケアガーデンデイサービスセンター	(株)グリーンケアガーデン	H17. 8. 1	外旭川字堂ノ前174-1	869-7720	869-7730	15
12	(有)ケアホームさつき	(有)ケアホームさつき	H18. 6. 15	雄和新波字竹ノ花37-1	881-4010	881-4070	10
13	ほほえみ介護ネットワークデイサービスセンター	地域福祉推進(企)	H18. 9. 1	雄和田草川字太田40-1	881-3215	881-3216	10
14	みなみ風デイサービス	(株)末優	H18. 9. 15	仁井田字新中島826-310	838-6725	838-6726	10
15	デイサービスセンターのぞみ	(株)みちのくサカ	H18. 10. 15	上北手荒巻字堺切48	839-8503	839-9901	15
16	デイサービスさくら家	(企)さくら家	H19. 1. 15	仁井田福島一丁目18-29	839-3031	853-7928	14
17	デイサービスもみの樹	(株)アーバンライフサポート	H19. 4. 2	茨島二丁目15-70	866-1061	866-1064	18
18	仁井田福祉センター	エーピー福祉(株)	H19. 4. 15	仁井田字切上240-1	829-5891	829-3117	18
19	ハートフル秋田デイサービスセンター	(有)クリーンマジック	H19. 5. 1	牛島東五丁目2-52	884-7857	884-0870	15
20	デイサービスセンターふきのとう	(企)秋田福祉サービス	H19. 11. 1	金足小泉字潟向86-1	827-5619	827-5618	9
21	バイタルケア秋田南	(株)バイタルケア	H20. 5. 1	新屋松美ガ丘東町2-20	853-4576	883-3500	18
22	あおぞらデイサービス新屋	(株)メンタルサポート	H21. 6. 15	新屋割山町5-44	874-8569	874-8379	10
23	あおぞらデイサービス御野場	(株)メンタルサポート	H21. 12. 15	御野場新町一丁目18-1	874-9049	874-9059	10
24	あおぞらデイサービス茨島	(株)メンタルサポート	H23. 3. 15	茨島七丁目10番6号	893-5753	893-5754	10
25	大学病院前デイサービス(地域密着型)	(企)秋田福祉サービス	H23. 6. 1	広面字二階堤20-1	893-5422	893-5410	10

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
26	きょうせいリハ	(株)きょうせい	H23. 12. 15	仁井田栄町8-26	893-5008	兼用	10
27	さくらデｲｰﾋﾞｽ横森店	(有)優介護	H24. 5. 1	横森四丁目9-36	853-1270	853-1279	13
28	ﾃﾞｲｰﾋﾞｽセンターえびす	(株)秋田南部福祉会	H25. 1. 15	牛島西一丁目4-43	893-3661	893-3510	10
29	にこにこリﾊﾞﾘﾃｲｰﾋﾞｽ茨島るゝむ	(有)729	H25. 8. 1	茨島七丁目4-26	874-7113	兼用	10
30	ﾃﾞｲｰﾋﾞｽり・あくと	(株)りは・ぽっと	H25. 8. 15	手形字西谷地188-1西村ビル東棟	874-8297	874-8298	15
31	ﾃﾞｲｰﾘﾊﾞﾎｯﾄ西部ﾝｽﾞﾗｲﾌ	(株)One'sLife	H25. 9. 1	川元小川町4-18	827-3557	827-3558	12
32	ﾃﾞｲｰｻｰﾋﾞｽあじさい	(株)発見社	H26. 4. 1	保戸野すわ町10-42	893-4492	893-4493	9
33	ﾃﾞｲｰｻｰﾋﾞｽ拓稜	(株)シンワ	H26. 5. 1	土崎港南二丁目4-40	838-0638	857-0330	10
34	あおぞらﾃﾞｲｰｻｰﾋﾞｽ南通り	(株)メンタルサポート	H26. 7. 1	南通亀の町4-7	893-3639	893-3649	10
35	楽土ﾃﾞｲｰｻｰﾋﾞｽ広面	(株)ヤマクリエイト秋田	H27. 2. 1	広面字小沼古川端97-2	838-0221	838-0210	14
36	ﾃﾞｲｰｻｰﾋﾞｽさるびあ	(株)ファミリーウェルフェア	H27. 2. 15	御所野元町一丁目1-16	892-7702	892-7715	9
37	ﾃﾞｲｰｻﾛﾝﾘ・ﾗｲﾌ	ｶｲﾝﾄﾞｽﾀｲﾙ(株)	H27. 3. 1	将軍野南一丁目14-32	827-5014	827-5019	10
38	GENKINEXT秋田駅前口	(株)ｼﾞｰﾏｯｸｽﾈｯｽﾄ	H27. 4. 1	手形字西谷地416-1	827-5622	827-5623	15
39	ひがし稲庭クリニック療養通所介護センター	(医)わらべ会	H27. 6. 1	下北手松崎字岩瀬124	887-3355	887-3173	9
40	リハプライド・卸町	(株)イヤタカ	H27. 8. 1	卸町二丁目1-13	874-8186	874-8187	15
41	東通ﾃﾞｲｰｻｰﾋﾞｽ	(株)MDFC	H27. 10. 1	東通八丁目1-41	853-6218	853-6219	13
42	療養通所介護センター矢留の里	(医)久幸会	H28. 4. 1	千秋矢留町6-25	884-0613	884-0762	9
43	ﾃﾞｲｰﾋﾞｽセンターひなた	(福)新秋会	H28. 10. 1	土崎港中央三丁目4-39	880-5670	880-5680	18
44	ﾃﾞｲｰｻｰﾋﾞｽつなぎの湯	(株)ﾄﾞﾗﾌﾞｰﾙ	H28. 10. 1	寺内字イサノ119-2	893-3305	893-4664	10
45	機能維持特化型ﾃﾞｲｰﾋﾞｽｸﾞﾗｲﾌゆり	(同)ｸﾞﾗｲﾌゆり	H29. 2. 15	牛島東五丁目1-13	827-5090	827-5091	18

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
46	デｲサービスぬくもり山王	(福)はまなす会	H29. 4. 1	川尻町字大川反233-59	824-7000	862-1713	18
47	デイサービスきたえるーむ秋田土崎	(株)プライムハウス	H29. 5. 1	土崎港相染町字大谷地36-118	853-7191	853-7192	15
48	デイサービス金寿園	(福)秋田中央福社会	H29. 7. 1	下新城笠岡字川向28	847-3271	857-3810	18
49	デイサービスゆきわり草	(株)KRKコーポレーション	H29. 9. 1	川元むつみ町3-32	874-8095	824-2751	10
50	レコードブック秋田八橋	(有)ライズ・ワン	H29. 9. 15	八橋本町三丁目13-17	827-5905	827-5906	10

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	もみの木の家	(医)久幸会	H10. 9. 1	下新城中野字琵琶沼158-6	873-6077	873-3609	6
2	みそのホームグループホーム	(福)みその	H11. 4. 1	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341	823-5757	9
3	りんどうの家	(医)久幸会	H12. 8. 29	手形山崎町164-2	893-6312	884-0160	9
4	青竜	(福)友遊会	H13. 4. 1	下北手松崎字岩瀬122	887-7222	887-7223	9
5	グループホーム・サラ	(医)惇慧会	H13. 11. 19	新屋北浜町21-47	823-6711	兼用	18
6	認知症高齢者グループホーム「ひふみ」	(福)成光会	H14. 11. 6	上北手百崎字二夕子沢1-6	892-6363	892-6635	9
7	グループホームさくら	(福)桜丘会	H15. 3. 25	下北手梨平字登館8	892-7227	839-5331	18
8	グループホームひなた	(福)新秋会	H15. 4. 16	土崎港中央四丁目4-16	816-0577	816-0578	9
9	グループホーム国見ノ里	(有)ライフイン 国見ノ里	H15. 6. 1	豊岩小山字前田表158-3	828-9811	828-9800	9
10	なでしこの家	(医)久幸会	H15. 8. 1	金足追分字海老穴223	872-1155	872-1152	9
11	グループホームかぞく	(有)フラット	H16. 4. 1	新屋比内町26-1	888-9321	888-9322	9
12	グループホーム・つばき苑	(有)グループホーム・ つばき苑	H16. 4. 1	雄和椿川字小鹿野戸39-2	886-5505	886-5506	18
13	グループホームソフト ハンド	(有)ルーク	H17. 2. 1	新屋勝平町10-30	863-7322	863-7329	9
14	秋田ひまわりの家グループホーム	(株)秋田介護支 援センター	H17. 4. 1	下北手桜字新桜谷地85	887-5221	887-5225	9

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
15	グループホームうら らか	(有)ケアランドあき た	H17. 4. 15	御所野元町四丁目2-3	889-8211	889-8212	9
16	グループホームソフ トハンド茨島	(有)ルーク	H21. 11. 1	茨島四丁目1-6	867-8871	867-1671	9
17	あじさいの家	(医)久幸会	H21. 11. 1	山王沼田町4-11	862-2588	兼用	9
18	正和会グループホー ムゆかり	(医)正和会	H21. 12. 1	将軍野東三丁目3-27	816-0832	816-0833	9
19	グループホーム幸樹	(有)クラウド	H22. 7. 1	泉南一丁目4-20	883-0303	862-0131	18
20	グループホーム音符	(有)ライフ・ワーク	H22. 7. 1	土崎港北一丁目13-43	893-3212	893-3213	9
21	グループホームかん とう	(有)ケアサービスお ちあい	H24. 4. 1	檜山川口境11-17	874-8850	874-8450	18
22	グループホーム保戸 野	(医)久幸会	H24. 11. 1	保戸野中町6-15	893-5443	893-5553	18
23	グループホーム遊宴 秋田旭川	(株)ジャパンケアサービス	H25. 7. 1	旭川清澄町16-17	884-3286	836-5655	18
24	グループホームソフ ト`浜田	(有)ルーク	H25. 8. 1	浜田字自在山47-9	874-8282	828-8585	9
25	グループホーム野崎	(株)清流会	H26. 3. 29	河辺三内字野崎35-4	881-2131	881-2134	18
26	グループホームやば せ翔裕館	(株)みちのくサンガ	H26. 12. 1	八橋本町三丁目14-18	883-1320	883-1321	18
27	グループホーム赤と んぼ	(株)グリーンリーフ	H26. 12. 1	雄和新波字竹ノ花12	887-2220	887-2288	9
28	グループホームゆず	(株)プリング	H27. 4. 1	仁井田本町三丁目10-18	874-8905	874-8906	18
29	グループホームやまゆり	(福)幸泉会	H28. 9. 15	飯島川端一丁目2-5-2	874-9624	874-9625	9
30	グループホームふれ愛の 里牛島	(福)豊生会	H29. 3. 1	牛島東五丁目4-23	874-8079	874-8089	18
31	グループホーム・つばき大 住	(有)グループホーム・つば き苑	H29. 4. 1	仁井田潟中町2-35	853-0415	853-0416	9

■小規模多機能型居宅介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	グリーンケアガーデン	(株)グリーンケアガーデン	H18. 7. 1	外旭川字堂ノ前174-1	869-7720	869-7730	25
2	幸の家	(福)桜丘会	H18. 8. 1	南通亀の町12-22	832-3008	兼用	29
3	りんどう	(有)まつかさ園	H18. 11. 1	仁井田本町二丁目12-14	889-6323	889-6332	29
4	たんせえ	(有)ライフワーク	H18. 11. 1	土崎港北一丁目13-37	880-6510	880-6511	25
5	ゆりかもめ	(株)サスビーチ	H18. 11. 1	新屋南浜町3-16	866-2660	866-2761	25
6	ひかり苑	(株)ウェルフェア	H18. 11. 1	新屋大川町11-18	828-8006	888-9511	29
7	なごみ	(有)湯の里	H19. 3. 1	仁井田字西潟敷127-2	892-7275	892-7276	29
8	ときわ野	(有)一輝	H19. 3. 1	港北松野町11-28	838-0038	838-0037	25
9	さるびあ	(株)ファミリーウェルフェア	H19. 3. 1	仁井田字中新田88	892-6682	892-6683	29
10	まめでらハウス	(有)tobe	H19. 3. 1	新屋扇町7-30	828-8189	874-8866	25
11	愛好苑	(株)愛好苑	H19. 7. 1	柳田字境田140	834-2288	834-5011	29
12	マリアの家	(福)みその	H19. 11. 1	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341	823-5757	29
13	和ごや家	(有)在宅ケアセンター	H19. 11. 1	下北手松崎字前谷地141-1	853-9701	884-0112	29
14	ふきのとう	(企)秋田福祉サービス	H19. 11. 1	濁川字家ノ前113	853-9073	853-9074	29
15	よつば	(有)まつかさ園	H20. 3. 1	旭南二丁目3-17	896-6080	865-3161	29
16	花みずき	(株)うめの木園	H20. 3. 1	添川字添川170-21	869-7776	869-7779	29
17	ひかりの樹	(有)クラウド	H20. 3. 1	保戸野八丁1-14	896-6133	865-5222	29
18	太陽	(株)プロジェクト・バランス	H20. 3. 1	高陽青柳町9-20	867-0106	896-4471	29
19	日吉坂	(福)はまなす会	H22. 7. 1	新屋比内町7-4	893-3800	893-3810	29
20	ありがとう	(株)ウェルフェア	H22. 11. 1	浜田字後谷地9-2	888-8288	888-8289	25
21	ヴェル	ヴォルフアート(株)	H23. 4. 1	新屋松美町13-12	863-6560	863-6572	25
22	檜山	(株)ユタカ	H23. 7. 1	檜山佐竹町1-19	884-7880	884-7881	25
23	えがお	(株)スミール	H23. 11. 1	雄和田草川字山崎103-2	893-6704	881-3288	25
24	いいじま	(株)ケアマネジメント三四郎	H24. 3. 1	飯島字飯島水尻436	880-6301	880-6302	29
25	はる風	(有)在宅ケアセンター	H26. 5. 1	河辺和田字和田251-9	874-8088	874-8033	25
26	ふれ愛の里	(福)豊生会	H29. 11. 1	牛島東五丁目4-22	838-6220	838-6222	29

■養護老人ホーム

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田聖徳会	(福)秋田聖徳会	S7. 11. 22	旭南一丁目5-6	862-3267	862-4998	100
2	松寿園	(福)松寿会	S40. 7. 1	浜田字陳ケ原15-5	828-3618	828-3616	50
3	松峰園	(福)松寿会	S49. 1. 1	浜田字陳ケ原15-8	828-6600	828-6640	55

■軽費老人ホーム

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
A型							
1	だいせん	(福)松寿会	S56. 2. 1	新屋大川町17-3	828-1851	兼用	50
ケアハウス							
1	ケアハウス弥生が丘	(福)秋田県厚生協会	H6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	829-0666	15
2	ウエルハウス御所野	(福)秋田けやき会	H9. 4. 1	御所野下堤五丁目1-7	826-0681	826-0682	100
3	ケアハウス大地	(福)新成会	H10. 11. 1	浜田字元中村280-9	828-0022	828-0029	15
4	ケアハウス花の家	(福)雄和福祉会	H11. 4. 1	雄和石田字苗代沢18	886-2626	886-3669	15
5	魁聖園ケアハウス	(福)旭川やすらぎ会	H11. 10. 20	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	836-1661	15
6	ケアハウスプリン グヒル	(福)いずみ会	H12. 11. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5880	896-5852	40
7	ケアハウスファミリ ー園	(福)蹊仁会	H12. 11. 21	桜一丁目4-21	887-3066	887-3065	40
8	ケアハウス土崎	(福)はまなす会	H16. 1. 5	土崎港中央三丁目4-40	845-4575	857-3371	50
9	ケアハウススマートライフ中通	(福)中央会	H25. 4. 1	中通一丁目4-4-401	835-1165	835-1160	80

■生活支援ハウス

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	ウエルビューいずみ ハウス	(福)いずみ会	H14. 11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	20

■地域包括支援センター

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	八橋地域包括支援セ ンター社協	(福)秋田市社会福祉 協議会	H19. 4. 1	八橋南一丁目8-2	883-1465	827-5737	
2	川元地域包括支援セ ンター社協	(福)秋田市社会福祉 協議会	H25. 4. 1	川元開和町10-7 シェラトン開和町103	853-5968	853-5969	
3	泉地域包括支援セン ターリンデンバウム	(福)いずみ会	H19. 4. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5960	864-3006	

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
4	中通地域包括支援センター 幸ザ・サロン	(福)桜丘会	H25. 4. 1	中通六丁目4-27	827-3323	827-3324	
5	東通地域包括支援センター ひだまり	(福)晃和会	H19. 4. 1	東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5階	884-1405	884-3456	
6	旭川地域包括支援センター 友遊	(福)友遊会	H26. 4. 1	旭川南町8-28	838-1011	884-0128	
7	広面地域包括支援センター 桜の園	(福)桜丘会	H19. 4. 1	広面字樋ノ沖72-1 アーバンティくらべ1-A	853-7240	884-7322	
8	河辺地域包括支援センター 社協	(福)秋田市社会福祉協議会	H19. 4. 1	河辺北野田高屋字上前田表66-1	882-5565	893-6855	
9	勝平地域包括支援センター シンシア	(医)惇慧会	H26. 4. 1	新屋朝日町12-1	883-3055	883-3056	
10	新屋地域包括支援センター エンデバー	(医)惇慧会	H19. 4. 1	新屋大川町18-7	888-8761	888-8762	
11	牛島地域包括支援センター 南寿園	(福)秋田県厚生協会	H26. 4. 1	牛島東三丁目9-1	838-0304	838-0920	
12	御所野地域包括支援センター けやき	(福)秋田けやき会	H19. 4. 1	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	826-0652	
13	雄和地域包括支援センター 緑水苑	(福)雄和福祉会	H19. 4. 1	雄和石田字苗代沢25-1	881-3511	886-8810	
14	寺内地域包括支援センター 寿光園	(福)秋田県厚生協会	H19. 4. 1	寺内後城6-41	853-6300	846-7666	
15	外旭川地域包括支援センター コネクト	(医)惇慧会	H25. 4. 1	外旭川字梶ノ目814-5	869-7755	868-5570	
16	土崎地域包括支援センター 永覚町	(医)正和会	H25. 4. 1	土崎港中央一丁目17-32	846-6471	846-6475	
17	飯島地域包括支援センター 金寿園	(福)秋田中央福祉会	H25. 4. 1	飯島松根西町7-28	853-5820	853-5821	
18	下新城地域包括支援センター ニコニコ	(医)久幸会	H19. 4. 1	下新城字中野字 琵琶沼421-2	872-1300	872-1305	

■在宅介護支援センター

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	光峰苑	(福)ともしび会	H6. 1. 20	添川字鶴木台65-3	868-1444	868-2168	
2	南寿園	(福)秋田県厚生協会	H6. 4. 1	上北手猿田字後谷地108-3	829-0991	829-2223	
3	千秋苑	(福)憲寿会	H6. 4. 1	外旭川字神田592	869-7800	869-7801	
4	松寿会	(福)松寿会	H7. 4. 1	浜田字陳ケ原35-31	828-7863	828-7630	
5	三楽園	(医)久盛会	H7. 5. 1	飯島字堀川84-20	857-3101	857-3131	
6	土崎	(医)運忠会	H8. 4. 16	土崎港中央四丁目4-26	845-4123	857-0586	
7	幸楽園	(福)幸楽会	H9. 3. 4	上新城中字片野4	870-2226	870-2228	
8	新成園	(福)新成会	H10. 11. 1	浜田字元中村280-9	828-0021	828-0029	
9	南通	(医)明和会	H10. 12. 2	中通六丁目14-18	837-2502	837-2526	
10	秋田市医師会	(一社)秋田市医師会	H13. 2. 1	八橋南一丁目8-5	896-7707	896-7708	
11	桜の園	(福)桜丘会	H14. 4. 1	下北手梨平字登館8	839-5977	839-5971	
12	ふれ愛の里	(福)豊生会	H15. 4. 1	豊岩小山字中山216-27	888-8201	888-8205	

■老人福祉センター

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田市老人福祉センター	秋田市	H3. 4. 10	八橋南一丁目8-2	862-7445	863-6068	

■老人いこいの家

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	八橋老人いこいの家	秋田市	S47. 9. 15	八橋本町一丁目4-3	862-6025	兼用	
2	飯島老人いこいの家	秋田市	S50. 5. 6	飯島字堀川84-191	845-3692	兼用	
3	大森山老人と子どもの家	秋田市	S55. 4. 1	浜田字出小屋333-1	828-1651	兼用	

■放課後等デイサービス

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	インクル	(福)グリーンローズ	H22. 4. 1	新屋表町8-19	828-7750	828-8185	10
2	若竹	(福)秋田県厚生協会	H23. 4. 1	御所野地蔵田二丁目15-1	838-0428		10
3	あきた児童サービスセンター	(株)こうせい	H23. 11. 1	檜山川口境13-8	893-6795	893-6793	10
4	たけのこ	(福)秋田県厚生協会	H24. 9. 1	新屋比内町7-4	853-8848	853-8858	10
5	ばんぼう	(福)秋田県厚生協会	H25. 7. 1	土崎港南二丁目2-51	827-3351	827-3352	10
6	あきた児童デイサービス2号店	(株)こうせい	H25. 10. 1	外旭川字水口120-2	893-5679	893-5689	10
7	ルピナス	(株)ライブ	H26. 5. 1	御野場新町四丁目10-8	827-6742	826-6743	10
8	憩音 (いこいね)	(同)憩音	H26. 5. 1	将軍野桂町2-9	847-5740	827-4137	10

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
9	竹生寮放課後等デイサービス事業所	(福)秋田育明会	H27. 4. 1	柳田字竹生168	834-2577	834-2219	10
10	あきた児童デイサービス3号店	(株)こうせい	H27. 4. 1	手形字西谷地134-1	893-6809	893-6839	10
11	ばむぶつく	(福)秋田県厚生協会	H27. 4. 15	中通六丁目4-33	827-7108	827-7109	10
12	サポートスペースそ う	ホブシー(有)	H27. 11. 1	外旭川字三千刈157-5	838-7484		10
13	あおぞらキッズ	(株)メンタルサポ ート	H27. 11. 1	広面字板橋添26-6	874-7251	893-6109	10
14	きつざサポート	(株)WELFARE	H27. 12. 1	広面字谷内佐渡151-3	853-0144		10
15	インクル2	(福)グリーンローズ	H28. 4. 1	新屋扇町7-34	827-7411	827-6544	10
16	ルピナス浜田	(株)ライブ	H28. 4. 1	浜田字元中村4-5	838-4905		10
17	ハピネス	(株)ないがい	H28. 4. 1	八橋イサノ2丁目8-25HM 101	827-3897		10
18	発達支援BOXらじ あぼ	(株)りは・ぼっと	H28. 7. 1	手形字西谷地188-1西村 ビル	838-7403	838-7407	10
19	あおぞらキッズ南通 り	(株)メンタルサポ ート	H28. 8. 1	南通亀の町4-7	893-6740		10
20	和く話く(わくわく)	(福)県社会福祉事業 団	H28. 9. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577		10
21	アイル	アイル(同)	H28. 10. 1	保戸野桜町15-39	866-1121		10
22	七彩(なないろ)	(同)ハーモニー	H29. 3. 1	土崎港相染町字大谷地6- 7	893-6877	893-6878	10
23	太陽	(特非)太陽	H29. 6. 1	高陽青柳町8-24	893-6900		10
24	さくらんぼ	豊謙介護(株)	H30. 3. 1	泉南三丁目21-1	853-5905		10

■児童発達支援

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	あきた児童デイサービス センター	(株)こうせい	H24. 4. 1	檜山川口境13-8	893-6795	893-6793	10
2	秋田県立医療療育セ ンター	(地独)秋田県立療育 機構	H24. 4. 1	上北手百崎字諏訪ノ沢3- 128	826-2401	826-2407	40
3	オリブ園	(福)グリーンローズ	H24. 4. 1	新屋表町8-5	828-7750	828-8185	20
4	きつざサポート	(株)WELFARE	H27. 12. 1	広面字谷内佐渡151-3	853-0144		10
5	発達支援BOXらじ あぼ	(株)りは・ぼっと	H28. 7. 1	手形字西谷地188-1西村 ビル	838-7403	838-7407	10
6	アイル	アイル(同)	H28. 10. 1	保戸野桜町15-39	866-1121		10

■医療型児童発達支援

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田県立医療療育センター	(地独)秋田県立療育機構	H24. 4. 1	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	30

■保育所等訪問支援

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	オリブ園	(福)グリーンローズ	H24. 4. 1	新屋表町8-5	828-7750	828-8185	
2	秋田県立医療療育センター	(地独)秋田県立療育機構	H24. 4. 1	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	

■居宅介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	虹の街ヘルパーステーション 秋田	(株)虹の街	H18. 10. 1	牛島西一丁目10-16	884-1152	836-1055	
2	キングダム訪問介護事業所	キングダム(株)	H18. 10. 1	八橋新川向16-23	864-7712	863-1131	
3	松寿会指定訪問介護事業所	(福)松寿会	H18. 10. 1	浜田字陳ヶ原35-31	828-7856	828-7863	
4	割山ホームヘルパーステーション	(医)明和会	H18. 10. 1	新屋勝平町3-21	883-1272	823-9531	
5	南通ホームヘルパーステーション	(医)明和会	H18. 10. 1	中通六丁目14-18	884-1350	884-1350	
6	港北ホームヘルパーステーション	(医)明和会	H18. 10. 1	土崎港北六丁目1-5	816-0789	857-4999	
7	仁井田ホームヘルパーステーション	(医)明和会	H18. 10. 1	仁井田新田三丁目1-15	889-9025	829-1941	
8	本道の街ホームヘルパーステーション	(福)晃和会	H18. 10. 1	柳田字川崎138	884-7345	834-2670	
9	(有)秋田在宅介護サービスセンター	(有)秋田在宅介護サービスセンター	H18. 10. 1	横森一丁目20-30	833-7073	833-7075	
10	秋田市社協ホームヘルパーステーション 事業所	(福)秋田市社会福祉協議会	H18. 10. 1	八橋南一丁目8-2	862-7929	862-7939	
11	アースポート秋田	アースポート(株)	H18. 10. 1	広面字家ノ下98-3	836-6811	836-6800	
12	(有)ホップケアサービス	(有)ホップケアサービス	H18. 10. 1	保戸野桜町15-10	896-5092	896-5093	
13	リテンパームいずみホームヘルパーステーション	(福)いずみ会	H18. 10. 1	泉菅野二丁目17-11	896-5880	896-5852	
14	ニコニコヘルパーステーション	(医)久幸会	H18. 10. 1	下新城中野字琵琶沼124-1	873-7158	873-4786	
15	三楽園ヘルパーステーション	(医)久盛会	H18. 10. 1	飯島字堀川84-20	857-3101	857-3131	

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
16	ホームヘルプステーションほくと	(福)北社	H18. 10. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	
17	悠悠ケアサービス	(有)MUTSU企画	H19. 5. 15	寺内油田三丁目12-6	880-5503	880-5504	
18	ニチイアセンター秋田	(株)ニチ学館	H19. 8. 1	御町五丁目1-33	895-7521	895-7524	
19	ニチイアセンター御所野	(株)ニチ学館	H19. 8. 1	御所野元町三丁目3-3	889-8411	889-8415	
20	ニチイアセンターこうや	(株)ニチ学館	H19. 8. 1	寺内字三千刈70-1	883-1030	867-1366	
21	千秋苑ホームヘルプステーション	(福)憲寿会	H19. 11. 1	外旭川字神田592	869-7800	869-7801	
22	在宅サービスステーションライフサービス秋田	(株)レヴァレンス	H27. 9. 1	八橋本町四丁目10-15	883-3711	867-7378	
23	JA新あきたホームヘルプサービス	新あきた農業協同組合	H20. 5. 1	外旭川字梶ノ目357-1	869-9300	869-9722	
24	ジャパンケア秋田旭川	(株)ジャパンケアサービス	H20. 7. 1	旭川清澄町16-17	884-3282	836-5645	
25	ジャパンケア秋田仁井田	(株)ジャパンケアサービス	H20. 7. 1	仁井田新田一丁目5-14	892-7875	829-4510	
26	土崎ヘルプステーション	(医)運忠会	H20. 9. 1	土崎港中央四丁目4-26	845-4122	845-2831	
27	ケアセンター亀はうす	(福)友遊会	H21. 1. 1	下北手松崎字岩瀬163-1	837-2335	887-7223	
28	在宅介護サービスステーションたんぼぼ	(株)レヴァレンス	H21. 7. 1	寺内字イサノ101	866-0888	865-7378	
29	合同会社グレイス	(同)グレイス	H21. 9. 1	河辺諸井字下諸井32-2	881-1355	881-1366	
30	企業組合さくら家	(企)さくら家	H22. 2. 1	牛島東二丁目1-9	835-3663	853-1332	
31	在宅介護支援おおがた	(一社)HK	H26. 12. 1	飯島川端一丁目6-30	050-5897-1963	050-3412-1517	
32	秋田在宅ケアセンター	(有)在宅ケアセンター	H22. 5. 1	下北手松崎字前谷地142-1	834-8766	887-3842	
33	サポート彩り合同会社	サポート彩り(同)	H23. 8. 1	御野場新町二丁目2-11	829-4018	874-8636	
34	ヘルプステーションあかり	(株)あかり	H23. 12. 1	八橋本町三丁目21-24	893-5011	865-2522	
35	ケアセンターひばり	(同)びりーぶ	H24. 3. 1	茨島四丁目3-36秋田アスレティッククラブ内	893-3317	893-3318	
36	バイタルケア秋田	(株)バイタルケア	H24. 3. 1	泉字登木221-1	824-3417	867-8477	
37	御野場ホームヘルプステーション	(医)正観会	H24. 3. 1	御野場四丁目3-4	893-3387	892-7086	
38	福寿訪問介護事業所	(有)福寿の会	H24. 8. 1	飯島飯田二丁目9-28	880-5553	880-5554	

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
39	きらら訪問介護事業 所竿燈通り	(株)きららホールデ ィングス	H24. 8. 13	大町二丁目5-1きららア ーバンパレス	895-7272	895-7273	
40	やすらぎの郷ヘルハース ーション	(株)虹の街	H25. 6. 1	泉中央四丁目2-8T. Kビル1 F	883-0050	896-0085	
41	みらいケアセンター	(株)みらい	H25. 8. 1	川尻上野町1-19	896-6452	896-6420	
42	ツクイ秋田川尻	(株)ツクイ	H25. 11. 1	川尻御休町5-12	896-5442	896-5443	
43	あいご	(企)やまびこセンター	H26. 6. 1	広面字樋ノ下25-2-5	853-1878	853-1878	
44	やさしい手秋田	(有)やさしい手	H27. 5. 1	川尻総社町7-6	864-1113	864-1118	
45	やさしい手秋田ポー トセンター	(有)やさしい手	H27. 5. 1	將軍野東一丁目7-30	853-4041	853-5820	
46	やさしい手秋田もも さだ	(有)やさしい手	H27. 5. 1	新屋表町4-3	828-8812	888-9008	
47	ユ一の訪問介護事業 所	ユ一のケアサービス (同)	H27. 5. 1	土崎港中央二丁目1-17	827-3001	827-3003	
48	ケアサービス・サク ラ	(株)サクラ・ケアサ ービス	H27. 10. 1	川尻上野町1-56	827-6417	827-6424	
49	はあとらんどの風	(同)はあとらんどの 風	H27. 11. 15	外旭川八柳一丁目17-13	893-5810	893-5817	
50	訪問介護いずみ	(福)秋田中央福祉会	H28. 1. 1	外旭川字三千刈114-1	866-3808	866-3701	
51	訪問介護ステーション笑咲	(有)心理教育相談室 クローバー	H28. 1. 15	添川字地ノ内175-14	807-0132	807-0132	
52	在宅介護サービスステーシ ョンたんぼ飯島	(株)レヴァレンス	H28. 4. 1	飯島緑丘町18-19	847-0855	847-0845	
53	訪問介護ステーションきよ うえい	(株)共栄介護	H28. 7. 1	八橋イサノ一丁目10-8	874-9937	853-9209	
54	ケアセンターりん訪問介護 事業所	(株)凜	H29. 4. 1	茨島二丁目15-35	853-5793	853-5794	
55	幸楽園訪問介護ステーシ ョン	(福)幸楽会	H29. 4. 1	上新城中字片野4	870-2226	870-2228	
56	訪問介護事業所シャ ントス	(株)オータムライ スフィールド	H29. 10. 1	新屋日吉町45-3-1	827-7715	827-7710	
57	アン・サン・ブル居 宅介護	(株)ヴァーベナ	H30. 3. 1	土崎港西三丁目8-16-102	874-7726	874-8698	
58	在宅介護サービスステーシ ョンたんぼ広面	(株)レヴァレンス	H30. 4. 1	広面字蓮沼20-1パール広 面ハイツ1F	884-1888	831-4888	

■同行援護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田市社協ホームヘルパー事業所	(福)秋田市社会福祉協議会	H23. 10. 1	八橋南一丁目8-2	862-7929	862-7939	
2	三楽園ヘルパーステーション	(医)久盛会	H23. 11. 1	飯島字堀川84-20	857-3101	857-3131	
3	ニチイアセンター秋田	(株)ニチ学館	H23. 11. 1	御町五丁目1-33	895-7521	895-7524	
4	ニチイアセンター御所野	(株)ニチ学館	H23. 11. 1	御所野元町三丁目3-3	889-8411	889-8415	
5	ニチイアセンターこうや	(株)ニチ学館	H23. 11. 1	寺内字三千刈70-1	883-1030	867-1366	
6	福寿訪問介護事業所	(有)福寿の会	H25. 3. 15	飯島飯田二丁目9-28	880-5553	880-5554	
7	在宅介護サービスステーションたんぼぼ飯島	(株)レヴァレンス	H28. 4. 1	飯島緑丘町18-19	847-0855	847-0845	
8	ケアセンターひばり	(同)びりーぶ	H28. 5. 1	茨島四丁目3-36 秋田アスレティッククラブ内	893-3317	893-3318	
9	幸楽園訪問介護ステーション	(福)幸楽会	H29. 4. 1	上新城中字片野4	870-2226	870-2228	
10	訪問介護事業所シャントス	(株)オータムライスフィールド	H29. 10. 1	新屋日吉町45-3-1	827-7715	827-7710	

■短期入所

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	竹生寮	(福)秋田育明会	H18. 10. 1	柳田字竹生168	834-2577	834-2219	8
2	柳田新生寮	(福)秋田育明会	H18. 10. 1	柳田字竹生197	835-3371	835-3219	2
3	障がい者支援施設ほくと	(福)北杜	H23. 4. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	3
4	秋田県身体障害者更生訓練センター	(福)県社会福祉事業団	H18. 10. 1	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	2
5	雄高園	(福)秋田県厚生協会	H18. 10. 1	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	886-3327	6
6	高清水園	(福)県社会福祉事業団	H18. 10. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	8
7	小又の里	(福)秋田福祉協会	H18. 10. 1	上新城小又字落合85	870-2361	870-2372	4
8	杉の木園	(福)一羊会	H18. 10. 1	山内字上台15-2	827-2310	827-2311	3
9	小規模多機能ホーム ふきのとう	(企)秋田福祉サービス	H20. 4. 1	濁川字家ノ前113	853-9073	853-9074	4
10	小規模多機能型居宅介護事業所 ゆりかもめ	(株)サウスビーチ	H20. 4. 1	新屋南浜町3-16	866-2660	866-2761	9

■生活介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	高清水園	(福)県社会福祉事業団	H9. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	58
2	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H3. 4. 10	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	48
3	ふきのとう	(福)秋田育明会	H8. 4. 1	柳田字竹生168-1	837-1320	837-5730	30
4	ウェルビューいずみ	(福)いずみ会	H14. 11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	20
5	らいふサポートほくと	(福)北杜	H19. 4. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	11
6	ひだまり	(福)晃和会	H16. 7. 1	東通仲町4-1	884-1400	884-3456	14
7	つどいの家	(福)ゆたか会	H13. 10. 1	浜田字境川52	828-4472	兼用	20
8	杉の木園	(福)一羊会	H7. 11. 1	山内字上台15-2	827-2310	827-2311	20
9	ユートピアやまばと	(福)友睦会	H11. 4. 1	新屋下川原町2-10	883-0711	883-0712	10
10	とうふ屋丸木橋六兵衛	(福)一羊会	H23. 1. 1	山内字丸木橋174-1	827-2271	827-2271	7
11	愛心苑	(福)愛心会	H16. 4. 1	金足浦山字岩崎174	873-7922	873-6533	40
12	竹生寮	(福)秋田育明会	S46. 4. 1	柳田字竹生168	834-2577	834-2219	80
13	柳田新生寮	(福)秋田育明会	S57. 4. 1	柳田字竹生197	835-3371	835-3219	50
14	小又の里	(福)秋田福祉協会	H11. 10. 1	上新城小又字落合85	870-2361	870-2372	42
15	障がい福祉サポートセンター-聖和	(福)秋田聖徳会	H23. 4. 1	川元小川町1-8	874-8415	874-8716	30
16	雄高園	(福)秋田県厚生協会	S52. 12. 1	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	886-3327	80
17	秋田県身体障害者更生訓練センター	(福)県社会福祉事業団	S36. 7. 1	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	40
18	秋田県立医療療育センター	(地独)秋田県立療育機構	H22. 4. 19	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	20
19	障がい者支援施設ほくと	(福)北杜	H23. 4. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	55
20	いなほ作業所	(福)秋田いなほ福祉会	H26. 4. 1	山手台二丁目17	829-4422	829-4422	20
21	たかしみず園	(福)県社会福祉事業団	H29. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	34
22	Onememory	(福)一羊会	H29. 4. 1	新屋船場町3-10	827-5064	827-5069	10
23	長岡ハウス	(福)友遊会	H29. 11. 1	下新城長岡字毛無谷地255	827-7317	827-7318	30

■機能訓練

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田県身体障害者更生訓練センター	(福)県社会福祉事業団	H19. 4. 1	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	20
2	らいふサポートほくと	(福)北杜	H19. 4. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	4
3	ひだまり	(福)晃和会	H19. 4. 1	東通仲町4-1	884-1400	884-3456	6

■生活訓練

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	ニコニコ寮	(医)久幸会	H20. 10. 1	下新城中野字琵琶沼123	873-5759	873-6381	6 (13)
2	手形ハウス	(医)久幸会	H23. 8. 1	手形字山崎164-2	893-6311	884-0123	6 (6)
3	医療法人回生会生活訓練事業所紫陽花	(医)回生会	H24. 4. 1	牛島西一丁目6-7	825-5252	825-5250	20 (19)
4	夢・究塾明日葉	(福)一羊会	H26. 4. 1	手形字大松沢79-1	836-1730	836-1730	10
5	土崎ハウス	(医)久幸会	H27. 4. 1	土崎港中央七丁目2-15	853-6230		10 (16)
6	ごろりんはうす Story	(特非)あきた福祉共生会	H27. 6. 1	山王一丁目4-10	893-6991	893-6992	6

※()内の数字は、宿泊型自立訓練（生活訓練）の定員です。

■就労移行支援

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H19. 4. 1	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	6
2	ごろりんはうす	(特非)あきた福祉共生会	H26. 11. 1	川元山下町2-3	893-6991	893-6992	20
3	白樺	(福)五輪坂秋峰会	H27. 5. 1	中通三丁目1-9	884-0051	884-0052	6
4	保戸野ハウス	(医)久幸会	H27. 6. 1	保戸野中町6-15	893-5500	873-6381	6
5	緑光苑	(福)緑光福祉会	H29. 7. 1	下北手宝川字種ヶ崎81-17	889-7001	889-7002	6

■就労継続支援A型

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H19. 4. 1	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	10
2	アクール	(特非)障がい者雇用促進ネットワーク	H23. 6. 1	川尻町字大川反170-26	896-0200	896-0010	20
3	家々	(株)サポートワーク	H23. 6. 1	雄和平沢字大面2-1	874-8931	874-8935	10
4	広面ハウス	(福)友遊会	H24. 4. 1	広面字樋ノ沖69-1	853-1661	834-7765	10
5	スクールファーム 河辺	(株)スクールファーム河辺	H25. 8. 1	河辺赤平字小曾根80	882-5128	882-5127	10
6	ちゃれんじ工房(株)	ちゃれんじ工房(株)	H25. 10. 1	新屋島木町1-73	828-5874	828-5903	20
7	こまどり	(有)つばさ	H27. 4. 1	八橋字イサノ10	866-1866	827-5166	40
8	(株)H S S 秋田事業所	(株)H S S	H27. 11. 1	中通三丁目2-171F	853-6264	853-6264	20

■就労継続支援B型

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H19. 4. 1	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	30
2	いなほ作業所	(福)秋田いなほ福祉会	H19. 4. 1	山手台二丁目17	829-4422	兼用	15
3	ドリームカンパニー あゆみ	(福)ゆたか会	H19. 4. 1	仁井田本町五丁目12-45	829-2994	兼用	20
4	希望園	(福)秋田希望ふくし会	H20. 4. 1	泉中央二丁目6-26	862-6072	827-4011	20
5	ウェルビューいずみ	(福)いずみ会	H20. 10. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	40
6	明成園	(福)秋田旭川福祉会	H21. 4. 1	添川字地ノ内10-1	868-4868	868-4856	50
7	緑光苑	(福)緑光福祉会	H20. 10. 1	下北手宝川字種ヶ崎81-1 7	889-7001	889-7002	40
8	スクラム	(福)友愛の園	H22. 4. 1	飯島字穀丁大谷地1-33	893-3760	893-3761	20
9	ユートピアやまばと	(福)友睦会	H22. 11. 1	新屋下川原町2-10	883-0711	883-0712	10
10	とうふ屋丸木橋六兵衛	(福)一羊会	H23. 1. 1	山内字丸木橋174-1	827-2271	827-2271	13
11	夢・究塾明日葉	(福)一羊会	H23. 1. 1	手形字大松沢79-1	836-1730	836-1730	10
12	サンハウス	(福)サンふくし会	H23. 4. 1	上北手荒巻字荒巻312	892-6650	892-6651	30
13	小又の里	(福)秋田福祉協会	H23. 4. 1	上新城小又字落合85	870-2361	870-2372	18
14	げんきハウス下新城	(医)久幸会	H19. 4. 1	金足追分字海老穴222	872-1116	872-1117	34
15	クローバー	(医)久盛会	H21. 1. 1	飯島道東二丁目13-20	846-9608	846-5358	30

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
16	ニコニコ寮	(医)久幸会	H21. 4. 1	下新城中野字琵琶沼156-4	873-5759	873-6381	14
17	家々	(株)サポートワーク	H23. 6. 1	雄和平沢字大面2-1	874-8931	874-8935	10
18	手形ハウス	(医)久幸会	H23. 8. 1	手形山崎町164-2	893-6311	884-0123	20
19	白樺	(福)五輪坂秋峰会	H23. 10. 1	中通三丁目1-9	884-0051	884-0052	14
20	ごろりんはうす	(特非)あきた福祉共生会	H23. 11. 1	川元山下町2-3	893-6991	893-6992	20
21	広面ハウス	(福)友遊会	H24. 4. 1	広面字樋ノ沖69-1	853-1661	834-7765	20
22	ほのぼの	(特非)ほのぼの	H24. 4. 1	大町二丁目5-1	866-8880	866-8887	40
23	秋田のうさん	(特非)ホブ・フル	H24. 8. 1	川尻町字大川反170-69	862-2522	兼用	20
24	スクールファーム河辺	(株)スクールファーム河辺	H25. 1. 1	河辺赤平字小曾根80	882-5128	882-5127	15
25	保戸野ハウス	(医)久幸会	H25. 8. 1	保戸野中町6-15	893-5500	873-6381	14
26	アキタネット	(株)アキタネット	H26. 4. 1	東通仲町2-12	893-5288	893-5287	30
27	ダイバーシティあきた	(同)ダイバーシティあきた	H26. 9. 1	山王六丁目16-11マツカビル22F	838-0295	838-0296	20
28	協働ワークアップ	協働大町ビル(株)	H27. 4. 1	大町三丁目2-44	863-2111	863-2119	20
29	ごろりんはうす Storey	(特非)あきた福祉共生会	H27. 6. 1	山王一丁目4-10	893-6991	893-6992	14
30	スクラム八橋	(福)友愛の園	H28. 4. 1	八橋字イサノ6-1	893-3760	893-3761	20
31	自立支援センターふ〜ら	センターフィールド(株)	H28. 5. 1	山王五丁目7-22	853-6028	兼用	20
32	Onememory	(福)一羊会	H29. 4. 1	新屋船場町3-10	827-5064	827-5069	10
33	えこま〜る	(特非)あきた結いネット	H29. 7. 1	八橋本町三丁目1-36	838-5450	838-5455	
34	ホブ・フル	ホブシー(有)	H29. 7. 1	泉字登木209-1-108	864-7074	864-7071	
35	はっぴーわーきん	(株)はっぴーわーきん	H29. 9. 1	中通四丁目14-16アキタ・スクエア2-3	838-0348		
36	やわらぎ	(医)仁政会	H29. 12. 1	土崎港中央一丁目21-36	853-5701	853-5703	
37	アトリエ・ローブ	(一社)秋田スプリング	H30. 2. 1	手形字西谷地188-1西村ビル	838-7810	838-7840	

■施設入所支援

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	高清水園	(福)県社会福祉事業団	H19. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	60
2	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H19. 4. 1	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	54
3	秋田県身体障害者更生訓練センター	(福)県社会福祉事業団	H19. 4. 1	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	40
4	障がい者支援施設ほくと	(福)北杜	H23. 4. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	55
5	竹生寮	(福)秋田育明会	H23. 4. 1	柳田字竹生168	834-2577	834-2219	75
6	柳田新生寮	(福)秋田育明会	H23. 4. 1	柳田字竹生197	835-3371	835-3219	50
7	小又の里	(福)秋田福祉協会	H23. 4. 1	上新城小又字落合85	870-2361	870-2372	50
8	雄高園	(福)秋田県厚生協会	H23. 10. 1	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	886-3327	80
9	たかしみず園	(福)秋田県社会福祉事業団	H29. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	34

■経過的療養介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	高清水園	(福)県社会福祉事業団	H19. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	60
2	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H19. 4. 1	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	54
3	秋田県身体障害者更生訓練センター	(福)県社会福祉事業団	H19. 4. 1	新屋下川原町2-3	863-4471	863-2393	40
4	障がい者支援施設ほくと	(福)北杜	H23. 4. 1	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	55
5	竹生寮	(福)秋田育明会	H23. 4. 1	柳田字竹生168	834-2577	834-2219	75
6	柳田新生寮	(福)秋田育明会	H23. 4. 1	柳田字竹生197	835-3371	835-3219	50
7	小又の里	(福)秋田福祉協会	H23. 4. 1	上新城小又字落合85	870-2361	870-2372	50
8	雄高園	(福)秋田県厚生協会	H23. 10. 1	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	886-3327	80
9	たかしみず園	(福)秋田県社会福祉事業団	H29. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	34

■経過的療養介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田県立医療療育センター	(地独)秋田県立療育機構	H24. 4. 1	上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	826-2401	826-2407	40

■グループホーム

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	結	(福)県社会福祉事業団	H14. 10. 1	広面字小沼古川端31-7	832-4211		4
2	みのり	(福)県社会福祉事業団	H16. 11. 1	広面字小沼古川端31-8	832-2125		4
3	さくら	(福)県社会福祉事業団	H18. 5. 1	広面字小沼古川端31-6	837-3012		4
4	ささこやま	(福)秋田育明会	H13. 10. 1	広面字大巻36-2	835-3371	835-3219	5
5	みんなのいえ	(福)秋田育明会	H16. 10. 1	広面字大巻32-1	834-7854		4
6	花つぼみ	(福)友愛の園	H22. 5. 1	土崎港相染町字大谷地33-10	847-0011	兼用	6
7	絆(きずな)	(福)友愛の園	H23. 4. 1	土崎港相染町字沖谷地151-2	846-7502	兼用	8
8	あおぞら	(福)県社会福祉事業団	H20. 4. 1	広面字小沼古川端6-5	839-6652		5
9	こまち	(福)県社会福祉事業団	H25. 10. 1	仁井田二ツ屋二丁目12-42	839-3515		6
10	彩	(福)県社会福祉事業団	H21. 4. 1	広面字鍋沼57-8	835-8660		4
11	ずっと	(福)一羊会	H20. 10. 1	山内字上台15-1	827-2310	827-2311	16
12	竹飛歩	(福)一羊会	H12. 10. 1	桜二丁目24-17	837-4819	兼用	7
13	にぎやか倶楽部	(福)一羊会	H15. 10. 1	横森二丁目2-22	836-6019	兼用	6
14	風和里	(福)一羊会	H26. 9. 1	山内字田中311-2	827-2060	兼用	5
15	あいしんホーム	(福)愛心会	H17. 6. 1	土崎港中央五丁目9-30	846-7682		6
16	あいしんホームみなと	(福)愛心会	H19. 4. 1	土崎港中央四丁目3-7	846-7682	兼用	4
17	あいしんホームあおやま	(福)愛心会	H22. 4. 1	将軍野青山町12-5	857-0121	兼用	5
18	福寿草(男性のみ)	(医)久盛会	H6. 4. 1	飯島字堀川84-21	845-4700		6
19	かすみ草(女性のみ)	(医)久盛会	H8. 4. 1	飯島字堀川84-21	845-2079		6
20	鶴	(医)久盛会	H4. 4. 1	土崎港中央四丁目4-24	846-5885		7
21	すずらん	(医)久盛会	H8. 1. 1	飯島字堀川84-29	846-6125		17

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
22	トマト荘	(医)久幸会	H10. 4. 1	土崎港中央七丁目2-15	873-3011		20
23	にんじん(男性のみ)	(医)久幸会	H19. 6. 1	下新城中野字琵琶沼156-15	873-3011		7
24	じゃがいも(女性のみ)	(医)久幸会	H19. 6. 1	下新城中野字琵琶沼156-15	873-3011		7
25	なすび荘	(医)久幸会	H7. 4. 1	下新城中野字琵琶沼232-1	873-3011		7
26	港北	(医)久幸会	H28. 11. 1	土崎港北七丁目1-17	857-5025	816-0558	9
27	杉翠荘	(医)仁政会	H15. 12. 1	土崎港中央六丁目3-3	847-7550		12
28	第二杉翠荘	(医)仁政会	H24. 9. 1	土崎港東二丁目7-30	847-7550		6
29	あやめ荘	(医)回生会	H18. 10. 1	牛島西一丁目6-24	836-7551		6
30	さくら荘	(医)回生会	H18. 10. 1	茨島四丁目6-68	832-3203		6
31	げんきハウス金足	(医)久幸会	H15. 2. 1	金足追分字海老穴222	872-1116		18
32	雀(浮き雲)	(福)友遊会	H21. 7. 1	下新城中野字琵琶沼156-19	873-8158		7
33	雀(青空)	(福)友遊会	H21. 7. 1	下新城中野字琵琶沼156-19	873-8158		7
34	雪やなぎ	(福)秋田育明会	H23. 10. 1	柳田字佐渡端34-2	893-6711		5
35	白樺	(福)五輪坂秋峰会	H23. 5. 1	中通一丁目3-37	884-0051		7
36	T u n e (ツネ)	(特非)秋田マック	H23. 11. 1	桜三丁目14-10	874-7021		6
37	あざみ	(医)久盛会	H24. 4. 1	飯島鼠田一丁目10-6	893-4735		18
38	まちなか	(福)グリーンローズ	H24. 9. 1	山王四丁目6-26山王9Kビル	828-7750		7
39	まちなか2	(福)グリーンローズ	H27. 3. 16	広面字堤敷5-31	828-7750		4
40	グループホームみやた	(医)わらべ会	H27. 4. 1	南通宮田15-44	853-6029		20
41	お結び	(特非)あきた結いネット	H27. 8. 1	桜ヶ丘一丁目3-13	825-0039		5
42	志を結び	(特非)あきた結いネット	H28. 2. 1	八橋新川向5-5	862-5160		5
43	ほっと	(福)秋田福祉協会	H25. 4. 1	上新城小又字啞市50	870-2438	870-2372	5
44	青い鳥	(有)夢紡	H29. 1. 1	茨島四丁目5-10	896-0071	896-0037	6
45	コミュニティサポート谷内佐渡ホーム	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H30. 4. 1	広面字谷内佐渡100-1	827-7630	827-7631	7

■地域活動支援センター

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	工房こすもす	工房こすもすの会	H9. 4. 1	濁川字堀尾田1-126	868-9660	兼用	10
2	やすらぎの家	やすらぎの家	H7. 4. 1	土崎港中央五丁目9-3	845-3158	兼用	10
3	アトリンクうちのあかり	(特非)アトリンクうちのあかり	H30. 4. 1	新屋比内町11-16	838-4711	兼用	15
4	クローバー	(医)久盛会	H12. 2. 1	飯島道東二丁目13-20	846-5328	846-5358	20
5	秋田市のぞみ地域活動支援センター	秋田市	H15. 4. 1	八橋南一丁目8-2	863-4481	兼用	20
6	秋田市南浜地域活動支援センター	秋田市	H15. 4. 1	新屋南浜町7-10	867-1650	兼用	20

■児童養護施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	感恩講児童保育院	(福)感恩講	M38. 12. 18	寺内神屋敷2-1	845-0483	845-0483	60
2	聖園天使園	(福)みその	S23. 5. 1	保戸野すわ町1-58	823-2696	823-2699	63

■乳児院

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田赤十字乳児院	日本赤十字社秋田県支部	S24. 8. 1	広面字釣瓶町100-3	884-1760	884-1762	30

■児童自立支援施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	千秋学園	秋田県	M37. 4. 1	新屋下川原町1-2	862-2614	863-2416	75

■婦人保護施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田陽光園	県母子寡婦福祉連合会	S33. 6. 1	手形住吉町4-26	834-0906	833-4246	16

■救護施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	玉葉荘	(福)秋田県厚生協会	S37. 9. 1	雄和向野字吹欠下36-2	887-2235	887-2310	150

■その他施設

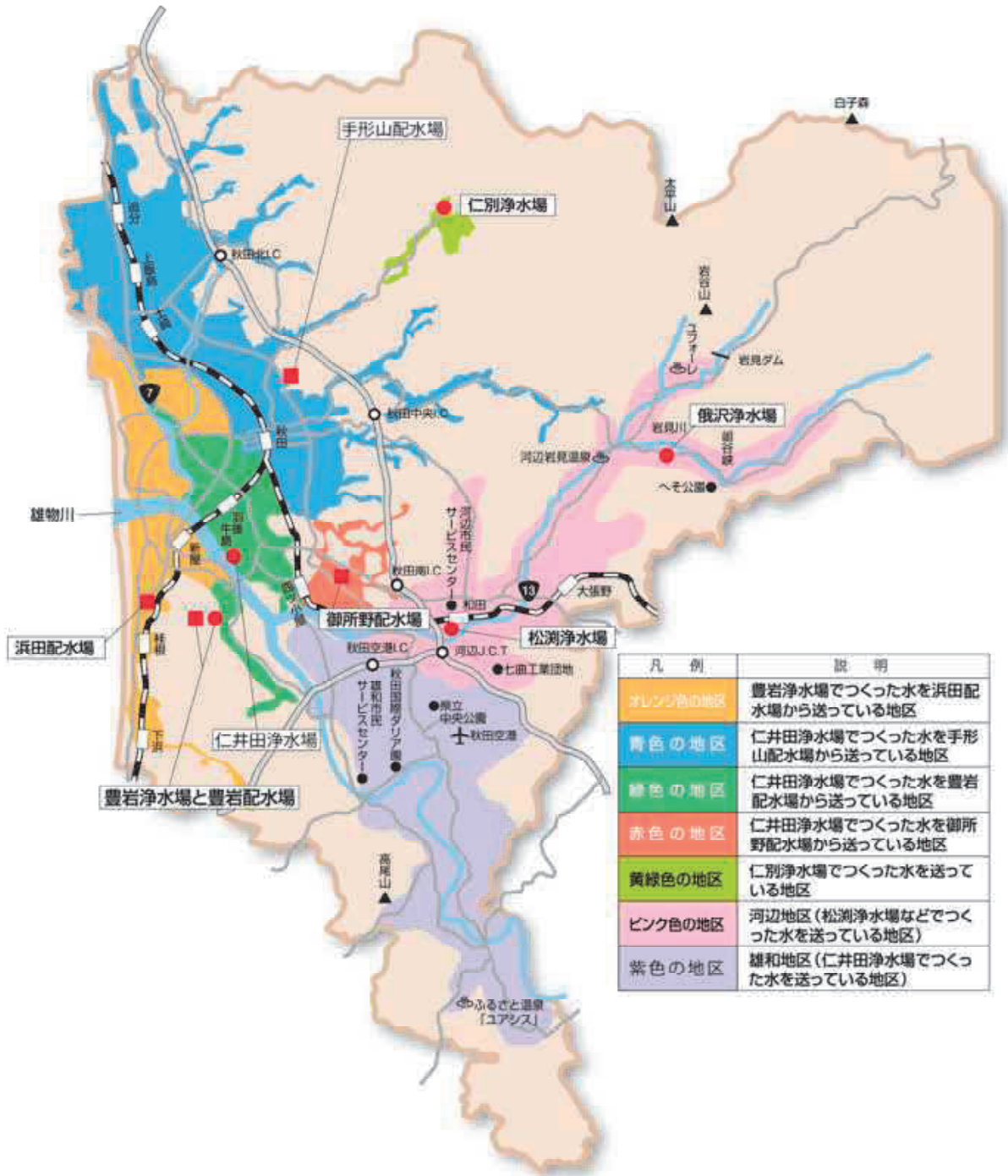
NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	御所野交流センター	秋田市	H9. 4. 1	御所野下堤5-1-6	826-0671	826-0672	
2	河辺総合福祉交流センター	秋田市	H11. 8. 1	河辺北野田高屋字 上前田表66-1	881-1201	882-3467	
3	河辺高齢者健康づくりセンター	秋田市	H16. 3. 1	河辺三内字丸舞1-1	884-2111		
4	雄和ふれあいプラザ	秋田市	H12. 1. 20	雄和妙法字上大部77-1	886-5071	886-5077	

■福祉複合施設（再掲）

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	ウエルビューいずみ	(福)いずみ会	H14. 11. 1	泉菅野二丁目17-27	896-6277	896-6482	

第 2 8 給水に関する資料

資料 2 8 - 1 給水区域および施設配置図



資料 2 8 - 2 浄水場・配水場一覧表

地域	浄水場（給水能力）	配水場（容量）	備考
秋田	仁井田浄水場（154,600m ³ /日）	手形山配水場（40,800m ³ ） 豊岩配水場（22,000m ³ ） 御所野配水場（3,350m ³ ）	
	豊岩浄水場（35,800m ³ /日）	浜田配水場（12,000m ³ ）	
	仁別浄水場（960m ³ /日）	仁別配水場（264m ³ ）	
河辺	松湊浄水場（3,800m ³ /日）	七曲配水池（938m ³ ） 和田配水池（883m ³ ）	
	俄沢浄水場（1,974m ³ /日）	上野配水池（828m ³ ） 俄沢配水池（303m ³ ）	
	仁井田浄水場	平尾島配水池（726m ³ ） 高区配水池（140m ³ ） 兼用受水槽（164m ³ ） 椿川配水池（950m ³ ） 竹ノ花配水場（510m ³ ）	

資料 2 8 - 3 小規模水道一覧表

地区名	戸数(戸)	給水人口(人)
雄和藤森	9	20
雄和中の沢	15	34

平成 2 8 年 4 月 1 日現在

資料 2 8 - 4 応急給水施設一覧表

1 応急給水弁

番号	応急給水弁設置箇所	配水管(口径mm)および推定取水量
1	添川字境内川原 9 9 地内	φ 800 L=1,540m (推定 774m ³)
2	飯島飯田 1 丁目 1 3 地内	φ 600 L=1,900m (推定 537m ³)
3	寺内字将軍野 1 地内	φ 400 L=2,285m (推定 445m ³)
4	卸町 4 丁目 9 地内	φ 800 L=1,697m (推定 853m ³)
5	新屋松美ヶ丘北町 2 地内	φ 800 L=2,477m (推定 1,503m ³)
6	千秋明德町 2 地内	φ 350 L=1,260m (推定 151m ³)
7	川尻御休町 4 地内	φ 400 L=2,070m (推定 422m ³)
8	泉中央 6 丁目 3 地内	φ 300 L=2,100m (推定 219m ³)
9	手形字西谷地 7 3 0 地内	φ 600 L=1,970m (推定 557m ³)
10	八橋本町三丁目 1 9 地内	φ 600 L=2,320m (推定 656m ³)
11	手形字大松沢地内	手形山配水場 (40,800m ³)
12	手形字中台 1 地内	φ 1000 L= 430m (推定 338m ³)
13	雄和平尾鳥字小平 4 地内	φ 250 (送水管)
14	雄和平尾鳥字小平 4 地内	平尾鳥配水池 (726m ³)

※給水車への受水および消火用水の確保が主な目的。

2 耐震性緊急貯水槽

番号	貯水槽設置箇所	設置施設名称および貯水容量
1	八橋運動公園 1 地内	八橋運動公園相撲場 消火用水兼用水槽 100m ³
2	飯島鼠田二丁目 2 - 1 地内	飯島小学校 飲料水専用水槽 40m ³
3	土崎港東一丁目 6 - 3 9 地内	土崎南小学校 飲料水専用水槽 40m ³
4	新屋松美ガ丘北町 1 9 - 1 地内	松美ガ丘第一街区公園 飲料水専用水槽 40m ³

※大規模断水時の飲料水および消火用水の確保が主な目的。

3 応急給水栓

番号	応急給水栓設置箇所	設置施設名称
1	下新城笠岡字佐戸反10地内	下新城小学校
2	飯島鼠田二丁目2-1地内	飯島小学校
3	飯島字田尻堰越48地内	飯島中学校
4	飯島西袋一丁目1-2地内	飯島南小学校
5	土崎港西五丁目3-1地内	北部市民サービスセンター
6	土崎港東一丁目6-39地内	土崎南小学校
7	外旭川字梶ノ目262-2地内	外旭川小学校
8	外旭川字梶ノ目50地内	外旭川中学校
9	将軍野南一丁目2-16地内	高清水小学校
10	手形字才ノ浜63地内	旭川小学校
11	寺内堂ノ沢二丁目14-1地内	寺内小学校
12	泉北二丁目6-1地内	泉中学校
13	千秋公園1-13地内	明德小学校
14	広面字釣瓶町13-3地内	東部市民サービスセンター
15	下北手松崎字走り崎14地内	下北手中学校
16	下北手松崎字谷崎202-1地内	下北手小学校
17	東通二丁目11-1地内	東小学校
18	広面字鍋沼17地内	城東中学校
19	中通五丁目8-22地内	中通小学校
20	桜四丁目12-1地内	桜小学校
21	新屋松美ガ丘北町14-1地内	勝平小学校
22	新屋北浜町13-1地内	勝平中学校
23	上北手猿田字苗代沢17-3地内	日本赤十字秋田看護大学
24	新屋扇町13-34地内	西部市民サービスセンター
25	仁井田字中新田354-2地内	御野場中学校

※市民が直接給水を受けられる装置。

資料 2 8 - 5 給水資機（器）材一覧表

資機材名	単位	数量	備考
給水タンク車	台	2	2,000
給水タンク	基	5	2,000 2基 1,000 3基
取水用エンジンポンプ	台	6	可搬式
給水バッグ	個	80	1,000/個
ポリパック	枚	18,600	100/枚
ポリパック	枚	14,100	60/枚
ポリタンク	個	165	200/個
給水バッグ設置台	基	24	
仮設給水栓	台	62	4栓付60台ほか

平成 3 1 年 1 月末

第 2 9 備蓄に関する資料

資料 2 9 - 1 県と市町村の共同備蓄品目と数量

(1) 県と市町村の共同備蓄品目

品 目		単 位	規 格 等
食 料 品 等	アルファ化米	食	保存期間 5 年程度
	パン缶詰	食	保存期間 5 年程度
	アルファ化米 (粥)	食	保存期間 5 年程度
	飲料水	ℓ	保存期間 5 年程度 調乳にも適したもの
	粉ミルク	g	フォローアップミルクを含む
	ほ乳瓶	枚	容量200ml程度
防 寒 用 品	毛布	枚	真空パック品
	石油ストーブ	台	対流式で出力 5 KW 程度のもので電源を要しないもの (反射式の場合は反射式 2 台で対流式 1 台に換算)
衛 生 用 品	非常用トイレ (便袋)	回	
	トイレット ペーパー	巻	
	紙おむつ (大人用)	枚	サイズバランスを考慮
	紙おむつ (子供用)	枚	サイズバランスを考慮
	生理用品	枚	投光器等の消費電力を考慮の上、投光器 2 台分のほか、テレビ やPC等も使用可能な出力のもの
発 電 ・ 照 明 機 材	自家発電機	台	小規模な体育館に 2 台設置した場合に、歩行可能な照度を確保 できるもの
	投光器	台	小規模な体育館に 2 台設置した場合に、歩行可能な照度を確保 できるもの
	コードリール	台	
	燃料携行缶	個	石油ストーブ及び自家発電機のタンク容量を考慮
そ の 他	タオル	枚	35cm×85cm程度
	給水用 ポリタンク	個	各家庭に配付できる容量10ℓ程度のもの (5～20ℓ程度の場合は10ℓの個数に換算)
	医薬品セット	個	消毒剤、包帯、絆創膏、三角巾、ガーゼなど10人分程度 (5人～20人程度のものは10人分の個数に換算)

(2) 県と市町村が最低限備蓄すべき数量 (合計)

品 目		数 量	左 の 内 訳
食 料 品 等	主食	289,500 食	139,193人×99% (乳幼児(1.5歳未満)以外)×3食×3日×7/10×1/3
	内 主食	242,700 食	139,193人×83% (高齢者(75歳以上)・乳幼児(1.5歳未満)以外)×3食×3日×7/10×1/3
	訳 主食(お粥等)	46,800 食	139,193人×16% (高齢者(75歳以上))×3食×3日×7/10×1/3
	飲料水	292,400 l	139,193人×30×3日×7/10×1/3
	粉ミルク	82,400 g	139,193人×1% (乳幼児(1.5歳未満))×65% (人工・混合授乳者)×130g×3日×7/10×1/3
	ほ乳瓶	220 本	139,193人×1% (乳幼児(1.5歳未満))×65% (人工・混合授乳者)×1本×7/10×1/3
	毛布	65,000 枚	139,193人×2枚×7/10×1/3
	石油ストーブ	660 台	139,193人÷100人×2台×7/10×1/3 (100人の避難所に2台・投光器の数量との調整有り) ※反射式の場合は1台につき0.5台に換算
	トイレ	467,700 回分	139,193人×96% (紙おむつ使用者(要介護度4・5及び3歳未満)以外)×5回×3日×7/10×1/3
	トイレットペーパー	14,700 巻	139,193人×0.15巻×3日×7/10×1/3
衛 生 用 品	紙おむつ (大人用)	13,700 枚	139,193人×2% (要介護度4・5)×7枚×3日×7/10×1/3
	紙おむつ (子供用)	9,800 枚	139,193人×2% (3歳未満)×5枚×3日×7/10×1/3
	生理用品	24,400 枚	139,193人×5% (12~50歳女性の25%)×5枚×3日×7/10×1/3
	自家発電機	330 台	139,193人÷100人×1台×7/10×1/3 (100人の避難所に1台)
発 電 ・ 照 明 機 材	投光器	660 台	139,193人÷100人×2台×7/10×1/3 (発電機1台につき2台)
	コードリール	660 台	139,193人÷100人×2台×7/10×1/3 (発電機1台につき2台)
	燃料タンク	990 台	139,193人÷100人×3台×7/10×1/3 (石油ストーブ及び発電機1台につき各1台)
	タオル	65,000 台	139,193人×2枚×7/10×1/3
	給水タンク	6,500 個	139,193人×20 (1人分20)÷100 (100用の個数に換算)×7/10×1/3 ※100程度以外の場合は100に換算
そ の 他	医薬品セット	330 個	139,193人×10% (医療機関を受診しない軽傷者)÷10人 (10人分の個数に換算)×7/10×1/3 ※10人分程度以外の場合は10人分に換算

(3) 県と市町村の共同備蓄数量の内訳

区分	品目	県と市町村が 備蓄すべき量	内 県 分	内秋田市分	内他市町村分
食料品等	主食	242,700食	121,350食	36,163食	85,187食
	主食（お粥等）	46,800食	23,400食	6,974食	16,426食
	飲料水	292,400L	146,200L	43,568L	102,632L
	粉ミルク	82,400g	41,200g	12,278g	28,922g
	ほ乳瓶	220本	110本	33本	77本
防寒用品	毛布	65,000枚	32,500枚	9,685枚	22,815枚
	石油ストーブ	660台	330台	99台	231台
衛生用品	トイレ	467,700回	233,850回	69,688回	164,162回
	トイレット ペーパー	14,700巻	7,350巻	2,191巻	5,159巻
	紙おむつ（大人用）	13,700枚	6,850枚	2,042枚	4,808枚
	紙おむつ（子供用）	9,800枚	4,900枚	1,461枚	3,439枚
	生理用品	24,400枚	12,200枚	3,636枚	8,564枚
発電・ 照明機材	自家発電機	330台	165台	50台	115台
	投光器	660台	330台	99台	231台
	コードリール	660台	330台	99台	231台
	燃料タンク	990台	495台	148台	347台
その他	タオル	65,000枚	32,500枚	9,685枚	22,815枚
	給水袋	6,500袋	3,250袋	969袋	2,281袋
	医薬品セット	330個	165個	50個	115個

29-2 秋田市備蓄一覧表 (共同備蓄品含む)

(平成31年3月現在)

区分	区別		中央				東部・河辺		西部	南部・雄和						
	地区		22.8%				22.8%		11.3%	18.0%						
	品目	単位	本庁舎	八橋小学校	中通小学校	秋戸野コミセン	城東中学校	東部市民SC	アルヴェ(プラザ管理室)	河辺市民SC	御野場中学校	南部市民SC	雄和市民SC	大正寺連絡所	南部市民SC	
パン缶詰	食	H30	600									1,056	1,200			
		H29	792	312	432	432				408						
		H28	960	984	1,200	600									1,800	
		H27	12					1,850	360	840	2,352					
		H26	2,945													360
		計	5,309	1,296	1,632	1,032	0	1,850	360	840	2,760	912	1,056	1,200	360	1,800
		地区計 9,269 3,050 2,760 5,328														
アルファ化米	食	H30	400									400				
		H29	150	50	100	100	200	100	200	250	100	150	100	50	100	
		H28	0				200	150		250				50		
		H27														
		計	550	50	100	100	400	650	0	450	1,700	100	650	150	50	100
		H30	600					400					400			
わかめごはん・味付ごはん	食	H29	100	100	100	100	150		200	250	100	100	150	50	100	
		H28	224	100	150	150							50			
		計	924	200	250	250	150		0	200	250	100	200	200	50	100
		合計	1,474	250	350	350	550	1,200	0	650	1,950	200	1,050	350	100	200
		地区計 2,424 2,400 1,950 1,900														

区分	区別		南部・雄和																
	地区		中央					東部・河辺					西部						
	人口比		22.8%					22.8%					11.3%						
	備蓄倉庫		22.8%					22.8%					18.0%						
品目	単位	規格等	年度	本庁舎	八橋小学校	中通小学校	保戸野コミセン	城東中学校	東部市民SC	アルヴェ(プラザ管理室)	河辺市民SC	西部市民SC	御野場中学校	南部市民SC	雄和市民SC	大正寺連絡所	南部市民SC別館		
アルファ化米 (低タンパク質米)	食		H30												200				
			H29																
			H28	300															
			H27										300						
			計	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	200	0	0	0
こまちがゆ 缶詰(～H29 :缶) (H30～:アルファ化米)	食		H30	500						500					500				
			H29																
			H28	4					720							408	168	0	240
			H27																
			計	504	0	0	0	0	720	720	1,220	0	120	800	600	908	168	72	240
			地区計	504					2,060		800				1,988				
飲料水	L		H30		2,400			2,400											
			H29											1,200		600	324	720	
			H28	1,224	1,200	1,200	1,200								1,800	1,752			
			H27	9						2,388		5,112							
			H26		3,552	2,964		852				360			0	900	0	0	
			計	1,233	7,152	4,164	1,200	3,252	2,388	3,252	2,388	360	5,112	2,600	3,000	2,652	600	324	720
			地区計	13,749					11,112		2,600				7,296				
粉ミルク	g	ステイックタイプ*	H30	2,600	0	0	0	0	2,600	0	0	2,600	0	0	0	0	0	2,600	
			H29																
哺乳ビン	本		H23	0	0	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			計	0	0	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
使い捨てほ乳瓶	個		H26				138												
			計				138												

区分	区別		北部				広域(集中)備蓄倉庫				合計	その他① (コミセン、 学校等)	備考
	地区		25.1%		(主に食糧品)		(非食糧品)						
	人口比		港北 小学校		H27まで 河辺市民 S.C		H29から 旧八田 小学校						
	品目	単位	規格等	年度	SC	小学校	0	0					
アルファ化米 (低タンパク質米)	食		H30							200			
			H29	250							250		
			H28									300	
			H27									300	
			計	250	0	0	0	0	0	0	0	1,050	
こまらがゆ缶詰 (～H29:缶) (H30～:アルファ化米)	食		H30								2,300		
			H29	720	960						2,496		
			H28									2,236	
			計	720	960	0	0	0	0	0	0	7,032	
			地区計	1,680					0			7,032	
飲料水	L		H30		1,324						8,724		
			H29	2,400	2,400					1,080		8,724	
			H28									8,676	
			H27				996					8,505	
			H26	576	0							9,204	
			計	2,976	3,724	996	0	1,080				43,833	
			地区計	6,700					2,076			43,833	
粉ミルク	g	ステイック イフ*	H30	2,600	0						13,000		
			計	2,600	0							13,000	ステイックイフ13g×10本×20個/箱
哺乳ビン	本		H23	0	0	0	0	0	0	0	57		
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	57	
使い捨てほ乳瓶	個		H26							138			
											46個/箱×3箱		

区分	区別		南部・雄和															
	地区		中央					東部・河辺					西部					
	人口比		22.8%					22.8%					11.3%					
	品目	単位	規格等	年	度	本庁舎	八橋小学校	中通小学校	保戸野コミセン	城東中学校	東部市民SC	アルヴェ(プラザ管理室)	河辺市民SC	西部市民SC	御野場中学校	南部市民SC	雄和市民SC	大正寺連絡所
防薬用品	毛布	枚			259	530	380	562	1,014	290	120	269	284	510	278	907	125	344
	石油ストーブ	台			12	14	5	3	10		8	1	2	6	10			
衛生用品	簡易トイレ	台	和式			2	3	0	4			1	0	2	0	0		
		台	洋式			0	1	0	1			0	0	1	0	0		
	マンホールトイレ	基				0	0	2	0	4		0	4	0	4	0		
	排便処理袋(ペンリール袋)	枚		H	24	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	400	1,400
		枚		計		2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	0	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	400
紙おむつ(子ども用)	トイレットペーパー	巻				1,200	1,520	2,850	3,160			1,060	1,400	1,440	1,520	400		
	紙おむつ(大人用)	枚	M-L	H	25													
		枚		H	24	0	0	180	0	0	0	0	216	0	324	0		
		枚		計		0	0	486	0	0	0	0	216	0	324	0	0	0
		枚	新生児	H		0		544				0			0		0	
		枚	S	26				496	0	0	0	0						84
		枚	M					400	0	0	0	0						64
		枚	L				0	336	0	0	0	0						
		枚	H26	計		0	0	1,776	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		枚	新生児	H		90	0	0	0	0	90			90	0	90	0	
	枚	S	29		84		0	0	0	84			84	0	84			
	枚	M			192		0	0	0	64			64	0	64			
	枚	L			162		0	0	0	54			54	0	54			
	枚	H29	計		528	0	0	0	0	292			292	0	292	0	0	
	枚	計(H26、H29)			528	0	0	1,776	0	292			292	0	292	0	0	

区分	区別			広域(集中)備蓄倉庫			合計	備考				
	地区			(主に食糧品)								
	人口比			H27まで								
	備蓄倉庫			H29から								
品目	単位	規格等	年度	北都市民 SC	港北 小学校	河辺市民 SC	旧八田 小学校	総合環境 センター	その他① (コミセン、 学校等)			
防寒用品	毛布	枚			526	740	1,380	840	334	9,692	10枚/箱	
	石油ストーブ	台			11	16			100	198		
衛生用品	簡易トイレ	台	和式		0	5		3	0	20	健常者用	
		台	洋式		2	3		2	0	10	障がい者用(車いす対応型)	
	マンホールトイレ	基			12	0			12	38	川尻コミセン4、旭南コミセン4、 勝平コミセン2(ペンチタイプ)、桜コミセン2	
	排便処理袋 (ペナリー袋)	枚		H24	2,000	1,000	2,000	4,600	0	26,400	5枚/袋	
				計	2,000	1,000	2,000	4,600	0	26,400	40袋/箱	
	トイレレットペーパー	巻			400	2,880			0	17,830	80巻/箱または100巻/箱	
紙おむつ(大人用)		枚	M-L							306		
				H24	0	1,026			0	1,746	男女共用 18枚/袋	
				計	0	1,026	0	0	0	2,052	(3袋/箱)	
	紙おむつ(子ども用)		枚	新生児	H26	0				0	634	新生児 68枚×4袋×2箱
				S							580	S 62枚×4袋×2箱
				M							464	M 50枚×4袋×2箱
			L		0				0	390	L 42枚×4袋×2箱	
			H26	0	0	0	0	0	0	2,068		
	枚	新生児	H29	90					0	450	新生児 0枚×6袋	
		S		84						420	S 84枚×6袋	
		M		64						448	M 64枚×8袋	
		L		54					0	378	L 54枚×8袋	
			H29	292	0	0	0	0	0	1,696		
	枚		計(H26、H29)	292	0	0	0	0	0	3,764		

区分	区別			南部・雄和																
	地区			中央					東部・河辺					西部						
	人口比			22.8%					22.8%					11.3%						
	品目	単位	規格等	年度	本庁舎	八橋小学校	中通小学校	保戸野コミセン	城東中学校	東部市民SC	アルヴェ(プラザ管理室)	河辺市民SC	西部市民SC	御野場中学校	南部市民SC	雄和市民SC	大正寺連絡所	南部市民SC別館		
衛生用品	枚		H24	0	0	0	3,108	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			H25	0	0	532	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			H29	1,256	0	0	0	0	628	0	628	0	628	0	628	0	628	0		
			計	1,256	0	0	3,640	0	628	0	628	0	628	0	628	0	628	0	0	
石鹸	個			360	360	360	240	720	360	240	240	480	360	480	83					
サージナルカサマスタ	枚		H21	0	0	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0					
バスタオル	枚																210			
タオルケット	枚																			
簡易式トイレ (和式にはめて洋式 トイレにするもの)	台			4							2									
発電・照明機材	台																			
								0								0				
								1												
燃料タンク	個						48													
避難所生活用	組			0														27		
																			14	
体拭き用ボディシート	枚		H27															1,120		

区分	区別			備蓄倉庫			合計	備考		
	地区			広域(集中)備蓄倉庫						
	人口比			(主に食糧品)						
	品目	単位	規格等	年度	北市民 SC	北市民 SC			その他① (コミセン、 学校等)	
衛生用品	生理用品	枚		H24	0	0	0	S 62袋×25枚 M 82袋×19枚		
				H25	0	0	0	532		
				H29	628	0	0	3,768	S 96袋×25枚入り M 72袋×19枚入り	
				計	628	0	0	7,408		
				石鹸	個		240	0	4,283	120個/箱、180個箱
				サージ/カルマスク	枚		900	0	2,900	
				バスタオル	枚				400	5枚×6パック×13箱、5枚×2パック×1箱
				タオルケット	枚				526	10枚/箱
				簡易式トイレ (和式にはめて洋式トイレ にするもの)	台				8	
				発電・ 照明機 材	自家発電機 投光器 コードリール 燃料タンク	台			0	
	0		100							
			100							
			100							
			148							
避難所 生活用	避難所簡易式間仕切り 避難所授乳用簡易ルーム 体拭き用ポディシート	組					144	3組/箱(3組入り65箱、2組入り2箱、1組のみ1つ。)		
							103	1組/箱		
							15,680	3組/箱		
			H27				16,800			

区分	区別		南部・雄和															
	地区		西部					東部・河辺										
	人口比		11.3%					22.8%										
	備蓄倉庫		河辺市					雄和市民SC										
品目	単位	規格等	年度	本庁舎	八橋小学校	中通小学校	保戸野コミセン	城東中学校	東部市民SC	アルヴェ(プラザ管理室)	河辺市民SC	西部市民SC	御野場中学校	南部市民SC	雄和市民SC	大正寺連絡所	南部市民SC別館	
その他	タオル	枚		1,048	3,000	2,550	960	3,850	1,480	100	300	2,500	2,830	2,560	500			
	給水タンク(10L分)	袋			0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
	医薬品セット(20人用)	個		H24	1	3	0	0	0	3		1	3	2	2	1	0	1
				H25	1	0	0	3	0	0		0	0	0	0	0	0	0
				計	2	3	0	3	0	3	0	1	3	2	2	1	0	1
	防水シート	枚			54	6	90	64	200			0	57	46	94	43		
	懐中電灯	本			140	180	34	300	90			44	150	72	240	60		
	カセットコンロ	台						293				296						
	カセットボンベ	本						1,023				1,056						
	木炭	箱			2	2	2	2	2			3	2	2	2	2		
	移動炊飯器	台			2	0	0	0	0	1		1	1	0	0	1		
	給水タンク	個														150		
	ワンタッチトイレ	個											4					
ペンリール	枚		H23		500													
哺乳瓶用乳首	個						60	0	0		0	0						
オストメイト用トイレ	基																	
ランタン	個																	
樹脂製パレット	枚				2 (全面防水シート)		2		4		8	4			2			

区分	区別				北部				広域(集中)備蓄倉庫			合計	備考	
	地区		25.1%		H27まで		H29から		その他 ① (コミセン、学 校等)	100枚/箱	25,978			27,971
	人口比		港北 小学校		河辺市 民SC		旧八田 小学校							
	品目	単 位	規格 等	年度	民SC	小学校	民SC	小学校						
その他	タオル	枚			1,200	3,100			0			25,978	100枚/箱	
	給水タンク (10L分)	袋			0	0			0			27,971		
	医薬品セット(20 人用)	個		H24	4	0	0	0	0	0	0	21	25セット×20人分=500個	
				H25	0	0	0	0	0	0	0	4		
				計	4	0	0	0	0	0	0	25		
	防水シート	枚				30	250				934		大きき3間×3間	
	機中電灯	本				116	330				0	1,756	30本/箱	
	カセットコロロ	台				400					989			
	カセットボンベ	本				816					2,895			
	木炭	箱				2	2				23			
	移動炊飯器	台				1	0				7			
	給水タンク	個									150			
	フンタッチトイレ	個				9					13			
	ペンリー袋	枚		H23							500			
	哺乳瓶用乳首	個									180			
オストメイト用トイレ	基								1	1				
ランタン	個									130				
樹脂製パレット	枚				4				32	42				

第 3 0 災害救助に関する資料

資料 3 0 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(秋田県災害救助法施行細則 昭和39年10月1日 秋田県規則第38号)

(附則 平成30年規則第77号)

救 助 の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の 設 置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	1. 基本額 1人1日当たり320円 2. 加算額 ①「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる	災害発生の日から7日以内	1. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施して提供できる
応急仮設 住 宅 の 供 与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1. 規 模 1戸当たり地域の実情、世帯構成等に応じる 2. 限度額 1戸当たり5,610,000円以内 3. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合であつても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。	災害発生の日から20日以内着工	1. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる 2. 供与期間最高2年以内 3. 賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする
炊き出し その他に よる食品 の供与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受けて炊事の出来ない者 3. 災害により炊事ができない者	1. 1人1日当たり1,140円以内 2. 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする	災害発生の日から7日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費（水の購入費ならびに給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費ならびに資材費）	災害発生日から7日以内																																							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季…4月から9月まで 冬季…10月から3月までの季別は、災害発生日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1. 被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料を給与又は貸与																																						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊・全焼又は流失</td> <td>夏</td> <td>18,500</td> <td>23,800</td> <td>35,100</td> <td>42,000</td> <td>53,200</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,600</td> <td>39,700</td> <td>55,200</td> <td>64,500</td> <td>81,200</td> <td>11,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊・半焼又は床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,200</td> <td>14,800</td> <td>18,700</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,800</td> <td>12,800</td> <td>18,100</td> <td>21,500</td> <td>27,100</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の加算額	全壊・全焼又は流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200	半壊・半焼又は床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の加算額																																			
全壊・全焼又は流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800																																			
	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200																																			
半壊・半焼又は床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600																																			
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500																																			
医療	災害のため医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者による場合は、協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																						
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																						
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費（舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費）	災害発生日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2. 輸送費、人件費は別途計上																																						

救 助 の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった者の住宅の応急修理	1. 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う 1世帯当たり584,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊(焼)又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する 1. 生業費 1件当たり30,000円 2. 就職支度金 1件当たり15,000円 3. 貸与期間 2年以内 4. 利子 無利子	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む)、高等学校等生徒(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう)	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は次の金額以内 ・小学校児童 1人当たり4,400円 ・中学校生徒 1人当たり4,700円 ・高等学校生徒 1人当たり5,100円	災害発生の日から 1. 教科書1ヵ月以内 2. 文房具及び通学用品15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合個々の実情に応じて支給する
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり ・大人(12歳以上) 213,000円以内 ・小人(12歳未満) 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死 体 の 捜 索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費 (舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費)	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																							
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）を行う	1. 洗浄・消毒等 1体当たり3,400円以内 2. 一時保存 ・既存建物 借上費は通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,300円以内 3. 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常実費を加算できる																							
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては除去することができない者	1世帯当たり 135,400円以内	災害発生日から10日以内																								
輸送費および賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内																								
実費弁償費	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額																							
				<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>医師、歯科医師</td> <td>19,700円以内</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士</td> <td>16,000円以内</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>保健師、助産師、看護師、准看護師</td> <td>16,500円以内</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>救急救命士</td> <td>13,400円以内</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>土木技術者及び建築技術者</td> <td>16,300円以内</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>大工</td> <td>26,800円以内</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>左官</td> <td>24,800円以内</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>とび職</td> <td>22,400円以内</td> </tr> </tbody> </table>	1	医師、歯科医師	19,700円以内	2	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,000円以内	3	保健師、助産師、看護師、准看護師	16,500円以内	4	救急救命士	13,400円以内	5	土木技術者及び建築技術者	16,300円以内	6	大工	26,800円以内	7	左官	24,800円以内	8	とび職
1	医師、歯科医師	19,700円以内																									
2	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,000円以内																									
3	保健師、助産師、看護師、准看護師	16,500円以内																									
4	救急救命士	13,400円以内																									
5	土木技術者及び建築技術者	16,300円以内																									
6	大工	26,800円以内																									
7	左官	24,800円以内																									
8	とび職	22,400円以内																									

第31 公用負担に関する資料

資料31-1 市長等の応急公用負担一覧表

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠法令
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき、水防の現場において	1. 必要な土地一時使用 2. 土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用すること 3. 車馬その他の運搬具若しくは器具を使用すること 4. 工作物その他の障害物を処分すること	水防管理団体は、損失をうけた者に対し時価により補償する	水防法第28条
消防吏員 消防団員	消火若しくは延焼の防止又は人命救助のため必要があるとき	1. 火災が発生せんとし又は発生した消防対象物を使用し処分すること 2. 上記の消防対象物のある土地を使用し、又は、その使用を制限すること		消防法第29条第1項
消 防 長 消 防 署 長 (消防団長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること		消防法第29条第2項
	消火もしくは延焼の防止又は人命救助のため緊急の必要があるとき	上記以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること	市は損失補償の要求があったときは時価により補償する	消防法第29条第3項・第4項
市 長 (警 察 官) (自 衛 官) (海上保安官)	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において応急措置のため緊急の必要があるとき	1. 他人の土地、建物、工作物を一時使用すること 2. 土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること	市長は、処分により通常生ずべき損失を補償する	災害対策基本法第64条第1項
市 長 (警 察 官) (自 衛 官) (海上保安官)	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において応急措置のため緊急の必要があるとき	現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置	市長又は警察署長は、当該工作物等を保管しなければならぬ	災害対策基本法第64条第2項
市 長 (警察署長) (海上保安部長)	災害が発生するおそれのあるとき	災害を拡大させるおそれのある設備、物件の除去、保安その他必要な措置を占有者に指示すること		災害対策基本法第59条

第 3 2 災害援護に関する資料

資料 3 2 - 1 災害援護資金等の貸付け

1. 災害弔慰金の支給等に関する法律

昭和48年法律第82号

（最終改正）平成23年8月30日法律第100号

ア. 法の適対象となる災害

- 災害弔慰金
 - a 当該市町村の区域内において住居の滅失（100％）した世帯の数が5以上ある災害
 - b 当該都道府県の区域内において住居の滅失（100％）した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害
 - c 当該都道府県の区域内において災害救助法が適用された災害
 - d 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

○災害援護資金 当該都道府県地域内で災害救助法が適用された災害

イ. 所得制限

災害援護資金 同一世帯における合算した市町村民税の所得割の課税標準収入同一世帯に属する者が

- 1人のときは 220万円
- 2人のときは 430万円
- 3人のときは 620万円
- 4人のときは 730万円
- 5人以上は 730万円に1人増すごとに30万円を加算した額ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

ウ. 弔慰金および貸付金の額等

○災害弔慰金（国 2 / 4、県 1 / 4、市町村 1 / 4）

世帯主 500万円

その他 250万円

○災害援護資金（国 2 / 3、県 1 / 3）

区 分	負傷のみ の場合	家財が1/3 以上の損害	住家の 半 壊	〃 全 壊	〃 滅失・流失	条 件
世帯主の負傷1ヶ月 (療養)以上の場合	万円 150	万円 250	万円 270 (350)	万円 350	万円 —	○ 10年償還 (うち3年据置) ○ 年利3% () は特例
世帯主の負傷が ない場合	—	150	170 (250)	250 (350)	350	

償還方法

個人 10年 → 市町村 11年 → 県 12年 → 国
 3% 無利子 無利子

2. 生活福祉資金貸付け制度要綱（国2／3、県1／3）

資金種類	貸付限度	据置期間	償還期間	貸付利子
災害援護資金	1,500,000円以内	貸付の日から1年以内	7年以内	年3%
低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費				

注 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として災害援護資金および住宅資金の貸付対象としないものとする。

3. 母子寡婦福祉資金（国2/3、市1/3、激甚災害の場合 国3/4、市1/4）

母子福祉資金 20才未満の児童を扶養している母子家庭
 （寡婦 〃 かつて母子家庭であって現に配偶者のいない家庭）

4. 秋田県災害援護資金貸付け要綱（国2/3、県1/3）

・償還方法

個人 10年 → 市町村 11年 → 県
 3% 無利子

・貸付け限度額

被害の種類および程度	限度額
① 世帯主の1カ月以上の負傷	1,500,000円
② 家財等の損害	
ア 家財の3分の1以上の損害	1,500,000
イ 住居の半壊	1,700,000
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	2,500,000
エ 住居全体の滅失又は流失	3,500,000
③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
ア ②のイの場合	2,500,000
イ ②のウの場合	3,500,000
ウ ③のイの場合	3,500,000

資料 3 2 - 2 経営資金

(1) (株)日本政策金融公庫資金

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を(株)日本政策金融公庫が融通するものとする。

ア 農業関係

- ①スーパーL資金
- ②青年等就農資金
- ③農業改良資金
- ④経営体育成強化資金
- ⑤スーパーW資金
- ⑥畜産経営環境調和推進資金
- ⑦農林漁業セーフティネット資金

イ 林業関係

- ①林業基盤整備資金（造林資金）
- ②森林整備活性化資金
- ③林業経営育成資金（森林取得-林地取得）
- ④農林漁業セーフティネット資金

ウ 漁業関係

- ①漁業経営改善支援資金
- ②農林漁業セーフティネット資金

(2) 天災融資法による災害経営資金

暴風雨および豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国、県および市町村が農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものとする。

なお、貸付け限度、償還期限等については、天災の都度政令で指定する。

資料 3 2 - 3 税の減免

(1) 国 税

<p>所得税法の雑損控除による方法</p>	<p>災害、盗難又は横領により資産に損害を受けた場合次のうちいずれか多い方の金額を雑損控除額として所得金額から控除する。</p> <p>1 (損害金額-保険金等で補填される金額) - 総所得金額等の合計額×10%</p> <p>2 災害関連支出の金額 - 5万円</p>	<p>法第72条1項</p>
<p>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による方法</p>	<p>1 所得税の減免</p> <p>災害により住宅又は家財について、その価格の半額以上の損害を受けた者で、その年の合計所得額が1,000万円以下である者に対し、次により減免を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得金額が500万円以下の場合全額 ・ 500万円超750万円以下 2分の1 ・ 750万円超1,000万円以下 4分の1 	<p>法第2条</p>
	<p>2 相続税、贈与税の免除</p> <p>相続、遺贈又は贈与により取得した財産について申告書の提出期限後に甚大な損害を受けた者に対し被害を受けた部分に対する税額を免除する。</p>	<p>法第4条</p>

(2) 地方税

<p>県 税</p>	<p>個人の県民税 (地方税法45条)</p>	<p>市町村長が個人の市町村民税を減免した場合、各市町村税条例による減免額の割合と同じ割合で減免する。</p>
	<p>個人の事業税 (条例62条)</p>	<p>当該年度の前年度の事業税の最終の納期限の翌日から当該年度の最終の納期限の日までの間に災害により損害を受けた者に対し、次により減免を行う。</p> <p>1 災害による事業用資産の損害額が、資産価格総額の2分の1以上であり、かつ、事業の所得金額が1,000万円以下の者</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得金額が500万円以下の場合全額 ・ 500万円超750万円以下 2分の1 ・ 750万円超1,000万円以下 4分の1 <p>2 自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有する住宅又は家財の損害額が資産価格総額の2分の1以上であり、かつ、合計所得金額が500万円以下である者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得金額が400万円以下の場合 2分の1 ・ 400万円超500万円以下 4分の1
	不動産取得税 (条例79条)	<p>1 災害により滅失又は損壊した不動産に代る不動産を取得する場合、滅失又は損壊した不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度に、滅失又は損壊の日から、3年以内に取得したものに限り減免する。</p> <p>2 取得した不動産が、その取得の直後に災害により滅失又は損壊した場合、その不動産の取得に対し減免する。</p>
	自動車税 (条例135条)	<p>災害により自動車に損害を受け、その修繕に要する費用額が自動車税の年額をこえる場合、次により減免する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修理費が自動車税の2倍を超える場合 2分の1 ・ 修理費が自動車税の2倍以下の場合 4分の1 <p>なお、損害額及び修繕費用の額はいずれも保険金、損害賠償金等で補填される金額を差し引いた後の金額である。</p>
市町村税		<p>地方税法に基づき市町村条例の規定により減免する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人の市町村民税 (法323条) 2 固定資産税 (法367条) 3 国民健康保健税 (法717条)

資料 3 2 - 4 災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という）により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

（対 象）

第 2 条 この要綱による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- 一 災害により死者又は行方不明者を出した世帯。
- 二 災害により精神または身体に著しい障害を受けた者。
- 三 災害により住宅を全壊、流失または半壊した世帯。
- 四 床上浸水により住家に被害を受けた世帯。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの。

（見舞金の額）

第 3 条 見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- 一 前条第 1 項第 1 号及び 2 号 60万円
- 二 前条第 1 項第 3 号及び 4 号
 - （一）自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主

全壊、流失	60万円
半壊、床上浸水	20万円
 - （二）借家で現に居住している家屋の被災世帯主

全壊、流失	20万円
半壊、床上浸水	6万円

（市町村長の報告）

第 4 条 市町村長は、災害により見舞金の給付対象となりうるり災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第 1 号）を県地域振興局総務企画部長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

（給付の方法）

第 5 条 知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市町村長に通知するとともに、り災者に交付するものとする。

- 2 前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地域振興局総務企画部長が行うものとする。
- 3 地域振興局総務企画部長は、り災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書（様式第 2 号）に様式第 1 号の写しを添えて速やかに総合防災課長に提出するものとする。

る。

附 則

1. この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。
2. 小災害り災者に対する見舞措置要綱（昭和39年6月15日施行）は廃止する。
3. この要綱は、昭和50年7月11日発生の災害から施行する。
4. この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
5. この要綱は、昭和59年8月1日から施行する。
6. この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
7. この要綱は、平成9年10月1日から施行する。
8. この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
9. この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
10. この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
11. この要綱は、平成19年9月17日から施行する。

資料 3 2 - 5 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和 4 9 年 1 2 月 2 6 日条例第 3 2 号)

改正 昭和50年6月26日条例第1号、52年3月30日第5号、53年9月27日第20号、56年9月22日第26号、57年12月23日第34号、62年6月27日第14号、平成3年12月18日第56号、平成16年11月15日第50号、平成23年9月30日第26号)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 4 8 年政令第 3 7 4 号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害：豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民：災害により被害を受けた当時、秋田市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人あたりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- | | |
|---|-------|
| ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）および住居の損害がない場合 | 150万円 |
| イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| ウ 住居が半壊した場合 | 270万円 |
| エ 住居が全壊した場合 | 350万円 |

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
イ 住居が半壊した場合	170万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く）	250万円
エ 住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平16条例50・旧附則・一部改正)

(河辺町および雄和町の編入に伴う経過措置)

2 河辺町および雄和町の編入の日前に生じた災害による旧河辺町および旧雄和町の区域内に当該災害が生じた時に住所を有した者に係る災害弔慰金および災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付けについては、それぞれ災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年河辺町条例第10号)および災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年雄和町条例第19号)の例による。

(平16条例50・追加)

附 則 (昭和50.6.26条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52.3.30条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53. 9. 27 条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56. 9. 22 条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57. 12. 23 条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62. 6. 27 条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3. 12. 18 条例第 56 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 16. 11. 15 条例第 50 号）

この条例は、平成 17 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

資料 3 2 - 6 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和50年1月4日規則第25条

改正 昭和57年12月23日規則第23号

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、秋田市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続き)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類および程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、秋田市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の方法及び期間
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調 査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額償還方法及び償還期間を記載した貸付決定通知書を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする

理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認書通知書を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払を免除した期間及び金額を記載した違約金支払免除承認書を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15集 災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還の免除を受けようとする者

(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神もしくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を市長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57、12、23規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

資料 3 2 - 7 秋田市災害見舞金給付要綱

〔平成 8 年 12 月 24 日〕
市 長 決 裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常と認められる自然現象および火災（以下「災害」という。）により被害を受けた秋田市の区域内に住所を有するり災者およびその家族に対し、災害見舞金を給付することを目的とする。

（対象）

第 2 条 この要綱による災害見舞金の給付対象は、り災者の属する次の世帯とする。

- (1) 災害により死者、行方不明者又は重傷者を出した世帯
- (2) 火災により住家を全焼し、又は半焼した世帯
- (3) 火災以外の災害により住家を全壊し、流失し、又は半壊した世帯
- (4) 床上浸水により住家に被害を受けた世帯
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯

（災害見舞金の額）

第 3 条 災害見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 死者又は行方不明者（1 人につき） | 15 万円 |
| (2) 重傷者（1 人につき） | 5 万円 |
| (3) 全焼、全壊又は流失 | 10 万円 |
| (4) 半焼又は半壊 | 5 万円 |
| (5) 床上浸水 | 5 万円 |

（調査等）

第 4 条 市長は、災害見舞金を給付するときは、調査、照会等により、災害の種類および程度等を把握するものとする。

2 市長は、前項の把握を行うため、り災者およびその家族等に対し、必要に応じて次に掲げる書類の提出を求めるものとする。ただし、秋田市 の区域外における災害である等の理由により書類の提出を求めることが 困難である場合は、この限りでない。

- (1) り災証明書
- (2) 死亡記載事項のある戸籍の謄本もしくは全部事項証明書又は抄本もしくは個人事項証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（支給の制限）

第5条 災害見舞金は、次の各号に掲げる場合には給付しない。

- (1) 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年秋田市条例第32号）の規定に基づく災害弔慰金の支給対象者となった場合
- (2) 当該災害が、り災者の故意又は重大な過失により発生した場合
- (3) 特別な事情があるため、市長が給付を不相当と認める場合

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成8年12月24日から実施し、平成8年12月13日以後にその種類および程度等が把握された災害から適用する。

（災害に対する法外援護に関する内規の廃止）

1 災害に対する法外援護に関する内規（昭和59年4月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月27日から施行し、平成19年9月17日以後にその種類および程度等が把握された災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月27日から施行する。

資料 3 2 - 8 秋田市災害見舞金給付要領

〔 平成18年10月30日
市 長 決 裁 〕

(目的)

第1条 この要領は、秋田市災害見舞金給付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、災害見舞金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(豪雪の定義)

第2条 要綱第1条に規定する「豪雪」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づき災害対策本部が設置されたものその他これに準ずる程度のものをいう。

(豪雪による人的被害)

第3条 要綱第2条第1号に該当する豪雪による人的被害は、「雪による人的被害について」（昭和59年消防庁防災課事務連絡）によるものとする。

附 則

この要領は、平成18年10月30日から施行する。

資料 3 2 - 9 リ災証明書の書式

(1) 火災以外の場合

様式第 1 号 (罹災証明書等交付事務取扱要綱第 4 条関係)

罹 災 証 明 書

家屋の所有者等 ※災害で被害を 受けられた方	住所		
	氏名(代表者)		
	所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> ()		
	生年月日	性別	
罹災日時および 罹災原因	年 月 日 () 時 分頃 原因		
罹 災 家 屋	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> ()		
罹災家屋の所在地	秋田市		
罹 災 程 度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> ()		
世帯構成員	氏 名	生年月日	性別

以上のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

秋田市長

被害証明書

家屋等の所有者等 ※災害で被害を受 けられた方	住所	
	氏名(代表者)	
	所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> ()	
	生年月日	性別
被害日時および 被害原因	年 月 日 () 時 分頃 原因	
被害家屋等	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> ()	
被害家屋等の所在地	秋田市	
被害内容		

以上のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

秋田市長

被害届出証明書

家屋等の所有者等 ※災害で被害を受 けられた方	住所	
	氏名(代表者)	
	所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> ()	
	生年月日	性別
届出年月日	年 月 日	
被害日時および 被害原因	年 月 日 () 時 分頃 原因	
被害家屋等	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> ()	
被害家屋等の所在地	秋田市	
被害内容		

以上のとおり、被害届出があったことを証明します。

年 月 日

秋田市長

被 害 証 明 書 交 付 申 請 書	
年 月 日	
(宛先) 秋田市長	
申請者(代理人) ※窓口に来られた方	住所
	氏名(代表者) ⑩
	生年月日 . .
	電話番号
家屋等の所有者等 ※災害で被害を受けられた方	住所
	氏名(代表者)
	所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> ()
	生年月日 . . 性別 男 ・ 女
電話番号	
被害日時および 被害原因	年 月 日 () 時 分頃 原因
被 害 家 屋 等	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> ()
被害家屋等の所在地	秋田市
被 害 内 容	
証明書必要数および必要理由等	<input type="checkbox"/> 損害保険 <input type="checkbox"/> () 通 提出先

受付印

様式第7号（罹災証明書等交付事務取扱要綱第6条関係）

委 任 状

（宛先）秋田市長

年 月 日

委任者 (頼んだ人)	住所
	氏名（代表者） ⑩
	電話番号

私は次の者を代理人（受任者）と認め、下記事項について委任します。

代理人 (受任者)	住所
	氏名（代表者）
	電話番号

記

委任事項	<input type="checkbox"/> 罹災証明書	通
	<input type="checkbox"/> 被害証明書	通
	<input type="checkbox"/> 被害届出証明書	通
	の交付申請・取得に関すること。	

※委任状は、委任者本人が全て記入してください。

※代理人（受任者）は、運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

提出期限を超過した理由書

（宛先）秋田市長

年 月 日

申請者 住所 _____
氏名（代表者） _____
_____ 印 _____
電話番号 _____

提出期限を超過した理由は、次のとおりです。

(2) 火災の場合

様式第24号 (秋田市火災調査規定第60条関係)

年 月 日		
(あて先)		
消 防 署 長		
申 請 者		
住 所		
_____ (電話番号) _____		
氏 名 _____ 印		
り 災 証 明 申 請 書		
1	り 災 年 月 日 お よ び 時 刻	年 月 日 時 分 ころ
2	り 災 物 件 の 所 在 地	秋田市
3	申 請 者 と り 災 対 象 物 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他()
4	証 明 内 容	
3	提 出 先 (使用目的)	6 必要枚数 枚
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

申請上の注意事項

- (1) 代理人が申請する場合は、委任状を添えて提出してください。
- (2) 3の欄は、該当するものを○で囲んでください。その他に○をした場合は、その内容を()の中に記入してください。
- (3) 1、2、3、4の欄は、消防職員の説明を受けて記入してください。
- (4) ※印の欄は、記入しないでください。

申請者 住所 _____ 氏名 _____ <h2 style="text-align: center;">り 災 証 明 書</h2>	
り 災 年 月 日 お よ び 時 刻	年 月 日 時 分 ころ
り 災 物 件 の 所 在 地	秋田市
申 請 者 と り 災 対 象 物 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（ ）
証 明 内 容	
提 出 先 （ 使 用 目 的 ）	
消 第 号	
年 月 日申請のあったことについて、上記のとおり 相違ないことを証明します。	
年 月 日	
消 防 署 長 ㊟	

第33 孤立集落に関する資料

資料33-1 孤立想定集落一覧表

番号	地区	農業集落	世帯数	集落の位置
1	秋田太平地区	貝ノ沢	12	太平山谷字貝ノ沢
2	〃	井関沢	13	太平中関字家ノ沢周辺
3	秋田上新城地区	湯ノ里	10	上新城湯ノ里字雷電
4	河辺岩見三内地区	砂子渕	41	河辺三内字砂子沢周辺
5	雄和大正寺地区	中ノ沢	36	雄和萱ヶ沢字比丘尼屋敷周辺
6	〃	神ヶ村東又	10	雄和神ヶ村字中崎周辺
7	〃	神ヶ村折戸	14	雄和神ヶ村字中村周辺
8	〃	碓田山田	12	雄和碓田字段ノ前周辺
9	〃	萱ヶ沢大台	2	雄和萱ヶ沢字大台
10	〃	萱ヶ沢二古沢	2	雄和萱ヶ沢字二古沢

交通途絶となる要因

地震、風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路構造物への土砂堆積など

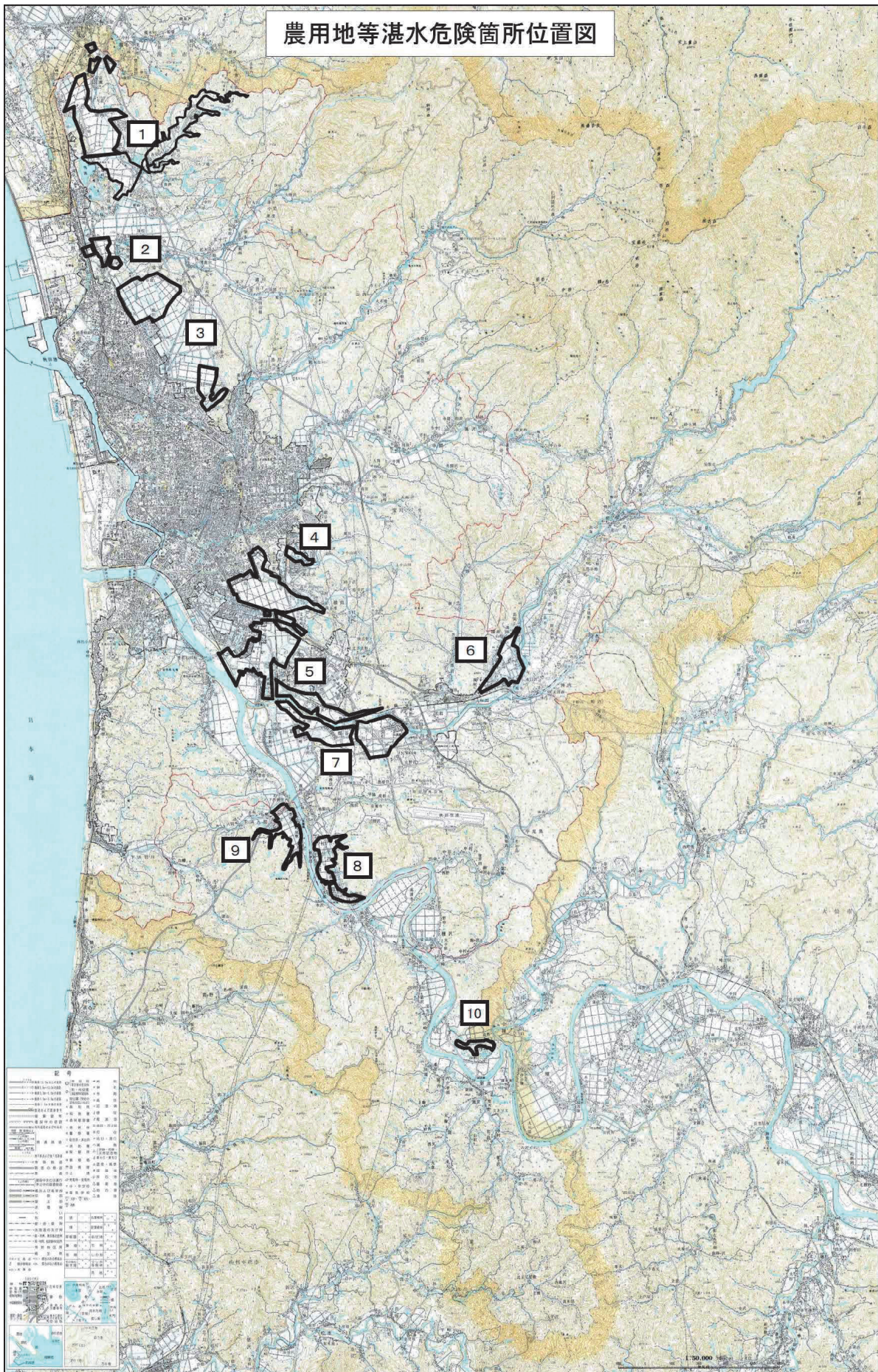
第34 農用地等湛水危険箇所に関する資料

資料34-1 農用地等湛水危険箇所表

(1) 農用地等湛水危険箇所表

番号	位置 (大字)	農用地の湛水状況		保全対象	
		農用地面積 (ha)	排水方法	人家 (戸)	公共施設
1	金足鳩崎、金足高岡、金足下刈、金足小泉、金足浦山、金足堀内、金足岩瀬、金足片田、金足吉田、金足大清水、金足黒川	550	自然排水	460	重要文化財1、集会所10
2	下新城笠岡、下新城中野	36	自然排水	49	集会所1
3	下新城岩城、飯島、外旭川	246	自然排水	243	中学校2
4	上北手大戸	24	自然排水	13	集会所1
5	仁井田、上北手荒巻、檜山、四ツ小屋、四ツ小屋小阿地、四ツ小屋末戸松本	543	自然排水	562	病院1、小学校1、集会所2
6	河辺諸井、河辺高岡、河辺和田	155	自然排水	162	集落排水処理施設1、集会所2
7	河辺畑谷、河辺戸島、雄和田草川、雄和椿川	243	自然排水	509	小学校1 集会所5
8	雄和平沢、雄和石田、雄和妙法	105	自然排水	185	市庁舎1、集会所2
9	雄和下黒瀬、下浜檜田、下浜八田	118	自然排水	136	集会所1
10	雄和左手子、雄和向野	25	自然排水	42	集会所1 福祉施設1

(2) 農用地等湛水危険箇所位置図



第 3 5 要配慮者利用施設に関する資料

資料 3 5 - 1 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

令和 3 年 8 月 1 日現在

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
1	保戸野小学校	保戸野すわ町 9 - 6 0	小学校
2	築山小学校	檜山古川新町 5 5 - 1	小学校
3	旭北小学校	山王三丁目 1 - 3 5	小学校
4	中通小学校	中通五丁目 8 - 2 2	小学校
5	旭南小学校	旭南一丁目 1 5 - 1	小学校
6	牛島小学校	牛島東六丁目 6 - 1	小学校
7	広面小学校	広面字蟹沢 2 9	小学校
8	太平小学校	太平目長崎字上目長崎 1 4 4	小学校
9	下新城小学校	下新城笠岡字佐戸反 1 0	小学校
10	上新城小学校	上新城五十丁字大村屋敷 2 2	小学校
11	豊岩小学校	豊岩豊巻字内縄尻 9 0	小学校
12	仁井田小学校	仁井田本町四丁目 7 - 1	小学校
13	四ツ小屋小学校	四ツ小屋字街道東 2 5 6 - 1	小学校
14	上北手小学校	上北手猿田字館ノ下 3 8	小学校
15	八橋小学校	八橋大沼町 7 - 1	小学校
16	東小学校	東通二丁目 1 1 - 1	小学校
17	泉小学校	泉中央六丁目 2 - 1	小学校
18	大住小学校	仁井田字西潟敷 3 3	小学校
19	岩見三内小学校	河辺三内字外川原 3 9	小学校
20	戸島小学校	河辺戸島字本町 1 2 3	小学校
21	秋田大学教育文化学部 附属小学校	保戸野原の町 1 3 - 1	小学校
22	秋田東中学校	手形休下町 1 0 - 5 1	中学校
23	秋田南中学校	南通宮田 1 5 - 1	中学校
24	山王中学校	山王三丁目 1 - 2 4	中学校
25	秋田西中学校	新屋大川町 1 9 - 7 5	中学校
26	豊岩中学校	豊岩豊巻字内縄尻 9 0	中学校
27	城東中学校	広面字鍋沼 1 7	中学校
28	御野場中学校	仁井田字中新田 2 2 3	中学校
29	岩見三内中学校	河辺三内字外川原 3 9	中学校
30	秋田南高等学校中等部	仁井田緑町 4 - 1	中学校
31	秋田大学教育文化学部 附属中学校	保戸野原の町 7 - 7 5	中学校

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
32	秋田大学教育文化学部 附属特別支援学校	保戸野原の町 7 - 7 5	特別支援学校
33	将軍野幼稚園	将軍野青山町 1 1 - 1 8	幼稚園（従来型）
34	秋大教育文化学部 附属幼稚園	保戸野原の町 1 4 - 3 2	幼稚園（従来型）
35	わかば幼稚園	山王三丁目 1 - 2 4	幼稚園（従来型）
36	秋田東幼稚園	東通三丁目 5 - 1	幼稚園（従来型）
37	秋田幼稚園	高陽青柳町 1 3 - 3 1	幼稚園（新制度）
38	聖使幼稚園	保戸野中町 6 - 3 6	幼稚園（新制度）
39	上新城幼児園	上新城五十丁字大村屋敷 2 2	幼児園
40	北保育園	下新城中野字街道端西 7 9	認可保育所
41	キッズステーション しょうぐんの	将軍野青山町 9 - 1 7	認可保育所
42	さくらんぼ保育園	外旭川字前谷地 5 3 - 1	認可保育所
43	こどものいえ保育園	外旭川字三後田 1 7 2	認可保育所
44	ひがし保育園	手形字扇田 1 8 - 1	認可保育所
45	ナーサリー小鳥の木	八橋イサノ二丁目 4 - 2 9	認可保育所
46	ぱんだ保育園	泉中央四丁目 1 - 1	認可保育所
47	寺内保育所（公）	寺内油田二丁目 5 - 1	認可保育所
48	白百合保育園	八橋鯨沼町 5 - 6	認可保育所
49	チキッズ 秋田ひろおもて保育園	広面字堤敷 7 3 - 1	認可保育所
50	みつば保育園	保戸野八丁 2 - 2 0	認可保育所
51	こひつじ保育園	広面字近藤堰添 4 6 - 4	認可保育所
52	くれよんハウス	保戸野千代田町 1 0 - 4 1	認可保育所
53	グリーンローズてがた保育園	手形休下町 1 - 3 3	認可保育所
54	こぼと保育園	広面字釣瓶町 7 1 - 4	認可保育所
55	みそのベビー保育園	保戸野すわ町 1 - 5 8	認可保育所
56	ほどの保育園	保戸野鉄砲町 5 - 6 0	認可保育所
57	やどめ保育園	千秋矢留町 2 - 8	認可保育所
58	わかこま第一保育園	山王二丁目 1 - 2 1	認可保育所
59	あさひ保育園	手形字山崎 9 2 - 1 8	認可保育所
60	秋田駅東保育園	東通三丁目 6 - 8	認可保育所
61	こどものくに保育園	東通二丁目 1 0 - 2 2	認可保育所
62	わかこま第二保育園	山王六丁目 7 - 2 6	認可保育所
63	かわしり保育園	山王臨海町 4 - 1 5	認可保育所
64	第一ルンビニ園	旭南一丁目 5 - 1 0	認可保育所
65	南通りすこやか保育園	中通五丁目 1 0 - 1 4	認可保育所

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
66	めぐみ保育園	東通七丁目4-11	認可保育所
67	あきた保育園	南通築地2-6	認可保育所
68	さくら保育園	桜二丁目13-27	認可保育所
69	岩見三内保育所(公)	河辺三内字外川原115	認可保育所
70	みどり保育園	檜山南中町1-32	認可保育所
71	第二ルンビニ園	川元小川町1-53	認可保育所
72	かわぐち保育園	檜山登町10-50	認可保育所
73	城南園	檜山古川新町41-2	認可保育所
74	牛島ルンビニ園	牛島東四丁目7-48	認可保育所
75	かんば保育園	牛島西一丁目7-42	認可保育所
76	大野保育園	仁井田字西潟敷11	認可保育所
77	グリーンローズ保育園	新屋表町8-19	認可保育所
78	雄和中央保育所(公)	雄和種沢字戸草沢105	認可保育所
79	新波保育所(公)	雄和神ヶ村字陳笠262	認可保育所
80	あきたこどもの森	濁川字家ノ前113	認定こども園
81	こども園いずみ風の遊育舎	寺内字三千刈223-1	認定こども園
82	ウェルビューいずみこども園	泉菅野二丁目17-27	認定こども園
83	あさひかわこども園	泉東町8-56	認定こども園
84	認定こども園ひかり幼稚園	泉中央三丁目2-1	認定こども園
85	白百合いずみこども園	泉中央五丁目6-1	認定こども園
86	秋田認定こども園	手形休下町3-4	認定こども園
87	あきた中央こども園	保戸野千代田町1-10	認定こども園
88	聖園幼稚園	保戸野すわ町1-58	認定こども園
89	山王幼稚園・保育園	山王中園町4-15	認定こども園
90	認定こども園 聖霊幼稚園・保育園	南通みその町5-3	認定こども園
91	こまどり幼稚園・保育園	横森五丁目1-29	認定こども園
92	ならやま認定こども園	南通宮田16-30	認定こども園
93	勝平幼稚園 ひよこ保育園	新屋松美ガ丘東町9-23	認定こども園
94	のびのびこども園	茨島四丁目1-20	認定こども園
95	秋田太陽幼稚園ベビー園	大住三丁目3-41	認定こども園
96	あおぞら幼保連携型 認定こども園	仁井田字仲谷地284	認定こども園
97	認定こども園新屋幼稚園 ・ほいくえん	新屋扇町4-27	認定こども園
98	ルーテル愛児幼稚園	新屋表町8-19	認定こども園
99	幼保連携型 にいだこども園	仁井田本町三丁目5-48	認定こども園

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
100	幼保連携型認定こども園 あおぞらなないろ園	四ツ小屋字中野 2 5 8	認定こども園
101	認定こども園 四ツ小屋	四ツ小屋字城下当場 2 - 4	認定こども園
102	院内保育園こどもの国	川元山下町 7 - 1 0	事業所内保育施設
103	明和会院内こども園	南通みその町 3 - 1 5	事業所内保育施設
104	秋田ヤクルト 東通センター託児所	東通観音前 1 3 - 3 9	事業所内保育施設
105	秋田ヤクルト 泉センター託児所	泉中央一丁目 4 - 7	事業所内保育施設
106	千秋保育園	広面字蓮沼 4 4 - 2	事業所内保育施設
107	し～な保育園	八橋南一丁目 1 - 3	事業所内保育事業
108	ほっくんキッズハウス	中通五丁目 1 - 3 9	事業所内保育事業
109	オレンジリー 秋田第 1 保育園	新屋鳥木町 1 - 1 7 2	事業所内保育事業
110	さんのうベビー園	川元開和町 1 3 - 3 4	企業主導型保育事業
111	オレンジリー 秋田第 2 保育園	新屋鳥木町 1 - 1 7 2	企業主導型保育事業
112	あさひかわベビー園	泉馬場 1 3 - 3 1	企業主導型保育事業
113	キッズ 秋田はすぬま保育園	広面字蓮沼 1 0 4 - 1	企業主導型保育事業
114	ビーンズ保育園	保戸野八丁 2 - 9	企業主導型保育事業
115	ゆめの樹保育園	山王四丁目 4 - 1 4	企業主導型保育事業
116	ぼっぼランドこまち (J R 東日本)	中通七丁目 2 - 5	企業主導型保育事業
117	豆の木保育園	外旭川字三後田 1 1 1 - 2	小規模保育事業
118	広面みなと園	広面字土手下 2 - 4	小規模保育事業
119	わかばベビー保育園	山王三丁目 1 - 2 4	小規模保育事業
120	こまちベビー園	中通七丁目 1 - 2 - 3	小規模保育事業
121	きらきら保育園秋田駅前	中通四丁目 1 7 - 1 5	小規模保育事業
122	大町子供の家	大町五丁目 7 - 3 8	小規模保育事業 認可外保育施設
123	もりのらくえん	桜三丁目 9 - 2	小規模保育事業
124	シエル 2 号館	東通仲町 2 1 - 1 4	小規模保育事業
125	こまどりリトル園	横森五丁目 1 8 - 9	小規模保育事業
126	どんぐりホーム	山王二丁目 1 1 - 1 5	認可外保育施設
127	愛護保育センター	広面字樋ノ沖 4 4 - 2	認可外保育施設
128	キッズライン	山王中島町 1 6 - 1 0	認可外保育施設
129	森の幼稚舎	桜三丁目 9 - 3	認可外保育施設

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
130	ばっけの会／ひよっこ 託児サロン	南通亀の町1-25	認可外保育施設
131	ちびっこランドにいだ園	仁井田二ツ屋一丁目3-47	認可外保育施設
132	ホームナーサリーぷちば	牛島西三丁目15-18-2	認可外保育施設
133	こどもの園 ここにわ	河辺高岡字川原田53	認可外保育施設
134	秋田県児童会館	山王中島町1-2	児童会館
135	広面児童館	広面字近藤堰越13-1	児童館
136	中通児童館	南通亀の町12-17	児童館
137	大住児童館	仁井田字西潟敷33	児童館
138	仁井田児童館	仁井田本町四丁目7-2	児童館
139	旭北児童館	山王三丁目1-35	児童センター
140	八橋児童館	八橋大沼町7-2	児童センター
141	泉児童センター	泉中央六丁目2-2	児童センター
142	保戸野児童館	保戸野すわ町9-76	児童センター
143	東児童センター	東通二丁目11-2	児童センター
144	旭南児童館	旭南一丁目15-5	児童センター
145	築山児童センター	檜山南新町上丁3	児童センター
146	牛島児童センター	牛島東四丁目7-47	児童センター
147	四ツ小屋児童センター	四ツ小屋字街道西15-1	児童センター
148	雄和児童センター	雄和妙法字上大部48-1	児童センター
149	下新城児童室	下新城笠岡字佐戸反10	児童室
150	上新城児童室	上新城五十丁字大村屋敷22	児童室
151	太平児童室	太平目長崎字上目長崎144	児童室
152	岩見三内児童室	河辺三内字外川原39	児童室
153	戸島児童室	河辺戸島字本町123	児童室
154	つばさ学童クラブ	八橋大畑一丁目8-22	放課後児童クラブ
155	泉学童クラブ (ひまわりクラブ)	泉中央四丁目3-15	放課後児童クラブ
156	あさひかわ学童保育クラブ	泉馬場13-31	放課後児童クラブ
157	広面子育ステーション	広面字二階堤20-1	放課後児童クラブ
158	白百合学童保育クラブ	八橋鯨沼町5-5	放課後児童クラブ
159	泉学童クラブ (わんぱくクラブ)	泉中央六丁目9-5	放課後児童クラブ
160	キッズクラブ・フレンドリー	広面字谷内佐渡270	放課後児童クラブ
161	学童スクールキャンパス21	泉南一丁目2-2	放課後児童クラブ
162	第三やどめ学童クラブ	保戸野八丁5-19	放課後児童クラブ
163	やどめ学童クラブ	保戸野原の町7-40	放課後児童クラブ

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
164	くれよんハウス学童クラブ ぐう・ちよき・ぱあ	保戸野千代田町 1 0 - 4 1	放課後児童クラブ
165	あすか児童クラブあきた中央	保戸野千代田町 1 - 1 0	放課後児童クラブ
166	こぼと学童保育クラブ	広面字樋ノ下 1 3 - 4	放課後児童クラブ
167	第二やどめ学童クラブ	千秋矢留町 2 - 8	放課後児童クラブ
168	にじっこ学童クラブ	広面字碓 1 - 7	放課後児童クラブ
169	第二にじっこ学童クラブ	広面字碓 7 9 - 3	放課後児童クラブ
170	若駒学童クラブ	山王六丁目 8 - 2	放課後児童クラブ
171	こどものくに学童クラブ	広面字鍋沼 8 0 - 3	放課後児童クラブ
172	東児童クラブ	東通二丁目 1 1 - 2	放課後児童クラブ
173	さんさん倶楽部	山王中園町 4 - 1 5	放課後児童クラブ
174	大町学童クラブ	大町五丁目 7 - 3 8	放課後児童クラブ
175	ひばりクラブ	檜山南新町上丁 3	放課後児童クラブ
176	ならやま放課後児童クラブ	南通宮田 1 6 - 3 0	放課後児童クラブ
177	あおぞら児童クラブ 牛島教室	牛島東五丁目 9 - 6	放課後児童クラブ
178	かんば学童教室	牛島西一丁目 7 - 4 2	放課後児童クラブ
179	大野学童クラブ	仁井田字西潟敷 1 1	放課後児童クラブ
180	あおぞらコミュニティー 児童館	仁井田字仲谷地 2 8 5	放課後児童クラブ
181	学童保育 あらやチャレンジクラブ	新屋扇町 6 - 3 8	放課後児童クラブ
182	放課後児童クラブ ・るーてる	新屋表町 8 - 1 9	放課後児童クラブ
183	にいだ学童クラブ	仁井田新田三丁目 1 1 - 1 3	放課後児童クラブ
184	あおぞら児童クラブ 四ツ小屋・御所野教室	四ツ小屋字中野 2 5 8 - 1	放課後児童クラブ
185	秋田赤十字乳児院	広面字釣瓶町 1 0 0 - 3	乳児院
186	聖園天使園	保戸野すわ町 1 - 5 8	児童養護施設
187	秋田県女性相談所	手形住吉町 4 - 2 6	婦人保護施設
188	秋田わかばハイム	南通築地 2 - 6	母子生活支援施設
189	秋田聖徳会若草ハイム	川元小川町 1 - 4	母子生活支援施設
190	秋田婦人ホーム	檜山古川新町 4 1 - 2	母子生活支援施設
191	デイサービスセンター あいらんど	飯島新町一丁目 3 - 1 5	通所介護
192	外旭川デイサービス センター幸	外旭川字鳥谷場 1 3 6	通所介護
193	旭川デイサービスセンター	添川字地ノ内 1 4 3 - 5	通所介護

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
194	さとみ温泉 りらくす倶楽部	添川字境内川原 1 4 2 - 1	通所介護
195	さとみ温泉 ゆったり倶楽部	添川字境内川原 1 4 2 - 1	通所介護
196	ジョイリハ秋田寺内	寺内字イサノ 6 0 - 2	通所介護
197	デイサービス きたえるーむ秋田泉	泉中央四丁目 1 8 - 1 5	通所介護
198	本道の街 デイサービスセンター	柳田字川崎 1 3 8	通所介護
199	レッツ倶楽部秋田八橋	八橋本町六丁目 9 - 1 0	通所介護
200	デイサービス きたえるーむ秋田広面	広面字家ノ下 9 1 - 3	通所介護
201	元氣ジム秋田山王	旭北栄町 3 - 1 1	通所介護
202	八橋デイサービスセンター	八橋南一丁目 8 - 2	通所介護
203	ひだまり デイサービスセンター	東通仲町 4 - 1 秋田拠点センターアルヴェ5階	通所介護
204	ケアポートかたりべ・くらぶ	山王沼田町 2 - 4 1	通所介護
205	コンパスウォーク山王	山王沼田町 1 1 - 6	通所介護
206	ツクイ秋田川尻	川尻御休町 5 - 1 2	通所介護
207	社会福祉法人蹊仁会ファミリ ー園デイサービスセンター	桜一丁目 4 - 2 1	通所介護
208	河辺デイサービスセンター	河辺三内字外川原 3 4 - 2	通所介護
209	川口デイサービスセンター	檜山登町 1 0 - 6 4	通所介護
210	ツクイ秋田茨島	茨島二丁目 1 1 - 6 5	通所介護
211	デイサービス ひなたぼっこの家	茨島四丁目 5 - 1 0	通所介護
212	ニチイケアセンター秋田	卸町五丁目 1 - 3 3	通所介護
213	まごころデイサービスセンター	牛島西一丁目 1 0 - 1 6	通所介護
214	ジョイリハ秋田仁井田	仁井田二ツ屋一丁目 3 - 4 9	通所介護
215	仁井田デイサービス センターふきむすめ	仁井田字仲谷地 2 8 2	通所介護
216	デイサービスコリウス	仁井田字大野 1 7 4 - 3	通所介護
217	御野場病院 デイサービスセンター	御野場四丁目 3 - 4	通所介護
218	デイサービスおぐら	河辺和田字坂本北 4 7 0 - 4	通所介護
219	秋田市北部デイサービス センターゆりかご	飯島字寄進田 9 4 - 1	通所介護
220	介護老人保健施設ニコニコ苑	下新城中野字琵琶沼 138 - 1	介護老人保健施設

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
221	介護老人保健施設遊心苑	添川字境内川原 1 9 6 - 1	介護老人保健施設
222	特別養護老人ホーム八橋	八橋イサノ一丁目 2 - 4	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
223	特別養護老人ホームほどの	保戸野すわ町 8 - 2 4	介護老人福祉施設
224	特別養護老人ホーム中通	中通四丁目 3 - 2 3	介護老人福祉施設
225	特別養護老人ホーム ぬくもり山王	川尻町字大川反 2 3 3 - 5 9	介護老人福祉施設
226	特別養護老人ホーム一つ森	上北手荒巻字鳥越 2 2 9 - 1	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
227	リフレッシュコア中通	中通四丁目 3 - 2 3	短期入所生活介護 短期入所
228	ショートステイ花さくら	添川字添川 1 7 0 - 7	短期入所生活介護
229	ショートステイこころ	添川字地ノ内 5 - 3	短期入所生活介護
230	ショートステイあきた中央	外旭川字三千刈 1 1 4 - 1	短期入所生活介護
231	ショートステイミニとまと	寺内字イサノ 1 2 1	短期入所生活介護
232	大学病院前 ショートステイ(ユニット型)	広面字二階堤 2 0 - 1	短期入所生活介護
233	ショートステイとまと	八橋イサノ一丁目 1 3 - 1 7	短期入所生活介護
234	本道の街 ショートステイセンター	柳田字川崎 1 3 8	短期入所生活介護
235	ショートステイ陽福苑	下北手松崎字上崎 4 7 - 1	短期入所生活介護
236	やすらぎの郷	泉中央五丁目 1 - 1 6	短期入所生活介護 通所介護
237	ショートステイ ケアホテルほどの	保戸野すわ町 8 - 2 4	短期入所生活介護
238	ショートステイひろおもて	広面字樋ノ下 1	短期入所生活介護
239	ショートステイ ラ・ボア・ラクテ	手形字西谷地 1 - 2	短期入所生活介護
240	ショートステイぬくもり山王	川尻町字大川反 2 3 3 - 5 9	短期入所生活介護
241	ショートステイであい	中通六丁目 4 - 1 2	短期入所生活介護
242	ショートステイ東通	東通観音前 1 - 2	短期入所生活介護
243	ショートステイ笑	広面字鬼頭 1 0 5	短期入所生活介護
244	ショートステイ夢見草	旭南三丁目 1 0 - 1 0	短期入所生活介護
245	ショートステイもみの樹	茨島二丁目 1 5 - 7 0	短期入所生活介護
246	ハートフルケア秋田 ショートステイ	牛島東五丁目 2 - 5 2	短期入所生活介護
247	ショートステイいちご	牛島東七丁目 8 - 3 7	短期入所生活介護
248	ショートステイ色えんぴつ	茨島四丁目 5 - 1 0	短期入所生活介護

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
249	ショートステイ牛島	牛島東六丁目5-17	短期入所生活介護
250	ショートステイヴィレージュ	牛島西一丁目6-28	短期入所生活介護
251	ケアホテルのぞみ翔裕館	上北手荒巻字堺切48	短期入所生活介護
252	仁井田福祉センター	仁井田字切上240-1	短期入所生活介護 地域密着型通所介護 特定施設入居者生活介護
253	ショートステイあい・ひかり	仁井田新田二丁目4-6	短期入所生活介護
254	ショートステイあい	仁井田字中新田68	短期入所生活介護
255	ショートステイあらや	新屋沖田町7-2	短期入所生活介護
256	ショートステイ千乃恵	四ツ小屋字城下当场253-4	短期入所生活介護
257	ショートステイおぐら	河辺和田字坂本北470-3	短期入所生活介護
258	ショートステイむすびの郷	雄和田草川字本田241-57	短期入所生活介護
259	ショートステイあゆみの里	豊岩小山字前田表150	短期入所生活介護
260	リフレッシュコア茨島	茨島四丁目12-43	地域密着型通所介護 生活介護
261	デイサービスほくと	下新城中野字街道端西11-1	地域密着型通所介護
262	グッドタイムクラブ・秋田	外旭川字堂ノ前174-1	地域密着型通所介護
263	デイサービスつなぎの湯	寺内字イサノ119-2	地域密着型通所介護
264	ウェルビューいずみ 共生デイサービスセンター	泉菅野二丁目17-27	地域密着型通所介護
265	大学病院前 デイサービス（地域密着型）	広面字二階堤20-1	地域密着型通所介護
266	デイサロンえにしあ	広面字蓮沼21-1	地域密着型通所介護
267	デイ・リハスポット ワンズライフ八橋	八橋本町三丁目13-17 山王イノベーションビル101号室	地域密着型通所介護
268	デイサービスあじさい	保戸野すわ町10-42	地域密着型通所介護
269	あいごデイサービス	下北手松崎字家ノ前4-4	地域密着型通所介護
270	デイズアクティブ	広面字樋ノ下6-2	地域密着型通所介護
271	デイサービス り・あくと	手形字西谷地188-1 西村ビル東棟	地域密着型通所介護
272	GENKINEXT 秋田駅東口	手形字西谷地416-1	地域密着型通所介護
273	楽土デイサービス広面	広面字小沼古川端97-2	地域密着型通所介護
274	リハプライド中通	中通六丁目1-65 PPビル1階	地域密着型通所介護
275	デイサービスぬくもり山王	川尻町字大川反233-59	地域密着型通所介護
276	東通デイサービス	東通八丁目1-41	地域密着型通所介護
277	あおぞらデイサービス南通り	南通亀の町4-7	地域密着型通所介護
278	デイサービスえん	横森一丁目20-20	地域密着型通所介護
279	あおぞらデイサービス桜	桜二丁目6-2	地域密着型通所介護

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
280	さくらデイサービス横森店	横森四丁目9-36	地域密着型通所介護
281	バイタルケア秋田南	新屋松美ガ丘東町2-20	地域密着型通所介護
282	デイサービスもみの樹	茨島二丁目15-70	地域密着型通所介護
283	デイ・リハホーム ワズライフ牛島	牛島西一丁目4-43	地域密着型通所介護
284	ハートフルケア秋田 デイサービスセンター	牛島東五丁目2-52	地域密着型通所介護
285	機能維持特化型デイサービス ケアライフゆり	牛島東五丁目1-13	地域密着型通所介護
286	デイサービスさくら家	仁井田福島一丁目18-29	地域密着型通所介護
287	にこにこリハビリ デイサービス茨島る〜む	茨島七丁目4-26	地域密着型通所介護
288	デイサービスセンター のぞみ翔裕館	上北手荒巻字堺切48	地域密着型通所介護
289	デイ・リハスポット 西部ワズライフ	新屋大川町19-85	地域密着型通所介護
290	きょうせいリハ	仁井田栄町8-26	地域密着型通所介護
291	あおぞらデイサービス大住	大住南三丁目16-9	地域密着型通所介護
292	ア・ラ・ヤでデイ	新屋比内町13-1	地域密着型通所介護
293	あおぞらデイサービス 御野場	御野場新町一丁目18-1	地域密着型通所介護
294	地域密着型介護老人福祉施設 ケアコンプレックス寺内	寺内字三千刈47-2	地域密着型介護老人福祉施設
295	特別養護老人ホーム 中通アネックス	中通五丁目8-15	地域密着型介護老人福祉施設
296	地域密着型特別養護老人 ホームうぐいす城東	広面字宮田32-1	地域密着型介護老人福祉施設
297	特別養護老人ホーム ラソ茨島	茨島六丁目17-11	地域密着型介護老人福祉施設
298	大学病院前 認知症デイサービス	広面字二階堤20-1	認知症対応型通所介護
299	デイサービス 本道の街ゆったり館	柳田字川崎138	認知症対応型通所介護
300	認知症対応型通所介護 あさの杜	中通五丁目8-15	認知症対応型通所介護
301	デイサービスかんとぅ	檜山川口境11-17	認知症対応型通所介護
302	デイサービスひばりさん	御町五丁目14-10	認知症対応型通所介護

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
303	グループホーム グッドケア・秋田	外旭川字堂ノ前174-1	認知症対応型共同生活介護
304	SOMP Oケア そんぼの家GH秋田旭川	旭川清澄町16-17	認知症対応型共同生活介護
305	グループホーム幸樹	泉南一丁目4-20	認知症対応型共同生活介護
306	グループホームやばせ翔裕館	八橋本町三丁目14-18	認知症対応型共同生活介護
307	グループホーム保戸野	保戸野中町6-15	認知症対応型共同生活介護
308	りんどうの家	手形字山崎164-2	認知症対応型共同生活介護
309	あじさいの家	山王沼田町4-11	認知症対応型共同生活介護
310	グループホームかんと	檜山川口境11-17	認知症対応型共同生活介護
311	グループホーム ソフトハンド茨島	茨島四丁目1-6	認知症対応型共同生活介護
312	グループホーム ふれ愛の里牛島	牛島東五丁目4-23	認知症対応型共同生活介護
313	グループホーム・つばき大住	仁井田湯中町2-35	認知症対応型共同生活介護
314	グループホームゆず	仁井田本町三丁目10-18	認知症対応型共同生活介護
315	グループホーム国見ノ里	豊岩小山字前田表158-3	認知症対応型共同生活介護
316	グループホーム・つばき苑	雄和椿川字小鹿野戸39-2	認知症対応型共同生活介護
317	グループホーム赤とんぼ	雄和新波字竹ノ花12	認知症対応型共同生活介護
318	介護付有料老人ホーム ソフィー	将軍野向山13-42	特定施設入居者生活介護
319	介護付有料老人ホーム グリーン	外旭川字三後田184	特定施設入居者生活介護
320	ひとむすび八橋	寺内字イサノ24-1	特定施設入居者生活介護
321	ひとむすび泉	泉北一丁目13-5	特定施設入居者生活介護
322	ニチイケアセンター ひろおもて秋田	広面字近藤堰越17-1	特定施設入居者生活介護
323	介護付高齢者優良賃貸住宅 ほのか	広面字糠塚102-1	特定施設入居者生活介護
324	アルテンハウゼ手形住吉町	手形住吉町1-3	特定施設入居者生活介護
325	特定施設入居者生活介護 スマートホーム	手形新栄町4-1	特定施設入居者生活介護
326	さらさ秋田駅前	中通四丁目17-15	特定施設入居者生活介護
327	ラ・ナシカあきた	東通四丁目4-13	特定施設入居者生活介護
328	サービス付き高齢者向け住宅 ゆきわり草	川元むつみ町3-32	特定施設入居者生活介護
329	さわやかさくらのもり	横森一丁目5-40	特定施設入居者生活介護

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
330	有料老人ホーム 拓稜ハウス割山	新屋朝日町13-25	特定施設入居者生活介護
331	さわやか桜式番館	卸町一丁目10-3	特定施設入居者生活介護
332	有料老人ホームヴィレージュ	牛島西一丁目6-28	特定施設入居者生活介護
333	みんなのまち	新屋比内町22-22	特定施設入居者生活介護
334	小規模多機能型居宅介護 事業所花みずき	添川字添川170-21	小規模多機能型居宅介護
335	小規模多機能ホーム グッドケア・秋田	外旭川字堂ノ前174-1	小規模多機能型居宅介護
336	小規模多機能型居宅介護 事業所愛好苑	柳田字境田140	小規模多機能型居宅介護
337	小規模多機能型居宅介護 事業所ひかりの樹	保戸野八丁1-14	小規模多機能型居宅介護
338	小規模多機能型居宅介護 事業所太陽	高陽青柳町9-20	小規模多機能型居宅介護
339	小規模多機能型居宅介護 和ごや家	下北手松崎字前谷地 141-1	小規模多機能型居宅介護
340	小規模多機能型居宅介護 幸の家	南通亀の町12-22	小規模多機能型居宅介護
341	小規模多機能型居宅介護 事業所よつば	旭南二丁目3-17	小規模多機能型居宅介護
342	小規模多機能型居宅介護 事業所りぼん	横森一丁目13-7	小規模多機能型居宅介護
343	檜山小規模多機能型居宅介護 事業所	檜山佐竹町1-19	小規模多機能型居宅介護
344	小規模多機能ふれ愛の里	牛島東五丁目4-22	小規模多機能型居宅介護
345	小規模多機能型居宅介護 事業所なごみ	仁井田字西潟敷127-2	小規模多機能型居宅介護
346	小規模多機能型居宅介護 事業所りんどう	仁井田本町二丁目12-14	小規模多機能型居宅介護
347	まめでらハウス	新屋扇町7-30	小規模多機能型居宅介護
348	小規模多機能型居宅介護 事業所さるびあ	仁井田字中新田88	小規模多機能型居宅介護
349	小規模多機能型居宅介護 事業所はる風	河辺和田字和田251-9	小規模多機能型居宅介護
350	秋田聖徳会	旭南一丁目5-6	養護老人ホーム
351	ケアハウス スマートライフ中通	中通一丁目4-4-401	軽費老人ホーム 特定施設入居者生活介護

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
352	ケアハウスファミリー園	桜一丁目4-21	軽費老人ホーム
353	ウェルビューいずみハウス	泉菅野二丁目17-27	生活支援ハウス
354	矢留の里	千秋矢留町6-25	住宅型有料老人ホーム
355	医心館秋田	広面字大巻59	住宅型有料老人ホーム
356	有料老人ホームもみじ	旭南二丁目3-18	住宅型有料老人ホーム
357	ナーシングホーム城南	檜山城南新町21-12	住宅型有料老人ホーム
358	住宅型有料老人ホームなごみ	仁井田字西瀉敷17-2	住宅型有料老人ホーム
359	有料老人ホームきざし	新屋大川町11-6	住宅型有料老人ホーム
360	有料老人ホームあらや	新屋鳥木町4-2	住宅型有料老人ホーム
361	有料老人ホームさるびあ	仁井田本町五丁目13-16	住宅型有料老人ホーム
362	有料老人ホームむすび	河辺和田字下石川255-1	住宅型有料老人ホーム
363	秋田市老人福祉センター	八橋南一丁目8-2	老人福祉センター
364	生活介護事業所 長岡ハウス	下新城長岡字毛無谷地255	生活介護
365	ライフサポートほくと	下新城中野字街道端西 11-1	生活介護 自立訓練（機能訓練）
366	とうふ屋丸木橋六兵衛	山内字丸木橋174-1	生活介護 就労継続支援B型
367	秋田聖徳会多機能型 支援センター第二聖和	外旭川字野村20-1	生活介護 放課後等デイサービス
368	ウェルビューいずみ 障害福祉サービスセンター	泉菅野二丁目17-27	生活介護 就労継続支援B型
369	障がい福祉サービス事業所 ほっとばんぶー	柳田字竹生168-1	生活介護
370	障害者支援施設 ひだまり	東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5階	生活介護 自立訓練（機能訓練）
371	夢・究塾明日葉	山王五丁目13-33	生活介護 就労継続支援B型
372	秋田聖徳会 障がい福祉 サポートセンター聖和	川元小川町1-8	生活介護
373	自閉症スペクトラム特化型 生活介護事業所 Kai	仁井田本町一丁目19-27	生活介護
374	多機能型重症児者 デイサービス にのこ	御野場一丁目2-2	生活介護 放課後等デイサービス
375	ごろりんはうすStory	山王一丁目4-10	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型
376	手形ハウス	手形字山崎164-2	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
377	医療法人回生会 生活訓練事業所 紫陽花	牛島西一丁目6-7	自立訓練（生活訓練）
378	保戸野ハウス	保戸野中町6-15	就労移行支援（一般型） 就労継続支援B型
379	こまどり	八橋字イサノ10	就労継続支援A型
380	広面ハウス	広面字樋ノ沖69-1	就労継続支援A型 就労継続支援B型
381	アクール	川尻町字大川反170-26	就労継続支援A型
382	株式会社HSS 秋田事業所	中通三丁目2-17 1F	就労継続支援A型
383	ビーハッピー	中通六丁目6-20 AMCビル4階	就労継続支援A型
384	スプラウト	中通五丁目11-8 秋田サンフレンドビル1階	就労継続支援A型
385	エバーグリーン	仁井田湯中町12-5	就労継続支援A型
386	ちゃれんじ工房株式会社	新屋島木町1-73	就労継続支援A型
387	家々	雄和平沢字大面2-1	就労継続支援A型 就労継続支援B型
388	明成園	添川字地ノ内10-1	就労継続支援B型
389	サポート スペース そう	泉字登木209-1 サンステージ登木108号室	就労継続支援B型
390	自立支援センター 希望園	泉中央二丁目6-26	就労継続支援B型
391	就労継続支援B型えこま〜る	八橋本町一丁目1-36	就労継続支援B型
392	アトリエ・ローブ	手形字西谷地188-1 西村ビル西棟	就労継続支援B型
393	障がい福祉サービス事業所 白樺	中通一丁目3-37	就労継続支援B型
394	ダイバーシティあきた	山王六丁目16-11 マツオカビル2 2F	就労継続支援B型
395	NPO法人 ホープ・フル 障害 者就労支援事業 秋田のうさん	川尻町字大川反170-69	就労継続支援B型
396	アキタネット 就労継続支援B型事業所	東通仲町2-12	就労継続支援B型
397	自立支援センター ふ〜ら	山王五丁目7-22	就労継続支援B型
398	はッピーわーきん	中通四丁目14-16 アキタ・スクエア2-3	就労継続支援B型
399	ごろりんはうす	川元山下町2-3	就労継続支援B型
400	ごろりんはうす Being	山王沼田町3-35	就労継続支援B型
401	インクル・ジョブ	山王沼田町11-11 山王沼田町オフィスビル1-B	就労継続支援B型

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
402	テラシア 就労継続支援B型事業所	東通仲町9-11	就労継続支援B型
403	障害者支援施設 ドリームカンパニーあゆみ	仁井田本町五丁目12-45	就労継続支援B型
404	ケアホーム ほっと	上新城小又字啞市50	共同生活援助
405	杉の木園 グループホーム事業所	山内字上台15-1	共同生活援助
406	グループホーム太郎・花子	旭川清澄町15-16	共同生活援助
407	雪やなぎ	柳田字佐渡端34-2	共同生活援助
408	ささこやま	広面字大巻36-3	共同生活援助
409	グループホーム白樺	中通一丁目3-37	共同生活援助
410	グループホーム まちなか	山王四丁目6-26 山王9Kビル 401号室 402号室	共同生活援助
411	あおぞら	広面字樋ノ上34-1	共同生活援助
412	こまち	広面字樋ノ上34-1	共同生活援助
413	結	広面字樋ノ上34-1	共同生活援助
414	みのり	広面字樋ノ上34-1	共同生活援助
415	さくら	広面字樋ノ上34-1	共同生活援助
416	グループホーム Tune	桜三丁目14-10	共同生活援助
417	医療法人わらべ会 障害者グループホームみやた	南通宮田15-44	共同生活援助
418	グループホーム青い鳥	茨島四丁目5-10	共同生活援助
419	回生会グループホーム さくら荘	茨島四丁目6-68	共同生活援助
420	回生会グループホーム あやめ荘	牛島西一丁目6-24	共同生活援助
421	グループホームゆかり	仁井田二ツ屋二丁目12-42	共同生活援助
422	こまち プラスワン	広面字碓84-3 PURE-FIRST	サテライト型住居
423	あおぞら プラスツー	東通三丁目6-33 ピアネス広面	サテライト型住居
424	あおぞら プラスワン	東通五丁目5-12 プライムパレス東通	サテライト型住居
425	結 プラスワン	東通六丁目14-2 イースト・スター	サテライト型住居
426	みのり プラスワン	広面字鬼頭104-3 ロイヤルハイツ参番館	サテライト型住居
427	さくら プラスワン	広面字二ツ屋17-2 シェモア城東	サテライト型住居
428	工房こすもす	濁川字堀尾田1-126	地域活動支援センター

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
429	秋田市のぞみ地域活動支援センター	八橋南一丁目8-2	地域活動支援センター
430	障害者支援施設 小又の里	上新城小又字落合85	短期入所 生活介護 施設入所支援 就労継続支援B型
431	杉の木園	山内字上台15-2	短期入所 生活介護
432	竹生寮	柳田字竹生168	短期入所 生活介護 施設入所支援
433	アイル	保戸野桜町15-39	短期入所 児童発達支援 放課後等デイサービス
434	医療法人回生会 短期入所事業所 紫陽花	牛島西一丁目6-7	短期入所
435	コミュニティライフサポート 谷内佐渡ホーム	広面字谷内佐渡100-1	短期入所 共同生活援助
436	まーる	仁井田福島一丁目16-22	短期入所
437	たかしみず園	上北手猿田字苗代沢14-1	短期入所 生活介護 施設入所支援
438	高清水園	上北手猿田字苗代沢14-1	短期入所 生活介護 施設入所支援
439	障がい者支援施設 ほくと	下新城中野字街道端西 11-1	短期入所 生活介護 施設入所支援 短期入所生活介護
440	アイルMC	保戸野金砂町2-32	児童発達支援 放課後等デイサービス
441	児童発達支援・放課後等 デイサービス じゃんぷ	広面字糠塚57-3	児童発達支援 放課後等デイサービス
442	児童発達支援・放課後等デイ サービス すまいるみつけ	広面字釣瓶町132-1	児童発達支援 放課後等デイサービス
443	放課後デイサービス太陽	高陽青柳町8-24	児童発達支援 放課後等デイサービス
444	発達支援BOX らじあぼ	手形字西谷地188-1 西村ビル 東棟	児童発達支援 放課後等デイサービス
445	こどもサポート教室 「クラ・ゼミ」秋田駅東校	手形字西谷地704-1 センティースマンション104号	児童発達支援 放課後等デイサービス
446	運動学習支援教室 ふれんず山王教室	山王五丁目14-2 山王土地ビル1F	児童発達支援 放課後等デイサービス

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
447	あきた児童デイサービス センター	檜山川口境 1 3 - 8	児童発達支援 放課後等デイサービス
448	子ども発達支援センター オリブ園	新屋表町 8 - 5	児童発達支援
449	憩音	将軍野桂町 2 - 9	放課後等デイサービス
450	放課後等デイサービス ハピネス	八橋イサノ二丁目 8 - 2 5 HM八橋 1 0 1	放課後等デイサービス
451	アーク	保戸野八丁 2 4 - 3 8	放課後等デイサービス
452	竹生寮 放課後等デイサービス事業所	柳田字竹生 1 6 8	放課後等デイサービス
453	あおぞらキッズ 放課後等デイサービス八橋	八橋新川向 9 - 2 4	放課後等デイサービス
454	放課後等デイサービス ネクストハピネス	八橋田五郎二丁目 2 - 2 4	放課後等デイサービス
455	児童デイサービスふ〜ら	保戸野鉄砲町 9 - 5 8 サンステージ秋田 3 号	放課後等デイサービス
456	あきた児童デイサービス 3 号店	手形字西谷地 1 3 4 - 1	放課後等デイサービス
457	あおぞらキッズ 放課後等デイサービス	広面字板橋添 2 6 - 6	放課後等デイサービス
458	あおぞらキッズ 放課後等デイサービス南通り	南通亀の町 4 - 7	放課後等デイサービス
459	放課後等デイサービス事業所 和く話く	上北手猿田字苗代沢 1 4 - 1	放課後等デイサービス
460	放課後等デイサービス インクル	新屋表町 8 - 1 9	放課後等デイサービス
461	放課後等デイサービス らじびあ	仁井田本町三丁目 6 - 3 2	放課後等デイサービス
462	児童デイサービス ルピナス	御野場新町四丁目 1 0 - 8	放課後等デイサービス
463	今村病院	下新城 中野字琵琶沼 124 - 1	病院
464	外旭川病院	外旭川字三後田 1 4 2	病院
465	清和病院	柳田字石神 5 9	病院
466	秋田大学医学部附属病院	広面字蓮沼 4 4 - 2	病院
467	小泉病院	中通四丁目 1 - 2 8	病院
468	中通リハビリテーション病院	中通六丁目 1 - 5 8	病院
469	飯川病院	中通六丁目 1 - 2 1	病院
470	細谷病院	南通宮田 3 - 1 0	病院
471	中通総合病院	南通みその町 3 - 1 5	病院

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
472	秋田回生会病院	牛島西一丁目7-5	病院
473	御野場病院	御野場二丁目14-1	病院
474	並木クリニック	寺内堂ノ沢一丁目7-28	有床診療所
475	細部眼科医院	保戸野すわ町15-2	有床診療所
476	高橋眼科医院	保戸野中町1-53	有床診療所
477	山王胃腸科	山王二丁目1-49	有床診療所
478	小川内科医院	中通三丁目3-55	有床診療所
479	城東整形外科	東通六丁目7-6	有床診療所
480	城東スポーツ整形クリニック	中通七丁目1-3	有床診療所
481	おのば眼科	仁井田字中新田81	有床診療所

資料 35-2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

令和 3 年 8 月 1 日現在

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
1	明德小学校	千秋公園 1-13	小学校
2	旭川小学校	手形字オノ浜 63	小学校
3	浜田小学校	浜田字自在山 47-2	小学校
4	豊岩小学校	豊岩豊巻字内縄尻 90	小学校
5	上北手小学校	上北手猿田字館ノ下 38	小学校
6	下北手小学校	下北手松崎字谷崎 202-1	小学校
7	河辺小学校	河辺和田字岡村 164-1	小学校
8	太平中学校	太平中関字平形 46	中学校
9	豊岩中学校	豊岩豊巻字内縄尻 90	中学校
10	河辺中学校	河辺北野田高屋字雷谷地 84	中学校
11	手形山幼稚園	手形山東町 1-37	幼稚園（従来型）
12	上北手保育園	上北手猿田字苗代沢 87-6	認可保育所
13	新波保育所（公）	雄和神ヶ村字陳笠 262	認可保育所
14	ちえの和	上北手猿田字苗代沢 222-1	事業所内保育施設
15	旭川児童館	手形字オノ浜 63	児童館
16	明德児童センター	千秋北の丸 5-70	児童センター
17	河辺児童室	河辺和田字岡村 164-1	児童室
18	豊岩児童室	豊岩豊巻字内縄尻 90	児童室
19	広面子育てステーション	広面字二階堤 20-1	放課後児童クラブ
20	感恩講児童保育園	寺内神屋敷 2-1	児童養護施設
21	介護老人保健施設三楽園	飯島字堀川 84-20	介護老人保健施設
22	介護老人保健施設あいぜん苑	上新城道川字愛染 58	介護老人保健施設
23	介護老人保健施設千秋苑	外旭川字神田 592	介護老人保健施設
24	介護老人保健施設ふれ愛の里	豊岩小山字中山 216-27	介護老人保健施設
25	介護老人保健施設 シルバーケアセンター清遊園	河辺戸島字上野 4-3	介護老人保健施設
26	特別養護老人ホーム幸楽園	上新城中字片野 4	介護老人福祉施設
27	特別養護老人ホーム一つ森	上北手荒巻字鳥越 229-1	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
28	特別養護老人ホーム花の家	雄和石田字苗代沢 18	介護老人福祉施設
29	ショートステイ幸楽園	上新城中字片野 4	短期入所生活介護
30	大学病院前 ショートステイ（ユニット型）	広面字二階堤 20-1	短期入所生活介護
31	ショートステイゆうわの里	雄和芝野新田字寺沢 2-1	短期入所生活介護
32	花の家短期入所生活介護事業所	雄和石田字苗代沢 18	短期入所生活介護
33	手形デイサービスセンター ふるさと	手形字オノ浜 27-6	地域密着型通所介護

番号	施設等の名称	所在地	施設種別
34	大学病院前 デイサービス(地域密着型)	広面字二階堤 20-1	地域密着型通所介護
35	デイサービスゆうわの里	雄和芝野新田字寺沢 2-1	地域密着型通所介護
36	大学病院前 認知症デイサービス	広面字二階堤 20-1	認知症対応型通所介護
37	ケアハウス花の家	雄和石田字苗代沢 18	軽費老人ホーム
38	One memory	新屋船場町 3-10	生活介護 就労継続支援B型
39	サンハウス	上北手荒巻字荒巻 312	就労継続支援B型
40	グループホーム 久盛会	飯島字堀川 84-29	共同生活援助
41	工房こすもす	濁川字堀尾田 1-126	地域活動支援センター
42	障害者支援施設 小又の里	上新城小又字落合 85	短期入所、生活介護、 施設入所支援、 就労継続支援B型
43	すずらん短期入所事業所	飯島字堀川 84-29	短期入所
44	秋田緑ヶ丘病院	飯島字堀川 84	病院
45	秋田県立循環器・脳脊髄セン ター	千秋久保田町 6-10	病院
46	秋田赤十字病院	上北手猿田字苗代沢 222-1	病院
47	医療法人祐愛会 加藤病院	河辺戸島字上野 4-3	病院

第 3 6 地区防災計画

資料 3 6 - 1 地区防災計画の指定

連番	計 画 の 名 称	指 定 年 月
	提 案 者	
	対 象 地 域 (町内会名等)	
1	旭南地区防災計画 (案)	平成 3 1 年 3 月
	旭南地区自主防災組合連合会 会長 佐々木 久左エ門	
	<ul style="list-style-type: none"> ・登町むつみ町・向馬口労町・鍛冶町下川反親交會・鍛冶町上川反共盛會・馬口労町 ・酒田町・下鍛冶町・上鍛冶町・四十間堀町・城町・新城町・室町・恵比寿町 ・門前町・寿むつみ町・上川口・中川口・川口上裏町・西馬口労町・川口新町北区 ・川口新町親和會・本渡町共和會・川口下裏町親睦會・平和町・旭橋通り・川尻本町 ・川元開和町第一・旭南団地第一・旭南団地第二・旭南団地第三・旭南みつば會 ・若草會・旭南一丁目A・旭南一丁目B・旭南一丁目北 (3 5 町内會) 	
2		
3		
4		